予算特別委員会の審議方法について

＜付託案件の審議順番＞

日　　程	審　　議　　順　　番
３月１４日（木） １０：００～ 議　会　室	①令和６年度宮代町一般会計予算審査（質疑） ・企画財政課 ・議会事務局 ・総務課
３月１５日（金） １０：００～ 議　会　室	①令和６年度宮代町一般会計予算審査（質疑） ・会計室 ・税務課 ・町民生活課 ・環境資源課
３月１８日（月） １０：００～ 議　会　室	①令和６年度宮代町一般会計予算審査（質疑） ・福祉課 ・子育て支援課 ・住民課
３月１９日（火） １０：００～ 議　会　室	①令和６年度宮代町一般会計予算審査（質疑） ・健康介護課 ・産業観光課
３月２１日（木） １０：００～ 議　会　室	①令和６年度宮代町一般会計予算審査（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ・教育推進課

３月２２日（金） １０：００～ 議　　会　　室	①令和６年度宮代町国民健康保険特別会計予算審査（質疑・討論・採決） ・住民課 ②令和６年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算審査（質疑・討論・採決） ・住民課 ③令和６年度宮代町介護保険特別会計予算審査（質疑・討論・採決） ・健康介護課 ④令和６年度宮代町水道事業会計予算審査（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課 ⑤令和６年度宮代町下水道事業会計予算審査（質疑・討論・採決） ・まちづくり建設課

予　算　特　別　委　員　会

第　１　日

出席委員（１２名）

佐藤将行君		九・山妙子君	
福澤和美君		野原洋子君	
金子正志君		小島あけみ君	
泉伸一郎君		鈴木次男君	
合川泰治君		塚村香織君	
土渕保美君		川野武志君	

（議長　田島正徳君）

欠席委員（１名）

丸藤栄一君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

企画財政課長	菅原隆行君	企画財政課副課長	小島晃君
企画財政課主幹	村山善博君	企画財政課主幹	宮下義樹君
対話のまちづくり推進担当主査	大越一範君	財政担当主査	宮部俊周君
情報担当主査	飯尾浩之君	管財担当主査	島村剛君
総務課長	福田拓也君	総務課副課長	青柳誠君
人権推進室長	野口延寿君	総務課主幹	齋藤千洋君
総務課主幹	高澤学君	文書法規担当主査	小林美香君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主幹	青木豊
主任	金子尚子		

開会　午前１０時００分

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎開会の宣告

○委員長（土渕保美君）　おはようございます。

予算特別委員会委員長の土渕でございます。

本日３月14日から３月22日までのうち６日間にわたり、予算特別委員会が開催されるわけでございますが、何とぞ円滑な運営にご協力をよろしくお願い申し上げます。

審査の日程につきましては、事前に配付いたしました資料のとおりです。よろしくお願いいたします。

審査に関する注意事項を申し上げます。質疑は３回までです。スマートフォン、タブレット等の操作は控えてください。

それでは、丸藤委員に関しまして、今朝ほど坐骨神経痛の痛みがひどいということで欠席、そして病状が回復したら出てくるという旨をいただきましたので、ご了承をお願いいたします。

それを受けまして、ただいまの出席議員は12名であります。

これより予算特別委員会を開会いたします。

それでは、議長、ごあいさつをお願いします。

○議長（田島正徳君）　皆さん、おはようございます。

６日間という日程ですけれども、有意義なご質問をよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

また、質問側も答弁側も的確な質問、答弁をお願いいたします。委員会が慎重かつ効率的な運営が図れますよう、委員の皆様には特段のご配慮をお願いいたします。

◎議案第２０号の審査（企画財政課・議会事務局・総務課）

○委員長（土渕保美君）　本日は、議案第20号　令和６年度宮代町一般会計予算についてのうち、企画財政課、議会事務局、総務課分の歳入歳出の順に質疑を行います。

これより企画財政課分についての質疑に入ります。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○企画財政課長（菅原隆行君）　おはようございます。企画財政課長の菅原です。

以下、自己紹介させますので、よろしくお願いいたします。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　おはようございます。企画財政課副課長の小島と申します。よろしくお願いいたします。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　おはようございます。企画財政課管財情報政策担当主幹の宮下と申します。よろしくお願いします。

○企画財政課主幹（村山善博君）　おはようございます。企画財政課主幹の村山と申します。よろしくお願いします。

○対話のまちづくり推進担当主査（大越一範君）　おはようございます。企画財政課対話のまちづくり推進担当主査の大越と申します。よろしくお願いいたします。

○財政担当主査（宮部俊周君）　おはようございます。企画財政課財政担当主査の宮部と申します。よろしくお願いいたします。

○情報担当主査（飯尾浩之君）　おはようございます。企画財政課情報政策担当の飯尾と申します。よろしくお願いします。

○管財担当主査（島村　剛君）　おはようございます。企画財政課管財担当主査、島村と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　それでは、質疑に入ります。

答弁に当たっては職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

また、質疑に際しましては、資料名、ページを言ってから質疑のほうにお願いいたします。

それでは、質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　おはようございます。佐藤でございます。

予算書のほう74、75ページに(11)便利バスが走る事業、これが4,657万6,000円と本年度なっておりまして、昨年度と比較して130万プラスという形になっておりますが、これはどういった根拠でなったのか、これ以上の細かいところが出ていないものですからちょっと分からないのがありますので、ここのご説明と、あとちょうど同じところにあるので、ページ数が、11の一番上になるのか、公共交通会議のことが書いてありますが、これをどのように行ったのか、昨年度の比較を併せてこの２点をまずご説明いただきたいと思います。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　もしも僕がほかのところで見落としているのであればそうかもしれませんけれども、そうでないんだったら違いがなぜ出てくるのか。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　じゃ、まとめてしたほうがいいですね。

90、91ページの自転車対策事業、ここは町民生活課のほうですね、ごめんなさい。

そこのところでお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁お願いします。

副課長。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　企画財政課副課長の小島と申します。

まず、１点目の便利バスが走る事業でございます。予算書74ページ、75ページになります。

まず、こちらのほうの予算のほうの増理由でございます。こちらのほう、まず１点目のところですが、昨年度契約して２年契約の部分で、運行上で9,036万5,968円、２年契約でその金額になります。単年ですと4,518万2,984円になります。

それで、こちらのほうで増になっている理由でございますが、バスロケーションシステムの関係で、それを導入した費用と使用料になります。そちらのほうが130万9,748円、年額でございます。

１点目につきましては以上でございます。

２点目につきまして、公共交通会議の内容でございます。

こちらのほう、地域の実情に応じた適切な乗り合い旅客運送の対応及び運賃等に関する事項、２点目といたしまして、町営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項、３点目、交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項、この３点につきまして審議、協議をするものでございます。

こちらのほう、令和５年度につきましては１月31日に開催しまして、内容を協議したところでございます。

令和６年度につきましても、同様の内容で検討、協議行いまして、そのときの審議する内容はまだ６年度については決まっておりませんが、そちらのほうをやりまして、公共交通、町内循環バスのほうを適切に運行していけるようにしていく内容でございます。

２点目につきましては以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　まず、１点目のロケーションシステム、これは公共交通会議とも関わってくところであると思いますけれども、このようなものをまず導入時に入れなかったというところ。

つまり公共交通会議が形骸化しているのがこの前の一昨年度ぐらいまでか、菅原課長が就任されるというか、企画財政に来られるまではそういうふうになっていたところ、いろいろと直接お話しさせていただきまして少しはましにはなったんですけれども、これまで契約に関わる年度もしくはその前の年度に数年、間、空いてやったりとかというのが実情であったところでありますが、そこのところ要するに実質化、先ほど公共交通会議の目的なり何なりのお決まり事を説明しただけではありますけれども、要は実が伴うような形にちゃんと課のほうでやっていくつもりがあるのかどうかというところがポイントとして聞きたかったところなんです。

あとは、ロケーションシステムのこと先ほど触れられて、これが130万とおっしゃっていましたけれども、先日もちょっと窓口のほうでお話しさせていただきましたが、現実問題として、現実的に町民がきちんと使っているかどうかというふうな利用頻度というところ、ひいては費用対効果にもつながってくるんですけれども、その辺の分析等がなされているようなことは全然お聞きしていないのですが、そこのところはどのように考えているのかというところ。

また、今後、これも菅原課長には何回か言ったことはあるんですが、課は違いますが、移動販売の車がありますけれども、それも一緒にロケーションシステムのほうに乗せることはできないかということも聞きました。５次総のほうで町長から、執行部のほうで横串がということを言っておりますので、企画財政課だけにとらわれずに、一つのシステムがあるのですから、より有効的な活用をするような提案させていただきましたが、そこのところはどのように進捗というか、中の話合いになっているのかというところが先ほどなかったものですから、そこも併せて改めてお聞きしたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長の菅原です。

総括の内容について、ちょっと担当は聞いておりませんので、私のほうで答弁させていただきます。

バスのロケーションシステム、今のバスがどこら辺を走っているかというのをスマホですとかパソコンで見られるシステムなんですけれども、その後、私のほうでメーカーのほうに確認はさせていただいておりまして、月に大体2,000件ぐらい閲覧されている方がいるということで、直近の３か月で約6,200件の閲覧があるということで、当然、町の事務も減りましたし、それだけ多くの方に利用されているということで、効果的だったのではないかなというふうには考えています。

それと、もう一つ、公共交通会議なんですけれども、こちらも先日の一般質問等の答弁でもお答えさせていただいているんですけれども、バスを取り巻く環境というのはこれまでと違ってやはり相当厳しいというのもありますので、先日の公共交通会議の中でも、バスの運行会社ですとか、あとはタクシー事業者さんのほうから実情を聞くという作業をすごく多くやらせていただいていまして、その実情に対して公募の市民の皆さんですとか、あるいは関係者の皆さんがどう考えているのか、どうしたらいいのかというのを議論する場に

させていただいたので、今後につきましてもそういった実のある会議を行わせていただきたいというふうに考えております。

それとあと、移動販売の関係なんですけれども、移動販売につきましては担当が企画財政課ではなくて、あちらについては健康介護課になりますので、私どものほうでちょっと議論はしてはいないところです。

それについては、やっているところも実際ないわけじゃないので、できるのはできるので、ちょっと改めてまた引き続き相談はさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

ただ、移動販売のほうはこちらのほうが、バスはほとんど定時に来ているものですから、僕がいろいろ聞いた範囲と自分でもやってみて、さほど実用性がないとまでは言いませんけれども、それよりも時間のぶれがある移動販売のほうが見る価値があるというのは、特に選挙期間中にそのようなことを宮代台辺りでも言われたものですから、今年に入ってから何度かその辺の話をさせていただいたところであります。

また、先ほどの直近３か月で6,200件のアクセス数、これ町のほうこの前もお話しいただいた電話がかかってきて、それで町のほうでその電話に対してそれを見ながら答えるとかとかというふうな形で、町がアクセスしている件数も含まれてはいるわけであって、実際に使っている人の実数というのはそれは正確につかむことはできないとは思いますけれども、アンケートを取ったりとかそういうふうな形で分かったりとかするんではないかなというところを前もお伝えしたとは思うんですけれども、そこのところを今年度のほうはせっかくもう入れちゃったものですからロケーションシステムは、効果的にできないかというところを改めてお尋ねしたいところがあります。

また、バスのほう、さっき再質問のときにお聞きするのを漏れちゃったんだけれども、２年契約ということは来年度、令和６年度で今の朝日さんとの契約が終了するというふうな形かと思いますけれども、その次の令和７年度以降の青写真というか計画というかはどのようになっているのかというところを再々質問になっておりますので、細かく、これまでのような形になるのかどうか、またバスの大きさとか、また住民の方からもよく言われている特にもとむらクリニックに行くのが大きく姫宮とかをぐるっと回った後に行くという問題も何度かお伝えさせていただいております。

また、六花の中に入っていかないで外にいさせられる、また、ぐるるでも建物のほうからかなり遠いところなので、そこも改善してくれというふうな問題もある、その辺もご説明いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁お願いします。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長の菅原です。

まず、バスロケーションシステム、町の頻度なんですけれども、これ入れたことによって、やはり通常見られているお客さんも多いので、１日恐らく担当ベースで言うと１回か２回の問合せだと思います。ロケーションシステムを使わなきゃいけないような問合せは。そう考えますと、２回だとしても週に10回、だから月で40回ですので、％にしますと２％程度が町が利用しているのかなというふうには思います。

それとあと、７年度以降のバスの運行なんですけれども、今、宮代町、朝日自動車さんと契約をしておりますが、まずは朝日自動車さんが引き続きやる意思があるかどうかを今確認しているところです。

先ほどもお話ししましたように、受けてくれるところがもうないんです。どこのバス会社さんに聞いても、どこのと全部聞いたわけじゃないですけれども、幾つか確認しましてもお金の問題じゃないと言うんです。そうなりますと、朝日自動車さんがまず引き続きやってくれるのかというのを今交渉していまして、交渉していますというか随契でやるつもりは今ないんですけれども、朝日自動車に仮にお願いしたとしたらやってくれるかどうかというのを今確認をしておりまして、昨年もその辺の関係で本社まで行って確認はさせてはいただいているんですけれども、今はちょっとまだ何とも言えないというふうに言われているんです。

少なくとも、今のままでやれるかどうかというのはちょっとお答えできないというような段階ですので、その辺について、まずバスを運行してくれる事業者がいるかどうかというところから当たりたいなというふうに思っています。

来年度早々そういった動きを始めて、前半には業者を決めて、運行できるということであれば、今の路線でまずは運行できるかどうかを確認させていただきたいと思っています。

その上でルートの見直しとかにつきましては、まずやってくれるかどうかの話になっちゃっていますので、その上で改めてアンケートとかを取って、ルート等についてはまた今後検討はしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑は。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

４点ほど質問させていただきます。

まず、１点目なんですが、予算書74、75ページになります。

ちょっと同じ質問になってしまって申し訳ありませんが、11番、便利バスが走る事業、この中で一番右のところの事業概要のところの下のほうに本年度の特徴ということで、令和７年度新規運行開始の準備とあります。先ほどの課長の答弁をお聞きしてちょっとがっかりしたんですが、何としても路線バスの延長ですか、走っていない金原とかそういう地域に走ってもらいたいというのはやはりずっと要望として町民から出されていますので、その考えがやはり考えてもらえないかどうかというのをまず質問させていただきます。

２点目なんですが、予算書80、81ページの１番の庁舎等管理事業になります。

この中で14節工事請負費で、太陽光発電設備設置工事費で4,000万円と出ております。これの積算根拠を教えてください。

それから、予算書82、83ページ、(2)庁用自動車管理事業、この中のまず11の役務費、これで庁用車車検整備費ということで今回19台で、昨年も19台だったので、これは公用車というのは毎年車検しなければいけないのかということをお聞きいたします。

それと、17備品購入費の中で、自動車購入費が540万円で２台となっているんです。昨年度は３台で1,010万円だったんです。それに比べると、何か２台で540万というのはちょっと安いなという気がしたんですけれども、この２台は電気自動車を買われるかどうかというのをお聞きいたします。

それから、４問目になります。

予算書86、87ページ、(7)ＯＡ管理事業、この

中で事業概要のところの一番最後のところなんですけれども、庁舎内ネットワークの無線化とあります。この辺をもうちょっと詳しく教えていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　企画財政課副課長の小島と申します。

まず、１点目の予算書74ページ、75ページの便利バスが走る事業で、走っていない地域への運行についての考え方というところでございます。

こちらのほう、現状のルートになったタイミングが、見直しをして今年度から新たな形になっている状況でございます。走っていない地域の方からの問合せというのが最初のうちは届いていたんですが、ここ最近のところは声としては挙がってきていなくて、そういった状況でどういう形がいいのかというところも含めて、昨年末にバスのほうの運行についてのアンケート調査をやらせていただいたところでございます。

そういう状況の中でも、声としてはあまりでてきていない。ただ、もしかしたらその地域の方々がそこに乗っていなくて、アンケートとして書かれていないという場合もございますので、そういったところで声の拾い方としても、ちょっとここは考えてなくてはいけないかなというところではあります。

今のルートの運行が始まってまだ１年目という形になりますので、今後につきましては、そういったところの方々をどうカバーしていくかというところは考えていかなくてはいけないかなというふうに感じているところでございます。ですので、ちょっと今すぐそこについて回せるかとどうかというところにつきましては、現状としてはちょっと厳しいかなとは思いますが、今後の課題としては、そこの部分は踏まえて運行状況とかそういったところは検討していきたいと考えます。

１点目につきましては以上でございます。

２点目はちょっと１回飛ばさせていただきまして、次の庁用自動車、予算書82ページ、83ページになります。

こちらのほうの車検の費用ということで、19台ということで上がっておりますが、町の公用車につきましては相当数ございまして、大体の車が２年に一度の車検になりますので、そういった部分でいいますと、去年と今年ということでそれぞれ分かれて２年目を迎える車があるということになりますので、それなりの台数になっていくというところになります。

それと、次の備品購入費の自動車購入費になります。

540万円ということで、今回考えておりますのは、軽自動車の電気自動車を２台というふうに考えております。

私のほうからは以上になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○情報担当主査（飯尾浩之君）　情報政策担当の飯尾です。

私のほうからは、庁舎ネットワーク無線化に関しましてご説明させていただきます。

予算書87ページ、庁舎内ネットワークの無線化、こちらにつきましては、職員が業務で利用しているネットワークの無線化を現在検討しております。その理由なんですけれども、今後、先日公開させていただきました宮代町の自治体ＤＸ推進計画のほうで、事務の効率化の一環としてペーパーレス化を推進して印刷費用等の削減をしていこうというところを掲げております。このために会議です

とか各種審議会等で各職員がパソコンを持ち寄って紙資料を印刷せずに会議をできるようにしようというふうに考えておりまして、その一環で会議室どの場所に持っていっても自分のパソコンがつながるという環境を整備したいと考えております。

そのために、現状ＬＡＮケーブルを使って有線で接続しているパソコンのほうを無線化対応する予定になっております。

説明につきましては以上になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課、宮下です。

私のほうからは、太陽光につきまして回答のほうをさせていただきます。

こちらの太陽光の積算でございますが、まず太陽光パネルと、あとはパワーコンディショナーと言いまして太陽光の発電の熱量とか電気量とかそういったものを管理するもの、大体これぐらいでこちらが両方で1,700万程度で見込んでおります。

また、その他の機器としまして、ケーブルでありますとか、接続をするための電子部品の箱でありますとかそういったものでざっくり300万円ほどを見ておりまして、その他設置費で1,000万円ほどを見ております。

あとは、仮設費でありますとか足場でありますとかそういったもので200万円程度見ていまして、その他工事に関する共通費等々で800万円程度を見ておるものでございます。

ただ、昨今、部材の高騰とかもありますし、あとは太陽光の設置の台数、あとは公用自動車につきましては電気自動車をこれから増やしていくこともありますので、そのあたりにつきましては充電器等々の設置等も含めて考えていかなきゃいけないかなと思いまして、そのあたりについてはこの後、またほかの自治体の参考例とか業者さんとも参考に金額等々を聞きながら、また具体的な内容については詰めさせていただこうというふうな感じで考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、１点目の便利バスの件なんですが、健康介護課に移ってしまったんですが、高齢者等タクシー助成事業でこちらのほうを進めていただきましたが、やはり最初の目的は便利バスが行かないところを補完するというその目的があったんですけれども、高齢者等タクシー助成はそこからちょっと外れているという気がするんです。

その中でやはりバス運行というのがだんだん厳しくなってきているということがありますので、その先の公共交通を考えていかなくてはいけないと思います。町として、オンデマンド交通、できれば大型のワゴン車でデマンド交通をしていく、そういう何かことを考えていっていただけるかどうかということをまずお伺いいたします。

それから、２点目なんですが、太陽光発電、そうしますと、実際のパネル、パーコン等で経費としては大体1,700万円ということになるわけですけれども、これはどのぐらいの電力をカバーするものかということをお伺いいたします。

あと、一番最後に言われた800万円というのがちょっとよく分からなかったので、もう少し分かるように教えていただきたいと思います。

あと、３問目の自動車の関係と４問目のネットワークは分かりましたので、２点だけよろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　企画財政課副課長の小島と申します。

私のほうからは、バスの運行のその先の交通についてというところをお答えいたします。

まず、バスの運行につきましては、先ほど課長のほうからも話があったとおり、運転手不足、ここの解決というのはなかなか難しい部分もあるのかなというところもございまして、そういった面でバスの運行はどれだけ維持できるかというのは考えていかなくてはいけない。

その先にバスの運転手が減っていくというところの中で交通を維持していくという部分では、一つのアイデアとしては、泉委員のご指摘のとおり、ＡＩ型のデマンド交通も一つの選択肢になってくるかなと考えております。

そういう状況の中で、今年度、群馬県の富岡市のほうで導入をしておりますＡＩ型のデマンド交通のほうの視察のほうをさせていただきまして、そういった部分で検討はしているというような状況ではございます。

ただ、それを導入したとしても、どれだけの課題が残っていくのかとか、解決するのかというところにつきましては、まだそこの部分が整理できていない状況でもございますので、ＡＩ型のデマンド交通を入れるにしても、やはり運転手さんは必要になってくるところではございますので、そういった部分も含めて課題の整理をしつつ、現行、宮代町で運行しておりますタクシー事業者３社ございますので、そこのタクシー事業者も含めてご相談させていただきながら、ＡＩ型のデマンド交通も含めて検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課、宮下です。

ご質問いただきました共通費につきまして、まずお答えさせていただきます。

こちら共通費としましては、工事等々を行うときに、その工事を行う足場とかと別に、工事全般的に係る費用としましてかかってくるものであります。なので、現場管理費などで養生をしたりとか、そういった部分でかかってくる工事共通で係る費用として上がってくるものがこの共通費としてありまして、こちらが800万円程度という形で計上のほうをさせていただいているものでございます。

もう一つ、太陽光の発電の容量なんですけれども、現状で、太陽光につきまして、今回改めてパネルを設置することで、年間発電量につきましては約10万キロワット程度を今見込んでいるところではございます。ただ、こちらはやはり日照時間の問題でありますとかそういうところにも兼ね合いがございますので、絶対に10万キロという形ではないんですけれども、ただ設置するパネルからいきますと10万キロワットほどを見込めるのではないかというところで考えているところでございます。

今回、太陽光パネルにつきましては約200枚程度を設置する予定でございまして、年間発電量が10万キロワットを見込んでいるというところで計画しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

再々質問させていただきます。

オンデマンド交通に関しましては、やはり高齢者等タクシー助成事業なんかでもすごい経費がだんだん上がってきていますので、何か別なものを考えていかなくてはいけないなと思うんですが、

国交省のほうで、このようなオンデマンド交通とかそういう事業をやる場合に、赤字にならないように何か支援する、そういう補助をする制度をつくっていると聞いたんですけれども、それについて町のほうは知っているかどうかをお聞きいたします。

２問目の工事費の件、やっぱり聞いてもよく意味が分からないんですが、工事費が1,000万で、それに対してまた800万もかかるというのがよく意味が分からないので、何でそんな800万もかかるのかなと思ったから質問したんですが、一応はその１問だけ、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

デマンド交通に対する補助ですとかその運行に対する助成ということなんですけれども、首都圏に関しては赤字にならないように補塡するような仕組みというのは、国のほうでは用意はされていないはずです。

ただ、設備投資に当たっては、２分の１程度の補助金がまず出るというのが１点。システムを入れるお金、あるいはワゴン車を何台か買うお金の２分の１程度はまず補助が出ますので、最初はカバーされます。

それから、後年度の負担に関しましては、かかった費用の厳密には決まっていないんですけれども、３分の１程度は交付税で算入されるようなルールになっておりますので、恐らくそれのことかなというふうには思うんですけれども、要するに例えば1,000万円事業費がかかるとしたら300万円程度は交付税で戻ってくるとそういった仕組みにはなっています。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　続きまして、野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原洋子でございます。

質問をさせていただきます。

予算書81ページ、ただいまもありました太陽光発電についてなんですけれども、こちらは委託する業者さんはもう決まっているでしょうか。そちら教えていただきたいです。

それと、予算書の95ページです。

こちらは防災活動事業の……違いますか。すみません。

そうしますと、納税推進事業は大丈夫でしょうか。103ページは違いますか。

じゃ、すみません、太陽光発電だけでお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　企画財政課副課長の小島と申します。

太陽光発電の導入につきましては、委託業者につきましては今、現段階では決まっておりません。これから令和６年度が始まりましたら、コンペか入札か、いずれかの形でやりまして、委託業者が決まってくるというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　では、最質問をさせていただきます。

まだ業者が決まっていないということで、今太陽光発電とてもたくさんの業者があると思うんですけれども、このたびの震災でもそうですが、太陽光発電はかなり地震などで危ない状態になって、その後のごみ問題なども問題になっていると思うんです。そのあたり例えば大体寿命が太陽光発電20年ぐらいと言われているんですけれども、その20年たった後のそのごみ問題ですとか、そういう

ことも考えて業者のほう頼んでいただけるようにはなっているでしょうか、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　企画財政課副課長の小島と申します。

太陽光発電導入してその後使用ができなくなるような状況になっていったときの処理の仕方の部分につきましては、ちょっとそこまだ大分先の話になってしまいますので、そこの部分につきましては、今後検討してどういう形でやっていくのがいいのかというのはこの後調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。かなり町内もソーラー畑と言われるようなソーラー発電の施設が増えた、個人的にやられているところも増えているんですけれども、町でやっていかれる場合にそういう災害時のときなどに危なくないように設置していただきたいなと思っているところでございますので、その辺は要望としてお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質問は。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川でございます。質問させていただきます。

まず、太陽光パネルのことなんですけれども、まずは今現在ついている20年前ほどに設置されたと伺っているんですが、どの程度の効果があったのか、分かれば教えてください。

次に、公共施設全体に設置予定という事業構想になっていると説明をされたんですけれども、総事業費というのは幾らになるのかというのと、あと公共施設のつける順番というのはどのように考えて行っている事業なのかということ、それから何年がかりで全体につけていく予定なのかということと、あとは前に環境資源課からの説明で、耐用年数が10年から15年というふうに伺ったんですけれども、今回10年で償却するというお話しなんですけれども、そうすると最短で償却して終わってまた次つけるかつけないか、また撤去の費用も当然出てきますし、最長だと15年で５年間は有意義に使えるというような今のところそういうお話で伺っているんですけれども、果たしてそんなに効果が見込めるのかなというのがあるんですけれども、その辺がどうなのかというところをお伺いさせていただきます。

もう一つは、あとふるさと納税の点なんですけれども、令和６年度宮代ワインは作るのか、ページは太陽光は80、81ページと、あと宮代ワイン、ページ数が余り関係する話でないので、宮代ワインが作られるのか作られないのかという点で、昨年作られなかったと伺っているんですけれども、その理由を教えていただければと思います。

もう一つがあと公共交通の便利バスはさっき何ページでしたっけ、75ページということで、便利バスの点なんですけれども、さっき群馬県でＡＩ型デマンド交通ということで視察行ったとお話しだったんですけれども、そうすると乗合を想定しているということなんですか。今のタクシーだと直線的に行ってその人だけ乗せて直線的にまた最短で行ける、タクシーを自由に使えるので一番便利は便利だと思うんですけれども、デマンドでやるとやはり乗合ということになっていくかと思うんですけれども、そういう方向で考えているのかという点をお伺いさせていただきます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　企画財政課副課長の小島と申します。

ちょっと回答の順番が違うんですが、まず２点目の公共施設の太陽光等の設置に関しましては、こちらのほう担当のほうが環境資源課のほうになるので、そちらで聞いていただければと思います、全体の話につきましては。

それと３点目のふるさと納税のワインを作るかどうかというところにつきまして、こちらのほうが産業観光課が所管しておりますので、そちらについても産業観光課で聞いていただければと思います。

４点目のＡＩ型のデマンド交通につきましては、デマンド交通につきましては、こちらは大型のマイクロバス的なものを用意しまして、ＡＩのシステムでその同時刻で同じ目的地に行くという人を募りまして、何人か二、三人いればその二、三人を最短ルートで結んで目的地まで運ぶという形になりますので、タクシーみたいなドア・ツー・ドアではないんですが、比較的直線的な形で運行するということと、あとバスと違いますので、比較的小回りが利くような状況ですので、通常のバスよりは早く、タクシーよりは若干時間がかかるというような形での運行になるのかなというふうに思いますので、御理解いただければと思います。

私のほうからは以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課、宮下です。

私のほうからは１点目、現状ですね、ついている太陽光についてお答えのほうさせていただきます。

現行ついている太陽光なんですけれども、平成16年度に設置のほうがされまして、以降活用のほうしているところでございます。

発電の発電量につきましてなんですけれども、こちら残っている情報というか、発電量のほうを観測する機械のほうが実際のところは平成19年度に撤去のほうしてしまっておりまして、数字として残っているのが平成17年度と18年度のものになります。こちら17年度、18年度のときには、年間で２万2,000キロワットほど発電のほうしていたというような数字のほうが残っております。こちら年間で２万2,000キロワットで、当時金額にすると30万円程度というような形で電気料のほうが削減されたというような数値が残っております。

現状の太陽光のパネルはまたその当時よりも発電の効率がよくなっているということ、それと電気料の単価自体が今非常に上がっているということもございますので、現状でいいますと金額的な効果というのは当時よりか大きくなるのかなというふうに考えております。

回答としては以上となります。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　ありがとうございます。最質問させていただきます。

まず１点目が太陽光パネルなんですけれども、19年に撤去したというのは理由はどういうことかという点、これ撤去しちゃうと効果は全然分からなくなってしまうわけですよね。何で撤去したのかなというのがまず１点あります。

それから、デマンドについては分かりましたので、デマンドについてなんですけれども、デマンドというか、便利バス事業なんですけれども、今年公共交通会議があるんですけれども、その中でライドシェアについても話としては議題として挙げる予定があるかどうかだけお伺いをさせていた

だきます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　私のほうから１点目、太陽光につきましてお答えさせていただきます。

実際ではその計量器があったんですけれども、その計量器のほうが故障してしまったというのが当時のことでありまして、その計量器の修繕に数百万の費用がかかってしまうというようなことで、その費用についてなかなか捻出が難しいということで、撤去のほうしたというような形で、当時の担当のほうからは記録が残っているものでございます。

私は以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　企画財政課副課長の小島と申します。

便利バス、公共交通会議の中でライドシェアについて検討するかどうかというところでございますが、当然今運転手不足という部分もございまして、あらゆる手段で公共交通を維持していかなくてはいけないかなと考えておりますので、こちらにつきましては、当然ライドシェアについても議題として挙げさせていただいて協議をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　最後になります。太陽光パネルのことなんですけれども、故障してしまって数百万かかるからというと今回つけるやつというのはそういうことがあり得なくはないと思うんですけれども、ランニングコスト的に年間というのはどの程度かかってくるものなのか、どういうメンテナンスとかが必要なのかというのを少し詳しく教えていただけたらと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課、宮下です。

太陽光のランニングコストについてなんですけれども、おっしゃるとおり実際そういったパワーコンディショナーが故障するかどうかというようなところで、不安な部分はあるかとは思うんですけれども、太陽光そのものにつきましては、通常でありますと年間のメンテナンスにつきましては、金額としては太陽光設置をしていただいて、その設置をしたパネルそのものについては、現状では設置をして15年保証であればその間の保証というのはしていただけるような形で考えているところでございます。

ただ、その他そのパワーコンディショナーの機器の部分につきましては、またすみません、別途費用がかかってくるものかとは思ってはおりますが、ただ年間通常は導入当初その導入から１年間は無償保証というのがついているとは思いますので、そういったものを活用していきたいなというふうに考えております。

その先年間の保守につきましては、お願いをすることではございますけれども、ただ費用としましては設置費用に対しての１割から２割程度なのかなと、高額でもそれぐらいなのかなというところで見込んでいるところでございまして、電気の削減の効果と比べれば保守の費用というのは当然そのうちに収まるかなというふうには考えているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質問は。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。２点質問をさせていただきます。

前段で同じく80、81ページの庁舎等管理事業の中の太陽光発電の整備事業についてです。

詳しくご説明いただいて分かったんですが、ちょっと分からない部分ご質問させていただきます。

この庁舎事業の中の電気料がございますが、これは今のままの電気料で、この太陽光での電気料というのがここに入っているのかということと、あと太陽光発電の先ほど200枚パネルということだったんですが、この枚数どのようにお決めになったのか、この200枚によって10万キロワットの発電ができるということで、こちらも大体どれくらいの金額を想定されているのか、先ほど現在のもので2,200キロワットで大体30万円ぐらい削減できたということなんですけれども、そのあたりのことを教えてください。

次に、86、87ページのＯＡ管理事業についてです。

こちらの役務費、公共施設予約システムオンライン決済手数料についてご説明お願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課、宮下です。

ご質問いただきました点につきまして、まず太陽光のほうからお答えさせていただきます。

まず、太陽光の電気料についてなんですけれども、こちらにつきましては、来年度まず設置を予定しているところでございまして、なるべく早めに設置のほうはしたいということで考えておるところでございますが、ただ部材の調達等々もございますので、そういった遅れも考慮しまして、電気料については、太陽光の節電部分については、来年度部分については加味をせずに予算のほう計上させていただいております。

それで、太陽光の設置の枚数の根拠でございますが、こちらにつきましては、太陽光を過剰に設置をしたところで電気量としてはピークカットの部分の効果が一番大きいところというところで考えておりまして、なので最大の電気量が発生する時間帯で太陽光の部分が一番効率的に動くというようなところの数量として200枚程度というところで設置のほうを今回計画させていただいたところでございます。

現状今回10万キロワットというところで想定しているところでございますが、こちらで今の町の電力量の３割から４割程度をカバーできればなというところで今考えております。

ですので、金額からしますと年間の電気量が今年が約1,000万円程度になるのではないかなというところで今見込んでいるところなので、それの３割といいますと300万円程度の削減につながれば理想なのかなと、これあくまで机上の計算なので必ずこのとおりというわけにはいかないと思いますが、見込みとしてはその程度の金額の削減があればなというところで考えているところでございます。

続いて、２点目の公共予約システムの手数料なんですけれども、こちらにつきましては、予約をしていただいてその後実際に施設の使用料、こちらお支払いいただくんですけれども、その使用料をお支払いいただく際に今までは窓口に行ってお支払いいただいたところなんですが、今回の予約システム導入したことによって、スマホ、またパソコン等からそのままクレジットカードであるとか、そういったものでお支払いがいただけるよう

になります。またコンビニでもお支払いいただけるようになるんですけれども、現場に行かなくて払わなくてよくなる代わりにそういった決済代行業者さんにお金の手数料を支払う必要ございまして、そちらの支払いの手数料を計上させていただいております。

ただこちらも今年の１月から導入させていただいたもので、実際施設によってオンライン決済の件数はまちまちになっています。ですので、当初の見込みとしましては、全体の利用者の方の３割、４割程度がオンラインを使ってということを目標に挙げてましたので、その金額を予算として計上させていただきましたが、実際１年使ってみて件数が何となく見えてくると思いますので、そうしましたら予算のほうも毎年毎年前年の利用料を参考に予算のほうも計上させていただくのかなというところで考えているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。最質問をさせていたたきます。

太陽光のパネルについても承知をいたしました。この太陽光新しく既存のものがあってまた新しく200枚そこにつけて、その電力というのは先ほど電気自動車にも使うようなことにもこれからなるのでということで、なんかどういう太陽光で大体３割ぐらい庁舎の電気代を賄えるということなんですけれども、そこから電気自動車とかこういう活動というか、こういう取組をしてますというのが分かるような、町民の方が分かるようななんかそういう外から見えるようなものになるのか、もう庁舎の中でその電気がこうなってそういうものをやってますということになるのか、そのあたりのことを教えてください。

それから、２点目の公共施設の予約システムなんですが、私も使いまして少しなんか分かりづらい、オンラインで予約できることはすごく便利になったんですが、その利用が少し分かりづらくて、分かりづらいというお話もたくさんいただいていて、私たち世代でも分からないので、高齢の方はもっと分からないのかなというところもございます。でもこのシステムを入れたので、これからも同じこのシステムを使ってしばらくはいくとは思うんですが、こちら手数料なんですけれども、このシステムの予算というのはどこにこれなるのか、もう一度教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課、宮下です。

まず太陽光についてなんですけれども、先ほど電気自動車の充電器の部分もありましたけれども、電気自動車の充電器につきましては、太陽光とはちょっとまた別のところに設置することにはもちろんなります。よく今でいうとイオンでありますとかそういうところに行くと公共施設のところにももちろんあるんですけれども、民間の方が利用いただけるようなＥＶの充電器があると思うんですが、ああいったものが町の駐車場のほうに造れればいいのかなというところで考え、そうした部分も検討していくような形にはなってまいります。

その中でその機器の中では、太陽光の機械とまた電気自動車の充電器とをそこを接続をして、電気自動車を今度はその太陽光のほうに電気を持っていくとか、非常時に持っていくとかというそういったような仕組みをつくることは可能ですので、そういったことについては今回の太陽光の設置に合わせて含めて検討していきたいなというふうに考えております。

その中で、あとは住民の方に対して見える化をするかどうかというところでございます。先ほども故障してしまった部分、当時この庁舎にというところもあるんですけれども、そのときはやはり同様に来庁者の方に見える化をしていたところがあります。そちらが故障してしまったというのがありまして、そういう部分も含めて修理をするとやはり高額になっていくという部分ございますので、皆さんに対するＰＲとしてはもちろん必要かなとは思いますが、ただそこに対する費用というのがまた出てくると思いますので、その部分については今皆さんの周知をする、お知らせをするという部分については、広報であったり、ホームページであったりとかそういった部分でも十分そういった役割は可能なのかなというところもございますので、そのあたりについては費用も含めて検討していきたいなというふうに考えておるところでございます。

それで、オンラインの手数料についてなんですけれども、こちらはどこになるのかということにつきましては、ページ数とかで申し上げますと86ページ、87ページのＯＡ管理事業にございます11節ですか、役務費の中に公共施設予約オンラインシステムの決済手数料というのがございまして、こちらで93万8,000円というのを見込ませていただいているところになります。

システム等々については、システムのほうは利用料になりますか、87ページの13節ですか、使用料及び賃借料、こちらのほうに含まれている形になります。

金額が月額で16万9,000円の税抜きですので、年間でいいますと223万800円になりますか。こちらが公共予約システムの賃借料になります。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

いろいろよく分かりました。

最後に太陽光の内容も詳しく分かったんですが、この81ページのエネルギーサービスプロバイダー業務委託料というのは何かその辺の関係のものなのかということを最後にお伺いいたします。

２点目のオンラインシステムの件についてもよく分かりました。もしお伺いしている１月から始まって町民の方からお伺いしているお声とかありましたら最後教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　企画財政課副課長の小島と申します。

まず１点目のエネルギーサービスプロバイダーの業務委託についてご説明いたします。

エネルギー調達費用削減とか、あとは環境保全に配慮したエネルギー調達方法の提案などを行う業務でございまして、信頼性、継続性のある小売電力会社の紹介、価格交渉切替事務手続サポートを請け負う業者に対する業者との契約に基づく業務委託料という形になります。現在は株式会社エネリンクという会社と契約をしております。電力会社につきましては、藤田商店との契約という形で、電力会社を紹介されたほか、切替事務のサポートを行っていただいているという内容でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（宮下義樹君）　企画財政課、宮下でございます。

私のほうからは、公共施設予約システムについていただいている声等々についてお話しさせてい

ただければと思います。

すみません、先ほど実際に塚村委員もご利用いただきましてどうもありがとうございます。その中で使いづらいというか、分かりにくいという形だと思うんですけれども、導入に当たりましては、実際昨年の12月に説明会のほう等も開催させていただまして、１日で約70名ほどの方にお越しいただいて使っていただいて検証等をさせていただいたところになります。実際１月の予約、１月４日から始まりまして、その中で予約の申込みに対して約23％の方がオンラインの予約をしていただいたところの実績ではございます。それで、23％とはいいましてもやはり施設によってばらつきがございまして、なかなか電話の移行が電話のままの施設もあればオンラインのほうに進むというような施設もございます。

やはりオンラインのほうに進んでいる施設のほうからは、施設の担当者のほうからは電話の数が本当に減ったというような形の声はそれの声は届いていたりしますし、実際町内の無償のグラウンドですか、こちらは教育のほうが所管しているんですけれども、そちらについても公民館と町内のグラウンドが大体同じ日に予約が始まるので、非常に今までは週明けの月曜日とかがもうこの隣の担当は電話が鳴りっぱなしというような現状ではあったんですけれども、グラウンドのほうの電話がほぼ減ったので、実際のところ今は公民館だけの電話という形で、まずこちら働いている職員のほうからすれば非常に電話の件数も減ったので、事務の軽減にはつながったのかなというところでございます。

住民の方に対しては、こちらについては質問等々については電話で分かりづらいとかというところよりかは、操作の質問等については、１月から情報政策担当のほうにも電話は数多くかかってきております。

やはりシステムの導入当初というのは慣れるまではなかなか難しいのかなというのはこれは正直なところの感想ではございますので、分からなければお声がけくださいというのは各施設の担当者からも窓口で説明はさせていただいているところではございますので、何度か使っていただいてそのうちに慣れていただくというのがこういったシステムの中での流れなのかなというところでは考えているところでございます。

この後公民館につきましても、この公共施設のオンライン予約システムのほうに載せまして、公民館もいよいよオンラインでの予約を始めるというような形で今担当とは調整しておりますが、その公民館の利用者の団体につきましても、やはり説明会のほうをこの後３月に開催させていただくような形で、施設の利用者、団体の方々にご案内のほうさせていただいていますので、そのあたりにつきましては、研修等も含めましてしっかりとフォローのほうはしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時１０分

再開　午前１１時２５分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

引き続き企画財政課分の質疑を行います。また、質疑に対しまして資料名、ページ名をはっきり言ってから質問をお願いいたします。

質疑ありますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子正志です。

85ページです。下のほうに政策調整事業委託料、住民意識調査委託料264万円とありますけれども、ここの説明の中に合併は望ましいと思うか望ましいと思わないかという設問を１問つけ加えていただきたいんです。予算は変わらないはずですので、新たに合併に関する意識調査をやってほしいんですけれども、それには35万円相当かかるから予算は組めないということでしたけれども、せっかく住民意識調査を行うわけですから一つ設問を増やしていただきたいと思うんですけれども、これ課長判断でオーケーしていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

予算書の84ページ、85ページの政策調整事業の後期の実行計画をつくるに当たっての住民意識調査ということになるんですけれども、合併につきましてはこれまでもずっとやはり首長の判断で調査を行っておりますし、今後も恐らくそうなります。今回の答弁でも町長のほうからは予定をしていないということですので、私の判断というわけにはいきませんので、そこにつきましては掲載はしない方向で今動いているところです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑は。

川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。

３点ほど質問させていただきます。

まず、予算書のページ82の庁用車自動車管理事業について、前段の議員さんからいろいろこの件について質問があって、また答弁もいただいたので、それを踏まえて質問させていただきます。

電気自動車ですけれども、自動車購入費で540万、答弁のほうで軽自動車を２台購入すると、そしてこれからは受電設備というんですか、そういったものも検討していくというふうな答弁をいただいたんですけれども、この購入費の中に地方債というのがあるんですけれども、これ例えばゼロカーボンシティを目指しての中のこの電気自動車の購入だと思うんですけれども、こういったものに対してこれから充電設備とか考えているようなんですけれども、車も増やしていきたいということなんですけれども、これ国の例えば交付金みたいなものが使えるのかどうか、その辺をお伺いをさせていただきます。

あともう一つ、わたしたちの予算書のページ134のふるさと納税管理事業についてなんですけれども、前段の議員さんから宮代ワインはどうかという話も出てたんですけれども、答弁で産業観光課だということなんですけれども、このわたしたちの予算書だと企画財政課の主管になっているんですけれども、このふるさと納税に対する課としての役割分担みたいなのはどうなのか、その辺をお伺いをさせていただきます。

３つ目にわたしたちの予算書のページ144の中の経常収支比率なんですけれども、92.4％と載っているんですけれども、比べる３町よりもこれは高いというんですか、あと町村平均よりも高い数値にという形で載っているんですけれども、その辺企画財政課としてはどのように感じているのか、その３点をお伺いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○企画財政課副課長（小島　晃君）　企画財政課副課長の小島と申します。

まず１点目の庁用自動車の電気自動車のほうで交付金等の活用についてでございます。こちらのほう国の制度、県の制度で補助制度があります。

その補助金を使っての購入もしくはそれを使わずに有利な地方債を使って購入する、２つの手段があります。両方併用して使えればいいんですが、片方のみという形になりまして、どちらが有利かなというところで考えまして、地方債を使いまして購入に充てていくという形になります。

交付税につきましては、かかった費用の90％を地方債として借入れができまして、その費用のうち30％が交付税として理論値算入という形でくる予定になっております。

１点目につきましては、以上でございます。

２点目のわたしたちの予算書134ページの中のふるさと納税として企画財政課と産業観光課の２課で連携して行っている事業でございますが、役割分担につきましては、制度そのものの運用とかシステムとかそういった部分につきましては、企画財政課、収入をするとかそういった部分は企画財政課で行っておりまして、返礼品の決定とかそういった部分につきましては、調達とかそういう部分は産業観光課ということで役割分担をしているところでございます。

返礼品の申込み、ふるさと納税の申込みがありまして、その返礼品を発送する業務は、産業観光課という形になります。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　企画財政課主幹の村山と申します。

私のほうからは、３点目、わたしたちの予算書144ページに掲載がございます経常収支比率、令和４年度92.4％というところの評価というふうなことかなとは考えておりますけれども、実際掲載している杉戸町さん、松伏町さん、三芳町さんについては、宮代の92.4よりも低いと、町村も低いと、それぞれいずれも宮代は上回っているというような状況でございます。

ちなみにご案内すると、令和４年度の埼玉県内の市平均につきましては93.6％、県の市町村全ての平均が93％、また全国の平均が92.2％となってございます。この杉戸町、松伏、三芳、町村平均というところ見ると、確かに差があるなと感じます。

実際この経常収支比率につきましては、通常入ってくる経費のうち普通にやってれば出ていく経費ということですので、もう必ず必要になってくる経費でございますので、こちらの比率が高くなると政策的に振り分けるような経費が減ってくるという認識しておりますので、この経常収支比率の余り高まりについては、懸念はしておりますが、内訳が何せ社会保障関連経費、高齢者関係経費、子育て関係ということで、今の段階で宮代町がそこを削るという選択は恐らく他市町との競合とかも考えますと難しいのかなとは思います。

特に子育て関係につきましては、ちょっと言葉はいいかどうか分かりませんけれども、こういう市町村下の競争にあっております。お金があるところはどんどん助成しますし、ないところは何かを削ってやらざるを得ないというところで、宮代町のこのちょうど地理的な位置の分の都心から離れているところと都心部分への境目の部分というのは、やはりサービスはある程度維しないと町の戦闘力というところが下がっていくのかなと考えておりますので、そこは財政担当すると数値の上下、当然上がっていくのは心配はしておりますけれども、それと合わせてサービスをきちんとして若い方に住んでいただくということを両方バランス持っていきたいなと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　ありがとうございます。１番目と２番目は承知させていただきました。

３番目の経常収支比率の件なんですけれども、本議会の席で課長からもその辺のこと数値を改善する取組としては、いろいろ経費削減を企画財政課としてはしているというお話もいただいたんですけれども、収入を必要経費は必ずこれから上がっていくと思うんですね。これから宮代町の財源を考えるそういった試みみたいなものが考えているであればちょっと教えていただきたいんですけれども。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○企画財政課主幹（村山善博君）　主幹の村山です。

大変失礼しました。確かに委員さんおっしゃるとおり、歳出のほうは自分のほうメインで言ってしまいましたけれども、一番のもう片一方の大きな軸は歳入確保となってまいります。これにつきましては今まちづくり建設課でやっております産業系土地利用の推進だとか、あとはこちらは経常収支には関わりありませんけれども、歳入確保という点ではふるさと納税の確保、企業版のふるさと納税の確保というところが非常に多くなってくるかなとは思っております。こちらにつきましては、課長が議会で答弁しているとおり、歳入確保に向けた取組については、歳出の削減等々サービスの提供というところと併せてやっていければと思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　次に質問のある方は。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。

予算書の87ページのふるさと納税管理事業についてお伺いいたします。

本年度の特徴として事業者とのタイアップ事業の実施とありますが、今年度どのようなことを予定されているのか教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○企画財政課長（菅原隆行君）　企画財政課長、菅原です。

先ほど来お答えをさせていただいておりますとおり、ふるさと納税の返礼品、お礼の品の開発に関しましては、所管が産業観光課のほうで産業振興を目的に行うものになっているんです。ただ産業観光課といたしましても、いろいろな商業者さんと顔を合わせて商業開発、返礼品開発というのを一緒に行っていきますし、また企画財政課のほうでは、企業版のふるさと納税という企業から寄附をいただくというような取組をやっているんでけれども、ですので、大きく分けますと商業者さんと農家さんは産業観光課のほうで返礼品の開発を行いまして、企業、法人から寄附をしていただけませんかというお願いは、町の企画財政課のほうから行っています。

そうした企業版としての取組といたしましては、営業活動しかないのかなというふうに思ってまして、やはり企業にトップセールス、町長含め私なんかもお邪魔をしたりですとか、相談を持ちかけたりですとか、あとは間をとりつないでくれるような今企業というのも出てきておりまして、成功報酬型になるんですけれども、そういった企業を宮代町に寄附をしてくれるよという企業さんを見つけてくると10％報酬は払うんですけれども、残りの９割は寄附になると、そういった仕組みをしているような企業さんもいまして、町としてもそういった企業と協定も結んだところでございまして、今年度についても１件そちら経由で寄附がきております。企業版は10万円以上ということで、

ちょっと最低額の10万円をいただけたところではあるんですけれども、そういった取組というのも増やしていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　ありがとうございました。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上で企画財政課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時３９分

再開　午前１１時４０分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

これより議会事務局についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

議会事務局長から出席者の紹介をお願いいたします。

○議会事務局長（押田昭浩君）　改めましてこんにちは。議会事務局長の押田でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、担当職員の自己紹介をさせていただきます。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　主幹の青木と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

何点か質問させていただきます。

まず、予算書のほうの65ページのところに超過勤務手当26万2,000円とありますが、これ去年も確かに同じで増減なしですが、その前令和４年は23万2,000円となっていて増えてはいるんですよね、令和４から５にかけて。去年とは同じ、昨年度とは同じというふうな形にはなってはいますけれども、ただ令和４年と令和５年で１人職員が増えましたよね。それにもかかわらず来年度、今年度というのは上がったままというのはどういう根拠なのかというところをまずお尋ねしたいと思います。

それと67ページ、１つページめくりまして、会議録関係のところになります。これ前から申し上げてはいるんですけれども、まず会議録自体のことと録画とかその辺分けてお尋ねしますが、まず会議録、これ大体この３月の議会ですと６月の定例会のちょっと前ぐらいにホームページ上の会議録のほうに上がるというのが大体の例年のスケジュールだと思うんですよね。次の定例会の直前あたり、あまりにも遅いというのがあっちこっちで特に今回のはいつになるのかと聞かれたときにそのように答えましたところ言われております。これできるだけ早くするようなところは業者さんと議事録研究所でしたっけ、そことは話し合っているのかどうかでそれを早くすることによってどれぐらい上がるのかとかいうところがこれ予算自体は変わってないからその辺が話がしていないんではないかと僕は思いまして聞いております。

また、こちらのほうも業務委託料59万4,000円というのが４行目か、議場用映像音響設備機器保守点検業務委託料これ59万4,000円となっていますが、これが令和４年度は29万7,000円、令和５年度から59万4,000円と上がっているこの理由というのがちょっと僕もそれ以上のところが調べき

れていなかったので、そこも教えていただきたいと思います。

ちょっと飛び飛びになって申し訳ないです。

録画につきまして、録画配信につきまして、これも２週間ぐらいたってから今たしか昨日あたりでは初日の模様はもう映像配信のほう出ているのは確認したんですけれども、いつになったらライブ配信になるのか、ライブ配信するにはどれぐらい上がるのか、それとも変わらないのか、逆に録画しないことに対して下がるのか、その辺のところを調べているかどうかを含めてお願いします。

ちなみにこれ坂戸市かなんか数日前炎上目的の議員さんがいらっしゃるというふうな書き方をされてはいましたけれども、それでライブをやめたというのがありました。埼玉新聞だったような気がしますけれども、その記事で最後のところにこれ全国の自治体だったと思うんですけれども、大体71、２％ぐらいはライブ配信をやっているということです。うちの町のほうのもそもそもインターネット配信をやるようにと町民のときの私が散々提案、進言してようやくこぎつけたというのは、当時議長の合川さんはよくご存じだと思いますけれども、そのような経緯があって、それからもう何年もたってライブに移行しないというところで、これも何人もの町民の方から不平不満というか、おかしいんではないかというふうな意見が出ております。そこの説明をお願いします。

また、先ほどのその下か、議場用の映像音響設備機器使用料、これ毎年350万ぐらい、昨年度もそうですけれども、支払っているというか、かかっているんですけれども、ちょっと高過ぎるんではないかと、あとまた今回の一般質問の初日が特にあったようですけれども、これ本会議場のスピーカーの関係だと思います。音が割れたりとかして非常に聞きづらいというふうなことを僕も感じましたし、町民の方もそれは何度もおっしゃってて、たしか去年かおととしか忘れましたけれども、そこのところなんか調整したような発言が事務局のほうからあったような記憶がちょっとあるんですけれども、僕の記憶違いだったらごめんなさい。そこのところのことも併せてお尋ねしたいと思います。

次に、これは予算に入っていないからということで、私のほうから議会事務局のほうに質問、純粋な質問という形でさせていただきます。

まず、宮代町の議会議員、まず議場でもそうですけれども、パソコンを、ノートパソコンも何も使わずに紙ベースでやっているのがあまりにも多い、先ほど企画財政課のほうでも紙ベースをなくすように庁舎内のＷｉ－Ｆｉとかいう話もありました。新人の議員の方皆さん分かっていると思いますけれども、たった１か月の間に紙袋３枚分の紙の資料を受け取っているわけなんですけれども、その辺を解消するためもあって議員へのパソコン貸与の予算組むという考えはあるのかないのか、これは事務局のほうでやれば企画財政課のほうでそれは考慮するという話を受けております。

また、一部組合等の出席するに当たって公用車の利用というのも、予算に入ってないからそこのところなぜ入れないかというところを……。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、短めにお願いします。

○委員（佐藤将行君）　短くしているではないですか。何をもって長い短いと言っているんですか。そういう嫌がらせはやめてください。

組合等これは例えば役場に集まって委員が車で行くというのは、これは企画財政課のほうではそのような形は全然オーケーだと、仮に公用車がいっぱいであってもそういうふうなことがあれば空けるとまで言っているのにもかかわらず行わない、

今後例えば国会で言うとれいわの議員さんみたいに寝たきりの方が議員になったりとかした場合に今の状態ではとても対応できません。また、今の委員さんでも例えば前日にけがをしてとても自分１人では行けないとかそういうところの対応が全く考えていないというところをお尋ねします。

また、最後これがなりますけれども、新人の議員に対して防災のヘルメット等を購入するようにとありましたけれども、これは本来町の予算で買って貸与するなり何なりするのが筋で、これも予算に入ってない、ここのところの説明をお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　主幹の青木です。

まず超過勤務に関してでございますが、６年度が３年度に比べてかなり減っているんではないかという質問でございますが、今の配置ですと主幹とあとは普通の職員、あとは局長なんでございますが、主幹と局長は管理職ということで、そのほかは超過勤務の対象になると、その当時は主査１人、あと平職員が１人いたということで、超過勤務が多かったということでございます。

次に、会議録はかなり時間が調製するまでに要するのではないかということでございますが、これ通常会議録研究所というところに委託しているんですけれども、議会終了後粗原等２週間を目安に納品されているということでございます。

あとは粗原の文字起こしは速記者による作業がメインになるために２週間より短い期間だと納品困難だということでございます。今より短い期間で粗原等を作成するとなると市販の変換ソフトを利用する方法は考えられてますが、今それは考えてないです。このためこれまでより短い期間で粗原を作成するのであれば、会議録とは別に会議録変換ソフトで作成する方向で検討すべきではないかと、これからの課題として考えざるを得ないと思います。

ソフトの購入に関する費用につきましては、今後委託先や近隣市町の実績などを調査していきたいと思っております。

次に、議場用映像音響設備機器保守点検業務委託料59万4,000円を計上させていただきまして、昨年はその半分だったということでございますが、保守点検というのが令和３年の10月から新たに映像機器の機器を切り替えたんです。

内容は、カメラ、ＨＤＤのカメラと、あとは赤外線、赤外線のスピーカーを17台、それを取り替えまして、それの保守点検でございますが、３年の10月から半年間、１年間は無償保守を実施しております。４年の10月から５年の３月まで半年間、保守点検の契約をさせていただきました。ということで、半分は計上しておりましたが、半分は無償保守で実施しておりましたので、６年度はその倍ということで計上させていただいています。

あと、録画配信をライブにしたほうがいいんじゃないかということでございます、するべきだということのご指摘でございますが、録画配信については平成30年度に議会の導入の検討をしていただき、令和元年９月定例会から現在の方式で実施しているところでございます。

〔発言する人あり〕

○議会事務局主幹（青木　豊君）　そうですね。

ユーチューブによる録画配信については、導入を検討する際にもご説明しておりますが、安定的な運用が難しいとして録画配信とした経緯がありますので、配信方法についてはこれまでどおりの方法で実施したいと考えております。

ただし、ユーチューブについては、昨年の委員

会でも申したとおり、今後検討をしていくということを答弁しておりますので、引き続き検討、研究していきたいと考えております。

仮にライブ配信を実施するのであれば、ライブ配信する範囲について検討することもあり、もとより、運営に当たっては課題等も調査研究する必要があると考えております。

あとは、あと議場用映像音響設備機器使用料351万3,000円、これ毎年この賃貸借契約がかなり高いのではないかということでございますが、こちらは５年のリースでございます。平成３年10月から平成８年10月までのリース、９月30日までございます。令和８年の９月30日が明けましたら、満期になりましたら無償譲与になりますので、賃貸借がゼロになりますので、それはかからなくなります。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

○議会事務局長（押田昭浩君）　議会事務局長の押田でございます。先ほどは、佐藤委員からの質問、質疑に対しまして主幹のほうで答えさせていただきました。予算に関する。私のほうでは、令和６年度当初予算に関係ない、佐藤委員からのこちらは意見として私のほうは捉えまして、回答させていただきますので、そのつもりでお聞きください。

まず、１点目でございますが、パソコン関係の、スマートフォンですとかタブレット、そういったものの関係でご意見いただきました。こちらにつきましては現規則上、持ち込みとかはできない、使ってはならないというような規則上になっておりますので、その点で現段階はＮＧを出しているつもりで捉えております。

ですので、もし佐藤委員がどうしても使うようにしていきたいということでしたら、これは議員の皆様に提案していただいて、規則の改正等を行っていただきたいと思っております。事務局で勝手に規則を改正することはできません。この点だけご理解をいただければと思います。

先ほども申し上げたように、佐藤委員のほうから皆さんのほうに提案していただいて、皆さんの賛同を得た形で議会のほうで提案していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、２点目、組合議会への出席の公用車、これは多分佐藤委員については久喜宮代衛生組合の議員になられていると思いますので、その点で意見として出ていると思います。

佐藤委員のほかにも、例えば埼玉東部消防組合ですとか利根斎場組合議会のほうに行ったりとか、令和６年４月１日からは新たに北本地区衛生組合のほうに行くような形になっていると思います。そういったことを考えると、久喜宮代衛生組合に参加されている佐藤委員だけに関することではないというふうに捉えております。

まずは、佐藤委員が新たに今回、議員になられたということで、今、疑問に感じていることを多分提案されたというふうに捉えております。この点については、私の認識では実例として近隣市町では議員さんに公用車を貸して、議員さんが公用車でその議会へ行くというような実例を聞いたことはございません。

しかしながら、佐藤委員は企画財政課のほうに多分確認をされた上でご意見を言われていると思います。その点については私も企画財政課長に、現企画財政課長のほうに確認をさせていただきました。その点については、佐藤委員おっしゃるとおりのことでございます。

しかしながら、私といたしましては、議会事務局職員といたしましては、１人の議員さんから意見をもらったことに対して動くつもりはございません。ほかの13名の議員さんも佐藤委員の意見に

賛同していただけるのであれば、議会の統一見解として私どもは企画財政課のほうにかけ合って話をするつもりでおります。現段階ではこういったことしか申し上げられないので、ご理解いただければと思います。

何度も申し上げますが、佐藤委員がほかの13名に投げかけて、全議員で話し合っていただいてそういった同意が得られれば、私どもは企画財政課のほうに言って車を何とかするような話を進めたいと思っております。

最後になりますけれども、新人議員さんへの防災ヘルメットとか、防災ヘルメットとビブス、こちらについては佐藤委員、自費で払うつもりはない、公費で払うべきだというようなご意見もいただきました。

これは、宮代町議会の歴史の中で、議員さんになられたらヘルメットですとかビブスについてはご自分でご負担いただくというような流れになっておりますことから、今回新たになられた議員さんに対しても自費での購入をお願いしたいということで説明させていただいたつもりでございます。ですので、現状としては公費で予算をつけるつもりはございません。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では、再質問させていただきます。

まず、先ほど、まず青木さんのほうから出たところで、予算絡みのところです。65ページの超過勤務、これ当時は主査１人、平１人だったというところで話が止まっちゃったんですけれども、要は当時よりも職員の人数が増えているにもかかわらず、なぜ、やる人が増えれば仕事量を分担できて時間は超過勤務が減るんではないかというところからなぜか、なぜ増えているのかというところをお聞きしたつもりなんですけれども、そこのところの説明が尻切れとんぼになっております。

何かありますか、お昼だから止めますか、一旦。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、よろしいですか。今の質問は総務課になりますので。

○委員（佐藤将行君）　議会事務局のやつでも総務課ね。

○委員長（土渕保美君）　総務課になります。

○委員（佐藤将行君）　分かりました。じゃ、総務のほうで聞かせていただきますので、ここのところはじゃ割愛させていただきましょう。

では、その次の67ページの会議録のこと、これもちょっと最終的に粗原が２週間後に来て、返還送付とかという話になっていらっしゃいましたけれども、僕が言っているのは、一昨年の、分かりやすく言うと学童クラブの増設の臨時会のとき、４月に行った、その議事録が８月になってようやくできたんですよね、あのときも。あの１日の議事録も。あのときは野口さんが事務局長でしたけれども。

あのときもお話は事務局のほうにはさせていただきましたけれども、粗原が来てそれを事務局のほうでチェックして業者のほうに戻して、またこれでいいですかという形で来て、そのときの段階で要はテキストもしくはＰＤＦ、それでは出せるんではないかというふうな話をして、それが４月の終わりの臨時会であって、あったときで、６月の時点ではもうそのような形で検索システムのほうに乗せられる状態ではないけれども原稿のほうはできているというのを、これは青木さんから直接お聞きしました。

要は、そのテキストベースでもいいからできる限り、ＰＤＦでも何でもいいからまずは出すこと、これがまちづくり基本条例にも議会基本条例にも町民へのサービスというか、情報の共有というか、

何というかは別といたしまして、より町民に早く分かっていただくような手段だと思います。

確かに、映像のほうで出ているのはありますけれども、特に今、今時点行われているこの特別委員会、これについては映像がないものですから、もう議事録頼りになるという意見が出ておりましたし、私も当選する前の町民のときにさんざんこれは言っているんですけれども、今、今日質問した段階でも、今の段階でもまだ変換ソフトがどうのこうのというふうな……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、質問でお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　質問しますよ、だから。していますよ。それの前段、質問に対してちゃんと分かって、先ほど分かるように説明したつもりが尻切れとんぼになっているから、より精密に細かく説明しないと、また尻切れとんぼになってしまうので、それを防ぐためにきちんと説明しているだけです。先ほどの僕の説明が足らなかったのかなと思いまして、そういうふうにならないように言っているだけですから、茶々を入れないようにしてください。

変換ソフト等の話が出て、また今後、近隣市町を調べると、まだ調べていないわけですよね。ですから、ここのところは先ほど申した、事務局長がいろいろおっしゃっていた、私個人の意見ではなくて町民のほうの要望というのと、また明文化されているまちづくり基本条例なり議会基本条例でもそのような趣旨のことはあちこちに出ておりますので、そこのところはどのように考えているのか、解釈しているのかというところでお願いいたします。

次に、録画と議場用の機器等の使用料、これ一緒にしちゃったほうが単純化できていいかもしれませんけれども、要はこれで年間400万使っているわけですよね。５年契約でこれで2,000万と。

これが、そもそもこんなに高額なのに疑問を持たないのかというところが１つと、ありまして、そこのどういうふうに考えているかということをお尋ねします。

また、保守点検やっているにもかかわらず、先ほど申し上げたとおりに音が割れるとかという、聞きづらい、そういうのは前のときにもあったんです。その十何台にしたときなのかな、赤外線スピーカーに変える前の頃からもうあって、変えてからも根本的には同じような問題がある。スピーカーの問題なのかアンプの問題なのか、それともワイヤレスのほうの問題なのか、それは分かりませんけれども、そこのところも含めてこれだけ払っているんですからきちんとやっていただかなければならないと思っているんですけれども、そこの点はどのようにお考えなのかというところです。

今度は、押田事務局長のほうかな、その前にユーチューブ配信等、これも今後検討すると昨年答弁で行ったというふうなご回答がありました、ご答弁がありましたが、なぜ昨年答弁したときに今後検討で、その時点から検討していないのかというところがもうそもそも問題であって、ユーチューブに限らず現状のでライブ配信やっているところは近隣でも幾らでもあるわけですから、検討も何もまず調べるとかその辺の動きが全く見えないところに疑問を感じますが、事務局のほうはどのように考えているのか。

先ほど事務局長から出たように、議員が全員そろって僕のほうで13人を説得してやんなきゃできないものなのかどうか、そのように考えているのかによって変わってきますから、そこのところをきちんとご回答お願いいたします。

また、ライブの範囲という先ほどご答弁がありましたが、範囲というのは何のことを言っている

のか分からないんですけれども、そこのところをきちんと説明をお願いいたします。

また、５年契約なった以降は無償化するというふうにおっしゃっていましたけれども、これはあくまでも使用料の無償化になるわけであって、これ使用しているのが恐らく貸与されている、リースとかその辺になっているのか、償却終わるとかその辺の関係でそれ以降は取られなくなると。

ただ、点検業務委託、この辺は事務局のほうで専門知識があるわけでもないでしょうから、これは続くという形なんですけれども、その辺は使用料が発生しなくなった後はどのような形になるのかというところが、先ほどの青木さんのご答弁に対しての再質問とさせていただきます。

次に、押田事務局長に対してですけれども、ちょっとこれ僕正確に分からないのでまずお尋ねしたいんですけれども、ごめんなさい、規則、先ほど押田さんおっしゃったのは恐らく会議規則の130だったか、何かその辺で情報機器等を電源を切ってとかマナーモード等にする。そこのところを指しておっしゃっているという理解でよろしいですか。そうなりますと、先ほどのノートパソコンの件もそうですけれども、それもおかしい。

私が言ったのは、本会議に限らず、以前、議員の方には話していないので押田さんにだけという形になってしまいますけれども、押田さんや青木さんに伝えたのは、議員としての仕事をするに当たってパソコンが必要であると。また、いろいろな紙の資料とか頂きましたけれども、これもパソコン対応でそちらのほうに入れておけば、例えば私今見ているのがこの初日にもらったやつですけれども、こんなタックシールを貼ったりとかしないでも、そういう作業も残業とかもしないでも済むというところもあって言ったんですけれども、そこのところがちょっとご理解されていないのか、勘違いされたのか、私のほうの説明が悪かったのか分かりませんが、そこのところを改めてそこも含めた上でどのように考えているのか。

これも、きちんと要求があれば準備する余裕があると、総務課か企画財政課どっちか忘れましたけれども、そのような意見は、返答はいただいております。

また、これも押田さんに対しての私の説明が不足だったのか知りませんけれども、自分が久喜宮代衛生組合に入っているからというふうな言い方をしたわけではありません。きちんと北本等も発生するしということも申し上げましたし、先ほどもどの議員でも昨日までは自分で自力で行けた人が、けがしちゃったりとかするようなこともあり得るので、そういうのにもカバーできるように、また障がい者の方が議員になったときでも対応できるようにというのを、きちんと仕組みとしてつくっておくべきではないかというふうなことを僕は申し上げました。

実際問題、僕は最悪の場合、久喜宮代組合の場合ですと自転車でもこの前行きましたし、バスで沖の山で降りて、そこから歩いていくこともできますから、僕個人の問題としてご回答されているのは、それは筋違いということははっきりと申し上げておきます。これはパソコンに関しても同様です。パソコンなんか、タブレットや何か、今時議会で誰も、執行部も含めて紙だけでやっているというところの異常性に気がついていないというところがどうなのかというところも含まれてきますけれども。

ヘルメット、これは……

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　ちょっと待ってください。あなた今、委員長と言って指名されていないのに発言しましたね。指名されてから言うというふう

に最初に言われましたよね。委員長までですよ、言えるのは。私が説明しているんですから、それ終わってからにしてください。

ヘルメットのほうに話を進めます。

これまでもいろんなことで、２月29日から議員として正式にとなる前からさんざん言われたことですけれども、いろんなことで先例が、先例が、先例がというふうな言っていることの一つに入ると思いますけれども、その先例だったりとかその辺がそもそもおかしいというところが出発点なんですけれども、そこの掛け違い等があります。きちんとそこのところは考え直していただいて、それに応じた回答、答弁というのをしていただきたいと思います。

それを前提として、ヘルメット等、これを議員のほうの個人の負担にさせるというのは、これはおかしいのではないかというのが私の問題の出発点で、町のほうでやるんであれば、これ現職から、前期の現職から今回当選された人には……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、端的にお願いします。

○委員（佐藤将行君）　尻切れとんぼにされているから説明していると言っているでしょうが。そうやって邪魔をしないように。

きちんとそこのところを返金するなり何なりという方法は幾らでもあります。先例だ何だというふうなのは、単なる言い逃れに過ぎないと私は捉えますので、論理的な法的根拠なり制度趣旨なりというところから説明をお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　へ理屈とかそういうふうな人格侵害するようなことを、委員長、委員長、委員長、今の泉委員にきちんと注意をしてください。

○委員長（土渕保美君）　ここで答弁いただきます。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　議会事務局主幹の青木でございます。

会議録がもっと早くならないかというご指摘でございますが、会議録の公表につきましては、会議録署名議員の印をもって公表することになっておりますので、以上でございます。

スピーカーの調子が悪かったということなんですが、赤外線の受信面が合っていなかったということで、それを合わせております。

あと、使用料のリース期間が終了後どうするかということでございますが、現状のまま行きたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　局長。

○議会事務局長（押田昭浩君）　議会事務局長の押田でございます。

それでは、３点について再度回答させていただきます。

規則の関係でございますけれども、こちら先ほど申し上げたように、やはり議員の皆様で改正ということであれば改正していただきたいというふうに考えております。

なお、皆様方、新人の議員の皆様方に紙媒体で今はお配りしております。当然のことながら、タブレット等を導入できればそちらのほうでも関係資料とか入れ込んだ形で提供できるというふうには思っております。ですので、そういったタブレット関係についても議員の皆様で話し合っていただいて、そういう方向性で持っていっていただければというふうに考えております。

また、２点目の公用車の関係でございますが、佐藤委員のほうから自分がどういうことではない、個人的な意見ではない、皆さんのことがカバーできる、そういった仕組みづくりをしたほうがいいというご提案だったんですけれども、その点につ

いては私のほうで佐藤委員に対して答弁しているつもりはございません。しかしながら、佐藤委員のほうから誤解を招いたような私の答弁であったことは申し訳ございませんでした。

ですので、先ほどと同じように、これも議員の皆様で話し合っていただいて、総意の下、事務局のほうに提案いただければと思います。

また、最後になりますけれども、ヘルメット、ビブス等の関係でございますが、先例としてはおかしい、考え直してほしいというようなご意見いただきました。こちらのほうについても、議会のほうで例えば法律とか規則、条例等でうたっていないようなものについては、議会の中で話し合って、そういったものを先例として上げて、それが古いものもあれば新しいものもあると思いますが、そういった形で法律ですとか条例、規則にないものは先例として今後も上げて、それを使った上で議会運営ができればいいかなというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では、再々質問、最後になりますけれども、させていただきますけれども、先ほど青木さんのほうから出たのが、再質問に対してのユーチューブ配信を今後検討するというのが昨年答弁とか、その辺のことの回答が抜け落ちておりました。

また、リース終了後は現状のままとおっしゃいましたけれども、リースが終了して機器が残るという形だと現状のままではないんですけれども、そこのところも先ほどの再質問に対しての答弁でカバーする範囲が抜け落ちておりましたので、再々質問の前にそこのところをまず、先ほど答弁忘れたのかどうか、ライブの範囲も含めてそこのところが抜け落ちたところを再質問の答弁という形で付け足しをお願いいたします。

再質問の、そちらで抜け落ちたところの確認をして、ちゃんとやってくださいということですから。まだ再々質問ではありません。

○委員長（土渕保美君）　答弁をお願いします。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　議会事務局主幹の青木でございます。

ユーチューブについてでございますが、ユーチューブの調査は個人的にはやっております。ユーチューブの配信のメリットとして経費が安いということが上げられます。デメリットとしては、もう保守サポートがないと。映像の編集、配信、データ管理等の運営の負担が大きい。過去の映像の検索が難しい、などが挙げられております。

現在、町議会ではＮＴＴの関連会社の映像システムを導入しています。このシステムは、宮代町議会の円形議場に合わせたデザインをしているもので、ＨＤＤカメラ３台、赤外線マイク17台を１人で操作できるシステムでございます。

このシステムのメリットは、１人で操作できる操作性、映像配信の環境が安定していると、データを安全に保管できる、データ管理、過去の映像を検索してオンデマンドで配信できる、専門的に保守サポートがある。このようなことから、来年度も引き続き現在の映像システムを利用させていきたいと考えております。リースについても、そういう理由で進めさせていただきたいと思っております。

賃貸借については、リースが切れるとゼロになるんですが、音響機器の保守点検料はそのまま残るということでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ライブの範囲。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　ライブの範囲というのは、町民に向けてということでございます。

庁舎内だけじゃなくて、町民に向けてということでございます。

○委員（佐藤将行君）　再質問のときか何かの前に、あちらからライブの範囲と言われたので、再質問のときに言われたので、再質問で尋ねてそこの意味が分からないと聞いたのをきちんと説明されていないから、そこのところを再質問の抜け落ちたところといって今言っているんですから、それに対してまた中途半端になっているから聞いているだけで、これは再々質問ではありません。

○議会事務局主幹（青木　豊君）　ライブの範囲というのは、別室を間借りして傍聴者用に配信するということだけではなくて、ユーチューブを利用してライブ配信をするという意味でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　よく分からなかったんですけれども、後で直接もっと詳しくこのライブの範囲についてだけは、この場ではなくて、この場でやると長くなっちゃいますのでやめておきます。

再々質問に入らせていただきます。

ごめんなさい、再質問のときにちょっと押田事務局長の抜け落ちたところで、先ほどおっしゃったノートパソコンなりタブレットなりその辺のことを定めているのか、会議規則、規則のほうで定めてあるので、僕がちょっとこの辺は不勉強で申し訳ないんですけれども、規則のほうは、会議の方、議会のほうの規則だと規則制定権の範疇で議員のほうが関与するような形になるのかな。

通常の執行部のほうのであれば、執行部のほうで規則のほうを改廃することができるはずなんですけれども、それと僕、同じような感じなのかなと思って事務局のほうで規則のほうもできるかと思ってお尋ねしたので、そこのところの正確なところ、ちょっと私のほうの不勉強なので、まずはここのところは教えてくださいという形になります。

それと、先ほどのＰＣ対応というかその辺の意見というか見解の食い違いのところというのは、これ予算のほうで総務のほうだと言われるかもしれませんけれども、事務局の、これは事務局の方が基本申し上げておりますけれども、このようないろいろ資料を整理したりとか用意するというところの事務から解放されて、先ほどの超過勤務とかもいろいろ申し上げましたけれども、事務局の負担を減らすという方向も含んでいるというところはご理解いただけていなさそうなので、そこのところも含めてということになります。

また、パソコンのほうを使えるようになれば、議員の仕事のほうの効率化も図れるというところも含めてありますので、そこのところを見解が違うようであれば修正のほうをお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

局長。

○議会事務局長（押田昭浩君）　議会事務局長の押田でございます。

まず、条例ですとか規則の関係でございます。執行部においては、条例は議会提案する必要がございます。しかしながら、規則については町長決裁で済みます。

また、議会に関する条例ですとか規則、こちらはいずれも議会で諮る必要がございます。この点、規則については執行部と議会で若干の違いがあります。この点については以上でよろしいでしょうか。

もう１点でございますが、資料関係のもの、今は紙媒体が多いということで、もしそういったものをなくせばそういう資料を用意する負担から解放されると、負担が少なくなるんではないかというようなうれしいご意見いただいたんですが、我々事務局、今、紙媒体やっていますが、決して

負担とは思っていないんです。ですので、今の現状としてはまだ紙媒体でやる方法しか考えていないです。

先ほども申し上げたように、パソコン等、タブレット等導入できれば、そこに全部入れて議員の皆様に情報提供することができるんですが、今、宮代町議会ではタブレットを導入しておりませんので、現状ではやはりもう昔ながらの紙媒体の提供という形になります。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　なければ、議会事務局は終了とさせていただきます。

ここで休憩といたします。

休憩　午後　０時２６分

再開　午後　１時３０分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

これより総務課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いします。

○総務課長（福田拓也君）　総務課長の福田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課副課長（青柳　誠君）　皆さんこんにちは。総務課副課長の青柳です。よろしくお願いいたします。

○人権推進室長（野口延寿君）　こんにちは。人権推進室長の野口と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（高澤　学君）　こんにちは。秘書広報担当主幹の高澤と申します。よろしくお願いいたします。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　こんにちは。総務課庶務職員担当主幹の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

○文書法規担当主査（小林美香君）　皆さん、こんにちは。総務課文書法規担当主査の小林といいます。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　それでは、質疑の前に、質問する前に資料名、ページを言ってから質問をお願いいたします。

また、マイクのスイッチは前段者がマイクを切ってから入れてください。よろしくお願いいたします。

それでは、また答弁に当たっては職、氏名述べていただくようよろしくお願いします。

質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　議員の鈴木です。鈴木です。よろしくお願いします。

私たちの予算書の20ページをお願いします。

ここの中にみやしろ缶バッジとありますけれども、今回商工会のほうから連絡がありまして、缶バッジのほうにハナレンジャーとみやべえを採用していただけたということで、ありがとうございます。

そこで、お聞きしたいのですが、制作はどこで缶バッチの制作というのは行っていますか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

○総務課主幹（高澤　学君）　秘書広報担当主幹の高澤です。缶バッチについてお答え申し上げます。

今、委員がおっしゃっているまずハナレンジャーとみやべえなんですが、これは実はまだ制作までは至っておりません。商工会さんのほうに使っ

てよろしいかということでお問合せを今、している段階でした、まだ実際にこれを缶バッジとして販売のほうはしておりません。

まず、制作なんですが、今まで第１弾、第２弾、第３弾と出ておりまして、基本的には秘書広報担当の職員のほうで制作のほうを行っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　庁舎の中でつくっているという、役場の中でつくっているということなんですけれども、これは利益としては持続可能な事業として成り立つものなんでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　お答えいたします。

持続可能な事業ということなんですが、今１個、要はがちゃがちゃで販売のほうをしているんですけれども、１個100円で販売のほうをさせていただいています。これをつくるに当たって、今原価のほうを出しますと１個当たり63.6円ぐらいが原価で１個当たり制作するに当たっての原価となっております。

持続可能ということなんですが、今大体現段階で、令和５年度で3,300個ぐらい販売しておりまして、これが大体職員のほうでは制作はしておるんですが、職員が職務の間、これも職務なんですが、間でつくっているような形で、今特に苦労もなく職員で手分けしてつくっていますので、原価が63円で１個100円ですので、損はしていないというところで行きますと、持続は可能だと考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　最後の質問になります。

これ、私はみやべえ販売するようになったらぜひともほしいなと思っている品物なんですけれども、こういうの今がちゃがちゃでというふうな話なんですけれども、がちゃがちゃ以外に購入というか、このやつが欲しいとかという購入ができるのか。また、がちゃがちゃはどこにあるのか教えていただけますか。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　秘書広報担当主幹の高澤です。

まず、購入についてなんですが、基本的にはがちゃがちゃだけで今は考えております。

がちゃがちゃの置いてある場所なんですが、今、第１弾、第２弾、第３弾がございまして、第１弾が10個、これはもう今販売のほうは行っておりません。今、第２弾、第３弾を商工会さん協力で各町内の店舗、お店ですとかそういうものをモチーフにした図柄で缶バッチのほうを制作しているんですが、第２弾が11個で、こちらが無印良品の中でがちゃがちゃを設置しております。同じく第３弾も、こちらも店舗のモチーフにしたものなんですが、こちらも11種類で、こちらは新しい村でがちゃがちゃのほうを設置しておりますので、そちらで欲しいものがあったとしたら、第２弾が11個、第３弾が11個ですので、おのおの11分の１の確率で出るような形というということで今、考えております。

次、第４弾でまたハナレンジャーとかを採用した際も同じような形で、何種類になるか分からないんですが、くじ運みたいな形になるかと思います。

以上です。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございました。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島です。よろしくお願いします。

予算書の77ページで、みやしろズームアッププロジェクトの中で、本年度の特徴として「みんなが地域の特派員」による情報発信とありますけれども、説明のほうで報償費とかに特派員謝金とありますけれども、特派員というのは現在何名ぐらいいて、どういう方が特派員としているのかというのを教えていただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　秘書広報担当主幹の高澤です。

詳しくは私たちの予算書の20ページをご覧いただければと思うんですが、こちらに「みんなが地域の特派員」の活動支援ということで、事業のほうが簡単なんですが記載のほうをさせております。

特にどういった方という制限というのはないんですが、宮代町の情報ですとかＰＲをしていただける方で、動画ですとか写真、あと記事のほうを制作していただいて、広報紙ですとか町のＳＮＳなどに掲載していただけるような方ということで募集のほうをして、今、活動のほうをさせていただいております。

現時点で、13名の方が活動のほうに携わっていただいております。

以上です。

○委員（小島あけみ君）　ありがとうございます。

○委員長（土渕保美君）　よろしいですか。

次、質疑。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川です。質問させていただきます。

まず、職員数なんですけれども、予算書でいうと66、67でいいのか、ただ全体の職員数のことなのであれですけれども、職員、会計年度任用職員は、令和６年度についてはそれぞれ何人増やす予定なのかということと、２点目はその配属先はどこを予定しているのかという点。

そして、３点目は経緯、推移含めて総残業時間の推移というのが今どのような状況かということ。

それから、４点目が、職員の増員によって何％程度の残業代を減額できるという見込みでいるのか。

それから、５点目が、あと人件費が数年前は15億程度だったと思うんですけれども、今18億から19億ぐらいまで乗ってきたと思うんですけれども、その年々増えている理由、これをお伺いしたいということと、あと６点目が人事の在り方でちょっとお伺いしたいんですけれども、例えばなんですけれども、局長なんかも議会未経験で局長というところに配属されたり、あと公営での選挙というのが今回ありましたけれども、町は前回の補欠選挙からということですけれども、その補欠選挙に公営の選挙を担当した職員が一切誰もいなくなってしまったということをお伺いしたんですけれども、そういう配属の仕方というのは少しおかしいような気がしていて、やっぱりある程度は分かる人が１人ぐらい残ってとかやっていかなきゃいけないのかなと思うんですけれども、なぜそうなってしまうのかということと、それでいいのかというのがちょっと疑問に思いますので、その点についての考え方をお伺いさせていただきます。

あと、もう１点は違う点なんですけれども、「みやしろで暮らそっ」というホームページやっているかと思うんですけれども、そこでよくお店取り上げられたりするんですけれども、何回も取り上げられたりするお店と、１回も全然取り上げられないお店とかあるんですけれども、それはど

うやって選んでいるのかなという点と、この間は何か杉戸のお店まで取り上げてあったりするのに、宮代のお店取り上げられていないところいっぱいあるんですけれども、その辺がどうなっているのかなという点をお伺いさせていただきます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

じゃ、ご質疑に順次お答え申し上げます。

まず、職員数ですけれども、基本的に予算書の、先ほど給与費明細書、例えば一般会計ですと225ページ、225ページの上段のア、会計年度任用職員以外の職員、これがいわゆる正規職員というふうにまずはお考えいただきたいと思います。

その下の、２つ表の下のイの会計年度任用職員、これがいわゆるその会計年度任用職員のまず予算の積算上の人数となります。

私のほうからお答えしたいのは、こちらはあくまで予算積算時の見込みの人数で計上したものですので、今現在ですともう４月１日現在の見込数がある程度確定しておりますので、そちらをベースにお答えをさせていただきますので、ちょっと人数がここと違うという点についてはあらかじめちょっとご了解いただきながら聞いていただきたいと思います。

まず、１点目、職員数、正規職員のほうの人数ですけれども、令和５年度、今年度がまず宮代町の行政機関、庁舎内ですとか出先機関等で働いている職員が228名、そのほかいわゆる宮代町の身分を持ちながら派遣等で行っている職員、いわゆる町が給与を負担している職員が３名いますので、231人になります。

実際に令和６年度がどうかというと、まず宮代町の庁舎内と出先機関等で働く職員が230人、同じく派遣等が３人いますので233人ということですので、令和５年度と６年度を比較しますと２人、２名の職員の増を見込んでございます。これは一般会計問わず全て、企業会計まで含め、特別会計、企業会計を含めての人数になります。

一方、会計年度の任用職員数ですけれども、こちらはまだ予算、こちらはまだ任用が全てまだ決まっていなくて、募集はして、選考等は終えているんですけれども、そちらでまだ不足している職種等もありまして募集をしていますので、こちらは予算書の見ていただきましたとおり、こちらの会計年度任用職員については予算、給与費明細書の225ページにございますとおり、イの段です、会計年度任用職員数の本年度、これは令和６年度ですけれども、これが（191人）というのが、これがパートタイムの職員数。18人というのがいわゆるフルタイムの職員数で、18人のこのフルタイムは全て保育士になります。

５年度も、前年度の令和５年度同様に見ていただくと、パートタイムの職員が176人でフルタイムの職員が17人。比較のところを見ていただきますとパートタイムが15増えていて、フルタイムが１人増えていますので、会計年度任用職員数については16人の増加となっております。

続きまして、配属先ですけれども、配属先につきましては、こちらは正規職員でいいますと、来年度も組織の体制については12課と１室１局の14課室局ですので、組織体制としましては令和５年度と課の変更等は今のところ予定はしておりませんので、令和５年度の職員の配置数をベースに、予定しておりますのはごみの移管、ごみ処理の業務の移管が予定されております環境資源課への職員数の増加と、あと教育委員会、須賀小学校の再整備ですとか、あとエアコン、体育館へのエアコ

ンの設置業務、あるいは学校が既に老朽化していますので、そういった更新業務に対応するための増として教育委員会の増員を予定しております。

これにつきましては、後日、職員の一覧等についてはそちらをお示ししたいというふうに考えてございます。

続きまして、残業、職員数の、超過勤務についてのご質疑ですけれども、超過勤務につきましては令和４年度、決算が出ている４年度からちょっと確認をしますと、令和４年度ですとこちら統計上、月当たりの平均ということでちょっと捉えているんですけれども、職員１人当たりの月の平均が令和４年度で8.2時間となっております。

令和５年度についてどうかというところで、ちょっと私のほうで昨日付でちょっと計算したところ、現在、月当たり7.38時間ということになっておりますので、8.2時間に対して7.38時間ということで、若干ですけれども前年度よりは減少傾向にあるというような状況でございます。

また、過去の推移はどうかということでしたけれども、令和２年度以前、平成30年からちょっと私持っているんですけれども、平成30年で8.16時間、31年度で9.41時間、令和２年度は6.39時間で、令和２年度についてはコロナ禍ということで町の事業等の中止等が多かったので、それによってかなり超過勤務は減っております。令和３年度については8.75で令和４年度は8.2、今年度は7.38ということで、横ばいかもしくは若干緩やかに減少しているというような状況でございまして、当初予算においても超過勤務の予算については特段、町全体の予算ではそれほど増えてはおりません。

続きまして、残業削減、職員数によっての残業の見込みということでしたけれども、令和６年度につきましては、先ほど言いましたとおり職員、正規職員数は２名増で会計年度職員が18名増、これはあくまで予算ベースとなっていますので、会計年度任用職員については保育士とかの部分についてはまだ十分にちょっと補えていない部分もございますので、超過勤務についてどの程度削減できるかということですけれども、正規職員については２人増加しましたけれども、業務量への対応ということですので、あまり超過勤務の削減につながるかどうかというのはちょっと現段階では難しいかなというふうに考えてございます。

会計年度任用職員についても、必要に応じてこちらは各所属とのヒアリングを踏まえて人数を配置しておりますので、それをもって正規職員の超過勤務が削減できるかどうかというところで、こちらもちょっと削減につながるかどうかというところまではちょっと不透明な部分は当然ございます。

すみません、続きましてすみません、人件費です。今年の予算でずっと最近増えているがどうかという質疑ですけれども、例えば令和５年度と令和６年度の当初予算を比較しますと、こちらが人件費、正規職員で令和６年度当初予算が18億3,600万、約18億3,600万。前年度が17億7,300万ですので、約6,200万の増となっております。

こちらは、給与改定、昇給、あるいは勤勉手当の改定等も行っておりますので、そういった影響に伴いまして増加となっております。

先ほども申し上げましたとおり、こちらはあくまで予算ベースで増加となっておりますけれども、今申し上げましたとおり実際職員は２人しか増加しませんので、ここまでの執行には現在のところは至らないかなという見込みでございます。

一方、会計年度ですけれども、会計年度職員も結構大幅に増えておりまして、会計年度任用職員で申し上げますと令和６年度が３億8,800万、約ですけれども３億8,800万。それに対して、令和

５年度が３億3,800万ですので、約5,000万ほどこちらも増加しております。

こちら最も大きい理由は、今、３月定例会に議案として上程させていただいておりますけれども、勤勉手当の支給、要件に該当する方になりますけれども、支給が開始されます。議決をいただければそういった勤勉手当を支給することが可能となりまして、先ほど会計年度18人フルタイムいるというのは保育士だというお話をしましたけれども、こういった方々がそういった勤勉手当の支給対象となりますので、そういった支給、そもそもの制度として変わる部分がありますので、そういった部分で人件費については増加しております。

また、一方、最低賃金のほうもずっと上昇しておりますので、それに対応してそもそもの単価自体も引き上げておりますので、そういった影響によりまして人件費のほうはちょっと上昇の傾向にあるということでございます。

じゃ、私のほうからは以上となります。

○委員長（土渕保美君）　課長。

○総務課長（福田拓也君）　総務課長の福田です。

合川委員のほうから人事異動の在り方につきましてご質問いただきました。

経験のある職員を配置するというのは大切な観点でございまして、それについては人事担当としても留意をしているところでございます。

ただ、なかなか人材を探したときに、やっぱり経験した人が必ずしもいるというわけではございませんで、なかなか経験者が配置できないということもあります。

人事異動に当たりましては、職員の能力開発ですとかモチベーションの維持、また長期的な仕事が続いていくという組織運営の観点から人を交代させて経験を積ませているところでございます。

当町につきましては、30代から40代の職員が少ない現状がございまして、50代の職員から今20代の職員が引き継ぎを受けていると、こういった状況もございます。

ですので、なかなか経験者の配置ということが難しい面もあるんですけれども、そういった観点は人事異動の中で持っていますので、それには留意してまいりたいと思います。

先ほど、お話の中で選挙の関係ではございましたけれども、選挙としましては一応副課長が経験者として事務を担当させていただいております。

以上です。

失礼しました、最後のご質問で、「みやしろで暮らそっ」のホームページのお話がございましたけれども、こちらにつきましては総務課ではなくて企画財政課の所管になりますので、申し訳ございません。そちらで確認をお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　分かりました。

１点だけなんですけれども、職員の増員によって残業代が幾ら減額できるかちょっと分からないというお話だったんですけれども、先日の議会の中で総務課長の答弁だと残業代の減につなげていきたい、増員が残業代の減につなげていきたいという答弁、お話あったかと思うので、そういう観点で人を雇い入れて残業を少し少なくしていこうということなのかなと思っていたんですが、それでよろしいでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

私、すみません、先ほど不透明ということを申し上げましたけれども、もちろん残業代についてはワーク・ライフ・バランスも今、叫ばれており

ますので、超過勤務の削減については総務課のほうからも働きをかけていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑は。

川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。

私の、私たちの予算書のページ20ページ、ページ20ページじゃおかしいな、20ページ、みやしろズームアッププロジェクト、先ほど前段の議員さんからみやしろ缶バッジの話が出ましたけれども、その中で商工会のハナレンジャー、みやべえのバッジにできないかという問合せをしたということなんですが、町としてはハナレンジャーをどのようなふうに捉えているのかちょっと教えていただきたいんです。１つ、１つです。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　秘書広報担当主幹の高澤です。

ハナレンジャーにつきましては、昨今世間ではゆるキャラマスコットというのがブームを一時巻き起こったわけなんですが、宮代町ではそういうゆるキャラはないということです。

ハナレンジャーにつきましては、もともとが商工会の青年部さんのほうでつくられたキャラクターということで、それがお祭り等で登場したりして、今すごく子供たちもお祭りの中で写真の行列ができるほど人気があるような形になっております。

町というよりは商工会さんのほうでつくられたキャラクターということなので、俗にいう町の公認キャラクターというところまでは行っていないというのがまだ認識の中ではございます。

ただ、これだけ宮代といえばハナレンジャーのようなキャラクターになっておりますので、できれば町としましては商工会さんに、例えばこういう缶バッジですとか、例えばほかに今度グッズをつくったときに、こういうものが宮代町を代表するキャラクターということで、商工会さん、商工会青年部さんの許可を得ながら今後も継続利用させていただければというふうに考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。

おっしゃるとおりで、駅前の町の案内看板にもハナレンジャーが掲載していて、町もハナレンジャーのことを応援しているのかなというふうに思うんですが、町外から宮代町に訪れる方、そのときに案内板にハナレンジャーを、個人的には本当にうれしいんですけれども、何でハナレンジャーなのかなというふうに思う方もいらっしゃるのかなというふうに思うんですが、例えば宮代の外交官の片桐仁さんとか國府田マリ子さん、特に片桐仁さんというのは全国的にいろんな才能があって、知名度も大変あるのかなと思うんですけれども、そういうふうに考えると、ハナレンジャーもいいんですけれども、例えば片桐仁さんが町を案内するみたいな形にしたほうが、片桐仁イコール宮代町なんだなというふうな、訪れる方がそういうふうに思うんじゃないかなと思うんですけれども、その辺どのように思いますか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　秘書広報担当主幹の高澤です。

今、確かに常にハナレンジャーに頼っていろんなものを、グッズですとか今回の缶バッジに関してもハナレンジャーに頼って、当然人気がありますから、カラー的にもすごくカラフルですし、す

ごくいいものだと思っていますので、使わせていただいています。

片桐仁さんに、あとは國府田マリ子さんにつきましては、外交官なり片桐仁さんに関しましてはモニュメントのご提供をいただいたりということで、いろいろ宮代町に対して様々なご協力をいただいているところでございます。

ちょっと私ども秘書広報担当のほうで今後どういうふうに携わっていくかと、なかなか具体的に申し上げられるものではないのですが、できればこういう著名な、宮代出身の著名な方ですとか、機会があれば今後も継続して、例えば町民まつりでお越しいただくですとか、あと町の広報紙に登場していただくですとか、そういうことは検討のほうはできればしていきたいとは考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　ありがとうございます。川野です。

今年、新聞とかテレビ等で埼玉県の特産のイチゴ、秩父のほうでＪＡさんと地元の農家さんとでイチゴの特産品として今回あまりんというのを嘶家のたい平さんが、林家たい平さんが名づけ親らしんですけれども、そういったやはり知名度のある芸能人というか、そういった方にいろんなことでこの地域のことを盛り上げていただくというのが、やっぱり一番早いのかなというふうに思うので、ぜひ片桐仁さん、國府田マリ子さんもそうなんですけれども、そういった有名人をどんどん使ったほうがいいと思いますので、そういった提案をさせていただきます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉です。よろしくお願いいたします。大きく１点質問させていただきます。

予算書の84、85ページになります。

総務費の総務管理費の中で、（１）男女共同参画社会推進事業になります。その中で、まず12の委託料、こちらで一時保育業務委託料とあるんですが、こちらのほうが昨年度は22万7,000円が今回45万2,000円に、２倍近くになっている、２倍以上になっているということですか。

それと、19の扶助費、配偶者等からの暴力などによる被害者への緊急避難支援費ということで16万8,000円。こちらも前年度８万4,000円から２倍になっているということなんですけれども、この増えたということは何か問題が生じたということだと思いますので、それについてお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

男女共同参画社会推進事業の委託料です、一時保育業務委託料ということで、こちらのほうを増加させていただいている理由につきましては、こちらにつきましては町の中で、例えば学校の再編の適正化ですとか、あと保健センターなどで行う健診事業、あと町のイベント関係で皆さんに、多くの方に参加いただくために一時保育のほうを設けているんですが、ここ数年間はコロナの関係でイベント自体が中止になったりですとか、できるだけ参加者を抑えてという形になっておりました。

昨年の５月からコロナのほうの対策が変わりましたので、今年度につきましても健診などでかなり増えているところなんですが、来年度につきましてもこれ以上もっと増えるのではないかという見込みがございまして、各課に事前に予算策定の

際、照会をかけまして、その数字を基に今回、増やさせていただいているものでございます。

続いて、扶助費です、こちらにつきましては倍増ということでご指摘いただいているところなんですけれども、今年度、秋口に１件該当がございまして、あまり具体的に言ってしまうとちょっと特定されてしまうおそれがあるので、詳しくは言えないんですが、家族間のトラブルがございまして、その日１日ちょっと泊まるところがないというようなことがございまして、そちらの方につきまして宿泊場所を提供する際、手持ち、逃げる際に金品のものをお持ちでなかったということがございましたので、ご本人とお子さんお二人分の宿泊費ということで実績がございます。

来年度につきましては、実際予算措置をいたしましたが、執行されることがないのが一番なんですが、宿泊費などがこの頃高騰しているものもございますし、宿泊費だけではなくて着の身着のまま逃げられたりした方については、例えば衣服ですとか、寒い時間なんかですと衣服、あとお子さんなんかお連れになっている場合は、例えば粉ミルクですとか食品なども少し提供も必要となってまいりますので、その点からこちらのほうの予算額のほうを増やさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

１問目のほうはよく分かりました。２問目のほうで、例えば宿泊ですと7,000円、食費だと1,400円という形で出しているとは思うんですが、例えばこれ一時的に行うとは思うんですけれども、その後やはりＤＶですから継続されるおそれがあるので、その後の補助というものは別の課に移管されるのか、それとも総務課のほうがそのまま継続的にやられるのかということをお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

こちらの扶助費のほうを使う場合は、ＤＶですとか家庭内のトラブルが主なことになると思います。

ＤＶの場合、退避するための施設というのがございまして、そちらのほうには宮代でいいますと東部福祉事務所のほうと通じて避難をするような形になりまして、実際私どものほうでもどちらの施設に避難されているかというのは全く分からない状態でございます。

先ほど説明させていただいたケースにつきましては、そちらのほうの施設に移管するのではなくてご実家のほうに避難をされて、話合いの下そちらのほうは解決となりましたので、現在のところは問題のほうは解決しております。

ですので、実際どこが担当するかというのはそのケースによりまして、そのまま継続的な相談が必要な場合ですとか、例えばお子さんがいらっしゃる場合、学校教育ですとか子育て支援課などと提携する場合もあるんですけれども、基本的には町のほうでフォローしていくような形になります。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

もう少しマイクを口に近づけていただければ、ちょっと遠いので声が小さくなっていますので、よろしくお願いいたします。

再々質問させていただきます。

よく分かりました。

例えば、そういうＤＶになるので、やっぱり警

察のほうの対処も必要になってくることもあるかもしれないので、その場合ですと町民生活課が担当になるのか、そのまま総務課なのか、そこだけ教えていただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

マイクはいいですか。大丈夫ですか。

町民生活課と総務課のほうの区分なんですけれども、ＤＶ相談を受けた際には、実際暴力の程度ですとか頻度なども伺うところなんですけれども、まずこちらとして申し上げるのは、暴力を受けた際は必ず110番をしてくださいと。警察のほうです。役場で相談来ていただくのもあれなんですけれども、まずは警察のほうに介入していただくのがまず大事ということでお伝えしております。

ただ、どうしても家族間ですので、警察を呼ぶことにためらいというのがある場合もあります。結局夫婦間ですとか親子などの場合、警察が来てパトカーを呼ぶという行為についてためらっているケースというのもあるのは事実でございます。

ただ、そちらにつきましては、たとえ小さな事案であっても今後大きな事案になる可能性もありますので、そちらのほうにつきましては面接の際に必ず警察のほうにも連絡ということと、警察に言うことによって、ひどい場合ですと逮捕ということもあるんですが、見回りといいますかパトロールですとか見守りの対象になってきますので、そちらのほうはお願いしている次第でございます。

町民生活課とのやり取りというのは、町民生活課につきましてはどちらかというと防災ですとか安全面とか環境面ですか、そちらのほうになりますので、特に町民生活課との連携はしておりません。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。１点質問をさせていただきます。

予算書の76、77ページの広聴・広報事業についてです。こちらで何点か質問をさせていただきます。

広報みやしろ、こちら印刷製本費745万円の部数をまず教えてください。そして、その配布先です、自治会で配っていただくものと、あと各公共施設など何部ずつ配っていただいているのかお伺いいたします。

その次に、広報と広聴という部分では町長への手紙の実施を継続していただいているので、そこで皆さんのご意見聞いているのかなと思います。

一般質問でも質問をさせていただきました。その際に、ホームページ上で広報紙をご覧になられているのが、令和５年度ですと３万1,578回という、かなりその推移としては増えている現状を先日教えていただきました。

それで、ホームページで町の情報も取れるのですが、そこからその先に、広報のページの中に入って広報のホームページに貼ってあるその情報も見ているということでした。

そのような今の現状があると思うんですが、そのホームページをオンラインで、ネットでご覧になるのは割と若い方かなとは思うんですが、そういう方たちがご覧になられているのでこのような件数も増えてきているのかなとは思うんですけれども、実際にこの広報みやしろ、この紙で広報をつくられているものも、若い人をターゲットにしていると伺っております。

そこで、実際に紙で見る方というのは割と年配

の方のほうが多いのかなと思うんですけれども、町として広報をつくるときのターゲット層と実際見ている方の今の状況というのを、ちょっとそのあたりもどう捉えているのか教えていただければと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　秘書広報担当主幹の高澤です。

まず、印刷製本費、予算書76、77ページの広聴・広報事業の印刷製本費745万円になるんですが、こちらは契約としましては埼玉新聞社、こちらに年間の単価契約ということで契約しております。

契約の内容が、単価なので１部当たりに幾らという単価になります。広報というのが、毎月その月の記事の多さによって変わってくるんですが、16ページ、20ページ、24ページと３種類ございまして、16ページが43.56円、20ページが47.3円、24ページが52.8円です。基本的には、月ごとに、１月当たり１万2,500部を刷るということでこの単価のほうを契約させて頂いております。

じゃ、16ページ、20ページ、24ページ、年間でどのように変わるのかといいますと、これはその月の情報量によりますので、一概に何とも言えないところがありますので、こちらはちょっとその月ごとということでご理解いただけたらと思います。

続きまして、町長への手紙でよろしい。

〔発言する人あり〕

○総務課主幹（高澤　学君）　配布数なんですが、先ほども申し上げたとおり１月当たり１万2,500部の印刷量が参りまして、世帯配布数が約１万200ぐらいです。それ以外に各施設、例えば役場の各窓口ですとか、あと各公共施設、図書館ですとか保健センター、郷土資料館など、あと各駅、３駅、東武動物公園駅、姫宮駅、和戸駅、あと各郵便局ですとか銀行さんですとか、そういうあとは各コンビニエンスストア、スーパーなどにも配布しております。そちらが約今90か所、配布のほうはさせていただいております。

これは、配布数は各その施設によって、当初まずその広報配布日に持っていく数というのが決め手はあるんですが、あとはそのなくなった状況によって補充していきますので、一概にこれが幾つというのは毎月違いますので、何とも言えないところではございます。

続きまして、３番目のターゲット層になるんですが、先ほど議員さん、若い人がターゲットと申し上げたんですが、特段若い人に絞っているということはございません。やはり情報としましては、お子様から当然若い人、あとお年寄りとかのいろいろ情報もございますので、幅広い方に読んでいただくということで、特段若い人をターゲットにしているという認識はございません。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。再質問をさせていただきます。

１点目の広報の配布部数なんですけれども、印刷部数は承知をいたしました。

それで、１万200世帯に、これは自治会を通してこの部数を配られているのでしょうか。

それで、１万2,500からこの部数を引くと2,300部になるんですけれども、これを90か所に置いていて、その余りとか、または廃棄する数というのはどのぐらいあるのか教えてください。

次に、先ほど広報と、広報のターゲットというか、そことの兼ね合いでこのデジタルのホームペ

ージとか、広報をＰＤＦで見たりとか、そのあたりのことも踏まえてということでお伺いをしたんですが、今の広報紙は、やはり広報は町の大事な情報が載っているので、大体もう広報に全部書いてあるよというぐらい皆さん広報に載っているよという感じで思っているものだと思うんです。町の広報というのは。

それで、そういったときに、印象なんですけれども、もちろん皆さんにとって見やすい広報というのが一番いいんですが、内容だったり見た目、それでタブロイド判に変わったときにカラーにしていただいてすごく見やすくはなったんですが、やはり若い人をターゲットにしているようだという印象を持っているということもあって、例えばその情報を受け取るということと、あとその見やすさとかそこら辺のことも考えるとネットを多く利用する方に寄っていっているその紙媒体の紙のものというのがちょっとその辺の、何というか、そこの、皆さんがそこにちょっと違和感というか、何かそれを持っていて、いるということなんですけれども、そのあたりの、例えば読みやすさということでいうと大きさだったりとか、または本当に町の知りたい内容とかそのあたりの。

先ほどご答弁では、特にターゲットは決めていないということだったんですが、やはり見やすさとかそういうところを視点に置いていただきたいなと思うんです。文字の大きさとか、あと文字がたくさんあったりとかというところもあると思うんですけれども、ちょっともう一度そのあたりのことを教えてください。

以上です。すみません、長くなりました。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　秘書広報担当主幹の高澤です。

まず、広報紙のほう１万2,500部を各お宅、自治会を通してお宅にお配りして、各公共施設にお配りします。どれぐらい廃棄しているのか、毎月ということですかね、廃棄しているのかということなんですが、ほぼほぼ公共施設ですとか各お宅に配って１万2,500のほうは、その月によっても違うんですが、例えば１月、２月ですと残ったのがほぼない状態です。１月だと残ったのが49部、12月が115部、11月が40部というような形で、大体２桁から100部ぐらい残るような形です。

廃棄のほうなんですが、これは残ったものはすぐ廃棄いたしませんで、しばらくの間は広報担当のほうに置いていただいて、バックナンバーが欲しいという方もいらっしゃいますので、いらっしゃった方にはお分けするような形で残しております。

広報、いろんな方をターゲットにということで申し上げて、当然１つの広報なので小さいお子さんからお年寄りまで読むと、目の悪いお年寄りが当然、紙ですからやっぱり若い方はホームページで見られる方が多いというふうに委員さんもおっしゃっておりますように、紙媒体ですとお年寄りが見られることのほうが当然多いのかなというふうには認識しております。

字ですと、現在広報紙では、ヒラギノというＵＤ角のゴシック体で11ポイントのものを使わせていただいております。通常の11ポイントよりも大きい、見やすい字を広報紙のほうでは使わせておいておりまして、あと写真ですとかそういうのも比較的大きいもの、大きい枠で、中には小さい写真もあるんですが、なるたけその情報が見やすい写真を担当のほうで選んでお出しするような形で考えております。

今後におきましても、当然紙媒体というのは、ホームページ等で情報が見られる時代ではありますが、すぐすぐそういうものに移行していくとは

考えておりませんので、そういった弱視の方、お年寄りの方、いろいろな方が見る広報紙ということで、その辺のほうは随時工夫のほうはしていきたいと考えておりますので、ご理解いただけたらと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

私たちの予算書20ページ、予算書のほうが77ページの「みんなが地域の特派員」につきまして、前段の議員さんからも質問があったと思うんですが、ちょっと私が聞きはぐっていたら申し訳ないのですけれども、今13名特派員がいらっしゃるということで、こちらの特派員謝金というものがどのような形で、どういうことで支払われているのかということと、あとこちらの特派員がいろんな形で、インスタだとかいろんなものでやってくださっているのかなと思うのですが、どういった、どういう方がやってくださっていたり、あとはその年齢とかそういうことが分かればお聞きしたいと思うのと、こちらはそういう謝金が発生するということなので、年齢制限があるのかということをお聞きしたいです。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　秘書広報担当主幹の高澤です。

まず、予算書の76ページ、77ページのみやしろズームアッププロジェクトの講師謝金というところになると思います。

まず、13名で活動のほうをしておりまして、まず実績のほうをご説明のほうをさせていただきます。

今年の令和５年度ですと、制作動画の公開ということで動画のほうをつくっていただいております。動画のほうに関しましては、今現段階で40ですね、40回の動画のほうを作成していただいて、動画の作成に当たりまして１人当たり1,500円の謝金のほうをお支払いのほうをさせていただいております。

この動画に対して、ショート動画という15秒ぐらいで終わっちゃう動画もありまして、こちらのショート動画に関しましては700円ということで謝金のほうをお支払いのほうをさせていただいております。

あと、制作記事の一覧ということで、ホームページ、すみません、広報みやしろのほうで、例えば花だよりですとか宮代風景だよりですとか、そのような記事があるんですが、こちらの記事のほうが制作のほうをされた方には1,000円ということでお支払いのほうをさせていただいておりまして、今年度、令和５年度につきましては、こちらの今現段階で40記事のほうを制作のほうをお願いしていただいております。

どういった方が対象、特派員としてやっていただいているかということなんですが、特段要件としましては年齢制限というところに関しましては、未成年の方に関しては保護者の同意ということで登録することができるということにしております。それ以外ですと、要件として、要件としましては動画の作成、写真撮影技術を生かして発信をしたい方ということで、細かい要件というのは特段つけておりません。

今いる13名の方を見ますと、活動していただいている中では、すごくいい機材を持って、趣味というよりはもうセミプロに近いような方が活動をしていただいているような印象でございます。

年齢に関しましては、一人ひとりの年齢を細か

くちょっと私も把握しておりませんが、高齢な方もいらっしゃいますし、そうでない方もいらっしゃいますということで、あまり20代、30代の方というのはいないかなというところですか。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

今の13名なんですけれども、こちらの13名はどういった、何か応募をされて、何か募集をかけて応募で来られた方なのでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　秘書広報担当主幹の高澤です。

町のほうで、令和４年の３月にみやしろズームアッププロジェクト「みんなが地域の特派員」の募集要項というものをつくりまして、その募集要項に基づいて募集のほうをさせていただいて、集まっていただいた13名ということです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　そのときに募集されたままの状態ですか、それ以降は募集されていないということでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　募集のほうは随時行っています。現段階でもやりたい方がいらっしゃれば来ていただいて、入っていただいて活動していただくということでお願いのほうをしております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　今も結構たくさんの方が、とても上手なＳＮＳの使い方をしていらっしゃる方、結構町内いらっしゃるので、できればもうちょっと広く声かけていただけたらと思います。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時３２分

再開　午後　２時４４分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

引き続き総務課分の質疑を行います。

質疑ある方はいらっしゃいますか。

金子委員。

○委員（金子正志君）　金子正志です。

予算書の69ページ、職員手当についてです。

地域手当とあるんですけれども、私たち民間人からするとこの地域の手当というか寒冷地手当とかへき地手当とかそういうイメージなんですけれども、これの説明をお願いいたします。

それと、埼玉県内でこれは地域によって差があるんでしょうか。例えば、宮代町は田舎だから手当がいいとか、あるいは秩父のほうはもっといいとか、そのあたり詳しくお願いいたします。

それから、人件費のことなんですけれども、この10年間ちょっと遡ってみますと、榎本町長時代は大体15億単位が４年間続いたんですけれども、町長が変わりまして毎年必ず上がりまして４億円以上上がったんです。この間、人口は横ばい、つまり税収も横ばいだと思うんですけれども。さらには、2040年には人口はもう減りだすのは分かっている。つまり税収が減るのは分かっているのにこのように税金、税金じゃない人件費を上げ続けていいのでしょうかという質問なんです。

この７年間ですから、本当に新井町長がずっと上げているわけですけれども、これはできたら町長に説明していただきたいと思います。議会で呼

んできていいんですよね。お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁をお願いします。

暫時休憩いたします。

休憩　午後　２時４６分

再開　午後　２時４７分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　総務課主幹の齋藤でございます。よろしくお願いいたします。

先ほど議員のほうからご質問いただきました人件費の中の職員手当、地域手当についてでございますが、こちらにつきましては、当町の給与、基本的には国の人事院勧告等に沿った給与のほうを設定しているところでございますが、こちらにつきましては、給料につきましては基本的に全国一律というような形で決まっているものでございます。

しかし、実際、物価等によりまして、その地域ごとに生活費等の差というのもあろうかと思います。そういったものを地域間の差を埋めるものということで、地域手当というものが設けられているところでございます。当町におきましては、国のほうの制度に照らし合わせますと、宮代町、地域手当６％というところで設定されているところでございまして、こちらについて、給料の６％分の地域手当のほうを予算として計上させていただいているところでございます。こちらにつきましては、都市部とかそういった物価が高いところに行きますと、この地域手当の率が上がっていくということになりまして、差が設けられているというところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

人件費について毎年増加しているが、このまま引き上げていってよいかという質疑ですけれども、御存じのとおり、私たちの給与につきましては、人事院勧告と、あと最低賃金の引上げに伴いまして改定をさせていただいておりますので、人件費が増えている要因としましては、職員数の増減と、さっき申し上げましたそういった人事院勧告等での増加ということになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上でございます。

〔「答弁漏れ」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　主幹の齋藤でございます。

答弁漏れにつきまして失礼いたしました。

県内の様子ということでございますが、ちょっと他団体の地域手当の支給状況というのはちょっと今手元にないところでございますが、低いところはやはり県の西部というか、秩父のほうですね。あちらのほうになりますと、やはり地域手当の率というのは低くなってきておりまして、たしか３％というような形で設定されているところもあったかと思います。

失礼いたしました。あと、地域手当ですね、こちらにつきましては、県内の状況として最も低いところで地域手当を全く国のほうの支給割合で設定されていない０％というところで、例えば越生町ですとか、やはり県の秩父のほうのそっちの方面になりますかね。そういったところは地域手当を全く設定されてないという団体もございます。

また、今度は都市部のほうに行きますと、最も高いところで、国の支給割合で16％というところで和光市のほうが16％というところで設定されている状況がございます。こちらが国のほうで示している支給割合ということでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　金子委員。

○委員（金子正志君）　よく分かりました。新井康之町長のいらっしゃる越生町で０％、町長は自分の報酬を30％削減ということでしたけれども、同じ名前の町長として見習ってほしいということを新井町長にぜひ伝えてください。お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　あらかじめ先ほど委員長には申し上げましたけれども、改めて皆さんの前で先に言っておきます。

説明等をして、先ほどの議会事務局のときに中断させられたり、邪魔をされましたけれども、前段の先ほどの塚村議員などは自分でも認めているとおり、長々とやっても止めることはありませんでした。これから私が言うのは個数も多いですし、内容もできるだけ圧縮して、前段の議員たちの方々が言っていたことをできるだけ省いて短めにしようとは心がけますが、先ほどのように変に中断したり、邪魔をしたりとかしないようなことをまず念を押しておきます。

では、質問に入らせていただきます。

ほかの議員がちょっと漏れて忘れたところなんですけれども、私が代わりに質問させていただきます。

71ページ、これは⑶の総務管理事業、こちらのほうの庶務管理システム等に関しまして、本年度の特徴として、出退勤等を管理する庶務管理システムの導入とありますから、恐らくこれまでとは違って、新たなものを導入したんではないかというふうに読み取れますが、これは、これまではどういったところが問題があったのか、問題があったからこそ新たなものというか、庶務管理システムの導入という形になったんでしょうけれども、例えば退勤期間を手書きでやったりとか、そういうふうにしていたとか、そういうふうな問題があるかとは思いますが、その辺の説明のほうをよろしくお願いいたします。庶務管理関係のところはそうですね。

次に、特別職の報酬というのがこの上のところ、⑵特別職報酬等審議会事務事業というのがあって、特別職、先ほど前段の金子委員からも質問があったように、町長等をはじめ、この辺で話は荒れているんだと思いますけれども、そもそも町長の給与に限定させていただけますけれども、適正かどうかというところの話合いが行われているのか。行われてるとして、何を根拠に適正となっているのかというところをお尋ねします。

参考までに榎本町長までは減額をずっとしていたにもかかわらず、新井町長になってからその減額をやめた。１回だけ、半年だけ、町民が大変だからという理由で下げたことはあっても、その後、６月から12月まで下げて、また１月から元へ戻したという経緯もありますので、その辺も含めて、特に総務課長、今月中はいらっしゃるでしょうけれども、労務管理のスペシャリストですから、きちんとした説明をお願いいたします。

次に、ちょっと戻ります。67ページ、一番下のところにございます一般管理費の10番、顧問弁護士委託事業というのがございますね。その細かいところが74ページの10番、顧問弁護士委託事業、この顧問弁護士というのは、恐らくまだ変わって

ないのであれば、群馬県弁護士会、群馬弁護士会かな、ちょっとごめんなさい、正確性に欠けるとは思いますが、の熊川弁護士に僕の記憶ではお願いしているというか、契約している、委託しているという形になっているとは思いますが、それは来年度も変えるつもりはないのか。

また、熊川弁護士に県外の弁護士、以前は埼玉県弁護士会の大塚弁護士に20年ぐらい非常に割高、2,000万円ぐらい、割高というのは私が指摘しましたけれども、大塚弁護士が一昨年の４月でしたか、急に辞められた。それで急ぎ探した。通常であれば、まず前々任の顧問弁護士である、ちょっと名前度忘れしましたけれども、日産のカルロス・ゴーンの事件でも……高野隆弁護士は町民であり、埼玉県弁護士会の会員でもあるから、それは非常に素直なところなんですよね。その弁護士の高野さんが秋葉原の東京弁護士会のほうに移転したので、同じ事務所であった大塚弁護士という経緯は承知しておりますが、何ゆえこの弁護士は今回は今は群馬の方になっているのかという理由と、また、群馬の弁護士を雇うことによって、交通費、例えば職員が相談に行くときにも非常に高くなる。浦和とかその辺に行くわけではないですから。

また、この顧問弁護士というのは、たしか空き家等の審議会のほうのメンバーでもありますから、それに交通費を払っているはずなので、それでも埼玉弁護士会の弁護士であればもっと安く済むところが高くなっている。それを正当化するだけのどうしても熊川弁護士でならなければならないという根拠を来年度も変えることなく、熊川弁護士あるんであれば説明していただきたいと思います。

次に、ちょっと戻りますけれども、71ページになります。これの職員研修事業というのが(4)としてございます。ここに公的資格取得援助金、そんなに額は大きくはないですけれども、５万円というふうになっています。この公的資格というのはどのようなものを指していらっしゃるのかというのと、また、その下の研修旅費とは、研修のことはいろいろ書いてありますけれども、このような研修を行った場合に、その研修に行った職員に対してレポート等の提出、またそれを行政の執行に関してのフィードバックというのはきちんとなされているのかというところをまとめてお尋ねしたいと思います。

次のページへいきまして、72、73の文書管理事業になるかな、文書管理システム料、これ331万4,000円となっておりまして、新たな文書管理システムの運用開始、先ほどのとちょっと勤怠の関係と似たようなところで、新たなというところが書いてあるんですけれども、これは従来のものが使いづらかったのかどうか、また、新たなものにしなければならない理由、どのようなメリットがあるか。費用対効果の分ですけれども、その辺をお願いいたします。

次に、首長の給料のほうへいくか、さっきとちょっと重複しますけれども、この６ページというのは総務文教委員会の資料、これので恐縮なんだけれども、執行部の方お持ちかどうか分からないんですけれども、これの５ページに書いてあったのかな。ちょっと私のほうで分からなくなって申し訳ない。予算書のほうでは77ページですね。町長の交際費、これについてお尋ねしたいんですけれども、まず、町長のページのところを見ますと、交際費の執行基準というのがございます。そこのところ、ありましたね。資料２、ごめんなさい、予算特別委員会資料というのが総務文教委員会の資料の中の黄色い表紙のがあって、そこからまたページがリセットされてなっているんです。失礼いたしました。町長交際費の支出明細というのが

ございます。これを見ますと、いろいろ細かいところは割愛させていただきますが、飛び抜けて変わっているのが、会費というものの支出額が令和３年度２万6,300円、令和４年度、いきなり13万7,000円、令和５年度34万3,000円と、どんどんとこういうご時世でありながら上がっているわけですね。これをどのように正当化するのかご説明を願いたいと思います。

また、これにつきましては、先日総務課のほうにもお話しさせていただけましたが、香典とお花代、花代がこれまでよりもどんどん上がっていると。１万3,000円とか予算に収めようとしないで、相手がそういうふうに言ったからと言って、違うお店を探すとかということをやらなかったというのは担当課の職員から弁明としてよく分かっておりますが、そういう細かいところも含めて税金の無駄遣いというところを圧縮していくという気持ちが見られないものですから、その点を説明していただきたいと思います。

このページをめくりまして、６ページになりますと、各町と村ですね、町村における首長の給料等が出ておりますが、それはおのおのの自治体の事情はあるでしょうが、宮代町、70万円台になっていて、安いところというか、低いところ、安いって失礼ですね。低いところ、横瀬町とか長瀞町、東秩父村、この辺は減額中というのを考慮して60万円台と、宮代町よりも安いというか、低いところは幾らでもあります。宮代町、今人口ももう先ほど前段の議員、金子さんもおっしゃったように、ピークは実は２年ぐらい前がピークだという話もありますけれども、過ぎております。また、全国的に今年度の出生者数は75万8,000と言われておりますが、宮代町、今年度の出生者数186人と住民課から聞いて分かっておりますが、こういうところを見ても宮代町がこれからどんどん増えるわけではないというふうに私は素人考えながら思うんですが、それをベースにしても町長の給料の高いところの説明がなされないと思います。これは僕は一般質問でも退職金も含めて指摘させていただきましたし、前段の金子議員がこれまでも何年も時々指摘しているところですので、きちんと説明をお願いしたいと思います。

次に、これは実は企画財政課のほうにお聞きしているんですけれども、事業、総務課でも文書管理事業とかいろいろありますが、これ久喜市はやっているんですけれども、廃止した事業の数、また新しく来年度から起こす事業の数、その辺が全く一瞥しただけでは瞬時に分かるようなものがないものですから、そこのところを少なくとも総務課所管事業数の増減という形でも結構ですので、そこのところのご説明をお願いしたいと思います。

予算の概要、これは久喜市の、検索していただければ分かりますけれども、予算の概要というふうにやれば22ページから新規事業は何、完了廃止事業は何というふうに出ています。

次に、これは予算書のほうに反映されていないからあえてお聞きするんですけれども、調査研究、例規のことに限定してお尋ねしますが、一般質問のときもこれを指摘させていただいて、残念ながら時間がなくて、福田課長からの答弁だけで終わってしまったところですけれども、まちづくり基本条例ができたときに、もうその瞬間に施行されて、まちづくり基本条例が最高規範となったのは、それは皆さんご了解いただけると思います。したがいまして、そのときから実はちゃんとやってなければいけないんですけれども、いまだにそのような条例、規則等の例規の整備等がなされていないのが実態であるところは、これは共通認識であるんですけれども、それに対する少なくとも総務課所管のことをまちづくり基本条例の趣旨に合わ

せる作業をするのに調査研究費という名目にするかどうかは別として、そのようなところを僕が見落としていたら指摘していただきたいんですけれども、どのような予算になっているのか、または、そのようなことをやっていないのか、予算に計上していないのか、その辺をお願いしたいと思います。

また、超過勤務のほうに戻りますけれども、ページ数、69ページですかね、1,281万9,000円の超過勤務手当というのが一般管理人件費の３番、職員手当の真ん中辺りにございます。令和５年度は1,124万2,000円というふうに昨年度のを見たら出ていますけれども、つまり上がっているわけですね。職員数は増える。効率化をすれば１単位の仕事量も減るはずなのに、当初予算から増額の超過勤務手当を計上しているというところがきちんとした説明をいただけないと住民は納得しない。これは散々言われたところですので、これは何人もの住民の方に言われたので、指摘させていただきます。

次に、先ほど前段議員何人かご質問されていらっしゃったのと多少かぶるところがあるかもしれませんが、みやしろズームアッププロジェクトや、広報「みやしろ」、高澤さんのほうの担当だとは思いますけれども、その辺に関するところです。まず、これ過去のことになって恐縮なんですけれども、例えば宮代町で新種の植物が発見されたと、町民の人が11月１日だったかな、２年ぐらい前の、埼玉新聞一面にぼんと載りました。また、「マンスリーとーぶ」、これ電車通勤の方は分かるかもしれませんが、そこで宮代町が４ページわたって動物公園の紹介という形で、動物公園の駅西口からこの辺までの地図まで載って、要は宮代町にとってプラスになるような、宣伝になるようなことが載っていたにもかかわらず、特に「マンスリーとーぶ」は駅に置かれてから半月たったときに、たまたま町長に会ったときに聞いたら、そんなことは知らんと言われたんですけれども、そういうところを職員間で横串で共通認識するということはそもそもなされているのかどうか。これは第５次総合計画のほうにも出ていたはずで、それの５次総の26ページに、縦割りから横断的なところで横串となっていますが、そこのところをやることによって宮代町の知名度を上げたりとか、ホームページに載せたりとかというふうにやるべきなところが、いまだにそういうところが改善されていないように思えるものですから、そこのところをご説明いただきたいと思います。

ちょっと忘れないうちに、私たちの予算書の130ページの町民法律相談というものもございますが、これ月に２回やってて、実際、ちょっと宮代台と言っちゃうとまずいか、町民の方から相談を受けまして、25分しかやっていない。ごめんなさい。私たちの予算書のほうの130ページだと思います。そうですね、総務課の最初のところで町民法律相談事業のところですね。額が多い、少ないではなくて、ここに第２、第４の火曜日10時から12時、２時から４時となっていて、ここには書いてないんですけれども、私が町民の方たちから聞いたところによると、25分というふうになっていて、使い勝手が悪いというふうなお声があるんですよね。私としては一定の人ばかりが独占しちゃうとほかの人ができないから、ほかの埼玉弁護士会だとか春日部の法律相談とか越谷のところを紹介はしましたけれども、ここのところが一向にもう何年たっても改善が見られないというふうな意見が寄せられているので、ここのところをどのように考えているのか。場合によっては近隣の市町村と合同でやるというのも一つの選択肢かなと私自身は考えております。例えば宮代町の場合で

すと、役場を相談所にしているわけですから、そこのところを杉戸町と一緒にやるとかというのもあったりとか、あとはＺｏｏｍを使ったりとか、そういうふうな形で町民の満足度を得るとかいろいろやり方はあると思いますが、その辺の考えをお聞きしたいと思います。

あとは町長の交際費、また戻って恐縮ですが、弔慰金に関する内規というのがございまして、これ平成24年４月１日以降変わってなさそうなんですよね。正確に僕は調べたわけではありませんけれども、皆さんご承知のとおり、特にコロナ禍以降、私も昨年７月に母親を亡くしましたが、家族葬でやっていて、もう僕の周りでもそういうのが多いんですけれども、大きくやらない人がどんどん増えている世の中の情勢になっているのに合わせて、この辺の内規のほうも見直し検討する余地は多々あるのではないかと思いますが、執行部のほうのお考えをお聞きしたいと思います。

また、次が情報公開関連と、それに伴う内部での、特に総務課だけでも結構ですけれども、先ほどあった選挙公営の補欠選挙で携わった職員がこの前の選挙のときには携わっていないと。私だけが補欠選挙を落ちましたけれども、経験して、２回の戦況公営を経験しているものですから、余計聞くべきかなと思ってお聞きしますが、ほかの事業でも、ほかの課でもこういうことは多々あるんですよね。前任者から聞いていないとか、前任者がきちんと引継ぎをしないとか、先日も、あえて名前は言いませんけれども、総務課の方が電話で引き継いでないとか聞いていないという言い訳をして、それは自分たちの中で収めるべきだと、こちらが言うべきじゃないだろうと言って、すみませんでしたという話がありましたけれども、そういうことをやらないことによって福田さんの専門である労務管理の費用、分かりやすいところだと残業代が増える要素にもなっていると思います。議会事務局の例を出して非常に恐縮ですが、４年前の選挙のときのいろんな情報、資料等も含めまして、それの一覧だったりとか、やることリストみたいなやつでも何でもいいですけれども、１週間前に何やるか、そういったものが一切ないので、ゼロからやらなきゃならないという形で、非常に議会事務局の方たちが苦労されたのを目の当たりにしていたものですから、これも先ほどと同じように、縦割りから横断的横串というところの趣旨に反するというか、一般の民間企業では当たり前のことができていないというところの観点からお尋ねしたいと思います。

先ほど情報公開関連でよくあるんですけれども、私が一般質問した学童保育、そこのところでも東京新聞にも出たとおり、最初のときのメモやら資料やらがないと。保存していないというところであきれ返るような状況でした。たかだか数年前のがない。本来メモも含めて行政に携わることに使った資料というのは残すべきものという情報公開の公文書という扱いになるというのは福田さんも共通認識だと思いますが、それが実際になされていないこと、それに対してお金がかかるんであれば予算として計上すべきなんですけれども、これも私の見方が悪かったのか、そこのところを見つけられなかったので、あったら指摘してください。

次に、あとはこれは些末なことですけれども、ホームページのほうも総務課のほうで担当のようですので、ホームページのほうも担当でよろしいんですよね。ホームページのトップのところの一番下のところで、例規とかいろいろとかあるところで循環バスというのがありますよね。ホームページトップページでね。横にスクロールする画面で。あそこの使われているバスの写真というのは、以前のバスの写真なんですけれども、小学生がデ

ザインした。今のとは違うので、そこのところは差し替えなり何なりしていただきたいと思います。

これであと最後、広報「みやしろ」、最後にまとめていきたいと思いますけれども、これもう七、八年前から僕はずっと総務課のほうに働きかけをしていたのは、何人かの総務課の方はもう伝え聞いたりとかして御存じだと思います。当時は、例えば今では当たり前に置かれているコンビニとかカスミとか、その辺に、特にカスミに置くのは前任の店長のときに僕が個人的に図書館の返却ボックスとともに置いてくれないかと話をしたところ、総務課の職員から、その問題の道佛地区からそういう要望が出ていない。そんなにやりたければ佐藤さんに渡すから、佐藤さん、ポスティングをしないかと当時の総務課職員に言われたのがありますが、今となってはきちんと置かれるようになりました。

ところが、この部数とあと予算ですね、予算が令和６年度予算は昨年度と変わっていないというところがちょっと引っかかるところがあります。なぜならば、先ほど前段議員の質問に対して、高澤さんがご回答されたように、ずっと１万2,500で来ているわけですね、印刷数がね。これが世帯数を下回る数であって、私が数件、個人を特定できない範囲で申し上げますと、例えば高齢になって住んでいる方ですけれども、自治会を抜けた。そうすると配布されない。ですから、自分で駅なり進修館なり役場に取りに行くという方も現実にいらっしゃるんですよ。そういう方へのケアという部分で、きちんと欠品がないように置くようにすべきではないかというところから出発したんですけれども、ようやく今年度の９月ぐらいになって、欠品が随分少なくなったと。僕が言い始めた頃は月の頭にぽんと入れてそれっきりで、残数も分からない。いつなくなったかも分からない。議会だよりで恐縮ですけれども、冬になっても夏のが置きっ放しというところもありました。そのような民間では当たり前の宣伝とかのツールである広報「みやしろ」、これをきちんと管理していないというのはいつになったらきちんとできるようになるんでしょうか。

先ほど問題になった先月号、２月号、これ毎年毎年町民割引のが動物公園のがついているので、あっという間になくなる場所なんてよくあるんですけれども、それを認識して昨年度も一昨年度も言っていたにもかかわらず、また今年もう２月22日か１日の時点で駅はなくなっておりましたし、役場のほうでもなくなっていました、その伝えたときには。数カ月だってバックナンバー欲しいとか言ってなくなるというのとはわけが違って、なくなること自体がそもそもおかしいと。特に東武動物公園の駅は杉戸のほうはあるけれども宮代はないというところがありましたので、そういうことがずっとあったにもかかわらず、来年度も相変わらず１万2,500部でというのを前提にしているという、その発想が全く理解できませんので、その辺のお考えと広報「みやしろ」、ホームページでも見られますけれども、そういうふうな媒体にアクセスが弱い人に対してどのように考えているのか。総務課だけの問題でなくて、それこそ各課のいろんな補助金やら委員の募集やら、全体的な情報が圧縮されている広報紙としての位置づけがあると思いますので、また町内の人でない人も東武動物公園駅、また東武ストア等の無印良品のところとかは、そういう人に対して宮代に移住やら、また交流人口の促進にもなると思われるので、その辺の説明をお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

私のほうからは、庶務職員担当と文書法規担当の所管するご質疑についてお答え申し上げます。

まず１点目の予算書71ページの庶務管理システムですけれども、こちらは今、紙ベースで管理しております例えば休暇の管理ですとか、出退勤の関係ですとか、あと給与費明細なんかを今紙で全部印刷しております。これらを全部電子化させていただくために導入をさせていただくものでございますので、これを導入することによってペーパーレスが図れるというところでございます。

２点目の特別職報酬審議会の関係ですけれども、こちらは特別職の月例給、いわゆる月給に改定が必要な場合にのみ開催する審議会となっておりますので、そういった改定の予定がない場合には開催することはございません。

３点目の顧問弁護士の委託料についてですけれども、今議員のご指摘のとおり、顧問弁護士については熊川弁護士に依頼しております。来年度も現時点では変える予定はございません。理由としましては、これまでも行政相談については適正に行っていただいているというところで変える必要はないというふうに判断しております。

続きまして、ちょっと研修の公的資格制度については、この後、主幹のほうから答弁させます。

５点目の文書管理システムですね。予算書の72ページ、73ページですけれども、現在、文書管理システムを導入しておりますけれども、そちらは文書管理システムといいながら、発番とか受付の番号を管理したり、起案文書の紙だけを作るもののシステムになっておりまして、あとはファイル基準表を作るだけのシステムになっております。ですので、決裁行為自体は印刷したものに全て押印等で決裁をしておりますけれども、今回導入させていただく文書管理システムは、例えばですけれども、県から電子データでのメールで、例えば調査の依頼等が来た場合には、特にそこから印刷する必要はなく、全て電子、回答などを全てパソコン上で作成して、作成したものをそのまま上司に回議できて、全て電子で完結するので、こちらもペーパーレスに寄与するシステムであるというふうに考えております。

続きまして、私の所管ですと、７点目の委員会資料６ページにありました県内町村における首長の給与、期末手当の状況とございますけれども、こちらの給与月額につきましては、こちら町村なので、同規模ですとか、自治体の規模と、あと同様な町村との均衡を図りながら設定されているというふうに認識しております。

続きまして、８点目の廃止した事業の数、新規事業の数ですけれども、ちょっとこれは私のほうからお答えさせていただきますと、総務課で所管する事業で廃止した事業はございません。特に新規事業もございません。ただ、廃止といいますか、私の所管する選挙については、その年度に選挙が任期満了を迎える場合には新たに計上はさせていただきますので、選挙についてはそういった理由ですので、特段新規とか、そういう位置づけはしておりません。それ以外のいわゆる町独自で設定する事業について特段変更はございません。

９点目の例規の関係で、まちづくり基本条例に基づいて、例規の実態についての調査費があるかどうかというところですけれども、こちら特段そのまちづくり基本条例に関しての例規の調査費というのは設けておりませんで、予算で計上しております例規の関係につきましては、データベースの使用料と、あと、例規、議決をいただいた条例などを電子化するために更新するための委託料、そういった経費を例規については計上をしており

ます。

10点目の超過勤務の増の理由ですけれども、こちらは予算書をちょっとご覧いただきたいんですけれども、予算書のまた給与費明細ですので、後ろのほうですね、一般会計で言うと224ページをお願いいたします。

一般会計の、こちら全体の職員手当の内訳というのが一番下にございまして、職員手当の内訳のところを見ていただきますと、２段目の超過勤務手当、こちらが本年度が3,790万、前年度は3,680万6,000円、比較しますと109万4,000円となっております。一般会計についてはこのように増額となっておりますが、例えば続きまして、介護保険の特別会計の給与費明細を見ていただきたいんですけれども、ページが330ページになります。

330ページ、下段こちら介護保険特別会計の超過勤務ですけれども、こちらは逆に本年度が132万円、前年度が260万円、合計しますとマイナスの128万円というふうになっております。このように一般会計、国民健康保険特別会計、介護保険、後期高齢者医療、ちょっと今私、企業会計を持ってないので、そちらの予算書の中で見ていきますと、その増減を見ますと減額となっておりますので、町全体での超過勤務の増というのは特段増額という計上はしておりませんので、そのようにご理解いただきたいと思います。

じゃ、続きまして、情報公開と選挙公営のほうでございましたとおり、職員の引継ぎ等がなされていないというようなご指摘だったかと思いますけれども、それによって残業代が多いというようなご指摘だったと思いますが、これにつきましては、できる限り引継書でしっかり引き継ぐべきことは引き継ぎますし、例えば事務処理についてはマニュアルですとか、手順書のようなものをできる限り作成をして、担当者が変わっても同じような事務処理が行えるように、ここは努めてまいりたいというふうに考えております。

私のほうからは以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（齋藤千洋君）　総務課主幹の齋藤でございます。

私のほうから、予算書で言いますと71ページ、職員研修事業についての御質問につきましてお答えさせていただきます。

ご質問いただきましたのが報奨費、公的資格取得援助金についてでございますが、こちらにつきましては、公的資格の取得を組織として積極的に支援することで職員の資質向上ですとか、組織の活性化、こういったことを図ることを目的としまして、資格取得者に対して奨励金のほうをお渡ししているような制度でございます。主に建築や土木、技術系の資格ですとか福祉系の資格、こういったところに援助金のほうを支払っているところでございます。

また、研修終了後につきましては、研修報告書というのを作成し、提出させているところでございまして、ただ、議員のお話いただきました、恐らく研修、参加した職員だけではなく、ほかの職員にも伝播するようにということでご質問いただいたかと思うんですが、そちらにつきましては、制度としての取組というのはちょっと行ってはいないんですが、やはり職員間でこんなことを学んだよというところで情報交換のほうを進めるような形になるかと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　秘書広報担当の主幹、高澤でございます。

お答えいたします。

まず、交際費につきまして、予算特別委員会資料の５ページの資料２でございます。

令和３年度会費が２万6,300円から令和４年度13万7,000円、令和５年度につきましては34万3,000円ということで、会費につきましては、今まで歴代の町長と同様に、地域住民の対話を大切にするということで、これは町長の政治姿勢の一つの表れでもあると考えております。各地区に積極的に出向きまして、地域住民のニーズなどを把握する貴重な機会であることでございますので、必要な経費と考えてございます。

続きまして、弔慰金につきまして、先ほど委員おっしゃった花輪が大体１万3,000円から１万7,000円ぐらいが一般的なものでございまして、これは花輪をお願いするときに、その負担として葬儀屋さんのほうにお願いして、一番安いものということでお願いしてございます。それが葬儀屋さんによってばらつきがございますので、１万3,000円から１万7,000円ぐらいの差があるということでございます。

次、11点目のズームアッププロジェクトということで、過去に「マンスリーとーぶ」とかで宮代の町が取り上げられたりしたということで、そういうものＳＮＳで発信したりということなんですが、職員間のほうで特段ＳＮＳで情報のやり取りとかという特に決め事はないんですが、もちろんアンテナを高く取って、宮代町においてどのようなことが起こっているですとか、宮代町が様々な媒体で取り上げられたりするものに関しましては、職員間の情報を基に、なるたけＳＮＳ等で今後も取り上げていきたいと思っております。

あと、13点目、弔慰金の見直しについてなんですが、弔慰金の見直しにつきましては、令和３年に見直しのほうを行っておりまして、内容が三役議員の見舞い金を本人のみとしまして、家族や過去の在籍者は廃止のほうをさせていただいております。

また、非常勤特別職の見舞い金、こちらも一部の職に限定されておりましたが、これも全て廃止とさせていただいております。あと、非常勤特別職、過去在籍者の方の香典、教育委員に限定されておりましたが、これも廃止のほうをさせていただいております。直近では令和３年のこの変更が、見直しが直近のものでございます。

弔慰金等の取り決めにつきましては、町村会等で過去近隣の町村等と情報のやり取り等もございますので、そういった中で周りの町村と変わりのないように情報のほうに努めていきたいと思っております。

あと、ホームページのトップページのバスのということなんですが、恐らくホームページでピックアップというところで、以前のバスが出ることなのかなと思います。こちらに関しては、企画財政課のほうで恐らくこれはアップしているところもございますので、ちょっとこちらと私のほうからお話のほうをして、情報の共有等をしまして見直していきたいと思っております。

あと、広報「みやしろ」の部数に関しましてです。１万2,500部ということで、毎月印刷のほうをさせていただいております。委員おっしゃるように、過去には駅ですとか、そういうものが月の初めになくなるということが多発していたというふうに、それは確かでございます。ここ最近は週の初めとの初めと週の終わりに職員のほうで主要なところを回りまして部数のチェックのほうをさせていただいております。これによりまして、主要な、主に駅なんですが、そこでの広報がないという状況はなくなったと感じております。

ただ、２月号に関しましては、東武動物公園のただ券がついているということで、なくなるのが

早い。今年に関しましても２月の早い段階でなくなることが多かったというのは事実でございます。これに関しましても来年は増刷のほうをしようということで、担当の中でも今共有しておりますので、増刷のほうをさせていただいて、対応のほうはさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

私たちの予算書130ページ、上段の町民法律相談事業につきましてお答え申し上げます。

町民法律相談につきましては、こちらに記載がございますとおり、今年度も毎月第２火曜日、第４火曜日、それぞれ２時間ずつ庁舎の相談室で埼玉弁護士会の先生にお願いをいたしまして、１回当たり最大４組の方の相談を受けております。

先ほど委員のほうからお話ございましたとおり、１組当たり最大25分で入替えがございまして、また次の25分というような形で４組を受けているところでございます。月によってばらつきがございますが、大体の月が埋まっているような形で、今年度につきましては５月、10月、７月、１月以外については全て埋まっております。こちらのばらつきにつきましては、例えば天候ですとか曜日の並びの関係もあるかと思うんですが、今の状況としてはこのぐらいの数で足りているのではないかと認識しております。

あと、近隣につきましては、春日部市ですとか久喜市については、合併前の春日部市、旧庄和町、あと久喜については、旧菖蒲、栗橋、鷲宮ということでそれぞれ実施しております。あと、杉戸町ですとか蓮田市などについても同様に相談のほうを行っております。

相談時間につきましてはばらつきございますが、少ないところですと20分、多いところですと30分とはうたってあるんですが、宮代と同じで、入替えがございますので、30分やってしまいますと、最終的に時間が超過してしまいますので、そうしますと委託料のほうの金額も変わってきてしまうので、大体30分以内というところが主だと思っております。

先ほど委員のほうからご提案がございました近隣との合同という話もございましたが、こちらの相談につきましては、かなり委託料が高額のものもございますので、可能な限り宮代の相談については宮代で、例えば春日部であれば春日部でというような形でないとちょっと難しいのかなというふうに認識しております。

あと、Ｚｏｏｍのご提案につきましては、確認したところの市町についてはちょっと実施しているところがないんですが、今後近隣の担当と話す機会があればちょっと話してみたいかなと思っております。

以上でございます。

○委員（佐藤将行君）　ちょっと理解されてないようなので補足しますね。労務管理の専門だということで。

○委員長（土渕保美君）　答弁漏れはなしでよろしいですか。

○委員（佐藤将行君）　答弁漏れとこちらは意識してますけれども。要は担当者がおのおのになっちゃっているところを総務課総論として、課長のプロフェッショナルとしての認識というのがまず示されなければというところでお聞きしている。次に来る総務課長がその辺の労務の専門家かどうか分かりませんので、今のうちにということですね。

○委員長（土渕保美君）　再質問になります。

○委員（佐藤将行君）　なしということで。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

ちょっと私の伝え方が悪かったのか、それともちょっと質問のし方が悪かったのか分からないんですけれども、福田課長が労務管理専門ということは以前からこちらに赴任されたときからお聞きしていて、そのようなことをいろいろ話していたものですから、そのような大所高所の見地、プロフェッショナルの見地からの感想とか問題点の指摘等をぜひいただきたかったんですけれども、特に残業代とかその辺は何度も差しで話したことはあったので、それがちょっと伝わってなかったんでしたら再質問という形でさせていただきます。

再質問として、福田課長がこちらに赴任にされてきて１年目の６月ぐらいにおっしゃったのが、紙文化で非常に効率が悪いと、少なくとも総務課はというところ。また、他の自治体にも２周、３周遅れているというところで、もう手書き文化ということもキーワードとしておっしゃっていたのは覚えていらっしゃるかと思うんです、ご自身の発言ですから。そのようなところがあって、場合によっては自分がエクセルの講座を開いてとかしなきゃならないなということを言っていて、たしか今年度、講座かどうか分かりませんが、そのような形のものをやったというふうにお聞きしていますが、要は先ほどの公的資格の取得援助金、この辺、建築とか福祉とか土木というご回答はありましたけれども、そういうふうな労務管理上のパソコンのスキルアップとか、例えばＭＯＳ、マイクロソフトオフィススペシャリスト検定等いろいろあるとは思うんですけれども、そういうところは入っていないというのが先ほど確認できたものですから、やはり課長の手を煩わせてまでエクセルの使い方とかやっているようなレベルだと、とてもとても効率的にはできないというのは、それはもう話を聞くだけでも分かります。それが総務課だけの問題ではないというのも認識しておりますので、そういうところで先ほど公的資格、こだわって申し訳ないんですけれども、要はインセンティブみたいな形で、こういうふうな町の行政の時短だったりとか、スキルアップした人には例えば5,000円アップするとか、そういうふうな餌じゃないですけれども、ニンジンじゃないですけれども、そういうのもあるのかなと思って、先ほど質問させていただきました。そういうところはないとなると、研修で協議をするというご説明はありましたが、じゃ、自分も取ってみようとか、それにチャレンジしてみようという働きかけにはどうもいきづらいのではないか。

また、繰り返しになりますが、パソコンスキル等が特に総務課というのは必要だと思うんですけれども、そういうところがなされていない。そういうところも含めて、それが積み重なって残業代、超過勤務手当がアップしてしまっているんではないかというのがこれまで何度か総務課の方には話をさせていただきましたけれども、そこのところが出発の点のところであります。職員数も増えて、どんどんいろいろ効率化ができているはずであるのにもかかわらず、また廃止とか新規の事業はない。増えるのもないというふうな話であったので、そんなに大きく仕事量が増えるとは素人判断で申し訳ないんですけれども、思えない。にもかかわらず、当初予算から前年度よりも超過勤務手当がアップしているところがあるので、そこのところのご説明を総務課長からいただきたいと思って先ほどは質問させていただきました。

また、先ほど一般会計のほうでは確かに超過勤務手当が大きいのは、介護保険等の特別会計では減っているから、トータルで町全体をというふうなご回答がありましたけれども、それはある意味

で論点のすり替えであって、一般会計のほうの部分は増えているのは間違いないわけですよ。そこのところをちゃんとそちらのほうも減らして、トータルでさらに減らすような働きかけ。

これは議会のほうの問題もあるのは承知しております。昨年度の３月議会、６時間48分も超過勤務を発生させてしまったんですよね。職員で、総務課に質問して回答を得ましたけれども、約５万円、超過勤務が３月議会、昨年度発生したと。大ざっぱに言って、予算決算年２回ありますから、それが年間10万、前任の議員の方々の４年間で40万。これは予算特別委員会とか決算特別委員会の日数を増やすことによって吸収できたはずであるにもかかわらず、この議会もそうなんですけれども、今回も私個人としては増やすべきだと言ったのを軽く一蹴されてしまって、結果また、今日はこれが最後の課ですから、私がおまえが長いんだと言われればそれまでかもしれませんけれども、そうでなければ超過勤務は発生しないかもしれませんが、そのようなことが、できれば４時ぐらいはどの課も含めて終わってほしいと僕は思って、この辺を調べていたんですけれども、昨年はやっぱり一番ひどかったのは教育推進課なんて６時半までそこで待っていて、終わったのが７時過ぎだというふうなことは現実に起こっているわけなので、そういうところも含めての労務管理だと思いますので、そこのところを論点をすり替えずに説明していただきたいと思います。

あとは先ほどの熊川弁護士の件ですけれども、私、ここをちゃんと聞いたつもりでいたんですけれども、そもそも埼玉弁護士会ではない群馬の弁護士にした理由というのがいまいち分からないんですよね。何度も聞いているんですけれども。また、熊川弁護でこれまで適正になされているというふうな理由づけを先ほどされていましたけれども、埼玉弁護士会、これ今年度下手したら、今年度でいくかな。今900何十名で、私、埼玉弁護士会の審議委員やっておりますから、その辺は把握してますけれども、大体1,000人いるわけですよ。そこの要するに地元、埼玉県の宮代町が埼玉県の埼玉弁護士会の顧問弁護士を依頼しないというところが全然理解できないんですよね。どのような形で決めて、また、例えば最初に変えたときは、もう急に大塚護士が辞めたから、切迫した事情があったから、職員が知っている人にやったとか、そういう理由があるんであれば別ですけれども、そうでなければ、積極的に他県の弁護士を顧問弁護士として決めた理由というのを、経費は埼玉弁護士会の弁護士もかかるのは間違いないわけですから、また、職員が相談へ行くときもアクセスが必要なわけであって、そういうところも経費として税金がかかるわけですから、これは大きな問題ですので、このところの積極的な理由というものをぜひご説明いただきたいと思います。

文書管理システム等はおおよそ理解できたというか、変更の必要性というのは分かりましたが、逆にこれまでは起案文書の印刷とかその辺しかできてなかったということで、これまでのが逆に不安にはなったところはありますけれども、今回新しいものを入れていることによって、いろんなところに波及効果を、職員の労働時間の削減というところも含めて出てくると思いますので、そこのほうに期待して、問題があったときにまたお尋ねしたいと思います。

また、引継ぎ等のことについて、改善というのがいまいちちゃんとなされているかどうかと、検討しますとかそういうふうな形なのがずっと続いてきて、結果、広報「みやしろ」が一番分かりやすいので、例示として出しましたけれども、なされていない。選挙公営もなされていない。都合の

悪いところは私から見て、５次総合には前例踏襲主義からの脱却みたいなことが25ページに出てありますけれども、それがなされていない。結果、非効率的なのが続いているというところも、きちんと課長からしっかりとやるというふうな発言があるなり、何なりしていただいたほうがいいと思います。

順番が前後して申し訳ないですけれども、先ほどの弔慰金の問題ですけれども、僕の見方が悪いのかな。その弔慰金のページのところでは平成24年度の施行からとか、そのような形になっていて、その弔慰金の一覧表のところはいつからとか、いつ改正とか書いていないものですから、ホームページのね。そこのところをちょっと僕が間違ったらごめんなさい、お願いします。

これ事業と言うのか分からないけれども、先ほど町長の報酬のところでは図らずも出てきたところが、地域住民のニーズを把握することからという理由づけがありましたけれども、以前ちゃぶ台トークというものがありました。１年目やりました。４か所かな。２年目、１年目のとき、実は私がいろいろと質問して町長が困っていたというのがあって、２年目は宮代町のいいことだけを話すことにして、悪いことはなくそうなんていう制限をかけたので、そこのところを追及したら、３年目やらなくなったんですよね。その説明も一切ないという形なので、いろいろな事業の決算のときには職員たちとか、一部の議員も含めて成果者、成果者なんて説明書のことを言って、マイナス面をもう隠したようなことをやってますけれども、きちんといい悪いをもう忖度することなく、事実をありのままに公表するような形にしてほしいと。そのために先ほど申し上げた情報をきちんと公文書として保存して、後で検証できるようにという体制をまずつくっていただければならないので、そこのところがこだわったところでございます。

最後になるかな。その前に、法律相談のところですけれども、Ｚｏｏｍのことを例に出したのは、通常のというか、皆さんが考えていらっしゃると思われる法律相談、そんなプライバシーに関わることじゃないようなところだったらいいんですけれども、例えば別れたくて、旦那さんが暴力を振るってとかで、そういうふうな相談をしたいという人が役場に来ることによって後をつけられたりとかというのは、実際相談所に行ったことによって、逗子かな、昔あったのは。それを職員が言っちゃったのかな、あれは。その被害に遭われた方の住所を言ったりとか、そういうふうな問題から守るためにＺｏｏｍ等の遠隔であれば安心して、特に、男女共同参画、私は入ったんで、そういう話題も出たので、あえて出しますけれども、特に弱者の方、女性の方等はそのほうが安心してこういうものを使うんではないかという観点で申し上げたんで、近隣がどうこうのとよく執行部の方とか職員の方がおっしゃるんですけれども、町のインターネット中継のときにも、議会のときも申し上げましたが、別に近隣やってなくてもいいと思えば、宮代がまずやって、近隣が、ああ、宮代さんああいうふうにやっているからってまねするんでもいいんだと僕は思っているんですけれども、その辺の認識がちょっと希薄なんではないかなというところを感じたので、そこの説明もお願いします。

これが最後だと思いますが、あと超勤でなくてお花のところも、一番そこのお店で安いものと、僕が直接お聞きしたときにもおっしゃってましたけれども、逆にこの値段でできないかというふうに聞き方を何でしなかったのかとあのときも聞いたんですけれども、それは思いつかなかったとおっしゃってましたけれども、それとかお店を変え

るとかというのも方法論としてはあると思います。

最後にしようかな。広報「みやしろ」、週の初めにチェックし、週の終わりにチェックとかいろいろおっしゃってましたけれども、これ前から言っているんですけれども、特に駅なんていうのは総務課に限らず、電車通勤の人が例えば月曜日は住民課でもいいし、火曜日は総務課とか、そういうような感じであったかどうかというのを総務課のほうに周知をして、報告するような形にしていれば、わざわざ職員が回ってと先ほどおっしゃっていたので、そこまでする必要はないようなところもあるはずなんですよね。図書館でも電話一本でどうですかというふうに聞けば、図書館へ行っているかどうか分からないですけれども、以前そういうのがあったものですから、僕が図書館から電話して、補充しますというのがあったものですから、あえて聞いているんですけれども、できる限り先ほども５次総のことを言いましたけれども、課の横断的なところをうまく使って、できるだけ負担がないように、同時に職員おのおのが担当課でなくても意識することによってモチベーションが上がったりとか、情報の共有をあえてしなくても、こういうところ問題だ、こういうふうに改善したいなというふうなのが出てくると思うんですよね。55歳の僕でも思うわけですから、もっと若い20代、30代の頭の柔らかい職員だったら出てくると思いますので、その辺を先ほどは確認とかおっしゃってましたけれども、あとはほかのところでもこのように思っているとか、そういうのではなくて、きちんと引継ぎとか、あとは検証ができるような改善というものを横断的に、特に総務課が旗振り役になって改善していくようにしていっていただければ、これまでのように右肩上がりの超過勤務等になったりとかしないし、また、ましてやほかの課のときも申し上げましたけれども、作業レベルのことを電子化することによって、これはある課の課長さんが部下にはそういう作業じゃなくて、クリエイティブな業務をやってもらいたいとおっしゃる課長さんもいたんですけれども、そのような形でやっていったほうが健全で、これから財政が苦しくなる宮代にとっては合っているかと思いますが、その辺の見解のほうもお聞きしたいと思います。

取りあえず以上です、再質問は。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩します。

再開は４時５分となります。

休憩　午後　３時５０分

再開　午後　４時０３分

○委員長（土渕保美君）　時間前ですけれども、全員そろっていますので、始めてもよろしいでしょうか。

再開します。

答弁求めます。

○総務課長（福田拓也君）　総務課長の福田です。

答弁漏れがあったとのこと、大変失礼いたしました。

今回の当初予算におきまして、庶務管理システムと文書管理システムということで、システム導入の費用を計上させていただいているところなんですが、こちらはペーパーレス化を進めて、職員の働き方も変えていくというような意味合いがありまして、あまり町民には影響が少ないもかもしれないんですけれども、職員にとっては事務の在り方を大きく変えることになります。これによりまして、業務の効率化と超過勤務の縮減というものにつなげていきたいと考えております。これらについてはハード面の整備なんですけれども、こ

れに併せてそれを使う職員自身のＩＴスキルの向上というところについても当然留意してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

私のほうからは超過勤務についてお答えいたします。

先ほどトータルでは減額となっているというところは、まさに今課長がご説明させていただきましたとおり、効率化を進めて、町全体としては超過勤務を削減していこうということになっております。

ただ一方で、ご指摘いただきましたとおり、例えば一般管理人件費では増とか、ほかのそれぞれの人件費で増になったり減となったりというのはございます。それにつきましては、例えば職員の人事異動によって超過勤務の対象とならない管理職が増えたとか、管理職が逆に減ってしまって、主査級以下の職員が配属される。そういった内容によってそれぞれの費目ごとで増減というのはこれは人事異動でやむを得ないものですので、超過勤務を捉えていただく際には町全体でどうかというところで見ていただきたいというふうに考えてございます。

そのため、先ほどの繰り返しになりますけれども、全体としては減額をさせていただいておりますので、これからも引き続き業務については効率化を進めて、働き方も変えていきたいというふうに考えてございます。

続きまして、顧問弁護士についてですけれども、こちらにつきましては、繰り返しで恐縮ですけれども、行政経験等の今熊川先生といろいろご相談している結果、特段適任であるというふうに判断しておりますので、変えるという意向は現在はございません。

また、相談に当たっての費用についてどうかというところですけれども、現在はＺｏｏｍ等を使いましてのほぼ対面と変わらない環境で役場の会議室等で相談等はできておりますので、直接現地に行くとか、そういった交通費等もかかってはございませんし、資料についてもある程度メール等でのやり取りで資料等の確認等もしていただいておりますので、そういった特段何か遠いからといって費用がかかっているということはございませんので、ご了解いただきたいと思います。

私からは以上となります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○人権推進室長（野口延寿君）　人権推進室長の野口でございます。

町民法律相談の実施方法でＺｏｏｍというご提案をいただいております。コロナの影響によりまして、町の中の会議、例えば県ですとか国等の説明会などについてもＺｏｏｍを利用したりすることもかなり多くなっております。相談につきましては、現在のところ、対面ということで契約のほうはしているところなんですけれども、貴重なご意見として今後の課題としてさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　秘書広報担当の高澤です。

お答えいたします。

弔慰金につきましては、先ほども申し上げましたが、近隣町村等を調査いたしまして、定期的に

見直しのほうを行って、適正な金額で執行したいと考えておりますので、ご理解願います。

また、お花代と金額が一律ではないものですから、その担当している葬儀会社のほうにお願いしているのが現状でございます。また、１者随契という形で行わさせていただいてまして、現実的に今入っている葬儀屋さんと違うところにお願いするというのも現実的ではないというところもありますので、引き続きそちらの葬儀屋さんでお願いできればと考えておりますので、ご理解のほうをお願いいたします。

広報「みやしろ」につきまして、駅ですとか担当職員のほうで定期的に見回っているんですが、駅等を使っている職員等もいることから、そういう職員からの情報というのも今後聞くような形で考えていきたいと思いますので、ご理解のほうをいただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　終わりですね。

佐藤委員、質疑と要望が重なってますので、向こうが理解し難い場面がありますので、よろしくお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

要望というよりも、個人的にではありますが、執行部のほうとこれまで話したことを皆さんと共有化することも目的としてやっているんで、そのようなところはご理解いただきたいと思います。現実に絵空事ではないという意味であります。

今の再質問に対してのご回答をどうもありがとうございました。

福田課長からペーパーレス化等をやって、超勤縮減を目的とするためにというご説明がありましたよね。であるならば、では、なぜ来年度も増になっているかというところの説明がいまいちつかないところではあるんですけれども、取りあえず新システム導入というイベントというか、変わったところが出てくるので、１年間、来年の決算になるかとは思いますが、そこまでちょっと様子を見て、引継ぎ等も含めてちゃんとやられていれば別にそれはいい。要は言いたいのは、費用対効果がちゃんとなされるかと。新システム導入して、それに見合った内容を想定した、もしくはそれ以上の超勤だったり何なりというのが達成できていればいいんですけれども、そうでなさそうに見えるところからご説明を願いました。

また、青柳さんからかな、町全体で考えてほしいと。それは当然そうなんですけれども、全体で考える前に個別のところもやはり人事異動とかその辺のところは分かりますよ。昨年度のも先ほど例示しました３月議会でも12人か何人かというのが対象者というのも把握して、それで５万円というのを総務課のほうからメールをいただいたので、ご指摘させていただきました。

また、顧問弁護士のところ、法律問題のほうが先がいいかな。Ｚｏｏｍ等の検討みたいなのを考えていきたいというところですけれども、考えていきたいじゃなくて、考えるべき課題だと僕は思っていますけれども、その辺の温度差は町民のほうからの要望とかとずれている。この辺は男女共同参画の担当の方とかがちゃんと引き継いでいれば共有できるはずなんですけれども、それが上がってきてないような答弁だったものですから、この場であえて指摘させていただきました。

また、花代等も現実的ではないとばっさりとおっしゃいましたけれども、これまでの業者とか葬儀屋との関係で、そこのところは現実的にではないというのは、あくまでも担当者の主観であって、できるか、できないかということを聞いているだけであって、そこのところはぜひ、もう再々々質問はないものですから、きちんと考えていただき

たいと思います。

あとは、これは最後にしたほうがいいかな。ほかのところは僕が触れなかったところは取りあえずは様子見というふうに理解していると捉えていただいて結構ですけれども、先ほどの顧問弁護士の問題、例えばですけれども、先ほどおっしゃったように、行政の専門というところを挙げられましたけれども、そのような実績等を示していただければ非常に分かりやすいんだけれども、そういうのがない。単純に僕は思ったのが、ほかの市町村で顧問弁護士をしている弁護士とか、または僕の知り合いでもいますけれども、朝霞市の議員をやってて弁護士もやっているという、小山香さんていう弁護士もいますし、埼玉弁護士会でも行政の顧問弁護士をやるに値するというか、その能力からいくともうたくさんいます。実際問題、埼玉弁護士会のほうにちゃんとその辺を確認したのかどうか。顧問弁護士と法律相談の弁護士、法律相談の弁護士は埼玉弁護士会で都度都度依頼しているというのは以前お聞きして承知しておりますけれども、どちらも最低限の弁護士としての考えは持っているはずなんですけれども、あと経費の問題も行政のスペシャリストというか、その辺は詳しい弁護士なんでということで、いろいろと隠されている分はありますけれども、でも、現実問題として進修館の駐車場の問題で、町民生活課の職員２人が前橋まで行っているんですよね、実際問題。それご承知ですよね。そういうところを隠さずにきちんと言っていただかないと、非常にフェアではないと私はしているけれども、皆さん、ほかの方は御存じないので、あえて出させていただきましたけれども、そういうふうな形。

あとは先ほど申し上げたように、空き家等の委員会のメンバーでも熊川弁護士でありますから、その交通費等も発生するわけですし、いろんな面で仮に弁護士に来てもらわなきゃならないというときに、弁護士の交通費というのも、弁護士報酬の今ある程度自由化になりましたけれども、旧弁護士会の報酬基準を準用しているような状況ですから、ほかの士業よりも高いんですよね、それも。そういうところも含めて費用対効果も考えて、あと迅速性も考えて、以前の高野弁護士でしたら学園台に住んでいるしということで早かった。でも、今、前橋のほうの弁護士ですからというところも含めて考える。あとは普通の公共事業でも、町でいろいろ買うものでも多少割高でも町の中でお金が回るようにというのを考えてやることはあるんですが、それを県内でやらないという理由にはどうも執行部のほうの説明では合点がいかないというか、全然何か説明になっていないというふうに捉えざるを得ない。４月からの契約に対して埼玉弁護士会のほうでいろいろ探したのかというのも全然出てきませんし、もう結論ありきでやっているようにしか思えないんです。

ですから、まずは一番最初のときに僕は質問で言ったはずなんですけれども、熊川弁護士にした理由というか、どうしても熊川弁護士でなければならない理由というのがはっきりと示せなければ、埼玉弁護士会のほうで探す、もしくは越谷のほうの単位会みたいな形のもあります。支部がありますから、そちらのほうでもいいですしという形を検討していないように思えるので、そこの説明を求めているところであります。

この辺で時間も時間ですから止めましょう。きちんと説明をしてください。

○委員長（土渕保美君）　ご答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

私のほうから顧問弁護士についてお答えいたし

ます。

先ほど来からご説明させていただいてますとおり、私が担当になって２年が経過しまして、それまで行政相談で何度も熊川弁護士にお世話になっておりまして、特段行政運営に当たって適正にいつも対応していただいているというふうに考えておりますので、変更する予定はないということで、先ほど来から答弁はさせていただいております。

埼玉弁護士会のお話をいただいておりますので、例えば総務課のほうで所管しております行政不服審査会ですとか、あと情報公開の審査会とか、あとの情報公開の審議会、これも２年任期で割と非常勤特別職の方は任期を迎えて、更新などある際には埼玉弁護士会の方から推薦をいただいて、その弁護士の方にお願いしたりしておりますので、全て埼玉弁護士会と何もコンタクトは取っていないということではなくて、町のそういった非常勤特別職の方には弁護士の方に入っていただきたいという際には、埼玉弁護士会の方を通じて推薦をいただいているということは事実でございます。

したがいまして、また顧問弁護士については継続性等もありますので、案件によってはになりますけれども、そういったことを踏まえて、引き続き現在の熊川弁護士を予定しているということでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ちょっと答弁漏れがあるんですけれども、一番最初に熊川弁護士にしようというふうな積極的な意見、再三言っているんですけれども、そこのところが示されていないというところなんですよ。そのときに埼玉弁護士会のほうも問合せをしたりとかして、結果、熊川弁護士がよかったからという理由なのか、それともう熊川弁護士ありきでやったのか、その辺ははっきりと分からないから、そこのところ、だから、話して安心感がある。それはその後の話であって、恐らく町民法律相談で相手して、来てくださる弁護士も、話してみてそんな不安な人はそうはいないと思うんですよね。だから、それは全然、私の質問のところの論点すり替えみたいな形なんで、きちんと答えてください。最初に熊川弁護士にというところがまず出てきて、その後のは別に関係ないと言っちゃ失礼ですけれども、ですから、答弁漏れです。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○総務課副課長（青柳　誠君）　総務課副課長の青柳です。

熊川弁護士を選定した理由は、適正な弁護士だったということの理由でございます。

以上でございます。

○委員（佐藤将行君）　完全に答弁漏れじゃないですか。熊川弁護士……

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑ございますか。

○委員（佐藤将行君）　いや、ほかの質問に答えてないでしょう、再々質問に。再々質問のこと、ほかのことを答えてないでしょうと。ありますよ、だから。熊川弁護士を決めるときに、埼玉弁護士会のほうも問合せしたりとかいろいろやって、要するにこの中から選定したとかというふうな積極的な理由があるのか、ないのかというところで、要するに熊川弁護士に決まるに至った経緯というのがきちんと話されていないと。そこをはっきりさせてくれと。普通に考えておかしいわけですから。

○委員長（土渕保美君）　ここでもう執行部のほうは答弁したと捉えていますので、次の質疑の方よろしくお願いします。

○委員（佐藤将行君）　ちょっと執行部を基準にす

るというのはおかしいですよね。町民を代表して質問しているわけですから。

○委員長（土渕保美君）　はい。

○委員（九山妙子君）　２点お願いします。

私たちの予算書の22ページの遊休資源活用プロデュース事業についてなんですけれども、この活用はすごくいつも……ごめん、間違えました。すみません。みやしろズームアッププロジェクト、20ページです。こちらすごく活動していただいているんですけれども、須賀小学校の地域拠点のときにもご協力をいただいているような気がするんですけれども、非常に長い時間取ってくださって、ユーチューブもすごくよくつくってくださっているんですけれども、先ほどの前段者の委員の皆さんのを聞いていると、非常に安いんですね。それで、こういうものって町から依頼したものってどの程度出ているのか、もしお分かりになったらお願いします。かなりの時間を割いてやっているように思うので、今お答えいただけたらお願いしたいし、もし無理でしたら後ほどいただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　秘書広報担当主幹の高澤です。

動画ですとか政策記事の特派員の方々がどれぐらいの時間を割いてるかというご質問ですが、ちょっとどれぐらいの時間を割いているか、ご自宅でやられていることなので、一概には何とも申し上げられないんですが、かなりの時間は割いていただいて制作のほうをしていただいていると思います。大変申し訳ないです。具体的な時間数というころまでは１本１本把握してございません。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。

作品が出来上がったみたいなものもすごくよくできているんですけれども、私もずっと参加をしてて、かなり取っていらっしゃるんですけれどもと。こういうのって家でも作成したり、機材とかは自分のものなんですけれども、かなり時間とかもかかってるので、そのあたり、これを職員がやったら幾らかかるだろうとか考えたときに、やはりもうちょっと幾ら出しているか、私、ちょっと分からないんですけれども、それを考えると、職員がやる分を、こういうものが好きな方がやってくださっているんですけれども、そのあたりしっかりちょっと考えていってもらいたいなと思って、ちょっと質問をさせていただきました。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○総務課主幹（高澤　学君）　秘書広報担当の主幹の高澤です。

委員おっしゃるように、作品にしては動画が1,500円、ショート700円というのは報酬としては安いというふうなご意見だと思います。例えばこれを職員でやったとしたら、この特派員の方々というのはかなり先ほど申し上げたとおり、セミプロ並みの技術を持たれている方なので、なかなか職員がじゃこれをできるかと言ったら、できる方もいるでしょうけれども、なかなかじゃ、担当になったから、明日からこれをやってねと言ってできるようなものではないと認識しております。ですので、この報酬に関しましては、今すぐこれをじゃ幾らにしますよというふうなことは申し上げられないんですが、毎月特派員の方々と会議等も行っている中で、ご意見等をお聞きしながら今後の参考にしていきたいと思ってますので、ご理解願いたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございます

か。

○委員（佐藤将行君）　答弁漏れがあると言ってるじゃないですか、さっきから。２点。はっきりしたものが課長に対してもありますからね。まず課長のほうは分かりやすいところで考えているとか……

○委員長（土渕保美君）　質疑はほかにないですね。

○委員（佐藤将行君）　考えとかその辺を課長の口からと言いましたよね、僕ね、再々質問で。そのことについて答えてませんよね。これは明らかですから。空手形になるんですよ。ちゃんと質問しているんですから、再質問のときに。それがされてないんですから、明らかに。

○委員長（土渕保美君）　すみません、課長がないと言ってますので、これで終わりに……

○委員（佐藤将行君）　ある、なしじゃないですって。そのように職員が言っていることを課長がきちんとちゃんと今後総務課はやりますというところ……（録音漏れ）……ならないようにということを言っているんですよ。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

○委員（佐藤将行君）　答弁漏れだと言ってますよね。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員（佐藤将行君）　そうやって無視するんですか。答弁漏れだと言ってますよね。

○委員長（土渕保美君）　議事進行は私の権限ですので、これで……

○委員（佐藤将行君）　横暴ですね。

――――――――――――◇――――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（土渕保美君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月15日金曜日、午前10時から委員会を開き、会計室分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　４時２４分

予　算　特　別　委　員　会

第　２　日

出席委員（１２名）

佐藤将行君		丸山妙子君	
福澤和美君		野原洋子君	
金子正志君		小島あけみ君	
泉　伸一郎君		鈴木次男君	
合川泰治君		塚村香織君	
土渕保美君		川野武志君	

（議長　田島正徳君）

欠席委員（１名）

丸藤栄一君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

会計管理者兼会計室長	宮野輝彦君	会計室主査	齋藤幸成君
税務課長	伊東高幹君	税務課主幹	石井　栄君
税務課主幹	海老原剛章君	町民税担当主査	岡安英之君
資産税担当主査	松井美絵君	町民生活課長	吉永吉正君
町民生活課副課長	新井庸一君	町民生活課主幹	横溝秀武君
町民生活課主幹	関根雅治君	危機管理担当主査	髙林優子君
交通安全・消防担当主査	長瀬昇之君	地域振興担当主査	加藤正久君
環境資源課長	大場崇明君	環境資源課副課長	小林知弘君
環境資源課主幹	田邊和美君	環境推進担当主査	山﨑健司君
資源循環担当主査	河井伸一君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主任	金子尚子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（土渕保美君）　皆さん、おはようございます。

始まる前に、丸藤委員におきまして、昨日同様、病状悪化のため１日欠席という通知をいただきましたので、ご報告いたします。

ただいまの出席委員は12名であります。

これより、３月14日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

委員会の皆様におきましては、質疑はなるべく明瞭、そして簡潔に、執行部に分かるように質問をされるようお願いいたします。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２０号の審査（会計室・税務課・町民生活課・環境資源課）

○委員長（土渕保美君）　本日は、議案第20号　令和６年度宮代町一般会計予算についてのうち、会計室、税務課、町民生活課、環境資源課分の順に質疑を行います。

これより会計室分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いします。

会計管理者から出席者の紹介をお願いします。

○会計管理者兼会計室長（宮野輝彦君）　おはようございます。会計管理者の宮野でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、次に担当のほうからごあいさつさせていただきます。

○会計室主査（齋藤幸成君）　おはようございます。会計担当主査の齋藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願い申し上げます。

質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　おはようございます。鈴木です。よろしくお願いします。

こんな質問をすると、ちょっと笑われるかもしれないんですけれども、53ページの第20款収入の部分の１の売りさばき手数料の件でなんですけれども、手数料比率が0.5から10％と書いてあるんですけれども、これは１枚当たりとか、金額によってこの手数料って決まっているのか。それとも、パーセンテージで決まっているのか教えていただけないでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○会計室主査（齋藤幸成君）　会計担当主査の齋藤でございます。

手数料の率についてですが、購入の金額に対して変わってきまして、購入金額に対して20万円までが0.1％です。20万円を超えて30万円以下が0.08％。30万円を超えて50万円以下が0.05％。購入金額に対して手数料率が変わっております。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　再質問させていただきます。

ここに今のやつですと、0.5から10％と書いてあるんですけれども、これ単位が違うんですかね。ここに書いてある単位と、今、説明されている単位は。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○会計室主査（齋藤幸成君）　会計担当主査の齋藤でございます。

すみません、私の説明が間違えておりました。

20万円までが、すみません、0.1％ではなくて10％ですね。0.1を掛けて計算するものでございまして、すみません、私、勘違いしておりました。

20万円までが10％ですね。20万円を超えて30万円以下が８％。20万円を超えて50万円までが５％。さらに、50万円を超えて100万円以下になりますと、こちらが1.5％ですね。それ以上になってきますと、一番低い手数料率で0.5％という形になっております。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございました。分かりました。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　おはようございます。佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

すみません、会計室のこと、非常に不勉強なので、見当違いでしたらすみません。同じく52、53ページの諸収入、収入印紙売りさばき手数料及び郵便切手売りさばき手数料、手数料収入のところを会計室はやられているのは承知しておりますが、この２件、２項目と言ったほうがいいのかな、53万5,000円と１万4,000円とありますけれども、これのおのおのの件数というのをちょっと教えていただきたいのと、また、これは会計室の窓口のほうで例えば収入印紙をくださいといって行って、出納課のほうでお金を払って戻ってくるのか、その流れのほうをちょっと教えていただきたいなと思います。

以上、お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○会計室主査（齋藤幸成君）　会計担当主査の齋藤でございます。

予算書52ページ、53ページの収入印紙及び郵便切手の売りさばき手数料についてのご質問ですが、こちらの件数ですね、収入印紙の売りさばきの件数につきましては、券種、種類にもよりますけれども、令和５年度の実績で申し上げますと、枚数で869枚を現在販売しております。切手につきましては、こちらも５年度の今現在の実績ですが、枚数で1,736枚のほうを売上げしております。

それと手数料の収入についてですが、こちらは売りさばきに対して手数料が入ってくるわけではございませんで、郵便局で購入した金額に対して手数料が入ってくるものでございます。ですから、販売した金額と手数料で若干異なってくるということでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　今、郵便局で買った手数料みたいな言い方をされたんですけれども、役場のほうでその取扱いがされるんですよね、この券は。

あと答弁漏れがあって、その流れのところが抜け落ちていたんですけれども、どのような町民が来て、収入印紙、例えば10万円分くださいといったときのどういった流れになるのかというところの答弁漏れがあったので、併せてお願いしたいと思います。

あとこの869枚、1,736枚という枚数は分かったんですけれども、要は869枚というのは、869件あったわけではないと思うんですよね、当然のことながら。100万円の人だったら、収入印紙の僕は単位をちょっと分かりませんけれども、300円とかいろいろありますけれども、それを100万円分という形になるから何枚かになったりとかすると。その件数のほう、別な言い方をしますと、それを利用した、委員長。

〔発言する人あり〕

○委員長（土渕保美君）　ご静粛にお願いします。

○委員（佐藤将行君）　すみません、委員長、ありがとうございます。雑談が多かったので。

この件数というか、それを利用した人数というか、そこのところを、先ほど答弁漏れになっていますけれども、お尋ねしたいのと、答弁漏れ２件と流れのほうの答弁漏れ、そこを改めてお願いします。再質問ではなくて、答弁漏れです、今のは。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○会計室主査（齋藤幸成君）　会計担当主査の齋藤でございます。

売りさばきの手数料についての流れについてですが、まず町のほうでは、郵便局で収入印紙を購入して、それを町民の方に販売するわけでございますが、手数料につきましては、先ほども申し上げたように、郵便局で購入した分に対して手数料が郵便局から収入として入ってきます。町民の方に販売する関係につきましては、例えばパスポート10年用であれば、収入印紙が１万4,000円でございますので、１万円と4,000円の収入印紙を販売して、町の会計、売上げとして１万4,000円入るという形になっております。

あと、件数についてですが、先ほど申し上げたのは収入印紙の枚数ですが、取扱いの件数につきましては、収入印紙につきましては、主にパスポートで購入される方が多いので、パスポートの交付件数が大体利用者数になるのかなと思いまして、パスポートの交付件数につきましては、令和４年度が190件ほどございまして、令和５年度につきましては、３月まだ途中ですが、400件ほどのパスポートの交付がございますので、収入印紙の購入の利用者数も、それと同等の利用者数なのかなと考えております。

それとあと切手につきましては、大変申し訳ございませんが、購入する方がいっぱいいますが、購入する枚数も金額もまちまちなので、利用者数というのはちょっと把握しておりません。申し訳ございません。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　答弁漏れの補充、どうもありがとうございました。

では、再質問させていただきます。

先ほどのご説明でパスポートを例に出されていらっしゃいまして、パスポートの場合１万4,000円、ですから、１万円と4,000円のので２件という形のカウント方法で、２件というか２枚というか、そういうふうなカウント方法でまずはよろしいのかというところと、最初の質問のところで、郵便局から買ってというのは、要は郵便局から委託みたいな形で預かっているんじゃなくて、その時点で買って、町としてはそれが在庫となってというふうな理解でというふうな意味合いなんですね、多分。２回目に説明されたのを理解すると理解しております。

そうすると、そこの購入手数料、要は郵便局から買って、例えば20万円までだったら10％、50万円から100万円だと1.5％の積み上げが、例えば収入印紙の53万5,000円になっているというふうな理解でいいのかどうかというところをご回答願いたいと思います。

それと、パスポート件数が190件から400件に、コロナ禍が落ち着いたということで上がったのかとは思いますが、問題の根底にあるのは、職員が町のほうで人件費使ってそこまでやって、費用対効果のほうはどうなのか。幸いなことに、役場のすぐ近くに宮代郵便局があるものですから、そちらのほうまでやるのはどうなのかというところもあるものですから、肌感覚でもよろしいんですけれども、そちらの後段のほうの質問のほうは、室

長のほうで、町でその辺までやるのがどうかというところの感想をお聞きしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○会計室主査（齋藤幸成君）　会計担当主査の齋藤でございます。

収入印紙につきましては、先ほど申し上げたとおり、10年用であれば１万4,000円なので、１万円と4,000円の２枚ということで間違いはございません。

それと、印紙も切手につきましても、郵便局で購入して、それを町民の方に販売するわけでございますが、ご質問のとおり、町として在庫を抱えて、その中から町民の方に販売するということになっております。

当然在庫につきましては、翌年度に繰り越してまた販売していって、券種、種類で少なくなったら、その分を郵便局で買い足していくという形になっております。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（宮野輝彦君）　私のほうから費用対効果につきましてご回答させていただきます。

こちらにつきましては、そんなに切手というのは、収入印紙とかに比べると、件数が、購入しているお客さんが多いというほどでもないので、町民の方のサービスということを踏まえると、費用対効果としては問題ないかと思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

では、再々質問で最後になりますが、先ほどの齋藤さんのほうのご説明は分かりました。要は委託ではなくて、買取りみたいな形でやっていって、足りなくなったりとか、一気に売れて数が足りないなと思ったら補充、それも買取りでやっていって、残ったのは翌年度に繰越しという形というふうに理解させていただきました。

次に、宮野さんのおっしゃった費用対効果の部分というのは、問題ないというところは分からなくはないんですけれども、それが業務として負担になっているなっていないという意味での問題ないというふうなところだとは思うんですけれども、１件に対してどれぐらい時間がかかっているのかとかというのは、それは分かりませんけれども、その辺も感覚で、そこのところを一々誰が来たから何分かかったとか、そこまでやっていないとは思いますけれども、大体の感覚で、そこのところで、例えば15分、職員がそれに携わるのであれば、そこの部分をカウントして、積算で年間でどれぐらいだと、職員に対してそのことをやることによって人件費がこれくらいかかっている。その割に手数料収入がこれだけになっている。そうなってくると、バランスが取れるか。

町民サービスというのは、非常に分かるんですけれども、昔と違って今の時代、そういうところを削れる町民サービスは、できるだけ削るというか、特に先ほども申し上げたように、近くに郵便局があるものですから、代替措置が取れるというところで、思い切ってそういうふうにやるのも一つの案かなというふうに思いまして、そこのところはお尋ねしたところでございます。

実際問題、コンビニ等とか、僕、ちょっとコンビニを長くやったりとかしていたり、今でも関係あるものですから、金券類というか、こういうところのが非常に事務管理、当然在庫管理とかも含めていろいろと時間を取られて、しかも金券に該当するものですから、管理もしっかりとしなきゃ

ならないというところで、そこまでも含めると、煩雑になってあまりやりたくないというのは、よく聞いてはいるので、そこのところを含めての広い意味での費用対効果というところで、住民サービスは分かります。そこは分かりますけれども、そこのところのトップとしてどのようにお考えかということで最後にさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼会計室長（宮野輝彦君）　会計管理者の宮野でございます。

今回の質問で、負担にならないかといえば、当然やはり作業をするものですから、全くゼロではございません。

ただ、それをやることによって残業するとか、そこまでの影響とかは出ておりませんので、勤務時間の中でその辺を対応できているということと、さらに先ほどお話をした町民のサービスという観点を考えれば、ご利用いただいている方には喜んでいただいておるのかなと思っているところで、その辺に関しては、今の現時点においては、業務の中で対応できているというところで問題ないと考えております。

以上でございます。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、以上で会計室分の質疑を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時２１分

再開　午前１０時２２分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

これより税務課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○税務課長（伊東高幹君）　おはようございます。改めまして、税務課長の伊東でございます。どうぞよろしくお願いします。

私のほうから職員の紹介をさせていただきます。

私の右手側になりますけれども、徴収担当の主幹、石井でございます。

○税務課主幹（石井　栄君）　よろしくお願いします。

○税務課長（伊東高幹君）　資産税担当の海老原でございます。

○税務課主幹（海老原剛章君）　よろしくお願いいたします。

○税務課長（伊東高幹君）　資産税担当の松井でございます。

○資産税担当主査（松井美絵君）　よろしくお願いします。

○税務課長（伊東高幹君）　町民税担当、岡安でございます。

○町民税担当主査（岡安英之君）　どうぞよろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いします。

質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。質問さ

せていただきます。

予算書の103ページ、私たちの予算書の55ページでございます。

こちらの納税推進事業で、今、税金の徴収が口座振替とコンビニの支払いと、スマホ決済といろいろなパターンがあると思うんですけれども、こちらの利用された方の内訳が分かったらお願いします。

それと、このそれぞれの手数料に金額の差はないか、そちらを教えていただけたらありがたいです。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（石井　栄君）　主幹の石井でございます。

野原委員の質問に対しましてお答え申し上げます。

予算書103ページ、納税推進事業、納付の環境のご質疑ということで、あいにく昨年度の実績の数字の持ち合わせはここにはないんですが、予算積算上の数値としまして、納付方法のうち、まず口座振替につきましては年間約２万5,000件。同じ口座振替ではあるんですが、ゆうちょ銀行を利用しました件数につきましては年間5,000件。続きまして、コンビニを利用しました納付につきましては年間２万8,000件。

おのおのの手数料につきましては、ゆうちょ銀行以外の口座振替につきましては、１件につき10円、税込みで11円。郵便局、ゆうちょ銀行につきましては、税込みで１件10円。コンビニ納付につきましては、１件当たり手数料が税抜きで55円になります。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　今お答えいただいたんですけれども、スマホ決済のほうは分からないですか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（石井　栄君）　主幹の石井でございます。大変失礼いたしました。

ご指摘のスマホ決済を利用しました手数料につきましては、こちらは１件55円になりまして、こちらは令和５年４月から利用が開始されましたスマホ決済になりまして、年間の利用数については、２月までの数字しか出ていないんですが、令和５年４月から２月分までの取扱い件数は、2,148件の取扱いとなっておるところです。

ただ、こちらの費用につきましては、納税推進事業の手数料の支払いから支払いされるわけではなくて、予算書で申し上げますと、99ページの税務総務事業の中の第18節負担金、補助及び交付金の中にあります。ページは続いて101ページにはなるんですけれども、地方税共同機構負担金、一番上段にあります。こちらの負担金で地方税共同機構に支払う手数料の中の一部として、先ほどの手数料を含んだ形で391万円計上しておるところです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　答弁ありがとうございます。

結構手数料に差があるのがすごくよく分かったんですけれども、以前であれば、コンビニ決済か口座振替のみだったのが、スマホで家にいて支払いできるのは、私も１回やったことがあるんですが、物すごく簡単に支払うことができまして、コンビニに行くこともなければ、口座振替であっても、やはり通帳記入に行かないと、本当に引かれたか分からない、そのあたり確認とかもしないと、銀行のアプリとか入っていればいいんですけれども、実際、今払っちゃおうかなと思ったときに、

スマホ決済がとても便利だなと、自分で使って思いましたので、ちょっとこの手数料については、銀行とこれだけ違うというのは、かなり違うものだなと思ったんですが、この違い、今、町が特にということではあったんですけれども、町としてこれ本当はどちらというか、どの支払い方が町としてはやってほしいところになるんでしょうか。すみません、ちょっと変な聞き方です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長の伊東です。

今説明があった手数料のばらつきというのは、それぞれの機関ですとかの中で検討されていって、その額が提示されているという状況でございまして、例えば先ほど申し上げましたコンビニエンスストアですとか金融機関、それぞれの中での例えば今で言うと、人件費の高騰ですとか、システムの維持とかということについては、中でも議論されていて、今後の見通しないしは意向というのが、随時市町村に示されていると。これは宮代町だけではなくて、ほかの市町村も含めて、今後の手数料の見通しなども示されてきているということです。

すなわち今の手数料については、ふさわしくないというふうに思っているところが往々にしてあって、今後の値上げ等についても協議していきたいといったところがあって、単純に手数料の比較で言えば、金融機関における口座振替というのが10円というところになりますけれども、10円というのは、あくまでも１件当たりの件数なんですけれども、システムの維持とかにまた別途、この予算書で言いますと、委託料などで計上されている部分があって、単純に１件が10円というふうにはなっていないというところはご理解いただきたいと思うんですけれども、その手数料についても、今後、こういった形でお願いするというような協議は年々増えてきているということもあって、一概にどれが今安いのかといったときに、先ほど石井のほうから説明させてもらった単純な比較では、将来的にはいかないだろうというふうには思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　今ご説明いただいたので、何か分かったような分からないようなという感じなんですけれども、今までだったら、本当に口座振替ぐらいしかなかったわけですけれども、実際、スマホ決済が……

〔発言する人あり〕

○委員（野原洋子君）　分かりました。

スマホ決済がこれから結構主流になっていくのではないかなと思っておりまして、実際、いつも私も思うことですけれども、銀行に行く交通費を考えたら、スマホで自宅にいて簡単に決済できちゃったほうがとても時間もお金もかからないななんて思ってやったりしているところがあるので、もしも、これから先どうなるか分かりませんけれども、そちらのほうに進んでいくのかなと思いながら計画を立てていただければと思います。

以上で大丈夫です。ありがとうございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川です。１点だけお伺いいたします。

予算書の100、101ページなんですけれども、⑴町民税事業において、本年度の特徴として、「法人町民税等の電子取扱いの拡大及び二輪車等の手続の電子化への対応」というのがあるんですけれども、これの詳しい内容と、その分の費用と

いうのが、ここの幾らになるのかをお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○町民税担当主査（岡安英之君）　町民税担当の岡安と申します。

先ほどの質問に対する答弁をさせていただきます。

まず、今回、６年度の特徴として、法人町民税、あるいは法人都道府県税ですかね、それの電子化が一層推進されるというところ、機構より情報を耳にしております。

ただ、その具体につきましては、今日現在、国のほうから、どういったところが電子化されるのかというのが、まだ具体が残念ながら提示されていないようです。

ただし、６年度中にシステム改善を行うということで、予算措置を確保ということを求められました関係で要求のほうをしております。

また、二輪車につきましても、現在、いわゆるバイクでしょうかね、手続については紙ベースのものが主流となりまして、これについても、例えば新規の購入等の手続、あるいは納付関係の手続について電子化をする予定だというところで、やはりその具体が残念ながらまだ提示がない状態です。

しかしながら、当然システム改修が必要な面がございました関係で、これについても予算確保、機構よりありました関係で要求をしたものでございます。

金額についてなんですが、まず法人関係の予算額につきましては、税込みで22万円を要求しております。また、二輪車の電子化に係る関係につきましては、同様22万円、税込みなんですが、22万円の要求をしております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　答弁の中で、まだ内容は分からないということなんですけれども、いつ頃分かって、いつ頃実際に実施される見込みがあるのかというのも分からないのかお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○町民税担当主査（岡安英之君）　町民税担当の岡安と申します。

まだ、繰り返しになりますが、具体というものが機構及び電算事業者のほうから提示されていない模様なんですが、恐らく年度明けには具体的ないわゆる仕様というんでしょうか、システムの改造に係る仕様というものが提示される予定ということは聞いているんですが、先だってのいわゆる定額減税の話が急遽発生している関係で、今回の法人関係、あるいは二輪車関係の仕様の具体がまだ提示されていないということを電算事業者に聞いておりますので、提示次第、システム改修等を取ることができればなと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質問はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　おはようございます。確定申告最終日に忙しいときにもかかわらず、どうもありがとうございます。

私のほうからは、前段委員との重複等もございますが、１点ちょっと、先ほど一番最初の委員の方のところで２万5,000件の中で5,000件が郵便局で２万8,000件がコンビニというふうに僕は聞こえて、これ数が合わないなというところがありますので、ここのところをちょっと補足をお願いするというのがまず最初にお伝えしておきます。

それで、いろいろな区分というか、取り扱っているものがありますけれども、これの総件数はどれくらいなのか。それに対して窓口でやっているものもあるとは思いますけれども、それはどれくらいなのか。直近３年ぐらいのところで、またスマホ等、コンビニ、スマホ等の窓口以外のところの、恐らく特にコンビニとか、ＰａｙＢとか電子決済のほうは増えてはいるとは思うのですけれども、そういうふうな表がこの中にあればよかったんですけれども、ないものですから、その辺の増え方というところ、要するに割合がどのように変化しているかというところをお尋ねしたいと思います。

また、スマホ決済を含めて電子化等のほうに町民の支払い方法が移行して、窓口に来ないでいただいたという言い方が表現が適切かどうかは別として、窓口であると職員の手間がかかってしまうというところがあるので、できる限り電子だったりとか、コンビニだったりとか、郵便局とかそっちのほうでやっていただいたほうがいいとは思いますけれども、それに対して、例えば窓口に来た方にこのような方法もありますよというのを、ラックにいろいろ入ったりとか案内をしているのは承知しておりますが、個別に窓口に来た方に、次回からこのような方法もありますよというふうな形を、これは例ですけれども、そのような形で、そちらのほうに移行するような立てつけというか、方法というのはどれぐらい行っていらっしゃるのかというところをお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（石井　栄君）　主幹の石井でございます。

野原委員からの質疑に対する回答の件数の相違についてまず説明をさせていただきます。

口座振替の予算積算上の件数がゆうちょ銀行以外で１年間２万5,000件、ゆうちょ銀行で5,000件、あとコンビニ納付の年間件数が２万8,000件、これは個別の納付方法になりますので、ご理解いただければと思います。

あと、令和４年度の納付状況の実績について説明をさせていただきます。

口座振替につきましては、令和４年度の成果書のほうに記載はあるんですが、令和４年度実績、口座振替３万7,171件、こちらについては国保税も含んでおります。町県民税の普通徴収及び固定資産税及び軽自動車税と国民健康保険税の口座振替を計上しております。そちらの合計が令和４年度で３万7,171件。

続いて、コンビニエンスストアの収納件数につきましては、令和４年度実績、こちらも税目は同じになりまして、３万5,368件。

続きまして、スマホのアプリを利用した収納でＰａｙＢというものがありまして、こちらは取扱い金融機関がある程度固定されてしまうんですが、こちらの件数が令和４年度は2,561件があくまでも令和４年度の収納件数になりまして、あと佐藤委員ご指摘の窓口で自主的に納付される件数ですとか、そちらについての集計というのは、残念ながら持ち合わせておりません。

あまりにも数が膨大になりますので、そちらの件数についての把握というのは、徴収担当のほうではしておらないところです。

あと、ＰＲ方法のご指摘ということで、納付書には裏面に、まずは自主納付されたい方には、指定された金融機関の名前ですとか、その名前も掲示をしておりますし、また、口座振替を積極的に利用してほしいということで、納付書の中に口座振替依頼書というのも備付けというか、一緒に束

ねてあるところです。

あと、もちろん、令和５年４月から始まりましたスマホ決済のご案内も、そちらのほうでさせていただいておりますし、ただ、主に自主的に収納する方については、役場の会計室の窓口ですとか税務課の窓口にはなると思うんですが、そちらでの口座振替の利用の啓発ですとか、あとはスマホを利用した啓発というものを積極的に今、ＰＲはしていないところです。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ありがとうございました。

一番最後のところが一番衝撃というか、積極的にＰＲしていないというところが、非常に理解に苦しむところではあるんですけれども、窓口に来られるよりも、言い方がちょっと適切でなけりゃごめんなさい、先に申し上げておきますが、窓口に町民の方が来られるよりも、それ以外で窓口以外のところで電子的なもの、コンビニ的なものでやっていただいたほうが、現場の職員の方が仕事を中断したりとかしないで、そういうところの働き方、ほかの課でもそういうことは出ておりますけれども、そういうふうな流れに今なっているところでありながら、電子化への移行の推奨とか啓発とか、その辺はされていないというのは、今後検討していくべきではないかと私個人は思っております。

窓口ではなくて、コンビニとかであれば、55円だったりとか10円だったりとか、11円だったりとか手数料収入も入ってくる、これは払うことになるのですけれども、それでも払いやすい、先ほど前段の委員もおっしゃっていましたけれども、行くより交通費とかを考えてというところで、その利便性というか、そこのところ気がついたら、それ以降もそういうふうになっていくのではないかなというふうに、僕個人もその辺を使ったことはありますので、そのように考えております。

また、窓口件数等のことを持ち合わせていない、していないというのは、後からどういうふうな形でなっているのかって検証ができないということなので、これは難しいことでもないので、やっていないというのであれば、過去のどうなんだというふうに、こちらも検証の材料として持ち合わせることができない、共有ができないということになるので、その程度は別に難しいことでもないので、検証という観点からきちんとやっていただきたいなというふうに思っております。

あとはその程度にとどめておきますが、分からないところは後でお聞きしたい、別個にお聞きしたいと思います。

以上でございます。本日はどうもありがとうございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

〔発言する人あり〕

○委員長（土渕保美君）　啓発についての再々質問ですね。

課長。

○税務課長（伊東高幹君）　税務課長の伊東です。

啓発については、納付書に同封する、先ほど石井主幹からも申し上げましたとおり、納付書の中に必要に応じて、当然に同封させていただいていると。

また、役場の窓口でこういう手段があるということについては伝えてはいますけれども、来ていただいた方にこういう方法があるんだということを押しつけるというのも、なかなか難しい部分もありますので、実際に役場の窓口に来ていただければ、先ほどからご質問いただいているとおり、

手数料がかからないという面もあるので、町にとってはメリットというとあれですけれども、手数料がかかっていないという意味ではプラスに働いているという部分もあるということだけは、ちょっとご理解いただければなというふうに思いますので、ただ、様々な手段をご用意させていただいて、納税環境の整備に努めているということだけは申し上げたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

予算書100、101ページです。⑶の評価替調査事業について、こちらの事業内容と今年度の予算が約670万円ほど下がっておりますけれども、そのご説明をお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（海老原剛章君）　税務課主幹、海老原でございます。

塚村議員のご質問にお答えいたします。

こちら予算書100ページ、101ページの評価替え調査事業、こちらの内容でございますが、こちらにつきましては大きく分けて２つございまして、評価替えに向けた資料を整備する業務委託の事業と、時点修正における鑑定評価の業務ですね、こちらが大きく２つ入っておりまして、合わせてこちらの予算書の金額となっております。

評価替えの資料の整備業務委託につきましては、こちらは航空写真の撮影ですとか、航空写真をオルソ画像といいまして、ゆがみとかを取って平面にする作業なんですけれども、そういったオルソ画像の作成。

あとは地番図ですね、土地の分筆だの合筆とかで移動があった場合のそういった地番図の修正作業ですね。そちらと、その地番図を今そういった固定資産のシステムを使っているんですけれども、そちらのほうに分割して納品する、年に９回なんですが、そういったシステムへの納品作業。

あと、家屋図の修正ですね。こちらも滅失の家屋ですとか新築の家屋ですね、そういったものの家屋図を加えたり滅したりで修正をかけていく作業になります。

あとは土地の評価業務ということで、路線価、道路に路線価で価格が振られていますけれども、そういったものの検証作業ですとか、シミュレーションですね、そういった作業の業務内容が入っております。

それとあと公図のデータですね、役場のほうで公図というものを発行しておりますけれども、そちらも分筆、合筆等で移動になった場合のそういった修正図、加除修正の作業ですね、そういったものが含まれておりまして、それと固定資産の管理のシステムの保守料が入っております。こちらが評価替えの資料の整備業務委託の内容になります。

それともう１点の時点修正の作業ですけれども、こちらは鑑定士さんのほうに依頼しまして、町内にあります標準地、そちらの７月１日時点の評価を鑑定していただく作業になります。大きく分けて２つの業務委託の内容になります。

こちらの予算額に大きな差があるというところですけれども、こちら毎年、評価替えの資料の整備業務委託はしているところなんですが、評価替えというのが３年に１回ございまして、そちらに向けて初年度と２年度、３年度目でやる内容がちょっとずつ違っているというところでして、例えば１年度目にそういった土地の路線価とか、そう

いったところの見直しの作業、検証の作業とかをしまして、それでまた２年目にさらに別の検証作業がありまして、３年目にもまた今度、家屋の移動、航空写真とかから見比べて、実際になくなっている家屋だとか、新しい家屋だとかを移動判別作業とか、そういったところで、やる年度によって内容が違ってきておりまして、それで毎年、連続的に評価替えの資料整備業務は委託しているところなんですが、内容の違いによりまして何百万円とかという差が出ているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

詳しくご説明いただきまして、内容と金額のほうも承知をいたしました。

こちら３年に１回こういったことを更新されているということで、この委託会社というのは、その業務が同じなので、３年間ごとに変えているような感じでよろしいのか。この委託先も併せて教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○税務課主幹（海老原剛章君）　税務課主幹、海老原でございます。

こちらにつきましては、今年度につきましては、株式会社パスコというところにお願いしておりまして、３年間での評価替えではあるんですが、業務委託としては各年度ごとに毎年、業務委託の契約を締結させていただいているところでございます。こちらにつきましては、毎年度、引き続いてずっと連続的な作業になるというところもございまして、今のところパスコさんのほうにお願いしてきているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上で税務課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午前１０時５４分

再開　午前１１時０６分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

これより町民生活課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いします。

○町民生活課長（吉永吉正君）　皆様、こんにちは。

町民生活課長の吉永です。本日はよろしくお願い申し上げます。

では、出席しております職員の自己紹介をさせていただきます。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　皆さん、こんにちは。町民生活課副課長の新井と申します。よろしくお願いいたします。

○危機管理担当主査（髙林優子君）　皆さん、こんにちは。町民生活課危機管理担当主査、髙林でございます。よろしくお願いいたします。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　こんにちは。町民生活課地域振興担当主幹の関根と申します。よろしくお願いします。

○町民生活課主幹（横溝秀武君）　交通安全・消防担当主幹の横溝と申します。よろしくお願いいた

します。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　おはようございます。交通安全・消防担当主査の長瀬と申します。よろしくお願いいたします。

○地域振興担当主査（加藤正久君）　地域振興担当主査の加藤と申します。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島です。よろしくお願いいたします。

予算書の93ページ、防犯活動事業で、10節の需用費のところですけれども、電気料が、これは多分防犯灯の電気料だと思うんですけれども、前年度から約290万円ほど金額が下がっているので、その理由を教えていただきたいのと、あと事業概要のほうに防犯カメラの管理等とあるんですけれども、町で管理している防犯カメラの数と、あと設置場所はほとんど公共施設だと思いますが、公共施設以外で町が管理している防犯カメラというのはあるのかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ご答弁をお願いします。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

今お話しいただきました予算書93ページ、防犯活動事業についてにお答えさせていただきます。

まず、１つ目の電気料につきまして290万円の減額というところだったんですが、こちらにつきましては、昨年度、電気料の高騰がございまして補正予算を組ませていただいた部分がございます。今年度見直しに当たりまして、ある程度電気料も落ち着いてきたということで、前回の補正分を減額させていただいたというのがこの減額の金額の理由になっております。

それともう一つ、防犯カメラにつきましては、町で管理しているというと、私たち町民生活課で管理しているというよりも、町全体で何基かという形でちょっとお話をさせていただきますと、全部で55基ございます。こちらにつきましては、全て公共施設となっております。

私たちの町民生活課のほうの管理ということになりますと、有料駐輪場が和戸と姫宮にございまして、こちらで管理しているものと、あと和戸と百間に地下道がございますので、こちらの防犯カメラを管理させていただいているというところになります。

あと、私たちのほうで公共施設以外のところにつきましては、設置のほうは行っていないというのが現状になります。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島です。再質問させていただきます。

電気料のことは承知いたしました。

防犯灯の維持管理と防犯カメラの管理という費用は、この14節の工事請負費の中に含まれるということでよろしいのかということと、この予算書だと防犯カメラに関しての管理がどこに含まれるかというのがちょっと分かりにくかったので、それがどこに入るかということと、あと維持管理ですね、防犯カメラの維持管理ですけれども、町で職員がやっているのか、それとも町の施設以外で町民生活課で管理している駐輪場とか地下道に関しての維持管理、また修繕等も町で管理しているのかということをお伺いしたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

お話しいただきました防犯カメラのまず維持管理とか費用の問題なんですけれども、現在の防犯カメラ、町民生活課で管理している防犯カメラにつきましては、今全て固定の録画タイプというものになっておりまして、特段どこかと通信しているようなものではございません。ですので、定期的にはパトロールに行かせていただいて、故障しているとかという確認ができれば、その都度、維持管理という形で修繕ないしを対応させていただいているような形になります。ですので、今現在、防犯カメラに対して業者さんにお願いして委託をしているとかというものは、現状ではございません。

以上になります。

〔発言する人あり〕

○町民生活課副課長（新井庸一君）　すみません、予算上どこかという形なんですけれども、こちらにつきましては、今現在、こちらのほうで予算のほうは盛っていないのが現状です。ですので、もし修理が発生したときには、補正ないし流用ないしというものを充当させていただきまして、修繕をしていくという形になります。

○委員長（土渕保美君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　再質問させていただきます。

ちょっと聞いたところで、地下道の防犯カメラの管理をどこかに委託していたということがあるということをちょっとお聞きしたんですけれども、現在はそれはやっていないということでいいですか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

地下道の防犯カメラにつきましては、過去にやはり通信を使ってデータを飛ばすというんですかね、管理していた経緯がございます。こちらの通信に当たっては、当時、ＰＨＳという電波を使ってやっていたんですけれども、この電波のサービスが終了するに伴って、ちょっとその維持管理ができなくなったというところもございましたので、そちらの通信を切りまして、単純にデータで録画するというような形の管理というものに切り替えたことによって、今のところはどこにも委託とか管理をお願いしているということはないというような形になっております。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。よろしくお願いいたします。

３つほど質問させていただきます。

まず、１つ目は、私たちの予算書の61ページ、一般のほうでは95ページなんですけれども、防災行政無線は停電のときは使えるのかどうかお聞きしたいです。

２つ目、一般予算の85ページのまちづくり交流事業の国際交流事業の支援とありますが、実際にはどんなことをしているのか。また、町村相互交流とは、どこのまちとの交流を図っているのかお聞きします。

３つ目ですが、今言われていた93ページの防犯活動事業の中の防犯カメラなんですけれども、防犯のためにも、駅前など、特に和戸ですと、備前堀や橋のところでごみのポイ捨てや痴漢などが起きるので、そういうところの設置ということは、

町としては考えられることなんでしょうか。

３つ、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

私から少しお答えさせていただきます。

まず、防災行政無線の停電時の使用につきましてなんですが、防災無線のシステムの中に無停電装置というものがついておりまして、要は停電になったときでも使えるというような装置が実際くっついておりますので、それを用いて防災無線は実際のところは通常に使えるというようなことになっております。

それともう一つ、すみません、１つ飛んでなんですが、防犯カメラの要は駅前ですとか、要は人の多いところへの設置なんですけれども、こちらにつきましては、現段階では防犯カメラ、公共施設のほうに設置させていただいておりますが、防犯というカメラの存在ということは、防災とか抑止に対しての一つの方法というふうには考えておりますけれども、やはり私どもとすると、地域のつながりがあって、地域として犯罪の起きにくい環境をつくっていくということが一番大きいことかなというふうに考えております。

また、設置に当たりましても、場所の選定ですとかにつきましては、やはりいろいろな苦労もあるかなというふうに思っておりますので、まず最初に、防犯力というものを地域で担っていただくということに力を入れさせていただくための支援ということで、私たちのほうでも補助金のほうを持っているんですけれども、そちらを利用しながら、まず地域のほうで力をつけていただきつつ、それでも賄い切れないというふうな話があれば、改めて検討していくというような段階で追っていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根と申します。

２問目のまちづくり交流事業の中身の話になります。まず、国際交流事業の支援につきましては、今現在、日本語教室のほうを進修館のほうで継続的に開催されている、もともとは国際交流みやしろという団体だったんですけれども、その教室の開催の支援のほうを通年でさせていただいております。資料の印刷ですとかですね、会場の確保ですとか。

町村交流のほうにつきましては、埼玉県の越生町と相互交流の覚書のほうを調印させていただいておりますので、防災訓練の例えば物資の搬送訓練ですとか、そういったところで交流させていただいております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　再質問させていただきます。

防災行政無線の件なんですけれども、実際の災害時、地震は震度幾つのときに公表したりとか、台風のときは風速とか降水量とかで放送すると思うんですけれども、それは幾つぐらいになったら放送するのか教えてください。

それと、２番目のまちづくり交流の件でなんですけれども、今言われたような興味があるんですけれども、一般の方々とか私たちが参加するということはできるのでしょうか。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

先ほどいただきました防災行政無線で災害についての町民の方への避難というか周知の基準なんですけれども、特にここじゃなきゃ駄目だという基準は設けてはいないんですが、私どもハザードマップというものを皆さんにお配りさせていただいている中で、国の基準といたしまして、レベル１からレベル５というものが実際にございます。

この中でレベル３相当に相当するものなんですけれども、ここは特に高齢者ですとか、避難に時間がかかる方につきましては、優先的に避難してくださいというようなところなんですけれども、この段階では、町のほうでも恐らく避難所というものを開設していくという形になりますので、少なからずこの段階では周知をさせていただくというような形になると思います。

また、明らかにこれから台風が接近してくるだとかというのが予測できるようであれば、それより前の段階で、町のほうの災害対策本部のほうで判断した中で、皆さんへの避難の周知というのをさせていただくようなイメージでございます。

また、地震につきましては、これはもう完全に突発的に出てくるものですから、震度幾つになったらというのはなかなか難しいんですけれども、ただ、町の避難所の開設基準、自動的な避難所開設基準がありますので、それは震度６になるんですが、こちらのほうになりましたら、避難所の自動開設と一緒に、防災行政無線で避難してくださいというような形で放送するような形になるとは思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根と申します。

相互交流の関係で、一般の方の参加というところですが、今現在、広報みやしろのほうで、越生町がハイキングのまち宣言ということをしていまして、町内に何十というハイキングコースがありますので、それの記事のほうを宮代の広報でも載せさせていただいております。

ただ、ちょっと、幾分遠いもんですから、今後そういった事業とかの交流も含めて、越生町の担当者と詰めていきたいと思っています。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　最後になりますが、先ほどの防災行政無線の件なんですけれども、先日トイレのことがありまして、進修館の脇にマンホールトイレが３つほど開設されるということを聞きまして、見学のほうをさせていただきました。

そのときに聞いた話なんですけれども、地震が起きたときには、一般の家庭でもトイレは使わないほうがいいというふうに言われているんですけれども、地震が起きたときに防災無線で、トイレとか何かの使用はしないでくださいとか、そういうアナウンスはする予定はあるのでしょうか。最後、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

トイレの利用につきましては、委員おっしゃるとおりに、発災直後にすぐには使えないというのが現実だと思います。これは、マンホールトイレも同様で、要は下水がちゃんと使えるよというのが確認できなければ、これはマンホールトイレも家庭用のトイレも使わないほうがいいというのが現状だと思います。

実際に、発災直後になりますと、命を守る情報というのが一番最初になってくると思いますので、そこのほうを邪魔しない範囲で放送するということは、これはやってもいいことかなというふうに思っておりますので、出す、出さないということでなく、出すタイミングというのを見計らった上で出させていただくということは、実際のところはあるかなというふうに思っております。

また、私も能登に行かせていただきましたけれども、防災行政無線だけじゃなくて、インターネットですとか、あと向こうですと、ＮＨＫのテロップで流れていたりという方法もございましたので、そういうところを使って周知させていただければなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川です。質問させていただきます。

まず、１点目が、予算書の96、97、私たちの予算書58ページの進修館の駐車場の拡張、伐採、照明なんですけれども、合わせて4,000万ちょいなんですが、このレイアウトはいつ頃できるのかなという点と、あと工事のスタートはいつ頃で、完成予定はいつ頃になるのかという点。それと、何台駐車場が増えるのかという点をお願いします。

そして、もう１点が、私たちの予算書30ページの地区コミュニティセンターの事業なんですけれども、区長さんと職員の方が回って、いろいろお話を聞いてお手伝いをやるよということなんですけれども、今年度に関してはどのような活動で、どのような話があって、具体的に町がどのような支援をしたのかという経過と、来年度はそれを踏まえてどのような活動をしていくのか、改善点等あればお伺いをいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○地域振興担当主査（加藤正久君）　地域振興担当主査、加藤でございます。

進修館の駐車場の工事につきましては、今現在、設計ができていますので、レイアウトはできています。工事が、大きく分けて、樹木の伐採と防災倉庫の移設と駐車場の舗装とフェンスのやり替えです。あと駐車場の照明の工事がございますので、最初に防災倉庫の移設と樹木伐採・抜根を上半期、おおむね８月の町民まつりの前ぐらいに終わらせられればと思っております。

あと残りの工事については、11月にみやしろ芸術祭というので駐車場を使う予定がありますので、舗装とフェンスと照明については、12月以降にやらせていただければと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○地域振興担当主査（加藤正久君）　20台ほど増える見込みでございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根と申します。よろしくお願いします。

地区コミュニティセンター事業の今年度の活動と来年度のということなんですけれども、今年度については、全地区を訪問３回という目標で回っております。コロナも明けまして、いろんな活動が徐々に始まってきているところで、そういった地域のお祭りの場にもお邪魔させていただいて、いろいろお話を聞かせていただきました。

それを踏まえまして、来年度につきましては、

また同じく訪問をさせていただくんですが、ほかの地区での事例なんかを区長さんたちと共有させてもらって、あとはイベントをやるにも、１つの自治会ではなくて、例えば、近隣と一緒にやったらこんなことができるんだよみたいな情報提供等をさせていただきながら、もう少しコミュニケーションを取っていきたいなと思っております。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　再質問をさせていただきます。

まず、駐車場なんですけれども、レイアウトを非常に見たいんですけれども、予算の審議というか、採決の前までにいただくことは可能なのかという点、その１点お伺いをいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○地域振興担当主査（加藤正久君）　地域振興担当主査、加藤でございます。

レイアウトにつきましては、後で配らせていただければと思います。

今現在、舗装されている駐輪場がございますが、そちらのほうまで一部拡張させていただきますので、駐車台数については現状よりは多く止められるようにできます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　資料はいただけるということで、お願いいたします。

あとは、駐車場20台増というお話なんですけれども、駐輪場のほうまで広げますよと今お話あったんですけれども、それはそっちまで広げて20台ということでよろしいですか。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　主査。

○地域振興担当主査（加藤正久君）　地域振興担当主査の加藤でございます。

そうですね、駐輪場のほうも拡張しますが、今現在、広い植樹帯が駐車場の間にあると思いますが、あそこのほうも拡張させていただくために、樹木のほうをちょっと、一部というか結構切っちゃうんですけれども、それをやらせていただいて台数を確保させていただくことになります。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

前段、議員さんが言われていた質問に追加というか、私たちの予算書の30ページの地域の力となる地区コミュニティセンター事業なんですけれども、こちらの予算のほうが、そんなに大きくないのですが、10万円とございまして、こちら訪問事業ということですが、どういったものにこの10万円が使われるか、それを教えていただきたいです。

あと、２点目が、私たちの予算書の43ページのみんなで備える防災力強化促進事業の中で、一番下の我が家の避難計画マイタイムラインの作成というものがございまして、こちらのマイタイムラインというものがどういうものかというのも教えていただきたいです。

あと、３点目、私たちの予算書の61ページで、予算書のほうが95ページと97ページなんですけれども、こちらのほうに防災倉庫の設置とございますが、こちらは先日お伺いしたときに８か所あるということだった防災倉庫に、またプラスされて設置されるものなのかどうか。

あと、97ページ、自主防災組織の育成強化、本年度の特徴のところにあるんですけれども、こちらが育成の強化をどうされていくのか。あと自主防災組織間の連携強化というものがございますが、

これは何をもって連携強化していくのか。その下の避難所運営力の強化というのは、何を強化するのか。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根と申します。

地区コミュニティセンター事業の予算につきましては、現在、消耗品として10万円ということで要求させていただいております。

こちらにつきましては、本当に事務用品ということで、訪問の際に持っていくファイルでしたりとか、だから金額的にはもう十分、これほど使えないぐらいの規模なんですけれども、実際、訪問活動するに当たっては、体が動くのでお金は実際かからないということになっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。順次お答えさせていただきます。

まず、私たちの予算書43ページのみんなで備える防災力の強化促進事業、その中のマイタイムラインの内容でございます。

こちらにつきましては、マイタイムラインというのは、特に大雨とか洪水に特化したものでございます。こちらの内容につきましては、実際に避難する前から、何をいつの段階でどういうものを準備しておかなければならないのかなという形で、遡って家庭で計画していただいて、例えば、極端ですけれども、１か月前には食料を用意しましょうよとか、２週間前には天気予報を見ましょうよだとか、あとは、それこそ何時間前に避難しようよというものの計画を立てていくというものがマイタイムラインになります。これを家庭内で共有していただくことで、事前に慌てずに避難できるというものを作成いただきたいというような形のものでございます。

そして、もう一つ、私たちの予算書61ページ、予算書95ページになります。

防災倉庫の工事の件ですが、こちら、先ほど加藤のほうからお話しさせていただきましたが、進修館にございます防災倉庫、これを駐車場工事に伴って移設させていただきます。実際、防災倉庫自体も20年以上たっている防災倉庫でございますので、あのまま移設するというのは、なかなか難しいというようなこともございましたので、新たに場所を選定しまして、そちらのほうに新しいものを整備させていただくということでございますので、既存で持っている戸数が増えるということではありません。

それともう一つ、予算書97ページの自主防災組織の防災コミュニティ促進事業につきましての本年度の特徴のところでございます。自主防災組織の育成強化、また組織間の連携強化、それと避難所運営力の強化というところでございます。

実際のところ、自主防災会、あとは自治会もそうですけれども、やはり高齢化ですとか、少子高齢化というんですかね、こちらのほうの波というものは、これはもう否めないというところがありまして、組織自体もやっぱり、なかなか難しくなってきているというお話をいただきます。

そのような中で、組織というものをどう保っていかなきゃならないのかなというところでは、また私ごとになってしまいましたけれども、私がちょっと行かせていただいたものですから、そういうところの部分の生の声をお話しさせていただいた上で、やはり自主防災組織というのは大事なんだよというものを伝えていきたい。それと、それ

に併せて準備しなきゃいけないんだよというところを皆さんにお伝えしていきたいなというふうに思っております。

また、先ほども話しさせていただきましたが、単独ではなかなかやっていくということが難しいというお話もいただきますので、その部分では、１つの自主防災組織で何もできないのであれば、隣のところと一緒にやってみませんかとかという形での連携というんですか、というものをうちのほうから提案させていただいてもよろしいかなというふうに思っております。

やはり、個々の力じゃなくて、みんなでやってもらったほうが、実際のときには力になるとは思いますので、そういう部分では、そういうような形での提案というのもひとつしていきたいなというふうに考えております。

また、避難所運営につきましては、実際、自主防災会の中ではやっていらっしゃるかもしれませんけれども、町と連携したりですとか、あとは実際にまだやっていないところもございますので、そういうところへの呼びかけ、あとは実際にやってみるとか、あとは、ちょっと来年度のことなんで何とも言えませんけれども、町と一緒にやってみるだとかというものも含んで、ちょっと検討させていただいて、一緒に実際に動いていきたいというものをお話ししていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

地区コミュニティセンター事業の10万円は了解いたしました。

再質問させていただきます。

みんなで支える防災力強化促進事業のマイタイムラインなんですけれども、こちら、大雨、洪水用みたいな感じで言われていたんですけれども、地震災害とか、そういうものに関してはどうなのか。

あと、先日来ました簡易トイレのことが載っているかどうかお聞きしたいです。

防災倉庫に関しては、新しくではなくて移設ということをお聞きしましたけれども、こちら水害対策として、例えば防災倉庫自体に水が入ったりして備蓄されているものが使えなくなったりとか、そういうことがないのかどうかお聞きしたいです。

あと、自主防災組織の育成強化のところですが、こちら、私の入っています自主防災は、何ていうんですか、そういう防災用品が割とそろっているんですけれども、実際使うときの使い方、例えば、実際発電機とかが幾らあっても、私の自治会の場合ですと、カセットコンロのガスを使うものにして比較的備蓄もしやすいんですけれども、中には発電機が灯油を使ったりするものをお持ちのところとかもあると思うんですけれども、いつも話題になるのは、それをどこに取っておくんだということを、うちの場合もちょっと問題になったりとかしまして、そういうところの相談事を受けているのかということ。

あと、避難所運営力の強化なんですけれども、避難所の体育館だったりとかのところに、今結構問題になっていると思うんですけれども、ペットの避難、こちらのほうをこれから考えていく予定はあるのかお聞きしたいです。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。順次お答えさせていただきます。

まず、マイタイムラインの地震に対する考え方なんですけれども、マイタイムライン自体が、そもそも備えというものが一番大きなポイントにな

っておりますので、発災後、何も使えないというわけではなくて、例えば先ほどちょっと話しましたけれども、１か月前までには備蓄というものを用意しようだとかというところの実際のところもございますので、そういうところは地震にも実際使えるのかなというふうに思っております。なので、何時間後に何しようという直近のものはちょっと難しいかもしれませんけれども、ただその中で、避難経路はどうしようだとか、どういうふうにみんなで連絡取り合おうだとかというところもマイタイムラインで実際書き加えられるところでもございますので、そういう点を地震にも一緒に使っていただければ、水害に特化したという話をさせていただきましたけれども、地震でも使えるのではないかなと考えておりますので、私たちの目標にも書いてございますが、ぜひここら辺は広めていきたいなというふうに思っております。

それと、マイタイムラインのトイレの関係なんですけれども、実際マイタイムライン自体を自分でつくっていただくというのが一番大きなポイントになります。ですので、何を何しなきゃいけないねというものをこちらからお話しするわけではないんですけれども、先ほどお話ししましたとおり、もし簡易的なトイレを用意しなきゃいけないと自分で思ったときには、例えば、１か月前には用意しておこうねというふうに書き加えていただくというのが実際のポイントになりますので、そのような形で記述していただければなというふうに思います。

もちろん、マイタイムラインの作成の講義ですとかでお話する中では、そういう話をさせていただいてもよろしいかなというふうに思っております。

それと、今回の防災倉庫の移築についての水害対策なんですけれども、やはりご存じのとおり、ここも水が出る場所ですので、そこら辺も想定させていただいた中で、若干高いところの位置に防災倉庫を置こうかなというふうに思っております。

ただ、実際に防災倉庫を使うときに、高過ぎて、今度は物を出すのが大変ですとか、いろいろな条件もございますので、その点はちょっと改めて防災倉庫を置く設計の段階で考えさせていただいた上で、水害対策を行ってまいりたいなというふうに思っております。

また、それができなければ、例えば棚を置いて、下の部分は何も置かないだとかという対策も取れるとは思いますので、そこも含めて一緒に考えていきたいなというふうに思います。

また、育成強化の中で、資機材の使い方だとか、燃料の保管とかという問題なんですが、よくこういう形で言われるのが、買って満足してしまうという方がいらっしゃるというお話も正直なところ聞きします。ですので、やっぱり買ったからには、やはり使える、あとは使わなければならないというところで、本来であれば、自主防災会さんが購入したのであれば、訓練のために１回出してみて使ってみるだとかというようなやり方があるのかなというふうに思っています。

また、燃料の保管については、燃料の量によってはやっぱり防火管理者だとかが必要になってくる部分もございますので、その点については、本来購入する時点でどのようにするかというのを考えていただいた上で購入いただくのが一番ベターかなというふうに思っております。それでなければ、私ども町でもお話をさせていただきますが、例えば災害協定的なもの、例えば近所のガソリンスタンドみたいなところだとか、ガスを扱っているところだとかと、地区でお話をしていただいて、緊急時にはそこから用足しできるよというものも一つの考え方かなというふうに思っておりますの

で、この点についてはご相談いただければ、いろいろこうしたほうがいいよという、何ていうんですか、的確なアドバイスになるかちょっと分からないですけれども、いろんな考え方とか事例というのはお話できるとは思いますので、ご相談いただければなというふうに思っております。

それと最後は、避難所のペットについてなんですけれども、やはりペットの問題というのは、かなり大きく最近取り上げられているところです。町のほうでも、昨年度の防災訓練からペット防災ということでコーナーを設けさせていただきまして、実際被害があったときにペットをどうするんだとかというものに対しての考え方というものを皆さんに少しずつ分かっていただきたいなというふうな対策も考えております。

実際、この間、職員だけですけれども、避難所開設訓練をさせていただいたときにも、いろいろな方が避難所に来るという想定の一つとして、ペット連れの方も来るといったときにどうするんだという形で現場の人間にも投げかけて、実際場所を用意して、ケージがなかったらどうするんだとかという話もさせていただいた中で開設訓練をさせていただいて、その中で、反省点も出てきたというところもございますので、改めてそういうところを見直しつつ、誰でも避難できるよというような安心感を持ってもらえるような避難所運営訓練というのを少し考えていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございました。

今ので大体分かったんですけれども、最後のペットの避難のところでございますが、こちらは本当にもう今まさに災害が起こったときに、ペットを連れて避難することが可能かどうか、これだけ教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

今という話になったときには、もちろん避難はしていただいても結構だと思います。現地での対応というと、またちょっと別になりますけれども、避難してはいけないということでございませんので、そこは遠慮なさらずに、家族の一員と考えている方もいらっしゃると思いますので、遠慮なしに避難していただければと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点、質問をさせていただきます。

まず、予算書94、95の防災活動事業についてです。こちらの中の使用料及び賃借料になると思うんですが、防災無線についてです。

こちらの防災無線なんですが、防災無線のスピーカーの点検というか、そのスピーカーから出てくる音について、いろんな町民の方からご意見とかあると思うんですけれども、それに合わせて、ちょっと向きを変えたりとか、その辺のことを毎回、その都度されているのかお伺いいたします。

その次に、ＡＥＤの賃借料なんですが、今回増やされたところはあるのか、また利用実績というか、そういったものがあれば教えてください。

それから、その下の防災行政無線の戸別受信装置というのをご説明いただきたいと思います。

次に、96、97ページの防災コミュニティ促進事業についてです。

こちらの負担金補助金及び交付金の安心安全ま

ちづくり推進事業補助金について伺います。

こちらは、自主防災活動に対する支援ということなんですけれども、この補助金の各自主防災組織にどのように使われているのか、ご説明をお願いします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井と申します。よろしくお願いします。

まず、スピーカーの関係です。予算書94ページ、95ページの防災活動事業でございます。

防災行政無線のスピーカーにつきましては、全部で町内で48か所、実際ございます。事前に委員会資料でもお渡しさせていただきましたけれども、その防災無線を中心に、どのような広がりで聞こえているのかなというような形での検証はさせていただいて今の状況になっております。

委員おっしゃるとおりに、やっぱりたまにうるさいですとか、聞こえづらいというようなお話もいただきますので、その都度、それが可能なのかというものの検証はさせていただいた中で、過去にスピーカーの向きを変えたというような実績もございます。

ただ、その都度その都度という形になりますと、やっぱり業者さんに委託している関係で、向きを変えるとなるとプラスアルファのお金もいっぱいかかってきます。あとは、その都度その都度変えてしまいますと、聞こえ方が今度は皆様変わってきてしまうというような部分もございますので、なるべくは変えないような形で、皆さんにご理解いただいているようなつもりではございますが、やはり百点ではないというのはあるとも思いますので、近づけるような形で対応とか対策というのをさせていただければなというふうに思っております。

それと、ＡＥＤの増加等、あと実績につきましては、ＡＥＤの増加についてはございません。そして、実績についても、使ったというような実績というものはございません。聞いておりません。

ちょっと難しい話で申し訳ないですけれども、予算書でいきますと防災行政無線用戸別受信機設置料4,000円ということなんですけれども、こちらにつきましては、実際に今、宮代高校と宮代特別支援学校に置かせていただいている賃借料というか、そのような使用料をこちらで計上させていただいております。おおむね2,000円、2,000円ぐらいですので、そのような形でやらせていただいております。

あと、この予算書96、97の防災コミュニティ促進事業の負担金の安心安全まちづくり推進事業補助金の内容という形でございます。

こちらにつきましては、すみません、こちらは要項が実際ございまして、項目分けで、実際自主防災のほうから申請という形でお配りしているような補助金になります。

項目でいきますと、資機材の購入というのがまず一つあります。それと、防災拠点の設置ですとかというものが一つ、それと防災訓練を実施するときの費用、あとは防災研修をやるときの費用、それともう一つは、防災士の資格取得に必要な費用というもの、５つの項目に分かれておりまして、ここで自主防災さんで必要なものというものを申請いただいて、補助金として交付しているような実績がございます。

ちなみに、今年度、完全に閉めたわけではないんですけれども、申請ベースでいきますと、今年度は延べ22地区の申請をいただきまして、トータル100万円ちょっとぐらいの助成をさせていただくというようなイメージでおります。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ありがとうございました。

まず、防災無線についてなんですけれども、以前にそのような聞こえ方の違いで向きを変えたということがあるということだったんですけれども、私も、毎回そのお声があってその都度変えるというのはちょっと難しいのかなとは思うんですけれども、そういうお声があって、一回確認はしていただいているということなんですかね。それで、以前その向きを変えたというは、どういう内容でどういうことだったかというのをもしよかったら教えてください。

ＡＥＤに関しても承知をいたしました。以前からＡＥＤの場所を知らせてほしいということもお伝えはしていたんですけれども、どこにあるかというのが、なかなか町民の方が分かっていないということもあるので、どういうときにお知らせするのが効果的なのかというのも考えて、こちらのほうもお知らせいただきたいと思います。

こちらに関しては承知をいたしました。個別の装置も高校にあるということで承知をいたしました。

次に、96ページの自主防災組織に対する補助金については、今年度の実績として、22地区、100万円ということで、こういう内容に対して自主防災会のほうから申請があった場合ということで、そちらも承知いたしました。

例えば、自主防災組織にこの補助金だけでということではないですよね。各自主防災組織がどれくらい自主防災に対してということは、そこの自治会というか、自主防災のほうで予算を取っていて、プラスでこういうことがあるということなのか、例えばなんですけれども、いろんな備蓄というのは、各自主防災組織で考えてしていると思うんですけれども、ここに資材の購入とか、いろいろあるんですが、この上限というか、これを使ってできるのか、自分のところで自分の自主防災組織で自主防災の予算を取っていて、そういうものに充てているのか、その辺。何かどれくらいこの補助金が使われているのか、そのあたり、もう少し教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井でございます。

まず、防災無線の向きの理由なんですけれども、やはり聞きづらいというところが大きい。あとは、たまにですけれども、うるさいというような話をいただきます。こちらにつきましては、私どもではできませんので、業者さんのほうに委託させていただいている中で、まず動かす前に、本当にそれが可能なのかというのを検証した中で、できる、できないというものから入っていきますので、もちろんできないこともありますし、できることもあるという中での、変更というんですかね、させていただいているということで、ちょっとご理解いただければというふうに思います。

それと、ＡＥＤの場所の周知とかにつきましては、私どももやはり、私たちも町で持っているものと、最近ですと、コンビニさんですとか、いろんな施設さんとかで、場合によっては自治会で持っていらっしゃるところもございますので、本来であれば、そういうところを町としても、ＡＥＤマップじゃないですけれども、そういうので周知するのも一つかなというふうに考えております。また、ちょっとそこが進んでいないというところと、あと現在、県のホームページのほうでＡＥＤ、たしか見られるのがございましたので、そういう

ところも含めて周知させていただくということをちょっと検討させていただければと思います。

それと、自主防災さんの予算の関係ですが、よく聞くところによると、自主防災さんとやっぱり地区というものがつながっている、特につながりが強いということもございまして、一般的に聞くのが、やっぱりその地区の予算の中から自主防災組織へ少しお金を充てて、プラスアルファで町から補助金をもらっていろんなものをそろえていくというものをよく聞いておりますので、全くないというところはないかなという気はしているんですけれども、あとは、補助金を出すに当たっても、場合によっては２分の１だとかという基準もございますので、そういうのに当てはめた中で、自主財源というものをお持ちなのかなというふうに承知しているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

大きく、４点、質問させていただきます。

まず、予算書の72、73ページになります。

(6)地域コミュニティ活性化事業で、18節で負担金補助及び交付金。こちらのほうで豊かな地域づくり推進事業補助金1,123万4,000円、それと集会所整備事業補助金284万円、これの内容を教えていただきたいと思います。

それから、２点目なんですが、予算書94、95ページ。(1)防災活動事業になります。私たちの予算書では61ページになります。

Ｊアラート専用受信アンテナ設置工事の240万円なんですが、これは何か所なのか、あと場所はどこなのかをお聞きいたします。それから、その下の防災倉庫設置工事、こちらの320万円の内容をお願いいたします。

それから、予算書96、97ページ。(3)防災コミュニティ促進事業、私たちの予算書43ページになります。

18節負担金補助及び交付金、安心安全まちづくり推進事業補助金で、こちらの268万7,000円、これが先ほど22地区というのがあって、それが100万円ということだったんですが、要するに、43ページの自主防災活動に対する支援の269万円というのは、22地区で100万円ということは、どういうことなのかということをお伺いいたします。

それから、予算書の180、181ページで、私たちの予算書のほうが57ページになります。

まず、(1)消防総務事業、この中の、まず私たちの予算書のほうの57ページでいきますと、一番下のところ、地域の実情に精通した消防団の活動に必要な取組を支援しますということで、こちらどのような支援をされるのかというのと、10節需用費の中にあります消防団員被服費311万4,000円、これは何人分となっているのか、これ防火服のことでよろしいのかということでお伺いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時０１分

再開　午後　１時０２分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

引き続き、町民生活課の質疑を行います。

まず、執行部からのご答弁お願いいたします。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根と申します。

初めに、予算書の72、73ページの地域コミュニ

ティ活性化事業の補助金の内訳の関係でございます。

まず、豊かな地域づくり推進事業費補助金のほうの内訳につきましては、コミュニティ活動支援事業ということで、各自治会のほうに、世帯割の関係で補助金のほうを交付させていただいております。そちらの予算額が590万円になります。

次に、地域敬老会開催事業費補助金ということで、こちらについては451万9,000円。いま一つがコミュニティ掲示板、こちらの維持管理です。修繕であったりとか、移設、新設、廃止、こちらについて56万円。それからもう一つ、地域力ステップアップ事業ということで、例えば自治会が新たに自治会広報を作るですとか、花いっぱい運動をやりますよ、それから地区連絡会のほうで事務費として必要な場合に申請できる補助金ということで、その３つの内容で25万5,000円となっております。

次に、集会所整備事業補助金につきましては、町内集会所が老朽等により修繕等が発生した場合の修繕費の補助金、補助率２分の１ということで、修繕費のほうが200万円、それから集会所の底地ですね、借地の場合に固定資産税であったりとか、都市計画税がかかる場合があります。この税額分の補助ということで、合わせて84万円という内訳になっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

お話しいただきました予算書94ページから95ページの防災活動事業ですね。その中の工事請負の中の防災行政無線システム等の改修工事というところの中身なんですけれども、こちらにつきましては設置場所を今考えておりますのが、スキップ広場のところに四季楽というトイレがあると思うんですけれども、その横に茶色いアンテナが、大きいのが建っているんですが、こちらに強化するというんですかね、くっつけるというようなイメージで考えてございます。ですので、実際個数でいきますと、その１基だけという形での工事を考えております。

そして、もう一つが、防災倉庫の工事の内容ですけれども、こちらにつきましては、まず本体代です。それと造成工事が必要になってくるというふうに考えておりますので、造成工事プラス整地費、それともちろんですけれども工事費を合わせて320万円を見込んでいるというようなところでございます。

それと、予算書の96から97ページ、私たちの予算書の43ページです。

防災コミュニティ促進事業の金額です。先ほど22件の100万円程度というのと、予算書の268万7,000円、こちらにつきましては、あくまでも22件というのは、単純に今年度の実績というところになります。来年度につきましては、使っていただけるような形で準備をさせていただいております。また、新型コロナウイルスの感染症が５類に落ちたということで、活動自体が少し動き始めたというような実態がございますので、これを機にまた、こういう言い方は失礼ですけれども、能登半島の地震とかもありましたので、これを見直していただくという意味で、活動の活性化というものをこちらのほうで促進するような形でお手伝いさせていただければなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬です。ご質問にお答えいたします。

私たちの予算書57ページの消防総務事業では、地域の実情に精通した消防団の活動に必要な取組を支援しますの内容でございますが、こちらにつきましては、消防総務事業で、消防団の活動についての予算を取っていますよという意味になりますので、予算の内容というものをこちらで平たく表現をさせていただいているような状況になっております。

次に、予算書180ページ、181ページ。需用費の被服費についてでございますが、こちらにつきましては、防火服ではないかということでご指摘いただきましたけれども、防火服も入っておりますが、新入団の隊員さんの制服です。活動費も含めてのもの。あと階級が上がった方に対する昇格者の被服であるとか、革手袋とか、そういった団員さんにお渡しするものが総数で311万4,000円というような計上になっております。防火服につきましては、１着６万3,800円の見積もりで取っておりまして、現在消防団員さんが90名いるんですけれども、ちょっと定数には満ちていないんですが、30人分を今期の分ということで計上させていただいております。ですので、191万4,000円が防火服の金額となっております。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、地域コミュニティ活性化事業、この中で、豊かな地域づくり推進事業補助金、こちらが1,123万4,000円ということで、前年度が1,184万3,000円ですので、大体マイナス60万9,000円になります。同じように集会所整備事業補助金のほうも、前年度は399万4,000円でしたから、今回マイナス115万4,000円ということになるんですが、やはり地域コミュニティ活性化をしていくという中で、逆に予算が減額してしまっているということが、ちょっとなぜなんだろうかっていうふうに考えてしまうんですが、その理由をお伺いいたします。

それから、(1)防災活動事業、こちらのほうになりますが、Ｊアラート専用受信アンテナ設置工事というもので、スキップ広場に建てられるということですが、これは今回新しくなっているわけなんですけれども、これはなぜ必要になったのかということをお伺いいたします。

それから、防災倉庫設置工事で……

○委員長（土渕保美君）　泉委員、ページ。

○委員（泉　伸一郎君）　予算書94、95ページ。私たちの予算書61ページの防災倉庫設置工事ということで、こちらのほうを新しくするというふうに前段の議員のときに聞いたと思うので、そうしますと、防災倉庫というのは、大体幾らぐらいかかるのかなということをまだ答えていないと思いますのでお伺いいたします。

それから、予算書96、97ページ、私たちの予算書43ページになります。

この防災コミュニティ促進事業、この中でも同じように安心安全まちづくり推進事業補助金が今回、前回が368万7,000円でしたから、丸々100万円減っている。で、こちらも同じように減額になった理由をお伺いしたいと思います。町のほうで推進しようとしているんですが、予算自体は減っているということが何か不思議なものですから。

それから、予算書180、181ページ、私たちの予算書57ページになりますが、(1)消防総務事業、先ほどの説明は分かりました。で、もう一つのほうの10節のほう、消防団員被服費で、大体30人分

ということで、そうしますと毎年この311万4,000円という計上になっていますので、予算を決めて、で、その範囲内で賄っていくというそういう考えであるのか。

それともう一つ、先ほど防災倉庫の件で、どこに設置するかということをちょっと言われていなかったと思うので、大体その候補地が決まっているのかどうかもお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根と申します。

豊かな地域づくり推進事業費と集会所整備事業費の補助金の減額の理由ということになります。前年度の予算との比較ということで、まず、豊かな地域づくり推進事業費補助金のほうにつきましては、主な減額の理由としましては、地域敬老会の開催の実績勘案ということで減額をさせていただいております。そのほか、自治会の会員数の減少等もありますので、その辺で減額ということになっております。

集会所整備事業費補助金のほうにつきましては、令和５年度に大規模修繕の要望がありましたので、その分を乗せていたのが大きな減額の理由となります。令和６年度につきましては、自治会からの大規模修繕の要望がなかったので200万円ということでとどめております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

予算書94ページから95ページ、私たちの予算書61ページのＪアラートの工事の関係でございます。

こちらの、まず、なぜ工事が必要になったか、理由ということなんですけれども、Ｊアラート自体は国のほうで管轄しているような情報発信システムになります。で、国のほうの指針としまして、今度、Ｊアラートのシステムとこの町のほうのシステムのほうを切り離していくというようなお話がありました。これは、私たちもちょっと詳しいこと、第２次世代から第３次世代へ機種の移行期間ということなので、こちらのほうを切り離さなければならないということで、アンテナがどうしても必要になるというような形が、県から話がございました。県のほうとしても、システムの改修しなければならないんですが、一番末端となる市町村がまずやらなきゃいけないということで、県内の全市町村、令和６年度と７年度にかけてやっていくというようなお話を聞いております。で、それ、終わったら、県のほうが最終的な改修をして全てのシステムが切り替わるというような形で、国から実際のところの話がございましたので、今回、町のほうで令和６年度に工事をさせていただきたいというところになります。

それと、防災倉庫、単価的なところと、あと場所なんですけれども、実際の防災倉庫は、今予定しているのは、今銀色の箱があると思うんですけれども、あちら少しちょっと高額な部分もございまして、で、いろいろ財政とも調整させていただいて、あとはカタログというんですかね、こういうのを見させていただいた中で、ある程度、銀色の防災倉庫と同等の機能が保てるような価格の少し安い防災倉庫を見つけることができましたので、形はちょっと変わってくるんですけれども、その中で今のところ試算させていただいているのが、ほぼ同じ大きさのもので、今95万円という形で、本体価格ですね、もちろんこれから入札等もかけていきますので何とも言えないですけれども、ちょっとカタログ上はそのような形で載っているよ

うな状態であります。

で、場所なんですけれども、今現在予定しているのが、ごめんなさい、皆さんの想像で申し訳ないんですけれども、進修館駐車場の入る本当に右手、今、木がいっぱい生えていると思うんですけれども、あそこをちょっと造成させていただきまして、あの上に少し上げた形で設置しようかなというふうに考えております。

今回、12月の補正ですかね、カミキリムシの関係でちょっと木を切らなきゃいけない関係があったということと、あと、来年度の進修館の駐車場の改修工事に合わせて、あの部分を見直していこうという中で、防災倉庫の位置というものを少し考えさせていただいたときに、前段でもお話ありましたとおりに、どうしても水ということも考えなければならないというところでは、あの部分に持っていくのが今のところはベストなのかなという形で、今のところ予定しているようなところでございます。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬です。

予算書180ページ、181ページ、私たちの予算書57ページの⑴消防総務事業、10需用費の消防団員被服費についてですが、こちらにつきましては、毎年、枠で設定をさせていただいております。防火服につきましては、全員そろった段階でこの額は計上しないという形になりますので、いつかのタイミングでちょっとこれ減額、191万4,000円については、当初の金額は減額になる予定になっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁お願いします。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

すみません、１つお答え忘れていましたのでお答えさせていただきます。

安心安全まちづくりの助成金の金額が100万円減っているという形での理由なんですけれども、実際のところ、ここ数年、やはり助成金を使われるというのがなかなか実績として予算とかなりかけ離れた実績が上がってきているというのが現状でございます。とはいいつつも、泉委員おっしゃるとおりにこれから活性化していこうという中で、予算を削るのはどうかなというところはあったんですが、著しく活動が急に上がるということは多分ないだろうという判断の中で、実績プラスアルファで残しても大丈夫な額というのをある程度想定させていただいた中で、区切りのいいといったら失礼ですけれども、100万円を今回削らせていただいております。財政ともいろいろちょっと話をさせていただいた中では、助成金を切るというのは、正直言って私たち担当とすると苦肉の策というのはかなり大きいというのが重々承知しておりますが、今後活性化してきて、この部分が必要になってくるといった場合には、また改めて財政のほうと調整させていただいた中で予算のほう、確保していくというような形でのお話をさせていただいておりますので、この点についてはちょっとご理解いただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再々質問させていただきます。

地域コミュニティ活性化事業、それから防災活動事業、大体分かりました。で、その中で、予算書96、97ページ、私たちの予算書43ページにある

防災コミュニティ促進事業なんですが、100万円減額になったということと、そういう中で、この自主防災組織が少し弱くなってきているのではないかなという懸念がありますので、で、１つお聞きさせていただきたいのは、この自主防災の補助の中で一番大きい補助金額は大体どのぐらいの金額になっていたのかということをお伺いするのと、また、その自主防災組織がもうちょっと活性化していくような、何か町として、町民生活課として何か取組を今後考えているのかということをお伺いいたします。

それと、もう一つ、予算書180、181ページ、消防総務事業、こちらのほうもよく分かりました。１点だけよろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁お願いします。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

防災コミュニティの助成金の最高額なんですけれども、昨年度は、これは豊かな地域づくりの助成金とかぶらないというのを前提にお出しさせていただいているものですが、集会所の中のカーテンを防火カーテンに変えていくというような内容のもので、あと、発電機もそのプラスアルファで購入されているんですね。で、そういうのの中で、金額的には、私たちが補助した額が23万3,800円という数字が一番大きな数字になっております。

今後の対策としてというお話もありましたけれども、やはり私たちもソフトの面とハードの面と、やはり両方兼ね備えて初めて自主防災の組織が成り立っているというのが一番大きな点だとは思いますので、先ほど言いましたけれども、買って終わりじゃなくても、やっぱりそこからの問題というものをやっぱり感じていただきまして、いろいろな訓練ですとか研修も含めてやっていただきたいなと思っております。見る限りやっぱり、区長さんもそうなんですけれども、自主防の会長さんも１年単位で代わられるというところがかなり多いというのも現状ですので、なるべく単年度といいつつも、やっぱり長い目で見ていただいて、訓練ですとか知識というものを蓄えていっていただければなという形での支援ができればなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに。

川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。

何点か質問させていきます。

まず、私たちの予算書の59ページ、交通安全対策事業の、まず道路照明灯及び地下道の維持管理についてということで254万円の予算がついていますが、交通事故を防止するため、道路照明灯の適切な管理及び経年劣化した道路照明灯を修繕します。また、ＬＥＤ化を推進しているということですが、この道路照明灯に係る費用というの、地下道の維持管理を別にして、どのぐらいの予算を計上しているのか教えてください。

あと、２番目に、道路反射鏡の整備なんですが、これは次のところですよね、238万円出ていますけれども、今年は、これ、資料の４ページかな、総務文教だと思います。４ページですね。今年、11か所申請があって４か所つけられたという形なんですけれども、この４か所になった、この、何ていうんですかね、どういった形で決められたのかを教えてください。

次に、道路標示など交通安全施設の整備・補修なんですけれども、これ、そこに当てはまるかどうか分からないんですけれども、横断歩道の設置の住民要望とかそういうのもあると思うんですけれども、それはどのようになっているのか教えて

ください。

次に、私たちの予算書のページ60、防犯活動事業で、防犯灯の新設、維持管理及びＬＥＤ化の推進ということで、これが、資料が17ページかな、それで、18ページ見ると、新設が１件なんだよね、１件。防犯灯、17ページに。これ、１件というのは、ほかの、何ていうんですかね、町民の要望からして１件、これはどのように１件なのか、ちょっと教えていただきたいと思います。新設、防犯灯の工事発注状況とあるじゃないですか。

〔「11件」と言う人あり〕

○委員（川野武志君）　11件か、11件。

これ、要望と、どのくらいあって11件なのか教えてください。

そして次に、私たちの予算書の30ページ、地域の力となる地区コミュニティセンター事業なんですが、何か当初、今年度から始まったと思うんですけれども、まず、何ていうんですかね、須賀地区のほうから新しい箱物をつくってやる予定だったんですけれども、そうじゃなく、その自治会にお邪魔してやるという形でなっているんですけれども、この10万円というのは、今年度はどの地区まで、宮代の中のどの地区を回ってそういったことの活動をしたのか、その辺をちょっと教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬です。

私たちの予算書59ページ、予算書が88ページ、89ページ、⑴交通安全対策事業に道路照明の維持管理のほうの予算が計上されております。

道路照明につきましては、電気代と修繕費という形で計上させていただいております。電気料205万5,000円、修繕48万6,000円、この２つの項目を計上させていただいております。主に電気代という形になっております。修繕につきましては、電気が切れてしまったりとか不具合があった場合での修繕という形になっております。なお、設置につきましては、私どもではなくて道路担当者のほうで設置をされたものを、我々交通安全担当のほうで維持管理をしていくというような仕組みになっております。

反射鏡４つ設置の経緯についてということです。こちらにつきましては、交通安全対策協議会というのが町のほうで設置をさせていただいております。その中に専門部会、交通安全対策協議会の専門部会というものを設置させていただきまして、警察官の方をはじめ、委員さんを設置していまして、区長さんから要望のあった11か所なんですが、実際１か所同じ場所がありましたので、実質10か所になっております。こちらの現地を確認をさせていただきまして、評点をつけていただいております。その中で、上位、優先度の高いものを選定していった中で、１位から４位までが中程度の優先度、５位以下は点数的には低という形で点数が低かったので、中の範囲の４つと今回設置をさせていただいたという経緯になります。

続きまして、道路標示の中で、横断歩道、止まれ等のお話でございますが、こちらにつきましては、警察のほうでの公安会さんでの塗るような形になります。道路規制がかかるもの、止まらなかったらそこで違反切符を切られてしまうとか、そこの場所を通る人がいるときに止まらないといけないとか、そこを通りなさいとかいう交通法規に従って提示をされている、表示をされているものにつきましては、埼玉県の警察、埼玉県警さんのほうで塗りをしております。で、私どもの場合には、止まれの停止線の手前に「止まれ」という案

内の表示であるとか、学童注意とか、そういった道路標示につきましては、私どものほうでさせていただいているところでございます。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

防犯灯の設置についてお話をいただきました。私たちの予算書60ページの防犯灯の数でございます。防犯灯につきましては、今年度11基新設をさせていただきました。この中で、先ほど道路反射鏡の話にもあったような、防犯まちづくり推進協議会というものを設置しておりまして、こちらのほうで区長さんのほうからいただきました要望等を、実際現地に行きまして点数形式で採点させていただきまして、最終的に17件の申請に対して、７件申請させていただきました。それで、話の続きがありまして、残り４件、11件のうちの４件なんですが、ここ数年、東武動物公園駅の東口通り線の用地買収が進みまして、行っていただけると分かると思うんですけれども、建物と一緒に道路街路灯まで全部なくなってしまったんですね。なので、やっぱり暗いというようなお話をいただきまして、で、これは杉戸町さんも、杉戸県土整備事務所も同じような考えを持っておりましたので、じゃ、同時期に少しでも、仮設という部分になってくるとは思うんですけれども、つけなきゃいけないねということで、町の判断で４基、東口のほうにつけさせていただきまして、トータルで11基というような形になっているというようなところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根と申します。

地域の力となる地区コミュニティセンター事業の地区訪問ですね、どの地区というご質問ですが、76地区全ての区長さんにご連絡をさせていただいて、訪問ができるところは全て訪問させてもらっています。で、中には、窓口に来るから、いいよ、来なくてという区長さんも何人かいらっしゃったりとかして、そこで無理に押しかけてもなので、その場合は、じゃ、そのときにということでお話させていただいております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　ご答弁ありがとうございます。

まず、１番なんですけれども、道路照明灯、これ、なんで質問したかというと、先回して副課長に説明していただいたんですけれども、東口が、今拡幅工事で、整備事業で暗いんじゃないかなと思って、で、あれは照明灯なので、防犯灯と違って、県も絡んでの事業なので県のほうにどうにかしてもらうように働きかけてくれないかという再質問しようと思ったんですけれども、先にお答えをいただいちゃったので、そういうわけですみません、よろしくお願いいたします。

あと、次の道路反射鏡なんですけれども、見ていると、交差点があって、右側のミラーはあるけれども左側がないとか、そういう何か反射鏡が多いんじゃないかなと思うんですよ。で、なんで右側だけしかついていないのかってすごく思うんですけれども、その辺ちょっと教えていただきたいなというふうに思っております。

次に、防犯灯、結構住民から要望があるんですけれども、もうちょっと予算をつけて、要望があるぐらいのやっぱり予算をつけていただきたいな

と思うんですけれども、その辺どのように思っているのかお願いいたします。

そして、最後なんですけれども、地域の力となる地域コミュニティセンター、私どもの地区もそうなんですけれども、町内会を脱会するというか入らない人が、住民が多いような傾向があると思うんですけれども、そういった自治会のほうの区長さんとかに相談の中でそういったことがないのか、また、それに向けての、町はどのように考えているのか。自治会に、町内会に入っていただけるような働きかけというのがなかなか、区長さんも班長さんもなかなか、入らない方に言えない。そこで、町としてはどのようなそういった方たちの、例えばアドバイスとかそういったものを考えているのか、その辺を教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬です。ご質問にお答えします。

鏡が右側しかないということなんですけれども、カーブミラーというのは車両が使うミラーという大前提になっておりますので、車両、左側に寄って止まる、通行するということで、右を右見せというような形になっております。で、それでも見えない場合には両側についているというような形が基本になっております。

〔何事か言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

防犯灯の予算をもう少しというようなご要望をいただいたところでございます。担当とすると、やはり要望が多いということは、やっぱり皆さんが求められているということを感じてはおりますので、本当につけられるところにつきましてはなるべくつけてあげたいなというような形での考えはございます。もちろん予算ですので、私どもだけのわがままで通じる話ではございませんので、やっぱりトータル的に、要望はしてまいりますが、全体的なところで落ち着くというところが最終的な予算になってしまいますので、その点に関しまして私たちも努力はさせていただきたいというふうには思いますけれども、全体的なバランスということでちょっとご理解いただければなというふうに思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根と申します。

地区コミュニティセンター事業の関係で、自治会訪問のところで、脱会等の課題がある自治会が多いのではないかというところです。

実際、訪問をさせていただいて、いろいろな区長さんとお話をさせていただくと、やはり役員が回ってくるから自治会をやめるであったりとか、場合によっては班ごとそっくりやめてしまうというような事例も聞いております。ただ、町として、じゃ、どうしてその人たちを引き止められるかというのは、なかなか町からお願いというか、命令というか、できるものではないので、ただ、自治会の、例えば活動、お祭りであったりとか清掃活動だったりとかそういった活動を、コロナで大分収まっちゃっているのをまず復活をするお手伝いをさせていただいて、地域ってこういう活動をしているんだったらという、その地域の魅力を上げるような、そんなことをアドバイスできたらなと思っています。で、中には、幾つかの自治会が合

同でお祭りをやっていたりとかというのが町内でも幾つかありますので、そういった事例なんかも共有をさせていただいて、単体では難しくても近隣の幾つかの自治会が一緒に何か事業をやればというような雰囲気づくりといいますか、そういったところの情報をどんどん出していきたいなというふうに考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　ご答弁ありがとうございます。

最後の地域の力というのは地域コミュニティセンター事業なんですけれども、町内会を脱会するというか、最初から宮代に引っ越してきてもう入らないという方が何か増えているし、これからも増えてくるような気がするんですよね。で、区長さんに、その入らないところに行って、入ってくださいと言っても、なんで入らなくちゃいけないのみたいな感じでなってくると思うんですよ。きっと、これ全国的な悩みなんじゃないかなと思うですけれども、やはりこの間も地元の人たちとお話しする中で、やっぱりその自治会に入らなきゃいけないというよりも入りたくなる、また、入らざるを得ないというわけじゃないですけれども、入るべきだとやっぱり個々に思うことが大事なことなので、その辺をやはり自治会ももちろん考えなきゃいけないと思うんですけれども、やっぱり町のほうでそのコミュニティ事業みたいなのがあるわけですから、その辺でこの町内会に入るというようなメリットみたいなのをやっぱり一緒に考えていくべきだと思うので、その辺もいろいろ調べてそういったことをアドバイスしていただけるように、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

多くいろいろと町民からの要望を代わりに聞いてきてくれというのもありますので、10個以上になると思いますけれどもよろしくお願いいたします。

忘れちゃう前に、先ほど前段の委員がおっしゃっていた防犯灯とかの関係で、要望のことが出ておりましたが、僕もいろんな、町民の頃からもそうなんですけれども、町に対しての要望とかはいろいろあるんですよね、町民が。ページじゃなくて、川野さんが先ほどおっしゃったところの確認ということなんですけれども、先ほどは防犯灯の例でありましたけれども、いろんなところがあります。で、僕は、そういうときには、あるんだったら匿名でもいいから役場のほうに連絡してくれといっても、やっぱり遠慮があってしない人がいる。ですから、この数に限らずですけれども、一つ、二つ以上要望があった場合には、背後に同じような思いがあるという方、先ほどの防犯灯の件も含めてですけれども、そのような気持ちでいていただきたいというのを、ちょっと忘れる前に伝えておきたいと思います。

で、ここからは、町民の方からまず何人かに聞いてきてくれと言われたのを先に列挙していきます。

まず、これ、私ももうずっと何年も前から言っているんですけれども、駅前の、これ、ほかの課にもわたるというような、当時いろいろ話をして聞いてはいる、この課だけではないことですけれども、禁煙条例、もしくは喫煙禁止条例を駅前西口……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、ページ数からお願いします、資料の。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい、入っていない事業なので、予算に入っていないので、入れてもらえるかということになります。

○委員長（土渕保美君）　それは、予算委員会なので。

○委員（佐藤将行君）　分かりました。

じゃ、今度から省きましょう。

じゃ、先ほどの73ページ、自治会のことが前段の委員からも出ておりましたが、自治会そのもの、どんどん減っているんだ、加入している人が減っているという意見もありますし、自治会そのものというのも、ここ数年ずっと聞いていて、もうある一定数を下回っちゃうと活動ができなくなってしまうという年配の高齢者の方からのご意見も聞いてはいるんですけれども、自治会そのものの減少状況というか、この３年ぐらいで構いませんので、毎年どれくらい、３年前これくらい、２年前これくらいで、昨年はこれくらいというふうな形で減少状況について、また、事実上活動していない自治会の状況等について教えていただきたいと思います。特に、これ、知り合いの知り合いの方なんですけれども、自治会をやめることによって広報「みやしろ」も来なくなる、それで、わざわざ役場とかに歩いていって取りに行くということも聞いておるものですから、ここのところはちょっとお尋ねいたします。

次に、進修館の、97あたりになるのかな、進修館の運用のところにも関わってくるので、ちょっとこれも一般質問と言われるかもしれませんが、歳入歳出にも関わってくるところと予算に係ってくることなので、もしもずれていたら止めていただいても結構です。その場合は個別にいきますけれども、特に小ホール、議場ですね、我々の使っている、そこのところが、議会のときには土日であっても使えないというところがさんざん何年も前から言われておりまして、ここのところ土日とか使っていないときに使えるようにすれば、進修館のほう、町のほうの歳入という形になるのですけれども、そこのところはどのように町民生活課のほうでも考えていらっしゃるのかというところをお尋ねいたしたいと思います。

また、これは、85ページですね、市民参加推進・評価委員会だったかなというものがあります。これは皆さんあまりなじみないかもしれませんが、数年間、一昨年ぐらいまでは、ほとんど募集もろくにしないで活動が止まっていたにもかかわらず、いろんな審議会等の根幹をなす重要な委員会であったところを、一昨年の頃に私が働きかけて、ほかにも何人もメンバーになって動き出しました。ところが、数年間活動が止まっていたものですから、そこのところを、発表とか報告とか会議がなされていなかったところをきちんとやらなければならないのに、その開催が、当初は企画財政課が実はやっていたのが、昨年度、町民生活課のほうに急に移ったものですから、町民生活課の方、ノウハウないところでやって大変なのは分かりますけれども、きちんとその辺がやられていないというところを、今年その分をカバーするのかどうかの、この報酬とか、昨年ベースでこれは、金額増減ないですから、11万5,000円とか委員の費用弁償11万1,000円とか書いてありますけれども、これだとその足りなかった分を反映していないのではないかというふうな疑問等が出てきていたものですから、その辺をお尋ねしたいと思います。

次に、95ページの防犯対策のほうですね。これ、先日の本会議のほうでもいろいろと出ていたのですが、これ総務文教委員会の資料のほうでも、備蓄のほうで23、24、ごめんなさい、総務文教委員会のピンクの表紙の資料の23、24のところに、防災備品の備蓄状況について、防災倉庫、次のペー

ジは防災備蓄室というところで出ております。まず、これ２万1,000円だったかな、7,000円掛ける３食掛けで２万1,000円とかっていうふうな、１日分の想定する１日分という話は先日お伺いしましたが、この7,000人避難者のことを想定しているというのは分かるんですけれども、そもそもこれはどれくらいの震度であるなり何なりを想定したところなんでしょうか。例えば、これ震度６で想定したんだよとなると、震度７の場合はもっと多くなるということは、これ自明なことなんですけれども、その算出する基となる震度と防災の規模が分からないと、この備蓄の数も含めて、全て考え直すというか修正が必要になってくるというところが、まず大枠のところでありますので、想定震度につきましてお尋ねしたいと思います。

また、ここのページのところで、ほかにもいろんなものが場所によっては、例えば進修館で生理用品がゼロだとか、隣のページでも、次のページでも、粉ミルクが、須賀中、百間中、ゼロだとかそういうところがあって、ゼロというのがあるのが、ちょっとどういう基準というか、たまたま入替えの時期なので、それでもまずいんですけれども、防災の観点からは、ゼロというのが出てくるのがちょっと気になったものですから、ここもお尋ねいたします。

また、ちょっとこの前から担当の方とも何度もお話しさせていただいているんですけれども、廃棄すると言われている粉ミルク、お尋ねしたら、１年半から２年が消費期限という形のことはお聞きしました。で、それで捨ててしまっているという現状があるのを、例えば１年単位でローテーションして、町の保育園とかに配る、個人の方に与えると、日付を気にしないでやって何か問題が起こったときに大変ですから、そういうような公的なところに回すことによって、捨てるよりもまだましな有効活用をしていってはどうかというところの提案もさせていただいたりとかして、今後、課のほうでも考えるとおっしゃっていましたけれども……

〔何事か言う人あり〕

○委員（佐藤将行君）　だから、そこのところは止まっているから、その先のことを言っている。

手を挙げてから言ってください。

人の取っているんじゃないですよ。細かくやっていない、突っ込んでいないから言っているんですよ。一々文句つけないでください。しかも手を挙げてから言ってください。がたがたぬかさないでください、そんなこと。

○委員長（土渕保美君）　ご静粛にお願いします。

○委員（佐藤将行君）　僕に言うんじゃなくて合川委員に言ってくださいね。

そこのところの有効活用のところは、この前のときには、アルファ米の味がどうのこうのとかそういうのは出てきましたけれども、そういうのよりもっと大切なところですので、そこのところを、今の時点で構いませんので、どのように考えていらっしゃるのかというところについて、分かる範囲で結構ですのでお答え願います。

また、同じような防災に関してですけれども、前段の委員でも多少は出ましたけれども、ＡＥＤ、除細動についてですけれども、まず、僕のほうのちょっと調べが甘かったらごめんなさい。まず、除細動の講習というのは、どのような頻度でどんな感じでやられて……

〔何事か言う人あり〕

○委員（佐藤将行君）　私たちの予算書43ページがメインになってくると、ごめんなさい、ページ数、先に言わないで、メインになってくると思いますけれども、ちょっと43なのかどうかというのはちょっと分からなくて申し訳ないんですけれども、

除細動に関して、まず、講習がどうなのか。やっているのか、やっていないのか。やっているとしてどのような形になっているのか。また、除細動に関して、私も昔、講習を受けたことありますけれども、例えば学校とか、学生、中学生、小学生とかに対して体験とか、こんなのがあるんだよとかも含めて、学習という形も含めて、どのようになっているのかというのが一つあります。また、除細動の設置につきまして、これ、昨年の９月30日に、さいたま市は全部学校の門のところに置いて、学校が開いていないときでも地域の人が何かあったときに使えるようにというふうにやっていたという記事が出ておりました。また、今年の２月19日には船橋市も似たようなことをやっているということがありました。うちの町でもこのようなことを、これ教育推進課のほうとの連携も、それこそ横ぐしですけれども、必要になってくると思いますけれども、このようなところはどのようにお考えなのかというところです。

あと、先ほど、どこにあるか分からないというところ、これ、以前から髙林さんたちともお話しさせてはいただいているんですけれども、これ、飯能市か何かでやっていたところのまねっこになってしまって申し訳ないんですけれども、宮代町の場合だと、先ほどご提示いただきました、お示しいただきました防災のハザートマップ、黄色い大きいやつ、髙林さんが今お持ちになっていらっしゃいますけれども、そこのところにＡＥＤの場所も落とし込むということによって、何かあったときにそのハザードマップを見れば、何かしらのが、その取っかかりがあるというふうな形にできるのではないかということを提案させていただいて、で、次の改訂のときまでのときにはそれを反映させようかという話になっていたのは、そこで止まっているのは覚えているんですけれども、次の改訂をいつ頃を想定しているのかということについてお尋ねいたします。今年のはちょっと予算書見ても出ていなかったから、今年度ではないんだろうなと思っておりますので、お尋ねいたします。

次、あと、これも防災にはなりますけれども、私たちの予算書の61ページになると思いますけれども、先ほどから何度か前段の委員からも出ていました防災倉庫に関しまして、そもそも防災倉庫、例えば進修館のところにもありますけれども、あと分教場のところもあります。特に進修館のところは、数年前に台風19号のときは、被害はあったのかどうかというところ、ちょっと私も分からないのでお聞きしたいと思います。先日、防災倉庫ではないんですけれども、中島地区のほうに視察に行ったときに、50センチでもう水がつかってしまう、だからそこの対策をしなきゃというのは質問したら答えていただいたんですけれども、防災倉庫、町の全部のところに関しまして、これは当てはまるとは思うんですけれども、現実的な想定でも構いませんけれども、そのときにつかってしまうようであると、いろいろなものが使えなくなってしまったりとかというのは容易に想定できるところですから、そこのところを担当課としてどのようにお考えなのかというところをお聞きしたいと思います。

それと、96、97ページの防災・防犯マスター講座と書いてあるのが目についたんですけれども、これ、全然僕分からないで非常に恐縮なので、これ、どのようなものなのか。また、どのような効果があるのか等々につきまして、ちょっとお尋ねしたいと思います。

防災関係はそんなところですね。

次、97ページ、予算書のほうになると思いますが、進修館の、私たちの予算書のは58ページが一

応関係してくるところでありますけれども、指定管理者等の問題になります。これ、一般質問でも多少はしたんですけれども、結論が出ないというか中途半端になってしまったので、改めてお尋ねしますが、私が伝えていないところもあります。一般質問でも言ったように、レクサスの問題が指定管理者の代表の息子さんの友達が半年にかけて置きっ放しにして、ペナルティーもなく何のおとがめなしということがあったということは皆さんご承知のとおりだと思いますが、指定管理者に関しましては、毎年度毎年度モニタリング、期末モニタリングというのがあるのは担当課の方はご存じだと思いますが、その当該年度の指定管理者のモニタリングにこのことは書いていないというところはありますけれども、そうなってくると、次に選定するときに、マイナスのところが出ていないで選定するという形になったりとかという問題があるところについてはどのようにお考えなのかというところをお尋ねします。

先ほど忘れてしまいました、これはページ数ではないんですけれども、大切なところなので、防災のほう、お尋ねします。

激甚災害対策に対してのタイムライン、先ほどマイタイムラインでしたっけ、各ご家庭のことをおっしゃっていましたけれども、そもそも鬼怒川での昔の川の氾濫とかその辺を受けまして、熊本県の球磨川もそうですけれども、国交省のほうで大規模なこれまでの災害を超えるような激甚災害というのが起こっているから、それに基づいて72時間のタイムラインというのをつくるというのがあって、これ議会事務局長の押田さんたちが、町民生活課にいるときにも聞いたことではあるんですけれども、当時はその激甚タイムラインに基づいてのがまだ不備であった、また、年に１回の避難訓練というのも、やるとは書いてあったけどやっていなかったというのが２年続いていたとなっていましたけれども、その後、どのように改善されたのかということについてお尋ねいたします。

あとは、先ほどのところに戻りまして、進修館の駐車場、先ほどこの午前中のが終わって午後に入るときに、駐車場の区画の、20台増えて81台になりますよというのをいただき、ありがとうございました。確かに止める台数は増えます。その分予算かけて増えるのは分かってはいるんですけれども、同時に、不当に、よくいますけれども、駅に向かう人とかそういう人たちの不当に止める人によって、本来用事があって止めたい人が止められないという状況は、このままでは変わらない。これに対して、数年前から、駐輪場に関しては、１週間止めていたら保管料とか撤去料で2,000円とかというのがあるんですけれども、なぜか駐車場に関してはそれはない。ですから、駐車場の管理規則なり何なり、条例なりというふうな形を取らなければ、それは今のところ名分のほうがないからできないということは、数年前にもう既に言っていたんだけれども、その後、一向に動きがない。議会のほうで議員立法でも何でも条例つくるという方法もありますけれども、執行部の担当課のほうとしてはどのように考えているのかというところをお尋ねしたいと思います。

取りあえずこれで大丈夫かな。あと、91ページ、町営駐輪場のことが書いてあります。これは姫宮とか、あと和戸のことを特に書いてあるんだと思いますけれども、これ、以前も町民として窓口でも聞いたことあるんですけれども、費用対効果はどのような形になっているんでしょうか。いろんな工事とか修繕とかというのは、いろいろ町のほうでやっているのは当然承知しています。あと、シルバーさん使ったりとかして人件費もかかっているのは分かりますけれども、別なところでも申

し上げたとおり、ある意味で民業圧迫になるというような、これ一般質問でも申し上げたかもしれませんけれども、町営駐輪場の費用対効果がそれほどでもないのであれば、ちょっといろいろと考えなければならないのではないかと。これ、同様のことは、放置自転車が去年のちょうど丸１年ぐらい前、２月ぐらいまでは進修館のところに集めていたのを、あんな一等地に置くのはおかしいんじゃないかと散々数年言って、場所を変えたという経緯はありましたけれども、費用の概念が、概念というか考えが、どうも抜け落ちてやっているような事業が多々見受けられるものですから、少なくても今の町営駐輪場の費用対効果に関しまして、担当課のお考えをお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

再開は２時15分といたします。

休憩　午後　２時００分

再開　午後　２時１３分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

答弁お願いいたします。

主幹。

○町民生活課主幹（関根雅治君）　地域振興担当主幹、関根と申します。

地域振興関係の質問について、順次お答えさせていただきます。

まず、１点目、地域コミュニティ活性化事業の自治会の減少状況ということでよろしかったでしょうか。自治会につきましては、ここ過去３年、４年、自治会の減少はございません。で、活動が止まっている自治会というところでも、先ほど説明させていただいた豊かな地域づくり推進事業費補助金、全76地区に交付させていただいておりまして、年度末に全地区から実績報告いただいていますので、活動が休止しているという自治会はないと捉えております。

次に、進修館の小ホールの議場の関係ですかね、土日の開放、歳入の関係もあるということのご質問だと思います。進修館の小ホールの利用料につきましては、指定管理者の収入になりますので、町のほうの歳入には直接は入ってきません。で、また、開館当初から小ホールと呼んでいますが、基本的には議場ということで、議会で使っていないときには町民の方に開放するというのが小ホールということになっておりますので、会期中の土日の開放については、現在のところ、担当としては考えておりません。

続いて、進修館のモニタリングの結果ということで、委員のほうからありましたレクサスというお話がありましたが、セルシオですね。止まっていたのはセルシオということで、で、こちらにつきまして、駐車場についても駐輪場と同じように条例であったりとか、罰金といいますか、お金だったりとかという話ですが、こちらにつきましては、進修館の駐車場も役場の駐車場と兼ねております。で、あくまでも駐輪場のような用途ではなく、利用者が使う駐車場ということになっていますので、駐輪場と同じような罰則というか、そういう条例等の制定については、現在のところ考えておりません。

あと、モニタリングのことについてですね。こちらについては、事案が発生した時点で町のほうに報告をいただいて、で、一緒に対応していたということで、一方的に指定管理者の瑕疵があったということでは評価をしておりませんので、モニタリングの結果には載せていないということになります。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○地域振興担当主査（加藤正久君）　地域振興担当主査の加藤でございます。

予算書84ページ、85ページの市民参加推進事業でございます。

こちら、委員の質問で、過去３年間、令和元年から３年度の間、公募の委員を募集したところ、委員が一人も募集がなかったということで、３年間実施した実績がなかった件についてでございます。こちらについては、市民参加推進評価委員会というのは、市民参加で行われた審議会について、１年間市民と一緒に評価をさせていただくという機関でございまして、３年間は実際に町のほうの実績ということで、市民の目に触れた評価は残念ながら出せなかったということになります。ただ、令和５年度からは、委員さんを６名募集していまして、その中で推進評価委員会のほうを開催しておりますので、令和４年度の実績については評価検証をいただきまして、委員会でご審議いただいた結果については議事録のほうと、評価検討結果についてはホームページで公表させていただいているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁お願いします。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井でございます。

私に関しては、危機管理のほうの、防災とかそちらのほうに関してちょっとお話をさせていただければと思います。

まず、予算書の94、95ですね、あと、私たちの予算書の43ページですね、みんなで備える防災力の強化促進に関することだと思われます。

防災計画の中での設定される地震等の規模についてでございます。こちらにつきましては、茨城県南部地震を想定しておりまして、震度のほうは６弱を想定した中で地域防災計画のほうを検討させていただいております。

また、委員会資料の23、24ページにございました備蓄品の数で、実際ゼロのところがあるというところについての考え方でございます。これにつきましては、委員もちょっとお話しいただきましたが、私たちのほうで、やはり私が能登から帰ってきたという部分もございますし、実際避難所開設訓練の、今年開催させていただいた中で、職員のほうからも、備蓄品もそうですけれども、食べ物以外のものについても、場所の在り方だとか個数だとかという形での疑問をいろいろ投げかけられた中で、今現在その見直し、それと配置換えを行っているような状況でございます。

あと、私たちでこれは抜けていたと言っては失礼なんですけれども、特に食べ物なんかは箱で納品されてしまう部分がありますので、何個という話になると、それをばらしてということで、すみません、私たちが横着してやっていなかったという部分もございますので、そういう点でゼロになってしまっているというところが実際あるのではないかなというふうに判断しております。ですので、備蓄倉庫に対して、必ず１個以上は備蓄するような形のものを改めて算出しまして、で、備蓄品の再検討というものを今年度末からもう既に始めておりますので、ここをちょっともう少し見ていただいて、改めてお出しさせていただいたときに、またご意見等いただければというふうに考えておりますので、ご理解よろしくお願いいたします。

それと、粉ミルクですかね、液体ミルクも含めてですけれども、廃棄につきまして、ありがとう

ございます。私どももやっぱり廃棄というものはすごく心苦しい点でもございますし、ミルクに限らずですけれども、ローテーションが必要な、特に備蓄食料につきましては、廃棄がないような形でいろいろな方法をちょっと考えていきたいというふうに思いますので、こう言い方は失礼かもしれませんけれども、もしいいアドバイスがあればご助言いただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

それと、今度は、私たちの予算書43ページ、ＡＥＤの関係です。

ＡＥＤのところにつきましては、実際にほかの市町村で学校の外に設置しているところもあるというようなお話をいただきました。私も新聞やニュースのほうで拝見はさせていただいておりますが、町のほうでまだそこまで準備が進んでおりませんので、これは、申し訳ありません、勉強させていただくという形で、なるべく前向きには検討したいと思いますが、少しお時間いただければというふうに思います。

あと、このＡＥＤの講習に関してなんですけれども、まず、職員に関しましては、４年に１回、全職員を対象に宮代消防署のほうでＡＥＤ講習会のほうを受けさせていただきまして、普通救命講師の１というものの取得証というのを皆さん持っているような状態でございます。もちろん入った年が違いますので、毎年４年ごとの更新、更新という形で、ここにいる職員全部持っているような状態でございます。また、学校に関しては、すみません、直接把握はしていないんですが、私どもの主催するということでありますと、地域防災訓練の中で、女性消防団のほうに特にご協力いただいているんですけれども、そちらの救急講習のほう、一緒にＡＥＤを使った講習のほうを学んでいただくという機会を設けさせていただいておりますので、そういうところで実際使っていただく。あとは、私たちども、自主防災会の訓練とかに行かせていただくんですけれども、そこのほうに消防署とかが出向いて、実際一緒に訓練しているというのも見ておりますので、そういう機会を使って実技というのを体験いただければなというふうに思っております。

それと、防災倉庫、台風19号のときに被害があったかという話なんですけれども、実際のところはありませんでした。ただ、下はなかったんですけれども、雨漏りのほうがあったようで、なので、やはりそろそろ寿命がきているのかなというところで、ちょうどと言ったら怒られちゃうんですけれども、雨漏りがあったのがその進修館の倉庫でしたので、今回でちょっと切り替えさせていただいて、ちゃんとしたものにしていくというふうな形にさせていただければというふうに思っております。

あと、防災・防犯マスター講座、これの内容と効果なんですけれども、こちらにつきましては、毎年自主防災会、広報にもお出ししているんですけれども、自主防災会さんのほうから通じて、要は防災と防犯の知識を蓄えていこうというのが大きなメインでございます。こちらのほうの講義のほう、開催させていただきまして、実際に埼玉県の自主防災組織のリーダーの資格を持っている方ですとか、あとは、実際には、消防署の方との実技ですとか、あとは、耐震というところで考えると、埼玉県の越谷建築安全センターの職員の方だとかを講師に、警察の方ももちろんですけれども、招きまして、おのおの防災、防犯、あとはそういった耐震ですとか、実際の実技というものについての講義形式のものを基本的には学んでいただいて、できればそれを地域に持って帰っていただいて、それを還元いただければ、徐々に裾野が広が

っていくであろうということで毎年開催させていただいているようなものでございます。基本的には、お金をかからず参加いただきまして、最終的には、ある一定の、何ていうんですか、出席率があれば修了証というのを発行させていただきまして、地区に帰っていろいろお願いしますというような形、特に自主防災のほうの活動のほうがメインになるとは思うんですけれども、そちらで活躍いただきたいという形でお話をさせていただいております。

発展的な話ですけれども、中にはそこからその防災とかに興味を持って防災士を取られる方もいらっしゃいますし、あとは、さっき言ったインストラクターだとか、県のほうの研修のほうに出てインストラクターを取って、今度は逆に講師として帰ってくるという方も過去にはいらっしゃいましたので、そのような形で裾野を広げていくという意味で毎年実施させていただいているものでございます。

それと、激甚災害時のタイムラインの関係なんですけれども、こちらにつきましては、委員のご指摘、当時いただいたときに、担当の者からも確認しましたが、一応町のオリジナルのタイムラインのほう、作成させていただいております。で、もちろんそれに基づきまして、毎年庁舎の中での防災訓練と避難訓練、こういうのも実施させていただきまして、一応対応するような形での準備は整えているというのが実際の現状でございます。

あと、ＡＥＤの配置のところをハザードマップ等に落とし込んではというようなご提案をいただきました。ありがとうございます。私どもも、それも有効の一つかなというふうに考えておりますので、今後ちょっと考えさせていただければなと思います。ただ、ちょっと私も新聞でかじった程度なんですけれども、ハザードマップにいろいろ情報を入れ込み過ぎるのもよくないというような国の、何か指摘というんですかね、指導もあったようなので、そこは改めて実際に何が必要なのかというのを見直した中で、ちょうど改訂時期にはそれを踏まえてちょっとリニューアルしたいなと思っています。

で、実際、改訂時期なんですけれども、現在、既存であるハザードマップの在庫がまだ4,000部ございますので、常に１日100部ずつ出ているとかそういう話ではありませんので、ある程度の在庫数がもうちょっとでなくなるなというところでは、予算等を取らせていただいて、で、それに合わせてリニューアルしていくというような形で考えていきたいなというふうに思っております。ただ、大幅な見直しがない限りは、あまり大きな変更はないかなというふうには思いますけれども、少なからず見やすい形にはしていきたいなというふうに思いますので、時期のほうは、すみません、ちょっとお預けさせていただければと思います。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬です。

私たちの予算書60ページ、予算書90ページ、91ページ、自転車駐輪場の関係のご質問にお答えいたします。

費用対効果について考えているのかというようなご質問であったと捉えております。今年度の見込みの予算では、収入で大体538万円。私たちの予算書のほうで記載させていただいておりますとおり、有料駐輪場の管理運営では672万円ということで、出のほうが多いような状況になっております。ですので、なかなか駐輪場の運営で黒字決算を出してというようなところまでは、ちょっと

なかなか難しい状況になっております。主な費用の管理費では、シルバー人材センターさんへの委託料が年々人件費の高騰に合わせまして高くなってきているような状況でございます。

駐輪場の設置につきましては、宮代町自転車駐輪場条例というものを設置しておりまして、この中で、自転車等の利用者の利便性に供することにより、自転車等の放置及び盗難を防止し、良好な交通環境と都市の美観を確保するため、宮代町自転車駐輪場を設置するということで、町内、姫宮駅前と和戸駅に有料の駐輪場、あと、姫宮と進修館脇、あと、和戸交差点の近くに無料の駐輪場を設置をさせていただいているところでございます。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　ここで、改めまして、注意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず発言する前には挙手をして、委員長の許可を受けてから発言をお願いいたします。勝手に暴言等を吐かないようにお願いいたします。また皆様にお願いいたします。

また、質疑に対しましては、要望等、また、思いがたくさん籠っていて、どこが質疑だか分からないというちょっと執行部からの意見がございましたので、端的にお願いいたします。

引き続きお願いします。

質疑、佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　再質問させていただきます。

ご答弁どうもありがとうございました。

まず、自治会のほうから順番に再質問させていただきます。

休止はないということだったので、私がそのように聞いたのがその人の勘違いかどうか分からないですけれども、休止というか、潰れていないけれども実態が事実上動けていないという形なのかもしれないけれども、そのような形で聞いたもので、間違っていたらごめんなさいという形です。

次に、進修館の指定管理のことですが、基本は議場というふうにご回答、ご答弁いただきましたが、そうはいっても、あと、指定管理の収入になってしまうというところはありますが、これ、もう何年も何人にも言われているんですけれども、やっぱり２階から中が開いているの、見えちゃうわけですよね、下からも、隙間からとか。で、使っていないのに何なんだとか、あと、平日、調査日、議員としての調査日のときも使っていないというふうなのがあるので、使わせてくれないのかというのは、もう本当に何人もずっと言われていて、何とかできないかというのは聞いています。で、こちらのほうで、今のところ基本は議場だから考えていないというところがございました。ただ、これ、なぜできないのかというのもいろいろ聞いていて、重い机とか椅子とか、このセッティングが大変だからというのも承知はしております。

で、例えば、議場だから場合によってはキャンセルすることになるというのを前提で予約を受けたりとか、その分半額にするとか、例えばですよ、それとか、そこのテーブルを子供議会みたいな感じでもいいですけれども、そこを逆に使って、それを使うの前提だったりとか、そのままでも構わないという人だけに貸すとかという条件をつけてやることもできなくはないと思いますので、課内等のほかのところとも連携していると案を何とか町民から不満が出ないようなことを検討していただければいいのではないかと思っております。

次に、私が、ごめんなさい、セルシオとレクサス間違ってしまいましたけれども、モニタリングの件ですね。駐車場に関しての、これ、役場との兼用なんて考えていないというふうなご答弁いただきましたが、あくまでも、これ、１日単位であればそれは分かるんですけれども、今回のように

半年も止めているとなると、役場にも用事があるとかそういうふうなレベルでは全然ないわけなんですよね。これは異例な例だというふうに言われればそれまでかもしれませんけれども、そういう表を皆さんに配っておりませんけれども、進修館のほうでは把握しておりますＭＣＡかな、コロナ禍のときには、もう止められないで、僕も実際に本当に見たんですけれども、年配の方は止められないで、いっぱいだから、で、どこかに行って歩いてきたというご夫婦の方も見たりとかしておりまして、聞いてみたら有料駐車場に置いてきたと。その１台がなければ、少なくとも、その人かどうかは別として、置けるというのは明らかなものですから、そういうところも考えて、町民間の平等、今は不平等な形になっておりますので、そういった観点で一方的な瑕疵ではないということもおっしゃっていましたが、少なくとも指定管理者としての業務としては、これは瑕疵なんですと思われますので、そこのところ再検討のほうをよろしくお願いいたします。

次に、83、84ページの推進評価委員のことですけれども、これ、細かくなって申し訳ないんですけれども、市民参加条例だったかな、宮代町市民参加条例の23条にこれは記載してあって、町民生活課に移ってまだ間もないですから、企画財政課のほうでこれは把握していると思うんですけれども、まず、先ほど加藤さんがおっしゃった２年、３年と募集しても応募がなかったというのは、応募の仕方を、これは企画財政課も認めているところで、前年度、Ａという方法でやって駄目だった。そうしたら、工夫してもっと来るようにというふうに通常考えるものなのが、また同じＡでやった。で、また来なかった。で、またＡでやったというふうな形で来なかったというのが実態です。で、23条のほうになりますと、町が必要と認める事項とか、あと、町はこの規定に基づき推進評価委員会において検討されて、内容については町の見解を含めて分かりやすく公表するものとすると。推進評価委員会を一定のものに関しては、町としては推進評価委員会のほうを通すというか、そのような立てつけになっているんですが、その当時は、推進評価委員会自体がなかったから、本来通すべきであったものも、推進評価委員会諮るべきだったものも、数年にわたってスルーされてしまった。これは、第１回のとき僕も推進評価委員会委員でしたから申し上げたんで、これは加藤さんたち、現在の課ではなくて、企画財政課のときでありますけれども、ですから、その推進評価委員会がなかった時期、本来であったら推進評価委員会に諮るべきことをきちんと遡って、形だけでもいいからやるべきだというところがスルーされているというふうな趣旨のことを申し上げたのであって、推進評価委員会の活動がなかったとかいうところとはちょっと的外れなので、そこのところの見識をちょっとベースを変えてご回答をお願いしたいと思います。

次に、防災関係のほうに移らせていただきます。

94ページ、95ページの、先ほど私が想定震度のことをお尋ねしたところ、茨城の南部地震を想定して６弱というふうなご答弁いただきました。ご回答いただきました。それはそれで、６弱だからこのような備蓄品の数になるんだなというのは了解いたしました。ただ、昨今、特に千葉のほうでスローのずれているのとかいろいろなのが想定されるわけですよね、関東大震災的なのも。そうすると、６強、もしくは７というのも絶対ないとはいえないんですよね。で、それに合わせろというのじゃなくて、まず、６強や７の場合だったら、じゃ、どうなのかというふうなのも課として想定しているのかというところが、先ほどの追加で出

てくるかなと思って聞いていたらなかったものですから、教えていただきたいと思います。

また、新井さんが能登のほうに行かれて、大変ご苦労されてお疲れさまでしたというところですけれども、能登で、津波があったところは別ですけれども、そうじゃないところで、川の近辺とかそういうところで防災倉庫が、やはり水が浸ったとかそういうふうな状況があったりとか、防災倉庫の地震において、防災倉庫自体が潰れちゃったというのもあるかもしれませんけれども、分かりませんけれども、そこのところで新井さんの分かる範囲でのところを宮代町の防災倉庫等に当てはめていっていただける点があるのかどうかというところですね。

次に、ＡＥＤのことに移らせていただきます。先ほど、学校のほうにも今後の課題的な感じで検討するような形で、あとは、学校での児童生徒に対してのことも言及がありましたが、僕が考えているのは、特に小学生の児童等は、実際に除細動を扱うというか、それを取り組むのではなくても、こういったときにこういうものがあるんだよ的な感じで、啓発的な、教育的な観点でまず知らせる。で、これも変な話なんですけれども、ちゃんと地図とかあればいいんですけれども、こういうものがあるというのを１回通すと、児童のほうが、何かあったときに、あ、この近くはあそこにあるよとかというふうなのを、かえって大人なんかよりも知っている可能性もありますので、そういうのも含めてＡＥＤ、除細動というものが、児童とか中学生の生徒とかにも、もっと今まで以上に身近になるような仕掛けというか、そのような形のをご検討いただけたらと思っております。先ほどのご答弁を伺って、そのように思いました。

で、防災倉庫の雨漏りの件ですけれども、ちなみに、これ、進修館の防災倉庫は何年たったのかというところがまず問題になってきて、要するに、この狭い宮代町ですから、大体雨によってそのような雨漏り、腐食が起こると思いますので、これを基準に、これよりも古いところはより危ないなとかって目安が分かると思いますので、そこのところの、特に進修館のは何年なのかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。また、そのときの、できれば置いていたものの汚染状況というか被災状況というのが、分かればで結構です、これは無理にやりません。

あと、この次に、先ほどの災害の防災72時間のタイムラインの件、ご回答もいただきました。で、国のほうのいろいろ盛り込むとかいてというのも、それも僕も何か、あれは国交省だったかな、で読んだ記憶はございます。で、改定時期のほうも、4,000部残っているのでまだ未定で、それはもうそれを廃棄してまでつくるというのは、窓口でも申し上げました、そんな必要はないと思っております。ただ、例えば、紙のほうはそういうふうになるけれども、先履行的に、先にホームページのほうで、例えば、クリックすればまずＡＥＤだけがどこにばっと出るとかというふうなので、実験的にやるというのはいいかな、これは一つの提案という形で捉えていただいて結構ですけれども、また何かアイデア出たら窓口のほうで申し上げますけれども、そのような形も含めて、内部でも検討していただけたらと思っております。起こってからじゃ遅いですから、これはできるだけ早めのほうがいいかなと思っております。

最後になりますかね、私たちの予算書60ページ、予算書の96と書いてあるのか、ごめんなさい、自分の字が下手で、駐輪場の費用対効果、これ、自転車対策事業、60ページの上のほうに出ていますけれども、私たちの予算書。これ、いろいろ駐輪場の使用料とか、シルバーさん、その辺のがいろ

いろ入っているのは承知しておりますけれども、特にあそこの土地がどうなっているのか。少なくとも、進修館の土地、あれは借りている土地で、３年契約で４筆ぐらいに分かれているのかな、４筆ぐらいに、というのは分かっているんですけれども、ちょっと和戸と姫宮のほうは分かってはいませんけれども、土地代のことがちょっと出ていない、資産台帳見れば分かるのかもしれませんけれども、トータルでそういうのも含めて、この事業に関してかかった費用と歳入というか収入というふうに見ないと、それが抜けていて、土地代が入っていない状況で赤字になったら、さらにその赤字幅は大きくなるという形になると思います。赤字だからすぐにやめるとかそういう話ではなくて、やはり赤字でもやらなきゃならないことは行政としてはやるというのは分かりますけれども、ただ、自転車に関しては、駐輪場に関しては、やはり民業圧迫的なところも全くないとは言えませんので、その辺をちょっと、特に土地代が入っているのかどうか。入っているとしたら、それは町で所有している土地なのか、それとも進修館の駐車場、駐輪場みたいに借りている土地なのかというところをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○地域振興担当主査（加藤正久君）　地域振興担当、加藤と申します。

市民参加推進評価委委員会の中で、佐藤委員の言われた令和元年から３年間の評価検証がなされていないのではないかということでご質問がございました。

前回、昨年行われました令和５年度第１回市民参加推進評価委員会の中で、過去３年間の実績につきましては、前任の企画財政課職員の担当職員同席の下、委員会には諮ってご説明をさせていただいた内容で了承を得ていますので、これ以上過去３年間の評価については、担当課としては考えてございませんので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井です。

危機管理の関係で、ちょっとまたお答えさせていただきます。

まず、予算書94ページ、95ページの防災活動事業に関してです。町の地域防災計画のほうで茨城南部沖地震の６弱のほうを想定させていただいているという中ですが、もちろんそれ以上の震度がある以上は、それ以上の被害があるような災害が起こるかもしれないというのは、これはもちろんという話だとは思います。ただ、実際町のほうで、それ以上のものについて具体的に、例えば行動計画ですとか、地域防災計画のようなある程度の計画が立てているかというと、実際のところ立てていないのが現状でございます。昨今のその災害の発生状況というんですかね、特に、直下型みたいなものに関しては、やはりそれ以上のものが、被害が想定されるという部分もございますので、その点につきましては、細かくというのもあれですけれども、念には念を入れた計画という形で、いろいろな形で、その都度見直すという形での対応策を取っていきながら、安全な計画ができればなというふうに考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

それと、私ごとのお話をいただきました。能登半島での防災倉庫の被災状況というか、状況なんですけれども、ごめんなさい、私も実際ちょっと動ける時間がなかったもので、自分がいた避難所

の防災倉庫しか分からないんですけれども、私がいたところは徳田地区コミュニティセンターというところだったんですが、こちらのほうでの防災倉庫での被災というのはなかったです。比較的、七尾市でも南のほうにあったというところで、七尾市の北の和倉温泉ですとか、あっちのほうほどひどくはなかったのでというふうに解釈しております。ただ、聞くところによると、やっぱり防災倉庫が開かなくなったというのは聞いてはいないんですけれども、やっぱり一緒に被災してしまうという可能性はかなり高いという話は伺っていますので、そういうところに関してはどういう対応をしていくかなかなか微妙ですけれども、さっきの水の話ではないですけれども、想定できるものについてはある程度想定した中で設置していくというのがベターなのかなというふうに考えております。

あと、ちょっと順番飛んでしまうんですが、進修館の防災倉庫の設置年数というお話いただきました。これは平成３年に実際設置しております。町の防災倉庫が大体平成２年から５年ぐらいの間に設置しているというふうな状況がありますので、おのずともう、私、すみません、20年と言いました、30年たっているようなものです。幾らコンテナのものであるといっても、30年たつと、やっぱり必ずがたがきたりしますので、そこら辺は、今回の進修館をきっかけに、ある程度やっぱり防災倉庫の入替えというか点検、メンテナンスも少し考えなければならないのかなというのをこれからちょっと考えていくような形で検討していきたいというふうに思っております。

それと、ＡＥＤの周知の方法、ありがとうございます。私どもも、やはり周知していくというのがまず私たちの仕事だと思っていますので、それが誰にでも、どこにでも分かるような形で、見られるようなという努力をさせていただければというふうに思いますので、こういうのをやったほうがいいんじゃないのというような提案がありましたら、またご指導いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

あと、そういう情報のホームページの先行配信、ごもっともだと思いますので、できる限りの範囲で、なるべく早めにできるのであればちょっとホームページで周知するような形での対策は取っていきたいというふうに思いますので、いろいろご指導いただければと思います。よろしくお願いします。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当、長瀬でございます。

私たちの予算書60ページ、予算書90ページ、91ページ、⑶自転車対策事業、こちらの駐輪場の状況の、借地の状況について回答したいと思います。

借地になっておりますのは、姫宮の東口、あと、進修館の無料駐輪場、あと、和戸の第２駐輪場という、この３か所がまず借地になっております。あと、プラスで、姫宮の西口の駐輪場の中でも、事務所の部分につきましては、借地という形になっております。有料でお貸ししている和戸、姫宮の駐輪場の多くの面積につきましては、町の土地となっております。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

忘れる前に、逆になっちゃいますけど、駐輪場の件から先に長瀬さんのほうにお尋ねさせていた

だきます。

借地が姫宮の東と和戸２、進修館で、姫宮の西の事務所の部分が借地だということを今教えていただきましたけれども、そうなりますと、その地代の部分がこの事業の部分に入っていないという形になりますよね。そうなってくると、赤字幅、やはりもうちょっと広がってくる。また、進修館に関しましては、無償のところですから、その分が丸々というふうな形になるのは分かるんですけれども、これも先ほどの多分、新井さんがおっしゃったのかな、ちょっと忘れましたけれども、駐車場のところと同じに、役場の利用者も使うというところも入っているでしょうから、そこのところはちょっと考えを、もうちょっといろいろと考えなきゃならないかなと思いますけれども、少なくても赤字、今の状態でも赤字だというのが、土地代というか土地使用料が入っていない。また、宮代町の土地であったとしても、そこのところは資産としてやってはいるけれども、計上してやって、そうでないと実際の事業というものの正確なところが出てこないので、そのようなところは次回の決算だったりとか来年の予算のときには、含めてやっていただきたいなと思っております。

で、順番どおりにいって、評価推進委員会のことを先ほど加藤さんからご説明いただきました。過去のことであって、しかもまちづくり、町民生活課に移る前のことですので、本当加藤さん、非常にご尽力されているのは、僕、見ておりますので、本来であれば説明だけではなくて検討するべきものではあるんではありますけれども、過去のことで、もう既にそれからもさらに２年もたっていますから、５年前とかのことも含まれておりますので、今後そのようなことがならないように、また、メンバー委員の募集等もできる限り、また切れたりとかしないように程よくしていただきたいなというふうに思っておりますので、先ほどの説明で納得させていただきました。どうもありがとうございます。

次に、茨城南部地震の想定のところで、６強、７ということを私のほうで申し上げましたけれども、想定することによって、例えば６弱で想定していて、いろんな建築物だとかもいろいろ調べていらっしゃると思うんですけれども、これが仮に６強、７であれば、６弱のときだったら大丈夫だと思っていたのが、これは６強だったらまずいなとか、橋でも何でも建物でもいいですけれども、そういうところも把握できるのではないかというところの問題視から、ちょっとお尋ねさせていただいたので、それに合わせて防災備蓄もこれくらい、例えば30％増やさなきゃならないとか、実際やってみたら0.5というか、弱から強へ増えるので、二乗で増えるのかどうか分かりませんけれども、そういうふうな目算が出てきて、で、あるときに、今まであそこでは６までしか来ないとみんなが言っていたのが６強になっているとなったら、じゃ、ちょっとうちのほうのもとかというふうなときに、より仕事が少なく、事前にやっていれば、なると思ったのでお尋ねさせていただきました。どうもありがとうございます。

あと、能登での倉庫の状況のほうも、そういうところがほとんど、行っていて１週間、10日と大変だったのは分かりますので、そこのところは分かる範囲で構いません。ただ、実際に新井さん、行かれたことによって、ほかの自治体の方とかともお知り合いになったりとか、そういう人的なネットワークができたと思いますので、そういうところの方とも情報交換等をして、町のほうの防災のほうに反映させていただき、また、同時に、行った体験の、これも一般質問等でほかの議員の方からも出ていたような気がしますけれども、その

ご体験を何らかの形でいろいろと発信したりとかしていただければと思います。これは最後の、これはついでで申し訳ございません。

また、雨漏り、先ほど平成元年から３年、４年ぐらいの頃に集中的にということでしたので、やはりいろんなところのトランクというか、貨物みたいな倉庫が同じように腐食している可能性は大いにその改善性は高いと思いますので、それから30年以上たって、防災倉庫自体もいろいろといいものができているのではないかと思いますので、その辺と、あとは、やはり余裕を持ったかさ上げというところも考えてやっていただきたいと思います。また、同時に、この前、中島の消防署に行って思ったんですけれども、何かあったときに急いで取り出したりとかする、その物の取り出しの効率性、そこのところもやはり、混乱している状況であるはずですから、そこも考慮したほうがいいのではないかなと思います。

最後になりますが、タイムライン、これもありがとうございます。ホームページのほうの先行にと言ったのは、紙のほうだと１回作っちゃうと、やっぱりそれに縛られてというか、そこを廃棄することはできないので、ホームページに先行することによって、まず周知するというのもありますけれども、駄目出しができるんですよね。こういうことが、これは余計だとか、そこのところもブラッシュアップするために、まず駄目出しをやって、それを基にして、紙版にやるというほうが経済的かなと思って申し上げたんで、そこも考えていただければと思います。

今の私の言ったので、ちょっと違うよというところがあれば、ご指摘いただきたいと思いますし、逆にもっとこういうふうに考えているんであるというのがあったら、ご答弁いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁願います。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井でございます。

いろいろご指導、ありがとうございました。

やはり私たち職員も気にかけているつもりではいますけれども、やっぱり一つでも大きな目で見てもらって、意見いただいたほうがいいものができると思います。

また、先ほど言われたとおりに、紙だとできないけれども、ホームページだとできるとか、すぐできるとかということも実際のところはあると思いますので、そのような意見がいただけましたので、できるところは職員が限られていますけれども、できる範囲内でなるべくスピードを持って対応をさせていただければというふうに思いますので、引き続きご助言等いただければと思います。ありがとうございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁漏れがあるそうなので、答弁お願いいたします。

主査。

○交通安全・消防担当主査（長瀬昇之君）　交通安全・消防担当長瀬でございます。

ご指摘いただきました借地料については、自転車対策事業ではない部分でも計上している部分がありましたので、我々のほうでちょっと私たちの予算書等での積算に反映されていなかったので、今後確認をさせていただいて、その辺も反映できるようにさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

２点お願いいたします。

私たちの予算書の61ページ、防災活動事業の中の防災倉庫の備品についてなんですが、先ほどからもちょっと出ているんですが、今、粉ミルクの備蓄とか多いと思うんですが、今、社会的にもすぐ使える液体ミルクが安全性も確認されているということで、非常に増えているので、その辺は６年度に向けて増やしていくのか、お考えをお聞きします。

もう一点は、97ページ、進修館の駐車場についてです。

先ほど昼休みに地図をお分けいただき、ありがとうございました。

それで、私気になっているのが、障がい者の駐車場とか、今、茶室の前の１台、あと今度防災倉庫が来るであろうというところが１台なんですが、ちょっと皆さん要望があったと思うので、どの辺を考えているのか、お聞きします。

それと、先ほどご説明いただいたので、芸術祭とか、そのときは人が使うというんですけれども、常時使っている人もいるので、そういうときの代替地、庁舎のほうを使うとか、それで足りるのかとか、そのあたりはどう考えているのか、お聞きします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁お願いします。

副課長。

○町民生活課副課長（新井庸一君）　町民生活課副課長の新井でございます。

お話しいただきました私たちの予算書61ページの防災の絡みの備蓄品、粉ミルクから液体ミルクへという考え方でございます。

私どもも実際粉ミルクのほうを備蓄しているんですけれども、こういう言い方したら、よくよく考えると、発災後、じゃ、そのミルクを溶く水が手に入るかということを考えたときに、あまり効率的ではないのかなということを考えておりまして、今後は、なるべく液体のほうに切り替えていこうというふうに考えております。

ただ、私も子育て経験あるのであれですけれども、小さい子というのは、なかなか好みとかあるので、そういうところの少しリサーチもしつつ、結果的にメーカーはどこであれ、液体ミルクのほうにシフトしていこうかなということで考えておりますので、改めてそのような形で検討しております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁お願いします。

主査。

○地域振興担当主査（加藤正久君）　地域振興担当主査の加藤でございます。

予算書96ページ、97ページの進修館管理事業でございます。

こちらで駐輪場について、障がい者駐車場と思いやり駐車場、今度県のほうで新たにできた思いやり駐車場というのを、障がい者駐車場につきましては、今、教育支援センターの脇に１台あります。そこを塗り替えて、あそこの隣に２台障がい者駐車場、水色のカラーの。それと、思いやり駐車場につきましては、その隣に１台考えております。

既存の茶室のところにある、今は障がい者駐車場になっているんですが、あれ、寸法が実は足りないんです。3.5メートルないと障がい者駐車場の要件満たしていませんので、あそこについて、思いやり駐車場のカラーをあそこ塗らせていただいて、舗装も劣化しているのでやり替えさせていただきます。

あと、イベント以外の工事施工時の駐車の代替箇所についてでございます。

当然工事施工中は、ブロックに分けて施工していきますので、実際に舗装を剥がす作業については、一連の流れで全部を剥がさせていただいて、舗装する箇所については、まず駐輪場の場所を舗装するとか、一番奥の舗装させていただくとか、手前を最後にやらせていただくとか。もちろん警備員もつけて、施工させていただきますので、特段代替地を用意するということでなく、施工で工夫して、時期をずらさせていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

液体に切り替えるということで、すぐもう冷たくも飲めますし、今のって。あと、設置すればそのままお子さんが飲めるので、とても便利なので、よろしくお願いいたします。

進修館につきましては、思いやりという言葉が出なくて申し訳なかったです。障がい者スペースと思いやりスペース、よろしくお願いします。

それで、木の伐採が、前、害虫駆除で切るのと、あと全部あの辺生えている木の改めてまた切るとどのぐらい切るのか、もし予定が分かっているのか、教えていただきたいと思います。

イベント以外でも、別に駐車場代替しなくてもやっていけるということなので、それでお願いするんですが、結果的にいつまでに完成するのか、お願いします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○地域振興担当主査（加藤正久君）　地域振興担当主査の加藤でございます。

樹木の伐採ということでお話いただきました。昨日とおといからですね、カミキリ被害に遭った樹木につきましては、伐採が昨日までには終わっています。今後その木の根っこを撤去する作業に入ってきまして、予定では３月26日までには現場は終わる予定でございます。

来年度の駐車場の拡張に伴って伐採する樹木につきましては50本ほど、低木、中木、高木、合わせまして50本という数字で拾わせていただいております。

完全に舗装の工事が完了するまでは、早くて２月末か３月の上旬までには完了する見込みでございます。天候とかの状況もございますので、年度内には間違いなく完了させたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

ということは、確認なんですけれども、令和７年には確実に駐車場がしっかりと使えるということなのか、再度確認します。

それと、教育センターの隣の今１台あるところを２台にしてという、思いやりを１台ということなんですけれども、あちらから入るところというのは、ちょっと足場が結構、進修館のほうちょっと悪いですよね、コンクリートとかあの辺、障がい者が入っていくにはちょっと足場が悪いところがあるので、その辺もしっかりと動きやすいように、介助の人も楽なようにしていただきたいなと思うので、その辺もしっかり考えていただきたいと思いますので、それもお願いできるか、考えているのか、お聞きいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁をお願いします。

主査。

○地域振興担当主査（加藤正久君）　地域振興担当主査、加藤でございます。

工事については、令和７年３月までに完了して、供用開始ということでさせていただきます。

先ほどいただいた障がい者の方の駐車場の段差につきましては、改めて整合のときに確認させていただいて、すりつけのほうをうまくやらせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、以上で町民生活課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時０６分

再開　午後　３時１７分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

これより環境資源課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。委員会の運営上必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長からの出席者の紹介をお願いします。

○環境資源課長（大場崇明君）　皆さん、こんにちは。

環境資源課長の大場と申します。よろしくお願いいたします。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　こんにちは。

環境資源課副課長、小林と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　こんにちは。

環境資源課主幹の田邊と申します。よろしくお願いいたします。

○環境推進担当主査（山﨑健司君）　皆さん、こんにちは。

環境資源課の環境推進担当、山﨑と申します。よろしくお願いいたします。

○資源循環担当主査（河井伸一君）　皆さん、こんにちは。

環境資源課資源循環担当の河井といいます。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　それでは、質疑はございますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。よろしくお願いいたします。

私たちの予算書64ページ、予算書のほうは90ページでございます。

地球温暖化対策実施計画の策定についてお伺いいたします。

ゼロカーボンシティ実現に向けて、庁内における温室効果ガスの削減や再生可能エネルギーの導入などの検討をしていくとのことですが、現段階で役場本庁舎への太陽光発電設置と、あと公用車の電気自動車購入以外で予定されていることはありますでしょうか。今分かる範囲でお願いします。

あともう一点、令和５年度の予算が951万円で、令和６年度が710万円になっております。241万円の減になっているんですけれども、そちらの理由を教えてください。

あと、委託料のほうですが、明細が分かればお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁をお願いします。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林でございます。

ご質問のほうに順次お答えをさせていただきます。

まず、私たちの予算書の64ページ、予算書でい

きますと90ページということで、ゼロカーボンに向けた、ゼロカーボンシティ宣言を踏まえた地球温暖化対策実行計画の策定ということで、現時点で役場の太陽発電設備の設置、それと公用車のＥＶ導入、それ以外にということで、何か予定があるかというようなご質問かと思います。

予定といたしましては、今年度、宮代町の町内の全ての公共施設に太陽光発電の設備を導入に向けた導入の調査というのを実は今年度実施をしております。

これが今年度も今まとまってまいりまして、間もなく議員の皆様にもお示しができるように準備をしているんですけれども、その計画に基づきまして、町内の基本的には全ての公共施設の屋根の上に太陽光の発電を2030年までに導入を順次していくという形で、その導入計画が今まとまったところでございます。

具体的には、その計画のほうご覧いただく形にはなるんですけれども、基本的にはおおむね町内の公共施設導入ができるんですけれども、一部、例えば進修館のようなちょっと屋根が形状が特殊な形状ですとか、あとは笠原小学校のように瓦屋根の場合ですと、なかなか太陽光というのが設置が難しい部分もあったりはするんですけれども、そういったところがないとか、あとは、須賀小・中学校に関しては建て替えが予定されているということで、近年中の建て替え等予定されているとか、そういった特殊な事情がなければ、基本的には太陽光設備を導入していくということで、その計画というのを今まとめたところになっております。

それから、２問目の令和６年度と５年度の予算額の差異ということでございましょうか。241万円の差があるということでございますけれども、こちらは、当初、今申し上げました公共施設の太陽光発電の導入と併せまして、区域政策編ということで、今回令和６年度の実行計画で改めて計上させていただいておりますけれども、この太陽光の導入計画と区域政策編を併せて実行する方向で検討していたんですけれども、まず最初に、この太陽光の発電の調査を先行して行いまして、区域政策編を令和６年度に改めて政策の計画策定を行うという形で、その予定を少し変更させていただいたところから、その区域政策編分が要は６年度にスライドしたような形になっておりまして、その分太陽光の発電が先行して、区域政策編が次年度に行うという形に少し予定を変更させていただいているところから、その差が241万ということで出ているというような状況になっております。

それと、委託料の明細、内訳ということでございますけれども、こちらは、現在は参考見積りということで、予算策定の段階で入手した情報はあるんですけれども……。

大変失礼しました。

来年度に関しましては、区域政策編というのは、今、宮代町で持っているこの温暖化計画というのは、事務事業編という計画になります。この事務事業編というのは、宮代町役場に限定したこれ計画なんですね。

区域政策編というのは、今度はこれを宮代町全域に広げて、つまり対象とすると、宮代町の町民ですとか、事業者、全ての方を対象に皆さんを巻き込んだ形で、宮代町全域で温暖化の温室効果ガス、CO_2の削減を目指していくというような計画が今度策定する予定でございまして、その計画策定に向けた検討を行うということになるんですけれども、具体的にどのような施策、町として行う施策、あるいは町民の皆様に取り組んでいただきたい行動の取り方とか、変容とか、あるいは事業者の方に取り組んでいただきたいこと、そうい

ったことをメニュー化をしまして、それが宮代町の実情に合ったメニューであったり、対策の内容であったりということを、これを調査・検討しまして、最終的にはまとめていくというような一連の作業を行うための調査業務委託ということになります。その計画策定ということで、これが今回予定している委託料の内訳というか、内容になります。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　ありがとうございました。

太陽光を全ての公共施設の屋根に乗せるということなんですけれども、須賀小学校以外の学校全てに乗せていくということでよろしいでしょうか。もう一度お伺いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁をお願いします。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林でございます。

ご答弁させていただきます。

太陽光発電の導入について、須賀小学校を除く全ての小・中学校に導入なのかということでございますけれども、基本的にはその形で考えております。

以上でございます。

ごめんなさい、失礼いたしました。

笠原小学校は、体育館導入できるので、それで全てということでございます。

失礼しました。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑のある方、いらっしゃいますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。よろしくお願いします。

今の環境温暖化対策の件で、重ねて質問させていただきます。１つ目はそれで質問させていただきます。

この排出量と推計及び削減目標を定めると書いてありますけれども、この排出量をどのような形で……

○委員長（土渕保美君）　ページ。

○委員（鈴木次男君）　すみません、私たちの予算書の64ページで、今、削減目標で言われたところでなんですけれども、地球温暖化対策計画の中の庁内における排出量推計及び削減目標を定めると書いてあるんですけれども、これを構築するために、どのようなことをして、こういう数字というは出されるんでしょうか。よろしくお願いします。

それともう一つなんですけれども、65ページの環境衛生事業の中でなんですけれども、犬・猫路上死骸運搬委託料、これ、43万円というふうに書かれているんですけれども、私、久喜宮代衛生組合委員会に入りまして、その中で、犬・猫の死骸等の取扱い手数料が４万6,000円だったんですよね、そちらのほうで。

この委託と書いてありますので、この委託というのは、私、昔、町の役場の方がやられていたとずっと思っていたんですけれども、どこか別なところにこれはお願いしているんでしょうか。

それと、１年間に犬・猫以外にもタヌキとかいろいろあるんだろうと思うんですけれども、何件ぐらい処理されているんでしょうか。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林でございます。

お答えさせていただきます。

私たちの予算書の64ページ、地球温暖化実行計画の策定に絡んでということで、温室効果ガスの

排出量の計算ということで、どのような形でなのかということでございますけれども、こちらは、環境省が公表しております、実は全国の自治体の排出量カルテというものが、環境省がもう推計をしている資料がございます。

それをベースにしながら、それは本当に環境省が非常に様々な大きな要件で算出をしたものですので、それを宮代町の事情に合わせて少し補正をしまして、それで、排出量の算出というのを推計をいたします。そこから、何%削減するというような目標値を導き出していくというような形で進めてまいるのが、この推計値の算出ということになります。

それから、私たちの予算書の65ページの下のところだと思います。犬・猫路上死骸運搬委託料ということで43万円計上がございます。

まず、委託ということでございますので、そのとおりでして、いわゆる専門の業者さんに委託をして、それで、宮代町の町道上になります、県道は県が対応していますので、あくまでも宮代町の町道上に発生している死骸に関して、この委託料で業者に委託しまして、１件幾らという形で処理をしているという形になります。

死骸の実績になりますけれども、令和４年度の実績といたしましては、道路上に様々な死骸がございますけれども、全体では令和４年度の実績では74件の処理をしております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、再質問のほうさせていただきます。

まず、64ページのほうの地球温暖化のほうなんですけれども、カーボンゼロとは、排出した分を吸収すればよいというだけじゃなく、植林をして、木のほうに吸わせるというのも大事だと思うんですけれども、植林をする計画というのは、宮代町にはあるのでしょうか。

それと、２番目に先ほどの犬・猫の問題なんですけれども、この業者に出されて１件当たり幾らとかという、そういう費用があるのか、それとも、年間まとめて幾らという形で支払われているのか、ちょっとその辺もお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林でございます。

お答えさせていただきます。

まず、１問目、ゼロカーボン、地球温暖化対策に向けてということで、吸収源である樹木の植林の計画ということなんですけれども、今現時点では植林をするという計画はございません。

あと、もう一問、犬・猫死骸の処理に関しまして、どこの業者にどれぐらいの単価でということでございますけれども、現時点では、今年度の委託に関しましては、さいたま市にある業者のほうに、単価１件当たり幾らという形で発注をしておりまして、具体的な単価申し上げます。

消費税込みということで、１体当たり4,950円でございます。これは、実は、死骸処理は行ったら実際いなかったということがありまして、どなたかが片づけてくださったりとか、あるいはちょっと見間違いだったりということもあるかもしれないんですが、そういう空振りだった場合というのも実は単価がございまして、いわゆる出動のみということでいきますと、同じく税込みで１回当たり2,750円ということで、まれにあります。死骸が行ったらなかったということで、そういったこともあるんですが、その場合には2,750円、行っていただいてしまいますので、一応そこの場合もお支払いするということで、対応しております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございます。

かなり業者の方が正直な方できちんといなかったということを報告するみたいでよかったです。

最後になります。ゼロカーボンのほうなんですけれども、せっかく草や木に吸収されたものなんですけれども、私もそうなんですけれども、畑で草とかむしって、それをごみ袋に入れて、それで生ごみで出してしまうと、そのまま燃やされてしまうんですけれども、本来だとゼロカーボンを求めるならば、それを燃やさずにためて、堆肥にして土に返すとうのがベストだと思うんですけれども、そういう取組とか、本当にゼロカーボン、先ほども植林のことは考えていないとかと言っていますけれども、太陽光をつけるとか、そういうことも大事ですけれども、もっと吸収されるということがこの事業に非常に大切だと思うんですけれども、自然をもっともっと増やすというのが、そういう町の取組というのは、今後考えられるんでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林でございます。

お答えさせていただきます。

ご質問いただきましたとおり、いわゆる吸収源である植物は、吸収したCO_2をそのまま封じ込めるという考え方自体は、よく言われるのが木造の建物なんかですと、木造の建物多く建てることで、その木が吸収した気をその建物として、何十年と長く使うことで、CO_2としてそこの中にとどめる効果があるというようなことはよく言われておりますけれども、それ以外にも、議員さんご質問のあった、そういった植物の吸収したものをうまく活用、封じ込める形で活用する形というのは、様々な方法があるかと思います。

これは、先ほど申し上げた区域政策編を検討する中で、いわゆる委託業者と一緒に様々な事例を集めまして、実際にそういった効果ですとか、どのような方法があるのかということを検討しながら、必要に応じて、計画の中に盛り込んでいければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑ある人。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

質問させていただきます。

私たちの予算書の64ページ、空き家対策事業です。予算書は91ページです。

こちらは、総事業費703万円になっておりまして、こちらは空き家等実態調査委託料とあと空き家等緊急安全措置委託料となっておりますけれども、やっと空き家対策が始まったというところだとは思うんですけれども、今年度は調査のみでこの予算は終わってしまうのか。それとも、調査しながら、実際この緊急安全措置とも書かれておりますけれども、例えばあまりにも安全性が保たれない部分のところは手を入れていただけるのか、そういったことをお聞きしたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　ご答弁をお願いします。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林でございます。

ご質問にお答えさせていただきます。

私たちの予算書の64ページ、空き家対策事業ということで、予算上は総額で703万円、そのうち大きな部分として実態調査、委託料ということで640万円ほど計上させていただいております。

ご質問、この調査のみなのかということでござ

いますけれども、当然、今回の議会で実は管理不全空き家の適正管理に関する条例のご審議をこの後いただくということで、この条例も含めまして、条例の制定が滞りなく進んだ場合には、町としてより空き家対策を本格的に行っていくということで、この調査業務と空き家の実際の現場の対策というのは同時並行で行いたいというふうに考えておりますので、この調査業務事態は、またその先の予定で、あくまでも予定ということでございますけれども、令和７年度には、その調査を踏まえて、空き家の対策計画の策定ということも見据えております。

それの下準備としての調査というのが今回の調査でございまして、この調査業務、それから計画策定というのは、これもできればこのような形で進めていきたいという中で、この策定の作業の中でも当然現場、空き家の問題というのは日々発生してまいりますので、その空き家の問題には、先ほど申し上げた空き家条例のほうで、あとは今回昨年の12月13日に法律が改正されましたけれども、空き家の対策の法律、これらを使いながら、町として、具体的な空き家の対策に関しても同時並行で講じていくということで、そのための、これ、緊急安全措置の委託料という形で30万円は計上させていただいているという形になっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　お答えいただきまして、再質問なんですけれども、この緊急安全措置の30万円なんですが、例えば、今ずっと長いこと空き家のお隣に住まれていた方が、そちらの空き家の雑草とか、木が伸びてきたということで、ちょっと訴えられていらっしゃる方とか、何人かいらっしゃるんですけれども、もう今までずっと手をつけられなかった、町からも多分空き家の持ち主の方にはご連絡取っていただいていたと思うんですが、そういうずっとやってもご連絡つかなかったお宅なんかに関しては、この30万円の中から、何とか代執行のほうをしていただけるのが、本年度からはしていただけるのでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　ご答弁をお願いします。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林でございます。

ご質問にお答えさせていただきます。

緊急安全措置委託料30万円の計上でございまして、こちらに対して既に今まで長らくお困りの状況に何らかの対応が行われるのかということだと思いますけれども、この緊急安全措置というものは、簡単に言いますと、個人の財産に対して行政が個人のそのご本人に成り代わって何か必要な措置を講じるということになります。

個人の財産に対して、行政が成り代わるということ自体が非常に特別な状況でございますので、当然実施するためには、様々な基準が必要になります。

様々な状況が、周辺への状況ですとか、あるいは傷んでいる状況ですとか、そういったものを一定レベル超えたものについてという形で、その認定なり基準を設けまして、そこを超えたものに対して、この緊急安全措置を講じるという形に基本的にはなりますので、それが委員さんがご心配、ご指摘の案件にどこまで合致していくのかというのは、これは実際に認定作業、あるいは基準を当てがってみて、どうなのかということをやってみないと、ちょっと今の段階では、どうなのかということは申し上げることはできないんですけれども、基本的にはそういった形で認定とか、基準を設けて、それを具体的に超えたか、超えていないかで、この緊急安全措置を実施していくという形

の進め方になるということでご認識いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　最後の質問なんですけれども、その基準等いつ頃にできて、そして、それをいつその基準に当てはめるということができるのかどうか、お願いします。

○委員長（土渕保美君）　ご答弁をお願いします。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林でございます。

お答えさせていただきます。

この認定の基準でございますけれども、現在検討といいますか、調査・研究をしておるところでございまして、具体的には、この空き家等対策協議会というのが、これは昨年の６月議会のときに、この協議会の設置ということ、条例を皆様に可決いただきまして、この協議会というのを立ち上げて、この宮代町の空き家対策に関して、様々な議論、今回の条例案のご検討もその協議会の中でいただいておりますけれども、同じように、この協議会の中で、この認定基準について、皆様にお諮りをいたしまして、その中でじゃこれでいきましょうというふうになったら、そこを使っていくということでございます。

スケジュール感的には年度の前半でその辺を固めて、ぜひスピーディーに取組を進めていきたいというふうには考えておりますので、ご認識いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川でございます。質問させていただきます。

予算書、80、81で、私たちの予算書は64の太陽光パネルのことなんですけれども、企画財政で聞いたら、環境資源のところで全体的なことは聞いてくださいということだったんで、こちらで質問させていただきます。

まず、この太陽光パネルなんですけれども、公共施設全部つけていきますよというお話だったんで、その総事業費というのが幾らになるのかという点と、あと設置の順番で、今のところ伺っているのは人のいるところ、多いところからつけていくようなお話を企財では伺ったんですけれども、その設置の順番というのはどう考えているのかという点。

次に、あと何年がかりで全て設置するスケジュール予定でいるのかという点。

あと、４点目になりますけれども、年間300万円ほどの見込みだということなんです、企財で伺ったら。前に説明受けたのが、10年から15年がこの太陽光パネルのもつ期間ということで伺ったんですけれども、そうすると、300万円ほどだと、10年で3,000万、15年で4,500万、何か行ってこいぐらいで最大限使えても終わっちゃうような数字になっているんですけれども、そうすると、プラマイ仮にゼロぐらいで終わったとして、そうすると、交換する費用であったり、撤去する費用というのがその後にかかってくると思うんですけれども、それがどういうふうにその後は算段として考えているのかという点、その費用。

５点目になりますけれども、宮代町はCO_2の排出、埼玉県内でいうと、「市町村のすがた」という資料から見ると55位で、一番CO_2出していないのが東秩父村、一番出しているのはさいたま市ということで、何となく意味合いは分かるんですけれども、宮代町というのはもともと農まちと

いうことで、すごくスリムでCO_2をもともと出すような町ではないんですよね、この数字から見ても。

言い換えると、皆さんで痩せましょうといったときに、ガリガリの痩せている人も痩せましょうと言っているようなもので、何かもともと出していないのに、さらにそれを削るという、そこにこれだけ費用かけて、今全体のスケジュール聞いていなんで、まだ分からないんですけれども、これだけの費用かけて、そこに打ち込む立場にあるのかなというのが、まず１点思いますので、その点、なぜそもそもそこまで取り組んでいかなきゃいけないかというところをお伺いします。

そして、最後になります、６点目なんですけれども、企財で聞いたランニングコストの件なんですけれども、ちょっといまいちランニングコストがまだ明確にはっきり分からなかったんで、企財のほうで聞いたとき、保険料のこともなかったんですけれども、前に環境資源のほうから説明のあったときには、保険料がかかってくるというお話だったんで、いま一度ランニングコストの詳細、保守点検なり保険料を含めて、何に幾らぐらいが見込まれるのかというのを改めて確認をさせてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林でございます。

お答えさせていただきます。

太陽光発電の導入の総事業費ということでございますけれども、計画策定上の総事業費といたしましては、５億7,510万2,000円、こちらはこの太陽光発電に関しましては、公共施設に導入する場合は、国の補助金とそれから交付税措置というものがございまして、実は今申し上げた数字というのはそれらをもう差し引いた数字ということでございます。

それを差し引く前の数字となりますと、８億7,220万9,000円でございます。

総事業費、特定財源、いわゆる財源を加味するものとしないものということで、参考数字ということになりますけれども、計画上ではそういう形で計算をさせていただいております。

それから、２問目の設置の順位でございますけれども、この設置の順位につきましては、いわゆる避難所に指定をされているものから優先して導入をするということで、優先順位づけをさせていただいております。

地域防災計画の中で避難所に指定しているものがございまして、その地域防災計画の避難所に指定されたものから優先的に導入をしていくということで、プラス宮代町役場は避難所ではないんですけれども、当然防災拠点本丸でございますので、宮代町役場がいの一番に導入をスタートしますけれども、それ以降も避難所を中心に導入を進めていくということで考えておりまして、年数といたしましては、３問目でございますけれども、設置の何年がかりなのかというご質問でございますが、2030年までに全ての導入を終えるということで、予定をしております。

それから、もう一つ、４問目、年間300万円ぐらいということでご質問ありましたけれども、これは削減できる電気代のことかと認識いたしました。庁舎ですと、300万円ぐらいのコストが浮いてくるという計算をしたのかもしれないんですけれども、全体では2030年までに全ての導入をした場合ということで前提になりますと、全ての導入を終えますと、3,677万1,000円の電気代が浮いてくるということになります。

大変失礼いたしました。先ほど私、特定財源を加味した数字と、それから基の数字ということで、特定財源加味した数字が５億7,000何がしというふうに申し上げましたけれども、ごめんなさい、ちょっと持ってくる資料が間違っておりまして、訂正させていただきます。

最終的な実負担は、２億3,199万1,000円でございます。失礼いたしました。

特定財源を加味しない数字が、先ほど最初に申し上げた575102000でございます。失礼いたしました。

○委員（合川泰治君）　５億……。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　５億7,510万2,000円というのが特定財源を加味しない数字でございました。大変失礼いたしました。

○委員（合川泰治君）　引く前……。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　引く前でございます。

おおむね特定財源が加味されますと、半分ぐらいになるということで……。

そして、年間運営コスト削減できるのが、先ほど申し上げた数字でございまして、これが５問目のご質問でございましょうか、もともとCO_2量が県内の中でもそれほど多くない宮代町がこれ以上に削減する必要があるのかというようなご質問かと思いますけれども、これに関しましては、いわゆるゼロカーボンに向けた考え方というのが、もともと排出量がどうであるかということではなくて、元の排出量からいかに削減していくかということを全ての国内の地域で目指していくということで掲げられた目標になっておりますので、その中で皆さんもご承知かと思いますけれども、2030年に46％以上、2050年には実質ゼロというような基本的な考え方で、これは全ての人がこれを取り組んでいくということで、うたわれている考え方になっておりますので、宮代町の排出量がどうであるから、取組が抑えていいというような考え方では実はなくて、ですので、宮代町として基準年から比べてどこまで下げるのかといったところを、これは宮代町の排出量の中で削減の努力をしていくということは、これは全国一律で取り組む必要があるということで、ご理解いただければと思います。

それから、最後のランニングコストでございますけれども、導入後でございますけれども、太陽光のいわゆる保守点検費用という形でご理解いただければと思うんですが、１キロワット当たり5,000円という単価設定で年間維持管理経費が必要ということで、先ほど申し上げた計画、太陽光発電の計画の中でそういった形で予定をしております。年間キロワット当たり5,000円、それはもう幾ら実際に施設ごとにそれを掛け算をして、保守点検料がかかってくるという形になります。ランニングコストに関しては、基本的に環境資源課で想定しているのはそういう形になります。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川です。

答弁漏れで、10年、15年たった後の撤去費用とか交換の費用とか、その辺の算段というのはどうなっているかという点もお伺いしたので、その点も併せてお願いをいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林でございます。

大変失礼いたしました。

太陽光発電導入後の撤去あるいは更新の費用ということでございますけれども、こちらに関しましては、実はこれは、特に撤去費用に関しまして

は、全国的に問題に今なっているものでございまして、例えばごみ処理なんかでいきますと、拡大生産者責任ということで、いわゆる容器包装とか、要は作った人が処分費までを出す形で、全体の処理を回す仕組みというのができている部分があるんですけれども、これ、太陽光に関しましては、そういった仕組みが現在ございませんで、ですので、造ったきりといいましょうか、最後の部分のコストを誰がどのように負担するのかというのが、現状でございません。

ですので、今後は恐らく国もこれ課題として認識をしておりますので、何らかの措置が加えられてくるものかなとは思うんですけれども、現時点ではそういったものがございませんので、町といたしましてもこれに関しては何らかの形で、導入後は考えていく必要があるとは思うんですが、仕組み上それがないということで、現時点ではまだ想定ができていないということになります。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　再質問をお願いします。

１点目で総事業費をお伺いして、内容分かったんですけれども、さっき出てきた８億7,000というのは何の数字だったか、ちょっと気になってしまうので、その点お伺いをいたします。

それとあと、ランニングコストなんですけれども、１キロワット当たり5,000円の保守点検料ということで、これ、保険料みたいなもの入っているということですよね、途中で例えば壊れちゃったとか、さっき企財のほうで聞いたら、前に、20年前ほどにつけた今の太陽光がどれぐらい稼働しているかというのを役場のほうで見られる機械が２年ぐらいで壊れちゃったといって、数百万かかるから、もうそこから分からないんだという答弁をいただいたんですよ。

そうすると、そういうの壊れたときの保険とか、そういうのどうするんですかと、環境資源のほうにも聞いたときは、保険に入って対応することになると思うという答弁をいただいたので、この保守点検料が１キロ当たり5,000円で分かったんですけれども、保険料というのもかかるのかなと思ったんですけれども、その点はないのかどうかという点をお伺いします。

そして、この１キロワット当たり5,000円の保守点検料というと、役場に乗っけるやつ年間10万キロワットを性能を備えているというお話だったんですけれども、そうすると5,000掛ける10万とか、そういう数字になっちゃうのかなと、単純に思っちゃったんですけれども、それがどういうことなのか、詳しくまたお伺いします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

お答えさせていただきます。

まず、大変失礼いたしました、先ほど私のほうで違った数字を申し上げてしまった８億何がしというのは、これは、今回の太陽光発電の調査業務委託の中で、公共施設以外に参考として、道佛とか、あとは今回和戸の横町にできた倉庫の遊水地に設置をするとしたらというところを、実はこれも仮で試算しておりまして、その数字を乗せた数字が８億ということで、大変失礼いたしました。

それを抜くと５億7,510万2,000円ということですので、その調整池はかなり大きな面積ではあるんですけれども、いわゆる公共施設ではありませんので、参考値として、今回の業務委託に合わせて算出をしたということで、ちょっとごめんなさい、先ほどは間違えてそれを乗せた数字をご紹介

させていただいてしまいましたということでございます。

それから、5,000円が保守点検料ということで、これをキロワットで掛けると非常に大きな数字になるということで、庁舎10万キロということで、これ、非常に大きいということでお話ありましたけれども、10万というのは、実はいわゆる発電する電気の量でございまして、ちょっと説明が不足して申し訳ありませんでした。機械の能力のキロワットでございまして、例えば庁舎ですと、この庁舎、恐らく93キロワットですので、93掛ける5,000円、93キロワットを１年間運用しますと10万キロ発電できるということで、実際には10万1,000キロぐらいだと思うんですけれども、それが発電量ということですので、発電機の規模のキロワットを掛けるということになります。

それから、保険についてでございますけれども、保険につきましては、通常この太陽光に限らず、様々な機械器具類はいわゆるメーカーの通常保証が何年という形であるかと思うんですけれども、まずはそれを活用するということが大事かと思います。

それ以降の保険につきましては、太陽光自体がそれほど壊れるものではないというのがございますので、現時点でそこまで必要性があるのかどうなのかというのが、正直私たちも判断つきかねるところでありまして、場合によっては、町の町村会保険ということで、総務課のほうで入っている総合賠償保険、こちらで対応ができるのかなというところでちょっと考えてはいますけれども、太陽光に専門で保険に加入するということは、現時点では想定はしておりません。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　大体分かりました。

保守点検なんですけれども、93キロ掛ける5,000円でやりますよということで、あれはパネル200枚と聞いているんで、それは200枚で93キロワットということでいいんですよね。じゃないと、また93掛ける200掛けるみたいになっちゃうんで、それはそういうことでいいのかだけ、最後に確認をさせていただいて終わりたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林でございます。

おっしゃっているとおりでございます。200枚で93キロワットが発電されますので、そういう計算になります。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

大きくは２点で、細かくいうと４点になります。

ちょっと前段の委員と重複してしますんですが、聞く範囲がちょっと違いますので、よろしくお願いいたします。

まず、予算書92、93ページ、(3)空き家対策事業になります。私たちの予算書は65ページになります。

こちらの12節委託料で、空き家等緊急安全措置委託料、それから空き家等実態調査委託料、この２点についてお聞きするんですが、まず、空き家等実態調査委託料、これ640万円と結構高額になっているんですね。これの委託先はどういう事業者なのか、例えばどういう資格を持った事業者なのかということと、これによってどのような効果

が期待されるのか、640万円使うわけですので、その効果はどのようなものなのかということをお聞きします。

また、空き家等緊急安全措置委託料、こちら、説明書を読みますと、町内の管理不全空き家等に対し、危害を避けるための必要最低限度の措置を行います。措置を行いますということですから、これは調べたり、話し合ったりするものではないわけですから、例えば何か草が生い茂って邪魔だからシルバー人材に頼むとか、そういう措置をする業者に頼むということの30万円でよろしいのかということをお伺いいたします。

次は、予算書152、153ページで、私の予算書では63ページになります。

⑴清掃総務事業、18節負担金補助及び交付金で、ここで久喜市新ごみ処理施設整備負担金ということで１億3,908万円、これの内容をお伺いいたします。

それと、もう一点なんですが、この63ページのところで、一番最後のところに、引き続き久喜宮代衛生組合及び久喜市と協議・検討を行いますということで、新処理ごみ施設でこれから先はどのような協議・検討を行うのか、その内容をお伺いいたします。

それから、⑵として、減量推進事業ということで、７節報償費、廃棄物減量等推進委員謝礼ということで156万円あります。こちらのほう、同じく63ページのところで資源環境担当ということで、今度逆に上のほうなんですが、安心・安全な町民生活に欠かせないごみ処理について、さらなる効率化や環境負荷の低減を実現するため、ごみ分別の徹底と減量化のための情報提供や啓発を行いますということで、このさらなる効率化や環境負荷の低減を実現するということは、どのような対策を取っていくのかということ。

それと、廃棄物減量等推進委員、これは大体何人なのか。こちら自治会で２名ずつ選出されていると思うんですが、衛生組合ではそうだったんですが、町内も同じようになっているのか、不足している自治会があるのかどうかをお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長でございます。

お答えさせていただきます。

まず、空き家の調査業務委託ということで、どのようなところに委託するのかということと、その効果ということでのご質問でございました。

まず、委託先につきましては、様々な事業者が実はこの実態調査行っておりまして、例えばなんですけれども、東京電力ですとか、それからＮＴＴとか、そういったインフラを持っている施設は、実はこの利用者の方と空き家の状況把握というのが非常に近いところにございまして、例えばそういった事業者さんがやっているケースがあったりとか、あとはいわゆる地図業者、ゼンリンの地図なんていうことで、皆さんも耳にされたことあるかと思います。このゼンリンなんかもやっていたりとか、様々な事業者で、それぞれの特徴を生かしながら事業を実施しているということで、空き家の状況の調査にそういう事業者が加わっているということですので、そういった事業者にお声がけをさせていただいて発注していくという形になります。

内容といたしましては、当然、宮代町の中にどれだけの空き家があるのかという件数の把握は大前提になりますけれども、それに加えて、空き家の所有者の方の意向調査というのも考えております。具体的に、その空き家をどうしようと思って

いるのかということを、この所有者の方のお考えというの、あるいはお困り事というのを把握をいたしまして、先ほど、前段議員でご説明差し上げましたけれども、令和７年度にはそれを踏まえた計画策定を行うということで、この計画策定の中には、この空き家の所有者の方たちの意向に合わせた施策というのも当然検討しながらくみ上げていくということになりますので、そういった空き家の計画策定に向けた調査も含めての空き家の実態調査ということで考えているというところがこの実態調査になります。

効果も含めて今のような形ということでご認識いただければと思います。

それから、２つ目のご質問で、緊急安全措置を具体的にどのような形で行われるのかということでございますけれども、先ほどの前段議員でもご質問の中で答弁申し上げたとおり、実際に緊急安全措置を行うというときは、個人の財産に対して何らかの、行政が代行して措置を加えるということになりますので、非常にそういった意味では、どんな場合でもこう対応するというようなことではございませんで、当然にその緊急安全措置が必要な状況、緊急で安全にしなければいけない状況ということで、そういった状況になったときにこれは実施をするということでございますので、その緊急であるとかという状況が具体的にどのような状況かというと、非常にその差し迫った状況というのは、これはこの後、また空家対策協議会の中でご審議いただく形にはなるんですけれども、一定レベル、非常にその差し迫ったものがないと、なかなか行政がご本人に成り代わって措置を講じるというのは、簡単にできるものではないというのが基本的な考え方になろうかというふうには思います。

ですので、草が伸びて越境しているというケースはよく耳にはするんですけれども、単純に草が伸びていてどのように危ないのかというところが、その危ない状況がどのような状況なのかというのを具体的に判断をして、これは危ないねというふうになったときに実施をしていくという形になろうかと思います。

実際に、実施するこの30万円の予算は、いわゆる業者に委託をするということで、例えば、よく考えられるのが、高いところ、例えば、建物の２階でアンテナが飛びそうとか、あるいは２階のその窓、雨戸が外れそうとか、あるいは屋根瓦が飛びそうとか、そういった通常我々役場の職員で対応できないような、非常にその難易度の高い措置に関しては、これは業者さんにお願いをして措置をしていただくということがあるということもありますし、あとは、庭の木が非常に大きな木が生えていて、その庭木をチェーンソーで切ったりとか、そういった作業をするのには、なかなか役所の職員では難しいですので、そういった形で非常にその難易度の高いと言いましょうか、専門的な作業について措置を実施すると。

緊急安全措置というのは、実際にそういった事例が多くなろうかと思いますので、そういったことを実施するということで想定したこの予算になっております。

それから、次のご質問ということで、新ごみ処理施設の負担金ということで、今回１億3,908万円の計上をさせていただいておりまして、その内訳ということでございますけれども、こちらは、令和５年度と、それから令和６年度に行う久喜市の新ごみ処理施設の本体と、それからインフラ、インフラというのは、道路ですとか、電気ですとか、そういった周りの工事ですね、それらの工事費になります。それらの工事費のうち宮代町負担分ということで久喜市のほうから数字をいただい

たものを計上させていただいているということになります。

それから、次のご質問、新施設における協議、検討を行うということで、今後はどのような……

〔発言する人あり〕

○環境資源課副課長（小林知弘君）　はい、そうですね、私たちの予算書63ページの一番下の欄で、宮代町のごみ処理の実施に向けて、引き続き、久喜宮代衛生組合及び久喜市と協議、検討を行うということでございますけれども、こちらに関しましては、基本的に、久喜市の新ごみ処理施設の整備に関しましては、この間、昨年12月28日に基本協定を締結をさせていただいておりまして、あれで基本的な整備については一旦決着をしているという形になりますけれども、その後、あとは現久喜宮代衛生組合の清掃センターの解体が、今後予定をしていますので、その解体に関する検討ですとか、あとは、基本的な合意は至ったんですけれども、具体的なその負担金の算出方法ですとか、細々とした事務的な処理についても、これはまだ協議必要な部分もありますので、その辺の細かい事務的な打合せ等を行っていくということで、その辺が想定しているものになります。

〔発言する人あり〕

○環境資源課副課長（小林知弘君）　大変失礼しました。

まず、減量推進員に関するご質問かと思います。

減量推進員のまず人数でございますけれども、現状では、久喜宮代衛生組合では、令和５年度では115名の皆様にお願いをさせていただいております。これは、衛生組合のほうで委嘱をしている減量推進員さんの人数になっておりまして、おおむね100世帯にお一人という形を目安に選出をしていただいている人数になります。必ずしも100世帯でないところもございますけれども、組合のほうでご案内しているのは100世帯にお一人という形でご案内をさせていただいております。

減量推進員さんの業務に関しましては、ごみ集積所の新設ですとか、変更、そういったことの手続ですとか、あるいはごみ集積所で起こる様々エラーといいましょうか、問題等に関して、町等のパイプ役になっていただきまして、様々なご報告いただいて、町と一緒に皆様の使っていただいている集積所の課題を一緒に解決していただくものですとか、日々のごみ処理、地域のごみ処理に関して、様々な起こる課題等を定期的に報告をいただく形で、町として各地域のごみの現状をそれで把握をさせていただくというようなことをお願いをさせていただく形になっています。

これは、組合でも同じようにやっておりましたけれども、町に移管された後も同じように運用させていただきたいというふうに考えております。

それから、もう一つご質問で、さらなる効率化ということで、

〔発言する人あり〕

○環境資源課副課長（小林知弘君）　はい、ごみ分別の徹底と、

〔発言する人あり〕

○環境資源課副課長（小林知弘君）　さらなる効率化や環境負荷の低減を実現するため、ごみ分別の徹底と、それから、減量のための情報提供や啓発を行うということで、これが具体的にどのようなことかということでございますけれども、

〔発言する人あり〕

○環境資源課副課長（小林知弘君）　はい、そうですね、宮代町の場合は、ごみの減量化、それから、分別に関しましては、大分進んだ町ということで、もう既に皆様にはかなり取り組んでいただいているものでございますけれども。

現在、宮代町で新たに始めました、例えばフー

ドロスとかの対策とか、やはりまだ特にこの食品ロスとか生ごみの処理に関しましては、できるところがあるのではないかということで、そういったフードロスの対策ですとかを行ったり、あとは、まだごみ処理といいましても、ごみを出しておしまいということではございませんで、当然その後に様々な処理をして、ごみというのは処理をされていきます。そういったごみ出しの後の処理に関しましても、皆様にもご理解をいただくことで、よりそのごみの分別、あるいは、ごみの出し方の正しいやり方についてご認識をいただくような、そういった働きかけをしていくということで考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

〔発言する人あり〕

○委員長（土渕保美君）　もう一点。

○委員（泉　伸一郎君）　先ほど町で何人かという後に、不足している方が、自治会が何地区あるのかということも聞いたと思うんですが。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　推進員に関しましては、地区のほうから100人にお１人程度ということでご推薦をいただいているところなんですけれども、確かに、選出のない地区もございます。ただ、それについては、自治会内できちんと管理ができているとか、そういうご意見等いただいておりますので、その地区で自主的にできるというその意見を尊重させていただいておりますので、こちらとしては、不足という考え方は、ちょっと考えていないところです。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　４時２７分

再開　午後　４時４１分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

これより環境資源課分について、はい、それで質疑。

泉議員、再質問から。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、空き家等緊急安全措置委託料で、この30万円ということで、やはりそのような使い方をされるとは思っていたんですけれども、こちらのほうは、例えば、その作業を行った場合、所有者に対して後から請求できると思いますので、その辺のことがちゃんと進められるかどうかということをまずお伺いいたします。

あと、空き家等実態調査につきましては、分かりました。

それから、予算書152、153ページ、清掃総務事業のほうですね。

こちらのほう、例えば、この久喜市の新ごみにつきまして、やはり宮代町としてもやはりお金を出すわけですから、宮代町としてもその意見をしっかりと出していただきたいということは要望でお願いいたします。

それから、減量推進員のほうなんですけれども、こちらのほう不足しているとは認めないみたいな言い方されたわけですけれども、現時点で、やはりその町内会でやりたくないと言ってやらない方がやっぱり出ていたりする地区もありますので、そうすると、やっぱりそのごみ集積所が荒らされたままになっていたりとか、そういったものも起こっているわけですので。

またそれと、この廃棄物減量等推進員に対して、衛生組合ではコロナ禍ということで説明会を行わ

なかったんですね。そうしますと、２年で交代になりますから、そうしたら交代した人がどんなことをやればいいかというのが受け継がれなくて、例えば、どういう仕事をしていけばいいのかということが分からない、そういう状態も起こっておりますので、やはりその辺は、ちゃんと宮代町としては、そういうしっかりと相談会とか説明会とかは行ってもらいたいと思いますので、その点についてお伺いいたします。

また、先ほどの効率化、あと、その環境負荷の低減の実現に関しまして質問したのは、要するに今回のその久喜の新ごみ処理施設を、やはりこれも処理量割で決まっていくことですので、そうすると宮代町は、処理量のその量を減らせば、その分負担金も下がるわけですので、やはり町として、今まで衛生組合がやっていたとは思うんですけれども、町としてさらにその減量でやっていく、負担金を減らしていくような、それを進めていったほうがいいと思いますので、その点で何かこう進める何か方法考えていますか、みたいな形で質問させていただきました。

以上、先ほどの２点だけお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁お願いします。

副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長の小林でございます。

２点ご質問ということで、お答えさせていただきます。

１点目、緊急安全措置の際の実施した際のその空き家の管理者、所有者に対する請求ということでございますけれども、これは請求をしていくということで考えておりますので、そういった形になります。

それから、減量推進員の説明会ということでございますけれども、こちらは町が引き継いだ後は、４月中に開催する形で今現在予定しておりますので、そのような形でご認識いただければと思います。

以上でございます。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。再々質問はありません。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑のある方いらっしゃいますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

住民の方からもメールでこれを聞いてくれというのもありましたので、ちょっと何点か、10点まではいかないけれども、いきますので、よろしくお願いいたします。

まず１つ目、本当、棒読みになって申し訳ないんですけれども、その方からの伝えます。

し尿処理するのにかかっている費用、これが具体的に幾らなのか。これにつきましては、令和６年度のそのし尿処理が町に移行するということで、予算書に数字があるはずではあるんですが、155ページの４衛生費、12委託料、これが該当するはずなんですが、し尿処理費として明記されていないので分からないとの付記がございました。

次、クエスチョン２とこの方のありまして、この上の費用というか、し尿の処理の費用に関しまして、県や国の平均の２倍の単価費用がかかっているというふうな形になっているんですけれども、これはなぜか。これ、根拠費用が予算書のほうでは当然ないですけれども、久喜宮代衛生組合の監査資料、これで全体の数字として出てはいるんですが、宮代町のし尿処理の単位当たりの処理費用は明記されていないというのが問題の出発点ということと承っております。

また、次に、クエスチョン３、し尿処理料金、また、町への入金額、町が負担している費用との

関係。これはそれぞれ相関関係というか、どのようになっているのでしょうかということです。まず、運営は赤字なのか、また、特定の利用者に対する町の負担は適切なのか、収支改善策は料金改定でよいのかなど、いろいろな観点から運営の改善が必要と思われますということです。

クエスチョン４、これ、クエスチョン５につながるんで、うっと思わないでください。

し尿処理、これは赤字事業はやめるのかやめないのかということを提起して、クエスチョン５、し尿処理はやめられないから続けていると思われるが、生ごみの堆肥化などはなぜやめたのか、比較の問題ですね、これが、行政側が勝手にやめてよいのかということが付記されております。

また、中止は手続的にどのような手続で決定したのか。また、住民の意向、これはどのように反映されたのか、前段の議員のコロナ禍というのがあるのかもしれません。こちらについては、後で必要であれば執行部のほうにもお伝えしますけれども、送られてきた方のブログ等に細かいことがあって、さっきちらっとお見せしたところでございます。

ここまでが、ある町民の方から強くお願いされたところではあります。

次に、私のほうで、し尿もあるから、ごみ関係のほうがいいかな。

12月に協定書というのを結ばれているというのは承知しておりますが、これ今さら言ってもってところありますけれども、12月の議会が終わった後に結んでいるわけですよね。そうすると、その当時にいた議員というのは、もう次が選挙を控えているわけですから、議会が責任を持たない状態で執行部がそのような形で結んだというところは非常に問題だと僕は思っております。

そこのところはいいといたしま……ただ、協定書読ませていただきましたが、パーセンテージとかとその辺のはまだ入っておりません。前段の議員がおっしゃったように、今後久喜と宮代との割合というところも出てくると思います。この割合、僕ちょっと分からないので、本当、久喜宮代衛生組合の議員にもなったにもかかわらず、分からないので本当申し訳なく恥ずかしいんですけれども、教えていただきたくて質問させていただきます。

一応、焼却のほうで21.4％という数字は承知しております。また、附帯設備のほうにもそのような形になっていますが、この21.4％というのは、契約期間が20年だったか、25年だかあったと思いますけれども、その間ずっと固定なのか、それとも、例えば３年後とか１年ごとの実績に応じて変動していくのかというところがちょっと分からないものですから、気になっているのでお尋ねします。

その質問の根拠というのは、例えば、久喜宮代衛生組合が解体になる直前、例えば、今年度でも昨年度でもいいですけれども、そのときの実績をベースにというふうな契約を締結したほうが、久喜としては有利なんですよね、どんどん開発もされていて、今後宮代、久喜とのごみの割合というのは久喜の多くなっていくと思われる。宮代の開発とのスピード感が違いますから。そうなってくると、本来であれば、例えばですけれども、今７、３で、久喜７割、宮代３でやったとして、10年後ごみの量の割合が８対２になっていても、いや７、３でやったからというふうになってしまうのは非常に問題じゃないかというのが、この方とも話をしていたんですけれども、メール送ってくださった方もね。そのような形で問題点というか、要は宮代が負担が多くなり過ぎないようにできるかどうかというところで質問させていただきます。

次に、先ほどから太陽光のことがいろいろと出

ていますが、分かる範囲で結構です。

今現在、役場の上についている太陽光パネル、これが調査から、設置からいろいろとあって、今に至っております。モニタリングのそのシステムが壊れたとありますけれども、要は撤去するときまでの費用も含めてですけれども、トータルでどのような、要は費用対効果というか、赤字になっているのか黒字になっているかだけでもいいですけれども、その辺のところをご説明いただきたいと思います。

次に、空き家対策事業のほうで、これは先ほどまあちょっと廊下でも確認させていただいたんですけれども、要は宮代町の場合は、空家対策協議会条例はあるけれども、対策条例的なところはこれから提案してという形になって、要は、現時点では条例がないものですから非常に大変で、実際、空き家対策の、先ほど小林さんがご説明してくださったように、行政代執行的なところのことをご説明されたんだと理解しておりますけれども、要は基準というか、要件をある程度満たして、実質的なところを、しかも要件を、危険性をベースにやらなければいけないというふうな理解でよろしいのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

また、先ほど前段の議員もありましたけれども、その費用というのは、所有者、これも所有者といっても、例えば、残土の問題で分かるように、あそこは建物ないですけれども、本当に所有者が非常に複数いるという形になっていますけれども。

そのような場合、要は求償権を取得して行使するという形になるとは思うんですけれども、そこんところの交通整理が非常に大変になってきますけれども、それはまあ空家等対策協議会のほうの専門家のほうでも話してはいるんだとは、ちょっと僕も議事録読んでいないんではっきりとは言えないんですけれども、そこんところの交通整理というか、予想されるのは、幸いなことに先行自治体、周辺ほとんどはもう既に条例を制定しているというふうに先ほど課長からお聞きしたものですから、そういうところから実態のほうを学んでいくことができるというところはメリットかもしれませんけれども、そこんところの見解のほうをお尋ねしたいと思います。

これあと最後に、先ほど申し上げたように、空家対策協議会、このことについてご質問させていただきます。

調べたところ、昨年度３回行っているんですよね、協議会を。11名の委員がいて３回行っている。そのうち３名は専門家みたいですけれども。

これ予算書のほうで言いますと、すみません、協議会のページが、92、93、私たちの予算、その64ページに空き家対策事業というのが出ておりますけれども、ここに、空家対策協議会の委員の費用弁償は３万1,000、旅費が出ております。これの内容、内訳、何名の方に対してどのようにやったの、幾ら払ったの、来年度何回予定しているのか分かりませんけれども、過去の部分でこれまで３回は、来年度以降のは３万1,000円の予算計上ですけれども、昨年度というか、今年度の部分はもう既にはっきりしていると思いますので、何名の方に幾ら、特に最高額の人は、別に名前まではいいですけれども、幾ら払ったかというところを教えていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課の田邊です。

まず、１点目のし尿処理費用幾らなのか、また、予算書のほうに久喜宮代衛生組合のほうではいろ

いろ細かく設定があったものに対して、町の予算書のほうに設定がないというご質問かと思うんですけれども、久喜宮代衛生組合で行っているし尿処理業務、主にし尿収集業務とし尿処理業務があるかと思います。

し尿収集業務については、宮代町のほうで業務を行いますので、し尿処理の収集業務委託費用ということで計上させていただいております。

し尿処理に関しましては、今度北本地区衛生組合のほうに町は加入いたしますので、北本地区衛生組合のほうの予算のほうで執行していくことになりますので、町のほうには、久喜宮代衛生組合で設定していた処理に関する予算というのは、設定しませんので、そのような形で町の予算書は成り立っているような形になっております。

続いて、２問目の県・国よりし尿処理単価のほうが平均より高い、ちょっと町単価の明記がないということかと思うんですけれども、こちら町単価の明記がないということに関しましては、久喜宮代衛生組合、久喜市のし尿と宮代町のし尿共同で処理しておりますので、宮代町分ということで単価の算出はございませんので、そのようなことから町単独の明記はないような状況でございます。

あと、県・国より単価の高い、低いというのは、町のほうで事業を行っているものではありませんので、申し訳ございませんが、ちょっと町のほうでは回答ができない状況でございます。

３問目のし尿の料金、運営として赤字ではないか、改善が必要ではないかということなんですけれども、あと４問目も関連するかと思います。

こういう赤字のものに対して、し尿業務をやめるのか、やめないのか、どう考えるのかということなんですけれども、し尿、通常のくみ取りのもの、あと、浄化槽の汚泥、浄化槽設置世帯が汚泥出ます。あと、農業集落排水汚泥を利用のご世帯の方はその汚泥。こちらの内容物に関しましては、町がその処理責任というのを負いますので、赤字というのはもちろん解消しなくてはならないと思うんですけれども、赤字であるからその業務をやめるとなりますと、皆様のそういうし尿に関して処理ができなくなってしまいますので、やめるという選択はございません。

あと、５問目の生ごみの堆肥化のやめた理由、どのような経緯でやめたのか、住民の方のお声というのは伺ったのかということに関しましては、こちらも久喜宮代衛生組合の事業ですので、ちょっと町のほうでは把握していない状況でございます。

○委員長（土渕保美君）　副課長。

○環境資源課副課長（小林知弘君）　環境資源課副課長、小林でございます。

続いてのご質問ということで、新しいごみ処理施設の協定に関してということで、負担割合が21.4％になっているということについてのご質問かと思います。

この負担割合21.4というのは、建設に関する費用でございまして、この久喜市と協定を結んだ内容は、この建設に関することと、それから、施設の運営に関すること、この２つが要素として含まれます。

固定しているのは、この建設に関する21.4％が固定されているということでございまして、運営に関しましては、いわゆる処理量で変動してまいります。その処理量というのは、前々年度の処理量を、実績を使いまして、その中からごみの量の実績に応じて宮代町と久喜市の割合を決めていくという形になっておりますので、その点ご認識いただければと思います。

それから、庁舎の太陽光発電に関して、今乗っている太陽光設備の費用対効果、現状がどうなっ

ているのかということのご質問かと思いますけれども、これに関しましては、申し訳ありません、環境資源課ではデータが持っておりませんので、企画財政課のほうで把握をしているものと思います。よろしくお願いいたします。

それから、空き家対策に関してということで、緊急安全措置に関して、いわゆる基準を満たしたら代執行的なものをやるということでよいのかというご質問でございました。

おっしゃるとおりでございまして、町が設けるいわゆる一定の基準を満たした、条件を満たしたものに対して、緊急安全措置あるいは代執行、代執行はちょっとあれですけれども、緊急安全措置を実施していくという形で考えております。

それから、続いてのご質問で、空き家の権利関係で複数の方が絡んで、所有者あるいは相続人ですかね、というような状況が発生した場合のその調整の仕方ということでございますけれども、こちらについては、そうですね、町としては、当然その全ての所有者、関係者に対して、空き家対策が必要な状況が発生していましたら、その方たちに同じように働きかけをしていくということで、その所有者間の協議を町のほうで何かその取りまとめ的な対応するということは、それは行わないということでございますので、あくまでも町としては空き家対策で必要な措置を、情報をそれぞれの権利者の方たちに情報を打っていくということが基本になろうかと思います。

〔発言する人あり〕

○環境資源課副課長（小林知弘君）　そうですね、空家対策協議会の費用弁償と報酬でございますけれども、令和６……

〔発言する人あり〕

○環境資源課副課長（小林知弘君）　旅費。

〔発言する人あり〕

○環境資源課副課長（小林知弘君）　はい、費用弁償……

〔発言する人あり〕

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課の田邊です。

空家等対策協議会の協議会委員の費用弁償についてかと思うんですけれども、１人当たりの単価ですが、費用弁償については300円ということになっております。

〔発言する人あり〕

○環境資源課主幹（田邊和美君）　令和６年度、失礼しました。令和５年度の……はい。ああ、はい。

○委員（佐藤将行君）　予算として計上しておりますけれども、令和５年度に３回行って、その方たちみんな出席しているので、それが、この３万1,000円も何回をベースに、今期しているかとか分からないし、その費用のほうが少なくても令和５年度はもう３回行われたわけですから、そこんところの３人か４人かそれぐらいだと思いますけれども、調書とか取らないから、そこんところの詳細を教えてくださいということです。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課の田邊です。

令和６年度に関しては、４回開催を予定しております。

その対象なんですけれども、委員が全部で11名いる中で、その費用弁償の対象となるのが７名の方になりますので、その方の分の費用弁償を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（佐藤将行君）　即答できないんでしたら後で結構ですけれども。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○環境資源課主幹（田邊和美君）　環境資源課の田邊です。

ちょっと具体的な数字を持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○環境資源課長（大場崇明君）　環境資源課長の大場でございます。

先ほど、し尿の関係でちょっと補足というか、担当がした答弁に対する補足をさせていただきたいんですけれども、し尿の関係について、予算書の152ページ、153ページになりますが、この中で、運営が赤字かどうかというようなお話があったと思いますけれども、この北本地区衛生組合が行っている事業に関しましては、赤字だとか黒字だとかという概念が特にあるわけではなく、あくまでも処理すべきものに対して発生する金額を町として負担をしていくという考えになりますので、まさに町の義務的経費として、発生するごみを処理するのと同様に、し尿も処理しなければならないということになりますので、そもそも赤字、黒字という考え方自体がこの事業についてはないということをご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ありがとうございました。

ちょっと申し訳ないけれども、私の質問ではないので、そのように伝えさせていただきます。

先ほど、持ち合わせていない、環境資源課まだ数年でほとんどが企画財政課のほうが、特に太陽光のほうはやっていたということなんで、そこんところ僕ちょっと失念していて申し訳なかったです。

先ほど、し尿のが倍になっているというのは、宮代町だけではなくて、ちょっとその資料も僕いただいたんですけれども、県の平均というか、県の出しているのが9,485円パーキロリットルで、宮代、久喜その双方合わせたのが１万8,925円と倍になっているんですよね。それで僕のほうに聞いてきたという経緯があったのは覚えているので、ですからそこんところ宮代分がどうのこうのとかというふうなのが分かればいいんですけれども、恐らく持ち合わせていない、分からないでしょうけれども、じゃなぜ、久喜宮代が県平均の倍にまでなっちゃっているのかというところはお尋ねしたいと思います。

あと、先ほどのご回答で21.4％のことで、建設費の部分は21.4％で固定というのは承知いたしました。理解したというか、仕組みが分かりました。

し尿は前年度ベースにというふうになっているのも分かりました。

これちょっと僕のほうの記憶のほうがあやふやなんでお尋ねしたいところは、これ１回、久喜との委託の締結したら、20年か25年か、それずっと抜けられないというか、その契約に拘束されるというふうな理解でよろしいのかどうか、というのがまず１つあります。

今後、幸手、杉戸のほうも炉が古くなっていって、喫緊の課題になっていって、５年、10年の間にできるであろうというふうな話は流れてきているんですけれども、その場合に、久喜宮代衛生組合の次の段階で久喜市のほうに委託しているのよりも、その場合に、仮に杉戸でも幸手でもそっちに委託したほうが安いという場合に、20年、25年と拘束されているとその自由度がなくなって、もう杉戸に頼めば、幸手に頼めば安いのに、まあ久喜ともう抜けられない契約しちゃったからというふうになるのが問題じゃないかというふうなのを言われていますので、そこのところのお考えをお

尋ねしたいと思います。

また、建設21.4%固定というのは先ほどのご説明で仕組みというのは分かりましたけれども、これは、過去のたしか宮代と久喜の処理量の割合をベースにして21.4%になったというふうに僕はちょっと聞いているんですけれども、間違っていたらごめんなさい。

仮に20年、25年という形で21.4%になっているとして、例えば、25年後、20年後、宮代のほうで、ひょっとしたら宮代がばーっと上がって新しいの自分で造るとか何があるか分かりませんけれども、その場合、宮代が久喜との契約締結から開放されたときに、それまで20年なり25年なり21.4%払っていて、建物自体は久喜市の所有物ですから、宮代21.4%分宮代町が共有という形になるわけではないので、そこんところ考えると、資産として考えた場合に、もうちょっと下げるべきではないのかなあという考えもひとつあるので、その辺を環境資源課のほうで検討したのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

あとは、個別にちょっとお尋ねしたりとかするので結構です。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○環境資源課長（大場崇明君）　今いただきました質問にお答えさせていただきます。

環境資源課の大場でございます。

まず、し尿の関係なんですけれども、この単価について、ちょっと資料を持ち合わせていないというところがあって大変恐縮なんですけれども、まず１つ言えることは、久喜宮代衛生組合のし尿施設についてはかなり老朽化が進んでいて、処理費用が非常に高い状況にあったというのは私ども承知をしています。

それが、北本地区衛生組合に入ることによってかなり安くなるというふうに思います。ただこれが、国・県の平均の9,485円になるかどうかというところの今数字は持っておりませんが、恐らく、それに近い数字にはなるのではないかというふうに思っていて、負担金の額でいけば、久喜宮代衛生組合に払っていたときよりも、今回宮代町で予算化させていただいている北本地区衛生組合の負担金は、年間でいくと一千五、六百万減額をしているということになりますので、ちょっと今までの久喜宮代清掃センターのし尿処理施設の効率が悪かったというところが、単価が高くなっている原因の一つだというふうに承知をしておりますので、ご理解をいただければと思います。

それとあと、新ごみ処理施設の負担金の関係でございますけれども、21.4%というような話については、まず先ほど担当の副課長のほうからご説明させていただきましたとおり、建設にかかるものについては、これは久喜市と宮代町が共同で使っていきますので、それぞれの割合を乗じた形で負担をしましょうというのが１つの基本的な考え方です。

ただ、宮代町としてはどうしてもその久喜市のつくっている計画の中で、にぎわいと言われている部分についてはちょっと宮代町としては難しいですよというようなことで交渉させていただいて、そこについては、久喜市さんのほうも、これは久喜市の事業であるので、久喜市のほうで負担しますというような形になりまして、今のような形になりました。

21.4%をなぜそこで確定させるかというのは、少なくともそれまで扱ってきた処理量割と均等割といわれる部分が令和４年度に確定をしておりますので、その時点のもので確定しないと、毎年毎年その額が変わっていくということになりますの

で、建設に当たってはそういうような形で確定をさせていただいております。

ただ、運営費については先ほど申し上げたとおり、議員さんのご指摘のとおりだと思いますけれども、減量化、あと前段の議員さんもおっしゃられていましたが、減量化を進めることで宮代町のリスクが下がっていく、そうすると運営費にかかる費用については、安くなっていく可能性があると。逆に久喜市さんが頑張っちゃうと宮代町は高くなる可能性もあるということなので、ここは自治体間競争というか、それぞれの施策という部分がこれから生かされていく部分だと思いますので、ここについては、議員さんなどからのアドバイスもいただきながら、しっかりと減量化を進めていきたいなというふうに思っています。

20年、25年、こう確定することについて、仮に杉戸さんですとか幸手市さんが安くなったらどうするのかというような話もいただいたとは思うんですけれども、まず、宮代町として考えなきゃいけないのは、安定的なごみ収集、ごみ処理を継続的にやっていく、心配があっちゃいけないと思います。住民の皆さんが何年後かにごみ出せなくなっちゃうかもしれないなという心配の中では、これはごみ行政というのは、難しいと思っています。というのは、ごみ行政というのは、いわば福祉だと思っています。完全な住民の福祉のために必要なことであって、どこかが処理をしなくちゃいけないという状況になります。

そういう中で、どこかの地区がごみ処理施設の建設を行って、その中で、言い方が正しいかどうか分からないですけれども、昔であれば迷惑施設と言われているようなものを受け入れているというのが現状ごみ行政であります。

そういう中で、杉戸さんですとかほかの自治体がごみ処理施設を新たに建設をするといったときに、安いから宮代町そっちにお願いしますというようなことは、一般的な買い物であればできるんですけれども、ごみ行政に関しては、これははっきり言って売手市場ではないです。買手市場と言って正しいと思いますけれども、少なくともほかの地区のごみを受け入れるということになると、そこの地区の住民感情ですとかいろんなことを考慮しなくちゃいけないので、一度そこをお願いをするということになると、かなりリスクが高い、場合によると受入れをしていただけない可能性も出てくるというようなことも含めてごみ行政というふうに考えていかなきゃいけないと思っていますので、まずは、長期的に久喜市さんとの今回協定を結ぶことができて安定的なごみ処理ができるような状況をつくり出すというのが我々の行政の仕事でしたので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

その後の状況については、これからまあいろいろ、また世の中というのは変わっていくと思いますので、そういった中でどういうものがいいのかというのは、これは常に検討していかなきゃいけないというふうに思っておりますけれども、現時点としては今申し上げたとおり、安定的なごみ行政を行っていくという基盤を何とか今回つくらせていただいたということでご理解をいただければと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　はい、どうぞ。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

非常に丁寧なご説明いただきました。ありがとうございました。

この質問者の方には伝えさせていただきます。

３点ぐらいかな、まず、にぎわい施設の件、これも先日埼玉新聞かな、朝日か読売だったかな、にもちょこっと出ていたところであると思うんで

すけれども、この辺のほうも、宮代からわざわざ地理的に、今の久喜宮代衛生組合の場所であればまた別ですけれども、そういうところはやはりアクセスの部分でも厳しいというところで、ちゃんと指摘していただいたのは非常に分かりました。

また、そもそもし尿に関して効率が悪かったというのも教えていただきまして納得できたところであります。

さらに、処理量割、均等割の件のところを考慮してやっているというところも、ある程度ちょっと、全部今の時点で理解したわけじゃないですけれども、後でちょっといろいろと教えていただきたいと思います。

あとは、伝えられるところは大丈夫だと思いますので、以上にさせていただきます。どうもありがとうございました。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

１点だけお願いいたします。

ごみ処理環境推進事業なんですけれども、協定で決まったんですが、今新聞にも出ていますけれども、久喜のほうが否決されましたよね、委員会で、久喜のその今、課長からもお話ありましたけれども、にぎわい事業とかその部分なんですけれども、宮代町は炉のほうの負担ということと、あとは燃料として電気の宮代に来る分を20年間4,000万を、20年間ですか、寄附というか、地域に返していくという形なんですけれども、今久喜で全体否決されるということは、もし全体が安くなる過程ではあるんですけれども、ということも考えられるときに、そのにぎわいの電気のほうの温水プールとかそのほうの、今町が負担金としてじゃなくて、地域に返すその部分の変更というのは関係あるのかないのかお聞きします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○環境資源課長（大場崇明君）　環境資源課長の大場でございます。

今ご質疑をいただいた内容なんですけれども、久喜市の議会の中で、委員会の中で、余熱公園と言われている施設の部分について、建設費と運営費、20年間分の運営費ということで、これは否決をされております。

これが本会議の中でどうなるかということになるんですけれども、本会議の中で否決をされた場合に、久喜市が新たにその計画を見直すのかとか、それをやめるのかというところについては全く情報がないので分からないんですけれども、その状況に応じて町のほうとしては対応していくということになりますので、情報が入ってきた段階でどうするかということになっていくと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、以上で環境資源課分の質疑を終了いたします。

――――――――――――◇――――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（土渕保美君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月18日月曜、午前10時から委員会を開き、福祉課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　５時２１分

予　算　特　別　委　員　会

第　３　日

出席委員（１１名）

佐藤将行君		丸・山妙子君	
福澤和美君		野原洋子君	
金子正志君		小島あけみ君	
泉　伸一郎君		鈴木次男君	
合川泰治君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長　田島正徳君）			

欠席委員（２名）

丸藤栄一君	塚村香織君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

福祉課長	鈴木淳史君	福祉課主幹	小林和政君
福祉支援担当主査	荒川俊二郎君	福祉支援担当主査	平向優子君
子育て支援課長	横内宏巳君	子育て支援課副課長	吉田直子君
子育て支援課副課長	飯山保孝君	こども笑顔担当主査	飛鳥馬則子君
こども安心担当主査	清水邦江君	こども保育担当主査	松岡祥哲君
みやしろ保育園主幹	伊東文子君	国納保育園主幹	小野美保君
健康増進室長	竹花　治君	健康増進担当主査	中村淳一君
住民課長	草野公浩君	住民課主幹	高橋正巳君
住民課主幹	田原浩介君	国保・後期担当主査	安部麻里亜君
年金担当主査	山﨑　貴君		

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主任	金子尚子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（土渕保美君）　ただいまの出席委員は11名であります。

これより、３月15日に引き続き予算特別委員会を開きます。

――――――――――――◇――――――――――――

◎議案第２０号の審査（福祉課・子育て支援課・住民課）

○委員長（土渕保美君）　本日は、議案第20号の令和６年度宮代町一般会計予算についてのうち、福祉課、子育て支援課、住民課の順に質疑を行います。

これより福祉課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。また、質疑に際して、資料名、ページ数と、明確に分かりやすくお願いいたします。質疑はまた分かりやすく端的にお願いいたします。

それでは、担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○福祉課長（鈴木淳史君）　おはようございます。福祉課長の鈴木と申します。よろしくお願いします。

順番に担当のほうに回しますので、それぞれあいさつさせていただきます。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹の小林です。よろしくお願いいたします。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　おはようございます。福祉課福祉支援担当主査の荒川です。よろしくお願いします。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　おはようございます。福祉課福祉支援担当主査の平向と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

早速質疑に入ります。

質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　121ページの墓地埋葬取扱事業所の中なんですけれども、まず確認というんですか、この上側に、委託料、委託料と同じ12の項目であって、金額が一緒というのは同じ内容でよろしいのかと、死体埋葬を行うと書いてあるんですけれども、過去に、２年分でいいので、現状、宮代で何人の不明者の死体があったのか。または、死亡した人の埋葬ができなかったのが何件あったのか教えていただけないでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹の小林と申します。

委員さんご質問の墓地埋葬取扱費でございます。こちらにつきましては、委託料につきましては、こちらの場合は身元が分かっていますが、葬祭を行う方、埋葬または火葬を行う方がいない場合につきまして、死亡地である市町村のほうでその取扱いを行うというものでございます。

委託料につきましては、そういった取扱い、死亡埋葬の取扱いに係る委託、事業者さんのほうにお願いする部分もございますので、そこで委託料を計上しているところでございます。この２か年、３か年の実績でございますが、令和４年度に１件ございまして、支出がございました。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　答弁漏れなんですけれども、どちらの埋葬があったのか。死亡者が分からなかったのか、埋葬ができなかったのか、どちらか教えていただけますか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　こちら、行いましたのは、墓地埋葬取扱費のほうで取り扱いまして、身元は分かっていますが、火葬または埋葬を行う方が近くにいらっしゃらなかった、そういった方につきまして火葬を行ったものでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　続きで再質問になりますけれども、先ほどちょっと分かりづらかったんですけれども、その費用なんですけれども、埋葬の場合と、その後墓地に埋めたりとかすると思うんですけれども、そういう費用というのはそれぞれどのようになっているんでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　こちらにつきましては、主な費用でございますけれども、火葬に係る費用と葬儀の方にお願いする委託料の部分で、ご遺体を安置する費用ですとかご遺体をお運びする費用、そういった費用に経費がかかっているものでございます。あとは、火葬、埋葬に係る費用でございます。

以上でございます。

令和４年度の金額につきましては、16万4,031円の支出がございました。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　最後の質問になります。埋葬されるというか墓地ですか。これは宮代の中ではどこか決まっているんでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

宮代町の町内の墓地ではございませんで、春日部市内の共同墓地のほうに埋葬させていただいているところでございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございます。

死者を埋葬することは、人間の尊厳に関わることなので、大変厳しい仕事ですけれども、ありがとうございました。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島です。よろしくお願いいたします。

予算書が110ページ、社会福祉事業で、私たちの予算書の38ページ、西原自然の森活用事業についてなんですけれども、今年度の、令和６年度の目標として、福祉交流館すてっぷ宮代を活用し、ボランティアの育成に向けたセミナーやイベントを開催しますとありますけれども、セミナーの開催数とかイベントというのは、令和６年度はもう決まっているんでしょうか。

それと、あとボランティアの育成ということで、下に前期実行計画の目標として50人以上、これは令和７年度に向けての目標だと思うんですけれども、現在ボランティアは何人いるのかということをお聞きしたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉支援担当主査の平向でございます。

西原自然の森活用事業の、まずボランティアの育成に向けたセミナーやイベントということですが、６年度については、現在、社会福祉協議会さんのほうと調整中でございまして、令和５年度はどういったものをしたのかといいますと、セミナーというよりは、新しく日本工業大学の学生さんと連携した学生ボランティア事業だったりとかいうものが新しいボランティアの事業として成り立っておりまして、上半期の実績なんですけれども、大学生さんでいうと39名ほど、参加のボランティアとして、ごめんなさい、大変失礼いたしました。34名の方、30名の日工大生さんと、あと町内の大学生さんが、新たにボランティアとして活動しているということがございます。

それ以外に、ボランティアの育成ということで、どういったものをボランティアとして見ているかというところなんですけれども、第５次総合計画の西原自然の森活用事業につきましては、まず見守りさんということで、見守りサポーターというボランティアの育成をしております。こちらにつきましては、個人登録で107名、団体登録で23団体543名、また、お店の事業所さんとしての登録といたしまして34店舗、こちら上半期になりますけれども、令和５年度の実績があるものでございます。それ以外にも、ボランティアさんにつきましては、一芸ボランティアさんと呼ばれる、慰問活動を行ったりだとか、町民の方からご希望があった場合には依頼で受けていただくボランティアさんがいらっしゃいます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

予算書の113ページの(7)宮代町生活サポート事業の町内に居住する障がい児・障がい者とその家族の生活支援のための部分で、本年度の特徴が、障がい児・障がい者の一時預かり、送迎、外出援助等のサービスの実施とありますけれども、こちらの詳しい内容を教えていただきたいです。

あと、115ページの障がい者地域生活支援事業の扶助費の部分の紙おむつ支給費が、こちら210万円とございますが、こちらの内訳といいますか内容を教えていただきたいです。

あと、117ページ、こちらは、福祉タクシー等利用料金助成事業の福祉タクシー、それと、私もちょっとよく分からなくて申し訳ないんですけれども、121ページの高齢者等タクシー利用助成金とタクシーの助成の部分が２種類あるんですけれども、高齢者と障がい者というのが重なる方もいらっしゃると思うんですけれども、こちらは両方が重なっても使えるのかどうかと教えていただけたらと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　宮代町役場福祉課主幹、小林です。

それでは、随時お答え申し上げます。

まずは生活サポート事業でございます。生活サポート事業は、住民の身近な事業者団体が、身近な場所で、障がい者及びその家族の必要に応じて事業者さんが行う生活サポートと言われる事業に要する経費を助成するものでございます。どういった形かといいますと、障がい者の余暇活動で、ご家族の代わりにどこかに連れ出してあげますとか、そういった事業を実施する事業でございます。具体的には、本年度は11人の方が利用されておりまして、対象事業者は、４事業者が活動に取り組んでいるところでございます。

続きまして、地域生活事業の中の紙おむつにつ

いてでございます。こちらの紙おむつ事業につきましては、常時紙おむつを必要とする心身障がい者また障がい児の方に対して、紙おむつの購入費を助成するものでございます。購入の支給限度額が、月5,000円を限度として補助しているものでございます。本年度の実績でございますが、１月末現在の数字でございますけれども、141人の方が利用していただきまして、支給額が62万9,647円の利用があるところでございます。

以上でございます。

続きまして、タクシーの事業でございます。福祉タクシー事業でございますが、まず福祉課所管の福祉タクシー事業を申し上げます。こちらの福祉タクシー事業につきましては、主に障がい者の方を対象にしている事業でございます。主に障がい者の方と難病と言われるご病気のある方に対して補助を実施しているものでございます。こちらの補助につきましては、初乗り料金の補助のものが、１年間に36枚を限度にして補助しております。

また、タクシーは使わないよという方もいらっしゃって、自家用車を利用する方もいらっしゃいます。そういった方につきましては、燃料費の補助ということで、こちらは600円の補助券を12枚補助しているものでございます。

こちらが福祉課所管の福祉タクシー制度でございますが、高齢者等タクシー助成事業のほうはどういった方が対象になるかといいますと、主に75歳以上の方、あとは、身体障がい者、福祉タクシーとダブる部分もございます。身体障がい者の方、知的障がい者の方、精神障がい者の方、あと難病の方、そういった方がダブる形で受給をしております。また、介護保険におきまして、要介護等になっている方につきましても、高齢者福祉タクシーの制度の対象となっているところでございます。こちらの高齢者等タクシーにつきましては、助成額が、助成券１枚当たり300円でございまして、年度当たり48枚の助成をしているところでございます。主な違いといたしましては、障がい者の福祉タクシー制度につきましては、埼玉県全域のタクシー事業者さんと協定を結んでおりまして、ほぼ埼玉県どこでも使えるような制度になっております。一方、高齢者等タクシー助成事業につきましては、出発地、到着地の両方またはいずれかが宮代町内であるということがございますので、宮代町、杉戸町の事業者さんのほうでご利用できる形になっております。

以上でございます。

答弁が１点漏れておりました。ダブる方はどうされるかということでございますが、先ほど申し上げたとおり、高齢者等タクシー事業につきましては、福祉タクシー制度の方とダブる部分がございますので、そちらにつきましては、両方使えるということで整理をしております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　再質問をさせていただきます。

障がい児・障がい者の一時預かりの部分なんですけれども、11人の利用で４事業者ということですが、こちらで、今予算のほうが150万円になっておりますが、それだけ使われるのかということと、あと紙おむつのほうなんですけれども、予算210万円なんですが、今のところ62万9,647円ということで、かなり少な目ではあるのですが、こちら、ちゃんと行き渡っているのかということと、あと、こちら福祉タクシーと高齢者等タクシー、ダブっても使えるということで、それは分かりました。

こちらの使用状況、どちらも年内何枚ぐらい使われたのかということをお聞きしたいです。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。随時ご質問にご回答したいと思います。

１番目の生活サポート事業でございます。本年度予算額150万円の予算を計上しているところでございますが、令和３年度から大体の推移を見ますと、令和３年度が66万1,000円、令和４年度が60万6,000円、令和５年度が、先ほど申し上げたとおり70万2,000円ぐらいの形で推移しておりまして、若干低めに推移をしているところでございます。

この生活サポート事業といいますのは例えばどこかに通う、ヘルパーさんに来てもらう、そういった法定の事業はあるのですが、そういった法定の事業に当てはまらないときに使うことが多くなるものですから、やはりそこは補完する部分というところで、若干需要は少なくなるのかなというふうに分析しているところでございます。

続きまして、地域生活支援事業の紙おむつの部分でございます。福祉産業委員会の資料のほうにも、こちらは出ていないですね。

大変失礼しました。産業福祉委員会資料福祉課の部分につきまして、３ページをご覧いただきたいと思います。

こちらのとおりの推移でございまして、５年度、４年度、３年度の推移を載せてございます。ご利用額につきましては、それぞれ62万9,000円、109万2,000円、110万2,000円という推移でございます。こちらの周知方法等につきましては、ホームページ等で周知していますとともに、新たに障がい者の手帳を取得されたときには、必ず対面で、こういった条件でご利用できますという形になっておりますので、おむつですから、常時排せつに困難がある方ですから、そういった方には周知のほうはされていると思っているところでございます。

続きまして、タクシー事業でございます。福祉タクシーの事業につきましての利用者数の推移でございますが、やはり先ほどの福祉産業委員会資料福祉課の部分の４ページでございます。

資料中ほど、福祉タクシー券の利用につきましては、こちらも５年度、４年度、３年度の利用状況がございます。別表の下のところをご覧いただくとよろしいのかと思いますが、５年度利用件数が、タクシー券が5,077件、燃料費の助成が4,859件、４年度はそれぞれ5,582件、5,578件、３年度が6,024件、5,489件ということで推移しておりまして、大体同じぐらい、また少し今年度は上がるのではないかと思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。よろしくお願いいたします。

予算書の112ページ、113ページ、福祉交流センター運営事業の一番右側、本年度の特徴のところで小学校との交流というのが書いてあるんですけれども、どのような交流を予定されているのか。また、今までされたことがあるのかお伺いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉支援担当主査の平向です。

陽だまりサロンの小学校との交流についてのご質問ですが、今現在は、コロナの流行ということ

もありまして、ここ３、４年は直接的な交流というのを学校のほうから控えたいということもありまして実施していないところもあったんですが、今年度の、令和５年度の取組といたしましては、学校の廊下を使って例えば飾り物のメッセージを子どもたちに書いてもらうとか、あと学校でもクラスによっては２時間目の休みに行っていいよというような形で、多くの人がそろわないような形で、学校のほうも少しずつ交流をスタートしているところでございます。

過去には、陽だまりサロンの中でイベントを一緒に行ったりというようなこともあったんですけれども、現在はそういった形で少し制限をして実際交流をしているところではあるんですが、陽だまりサロンのほうも学校のほうも、なるべく早く交流がスタートできるといいなということで今お話を伺っています。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

川野委員。

○委員（川野武志君）　おはようございます。川野です。何点か質問させていただきます。

まず、ページ110なんですけれども、社会福祉事業なんですけれども、予算が、差額が165万7,000円と、今回予算が下がっているんですけれども、そのあたりどうしてなのか教えていただきたいと思います。

２つ目に、18節の埼玉県埼葛北地区福祉有償運送市町共同運営協議会負担金なんですが、昨年は、報償費という形で、謝礼という形で掲載されていたんですが、その枠がどうしてこうなったのか教えていただきたいと思います。

３番目に、重度心身障がい者医療費支給事業も、予算が今年度下がっているんですけれども、そのあたりも教えてください。

そして、４番の重度心身障がい者手当支給事業も、この辺も今回下がっているので、その辺を教えていただきたいと思います。

また、西原自然の森事業なんですけれども、６年度の目標として、移築民家の旧加藤家をはじめとした旧齋藤家、旧進修館の指定文化財を保全しつつ、可能な限り活用できる計画を作成し活用を進めていきますという目標があるんですけれども、そのあたりも説明していただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

まず、社会福祉事業でございます。予算額の増減につきましてご説明申し上げます。

本年度全体では、165万7,000円ほど減額になってございます。その主な内訳でございますが、昨年度委託料に計上しました第２期地域福祉計画策定業務につきまして、今年度策定が終わったものですから、その部分が皆減になりました。約440万円の皆減でございます。ただ、金額が増になった部分もございまして、それは社会福祉推進事業補助金でございます。こちらは、補助金額で比較しますと、前年度259万9,000円ほど増額になっておりますので、合わせますと165万7,000円程度の減額になったというところでございます。失礼しました。

社会福祉推進事業補助金の増額の理由でございますが、こちらは社会福祉協議会への補助金を増額させていただいたものでございます。

あと、こちらの事業の中で、福祉有償運送の負担金の項目がございます。こちらは、昨年度報償費で計上させていただいたものでございます。

福祉有償運送につきましては、協議会をもって地域内の事業者の聞き取り調査等をさせていただいているのですが、地域内が持ち回りの事務局をやらせていただいておりまして、構成する市町村が、宮代町のほかに久喜市、幸手市、白岡市、杉戸町の５市町村で構成しております。持ち回りで事務局をさせていただいておりまして、今年度は宮代町が幹事市ということで、必要経費は宮代町のほうから計上して支出したという形になっております。来年度は事務局が終わりまして、今度は、私どもがかかった経費の部分を均等割で負担するという形になります。

続きまして、重度心身障がい者医療費の支給事業の減額の理由でございます。こちらにつきましては、令和４年度の実績のほうが5,455万2,615円ということで、令和３年度が5,373万8,591円ということで、予算に比べて若干乖離があったというところがございましたので、実績に合わせまして若干の減額をさせていただいたところでございます。

続きまして、重度手当支給事業でございます。こちらにつきましても、昨年、令和４年度の実績、令和３年度の実績が大体2,473万6,000円、2,451万5,000円と、その程度で推移をしてございます。また、障がい者の手帳の受給者数等も大きく変動がないことですから、やはり実績を勘案しまして若干の減額をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

〔「西原の自然の森」「執行部のほう、一々で申し訳ないけれども、ページ数を言ってからお願いいたします。答えるときに、該当ページ数を言ってから、ぽんぽんいくと」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木と申します。

西原自然の森の関係は、多少福祉課とも関連しておりますので、お答えできる範囲でお答えさせていただくんですけれども、基本的に文化財というのは、そういう何か活用してというよりは、そのものを展示したりとかして歴史を皆さんに感じていただく、そういったものなので、あまりイベントで中に入ったりとか、建物を使って、実際そのものをまさに使ってというのはやっちゃいけないことになっているので、そういった意味で、使える範囲でというところで活用していきたいというふうに捉えてやっている事業でございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　ご答弁ありがとうございました。

１つだけ、社会福祉事業の社会福祉事業推進事業補助金が、それは予算を上げたというところなんですが、そのあたりをちょっと教えていただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

予算書でいいますと、110ページ、111ページでございます。

先ほどご説明申し上げました負担金、補助及び交付金の中の社会福祉推進事業費補助金を増額させていただいたということでございますが、その内容につきましては、社会福祉協議会への補助ということでございます。その理由といたしまして、社会福祉協議会は、令和３年の５月から事務所を

すてっぷ宮代のほうに移転いたしました。そうしたことから、すてっぷ宮代は、やはり事業所の規模が少し大きくなったものですから、維持管理の経費が若干かかってくるというところがございましたので、その部分は宮代町と協議をいたしまして、その部分を少し増額して補助してまいりましょうということで増額をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　了解いたしました。これで終わりにします。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。大きく２点質問させていただきます。

まず１点目です。予算書110ページから113ページ、私たちの予算書は71ページになります。

⑸障がい者総合支援事業、18節の負担金、補助及び交付金、介護給付訓練等給付金、この８億8,900万円で、前年度が８億500万円でしたので8,400万円ほど増えているんですが、これについて説明をお願いいたします。

それから、２点目なんですが、予算書114ページ、115ページ、私たちの予算書では72ページになります。

⑽障がい者地域生活支援事業で、この中で、ちょうど真ん中辺に日常生活用具給付等事業、これが901万円、それから移動支援事業557万円、それから地域活動支援センター事業486万円とあるんですが、これの積算の根拠をお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（荒川俊二郎君）　福祉課福祉支援担当主査の荒川です。

予算書110ページから113ページまでの障がい者総合支援事業の介護給付費の増額の理由についてでございます。前年度と比べまして約8,500万増額をしているんですが、実績を勘案しまして増額を見込んでいるところでございます。

予算書114ページ、115ページ、障がい者地域生活支援事業の日常生活用具給付費の積算についてです。

予算積算につきましては、まず排せつ管理支援用具としまして、ストーマになりますが、消化器系のストーマ用具としまして35人……、失礼しました、日常生活用具給付費になります。こちらの積算について説明いたします。こちら、まず排せつ管理支援用具として、ストーマ用具になりますが、消化器系のストーマ用具としまして、35人を対象に１か月当たり8,858円を見込んでおりまして、それの12か月分ということで、こちらが307万2,360円を見込んでおります。

それから、ストーマ用具の尿路系の用具としまして、16人を対象に月額１万1,639円を見込んでおります。こちらを12か月分として、金額が223万4,688円を見込んでおります。

それから、紙おむつとしまして、対象者は13人、月額１万2,000円、12か月分を見込んでおりまして、金額が187万2,000円を見込んでおります。それから、そのほかの日常生活用具給付費として８万4,300円の用具を14件見込んでおりまして、金額が118万200円を見込んでおります。

日常生活用具給付費の積算は以上でございます。

移動支援給付費の積算についてご説明いたします。

こちらもページ数は、予算書114ページ、115ページになります。扶助費でございます。移動支援給付費の積算でございます。こちらにつきまして

は、まずは利用見込み人数を16人見込んでおりまして、こちらが月額２万3,750円、人数が16人で12か月分を見込んでおりまして、456万円。あと、それから医療的ケア児の通学支援事業としまして、お一人分として4,020円で週３日、それから42週間分、それの往復としまして101万3,040円を見込んでおります。

それから、地域活動支援センター事業の積算について説明いたします。

こちらは、予算書114ページ、115ページになります。まず、委託料としまして、地域活動支援センター事業委託料57万8,000円がございます。こちらにつきましては、宮代町と地域活動支援センター事業を行っている事業者と直接委託契約を結んで実施をするものの分でございまして、積算といたしましては１日当たり3,850円を150日見込んでおりまして、57万7,500円で積算しております。

それから、18節負担金、補助及び交付金の地域活動支援センター事業負担金428万円でございます。こちらの積算につきましては大きく分けて３つに積算を分けておりまして、まず越谷市にありますひかりの森分としまして年間10万円を見込んでおります。あと、それから久喜市にございますあんご工房分としまして、１月当たり10万410円を12か月分としまして125万2,920円。あと、それから埼葛北分としまして292万7,064円を見込んでおります。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　主幹の小林でございます。

障がい者自立支援給付費につきまして、少し補足をさせていただきます。荒川のほうから実績ということで申し上げましたので、その実績の部分を少し補足したいと思います。

こちら障がい者等の自立支援給付につきましては、令和３年度の決算ベースが６億9,900万円、令和４年度の決算が７億4,500万円、今年度の見込みでございますが、大体３年度と４年度は７％ぐらいの推移で増減があったんですが、増していたのですが、今年度の見込みが８億4,700万円で、12％ぐらいちょっと増えるんじゃないか、最終的になるのではないかというところで推測をしています。そこから、その前年度ありました６％ぐらいの増を見込みまして、令和６年度の見込みを８億8,900万円とさせていただいたところでございます。

以上、補足でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　細かくありがとうございました。予算はなるべく少なくしていったほうが助かるわけなので、ただ、その中でもやっぱり予算をあまり削ってはいけない分野というのがあると思いますので、お聞きさせていただきました。

２問目のほうの114ページ、115ページの障がい者地域生活支援事業、こちらのほうが、例えば日常生活用具だと85万円ほど上がって、地域活動支援センター事業だと228万円ほど上がったということで、地域活動支援センター事業の先ほどの説明で、何か急に228万円が必要になったというのがちょっと分かりづらかったのでお聞きしていたわけなんですけれども、細かく言っていただきましたので、分かりました。

こういう中で、例えば移動支援事業だけが少なくなったということがありまして、コロナ禍が５類に変わったので、逆に移動される方が増えるんじゃないかと思っていたんですけれども、マイナスになっていたので、ちょっとお聞きして、細かく聞きましたので、安心いたしました。

１問目で聞きました110ページから113ページの障がい者総合支援事業、こちらのほう、今、後のほうで答弁いただきましたので分かったところですけれども、こちらのほうを心配していたというのは、例えばおととしから去年に向けては大体4,500万円ほど増えていたんですね。今回が8,400万円ということですから、２年で大体１億2,800万円も増加しているということで、これすごく増えて大丈夫なのかというふうに思っていたものですから、先ほどの最後の答弁で、パーセントがどんどん上がってきていて、それが12%になる見込みだということで、上がったんだということをお聞きしました。これは本当にどんどん増えていったら大変だなという気がしましたので、何か対策を考えていかなくてはいけないのかなという気がいたします。その点についてどのようにお考えかをお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

障がい者自立支援給付費の増額への対応ということでございますが、こちらにつきましては、どういった部分でご利用者が多くなっているかといいますと、就学前の児童さんが療育と言われている活動に増えている部分がございます。また、就学後、放課後等デイサービス、放課後に通うデイサービス、そういった部分に通うお子さんが増えているところでございます。また、大人ですと、グループホームを利用するという方が増えていまして、そちらのご利用のほうが伸びているところでございます。

障がい者自立支援給付につきまして、どうやって対策を取っていくかというところでございますが、具体的にどういうところはございませんで、具体的には、ご利用者さんが主体、サービス、お話を聞きながら、必要性があれば、それは認定、支給決定をしていくということでございます。

また、こちらの障がい者の自立支援給付につきましては、障がい支援区分という区分を設けて決定する場面もございます。そういった障がい支援区分につきましては、公正公平にやっていくというところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川でございます。１点だけ質問させていただきます。

ページ数がどこかというのを私が知りたくてちょっと質問させていただきたいんですけれども、すてっぷ宮代なんですけれども、あれは社協が管理運営しているかと思いますが、昨年10月から、土日オープン、開館したかと思うんですけれども、それに関して、町からどの程度費用負担とかあるのかなというのをお伺いしたいんです。それがちょっと予算のどこに載っているのかが分からなくて、申し訳ないんですが、分かればお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課課長の鈴木と申します。

ご質問の内容ですけれども、町から特に補助というのは、土日開庁に関してというのはありません。社協の独自の判断ということでやってはいるんですけれども、広く捉えてというところで、先ほど前段の委員からご質疑がありました社会福祉事業、予算書でいうと110ページ、111ページの社会福祉事業、中段の辺りです。負担金、補助及び

交付金のところに社会福祉推進事業補助金ということで2,734万円、町からこれは社協に対して補助を出しているんですけれども、この中でやっていると言われればこの中で開催に踏み切ったと、そういう状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　分かりました。

社協さんのほうでやってくれているというお話ですけれども、土日休日出勤とか、そういう費用負担の面で、人件費が増加しているという点はあるのかお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木と申します。

人件費の増額というのは、増加傾向にはあります。これは世の中の流れと一緒の状況で、町の職員もそうですけれども、増えている状況です。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　今後のお話になりますが、社協のほうでも人件費が増えていくということは、この補助金の負担も、町も徐々に増やしていかなければならないお金ということで理解していればいいですか。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木と申します。

そこら辺は、社協のほうと協議していきながらというところになりますけれども、現在のところ、まだ法人全体としては何とか黒字をキープできている状況にありますけれども、今後は様々な事業、人件費の増の部分だけではなくて、それぞれ社会福祉協議会がやっている事業で赤字になってしまうのではないかというような見込みも持っていることから、町と社協のほうでそこら辺を連携してやっていく必要があると思っておりますし、状況によっては、また再度補助金の増ということで検討していく必要があると認識はしております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１０時５９分

再開　午前１１時１５分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

引き続き福祉課分の質疑を行います。

質疑のある方はいらっしゃいますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　こんにちは、佐藤でございます。福祉課の方への質問をさせていただきます。

まず、ちょっと気になっているところ、これ最初にお聞きしますけれども、福祉課の担当ではないようでしたらごめんなさい、僕、どちらの担当か分からないので。

2022年、昨年の10月21日に、グリーンプラザみやしろでいろいろと問題が発生して、資金不足で運営難とか……

○委員長（土渕保美君）　健康介護課です。

○委員（佐藤将行君）　これは健康課、分かりました、ごめんなさい。ここだけ確認して、じゃ、健康介護課のほうにお尋ねします。

では、それ以外は多分福祉課だと思いますので、お尋ねいたします。

私たちの予算書のほうで恐縮なんですけれども、これの70ページに、民生委員の減少というのが書

いてあったのかな、民生委員のことが書いてありますけれども、これ、僕ちょっと勉強不足で非常に申し訳ないんですけれども、なり手の減少ということを町民の方からお聞きしたりとかしているんですけれども、70ページに表でもあればなと思って見ていたらなかったので、こちらのほう、現状どのようになっているのか。また、民生委員のなってくださる方の平均年齢がどのように推移しているのか。

あと、これは非常に大きな問題なんですけれども、民生委員を辞められた方が、辞めた後に、何々さんは離婚したんだ、あそこの子どもはどうだと、要するに個人情報を吹聴しているというのを昨年度さんざんお聞きしまして、その辺のことはそちらに共有されているのかというところが、複数のそういうことを言われたら困るとか、そういうんだったら使えないという意見を頂戴いたしました。聞いてくれと言われましたので、お尋ねいたします。

次に、これも、ごめんなさい、私たちの予算書の72ページに、よろしいですか、何かざわざわしていますけれども、よろしいですか。これも多分私たちの予算書72ページだと思うけれども、相談支援の事業というものがありますけれども、これというのは、相談支援を行う場所に直接行くだけのものなのか、それとも遠隔等、Ｚｏｏｍ、Ｔｅａｍｓ等といろいろありますけれども、その辺を既に導入しているのか。特に、高齢者等を介助されている方も行ったりとかしますけれども、そういう方が使って、もしもそういうのが、そういうのがというのは、遠隔等が支援者というか介助者ができるのであれば、その人をわざわざ連れていかなくてもできるものですから、それの現状についてどのようになっているのかというところについてお尋ねいたします。

次に、予算書の115ページになります。一番下の、前段の委員も何名かご質問されました紙おむつのことについてお尋ねいたします。

紙おむつ、健康介護課とか、あとは防災用品関係、町民生活課とかいろいろなところで購入されていると思いますけれども、これ５次総にも部署が出ておりますけれども、25ページ、26ページ、これは、少なくともこの210万円というのは、毎年のように福祉課だけで必要枚数を算出して調達しているのか。それとも、他の課と連携して無駄がないように調達しているのか。確かに紙おむつ、私も昨年母親を亡くして、実際やっていたのは妹ですけれども、いろいろと聞いたら、その人にとって合う、合わない、肌触りも含めて合う、合わないとかあって、いろいろと細かく買わなきゃならないというふうな、細かく分かれているということは抽象的には存じ上げているんですけれども、具体的なところを私が不勉強で分からないものですから、細かく分かれているとなると、例えば１個を100人分買えばいいところを、人によって対応しなきゃならないから、10種類で10個とかそういうふうになったりとかすると、端的に無駄も発生しやすい状況だと思いますので、その辺を、他課との連携というところを中心に質問にお答えいただきたいと思います。

次に、これも前段の委員等から、何人もの方がおっしゃっていらっしゃいました。福祉タクシー等委託料等、116、117ページの(12)福祉タクシー等利用料金助成事業、これは、タクシーを使う、ガソリンも入ってはおりますけれども、タクシー等を障がい者のためにという趣旨、目的とはある程度は存じ上げております。これも今年度から、来年度から、昨年度からか、健康介護課のほうが企画財政課から移管しまして、ある意味で、目的の部分でも実際そうですし、利用の部分でも重複

するところが多々あるというのは企画財政課からも健康介護課からもちょっとお聞きしていて、そこのところの詰めというか、やはりこれも横ぐしの、課を横断した話合いで、でき得る限り二重支給というか給付という形と端的に言うことはできないところもあるのは承知しておりますが、それでも、一人の人が２つの制度から受給しているというふうになると、その辺が、細かくは、当然福祉の部分ですと障がいがあるかどうかとかも含めて周りからは見えない。そうすると、あの人ばっかりというのが出てくる、余地が出てくるものですから、前段の泉委員あたりもその辺はお尋ねされていたような気がしますけれども、その辺の、この制度を福祉課のほうがずっとやっていたのは存じ上げておりますけれども、健康介護課が新しく所管が変わって入ってくることによって、詰めの部分がどのようになっているのかというところについて細かくお尋ねしたいと思います。

また、この点につきましては、ごめんなさい、福祉産業委員会の資料の４ページに、福祉タクシー券等について、利用状況と、あと別表、先ほど執行部の方がご説明されていたところになりますけれども、まず上段、真ん中から下の２つの表だけ使います。上段で、３年、４年、５年というのが２つとも出ておりまして、まずタクシー券のほうが出ております。交付率が少しずつ上がって、交付者数、対象者数、これも上がっているのは分かります。特に３年度、４年度がぽんと上がったのはコロナの影響かなと思いますけれども、その下の別表のほうで、実際交付はこの上の表で分かる。実際の交付利用率、これは逆に下がっているんですよね。これの原因というか、その辺の検証、分析というのはどのようになっているのでしょうかというところになります。

また、これ福祉課の所管の部分に関しましては、タクシーの補助券と、これは障がいの等級によって、手帳でバスが無料というのは存じ上げておりますが、ガソリンに関しては、１回当たりの、これは予算書にも書いてあったと思いますけれども、利用枚数の制限はなし。しかし、タクシーのほうは２枚まで使用可能というふうに利用の方法が分かれているというところがどのような仕組みになっているのかというところと、あと、初乗り補助というのはどのような形でやられているのか、行われているのか。また、タクシー券自体につきまして、福祉課と健康介護課のところで、タクシー券というのは、県の、例えば色が違うとか用紙が違うとか、その辺の違いが出ているのかというところも含めまして、ここのところをお尋ねしたいと思います。

ついでに申し上げますと、交付の利用率が、実は下の、先ほどの４ページの表で下がっているような感じになっているんですよね。合計で、３年度は54、４年度は51、５年度は44.3％というふうに下がっているんですけれども、実際に福祉の対象者数というのは、そんなにどんどん下がっているようには全然見えないにもかかわらず、これは利用しにくいのかどうかというところの検証というのがどのようになっているのか。

同じように、タクシー、僕の感覚からいいますと、やはり高齢者ですから、免許返納の方もいらっしゃるので、タクシーのほうが利用しやすいだろうなというふうに思ってこれを見たところ、タクシーも41.4、38、33.7％と、大体33.7は１万人も切っちゃうわけですけれども、このような形で下がっているところをどのように執行部のほうは分析されているのかというところをお尋ねします。

次に、これも、また予算書じゃなくてごめんなさい。私たちのほうので、72と自分でメモしたんですけれども、72ページ。いろいろな事業等があ

りますけれども、ここに該当するかどうか分かりませんが、支援のことについてお尋ねいたします。

僕の友達でも、支援をお母さんが受けている方がいらっしゃいます。それで、娘３人がいて、宮代在住じゃなくて東京とか北陸のほうとかから交代で来て、代わりばんこに娘さん３人がやったりとかということも存じ上げています。いろいろなところで、紙ベースで出さなきゃならないと。いろんな申請やら何やらというのが多いところで、やはり宮代にずっといるわけではないので、他の課でもどんどんペーパーレスで電子化というのをうたっていらっしゃいますが、福祉課のほうでどんどんと電子化のほうに移行しているという話が今日の説明のほうからでも聞かれなかったものですから、その辺はどのようにやっていらっしゃるのか。ほかの方も話しているんですけれども、窓口に来られると、皆さんの仕事が一旦中断して、それで対応して、また仕事に向かうという形で、仕事の効率性が下がるというのはほかの課でもそれはさんざん聞いていて、できればそのような形でなくてということはよく聞いているものですから、そこをどのようにお考えなのかということについてお尋ねいたします。

そんなところですか。以上でお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○福祉支援担当主査（平向優子君）　福祉支援担当主査の平向です。民生委員の関係に関して答弁させていただきます。

まず、民生委員の今の平均年齢になりますが、令和５年の４月現在にはなりますけれども、宮代町の民生委員、児童委員の皆さんの平均年齢は64.75歳という形になっています。また、委員がおっしゃいました個人情報の、退任した委員さんを含め個人情報のお話をされている方がいるというお話だったんですけれども、まず、民生委員、児童委員さんには、民生委員法15条というもので守秘義務というのを課されております。もちろん新任の民生委員さんにもしかりですけれども、実際に今なっている民生委員さんにも守秘義務の話というのは定例会等でさせていただいたり、新任の方には、初めての打合せのときとか委員さんの交渉をするときとかに必ずお話をさせていただいているものでございます。

この守秘義務につきましては、もちろん退任した後もこちらは課されているものになりますので、本来であれば、そういった個人情報を周りの方に話してしまうということはあり得ないお話ではあるかなと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○福祉課主幹（小林和政君）　福祉課主幹、小林でございます。

私たちの予算書72ページ、相談支援事業のご質問につきましてお答え申します。相談支援事業者が遠隔による相談を実施しているかどうかという質問の内容だったかと思います。

こちらにつきましては、今のところそういった機器を通じた相談というのは行っていないところでございます。ただ、相談支援事業所につきましては、アウトリーチ、相談支援事業所からお客様の元に出かけていってというスタンスでやっておりますので、そういった中で対応できているものと思っております。

続きまして、予算書の115ページ、紙おむつの支給の事業でございます。調達方法等につきましてのご質問だったかと存じます。

福祉課の紙おむつの支給事業につきましては、子どもさんから大人になるまで、いろんな方がい

らっしゃるので、紙おむつそのものの給付というのはしばらく前にもうやめておりまして、ご自身に合ったものを買っていただいて、それに対して月5,000円までの補助という形でやっております。なものですから、調達に関して何か調整するという部分は、今のところはございません。

続きまして、福祉タクシー、予算書116ページ、117ページ、福祉タクシー等利用助成事業でございます。

まず、高齢者等タクシー助成事業との関係でございますが、成り立ちから申しますと、障がい者のほうの福祉タクシー等利用助成のほうが長くやっている事業という形になっております。特徴といたしましては、障がい者の方がタクシーを利用するときにタクシー券を助成する、年間36枚を限度に助成しているというものでございまして、高齢者等のタクシーと特徴として違うところは、高齢者のほうが町内を中心とした移動というところに対して、障がい者の福祉タクシー等利用助成につきましては、埼玉県内全域のタクシー事業者さんと埼玉県を通して協定が結べているというところでございまして、より広い範囲でご利用できることが可能というところでございます。そちら、障がい者の福祉タクシー制度は以上でございまして、高齢者等のタクシー事業につきましては、一方、町内を拠点として移動することが助成の目的になっておりますので、そういった点で異なっているものでございます。

そして、委員さんご指摘の両方使える方もいらっしゃるということでございますが、それは機会が増えているということで肯定的に評価しているところでございます。

あと、利用率の関係でございます。福祉産業委員会資料の４ページ、こちら利用状況等を３年分まとめて書かせていただいております。ご指摘のとおり、利用率につきましては下がっている部分もあるというところでございます。

これはどのような分析かと申しますと、まずタクシー券、自動車燃料費の助成金いずれにつきましても、交付方法を少し改めたという部分が多少なりとも影響していると思います。というのは、申請をなくしても昨年度の状況で交付をさせていただいているというものがございますので、ご本人様が使う、使わない、あまり関係ないところで交付をしているというところがあって、若干利用率は下がるものというふうに分析をしているところでございます。

また、使い勝手の部分でというところがご指摘の部分だとは思うんですが、使い勝手の部分につきましては、昨年度来使い勝手がよくなるように検討してまいりまして、令和５年の４月からは、タクシー券につきましては一度に２枚まで使えるように、これは全県下一斉にそういう形ができるようになりました。また、燃料費助成につきましても、補助券の単価を100円上げるとともに、一度に複数枚使えるということで、今までは回数を分けてくださいということで言っていたので、12回やらなきゃ全部使えなかったというものが、例えば３回なり４回以内で使い切ることができるという形になりましたので、若干今年度は上がるのではないかというふうに推移を見守っているところでございます。

あとはタクシー券等の様式等でございますけれども、タクシー券につきましては県の関与も大きくあるところで、県内の協定というものもあって、県内共通の色、様式でやらせていただいております。

色が県内統一の色でやらせていただいているので、町内の色とどうしても若干異なるという状況でございます。

続きまして、私たちの予算書72ページ、地域生活支援事業等の申請の仕方ということでございます。

電子化が進んでいるのかというところでございますが、こちらにつきましては、今のところまだそういった電子化という部分には進んでおりません。ホームページにいろいろとフォームがあるとかという形にはなっていないところでございます。

〔発言する人あり〕

○福祉課主幹（小林和政君）　大変申し訳ございません。今のところは紙ベースの申請で行っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。再質問させていただきます。

まず、先ほどの民生委員、これ民生委員の法の15条守秘義務、これ分かっていますが、ほかのところでもそうですけれども、刑法199条、殺人罪があって、だから殺人する人はあり得ないというのと同じで、法律があるからあり得ないというふうな、そういうふうな安易な考えでいるから、現実問題、これあるんですよ。あったんですよ。これ僕のほうの不勉強で、健康介護課のほうに一昨年だっけな、昨年かな、伝えたことありますけれども、実際そういうふうに言われて困っているというのがあったので聞いたのを、民生委員法15条があるからあり得ないというのはどういうふうな見解なのかという、そういうふうな見解だからこのような問題が起こっているというふうに私は思っておりますので、厳に注意をいたしますし、改めてその辺の見解を、これは課長のほうからお答え願いたいと思います。

次に、紙おむつの件はどうもありがとうございます。非常に分かりました。

また、先ほどの私たちの予算書71ページの遠隔では行っていないものの出かけていくというところ、非常に厚いケアというふうに捉える見方もあるかもしれませんが、一方で出かけていかなくても遠隔で済むんであれば遠隔でやったほうが人件費のほうもかからないで済むという面もあります。

また、先ほどから別なところでも申し上げたとおりに、実際の要介護者というか要支援者というか、その方と介護する者というのが物理的に離れているという場合もあります。また、こういうことを言っちゃ失礼かもしれませんけれども、うちでもそうだったんですけれども、母親が認知症的になっている場合には、介護者のほうから相談をしたいというところがあり、私の家のほうは皆宮代に住んでいたからいいんですけれども、やっぱり介護者が定期的に通うというふうな形になると、やはり遠隔というふうな形を取っていただきたいというのが複数聞いておりますので、その辺を検討していっていただきたいと思います。

これ一番最後のところにもおっしゃったように、地域生活支援事業について電子化が進んでいないというところとも共通すると思いますけれども、電子化が何でもいいとまでは申し上げません。しかし、現状みんながみんな、この地域生活事業のほうは進んでいないということは、役所のほうに行かなきゃならないということなのかなという単的に思いましたけれども、これも出かけていくというのが仮にあったといたしましても、使うほうが使いづらいという、最初の質問のときに申し上げたところと共通するんですけれども、せっかくある制度を利用したいときにいろいろ細かいことを聞いたりするのも聞けない、聞きづらい、結果、利用しづらいというところになりますと、やはり一番困るのはその要支援者という形になると思いますので、そこのところは少なくても内部で検討

するなり、他の自治体のほうでうまくいっているところはどのようななんなりというふうな検証、検討というのは早急に、来年度予算には間に合わないとしても、再来年度予算の事業もしくは補正で６年度途中からもできるように早急にやっていただきたいと思っております。

次に、紙おむつは分かりました。

タクシー事業等につきまして、これは確かに健康介護課のほうは県内いろんな、彩の国のどうのこうのとか、また県の駐車場とかも含めて健康介護課のほうはそのようになっていて、共通の恐らく県内共通の形式とはなっているとは思います。

ただ、宮代町分の福祉課のほうの担当の分はナンバーもついておりまして、誰が使ったか、誰が何枚使ったかというのはきちんと調べようと思えば分かっているはず、判明するはずなんですよね。それで、先ほど交付方法を改善して、前年度と同じような形に自動交付等やっておりますけれども、例えば、前年度、何枚でしょうか、タクシーだと36枚かな、年度比はとか、いろいろと細かく分けているのは存じ上げていますけれども、そこのところと前年度と同じでいいかどうかというところを安易に自動交付でやりました。使った実績をきちんと検証しないで、令和３年やりました。令和４年も自動交付、前年度実績で自動的に送りましたとやると、ここの部分がいつまでたっても改善されないというところが出てくるんですよね。

そこのところをきちんとできる限りやって、僕の言っていることが、できるだけ予算を削減すべきだという方向のことと、できるだけ利用するべきだ、それは利用できるようにすべきだというのは、予算が増える方向と逆のベクトルのことを申し上げているように捉えられるかもしれませんけれども、有効活用という点でできる限り使いたい人には使っていただきたい。もう申請だけして、これも申請だけじゃなくて、今は前年度、これ前々年度から前年度、前年度から今年度というふうに前年実績、これは交付実績に合わせてやっているというふうな形なので、タクシー券が、例えば10枚で、燃料代が10枚というふうになったりタクシー券だけとか、燃料費だけというふうなのがそのままやっているような運用状況なのは存じ上げておりますが、そこのところをきちんと精査すれば、自治体の交付券の利用率が33.7％ですから、そうすると当初予算で請求する額のほうも当然変わってくるはずですので、そこのところをどのようにお考えになっているのかということをお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、介護についての質問は健康介護課になりますので、よろしくお願いいたします。

答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木と申します。

まず、民生委員の関係ですけれども、情報漏えいがあるということで、私が今委員ご指摘いただいて知ったところです。

詳しく把握してみないと何とも言えないですけれども、平向が答弁したように、あってはならないことなのは間違いないと思いますので、そこら辺はちょっと確認した上で対応というところになってくるかなと思うんですけれども、町としてどこまでできるかという部分がございますので、あくまでも民生委員は県の特別職でありますので、町としてどうするかという部分があるというところも踏まえて一度検討はしていきたいと考えております。

また、タクシーの関係ですけれども、委員ご指摘のとおり、重複利用可能な状況とはなっており

ます。そもそも生い立ちも違いますし、利用状況が令和５年度現在資料の数字だと33.7%、一応見込みでは３月末までいけば、恐らく40%前後になるんではないのかというところで見込んでいるところです。この10か月間で大体5,000件利用ございますので、プラス1,000件は利用が増えるんではないかなと思っております。

ただ、それでいいというわけではなくて、ご指摘いただいたとおり、使いたい人、使っていただきたい人に使っていただくというのが一番大事な部分でありますし、もし仮に、もし全然使っていない人がいれば、もっと使う必要がある人に分けると言ったら変ですけれども、予算の配分の考え方というのもちょっと考えてもいいのかもしれないという捉え方はしておりますけれども、ただタクシー、こういう移動支援といったところで、単純に町でできる部分、県を単位としてやっている部分というのもありますので、そこをちょっと確認しながら、中身というのは利用状況も含めてちょっと考えていく必要はあるのかなと思ってはいるんですけれども、また、誰が何枚使ったかというところは、実際のところ、把握できていない状況です。番号は振ってはいるんですけれども、結局それを職員が１枚１枚やっていかなくちゃいけないというのはあるので、今現在確認はできていない現状でございますので、そこも一応課題として捉えているところでございます。

また、遠隔で相談が済むですとか、手続の電子化ということでご質疑ありましたけれども、ここら辺は対象となる方々がどこら辺までその電子化が可能なのかなと。電子化の利用の状況というのも変ですけれども、電子化のほうがお互いに、町側も、手続に来られる方も便利になるということであれば、そういった方向に思い切ってかじを切るというのは当然必要だと思っております。

その点、今回、企画財政課のほうでＤＸの計画を策定しましたので、当然、福祉課としてもそれに沿って検討していくというのは同じ土俵にはのっておりますので、電子化というのは視野には入れているところですけれども、ただ、電子化になじまない手続というのもあります。実際、相談に来られる方とかは、画面上で見れば人の様子とか分かるかもしれないですけれども、そのときのいろんなしぐさや状況といったものをやっぱり目の前で確認しながら相談に乗りたい。また、いろいろ資料を提示しながら説明したいというのもございます。その時々の理解の状況ですとか、そういった反応も見ながらというところもございますので、どこまで電子化というのがなじむのかというのはちょっと検討の中での一つの大きな要因ではあるかなと。安易に電子化にすればいいというだけではなくて、そういった視点も持ち合わせながら、検討はしていきたいと考えております。

また、そういう電子化でベンダー側、企業等のシステムプログラムの提供の状況、そういったものもございますので、そういったものをゼロから開発していくとなると相当な開発費用がかかります。そういったところも、企業等の動きも見据えながら、これは検討していく必要があると思っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

再々質問という形にさせていただきます、最後ですね。

まず、先ほどの民生委員の件、あり得ないというところを把握していないというところのご回答をいただきました。これ健康介護課のほうには、昨年、一昨年度かな、話をしておりますので、井

上課長からも聞きますし、後でちょっと私のほうで直接実例をお話しさせていただきたいと思うので、結構です。

次に、タクシー券とかの助成のことですけれども、県のほうというのと町のほうというのを分かれているのは存じ上げています。

健康介護課の行っている福祉タクシー券等の事業、タクシー券につきましては、県全域で使えるんでしたよね、たしか。ただ燃料につきましては、町内の２つのスタンドでしか使えないというところだったと僕は思っております。

であれば、この燃料券の部分だけ見ても、83.2、80.3、66.3とどんどん減っているんですね。これは当然、身障者等でありますから、介助者も使えるというのも存じ上げていますけれども、身障者自体だけの世帯であると、その人自体がもう車のほうは遠慮しようというのもあるかもしれませんけれども、その原因、理由というのは検証、検討というのをされていないようですので、少なくても燃料のほうだけでいえば、これは利用件数で4,859件で、先ほどの別な意味での電子化という職員の負担の軽減というところも含めまして、ここのところは２か所のガソリンスタンドからしかその書類が来ないものですから、それほど大変なことではないんですね、タクシーを含めないわけですから。

そうなってきますと、例えば昨年度、令和５年ですと4,859件の燃料のほうがあって、そこのところを同じ番号でというふうにやってくると、人数自体は随分と縮減され限定されてくると思うので、対象者数というのはね。元の対象者数が1,176人で、号車数は1,066人と書いてあるわけですから、この中でまず1,066人の中から燃料券を重複、もしくは専属で使っている人を抽出しておいて、その中の人しか燃料券に関する人はいないわけですから、そのような形で、まだ今、一人ひとりの職員の方が１枚１枚やられているのは非常にご苦労だと思いますけれども、この辺も含めて、電子化も含めて職員の負担が軽減するような形でやっていただければと思っています。

次に、遠隔の件ですけれども、これ新しいシステムというところを先ほど鈴木課長のほうが先々をいろいろと想像されて、僕の単純な質問に対していろんな各論的な、目の前で確認だとか反応を見ながらとかということを想像されて、それは一人ひとりのケアの部分になっておりますけれども、私が最初に申し上げたかったのは、そもそも遠隔をやられていないで、今はね、例えば僻地とか離島のほうでドクター、もっと、もっとと言っちゃ失礼かもしれないけれども、福祉以上にというか、命に関わるようなことでも、最初の段階というのは遠隔でやったりとか、場合によっては実験ですけれども、慶応大でもうかなり何年か前に遠隔の手術をやったりとかもしているような状況で、まず間口の問題というか、取っかかりの部分で遠隔というものを使って、それで全部じゃないですよ、利用者の人。それで、これは訪問が必要だとか、直接会ったほうがいいとなれば、２回目以降、３回目以降に必要となったときに、では、役場に来てくださいとか、こちらのほうで出かけますというふうな形を私は想定していたんですけれども、一発目からそのような目の前で確認しなければ細かいところは分からないとか、そういうふうなところではないんですよね。どうしても目の前で話したいとか、そういう人たちを排除するわけではありません。

ただ、それに向けての他課との連携、要するにＺｏｏｍだったり、Ｔｅａｍｓだったりとかいろいろとありますよ、Ｓｋｙｐｅだって。その辺を使っているんであれば、まずそこからハードル低

く入っていって、こういうこともやっておりますよと、これでご希望の方はこちらご利用くださいというふうな形にやるというふうな形で他課との連携、話合いがまず行われているのか。また、こういうことをやろうとする場合に実証実験、例えば、循環バスでなくてオンデマンドタクシー等も２年間の実証実験というふうに、大したことはやっていませんでしたけど、やりましたけれども、実証実験なり、実際に利用者、要支援者の介助者に対してのアンケート、さらには実際にヘルパーされている方へのアンケート等を含めまして、実際にこういうものを導入したほうがいいのか、このような希望をされている方はどの程度いるのかというところの把握すらされていないというところが、僕はちょっと問題なんではないかと思います。

こういうことは、もう本当にスピード感を持ってやらないと、これからどんどん財政が厳しくなるものですから、職員の負担をこういうところは減らして、もっと職員がどうしてもやらなきゃならないところに人的パワーを集中していくべきだと思います。

また、先ほど安易に電子化というふうに口が滑っておっしゃったのかもしれませんけれども、安易に電子化、電子化と言っているわけではないところは、念のために申し上げておきます。

というわけで、以上、数点の質問に対してお答え願いたいと、抜けていないかな。大丈夫だとは思います。じゃ、お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁をお願いします。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木と申します。

まずは、タクシー券、ガソリン券の電子化に関してですけれども、そこら辺も委員がおっしゃるとおり、集計のし易さ等あるので、何かいいスマホのアプリとかあればいいなとか、そういうのは感じてはおります。ただ急な転換というのはなかなか難しい部分がありますので、電子化というのも選択肢の一つとしては視野には入れておりますので、こちらも課題として捉えておりますので、ご理解賜りますようお願いします。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい。電子化、タクシー券に関してとか燃料関係の電子化というのは使うほうのじゃなくて、集計するほうの電子化のことを言っているのであって、相手が、使う方がアプリとかそういうことではなくて、集計のところで職員が１枚１枚とおしゃっていたので、そこのところで電子化なりなんなりという形で効率化、効率化と言ったほうがいいでしょう、言い方間違ったかもしれません。そういうところです。

○委員長（土渕保美君）　福祉課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木と申します。

集計に当たっての電子化ということで、集計に当たっては、その電子化するためには何かしらタクシー券、ガソリン券なりに施す必要がある、様式の改正をする必要があるというところで、どういうものが想定されるのかなというのは、ちょっと私の想像でしかないんですけれども、ＱＲコードか何かつけて、それを読み取ればできるとか、バーコードを利用するとか、そういったものが一つ考えられるのかなと思うんですけれども、そこら辺は担当とも共有したりとかして、もしかしたらですけれども、ほかの自治体で取組とかあれば、そういったものを参考にしていきたいとは思っておりますので、その点ご理解いただければと思います。

また、窓口での遠隔でのサービスというか、そ

の点ではあるんですけれども、私のほうでも安易にというのは、電子化が全ていろんなものの効率化につながるという部分も確かにあるんですけれども、それだと救いたくても救えないとか、見たくても見られない部分、どうしても逆に職員の負担になったりとか、利用者さんの負担になったりとかという部分もあるのかなと思いますので、この電子化については、まだまだ研究の初段階と思っております。

これを福祉課だけの問題ではなくて、委員おっしゃっているとおり、窓口、特に１階関係の窓口ですかね、福祉課だけがやったのでは効果は出ない、十分に得られないというのは、そこら辺は認識しておりますので、当然ほかの課との連携というのが大事になってくると思っております。

また、その所管する企画財政課とも連携は必要だと思っておりますので、そこの点は協力、一緒に考えながら進めていきたいと考えております。

その段階で、当然実証実験というのももしかしたらあり得るかもしれないので、ただそれも福祉課だけじゃなくて、全庁的なという部分もあるでしょうし、福祉課独自のものということであれば、福祉課単独でやるという選択肢もあると思っておりますので、そこら辺はまだ、今、本当に入り口の段階かなと思っておりますので、いろんな各方面を見ながら整備というのは進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑ございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。１点だけ確認でお願いします。

110ページ、111ページの社会福祉協議会のほうへの補助金についてちょっと確認をお願いいたします。

光熱費とか人件費とかということは、さっき課長の答弁あったんですが、社協の活動を見ていますと、担当は福祉課にはなっているんですが、具体的にやるところがほとんど社協になっていますよね。幅広くなっているので、私もちょっと見ていて一般質問もさせていただいたんですけれども、建物もすごく大きくなって光熱費もかかっている、事業も出しているということで、全国的に社協ってやっても社協、やらなくても社協と言われるようなところなので、今ちょっと一生懸命頑張っているように私は思えるんです。

そこに対しては、さっきも人件費とかちょっと協議してという話なんですが、そういうのって、補正つけるとか来年度見るとか、ちょっとその辺もうちょっと詳しく言っていただきたいと思いますので、お願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○福祉課長（鈴木淳史君）　福祉課長の鈴木と申します。

社協への補助金につきましては、実態をよく見ながらというんですか、社協といえども一社会福祉法人でありますので、そこにあまりにも手厚くしてしまうとどうなのかなという部分もございます。

ただ、やっぱり社会福祉協議会というのは各自治体に１か所置かなくちゃいけない。また、福祉の担い手として機能していかなくちゃいけないという部分がございますので、何とか下支えをしていかなくちゃいけない、連携してやっていかないといけないというところでございますので、社協の決算の状況、事業の状況というのは福祉課としてよく見ていく必要があるとは思っているところです。

その状況の中でもっと補助金を増額しなくちゃ

いけないんではないかという状況になれば、町の内部で検討した上で、今回のように増額するという方向性もあるのかな。社協とはそういった話はさせていただいておりまして、実際のところ、どこまでというのは詳しくは分からないですけれども、多くの自治体の社協が人件費分を全額補助、もらっているところも多いという話は聞きますので、宮代さんは何でそこまでもらわないでできるのということでよく話を聞かれたりとか、視察に来たりとか、そういったこともあるようなので、逆に宮代町の社協は独自で本当に頑張っているほうかなというところは、委員おっしゃるとおり、同じような認識は持っておりますので、引き続き連携してやっていきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上で福祉課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時００分

再開　午後　０時５８分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

これより子育て支援課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから資料名、ページ数をしっかり伝え、質疑は端的に分かりやすく発言していただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　それでは、皆様、こんにちは。

子育て支援課課長の横内でございます。

議員の皆様におかれましては、日頃、子育て支援事業に温かいご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、本日出席しております職員に自己紹介させます。

なお、令和６年度から子育て支援課に母子保健と児童福祉業務を統合したこども家庭センターを設置いたします関係上、健康介護課の職員も出席しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　改めまして、こんにちは。子育て支援課副課長の吉田と申します。よろしくお願いいたします。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　こんにちは。子育て支援課副課長の飯山と申します。よろしくお願いします。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こんにちは。こども笑顔担当主査の飛鳥馬と申します。よろしくお願いいたします。

○こども保育担当主査（松岡祥哲君）　皆さん、皆様、こんにちは。こども保育担当主査の松岡です。よろしくお願いいたします。

○みやしろ保育園主幹（伊東文子君）　こんにちは。みやしろ保育園主幹の伊東と申します。よろしくお願いいたします。

○国納保育園主幹（小野美保君）　皆さん、こんにちは。国納保育園主幹の小野と申します。よろしくお願いいたします。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　皆さん、こんにちは。こども安心担当主査の清水と申します。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

○健康増進室長（竹花　治君）　こんにちは。健康増進室長の竹花と申します。よろしくお願いいた

します。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　こんにちは。健康増進担当主査、中村と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願い申し上げます。

また、マイクのスイッチは前段者がマイクを切ってから入れてください。また、説明が終わりましたらすぐスイッチを切ってください。

それでは、質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。よろしくお願いいたします。

一般のほうでは129ページ、私たちのほうでは78ページなんですけれども、ここにある緊急サポートセンターというのがあるんですけれども、これとファミリーサポートセンター業務、こちらなんですけれども、まず委託と書かれているので、どちらのほうにお願いしているのかお聞きしたいです。

それと、この中の私たちの予算書の中に書いてある、エの中に会員登録というのがありまして、お任せ会員というのは預かる側のほうなので、あらかじめ会員として登録は必要なのかなと思うんですけれども、お願いのほうです。緊急時に、まだ越してきたばかりで会員登録されていないような方だと、これは受けられないのか、必ず会員にならないと駄目なのか教えてください。お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

委員さんの質問につきまして回答させていただきます。

まず、緊急サポートとファミリーサポートセンター事業の委託はどこにされているのですかというご質問について回答させていただきます。

ファミリーサポートセンターにつきましては、宮代町にございます特定非営利活動法人きらりびとみやしろというところに委託させていただいております。

緊急サポートの業務委託につきましては、千葉県の船橋市に事務所がございます特定非営利活動法人病児保育を作る会に委託をさせていただいております。

それからあともう一点のご質問なんですけれども、お任せ会員のほうが、提供会員とうちのほうは呼ばせていただいておりますが、こちらの会員も利用会員も、あらかじめ登録が必要になっております。先ほど委員さんがご心配していただいた、急に引っ越しされて、こういったサービスがすぐ使いたいといったご質問なんですけれども、緊急サポートセンターにつきましては、すぐ提供、お受けしてくださる方がいらっしゃればすぐサービスが使えることになっております。

ファミリーサポートセンター事業につきましては、約２週間前までにこういったサービスが使いたいということでサポートセンターのほうに依頼していただく形になります。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、再質問をさせていただきます。

今、お任せのほうの会員は、これは何か資格がないとできない会員なのかと、サポートセンター自体は24時間対応になっているのかお聞きしたいです。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。委員さんの再質問について回答させていただきます。

まず、資格がないと提供会員が受けられないのかというご質問なんですけれども、こちらは資格がなくても毎年24時間の講習をしておりまして、お子様の発達や、それからお子様の病気とか感染症とか、あとＡＥＤの使い方とか、そういったものを24時間学んでいただいてから提供会員に登録していただいております。

それから、24時間対応可能なのかというご質問なんですけれども、緊急サポートセンターにつきましては24時間対応が可能でございますが、ファミリーサポートセンターにつきましては、24時間ではなく、８時から７時までの対応時間となっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　最後の質問になります。

今、緊急のほうは24時間ということなんですけれども、このような情報、こういうサポートが受けられるか受けられないかというのは、どのように町民の皆さんにお知らせしているのか。また、出産前からやっぱりこういう情報があると安心して出産などもできるので、出産前からのそういう情報提供というんですか、直接、出産されるような方にパンフレットとかそういうのを渡しているのか、よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

こちらの事業の広報につきましては、今年度につきましては、ファミリーサポートと緊急サポートの特集記事を組ませていただいて広報に掲載させていただくことと、あとはファミリーサポートセンターの交流会というのも行っておりまして、そちらのほうでも周知、こういった事業、交流会をやりましたということを町ホームページにも掲載させていただき、制度につきましても、町民の皆様にホームページを通じて周知させていただいております。

チラシなどは入れていらっしゃいますかということのご質問なんですけれども、こちらについては、委員ご指摘のとおり、生まれる前から、妊婦の頃からチラシとかを入れたほうがいいというご指摘をいただきましたが、今はちょっとそれはしていないんですけれども、保健師が赤ちゃん訪問などに行くときは、ファミリーサポートセンター事業のサービスや緊急サポートセンター事業のサービスがございますということは案内させていただいておりますので、妊婦のときからそういったご案内ができるように今後していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑ありますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。よろしくお願いいたします。

私たちの予算書のほうは80ページをお願いします。予算書のほうは128、129ページを開いてください。

15目の産前産後家事・育児サービス利用支援事業についてお伺いいたします。

産後ドゥーラなど育児支援者育成支援補助金というのがありますが、こちら産後ドゥーラですが、一般社団法人のドゥーラ協会というところの資格かと思うんですけれども、こちら資格の取得の際に約40万円ほど取得の料金がかかるようなんですけれども、どのような内容でどの程度の補助がさ

れるようになるのか、分かる範囲でお願いいたします。

あともう二点ございます。

産後ドゥーラは個人事業主として活動されていると思うんですけれども、現在、宮代町の町内に何人いるのか把握はされていますでしょうか。

あともう一点は、予算書132、133ページになります。

３目のみやしろ保育園運営事業のほうの病児・病後児保育協力医療機関謝礼36万円なんですけれども、こちらのほうの謝礼は、保育を利用した児童の人数にかかわらず36万円一律で謝礼金をお支払いしているということなのかお伺いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。

初めの産前産後家事・育児サービス利用支援事業についてお答えします。

まず、ドゥーラ協会につきまして、その資格を取るに当たりまして、同協会のホームページを見ますと、既に今年度当初に始める分につきましては、募集締め切っておりますけれども、受講料として40万7,000円かかるとなっております。また、認定料で、それに加えて２万2,000円がかかると書かれています。

それに対しまして、この資格が約４か月半から５か月近く、通所で主に通って資格の認定を受けるということなんですけれども、こちらの40万円のうち、ドゥーラ協会に認定を受けた場合、事前に申請した上で申請を認めた上で、最終的に資格を取った場合に約40万円のうちのおよそ半分の20万円、こちらを資格を取るための費用として補助させていただこうという、そういった補助の内容になっております。

それともう一つ、同協会で認定された町内における個人事業主、産後ドゥーラとしての個人事業主の登録ですが、現在のところ、町で把握している方というのは０人です。そのため、なるべくこちらの資格を持っている方の、ほかの事業も含めてですけれども、子育てについて支援できる人を増やそうということで、それでこのような補助を設けた次第です。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長の吉田です。

２つ目にご質問いただきましたみやしろ保育園で行っている病児保育についてをお答えさせていただきます。

予算書の132、133の下段になります。

そちらの病児・病後児保育協力医療機関謝礼ということで、年間36万円費用として設けております。こちらは国の病児保育事業実施要綱の規定に基づきまして、協力医療機関と連携を取るというふうになっておりますので、宮代福祉医療センター六花と協定を結んでおります。こちらは１か月３万円ということで、協力医ということで、お預かりしたお子さんの体調ですとか、あとは病児・病後児保育をするに当たり、何かの感染症ですとか何か問題が起こったときにどうしたらいいかというような協力を仰ぐというような内容の契約になっておりまして、利用のお子さんの人数にはここは関係はございません。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　ありがとうございました。

それでは、再質問させていただきます。

産後ドゥーラのほうなんですけれども、これから産後ドゥーラの方たちを活動していただけるように応援していくということなんですけれども、産後ドゥーラの方が誕生した際に、例えば、町で産後ドゥーラの方を紹介して利用者の方と産後ドゥーラをつなぐなど、今後どのような計画を予定されているのかお聞かせください。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　この補助を使うにしても、使わないにしても、ドゥーラの資格を持っている方が町内であったり、近隣で増えてきた場合、どのようにつなぐかということですけれども、具体的にまだ今こちらの補助が始まっていないので、確実にこうしようという決定したものではないのですけれども、少し私たちでも検討が必要というか考えていますところが、やはりあくまで個人事業主であって、産後ドゥーラの資格を持っている方で、町が補助をしましたけれども、この業種のこの方だけを紹介するというのはやはり違うかなというのがあります。

というのも、そもそももう一つの補助、利用者の方、保護者の方を中心とした補助ですけれども、育児サービスを利用した場合の補助につきましても、自治体によりましては、もともと登録制にして、この中から選んでください、そういった自治体も結構多いんですけれども、そうした場合ですと、そこからしか選べない。もしかして違うサービスでこういった人がいて、ここのを使いたいんだけれどもとか、こういったことをやりたいんだけれどもというときに、そこが登録していないと使い勝手が悪いということもありますので、宮代町におけるサービス利用の補助に対しては幅が広く持てるように、育児に関することでしたら、ご本人で探していただいた事業者で自由に探して事前に申請していただければ、こちらも確認できるので、そういった形で使っていただいて結構ですというスタンスで補助事業を始めていますので、この考えを踏まえますと、産後ドゥーラのほうに関しましても、ドゥーラの資格を持っている方というのは、家事もできるし、育児も支援できるし、あと相談にも乗れるしと、いろいろな研修を受けているので、幅広い支援ができる方ではありますけれども、それ全部が必要かというとそうじゃない方もいらっしゃるので、そこは特別ドゥーラという資格の方も欲しいために補助はつくりますが、こちらだけを前面に推すということは恐らくないかなと、担当では考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

大きくは４点質問させていただきます。

１問目です。予算書122ページ、123ページ、児童福祉の部分で、２番の学童保育所運営事業、私たちの予算書では75ページでございます。

こちらの学童保育はアンフィニさんに委託されていると思うんですけれども、アンフィニさんは、宮代町だけでなく近隣市町のほうにも学童保育をやられているのをお聞きしているんですが、こちらの報酬のほうが大分、春日部のアンフィニさんと結構差があるとお聞きしております。そして、ちょっと宮代町の離職率が上がっているとお聞きしておりまして、それに加えて、学童のほうは増えている、預けたいという方が増えているということなんですが、こちらアンフィニさんでの報酬の違いは分かるんですけれども、お一人預かる場合の保護者の負担というものは他市町と違いがあるのかということをお聞きしたいです。

２点目、８番の障がい児デイサービス事業なんですけれども、こちらが予算書126ページ、127ページの８目で、前年と比べまして５万円減っております。障がい児デイサービスに行かれるようなお子さんも昨今増える状況にあると聞いているのですが、こちらがなぜ下がっているのかお聞きいたします。

11番の緊急サポート運営事業についてです。

こちらは予算書の128、129ページで、こちら本年度からということで52万8,000円計上されていますけれども、夜間等も緊急時対応ということですが、昼と夜間の料金と違うのかどうか、どのぐらいかかるのか教えていただければと思います。

あと４点目、こども家庭センター事業です。

こちらも予算書が128、129ページで、私たちの予算書では80ページに出ているんですけれども、子どもの見守り強化事業として支援を必要とする子どもやその家庭に弁当や食材などを定期的に配付する741万円、それと子育て世帯訪問事業、訪問支援事業委託料として236万円計上されておりますが、こちらの子どもの見守り強化、お弁当とかそちらのほうが配付されるご家庭、どういう基準で配付されているのか、こちらは全くの無料でされているのかということと、子育て世帯訪問支援のほうがどちらに委託されているのかお聞きいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長の吉田です。

では、まず１点目、予算書は124、125ページとなります。

こちらの委員さんのご質問にありました保護者の方の負担の違いというところで、平均的に8,000円というようなところと、あとはその前後ですね、1,000円高かったり、1,000円ぐらいで上下というところはあるようなところを把握はしております。

こちらが保護者の方の保育料の負担になりまして、そのほかにおやつ代が別途必要となっております。アンフィニの場合は、今年度は2,000円ということで、来年度も特に値上がりする予定とはなっておりません。こちらが保護者の方の負担の額というふうになっております。

続きまして２点目、予算書の126、127の(8)の障がい児デイサービス事業で、昨年度と比較して５万円、なぜ低くなっているのかというところの質問にお答えさせていただきます。

こちら、健康診断委託料ですとか検便委託料につきまして、この事業がみやしろ保育園の中で行っておりますので、職員がそちらでも専任ではついておりますが、予算としては、先ほど申し上げました健康診断委託料ですとか検便手数料をみやしろ保育園のほうで同じ事業の中で入れておりますので、こちらが５万円、来年度は低くなっているというような状況であります。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。３番目の緊急サポートセンター事業について回答させていただきます。

予算書でいうと128ページで、私たちの予算書でいいますと78ページとなっております。

こちらのほうは利用料金についてのご回答なんですけれども、午前８時から20時までは１時間当たり1,000円となっておりまして、20時から午前８時までにつきましては1,200円の負担となっております。

続きまして、予算書でいいますと128ページ、

129ページのこども家庭センター事業につきましてのご質問に回答させていただきたいと思います。

子どもの見守り強化事業のお弁当の配付につきましては、宮代町社会福祉協議会にお弁当の配付を委託しております。

もう一つ、子どもの見守り強化事業の生活支援につきましては、一般社団法人彩の国子ども・若者支援ネットワーク、通称アスポートというところに委託させていただいております。

どういった基準でこういった対象世帯を決めているのかというお話なんですけれども、こちらは子育て支援課のこども安心のほうでいろいろなところの関係機関に学校訪問したりとか、保育園とか、幼稚園ももちろん町内もみんな回っておりますし、そういったところ、社会福祉協議会もそうなんですけれども、いろんなところの関係機関のほうから情報収集や意見の聴取などをさせていただいて、こちらのほうでも高く広くアンテナを張って、支援が必要なお子さんを見極めて、子育て支援課のほうからお声がけをさせていただいている事業でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

答弁漏れかなと思うのですが、学童保育の宮代町で合計１万円でやっているということですが、その他市町、例えば春日部とか、そちらも同じなのか、比較をちょっと聞いたつもりだったんですけれども。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　副課長の吉田です。

申し訳ございません。先ほどの1,000円ぐらいが前後するところではないかというところで、具体的には申し訳ありません。春日部さんがどのぐらいであるとか、この近隣がどのぐらいであるというところまでは今申し上げるのができないのですが、担当のほうでも調べるというか見てみたところ、1,000円ぐらいを前後するような推移だということで認識しております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　すみません。私のほうが言いはぐっていたので申し訳ありませんでした。

一応、その報酬が時給で結構差があるということで、例えば春日部のほうで保護者の負担が、例えば1,000円上がったということであれば、それが報酬のほうにも直結していくのかなと思ったりしますので、そのあたり保護者負担を少し上げるとかそういうお考えはありますでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁をお願いします。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課長、横内でございます。

学童の報酬というか委託料とか、これは学童の委託料と保育料は直接ちょっとリンクはしているわけではなくて、委託料としては、もうそちら学童を運営するに必要な額を指定管理者と調整しながら決めている状況でございまして、保育料はこれとは別に、やはり皆様に負担していただくに当たっての負担はしていただきやすい額とか、こういったところを目安に町が決めているような状況でございます。

このため、職員の報酬を上げるために保育料を上げるというようなことは考えてはいなくて、また別の協議の上での話だというふうに捉えておりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございました。

それでは、再質問なんですけれども、すみません。先ほどのこども家庭センター事業の子どもの見守り強化事業のそのお弁当配付のところなんですけれども、同じく社協も関わっておられる、そのこども食堂があると思うんですけれども、そちらとかぶるといいますか、こども食堂のほうもそういうお子さんだけを対象にしているわけでもないというのは聞いたことがあるんですけれども、そのあたり把握とかはされているでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。

先ほどの質問にお答えしますけれども、まず社協が行っているこども食堂との兼ね合いですけれども、こども食堂は基本的に月２回木曜日、進修館で開催していますけれども、こちらに関しましては、町も協力というか、実際に必要量を作ったりはしていないんですけれども、その場で出た燃えるごみの、こちらが預かって排出をするだとか、そういった形で、基本的に毎回一緒に様子を見させていただいています。

そうすると、担当の中では見守りが必要な家庭の方とか来た場合も、日頃から注意して見ている方たちなので、そこに関しては、こちらにも来ているんだとか、そういった把握はできる状態になっています。

また、では両方同じような事業でないかということではあるんですけれども、こちらにつきましては、こども食堂、社協だけでなくても、だんだんそれぞれの地域で自主的に活動されている一般の方であったり、お店であったりだんだん増えている状況でして、そちらに関しましては、特別経済的に厳しいだとか、それともある意味、家庭の中で虐待のような案件があるだとか、そういったのに限らず、皆さん、そこはみんなが集まれる場所だということも含めての広い、来られる方は本当に来ていいですよという形の食堂になっていますので、そちらの方はそういった居場所を、自らの居場所を探して来ていただくというのも一つの目的になっているのがこども食堂です。

私たちの子育て支援課で行っている見守り強化の弁当配付につきましては、どちらかというと、お弁当を要る要らないというのがまず前提で伺いますけれども、そこでやはりその前提でそのお話を持ちかけるところで、先ほどの主査の説明にもありましたが、事前に何らかの情報で、行政が今現在であったり過去かもしれないけれども、何らかの心配なことがあったということで、その場だけではなくて、今後見守りを続けたいというご家庭を対象にしておりますので、そこでお弁当を配るということは、特にお子さんの安全確認、特にというか、これを基本的にはお弁当を配りに行くときには、そこでお子さんを見せていただいているというのがありますので、ちょっとこども食堂とお弁当とか、食事という点では似ているんですが、目的がそれぞれ若干違うところがあって、それぞれすみ分けて制度が運用されていると考えています。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。よろしくお願いいたします。

まず１番目なんですけれども、町立保育園の時間延長が、１年延長されて、これもほかの保育園との調整をしたのかと思うんですけれども、もちろんやはりシフト制にしたり、職員も増やしたのかと思いますけれども、１年たって、令和６年度に向けての改善される、しようとするような取組

みたいなのがあったら教えていただきたいと思います。

あと、宮東保育園ができましたよね。それで、保育園と、ごめんなさい。ページの130、131です。保育園費というところです。それで、みやしろ保育園と国納保育園の事業について、次に、宮東保育園ができて、保育園が増えて、幼稚園と保育園という形で宮代町の子どもたちの、この割合みたいなのは町は把握しているのかどうか教えていただきたいと思います。

また、私の町の予算書の82ページ、国納保育園自動ドア改修工事及び電気、これ鍵と読むんですかね、設置工事の内容を教えていただきたいと思います。

あと先ほど健康介護課のこども家庭センターというのは、これはここでどういう内容なのか説明するのはここじゃなくて、大丈夫ですか、それで４点、すみません、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長の吉田です。

まず第１点目、公立保育園の延長保育の実施に当たり、来年度何か改善する策はありますかということのご質問にお答えさせていただきます。

特に改善というのではありませんが、今年度実施いたしまして、今年度の状況というところを踏まえまして、大きくは変わっていないんですけれども、やはりシフトの組み直しですとか、どのように職員を配置するかというところは組んでいる状況になります。

今年度が延長保育始まった年ですので、今まで通われていた保護者の方は恐らく、朝は７時半、夕方は６時半までというところの、そういうリズムでお勤めをされていたりしている方が多かったと思いますので、さほど多い希望の方が、利用の方がいたわけではございません。

ですが、これから新しい方が入所するに当たって、そういうような時間帯で働いていくという方が増えていくと思いますので、こちらのほうは年々私立保育園と同じような人数で延長保育の利用の方が増えていくだろうとは考えております。

次、２問目です。宮東保育園ができて幼稚園との比較というんでしょうかね、利用というところで、大きく比較は、申し訳ないんですが、割合的にはしてはいないんですが、恐らく半分半分というのが、保育園の希望の方というところがやはり増えているかなというふうには思います。０歳児から２歳児までは小規模保育施設も入所できるのですが、その後の３歳児以上のお子さんについては、幼稚園でも預かり保育を皆さん、施設でしてもらっているので、大分そちらに行く年もあったんですが、最近はやはりそのまま保育園を希望される方というところが増えているかなという印象があります。

あと幼稚園の、予算書128、129ページにございます子育てのための施設等利用給付事業におきましては、大分金額的に、来年度は下がった算出をしております。そちらは幼稚園に関わる費用になるんですが、そちらは大分幼稚園を利用する方の人数が少なくなってきているかというところで、こちらの金額を算出している状況となっております。

続きまして、３番目です。予算書が134、135、こちらの国納保育園運営事業にあります大きな来年度の事業といたしまして、14工事請負費で143万円、自動ドア改修工事及び電気錠の設置工事ということで上げさせていただいております。

こちらはただいまも自動ドアなんですが、コロナを機に、やはり保護者の方でも保育園の中に入

ってきていただくというところに制限をかけておりました。そちらに当たり、玄関、自動ドアなんですが、手動にいたしまして、職員が必ず開け閉めをしてお子さんを玄関まで連れてきて、お子さんを引き渡すというような方法を取っていました。

コロナが緩和されまして、元に戻す、今までは自動ドアなので触れば開くというようなタイプのものだったんですが、コロナを機に安全対策どうだろうかというところを考えたときに、やはり押せば開いてしまうので、それもどうなんだろうというところを見直しまして、令和４年度ですかね、みやしろ保育園でも、電気錠にするという、オートロック式にするという工事をいたしまして、保護者の方はインターフォンを押していただくと、中で職員がどなたのお迎えですかというふうに確認します。そこで保護者の方の確認ができましたら、解除いたしますと、保護者の方がそこで触っていただくとドアが開くというようなものにいたしまして、内容といたしましては、みやしろ保育園と同じような内容での工事をする予定となっております。

以上です。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

４番目のこども家庭センターについて、予算書では128ページ、129ページ、私たちの予算書のほうでは79ページにございますこども家庭センターについてご説明させていただきます。

今現在、保健センターに子育て世帯包括支援センターがございます。また、子育て支援課のこども安心担当にこども家庭総合支援拠点がございますが、こちらの機能は維持し続けた上で、組織を見直して、全ての妊産婦、子育て世代、子どもに対して一体的に相談支援を行う機能を有する機関を設置することといたしました。

こちらは、先ほど横内が申し上げましたように、子育て支援課にこども家庭センターを設置し、そこに所長を設置いたしまして、母子保健と児童福祉も調整する統括支援員を置きまして、そちらを中心に母子保健と児童福祉の支援を一体的に行うものとなっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　ご答弁ありがとうございます。

１点だけ質問させていただきます。

自動ドアの国納保育園の改修工事もよく分かりました。

ところで、町立保育園に防犯カメラというのは設置されているのか、その辺だけお聞かせ願って、私の質問は終わりにします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課の吉田と申します。ただいまの防犯カメラの設置について回答させていただきます。

みやしろ保育園、国納保育園、両園とも２か所、防犯カメラを設置しております。

国納保育園のほうが玄関と、あと園庭に面したところに２点、防犯カメラ、駐車場の状況も見られるような内容になっております。

みやしろ保育園につきましては、玄関付近を２点、中の廊下、入ってすぐの廊下ですと、あと玄関のエリアというんですかね、そちらの２点の防犯カメラの設置となっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川です。質問させていた

だきます。

まず、予算書の132から135ページのみやしろ保育園と国納保育園に共通しているＩＣＴによる業務負担軽減と保育の質の改善というのが今回のっているんですけれども、どういったシステムを導入して、今までこうやっていたものがこれによってこういうふうに削減できるよというところと、質の向上、改善という点でどういった改善が見られるのかということをお伺いいたします。

もう一点が、私たちの予算書77ページにあります「みやしろで育てよっ」のホームページのリニューアルというのが載っているんですけれども、どういったところを改善するためにリニューアルするのかという点と、そのリニューアルに当たってはユーザーさんの声とかがあって、そういうのに基づいて改善に至っているのかどうか、その辺をお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長の吉田です。

まず１点目にご質問いただきました公立保育園両園におけるＩＣＴ化で、こちらがどういう業務内容か、質の向上とはどのような内容になるのかというところでお答えさせていただきます。

こちらのシステムはもともと令和２年度、コロナの感染が拡大しましたときに、保護者の方にすぐの状況をどのように伝えられるかというときに、そして連絡方法というものが電話以外はなかったころでした。ですので、一斉に、例えば休園ですとか、何か感染が広がる状況というところをすぐにでもお伝えできるようにということでコドモンというシステムを導入いたしました。

最初はその一斉配信というところをメインに入れたのですが、もともとこのコドモンを選んだ理由といたしましては、公立のシェア率はナンバーワンで、そこが一番安全だというところですね、個人情報を取り扱いますので、その安全性も図った上でコドモンを決めたのですが、一斉連絡だけではなくて、システムを増やしていくことで、例えば、先ほどどのようなことができるんですかというふうにご質問いただいたんですが、連絡だけではなくて、保育士の事務の軽減ということで、今は全て計画ですとか日誌ですとか、手書きをすることがほとんど主な業務となっているのですが、そこをシステムで入力することで、１つ入れると反映されていくですとか、あと入力したい内容の項目が選べるようになっていたりするので、１日１回１回打つ必要がなくなるということで、保育士のそこが事務の軽減にもなるのではないかということで進めて、こちらのコドモンを導入した理由になっております。

その中で、この質の向上というところのドキュメンテーション、ちょっと聞き慣れない言葉かもしれませんが、保育をどのように保護者の方に見せていくか。そこも、コロナになりまして、先ほども玄関のところで申し上げましたとおり、保護者の方の立入りも園のほうは難しくなってきた。だけれども、園でどのように過ごしているかということを保護者の方に細かく伝えるのも私たちの仕事ですので、口頭や連絡帳だけではなくて、写真ですとか、こういう保育を取り組んでいますというところをどのようにしたら見せられるかということでドキュメンテーションというのを取り入れました。写真を、保育士が保育の場面を切り取ったりいたしまして、何でこういう活動が進められているのかというようなことを記載しながら保護者の方に伝えられたらというふうにして始めております。

こちらが、保護者の方に見せるだけではなくて、

保育士同士もそれを共有することで、ほかのクラスがどのような配慮をしながらどんなふうに保育を進めているのかというところを保育士同士でも、保育を考えるに当たって議論といいますか、どうしたらいいかということを話合いのきっかけにもなるというところで、このドキュメンテーションを進めております。

あとこれを、有線ですと、どうしても職員室に、各保育室の担任は職員室に行かないと今までその事務ができなかったのですが、今年度各クラスにタブレットを導入いたしました。あとＷｉ－Ｆｉの通信を整えまして、各部屋でその事務ができるようにということで今進めておりますが、みんなで知恵を絞り出し合いながら、どんなふうにしたらもっと上になっていくかということを議論しながら、また来年度ももっと拡大して保育士がこんなに便利になったということを実感しながらやっていける保育を目指してまいります。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査、飛鳥馬です。

「みやしろで育てよっ」リニューアルの内容につきまして回答いたします。

今回のリニューアル内容としましては、サイト全体のワードプレス化、対象年齢を拡大するため、第５次総合計画子育てサロンの修正と居場所づくりのページの作成、トップページ等の改修となっております。

今回改修の大部分としましては、ワードプレス化作業があります。子育て情報サイト「みやしろで育てよっ」は、平成28年に開設をしております。その後、軽微な修正等は行っておりましたが、サイトの更新につきましては、構成が複雑になっているため、一部を除き修正作業を委託先に委託するため、修正までに数日かかっておりました。

こちらにつきましては、ワードプレス化することで町職員が修正できる部分が大きくなるため、修正作業など迅速に対応が可能となります。

また、修正作業を職員で行うことで、今後の運営に係る費用なども軽減していきたいと考えております。

もう一点、ユーザーの声という点ですが、現在「みやしろで育てよっ」につきまして、子育て広場の予定などを掲載しております。こちら、子育てひろばの予定を掲載しますと、問合せが多く、サイトで確認されている方も多く感じます。

また、リニューアルに当たりまして、ユーザーの方の声、子育て中の方の声を聞きたいと考えまして、３月23日土曜日、無印良品前駅前広場で「みやしろで何して遊ぶ？」というイベントを開催予定となっております。こちらで今後「みやしろで育てよっ」の内容につきまして、アンケートを取りたいと考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　再質問１点だけなんですけれども、令和２年にコドモンというのを入れて、先ほど言ったのはコドモンにオプションでくっつけるということでいいんですかね。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　コドモンにオプションで今年度からのフルパックといいまして、全て利用できるようなパックにいたしました。

先ほど申し上げなかったのですが、登校園管理というのも今年度始めまして、保護者の方にＱＲコードを一人ずつお配りいたしまして、登校園の

際、玄関のところでかざしていただきますと、何時に来ました、何時に帰りましたというような打刻式で、保護者の方にもそこは安全管理ということで徹底して実施を今しておるところです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　１時５６分

再開　午後　２時０８分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

引き続き子育て支援課分の質疑を行います。

質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。よろしくお願いいたします。

２点質問させていただきます。

まず、予算書128、129ページ、私たちの予算書80ページになります。

こども家庭センター事業、この中で18節負担金補助及び交付金と産前産後家事・育児サービス利用補助金120万円につきまして質問させていただきます。

こちらに関しましては、令和５年10月から開始されて大体５か月ぐらいたっていると思うんですが、こちらのほうの５年度の実績についてお伺いいたします。

それから２問目なんですが、予算書142、143ページ、私たちの予算書83ページになります。

⑵母子保健事業で、こちらのほうは前年度まで健康介護課のほうになっていたわけなんですけれども、今回、この子育て支援課のほうになったいきさつをお伺いいたします。

以上２点です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。

初めに、まず１点目の質問としまして、産前産後家事・育児サービス利用補助金の交付状況ということでご説明させていただきます。

事前に議員の皆様から要求があったということでお配りしてありますけれども、子育て支援課分の福祉産業委員会資料、こちらをご覧いただければと思います。

こちらの子育て支援課の部分の７ページにありますが、題名としまして４番ということで、産前産後家事・育児サービス利用補助金の交付状況というのを載せさせていただいておりまして、３月５日現在ではありますけれども、これが今ご質問のところにぴったり当てはまるのではないかということで、ここを見ながらお話しさせていただきます。

まず、申請数としまして、申請数はご覧のとおり、⑴として20件、そのうちほとんどが育児支援ということですけれども、家事支援というものも１件ございました。

また、２番目につきまして、交付額、実際に交付している額です。こちらにつきましては、申請数の合計13件、13申請があるうち、利用回数60回とあります。１回につき上限が2,000円の補助になっておりますので、交付額が11万8,050円としますと、およそ大体全て満額使った場合60回ですと12万円になりますので、大体ほとんど皆さん、多くの方が満額の2,000円以上のサービスを受けて2,000円の補助を受けているという状況だと考えられます。

最後に、３番目としまして、どのようなサービスを受けているかという種類につきましてです。

こちらにつきましては、一番多い回数が、ご覧のとおり一時保育、こちらは主に一時保育ということですので、保育所、まだ入園されていないですが、一時保育の制度を使ってこちらの補助を受けているという方が一番多いという状況です。

そのほかには、送迎や託児であったり、１件家事支援ということで、⑴と重なりますけれども、１件清掃、こちらが１件の申請がありまして、合計60回の利用がされているという状況です。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

予算書の142ページ、143ページの母子保健事業、分かりやすい予算書の私たちの予算書で、83ページの母子保健事業についてのご質問について回答させていただきます。

以前は健康介護課の事業であったけれども、なぜ子育て支援課のほうに今年は予算が計上されているのかのご質問ですけれども、先ほどお話がありましたように、こども家庭センターが子育て支援課内に設置されますので、その関係で母子保健事業が子育て支援課の事業として計上されております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。先ほどの清水の回答に付け加えさせていただきます。

なぜ子育て支援課に予算がついたかということが一番のご質問かと思いますけれども、もともと去年度までは子育て支援課と健康介護課で分かれてそれぞれ予算を持っていたわけですが、今回こども家庭センターをつくるに当たって大きな枠組みの、制度設計の大きなところとしましては、まずこども家庭センターというところに法的なセンター長、宮代町の場合は所長ですけれども、そういった者を１人置くとなっています。そこで、さらにその下に統括で調整に入る者をもう一人設置することになっておりまして、何が一番違うかというと、母子保健の事業で決裁ライン、事務的な話になってしまいますけれども、予算の執行であったり、支出をする際に決裁をするのが、最終的には同じこども家庭センターの中の子育て支援課長が決定をして実行するということになりますので、その際、健康介護課のままの予算では、最終的に健康介護課長が決定するのではなくて、母子保健に関する部分の予算についても子育て支援課長がセンターの所長としまして命令権を持って一体的に予算を執行しようということで、それで予算の所管が変わったということです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、産前産後家事、こちらのほう分かりました。予算的には、前回と同じ120万円ということになっているんですけれども、これは大体何人ぐらいの計算を見込んでいるのかということをお伺いいたします。前回は10月から始まった、今回は１年間になりますので、同じ予算で大丈夫なのかなということをまずお伺いします。

それから、２点目の142、143ページ、どちらかというと私たちの予算書のほうの83ページのほうが分かりやすいと思うんですが、この中で499万円という予算を計上されております。これは大体何人ぐらいを見込んでいるのかお伺いいたします。

以上、２点です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。

まず初めに、産前産後サービス利用補助金の積算についてお伝えします。

まず、前年度は半年、10月から３月までの半年間での予算を計上させていただいておりました。このときの積算としましては、１人当たり36時間を2,000円使ったとして、20人程度の申請があるだろうということで計算をさせていただきました。これがまだ制度というか、まだ構築されていなかったときの積算でしたので、実際今の要綱によりますと、上限は１人のお子さんにつき去年36時間で計算していたものが、上限24時間で１回2,000円までなので、お一人当たり４万8,000円を上限という制度がその後令和５年度、今年度中ですけれども、決定させていただきました。

それを踏まえまして、令和６年度当初予算の積算としましては、上限の24時間を2,000円使った方が25人いらっしゃるだろうというところで、120万という数字を出させていただいております。これは前年度、令和５年度の予算の144万とほぼ同じで半年で大丈夫かというご質問もありますが、こちらにつきましては、いざ制度を10月から始めまして、実績を勘案して、この予算で何とか１年間を見立てて当初予算を組ませていただいております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。ご質問にお答え申し上げます。

私たちの予算書83ページのところ、乳幼児健康診査の499万円の内訳かと思います。まず、１か月児健診なんですけれども、こちらについては210名、４か月児健診についても210名、10か月児健診が210名、１歳６か月児健診も210名、３歳児健診については240名の方々に対する費用になっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

それでは、再々質問させていただきます。まだ残っていていただいていいと思います。

128、129ページのこども家庭センター事業の中の産前産後家事・育児サービス利用補助金、分かりました。再々質問は、142、143ページのほうの母子保健事業のほうで質問させていただきます。

こちらのほうは、最初の１か月児健診、こちらのほうが今回新しく進められると思うんですが、これは４月からの予定ではないかと思いますが、これはこども未来戦略の中で加速化計画ということで、１か月児健診と５歳児健診というものを進めてもらいたいというのが国のほうから出たと思うんですね。そういう中で、１か月児健診のほうは速やかに早急な対応をしていただいてありがたいと思います。これに対して、５歳児健診のほうはどのようになっているかということをお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。いただきました再質問についてお答え申し上げます。

委員さんおっしゃられたように、１か月児健診、５歳児健診につきましては、国のほうから速やかに導入するようにという指示がございまして、町としましても１歳児健診につきましては、４月から導入できるように準備を進めているところでご

ざいます。

ご存じの方も多いと思いますけれども、１か月児健診というのは、大体今までが出生されたところの医院さんのほうで診ていただいてという流れになっています。ですので、今、県のほうが一括して産科さんのほうと契約のほうを締結させていただいて、１か月児健診を出生されたところでできるような形の体制を整えているところでございます。

町としましては、４月すぐに導入できるように準備は進めていたところなんですけれども、県が今一括で契約のほうを進めているので、契約ができるまでもう少し待ってほしいというところで、今待ちながら開始と同時に始められるように、速やかに準備をしているところでございます。

また、あわせて５歳児健診につきましては、ご存じの方も多いと思いますけれども、原則市町村での集団健診を実施するということに国のほうから出ています。これにつきましては、健診の結果、発達障がいと判断された幼児とかの方、就学まで適切な療育につなげる体制が市町村に求められているというところでございます。これらの判断ができる小児科医の確保が重要であるため、小児科医が現在１人しかいない当町ではすぐに取り組めない状況でございます。ですので、当町以外のところの小児科医というところも含めまして、なるべく速やかに協力をいただけるような体制を整えて、体制が整えた段階でこちらのほうの導入も進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　皆さん、ご苦労さまです。すみません、長くなってしまいますが、佐藤でございます。

ページ数、順番どおりにはいきませんが、気がついたところをるる指摘させていただきたいと思います。

まず、私たちの予算書の84ページの出産子育て応援給付金、これは支給要件というのはどのようになっているのかなというところが、これ宮代以外の方で恐縮なんですけれども、宮代いいねという感じで言っている人が聞いてきたものですから、代わりにまずお尋ねさせていただきたいと思います。

引き続きまして、私たちの予算書80ページになるのかな、ヤングケアラーのことについてお尋ねさせていただきたいと思います。

ヤングケアラーに関する研修講師謝金というのが５万円、関係機関への研修実施と書かれておりますが、まずこの関係機関というのはどのような形になっているのか。また、特に教育推進課のほうですけれども、研修のことだけに限らず、連絡、横の、横串、５次総の25ページの横串、ほかの課でもよく僕は言っているんですが、きちんと連絡のほうが取れているのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。特にヤングケアラーとなりますと、子育て支援課のほうでこのような研修等を行っていらっしゃるのは、保育園の先生とかそういうふうな形かとは察しますが、実際ヤングケアラーとして問題になっているのは児童生徒という形が多いものですから、そこに目を輝かすとか、届かせるのが教育推進課というところだと思っておりますので、そこのところとの連携というのと、あとこういうふうな研修というのも、学校の教員だったりとか、または子育て支援課の職員だったりとか、その辺も必要なのではないか。場合によっては議員も希望すれば行けるようにしていただければ、僕個人としてはうれしいなという

ところはあるので、そこのところについてお尋ねしたいと思います。

次に、先ほど前段の委員でも出ました産後ドゥーラ、これの資格取得に関しまして40万円というのが予算計上されています。40万円資格取得自体に必要というふうなお話がございました、40万7,000円、認定料は2.2万円。認定料のほうはありませんけれども、資格取得に関しまして40万円という予算がついておりますが、これは全額ではないと思いますけれども、１人何人ぐらいのドゥーラのほうを受講することを想定して予算計上されているのかというところについてお尋ねさせていただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、ページ数をしっかり言ってください。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい、128、129ページ、私たちの予算書80ページです。失礼いたしました。

次に、予算書の123ページ、これも前段の委員からも出たんですけれども、学童関係に関することも食堂関係のことだったと、僕がメモを落としたらごめんなさい。これは学童に携わる人の人数というのはどのような増減傾向にあるのでしょうかというところですね。職員数のほうでも構いませんけれども。

それに付随しまして、付随しているのかどうかちょっと分からないですけれども、これ僕個人の問題意識もありまして、何度か町民生活課とかそちらのほうもお聞きさせていただいたと思いますけれども、ページ数は正確に出てこないんですけれども、こども食堂についてお考えのほうとか実際の頻度、月に２回行われているのは先ほど執行部の方のほうからご説明いただきましたが、昔からよく問題になっていて、今でも2012年のＯＥＣＤので７人に１人が貧困だというふうなことをずっと言われているのがちょっとおかしいなと思ってはおりますけれども、特に当時から問題になっておりますのは、長期休暇、特に夏休みみたいな長期休暇のときに、給食がなくなることによって栄養不足の子どもが増えるというのは皆さん共通の認識だと思いますが、特に通常であれば月に２回とかというのでも少ないとはいえ、予算の限りもありますからしようがないというところもありますが、特に長期休暇のことについて考えてはいらっしゃるのか。

また、幸いというか幸か不幸か、宮代町の中に日本工業大学、また、隣接しているところに共栄大学というふうに、教育実習等も教員に今後なろうとかという予備軍の学生たちもいらっしゃるところがありますけれども、そういうところとの連携というのも絡めていったらどうかというところが私個人は思っておりますので、その辺についての、これまでそういう検討をしていたのか、してきたのか。また、今後そういうところは気がつかなかったか、検討しようと思っているのか等々聞きたいと思います。

参考までに、先ほど僕がざっと見ただけで申し訳ないんですけれども、広報みやしろの３月号の最後のページ、宮代町のカレンダーを見ましたところ、こども食堂のことが出ていないのですよね。ですので、こども食堂の告知という状況をお伝えいただきたいと思います。本当に必要な人にいくような形でいったほうがいいと思いますので。

それと同時に、これもついでになってしまって申し訳ないんですけれども、年に１回でも構わないので、防犯の意識もありますけれども、ほかの課で防犯の災害用品のほうの備蓄、また、廃棄とかの問題がありますので、そういうのもちょっと絡めて、防犯意識の向上というのを絡めてやっていくのもいいかなと。これは個人的な意見ですけ

れども、と思いました。

次に……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、よろしいですか、途中で。こども食堂は子育て支援課とは全く関係ないので。

○委員（佐藤将行君）　先ほどこども食堂が出たので、すみませんでした。そこのところは担当課とちょっと話してみます。

先ほどの国納保育園の自動ドアのことが出ておりましたよね。私たちの予算書のほうでは82ページになっていますけれども、ほかのところもそうなんですが、これから２問ほど保育園絡みのことをお尋ねします。

自動ドアにすることによって安全面の配慮が当然されているとは思いますが、昔々、例えば岩槻でもありましたけれども、エスカレーターで乗り出していたら首を挟んで小学生が亡くなっちゃいましたとか、大人で予期せぬようなこともありますので、また基本的に自動ドア、ボタンを押してとはなっていますけれども、閉まるときは一定時間で閉まるようになっておりますのがほとんどだと思います。私もマンション管理会社の経験上、そういうのがほとんどだったんですけれども、そうなってくると、あれはセンサーで画角をいろいろと調整できるんですけれども、やはりお子さんですとその画角に入りづらいというところがありますので、その辺というのは業者のほうときちんとやってはいらっしゃると思いますけれども、担当課のほうとしてもできているのか。

また、次に、先ほど前段委員の防犯カメラの件が出ておりました。防犯カメラというか監視カメラと言ったほうがいいんですけれども、このカメラの件でもう数年前からよく言われている、特に都会のほうでは言われているんですけれども、駐車場や園庭だけではなくて、やはり性悪説になってしまうのかもしれませんが、お教室のところを映して、スマートフォンで自分の子供がどうなっているのかというのを見たいというふうな要望が何件か僕もお聞きしておりますし、親心としてそういうのも仕方ないかなというふうには思っておりますが、つける、つけないではなく、その辺のことをどのように検討されていらっしゃるのかというところなんですよね。

ある意味で防犯カメラというのは個人のプライバシーのほうをやはりチェックするところですから、その辺の肖像権とかの問題等もありますので、あくまでも保護者限定という形にしなければならないというのは当然ですけれども、それと同時に、保護者に対しては特に在住のところじゃなくて、宮代町の保育園は、幼稚園はこういうふうに自分の子どもがやりたいので分かるよというのは、ある意味で移住の促進というか、そちらの一つの理由にもなるかもしれませんので、その辺を町のほうでどのように考えていらっしゃるのかをお尋ねしたいと思います。

移住のほうからのつながりになりますけれども、先ほど77ページの、多分私たちの予算書のほうだと思いますけれども、ウェブリニューアルのことで「みやしろで育てよっ」とかの感じで出ていたと思います。

これをリニューアルするに当たっては、何かしらしなければ、先ほどちょこっと何点か理由というか、リニューアルすべき理由というのが出ておりましたけれども、根本的にどのようなところが不具合というか使いづらいとかあったのか。要するに、リニューアルまですべき理由というのがいまいち私自身には伝わってこなかったので、そこのところ。

また、前回リニューアルというか、導入したのかリニューアルしたのか分かりませんけれども、

前回から何年たっていて、それに対しての費用対効果がどのようになっているのかというところにつきましてもお尋ねしたいと思いますし、また、このリニューアルを委託する業者名というのを教えていただきたいと思います。

あとは、ＩＣＴのことにつきましては、前段の合川委員がいろいろお聞きしてくださったので、大体分かりました。これ、コドモンを続けていて、それでコドモンは業務支援ツールというふうなうたい文句になっておりまして、コドモンのドキュメンテーションというのは、記録振替、計画のリサイクル等をやるという形になっているというふうにうたい文句書いてありますけれども、これをつけてフルパッケージ版みたいな形で行うということですよね。分かりました。そこは確認で結構です。

次に、131ページ、これは予算書のほうですね、123ページのほうがいいかな。超過勤務というところがあります。この超過勤務が令和６年458万5,000円というふうになっております。先ほどＩＣＴやら何やらと業務効率とかのいろいろと考えていらっしゃるようですけれども、令和５年を見ますと331万2,000円というふうに、127万ほど増えてはいますけれども、先ほどの業務効率化とか、要は職員の負担軽減ということで業務効率化ということを、お金をかけて行っているんだと思いますけれども、にもかかわらず増やして当初予算で請求しているということは、これは……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、途中ですけれども、今、超過勤務に関しては総務課になっておりますので。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい、ずれていました。すみません。

じゃ、その先のところ、131だと大丈夫なのかな。それも総務課ですか、分かりました。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　分かりました、ごめんなさい。そこのところは撤回させていただきます。

そうなってきますと、あとは宮東保育園の、先ほど前段川野委員がお尋ねになったのかな、131ページの140万だったかな、ちょっと忘れちゃったんですけれども、百四十数万だと思いますけれども、これは大きな、例えば100万円以上だったら町のほうで、それ未満か以下の小さい工事は保育園でというふうにいろんな施設がなっていると思いますけれども、それを超えたからという形なのかなというふうに理解しているので、そこのご説明と、あと、昨年か一昨年か忘れたんですけれども、僕も傍聴していて、国納保育園じゃなくてみやしろ保育園だったかな、隙間風が入ってくるとか、要するに建物の劣化のほうで困っているというふうな意見があったんですけれども、その辺がどうなったのかと私も追跡調査していないので分からないので、そこのところを教えていただきたいと思います。

あと、最後にしますが、今年度の出生者数というのは担当課で把握されているのでしょうか。

先日、国のほうで75万8,000円とかというふうに出ておりました。出生率も出ておりましたが、試すようで非常に恐縮なんですけれども、上から目線のようで、一番担当の住民課のほうでも把握していないような状況だったので、念のためにお尋ねしております。そこのところ出発点になりますし、発表から一週間以上たっておりますから、２月27日だったかな、ということで、以上、お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　健康増進担当主査、中村と申します。

私たちの予算書84ページ、予算書146ページ、出産子育て応援給付金事業について、出産子育て応援給付金の支給要件ということでご説明させていただきます。

こちらの事業は、妊娠から出産、子育てまでを安心して過ごしていただくための保健指導の面談など、継続的な相談支援と出産育児用品購入等の経済的負担を軽減するための経済的支援を併せて行う事業でございまして、どちらもまず出産応援給付金ですが、妊娠届出を保健センターに提出された際に面談を行わせていただきます。面談を終えた方を対象に５万円の給付となります。

続きまして、子育て応援給付金ですが、こちらは出生後に赤ちゃん訪問というのを皆さんに実施させていただいていまして、その赤ちゃん訪問の際にご自宅なりで面談をさせていただきまして、それを終えた方が対象になりまして、お子様一人につき５万円を給付するものでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

予算書の128ページ、129ページ、私たちの予算書では80ページのヤングケアラーの研修について回答させていただきます。

今年度は宮代町の町内の小学校、中学校の教員を対象にヤングケアラーの研修をさせていただいております。また、教育委員会と調整をした上で学校訪問をさせていただきまして、ヤングケアラーのお子さんがいないかどうかなども含めて聞き取りをさせていただいております。

また、ヤングケアラーのチラシを小学校、中学校に配布させていただいておりまして、ヤングケアラーを知っていただくということがまず大切だと思っておりますので、今年度もチラシのほうは配布させていただきたいと思っております。

また、令和６年の研修につきましては、対象者、時期などはこれから担当内でよく検討しまして、決定させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。

産後ドゥーラの資格補助についてお答え申し上げます。

まず、予算額40万円とありまして、ちょうど１人受講料が40万7,000円ということで、ほぼ同じようには見えているんですが、実際のところ積算としましては、１人当たり20万円の補助で２人の人数を見込んでおります。２人というのはちょっと少ないようですが、近隣の今現に資格を持っている方の人数からすると、なかなかそれ以上取ってもかなというところもありますので、まずは２人から始める。なぜ20万円半分かということですが、研修を行って資格を認定する者が産後ドゥーラ協会でありますけれども、こちらにつきましては、実際産後ドゥーラ協会の理事の方ともお話をさせていただいたところ、例えば40万円かかるのに40万円補助しただと、やはりそれは本人としても何か資格をもらったようなものであまり、身銭を切るというか、そこら辺がないということがありまして、実際に宮代町よりも既にドゥーラ協会のホームページを見ますと、東京では品川区、大田区、目黒区、港区であったり、埼玉県内でも三芳町がこういった補助をしているんですが、どこもおよそそういったドゥーラ協会の意向も踏まえたというのもあると思われるんですが、半分の20万円の補助というのが広く一般的な金額の目安

であるので、今回予算としましても私たちも20万円とさせていただきました。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　副課長の吉田です。

４点目、学童の職員数をお伝えするでよろしいでしょうか。

〔発言する人あり〕

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　では、アンフィニに委託しております百間小学校、東小学校、笠原小学校、その３校の学童につきましては、正職が16名です。パートの臨時職員が42名で、こちらは１支援にいたしますと平均3.5名が配置されております。

続きまして、須賀小学校のかえで児童クラブを指定管理でお願いしております特定非営利活動法人宮代町かえで児童クラブにおきましては、正職が５名、パート職員が12名で、こちらは１支援４名が平均して配属となっております。こちら大分人数の規模が違うのですが、先ほど申し上げましたとおり、かえで児童クラブは１つの学校、アンフィニのほうは３校というところで、そちらの合計数というふうになっております。

続きまして、国納保育園の自動ドアにつきましてです。予算書ですと134、135ページ。私たちの予算書になりますと82ページとなります。

こちら、委員さんがおっしゃられたとおり、やはり開け閉めのときに子どもたちは行動が読めないところがあります。なので、挟まれ防止というところで、安全確認どうしているかというところでありますと、自動ドアは年２回点検を行っております。そちらで閉まる速度の調整ということで、このぐらいでいいかどうかとかということも調整の際にさせてもらっております。

国納保育園なんですが、ここ２年、３年ぐらいは手動で開け閉めしておりましたので、こちらの自動ドアのオートロックの工事をするに当たっては、そこでもまたきちんと確認をして、お子さんの安全が図られるようにということをしてまいります。

続きまして、防犯カメラなのですが、こちらの公立保育園の２か所につきましては、先ほどの設置の台数となっております。それだけではやはり足りないのではないか。そちらがリアルで保護者の方がどんなふうに園で過ごしているかというのを知りたいんじゃないでしょうかということを教えていただきまして、私もその気持ちも本当に分かるところではありますが、そこへは委員さんもおっしゃっていただいたとおり、個人のプライバシーというところで、着替えを行ったりですとか、一日いろんな場面がございます。

あと、どんな場面でもどのように撮れるかというところで、その部屋に台数を何台設置すれば、やはり死角があってはいけないと思いますので、そういう点も踏まえた上で、あと、保護者の方へのサービスというだけではなくて、私たち保育士がどのように保育を行っているかというところで、監視というのではなくて、自分たちの身を守るという上でも、不適切保育ですとか、保育士における性犯罪というんですかね、そういうところの問題ということも、私たちの身も守る上で、やっていませんと言ってもその証拠はどのようにあるのかというところがきちんと示せるように、設置については県のほうでも補助金というところが出てきたんではありますが、なかなか金額的に、あまりそれではどんなカメラがつけられるかなというような、金額であったり、あとは各施設にとか各保護者にどのように説明をしてご納得いただいて

つけていくかというところは課題となっております。

でも、委員さんがおっしゃられたように、保護者への支援という点と、あとは保育士の身を守る上でも、こちら明るくオープンにするには必要にはなってくるとは考えておりますが、今すぐというところでは検討は至っておりません。

続きまして、大変申し訳ないのですが、宮東保育園の質問で、ごめんなさい、私が聞き取れなかったもので、141万円……、ページごめんなさい。

〔発言する人あり〕

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　申し訳ございません。

では、続きまして、公立保育園の隙間風の問題というところで、こちらが解消されたとは正直言えないところであります。というのも、国納保育園はどちらの保育園がそのときに対象になったかは、私もごめんなさい、不明なのですが、国納保育園におきましては、園庭に面した外廊下から各保育室に入るようになっております。園庭と外廊下は壁がございませんので、それは当初四季を感じられるというところでオープンなスペースになっていたのですが、やはり過ごすとなるといろんな天候がございますので、どうしても過ごしづらい環境というところはありますが、そちらを施設の努力といいますか、隙間風がなるたけ入り込まないような何かつい立てをしたりだとか、その辺は保育士の配慮でしているところではあるので、こちらを解消はされましたかというところは、解消はしてはいませんが、その中でどのように過ごせるかというところを対応しているところでございます。

私からは以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査、飛鳥馬です。ウェブリニューアルにつきまして回答いたします。

まず、委託先ですが、アンカルク株式会社です。理由としましては、子育て情報サイト「みやしろで育てよっ」の運営実績を通して、親子のニーズを把握し、町内の店舗情報に精通するなど地域に根差した活動を行っているため契約させていただいております。

続いて、ウェブリニューアルする理由としまして、不具合という点ですが、今回改修の大部分としては、ワードプレス化作業がございます。

子育て情報サイト「みやしろで育てよっ」は、平成28年に開設をしております。その後、軽微な修正を繰り返しておりましたが、サイトの更新につきましては、構成が複雑になっているため、一部を除きまして修正作業を委託先に依頼するなどの不具合が起こっております。こちらにつきましては、ワードプレス化することで、町職員が修正できる部分が大きくなるため、修正作業など迅速に対応が可能となります。また、修正作業を職員で行うことで、今後の運営にかかる費用なども軽減していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　ウェブリニューアルにつきましての回答につきまして付け加えさせていただきます。

先ほども同様の回答を申し上げたので、理由については同じようなものではあるんですけれども、このワードプレス化で費用対効果ということですけれども、こちらにつきまして、今回、みんなで子育てこども未来事業におけるその他委託料の中のウェブサイトに関する委託料ですけれども、こ

ちら今まで同様のウェブサイトの運営管理に係る委託料としましては、前年度、令和５年度と比べまして19万8,000円、積算ですけれども、約20万円減った予算を立てております。これに対しまして、ウェブサイトの改修委託、今まで改修に当たりまして軽微なものも委託料の中に含めていたものを、職員でもできるようにというところが大きな違いということで、ワードプレス化と何度も申しておりますが、こちらの費用がおよそ80万円強ですので、一度この改修をして職員が手をつけられるというか、改修を職員もできるようにホームページ全体をそうさせていただくことで、前年度かかっていた約20万円の経費が１年度で減るのではないかと考えております。これが年数を重ねていけば、単純計算で申し訳ないんですけれども、４年くらいすれば費用的にも同等に追いついて、それ以降は職員が手を加え改修することで、その分の利益が上がっていくと考えております。

業者名につきましては、先ほども飛鳥馬が申しましたが、株式会社アンカルクでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　子育て支援課課長の横内でございます。

出生数のご質問につきましてお答えさせていただきます。

出生数でございますが、子育て支援課で現在把握しているのは過去５年分でございまして、令和５年が186人、令和４年が186人、令和３年が216人、令和２年が212人、令和元年が229人ということで把握をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。

特に一番最後のは令和５年のが途中経過になっておりますけれども、11ページのほうにも出ておりますし、ちゃんと把握していただいて、ありがとうございます。

順番がまた前後して恐縮なんですが、自動ドアの件なんですが、これ、私も昔働いていたところで、小さい子どもではないにせよ、マンションで小学生とか幼稚園の子が突っ込んだりとかありまして、必ずしもガラスむき出しでなくてもいいのではないかというところで、余裕をつくってクッション的なものをやったりとか、子どもの背丈の部分までで結構ですけれども、そのようなことをちょっと業者のほうにも確認しなきゃ分からないですけれども、ガラスだけだと、例えば熊谷のほうの事件なんですけれども、コンビニの強盗犯が逃げるときにコンビニのガラスを突き破って店員がけがをしたというのもあったんですけれども、ガラスに突っ込んで跳ね返されて打ち身だけだったらまだいいんですけれども、割っちゃって、それで頭をけがしたなんていったら大変なことになりますので、そういう対策がもしもあるのかどうかというのを業者のほうで話し合っていただければと思って、一応その前の段階で提案させていただいたというようなところがございます。

また、アンフィニの件がようやく出てきたんですけれども、先ほどちょっと僕の聞き方が悪かったんですけれども、特にふじ学童の第一、第二、これにつきましては、あれだけ近いところで一つの学校の学童保育にもかかわらず所長を２名置いているというところが、僕も選挙中、また選挙後いろんな人と話をして、何でそんな無駄なことをやっているのかというのを多々聞いております。

また、宮代町須賀かえで学園以外は全てアンフィニに委託しておりまして、そこの３校を１人の

所長でも十分じゃないかという意見、僕も窓口のほうでお話しさせていただきましたが、その辺はやはりそこまで必要なのかと先日お尋ねしたときに、副所長は各部屋にいるということですので、そういう点で所長ということで人件費が上がってしまうと、毎年度、毎年度ランニングコストが上がってしまうというところで、そのようなところをできるだけ圧縮するというか、削るというか、節約するという観点がどうも見受けられないと私のほうで思ったものですから、ちょっと再質問させていただきます。

また、先ほどヤングケアラーのことで清水さんから、チラシの配布ということでご回答いただきまして、ありがとうございます。これ昨年の配布数及び実際に残ったもの、要は実際に配布されたものとか、例えば各学校なのか、配布対象者のことについて言及がなかったので確認と、お答え願いたいんですけれども、配布対象者というのは職員だけなのか、それとも生徒児童も含めてなのかというところをお尋ねしたいと思います。

これ、議会だよりとか、広報みやしろでもよく言っているんですけれども、配布しただけで事足れりというふうに思っている職員があまりにも僕の目から見たら多いものですから、配りました、例えば１年間たって、回収するかどうかは別として、これくらい残りましたとなると、実際に手に取った人というのが算出されます。また、場所によってはひょっとしたら広報みやしろのように、もう１か月前からないんですよとかというのが、これ毎月のものではないのであるかもしれないので、そのような追跡調査というか、失礼な言い方すると、民間では、もうチラシをやるとなると、費用対効果的に当たり前に、どれくらい残ったか、足らなくなっているところは途中でないかというのをやるんですけれども、そのようなことを行っているのかというところについて、改めて質問させていただきたいと思います。

また、ウェブリニューアルのことでアンカルクさんという話が出ましたが、これに関してはワードプレス化だったりとか、いろいろとやっていらっしゃっているのは分かるんですけれども、先ほど机上の空論的で、単純計算でと言ったのかな、４年ぐらいで回収というふうにおっしゃっていましたが、そもそも委託料のほう、これが相みつ取ったりとかして適切なのかというところが分からないので、確かに今回の改修によって、その分は机上の空論で20万減になって４年で回収できるとなるかもしれませんけれども、大本のほうが、その辺は今回に関してもほかのところに任せてはどうなのかというところのデータを持ち合わせているのか、それを調べていたのかというところが非常に気になりますので、そこのところを改めてお尋ねしたいと思います。

あと、ドゥーラ協会のこともご回答いただきました。ありがとうございます。

僕個人は、40万という中から４人ぐらいを想定しているのかなと、当然、全額１人とは思っておりません。40万で取って、もっと条件でほかのところに行っちゃうとかという人もいなくはないですから、それは全額ではないのは分かっていましたけれども、半額で、品川とか大田区、目黒区、三芳町もそうだということですけれども、半額ということでそんな不適切ではないのかなというふうに思っておりますので、そこのところは了解いたしました。

私が聞き忘れたどうかも含めて、聞き忘れていたらごめんなさい、確認ですけれども、こども食堂につきまして、近隣の日工大とか共栄短大等の連携みたいな形というのは検討……

○委員長（土渕保美君）　すみません。

○委員（佐藤将行君）　分かりました、ごめんなさい。すみませんでした。

じゃあ、その辺ですね。お願いいたします。再質問です。

○委員長（土渕保美君）　答弁をお願いします。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長の吉田です。

まず、１点目で自動ドアの素材については、業者にも今の素材のものがぶつかってどうなのかというところは確認したいと思います。ありがとうございます。

続きまして、アンフィニ、ふじ第一、第二が所長２名置いていることにつきましてなのですが、こちら無駄ではないかというふうにおっしゃっていただくのも、そうなのかもしれないんですが、規模的に一つの施設、ふじ第一も140人定員で４支援あるので160人入ります。第二のほうが３支援なので120人定員となっております。こちら所長がどんな役目をしておるかと申しますと、例えば４月の年度替わりですと、どのようなクラス配置にするかというところは、確認したところ、ほとんど所長が行っております。

先ほど委員さんもおっしゃられたように、副所長というのは、長という名前がついていますが担任という位置づけになります。そちらの意見は、最終的には聞くんですが、所長が主になってクラス配置等を行いますので、そのときに保護者対応ですとか、どうしてうちの子はこっちの部屋なんだとか、誰かと一緒になれないかとか、いろんなご要望を聞くときに、そちらについての対応ができるようにということで所長が担っております。

そのほか、やはり保育園等とは違いまして、なかなか支援員さんも様々ですので、どこまで情報を下ろして、どこまで一緒に考えていくかというところが、各学童では対応が困難なケースもございますので、そこはまず所長と会社のほうでどのように対応していくかというところを、かなりの個人的な情報等も扱いながらしていく中でするところが、所長はとても比重が大きくなっております。そのときに、３校１人ですと、やはりその学校、学校でもいろんな家庭環境の方がいらっしゃるので対応がかなり困難になってくるかと思いますので、今の状況では、所長を各施設に置きまして、副所長という名前の各担任がいるというような体制を整えていくのが、今ふさわしいのではないかと考えております。

私からは以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

予算書の128ページ、129ページ、私たちの予算書では80ページのヤングケアラーのチラシについて回答させていただきます。

説明が不足していまして申し訳ございませんでした。配布した対象者につきましては、町内の小学校４年生から６年生、それから中学校は全学年の児童生徒に配布しておりまして、約1,500配布しております。そのほかに民生委員に配布させていただいておりまして、残部はほとんどありませんでしたので、そちらは子育て支援課の窓口に設置させていただいております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○こども笑顔担当主査（飛鳥馬則子君）　こども笑顔担当主査、飛鳥馬です。ウェブリニューアルにつきまして回答いたします。

契約につきましては、１者随意契約となってお

ります。

ほかの業者への委託につきましてですが、こちら子育て情報サイト運営に当たりましては、「みやしろで育てよっ」のほか、「みやしろで暮らそっ」「みやしろで働こっ」と３課で毎月ウェブ担当者会議などを行い、情報交換や特集記事の調整などを行っております。

ホームページなどのサイトにつきましては、町が考える子育て支援等のイメージの発信という重要な部分がありますので、委託先につきましてはウェブ担当とも調整を行いながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では、最後の再質問をさせていただきます。

学童のほう、大きくは３校を１人の所長というふうに申し上げましたけれども、少なくともふじ第一、第二、160・120名というのは存じ上げておりますけれども、今別にこれが280にしているわけじゃないというのも事実としてあります。

先ほど前段の委員で春日部のほうよりも高いという意見もございました。また、ちょっと僕も今回に合わせて近隣とか、アンフィニのほうの調査をしていないので、間違ったら申し訳ございませんが、アンフィニさんに限らず、ほかのところでも、１人の所長が、例えばふじ第一だったら４教室で、第二が３教室で、それを１人・１人でやっておりますけれども、何教室まで持っている事例があるのかというところは当然把握していると思うので、そこのところをお尋ねしたいと思います。

また、自分の子どもは誰々ちゃんと一緒がいいとか、いろいろな保護者の意見があるというふうなご意見、それはあるのはそうですけれども、それを全て所長が対応しなければならないのか、副所長が一旦預かって、それをまとめて所長に上げることによって所長の業務量を増やすというのは、当然どこでも当たり前にできるようなことが、なぜか意見として出てこないので、ちょっと不思議に思いましたので、そこのところをどのように考えていらっしゃるのかというところをお尋ねしたいと思います。

また、順番は前後しますが、ウェブリニューアルの随意契約の件ですけれども、随意契約するのを悪いとは申し上げませんが、契約するに当たりまして、同種のものとか、同等のものとか、その辺のところをまず調べた上で、例えばＡ社はこれくらいで、こういうふうにできているんですよとかというのを示さないと、あちらの言い値になってしまうというのは、これ至極当然なんですけれども、その辺についての認識のほうをお尋ねしたいと思います。

また、先ほどの再質問でちょっと、これは私のほうのミスです、漏れてしまったんですけれども、出産子育て支給要件のことを丁寧にご説明いただきまして、どうもありがとうございました。

出生のほうは別にいいんですけれども、妊娠のほうの後に面談があって、面談後に５万円というふうなご説明をいただきました。ほかでもいろいろと補助金に関しまして、途中、面談があるとかというのは、他の課でも相談とかも含めてあるんですけれども、これ出生のほうは、赤ちゃんを訪問して、赤ちゃんを実際に見るというところがあるから、職員の方が訪問されるのは分かるんですけれども、妊娠につきましての面談につきましては、まず面談を行うのが誰なのか、それで、その面談というのはリモート等でできないのかというところのことをちょっと再質問のときに漏れてしまったので、そこのところをお尋ねいたします。

最後になると思いますが、先ほどのヤングケア

ラーのことなんですけれども、これ発生すると非常に大きな問題なので、こだわっていきたいと思います。

昨年度の配布状況を先ほどお尋ねしたところ、1,500部プラス民生委員のほうという形をおっしゃっていましたけれども、私の雰囲気で申し訳ございません、４年生から６年、あと中学生の１から３年、これ総生徒数、児童数が何名で1,500部を用意したのか、また残部はほとんどないというふうにおっしゃっていましたけれども、町内の４つの小学校、３つの中学校、これでいつ頃、恐らくで申し訳ないですけれども、これは年度の途中で空っぽになっているところもあるのではないかというふうに私は推察するので、これが私の杞憂であれば別にいいんですけれども、部数との関係でどうなのかなというのがあります。

それなので、そこのところ広報みやしろとかでも同じようなことを聞いているんですけれども、昨日の広報みやしろは１週間以上２月を残して空っぽになったということが出ておりますので、特にこれは余るぐらいでちょうどいいような、ヤングケアラーだとか、こども食堂もそうですけれども、できる限り網の目を小さくして、無駄が多少発生してもヤングケアラーが救えてよかったね、いじめの問題でも、いじめの被害者にならなくてよかったねと、杞憂だったとなるぐらいでちょうどいいと僕個人は思っておりますので、その辺の現実の数字のデータのほうを持ち合わせていらっしゃるようでありましたら、お願いいたします。

以上、再々質問でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（吉田直子君）　子育て支援課副課長の吉田です。

まず、１点目にいただきました学童保育の質問について回答させていただきます。

こちら近隣の自治体で１人の所長が何支援単位ぐらいを見ているのかというところは、申し訳ありませんが、そこまでの事例というところの把握はしておりません。と申しますのも、学童保育の体制が町内ももう一つ担ってもらっているのが、かえで指導クラブの保護者さんたちの活動から運営が始まっている施設でございます。近隣でも、このように保護者が主体となって行っている学童ですとか、様々形態がありますので、言い訳になってしまって申し訳ないのですが、ということもありまして、具体的に１人の所長を置いているのかどうかとか、その管轄はどのように行っているのかというところの体制については、調べてはいない状況です。

その中で、所長に相談等に行くまでにどのようにされているかというところで、もちろん副所長、担任でも、ほかの職員でも保護者さんからのご意見ですとかご相談というのはもちろん受けております。そこで回答できるものであれば対応してもらえますが、やはり施設全体に関わることというところは所長に上げて、そこで施設としてどう回答するか、会社としてどう回答するかというところのシステムになっておりますので、取りまとめを所長が行っているということになっております。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○子育て支援課長（横内宏巳君）　学童の関係、ちょっと補足させていただきます。

学童保育の委託料でございますね。こちらは人件費等を含めて運営経費ということで委託料、まして指定管理者制度で委託料を払っているという状況になりますが、当然ながら、例えば人員配置が適切であるかどうか、また、いわゆる運営経費も含めてこういったところは、やはり常に業者か

ら出されたものを、はい、そうですねということではなくて、町としては必ずそれを調べて、本当に必要なのかどうかという観点を持っていて、調べているところでございます。

また、毎年、モニタリングというのを実施していまして、それが本当に効果があったかどうかというところも含めて、町として確認をしているところでございますので、こういった観点は引き続き持って、本当にこの委託料に見合った効果が発生しているのか、また、その委託料が多過ぎないかという観点は、委員ご指摘のとおり、しっかり管理をしていきたいというふうに考えております。

ただ、学童保育も保育園も今そうなんですけれども、どちらかというと保育士や支援員を手厚くという方向が国から示されておりまして、なかなか人を減らすといった観点では非常に厳しいところもございます。保育の質を考えると、確かに人が多いほうがいいということになりますので、そういったバランスを含めてしっかり管理していきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　副課長の飯山です。ウェブリニューアルの委託料についてお答えします。

委員のおっしゃるとおり、先ほども説明しましたが、１者随契に当たる理由としましてはご説明したとおりで、１つのサイトではなく、トータルで３つのサイトが連携し合ってのサイト運営ということ、それとあと、町の今までの経緯であったり、事情を知っているということを含めての理由で随意契約をしているわけですけれども、ただし、金額につきましては今年度、以前に比べて、先ほど大まかな積算でということがあったんですが、確かに委員のおっしゃるとおり、毎回随意契約ですと言い値になることがあり得るというのは、この事業に限らず多いことだと思います。ですので、随意契約に関する理由が立ったとしても、その金額を設計するに当たっては、広くほかの業者からも見積りを取るなどして精査していく必要があると私たちも考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

ヤングケアラーのチラシの配布について回答させていただきます。

各小学校は４年生から６年生までが777名、中学校のほうが686名で、合計1,463名について配布をさせていただいたんですけれども、こちらは教育委員会を通して学校に配布していただいて、担任の先生を通して生徒児童に配布しております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　健康増進担当、中村と申します。

予算書146ページ、私たちの予算書84ページ、出産子育て応援給付金事業に関連しまして面談についてのご質問かと思います。

まず、面談は、保健センターの保健師、あと保健センターで勤務しています会計年度の保健師も含めて、保健師で全て対応しております。

あと、面談の方法なんですが、原則的にはもちろん対面なんですが、やはりつわり等、体調不良で来られないということもありますので、そういう場合はご主人に妊娠届を出してもらって、面談をリモートで、相手方のニーズに応じてですけれ

ども、例えばＬＩＮＥ通話ですとか、あとウェブの通話の型式も整えておりますので、そういった形でリモートで実施するように整えておりまして、令和５年度も１件そういったケースの対応がございました。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ありますか。

どうぞ。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

皆様、どうもありがとうございました。

１つ答弁漏れがございまして、先ほどのヤングケアラーの件ですけれども、残部につきましてきちんとチェックをしたのかというところが漏れていると思います。1,463名というのは分かりましたけれども、これで37部しか余っていないので、教員の分もない、民生委員の分が幾つというのも説明がなかったということですので、その辺お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○こども安心担当主査（清水邦江君）　こども安心担当主査の清水と申します。

申し訳ございません。先ほどちょっと資料を確認しましたら、全部で1,700部印刷しておりました。なので、先ほど言った児童生徒に配布させていただいて、ほかにも民生委員さんのほうにも配布させていただいております。民生委員はたしか60部か70部ぐらいだったと思います。確かな数じゃなくて申し訳ございません。

〔発言する人あり〕

○こども安心担当主査（清水邦江君）　学校の先生からお子さんたちに手渡しをさせていただいておりますので……、ちゃんとクラスごとに数をきっちり数えさせていただいて学校に配布させていただいております。

○委員長（土渕保美君）　副課長。

○子育て支援課副課長（飯山保孝君）　すみません、先ほどのチラシの配布方法についてですけれども、まず数につきましては、実際にいる生徒数ということはご説明済ですが、その配布方法につきましては、広報とかですと欲しい方が駅で取るとかあると思うんですけれども、もうクラスに積んでおいて、みんな取ってねではなくて、手紙と同じように全員に直接手渡ししているので、それで残部管理というよりは、全員に行き渡っているものとして考えております。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、以上で子育て支援課分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時２０分

再開　午後　３時３３分

○委員長（土渕保美君）　それでは、再開いたします。

これより住民課の一般会計分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして委員長の許可を受けてから発言していただくようお願いいたします。また、資料名、ページ数をしっかりと伝え、質疑は端的に、分かりやすく発言していただくようお願いします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（草野公浩君）　皆さん、こんにちは。住民課です。よろしくお願いいたします。

それでは、説明の担当職員の自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私、住民課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民課主幹（田原浩介君）　住民課主幹の田原です。よろしくお願いいたします。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋と申します。よろしくお願いします。

○国民・後期担当主査（安部麻里亜君）　住民課、国保・後期担当主査の安部と申します。よろしくお願いいたします。

○年金担当主査（山﨑　貴君）　住民課、年金担当主査の山﨑と申します。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

私は１点なんですけれども、マイナンバーカードについて、一般予算では105ページ、私たちの予算では49ページ、それと、ほかの資料なんですけれども、福祉産業委員資料の住民課の１ページにあるところなんですけれども、細かく１歳から100歳までの間の年齢が書かれていて、ちょっとだけ残念だったんですけれども、幼稚園前と幼稚園と小学、中学、高校、大学、そして65歳以上という形で私知りたかったんですけれども、それは後で改めてお聞きしたいと思っているんですけれども、このマイナンバーカード、保険証と連動していると思うんですけれども、現在、保険証として使っているのは割合的にどんな形なんでしょうか。特に何歳代が一番多いとか、この辺の年代はほぼほぼ使われていないとか、分かったら教えていただけますか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋と申します。よろしくお願いします。

マイナンバー保険証の登録率は１月現在58.9％です。特に資料的なものがなくて申し訳ないんですけれども、傾向的には年代の高い方のほうが比較的高いように見受けられます。

こちらのほう、先ほど委員がおっしゃった１ページのマイナンバーの年齢別取得状況によっても、やはり年齢の上の方のほうが高い。これはやはり連動しているのが多いと思います。

ただ、こちらで分かるのは国保だけなので、社会保険とかそういった情報はありませんので、国保でいうと58.9％ということでご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　再質問という形で、今聞きたかったのは、保険証として現在病院で使っているのは何％ぐらいかなと。取得した状況じゃなく、実際に病院でというのを、再質問でよろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁をお願いします。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋と申します。

国民健康保険のほうの情報が来ているんですけれども、年齢階層別ではなくて、利用率ということで報告をいただいています。11月現在4.63％ということで報告をいただいております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　4.6％ということは、58％の、さらにそれの4.6％ですから、全体の２％とかそのぐらいの数になるんじゃないかなと思いま

すね。分かりました。

では、最後の質問になります。

マイナンバーカード、今コンビニで利用できるようになりました。コンビニで利用すると住民票とか、役場で受けるよりも安く受けられるということをちょっと聞きまして、すごいなと思ったんですけれども、コンビニで住民票とかを取ると、町に誰が取ったとか分かるんでしょうか。

それとあと、日本全国どこでも定額でこれは取れるものなんでしょうか。

最後に、よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。お答えいたします。

コンビニ交付をどなたがしたかというのは調べることはできます。一覧表を作ったりとかはしていません。ただ、誰がいつ取ったかというのは分かります。加入しているコンビニ等で全国どこでも取ることができます。６時から11時まで取ることができます。

手数料についてなんですけれども、市区町村によっては手数料を変えているところもございます。宮代町はどちらも同じ手数料で、コンビニ交付も発行していますし、窓口でも発行しています。同じ値段でやっています。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

大きく２問質問させていただきます。

まず、予算書の104ページから105ページ、私たちの予算書で49ページになります。

⑵戸籍住民基本台帳管理事業の中になります。

まず１点なんですが、12節委託料で窓口ＤＸ推進業務委託料が920万円となっていますが、前回までは戸籍情報システム改修委託料で456万5,000円だったんですけれども、２倍まではいかないにしてもちょっと増えているので、この金額についてお答えください。

それから、13節使用料及び賃借料、この中でマイナンバーカード予約交付管理システム利用料というものがあります。これが79万4,000円になっているんですけれども、こちらのほう、上のほうの役務費のところでマイナンバーカード郵送料ということで94万1,000円になっていますが、昨年度は221万7,000円ということで、すごい郵送料が大きかったんですね。今回127万6,000円が減額されています。それに対して、この利用料79万4,000円自体は変わっていないというところの説明をお願いいたします。

それから、18節負担金、補助及び交付金の中で、コンビニ交付システム運営負担金69万1,000円というのはどういうところに払われているのかということをお聞きいたします。

最後に、49ページの真ん中のほう、証明書コンビニ交付に係る経費ということで、これが1,053万円ということで、前年度は125万円だったのが、一気に928万円も増えているということで、これに対して説明をよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

では、お答えいたします。

まず、最初にいただいた質問、窓口ＤＸ推進委託料920万ですが、こちらは、今は窓口じゃなくてコンビニ交付で住民票と印鑑証明書のほうを出しております。それを今年度から戸籍の証明書も

併せて交付できるような準備をする予定です。これに係るコンビニ交付をするためのシステムの改修の委託料となります。なので、その次にございます戸籍情報システム改修委託料とは全く別物となります。こちらの改修委託料については、ちなみに戸籍に振り仮名をこれから振っていく準備があります。この分のシステムの委託料でございます。こちらは一遍に全てを改修するわけではなくて、段階を追って今改修をしております。令和４年もやりましたし、令和５年度もやります。令和６年度も引き続き行っていきますので、この分はまた別ということになります。

先ほどの私たちの予算書なんですけれども、これ合わせて同じぐらいの金額だと思うんですけれども、900万以上変わっていくのは、この分がコンビニ交付の部分ということになりますので、ご理解いただければと思います。

あと、コンビニ交付の事務委託料ですね。こちらのほうは、コンビニ交付を全てつかさどっておりますのがＪ－ＬＩＳという団体になります。地方自治情報センターというところがありまして、国の機関でございます。こちらのほうに、要はコンビニ交付をする場合、町の情報からコンビニ交付というのは発行されません。直接インターネットを使ってコンビニ交付って行いますので、町の情報に直接アクセスすることはできないんですね。なので、管理をするための仕組みがございます。それがＪ－ＬＩＳというところが管理をしていますので、そこにアクセスをすることで町の情報は守られるということになっております。この分の手数料がかかっております。

あと、マイナンバーカードの予約システムの委託料ですけれども、こちらのほうはカードというのは皆様ご存じのとおり、国のほうで別に作っておりますので、町のほうで申請は受け付けますけれども、このまま国のほうに全ての情報を送って、向こうで作ってきて、また町に届いて、町から発行しております。つまり、その流れが町のほうでは全く分からなくなってしまうんですね。なので、それを一元的に別に町のほうで管理をするための仕組みをつくっております。ですので、この分の費用となります。いつ申請があって、いつが更新日で、どんな通知を出してというのを全て管理しております。この分のシステム料となります。

あと、郵送料が大きく変わってきたというのは、マイナポイントの関係で一気に申請が増えました。マイナンバーカードの申請をしますと、申請を受けた後、カードが出来上がりましたよ、それを受け取ってくださいという通知をします。それから、カードが直接本人のところに郵便で渡す場合もございますので、一気に郵送料が増えました。その件数が、昨年までは多く出るのではないかということで予定をしておりましたけれども、実際、宮代町は80％を超える交付率となっておりますので、これからはその郵送自体が減っていきますので、郵送料も減っているということでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

金額がちょうど同じぐらいの金額になったということで、窓口ＤＸ推進業務委託料のほうが上がったということで、ページが104、105ページです。この窓口ＤＸ推進業務委託料のこの委託先というのはどういうところかということをお伺いいたします。

それから、要するに、この郵送料が下がったというのは、もうマイナカードの申請が減ってくるだろうなというのを見込んでいるということでよろしいんですね、分かりました。

あと、戸籍証明ということで、今回、私が選挙に関しまして戸籍謄本とか戸籍抄本とかというのを提出しなきゃいけないというのがあって、てっきりコンビニでできると思っていたら、できなかったんですよね。それが今度からできるようになるということでよろしいんでしょうか。

また、今回のＪ－ＬＩＳですか、これに関しては分かりましたので、１点だけよろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

ＤＸ推進業務委託なんですけれども、こちらはコンビニで戸籍の抄本を取りますので、宮代町の戸籍システムを委託していますベンダーは富士フイルム株式会社というところになります。こちらのほうに委託する予定でございます。

仕組みができればコンビニで取ることができるようになりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　お疲れさまです。佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

些末なことというか、毛色の変わったところで105ページなんですけれども、⑵戸籍住民基本台帳管理事務というところの役務費、通訳機ＳＩＭ更新料、これはポケトークみたいな形のをイメージすればよろしいのか、それとも何か特別なものがあるのかといったことが１つと、それの効用というか、使っていらっしゃる方の、すごく便利だとか、その辺のご感想を、たかだか6,000円のものではありますけれども、ちょっとお尋ねしたいと思います。これはジャブみたいなもので。

次に、マイナンバーのことで、これ以前草野課長にも申し上げたこともありますけれども、数点、住民の方から問題点と苦情等ありましたので、改めて確認と、今後、きちんやるというところの確約をいただきたくて、お尋ねいたします。

まず、マイナンバー、いっとき、公文書コーナーのところでお二人ぐらい女性の方が一定期間座って、特に増えるときだったと思うんですけれども、去年かおととし、要するに時計の下のところに座ってやっていらっしゃったときに、あそこまでの需要がなかったからだとは思いますけれども、くっちゃべってばっかりじゃないかというふうな苦情がさんざんありまして、住民が来るまでの間ほかの仕事をやったりとかという形で、そういうことが起こらないように、今後そういうことがあるときにはしていただきたいのが１点。これはそうでもないんですけれども、大事ですけれども。

もう一点が、あそこのブースのほうに入って今やられているかと思います、マイナンバーの交付等を。ところが、あれ声がだだ漏れで聞こえてプライバシーが保たれていないというふうな声もいただいております。これが２点目、今後どうする、何かしら対策を立てているのか、また町のほうにそのような苦情が来ているのかというところも含めてです。

３点目、これは非常に改善されたのでいいとは思うんですけれども、どのような改善をされたのか分かっていないのでお尋ねしますが、以前、僕のところに来たのだけでも３名いらっしゃったんですけれども、ポイントも２万円分つくというのを聞いたけれども、自分のｎａｎａｃｏやらＳｕｉｃａやらに２万円を入れなきゃならないというふうに説明を受けて勘違いされた方がいて、よくよく聞いてみたら、口頭の説明で、文書も案内のチラシも何もなくて、そのように言って入れてみ

てというので、おかしいんじゃないかというのを聞いて、それは草野課長のほうにも直接お話をさせていただいて、口頭だけではなくて、何かしらその辺ちゃんとやったほうがいいんではないかということで、改善されたようなことをお聞きいたしましたが、どのような改善をされたのかというところを僕のほうも聞きはぐっておりまして、また、ここにいらっしゃる委員の方も、今後そういうのをひょっとしたら相談を受けられるかもしれないので、そこのところをお尋ねしたいと思います。

また、先ほど田原さんがおっしゃったのかな、振り仮名、戸籍上のというのか、役所に登録しているのがある程度、きらきらネームでも何でもいいですけれども、これまではどういうふうな読み方でも一応通っていたのを整理して、一定期間を過ぎた後は役所のほうでこうしますよというふうな制度のことですよね、たしか。それのお尻のほうというか、どういうふうなスケジュール日程となっているのかなというところがちょっと気になります。これも僕の周りの人と話していて、そんなの聞いたことがない、マスコミで強く言っていないと。いっとき言っていたんですけれども、言っていないからだとは思いますが、そこのところをお願いいたします。

最後になりますが、窓口業務をいろいろと電子申請、確かに電子申請は随分と増えてはいるのは承知しております。先ほど、前段の委員が戸籍抄本・謄本も来年度あたりからできるようになるんだったかな、そのような形。住民票を僕も取ったことありますし、それは分かるんですけれども、今のところ、これまで、要するに電子申請やっていなかったときに比べて何件ぐらいが電子申請のほうに移行していたのか、また、それはパーセンテージでいうとどれくらいか。件数というのは事業数で結構です、住民票が１件とか、そういうふうなカウントで結構ですけれども、何件ぐらいは電子申請になって、来年度はどれくらいになるのか。再来年度は、例えば今20件だけれども、40件になりますよ、60件になりますよというふうな、ざっくりで構いませんので、お願いいたします。

また、これらの少なくとも直近で構いませんが、恐らく件数が多くて、なおかつ電子申請でも大丈夫だというふうな届出ベースのところを先に手をつけられるのかと思いますけれども、それによって窓口業務時間がどれくらい減ってくるというふうに想定されているのか。当然この辺は、そのようなシミュレーションをしていると思いますので、その辺をお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

私のほうから、まずポケトークです。どうしても英語が多いです、中国語の方もたくさんいらっしゃいますけれども、中国語の方は比較的日本語で一応コミュニケーションが取れたりすることが多いです。ただ、英語の場合、全く英語しかしゃべれない方もまだ多くいらっしゃいます。私どもが普通に対応できればいいんですけれども、なかなか対応できませんので、その部分でポケトークのほうで、100％ではないですけれども、お互い何とか通じるような、何を求められて、何をこちらから返しているのかが分かる程度で一応会話のほうはできています。ここ５年ぐらい進めて、今も使っております。なので、その分のＳＩＭの更新料となっています。

マイナポイントの関係なんですけれども、マイナポイントの申請用のブースを設けておりました。管轄でいうと企画財政課のほうで管轄をしていま

したので、私どもで答えるところではないかなと思うんですけれども、たまたま僕が前職がそこだったものですから、そういう声をいただきまして話もしておりますので、これからはそういうところは注意はしていくということで、お話は通じています。

ポイントのところもついでなので、もうポイントの制度は終わってしまっていますので、過去の話ですので、また別にお話ししてもしようがないかなと思いますので、ごめんなさい、お話をします。

途中から２万円のチャージをしないと、そのチャージに対してのポイントというのが分かりづらいというところのお話をいただきまして、ずっと口頭で話をしているだけだったんですけれども、特にｎａｎａｃｏの方が多かったので、チャージが必要なんですよというチラシを配るというか、説明をしながらそのペーパーを渡すということで対応させてもらっていました。

あと、振り仮名の関係なんですけれども、令和７年５月からスタートをします。振り仮名の関係ですね。なので、来年の今頃こんな話をするのかとは思いますが、一応、今のところの予定では、令和７年５月から全ての方々に、はがきで通知します。あなたの振り仮名はこうなっていますよという通知をはがきでします。それを、７年の５月からスタートするんですけれども、いつ皆さんに通知できるかは、いかんせん全国民に配りますので、郵送のタイミングとかその辺がまだ定かではないですから、５月に配れるのか、６月に配れるのか、７月に配れるのかは分かりません。ただ、いずれにしても皆さんに郵送して回答をもらいます。変わらないという回答ももらうということになっています。１年間の有効期間です。その１年間は、変な言い方ですけれども、訂正することが可能となります。１年を過ぎて、やっぱりという方は、今でも氏名等の変更は家庭裁判所の許可が必要となります。なので、１年過ぎたら許可が必要となります。５月に配れば翌年の５月まで、７月に配れば翌年の７月までの１年間ということで、今のところはスケジュールが立っておりますが、変わるかもしれません。今のところはそういうスケジュールで動きましょうということで進んでおります。はっきりしたものが出ていないので、マスコミも言わないというところだと思います。

私のほうからは以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野でございます。

まず、マイナポイントを実施しているときに、ブースで申請のときに声が漏れてしまうというようなお話かと思いますけれども、あの後、なるべくやり取りは職員も声を抑えてやるようにはしているんですけれども、マイナポイントの制度が今終了しましたので、今後は、そういう混み合ったことがないようには思っているんですけれども、そのマイナンバーの申請もそうなんですが、住民課の窓口というのはいろんなことで相談に来ますので、個人情報とかも当然ございますので、そういった意味で、これから個人情報に配慮したブースをつくっていこうかなとは思っております。まだ具体的にはしていないんですけれども、これからぜひ検討していきたいと思っております。

それから、窓口業務の電子申請の関係ですけれども、これも今回、企画のほうで策定しましたＤＸプランのほうに、これから３か年かけて窓口業務の電子申請を進めていきましょうという項目があったと思いますけれども、うちのほうでもこれから検討していくということになります。今上が

っていますのは、マイナンバーの申請でカードを取りに来るのを、今電話で連絡をしているんですけれども、そういったものを今度、ＬＩＮＥとかを使ってやれるようにしようとか、それから国保とか後期の、窓口で紙で申請をしている事務が結構あるんですけれども、そういったものも今度、電子申請で何か使えるものはないかということで、今具体的には名前が上がっていますので、適宜、検討して進めていきたいと思っております。

次に、窓口業務の積算の関係ですけれども、これから電子申請について具体的に決めていきますので、そんな中で、窓口業務の時間がどれだけ短縮できるのかというのも当然検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございました。やっぱりポケトークだったんですね。分かりました。

苗字の件なんですけれども、令和７年５月なのか６月なのか７月なのか分からないけれども、その辺から始めていって、原則変わらないという回答でというふうなお話るるありましたけれども、１年間を過ぎたら家裁の許可というふうな話がありましたけれども、これ今聞く必要があるかどうか分かりませんけれども、１年間というのが出てきたので一応確認させていただきますと、これは発送基準なのか、到着基準なのかというところなんですけれども、その１年の起算点というところです。

回答として、変わらないというのが原則というふうになっていましたけれども、これ郵便で行うということですけれども、間に合うのであれば、こういうのこそ電子でやったほうが、女優の何とかしょうこというのが「しようこ」というのが戸籍上になってしまっているというふうなのがあって、要するに郵便だと手書きになりますので、やはりエラーが出てきてしまうおそれがあると思いますので、できるのであれば、この辺も電子的なところでやったほうがそういうのが防げるんではないかなというふうに個人的には思いますが、その辺は可能なのかどうか、またそのような考えはあるのかどうかというところをお尋ねいたします。

次に、草野さんが答えていただきましたマイナンバーの作成の、これ実は僕が個人的にそれ数名に言われたので、その後、新聞読みながらとかで確認しているところを見ると、草野さんのご心配されているのよりも、職員の方よりも、むしろ住民で声の大きい方が非常に大きくて、自分の個人情報をぼんぼんと言うふうなのが僕はより多いんじゃないかなと思っておりますけれども、そうはいえ、そのようなところでやっていて個人情報が漏れたとなると、町のほうでのそのような設備を取っていなかったからというふうに言われかねないところもございますので、特に住民課というのは人の行き来の激しいところでありますから、そのようなところは配慮してやっていただければいいんではないかと思っております。

その辺につきまして、先ほども検討していくというふうなお話がありましたけれども、マイナンバーに限らず個人情報等の絡みが、ある意味で課の中でも多いところだと思います、健康介護も含めて。それなので、そのようなプライバシーを扱うようなところに、共通となるかもしれませんけれども、そのような形のブースなり、ある部屋のところを使うなりというふうな何らかの対策を、問題が発生する前に行っていただきたいなと思っております。その辺のスケジュール感のほうをお尋ねしたいと思います。

最後になりますが、ＤＸプランの３年間、窓口

業務、電子申請、先ほどのと重複するかもしれませんけれども、この辺はでき得る限りスピード感を持って、各課そのつもりではやっているとは思うんですけれども、先行自治体で当然、失敗、成功事例があると思いますので、そこのところに聞いてみるなりとかして、できる限り職員の負担が、早く終わることによって減るような方向をいろいろ調査して検討していただきたいと思いますが、そのような考えがあるのかどうかについて再質問させていただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

すみません、私の説明がうまくなくて申し訳ございませんでした。

振り仮名の関係ですね。変わらずが基本じゃないです。皆さんに、今ある情報をはがきでお伝えします。それについて変更があれば届出をしてくださいという旨の通知になります。ただし、変わらなければそのままでいいですとかというのもあるのかなとは思うんですけれども、それが許されませんという話をしました。変わらなくても、変わらないで大丈夫ですという届出が必要となります。なので、全員が何かしらの届出をしなければいけないというのが、負担があるなというのが今のところの戸籍の担当の印象です。それがどうなるかはこれからです。

電子の関係ですね。当然マイナポータルが使えます。電子で行う皆さんに回答していただくようになっています。今のところは、国の指導では当然マイナンバーカードを使ったマイナポータルを使ってほしいというのもあるので、マイナポータルでしかないですけれども、町の電算が進んでいけば電子申請でやってもらうことは当然できることになると思います。その辺は、当然積極的にうちのほうも、わざわざ来てもらって紙を出すというのは、ちょっとどうなのというところもありますから、０歳から100歳まで全ての方が出さなければいけませんので、なるべく簡単にできるようにはしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○住民課長（草野公浩君）　住民課長の草野です。

まず、個人情報の保護の関係ですけれども、スケジュール感ということですけれども、当然、すぐできるものは随時やっていきたいと思っております。どうしても予算がかかるものについては、来年度予算に向けて予算編成でしっかり検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございます。

では、再々質問、最後になります。

順番が逆になりますけれども、今、草野課長おっしゃられた予算のほうがかかってくるのは当然なんですけれども、先ほどちょっと僕も言葉足らずで、これまでの先行自治体等にお尋ねするときに、どういうふうな失敗点があった、こういうふうにやったらうまくいった、と同時に効率的にできた、予算的にももっとかかると思ったら、こういうふうにやったら、例えばＡとＣという事業を一遍にやることによって、共通項があることで安くなるとか、いろいろあると思いますので、何も考えずにというか、住民課のほうの判断でこうだったら大丈夫かなぐらいじゃなくて、きちんとその辺を、成功自治体等いろいろと情報を集めた上でやられたほうがいいんではないかなと、老婆心ながら思いました。

次に、最後にマイナポータルのことですけれども、どうもありがとうございます。要するに、全員が変更するかしないか、変更しない人も変更しませんというふうな回答をするというところは分かりました。変更する人はそこでやるということで、これがマイナポータルもオーケーという形、ここまでは分かりました。

先ほど、僕が聞いたところ以上のことを田原さんはおっしゃってくださいましたけれども、特に年配者、高齢者でもプログラミングまでできる方はいらっしゃいますから一々申し上げませんけれども、例えば教育推進課とかと一緒になったりとか、横のつながりで連携して、小中学校の生徒児童に対して、こういうふうにやるんですよと、マイナポータルできるんですよとなると、ああ、子どもに聞けば分かるわと家庭のほうでなったりとかすると思います。また、保育園等にやれば、ちゃんとその辺を知らせれば、若いお父さん、お母さんという方たちは、僕なんかよりもずっとそういうのに強い人がいらっしゃると思いますので、先ほど田原さんがおっしゃったいろんな告知方法というのも早めにどんどんと効率的なのをやって、これも先行自治体でうまくいっているところとかあると思いますので、そのような形もやっていけば、より早く職員の方の負担が、手書きよりもマイナポータルでやっていただいたほうが、くせ字とかそういうのも間違いなく済むと思いますのでいいと思いますが、いかがお考えでしょうか。最後の質問になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○住民課主幹（田原浩介君）　主幹の田原です。

横のつながりでやるというのは参考になりました。ありがとうございました。

ただ、先行自治体に関しては、これ全国で一斉にやりますので、この件については、ちょっと先行事例等はありませんが、町のシステムの関係でいくと町村会というグループでいろいろやっていますので、そこと一緒にやって、宮代町が参加している埼玉県の市町村会のほうのグループは神奈川県の町村会のグループとも同じベンダーで動いていますので、いろいろ情報交換もやっていますので、その辺も含めて進めていきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上で住民課の一般会計分の質疑を終了いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（土渕保美君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月19日火曜日、午前10時から委員会を開き、健康介護課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　４時１３分

予　算　特　別　委　員　会

第　４　日

出席委員（１２名）

佐藤将行君		丸・山妙子君	
福澤和美君		野原洋子君	
金子正志君		小島あけみ君	
泉　伸一郎君		鈴木次男君	
合川泰治君		塚村香織君	
土渕保美君		川野武志君	

（議長　田島正徳君）

欠席委員（１名）

丸藤栄一君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

健康介護課長	井上正己君	健康介護課副課長	稲宮辰男君
健康増進室長	竹花　治君	健康介護課主幹	山内一生君
健康介護課主幹	加藤智浩君	健康増進担当主査	中村淳一君
高齢者支援担当主査	鈴木健司君	産業観光課長	小川英一郎君
産業観光課副課長	榎本恭一君	産業観光課主幹	鈴木　功君
商工観光担当主査	中村佐登志君	農地調整担当主査	小島春樹君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主任	金子尚子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（土渕保美君）　皆さん、おはようございます。

開会前に、丸藤委員におかれましては、体調が優れない上、欠席の旨をいただいております。皆様に報告いたします。

ただいまの出席委員は12名であります。これより３月18日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２０号の審査（健康介護課・産業観光課）

○委員長（土渕保美君）　本日は議案第20号　令和６年度宮代町一般会計予算についてのうち、健康介護課、産業観光課分の順に質疑を行います。

これより、健康介護課の一般会計分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言し、また、質疑で資料を使用する場合は、必ず資料名、ページを言ってから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（井上正己君）　本日はよろしくお願いいたします。健康介護課長の井上です。

本日、ちょっと分かりにくいんですが、健康介護課では民生費のうち、老人福祉費をご審議いただきます。一部は介護保険特別会計に入りまして、金曜日にまたご審議いただくこともありますので、分かりにくくて申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

また、衛生費につきましても、昨日ですか、子育て支援課に来年度から移管する母子保健については、ご審議いただきましたので、それ以外の部分ということになります。分かりにくくて申し訳ありませんが、よろしくお願いします。

以下、職員は自己紹介をさせていただきます。

○健康増進室長（竹花　治君）　おはようございます。健康増進室長の竹花と申します。よろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　おはようございます。副課長の稲宮と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　おはようございます。健康介護課高齢者支援担当主査の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　おはようございます。健康介護課介護保険担当主幹の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（山内一生君）　おはようございます。健康介護課保健センターの地域医療感染症対策担当主幹の山内と申します。よろしくお願いします。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　おはようございます。健康増進担当主査、中村と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。おはようございます。よろしくお願いいたします。

まず、２問質問お願いします。

私たちの予算書の86、87なんですけれども、予防接種の件でなんですけれども、これは、大丈夫

なんですかね。予防接種の件でなんですけれども、これは、かかりつけ医院が六花ということでこの中には書いてあるんですけれども、町のほかの医院でも受けられると思うんですけれども、これは宮代町の医院であったら全て受けられるんでしょうか。

もう一つなんですけれども、89ページ、コバトンの健康増進のマイレージ事業なんですけれども、今年度からアプリに変わって携帯のほうで行えるようになるんですけれども、前年度よりも予算のほうが大きく削られて減少になっています。これはどういった理由から減少されたんでしょうか。

２点、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質問についてお答え申し上げます。

まず、１点目、私たちの予算書の86ページの部分になりますか、保健予防事業でございます。こちらにつきまして、予防接種について町内の医療機関で受けられる、どこの医療機関で受けられるのかというご質問かと思います。

まず、定期の予防接種におきましては、小児の定期の予防接種と、あと高齢者の方々について行っている定期の予防接種がございます。小児の予防接種に定期の予防接種につきましては、町内ですと福沢医院さん、あと、もとむらクリニックさん、あと、公設宮代福祉医療センターの六花の３か所でございます。

高齢者の方々に対する部分になります。高齢者の方々の季節性のインフルエンザでございますけれども、こちらにつきましては、福沢医院さん、あと、いそ整形外科医院さん、もとむらクリニックさん、公設宮代福祉医療センターの六花、あと、すずき整形外科クリニックさん、鈴木医院さん、福田医院さん、あと、坪井内科医院さんでございます。

あと、もう一つ、高齢者の方々に対する65歳、来年度は65歳の方に対する高齢者肺炎球菌の予防接種でございます。

こちらにつきましては、福沢医院さん、あと、いそ整形外科医院さん、もとむらクリニックさん、公設宮代福祉医療センター、すずき整形外科クリニックさん、鈴木医院さん、福田医院さんでございます。

続きまして、マイレージの予算が減った理由ということで、私たちの予算書89ページになるかと思います。こちらにつきましては、来年度から、先ほど委員さんのほうもおっしゃられたように、歩数計ではなくアプリのほうに変更するということで、歩数計の方々で行っていた方々が全ての方々がもしかしたらうまく移行できないでそのまま減ってしまう可能性があるということと、あともう一つが、インセンティブの部分で歩いていただいた方々、5,000歩以上歩いた方々と8,000歩以上歩いた方々に対してお配りしているものですけれども、こちらについては今年度までが健康診査を受けていただいた方々について500円のプラスをさせていただいていたんですけれども、皆さん受診率のほうも落ち着いてきていて、こちらのほうとひもづけしなくても大丈夫になっているんではないかということで、国保との判断で健康診査を受けていただいた方々500円分を来年度は入れないということで、純粋に歩いた方々、一生懸命頑張っている方々に対するありがとう券のほうをお配りさせていただくということに変えさせていただいたことによって金額が減ったということでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございます。

保健業務のほうは、予防接種のほうは分かりましたので、マイレージのほうで再質問したいのですが、町の中では何パーセントぐらいの方が、このマイレージの万歩計を使っていたのか、例えば年代別で分かるとうれしいんですけれども、男女別とかそういう比率なんか分かったら教えていただけないでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

申し訳ございません、今いただきましたマイレージの参加者の内訳ということだったと思います。参加状況におきましては、令和５年12月末現在になりますけれども、年代別でいきますと、10代が１名、20代が136名、30代が355名、40代が510名、50代が497名、60代が577名、70代が1,356名、80代が745名、90代が34名ということで、合計4,211人ということでこちらのほうでは把握させていただいています。

使用していただいている部分についてなんですけれども、歩数計が2,728名、スマートフォンでの参加が1,483名ということで、歩数計の方々が全体の65％を占めているという状況になっております。

男女別におきましては、男性が1,688名、女性が2,523名。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございます。

私もこの万歩計をやっていまして、夫婦で歩いて、この商品券もらうのがとても楽しみですので、またこういう企画があればどんどん２人で散歩したいと思いますので、ぜひ長く続くようによろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

質問させていただきます。

予算書144、145ページ、私たちの予算書は39ページでございます。若い世代の健康づくり促進事業で、こちらはとてもすばらしいことだと思いまして、一応この122万円ついているんですけれども、これでもっとつけてもいいかなと思ったぐらいなんですが、こちらに託児つき運動教室をやってくださるということが書いてありまして、もう少し具体的にどんなことをやろうとされているのか、お伺いしたいです。

私たちの予算書の89ページ、こちらの健康づくり・食育推進・自殺対策事業の、その自殺対策のところで、何か命の門番と位置づけられるゲートキーパーの養成講座というものを実施とありまして、その上に、悩んでいる人に寄り添い、関わりを通して必要な支援につなげることのできる人材の育成とございますが、その人材をどのように、人材とはどういった方なのか、そちらを教えていただきたいです。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質問にお答え申し上げます。

私たちの予算書89ページのところの健康教育事業のところかと思いますけれども、こちらにつきまして、託児つきの事業ということでございます

が、こちらはスッキリ運動教室のほうに行わせていただいております。また、続いて自殺対策事業のところで、ゲートキーパーとかの門番に対する養成講座というところでございますけれども、こちらについてはゲートキーパーの養成講座ということで、職員も含めてなんですけれども、こういう相談、一応、心に関する相談があったときに、どこに相談をしたらいいかということをまず知らない方々とかも多いというふうに理解していますので、そういう方々がいらっしゃったとき、町でもそうなんですけれども、職員全体にまずそういう話が来たら、最終的に保健センターとかもそうなんですけれども、こういったところに相談できる場所があるというところを職員自体がきちっと認識できるようにしておいて、相談があったときに私たちのところでは関係ないということではなく、身近な方々でもいろいろ悩まれている方がいらっしゃったときには、ぜひそういう相談の窓口につなげていただきたいということで、そういう講座のほうを行わせていただいているということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

○委員（野原洋子君）　今の、その窓口を紹介できるという話でしたが、そもそもそのゲートキーパーの養成講座はどなたが受けるものなのか、悩んでいる人に寄り添う人材というのが職員でなくてもという話でしたが、例えば一般の町民の中からそういうゲートキーパーの養成講座にも出られるのか、そういうことをお聞きしたいです。

あともう一つ、その前のスッキリ運動ですか、そちらのほうの託児があるということでしたが、それにかかわらず、若い世代の健康づくりというものを、特にこの予算をつけて具体的にもう少し教えていただければと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました再質問にお答え申し上げます。

ゲートキーパーの養成講座でございますけれども、こちらにつきましては、先ほど申し上げたように、職員と、あと過去において民生委員の方々に対しても行っていますし、一般の方々に対しても周知のほうを図らせていただいて、先日行ったばかりなんですけれども、希望があった方々に対する講座のほうを行っているというところでございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　健康増進担当主査、中村でございます。

ご質問いただきました、若い世代向けの運動の講座のちょっと具体的な内容ということで、委員会資料としてお配りしています健康介護課分の５ページをご覧いただければと思います。

お配りしています５ページのところに、下段のほうに第５次総合計画関連事業という名称で、こちらが若い世代向けの６年度、これまでも実施してきたもの並びに６年度も予定している事業の内容でございます。

まず、お家でＦｉｔ！運動オンデマンドレッスンということで、こちらは自宅にいながらにして好きな時間に運動できるような講座ということで、動画を視聴するような在宅での運動支援の内容となっています。

２番目の、親子でエンジョイウォーキング、こちらは幼児や小学生の親子を対象としたウォーキングの実習講座でございまして、令和５年度は、ぐるる宮代で開催をしております。

３つ目の、スッキリ運動教室、こちらにつきま

しては20歳から49歳を対象とした運動実習でございまして、５回のコースに分かれたコースとなっております。

最後は健康ワードラリー。こちらにつきましては、若い世代もですが、町民の皆さんに幅広く参加いただけるものとして、町内のチェックポイントを巡るウォーキングイベントということで、チェックポイントごとに設定されたワードを探していただきまして、そちらを応募していただきますと、抽選で賞品を進呈させていただくような内容となっています。

令和６年度予定している事業はこちらの４つの事業です。

以上となります。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点質問をさせていただきます。

予算書の138ページ、保健衛生総務事業の中の141ページのほうです。負担金、補助金及び交付金の中のがん患者アピアランスケア用品購入費助成金について、お伺いいたします。

こちらは来年度初の事業になっていると思いますけれども、こちらの事業の経緯を教えてください。

あと、この50万円の積算の内訳をお願いいたします。

２点目が、142ページの母子保健事業で、145ページの産後ケア委託料の産後ケア事業についてです。こちらの産後ケア事業デイサービス型の、これ違います。

失礼いたしました。１点でお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　健康増進担当主査、中村でございます。

ご質問いただきました、予算書138ページから、該当箇所は141ページになります。保健衛生総務事業のがん患者アピアランスケア用品購入費助成金、概要と内訳についてご説明させていただきます。

がん患者の方等で外形の変化を補完して、外見の変化に起因するがん患者の方の苦痛を軽減するケアとして令和６年度から始めさせていただきます事業でございますが、この予算、50万円の内訳についてですが、まず、助成内容がウィッグ等、いわゆるウィッグですね。あと補整具の２つに分けさせていただいていまして、それぞれウィッグが助成額を上限３万円、補整具等につきましては上限額を２万円ということで助成させていただくのですが、それぞれ10件ずつ、したがいまして、ウィッグ等で30万円、補整具等で20万円ということで予算の計上をさせていただいております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　分かりました。

この事業に当たっての経緯、どうしてこの事業をするようになったのかということを、もう一度お聞かせいただきたいんですけれども。

あと、この積算の件数も承知をいたしました。この補助額が２分の１でしたでしょうか。そのご確認とこの対象など、あとこれで決まりましたら、いつ頃こういうお知らせをして、いつ頃からされるのかという想定されているスケジュールなども教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　健康増進担当

の主査、中村でございます。

ご質問いただきました、この予算の導入の経緯ですが、埼玉県内も含め全国的にこのがん患者に対するケアというものの機運といいますか、その助成の必要性というのは高まってきていまして、県内でも既に令和５年度で16団体が導入しています。

令和６年度につきましては、まだ、当然各市町さん予算案を出している段階ですが、宮代町も含め20団体がもう導入をする方向で動いていると伺っております。

そんな中で、宮代町もこの必要性を十分に考慮した結果、導入させていただきたいと令和６年度予算案でお願しているものでございます。

あと、補助額につきましてですが、こちらに対しては、ウィッグであれば３万円を上限として全額です。２分の１というものではなくて、購入費で３万円に達するまでの金額を助成させていただきます。

補整具等に関しましても、２万円を上限といたしまして、そこに達するまでの全額を補助するという予定でございます。

導入の時期なんですが、この後、予算の議決をいただきましたら速やかにということで準備は進めていまして、できれば４月中から施行させていただいて、４月以降の購入費につきましては対象とさせていただく方向で今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　内容、大体承知をいたしました。このような取組は、私もすごく賛成なので、宮代町もこのようなことを取り組んでいただいてよかったと思っております。

申請も速やかにという、ご案内も速やかにということなんですが、この申請というのは町に直接申請するような形を、方法を取られるのか、最後にお伺いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　健康増進担当主査、中村でございます。

申請につきましては、町、保健センターへ直接ということになります。例えば、ウィッグですと医療用でなくても可能というふうに対象とさせていただいていますので、なかなか医療機関を限定するのは難しいのでございますから、お手数をおかけしますが、申請自体は保健センターにお願いするという形になります。

よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島と申します。よろしくお願いいたします。

予算書は147ページの健康教育事業で、私たちの予算書が89ページですけれども、初めに、財源のほうで、その他の財源69万円の内訳の中に、個人負担金４万円と有料広告15万円というのがあるんですけれども、それがどういうものなのかということが１つと、あと、今回から新アプリのコバトンＡＬＫＯＯマイレージが活用されるということで、147ページの13節の使用料及び賃借料というところで、健康マイレージアプリ使用料18万2,000円というのがあるんですけれども、それは県に支払う、どこに支払うのかというのをちょっとお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　健康増進担当主査、中村でございます。

予算書147ページ、私たちの予算書89ページ、健康教育事業の中で、まず、財源の内訳ということでございます。その他のところの４万円ですが、こちらは講座への参加者の方の個人参加負担金を頂いている部分の４万円でございます。

もう一方のほうは、保健センターガイドというものを毎年度お作りしていまして、この健康教育事業にそのガイドの作成を経費と合わせて上げていまして、その中で有料広告というものを募って掲載いただいていまして、その有料広告の収入、こちらを健康保健センターガイドの使用のための経費として充てさせていただいているもので、そちらの財源になります。

以上です。

失礼いたしました。続きまして、アプリの使用料につきましては、令和６年度は埼玉県が音頭を取って、民間の会社さんと今開発を、現に開発が済んでいるところなんですが、その民間の会社に町が直接払うという、県が音頭を取り、契約自体は町とその民間の事業者に払うというものでございます。その経費を計上しているものです。

○委員長（土渕保美君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　ありがとうございます。

１つ再質問させていただきます。

そのアプリを民間の事業者に委託しているということですけれども、その事業者名が分かればお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　健康増進担当主査、中村でございます。

ご質問いただいた、その民間事業者なんですが、株式会社ナビタイムジャパンというところが、このＡＬＫＯＯアプリの開発に携わっていただいていまして、そちらに支払う費用となります。

以上です。

○委員（小島あけみ君）　以上で、再質問はありません。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

質問させていただきます。

細かく５点質問させていただきます。

まず、予算書の142ページ、143ページ、私たちの予算書は87ページになります。(1)保健予防事業、12節委託料、成人用肺炎球菌予防接種委託料、こちらが92.6万円ということですが、前年度は309万7,000円ということで、大幅に減額されているんですね。これはなぜかということをお伺いいたします。

それから、帯状疱疹予防接種業務委託料、こちらのほうの145万円というのは、委託先はどこになるのかということです。

それと、18節で償還払い助成金が72万5,000円ということなんですが、これはどのような、何人ぐらいに見積りしてこうなっているのかということをお伺いいたします。

それから、予算書の144、147ページ、ごめんなさい、これはもうマイレージやっていますからいいです。すみません、失礼いたしました。

予算書150ページ、151ページ、私たちの予算書は90ページになります。(1)福祉医療センター運営事業で、この中の12節委託料、劣化状況調査及び基本計画策定委託ということで900万円となっているんですけれども、この委託先はどこになっているかをお伺いいたします。

それから、14節工事請負費で、こちらの施設機器更新工事の1,910万円、これについて説明をお願いいたします。

４問と言いましたけれども。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　健康増進担当主査の中村です。

ご質問いただいたまず１つ目の質問、予算書142ページから143ページ、私たちの予算書87ページ、保健予防事業の肺炎球菌の増減につきましてご説明させていただきます。

高齢者の方の肺炎球菌の予防接種につきましては、令和５年度までは65歳の年度の方、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の年度中に迎える方が接種の対象であったというところでございますが、令和６年度から国の制度変更に伴いまして、新たに65歳になる方のみとなります。なので、65歳の間、66歳の誕生日を迎えるまでの方が接種ということで、対象者が大幅に少なくなる関係で予算が減額になっているものでございます。

２点目、帯状疱疹予防接種業務委託料でございます。

まず、145万円の予防接種業務委託料につきましては、町内の医療機関と契約をさせていただきまして、町内の医療機関での接種業務委託料になります。

もう一方の72万5,000円、償還払い助成金のほうでございますが、こちらは145名ほどを見込んで予算計上させていただいています。1人上限5,000円の助成でございますので、145名分です。町内の医療機関ではなくて、町外でかかりつけ医のお医者さんがいらっしゃる場合などを想定していますので、そういった方はお手数かけますが、一旦窓口で払っていただきまして、助成金の申請としていただくというものになりますので、こちら助成金というほうにも費用計上させていただいているものです。

私からは以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山内一生君）　地域医療感染症対策担当主幹の山内です。

予算書150ページ、151ページの劣化診断の委託料の委託先ということなんですけれども、これから業者選定をさせていただいて、入札で決める予定ですので、今のところまだ委託先が決まっておりません。

続きまして、工事請負費のほうの1,910万円の内訳でございますが、こちらにつきましては六花のボイラー、真空式の温水ヒーター、マイコンの工事費用が105万円。続きまして、六花の電話交換の電子交換機というのがございますが、そちらのほうが1,100万円。そして六花のエレベーターの１号機の修繕というか更新、オーバーホールのほうが705万円、合計で1,910万円となっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは再質問させていただきます。

そうしますと、まず142、143ページ、保健予防事業の肺炎球菌予防接種、これが65歳ということで、大体9,000円かかる中の6,000円を補助して負担が3,000円ということになるわけなんですが、今までは例えば、70歳以上とかそういった場合にも、6,000円の補助というのはされていたということでよろしいのか。

これからは65歳以上、１回やってしまうと、もう次から70、75、80になったときには助成がなく

なるということなのかということをお伺いいたします。

それから、帯状疱疹のほうの予防ワクチンのほうなんですけれども、この医療機関というのは町内だと何機関あるのかということをお伺いいたします。

あと、この償還払いの72万5,000円なんですが、145名分ということなんですけれども、例えば、生ワクチンだと大体8,000円ぐらいですから、お一人に対して5,000円の補助ということになりますが、不活化ワクチンの場合は大体２万2,000円が２回受けなきゃいけない、そうすると４万4,000円になってしまう。その場合、例えば２万2,000円を１回受けるときに5,000円で、２回目受けるときにもまた5,000円を補助してもらえるということでよろしいのか。

もう一つは、例えば１回受けるとして、次の年度にいったときに、またワクチン接種を受けるときには、その補助が同じ人物ができるのかどうか、先ほどみたいに肺炎球菌ワクチンみたいに１回受けてしまったら、もう次の年度になっても受けられない、そういう補助なのかということをお伺いいたします。

それから、あと150、151ページ、福祉医療センター運営事業のこの劣化状況調査及び基本計画策定委託ということで、まだ決まっていないということなんですが、こちらのほうは先日、視察に行きまして、屋上を見せていただきました。やっぱり大変なんだなということは感じたわけなんですけれども、例えばこれでシートの張り替えになるんではないかと思うんですけれども、その工事をやった後に、もし太陽光パネルを設置する可能性があるとして、そこまでをこの計画策定に入れるのかどうかをお伺いいたします。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　健康増進担当主査の中村でございます。

１つ目の質問、高齢者肺炎球菌ワクチンの接種助成対象についてでございます。

令和５年度までは、先ほど申し上げた65歳から100歳までの方で５歳刻みの方に、年度初めに対象の方である旨の通知を出させていただいて接種医療機関で接種いただくように通知をしていたところでございます。

令和６年度からは新たに65歳になった方のみが対象となりますので、そういった方に今までは年度中にその年齢を迎える方が対象だったんですが、これからは年度区分関係なく、65歳である方で対象となりますので、それぞれ65歳のお誕生日が近くなる頃、もしくは迎えた頃、詳細は今詰めているところでございますが、近くなった方に通知をお出しさせていただきまして接種の対象者ですよということをお知らせするものです。

今までもこれからも、このワクチンは国の方針としては、生涯１回限りの接種並びに助成ということを想定しておりますので、助成回数が１回であることには変更はございません。対象年齢の変更が行われるものです。

私からは以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　帯状疱疹ワクチンの町内の医療機関というご質問だったかと思いますけれども、実際に各先生方のところの意向まで細かくまでは聞いておりませんで、医師会の会議の際に、来年度から始めさせていただきたいということでおおむねの先生方からはご了解をいただいているところでございます。

ただ、先ほど、ほかの委員さんのときにお話を

させていただいたように、定期の予防接種、高齢者の方々に対する予防接種については、町内でも福沢医院さんですとか、いそ整形外科医院さんとか、もとむらクリニックさんですとか、公設宮代福祉医療センターですとか、すずき整形外科クリニックさんとか、鈴木医院さんとか、福田医院さんとかでもやっていただいていますので、その先生方のところにもう一度確認に行って、進めていくというところでご理解いただきたいと思います。

私からは以上になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　健康増進担当主査、中村でございます。

帯状疱疹の助成の金額、回数などのご質問についてですが、おっしゃられました２万2,000円の２回打つ場合でございますが、こちら、それぞれ１回ごとに5,000円を上限として助成させていただきます。

もう一つの、同じ方が次の年度もしくはそれ以降に打った場合、こちらにつきましては、現在は生涯１回のワクチンであればその5,000円、２回の不活化を打つ場合は、5,000円を２回助成しますが、その方が明けて新たに接種した場合は、今のところ助成対象外というふうにさせていただいているところでございます。

私からは以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山内一生君）　地域医療感染症対策担当、山内です。

予算書150ページ、151ページの劣化調査の委託調査の将来的に太陽光パネルを想定するのかというご質問なんですけれども、当然太陽光パネルは想定はします。

ただし、屋上のスペースの問題等もありますので、当然想定はしていますが、それはまた今後、実施設計だとかその基本計画の中で考えていくことにしております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　再々質問をさせていただきます。

そうしますと、１点だけなんですが、肺炎球菌の場合、65歳になった方が受けるのが期限が年度末になっていたんですが、これはその年度末の期限はなくなるということでいいかということをお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　健康増進担当の中村でございます。

新たな肺炎球菌ワクチンの対象の方、６年度からはその方が66歳を迎えるまでの間に接種できますので、年度での区切りはございません。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　おはようございます。佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

結構何点か、７、８点あるのかな。よろしくお願いいたします。

まず、前段の委員のところと重複するというか、そこのところ先に言ったほうがいいかな。

141ページの前段委員のおっしゃっていたがん患者アピアランスケア用品の件、それとほかにも。特にこれなんですけれども、今年度からの事業というふうなご説明がありましたが、このような新しく事業を始めたりとかするものというのは、私たちの予算書のほうに詳細を説明していただいた

ほうが、より分かりやすくなるんではないか、予算に直接関係あることではないにせよ、時間の節約を、また理解の促進という観点から今後そのような形で、あと先ほどの泉委員のほうがおっしゃっていた年齢制限が変わったりとか、そういうふうな変更があったところも端的にこちらのほうで、60歳からとか65歳になりましただけではなくて、これまではこうであったが今後はそのようになりました、来年度からこのようにさせていただきます等の説明があれば、余計な質問と言っては失礼ですけれども、あえて質問せずに済むのではないかと思いますので、そこのところまずご指摘させて、ご提案させていただきたいと思います。ちょっと上から目線で申し訳ございません。

次に、予算書121ページ、私たちの予算書の25ページ、資料だと３ページになるのかな、高齢者タクシー事業です。こちらのほう企画財政課のほうから健康介護課のほうに移管されたというのは、これは承知しております。承知しておりますが、移管に伴いまして、いろいろとやり方とか目的までなのかな、少しは変わったりとかしたところはあると思いますが、まず１点押さえておきたいのは、これはもともと健康介護課で始まったときもそうだったんですけれども、これは私さんざんいろいろと言ったんでちょっと思い入れがあるというか、バス関係が10年近くずっと言っていますので、バスとかタクシーとか、バスの補完事業として行った、ここのところはまず変わっていないのかというか、出発点のところは変わっていないのかというところの確認がまずあります。

変わっていないのであれば、今度は再質問のほうでさせていただきます。

次に、同時にこの高齢者タクシー事業のところですけれども、福祉課のほうと、これは福祉課のほうでも質問させていただきましたが、重複するある人がというか、ある一定の人は福祉課でもタクシー事業のほうの、タクシーとか乗れるようなチケット、75歳以上とかで障がい者としてもらえる、こちらでは75歳以上でもらえるという形で、二重に受益している方がいらっしゃいます。

サービスの向上とか住民のためという観点ではよろしいかもしれませんが、いかんせん宮代町は財政が裕福ではありませんので、そこのところを何度もほかの課でも言っていますけれども、第５次総でいう横串、町長の言う横串の観点で、福祉課とのその辺の詰め、調整、話合いというのは、きちんとなされているのか、また今後も定期的にその辺をしていくのかというところを確認させていただきます。

次に、これは予算書には当然出ていないことではあるんですが、しかも複数の課にわたるのは承知しております。僕、これもう７、８年前からかな、いろんな課に行っておるんですが、基本的には駅前から一定のところまでの禁煙もしくは喫煙禁止条例というか、の政策というのを行うべきではないかというのと同時に、何か今日２人続けて言われたんですけれども、町民の方に、庁舎内、職員ですね、具体的に。職員と議員等が庁舎の近辺でたばこを吸っているのは非常にみっともない。また、煙があるというところは健康増進、以前話したときに健康増進課と町民生活課と関係するのか、まちづくり建設課とどこだったかな、４つぐらいの課にわたるからというふうにたらい回しにされた経験があるので、その中の一つである健康増進課、一番それが関係あるかなと思うんですけれども、少なくとも庁舎の敷地内というのは禁煙となっている。予算書に書いていないから言っているんだと、だから予算のほうに今年度でも……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、予算に関する質疑をお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　これ、じゃ、入っていない。作為、不作為の分で、不作為の分のところ質問しちゃいけないという決まりはあるんですかね。

補整してその辺を提出のときには今度これを補整して入れるということもできないかなと思ってお尋ねしているんですけれども。どうしても駄目であれば個別に聞きますけれども。

○委員長（土渕保美君）　個別に聞いてください。

○委員（佐藤将行君）　分かりました。

では、後日、個別にこの辺はお尋ねさせていただきます。時間を費やして申し訳ございません。

では、予算書の145ページ、狂犬病のところがございます。これ狂犬病の。環境、ごめんなさい、失礼いたしました。じゃ、これでいきます。

では、151ページ、六花のことですね。これは議員の現職。ごめんなさい、この前までの現職という言い方がいいのかな、の方は、昨年の11月11日の町民と議員との懇談会で町民の方が質問されていたので覚えていらっしゃる方も多いかと思いますが、六花でジェネリックを断ったところ、ほかのところに行ってくれというふうに言われたという件がありまして、これは予算に関係するかどうかと厳密なところは微妙なことですけれども、それで、そういうのであれば町からそんなにもう予算を入れるんではないという意見がありましたけれども、この辺をどう考えているのか、センター長、石井さんには聞いたけれども、個別の案件なと言われました。

ここのところちょっと個別であれば後で聞きます。それと同時に六花の……

○委員長（土渕保美君）　個別でお願いします。

○委員（佐藤将行君）　はい、分かりました。

これ、151ページに六花のことはいろいろと予算書いてありますけれども、包括されているんですけれども、詳細のところをお尋ねしたいのが、例えば、医師住宅、ドクター用の住宅とか職員用の住宅とか、その辺が一切合財まとめて記入されていたりとかしているんでしょう。また、土地代等も包括的に、詳細には書かれていないんですが、要はどれくらいの費用がかかって、赤字・黒字というところに関係してくるんですけれども、そこのところはどのようになっているのか、土地のほうのも含めて、そういうところを分かる範囲でお尋ねして、今手持ちの資料、パソコンが使えない状況ではありますので、皆さんが分からないのであれば後でと言う形の答えでも結構です。お願いいたします。

あとは、これは５ページ、先ほど前段の委員でもございました資料の５ページだと思いますが、お家でＦｉｔ！というのがございますよね。私のほうで自分で出ていないんで申し訳ないんですけれども、動画で見ながらというお話が先ほどあったと思うんですけれども、これは遠隔の動画を見るに当たって事前に登録しなければならないのか、それとも定常的に経常的に配信はしていて、いつでもここにアクセスして参加というか、行うことができるのかということについてお尋ねいたします。

次に、これも前段の委員で出たところでありますが、私たちの予算書の89ページの保健センターガイドというものを配布しているというふうなお話がございました。まず、これはどこへ配布、配架しているのかというところと、今年度、令和５年度の配架、配布状況、またどれくらい皆さんが手に取ってどれくらい余ったのか、またどこについては途中で足らなくなったのかというところをお尋ねしたいと思います。

次に、これもちょっと先ほど重複していますけれども、泉委員がおっしゃった肺炎球菌のことも変更したならば私たちの予算書に説明をお願いい

たします。

次に、予算書143ページ、私たちの予算書の87ページの帯状疱疹のことについてお尋ねいたします。この帯状疱疹、私の周りでも何人も何人もびっくりするぐらい何か多いんですけれども、また、テレビのＣＭ等でも、最近帯状疱疹のことをいろいろと流しております。

昨年度の町内の罹患者数というのは、どのような形になっているのか。また、恐らく、これは素人考えで恐縮ですが、年々増えているのではないかと個人的には思っておりますが、その罹患者数及び受診者数の増加状況というか、変動の状況のほうをお答えいただきたいと思います。

これで最後になるかな。最後は特定健診、これも私は何年も何年もずっと言っておりますが、まず、町民の方からずっと言われているのが、予約の期間が、これは電話に今では限定して構わないとは思いますが、電話の予約の時間が、期間が……

○委員長（土渕保美君）　ページ数をお願いします。

○委員（佐藤将行君）　ページ、ごめんなさい。145ページです。私たちの予算書88ページ、資料では４ページになるのかな。ごめんなさい、大丈夫でしょうか。よろしいですか。

私たちの予算書88ページ、特定健診、これは電話での予約が今でも恐らく月曜から金曜という形で10回線でやっていると思います。ネットのほうを数年前から導入しましたので、多少電話のほうの回線の余裕度はできたと思いますが、これも何年も前から言っていますが、月曜から金曜の曜日ごと、また、一、二時間ごとで構いませんけれども、時間ごとにどれぐらいかかってきたのか、10回線が埋まったのかどうかとか、そのようなデータを取った上で10回線としているのかどうか。恐らく肌感覚ですけれども、火、水、木、この週の半ばは比較的つながりやすいが、初日と最終日がつながりにくいというふうなお声を当然というか、当然と言ったら失礼かな、年配の方からよくお聞きしますので、そこの状況をきちんと詳細分析、検証されていると思いますので、その状況をお尋ねいたします。

また、ネットのほうを導入していただいたのは、どうもありがとうございます。杉戸では、もうかなり前からやっているので、杉戸のようにやってくれというふうに申し入れたら数年前からやっていただきましたが、これは電話のほうとも共通するところもありますが、まず対象者に対して郵送で申込書を送付しております。その中にネットの操作方法というのをぺら１枚でも入れていただけるとやりやすいというふうな形の話が出ています。

これは住民課じゃないでしょう。これ、郵送ではなくて内容の部分。だから井上課長、住民課のほうですか。

○委員長（土渕保美君）　そのまま質問してください。

○委員（佐藤将行君）　分かりました。

すみません、委員長からそのままと言われたんで、これも住民の方から言われたことを代弁しているんで、そのまま言わせていただき、話させていただきますが、コロナワクチンのときもその辺がなくて非常に困ったと言って、私も13人ばかり代わりに申し込んだりとかしていて、自分でも簡単なマニュアルみたいなのを作ったんですけれども、そのような形で入れていただけると、中にはやり方の分で電話をしてそ、ちらの職員の方のほうの仕事が滞るということが起こってしまうというなこともあったとは思うんですが、そういうのをできるだけ減らすという観点で、ネットのほうのやり方とか、あと電話のところも、これは健康介護課のほうでお尋ねしたときに言われた記憶が

あるんですけれども、きちんと１枚になっているＡ３の紙かな、それを出した上で予約してくれと書いてはあるんだけれども、それを出していないんで時間がかかるということをお聞きしたので、その辺のをもうちょっと住民のほうに分かりやすいようにしていただきたい。

また、ここから先住民課になるのかどうか分からないけれども、話していいと言われたのでついでに申し上げます。違ったらごめんなさい。

町のほうで特に高齢者に対して、パソコン、スマホ講座等を行っておりますが、そのときに特定健診の画面を、デモ画面等使って、それでそういうふうな申込の方法をレクチャーするというふうな形を事前にやったりとかすることによって、少しでもそういうふうな申込画面に慣れる方が増えてくるのではないか。これは私の個人的な提案というか、考えですけれども、それも一緒にお伝えしておきます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１０時５８分

再開　午前１１時１３分

○委員長（土渕保美君）　時間前ではございますが、全員そろっていますので再開してもよろしいでしょうか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

引き続き、健康介護課の一般会計分の質疑を行います。

ご答弁お願いいたします。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木と申します。

私から、高齢者等のタクシーの助成についてのご質問についてお答えをいたします。

まず、こちらの当初の目的。

○委員長（土渕保美君）　すみません、ページ数をお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　予算書の120、121ページでございます。

⑼番の高齢者等タクシー助成事業についての回答でございます。

まず、ご質問の最初にございましたバスの補完事業として云々というところで、導入の経緯でございますが、おっしゃるとおり、当初は町バスの補完という目的がもちろんございまして、社会実験もスタートしたところでございます。

そのような中で２年間、社会実験を行いまして、アンケート等も行いました。その中で分かった事実というのが、利用されている方の年齢層が90％以上が高齢者であるという事実が分かりました。

さらに、その高齢者たちが買物とか病院とか、ふだんの足として利用されているという結果が出てございます。

そういった事実がございまして、バスの補完という目的もまだ消えてはいないんですが、軸足を高齢者のふだんの足と足の補助というか、そういったところに移行するために令和５年度から私ども健康介護課のほうでこの業務をお預かりをしまして、現在運用をしているところでございます。

それから２つ目のところで、福祉課のタクシーと我々の健康介護課のタクシー助成のほうの重複云々というところのご質問でございます。

こちらにつきましては、対象者の方々がまずそもそも違うというところがございます。私ども健康介護課のほうは、主に75歳以上の方を対象とした、年齢で区切った対象者でございます。福祉の

ほうは障害者手帳を持っている方ですとか難病の方、精神の手帳をお持ちの方という形ですみ分けをしている状況でございます。

さらには、福祉タクシーのほうはタクシー助成をしたりとか、あるいは燃料費、いわゆるガソリンの補助というもので選べる選択制を敷いているところでございます。

うちの健康介護課のほうは、タクシー券のみということで一部重複する方もいるかもしれませんけれども、外出の機会を増やすという目的であれば重複はやむなしというふうに考えておるところでございます。

私からの答弁は以上でございます。

それから、ごめんなさい、福祉課との調整はしているのかというところでございますが、今のご指摘の部分もそうなんですけれども、定期的に福祉課の担当と調整をさせていただきながら、上手に運営をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山内一生君）　地域医療感染症対策担当、山内と申します。

予算書150ページ、151ページの六花の関係でございますが、医師住宅等々につきましては、六花のほうで独自予算を組んでおりまして、いつも決算委員会、９月議会のときに六花のほうからご説明させていただいておりますので、以上でございます。

また、六花の収支なんですけれども、コロナ禍におきましては、やはりちょっと赤字ということはございましたが、現在は黒字に変わってきておりますと伺っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　健康増進担当主査、中村でございます。

私のほうから順次お答えさせていただきます。

まず、１つ目です。

予算書138ページの保健衛生総務事業並びに142ページの保健予防事業で、新規の事業を私たちの予算書に掲載をしたほうが分かりやすいんではないかというご指摘をいただきました。

おっしゃるとおりでございまして、アピアランスケアのほうにつきましては掲載しておらず、また、高齢者肺炎球菌のほうも対象者が変更後のものしか載っておらず、その辺の変更が分かりやすくというご指摘、おっしゃるとおりだと思います。

今後、新しいものに限らず、町民の皆さんにお知らせしたいことを分かりやすく、私たちの予算書ももちろんですが、広報、ホームページなどで伝えていきたいと思います。改善させていただきたいと思います。

続きまして、予算書144ページ、私たちの予算書は39ページ、委員会の資料は５ページです。健康教育事業、お家でＦｉｔ！の教室についての事前登録制かいつでもアクセスできるかという質問ですが、こちらは事前登録制でございます。

続きまして、同じく予算書で144ページの健康教育事業になります。保健センターガイドについてでございます。こちらは毎年、１万3,000部をめどとして作っていまして、まず４月号の広報と一緒に配布をしております。あわせてホームページでもそのＰＤＦデータをお知らせしています。

そして、その年度途中の配架状況でございますが、保健センターと住民課、住民課は転入の方にお配りするものとしてお渡ししています。

現在在庫の状況なんですが、すみません、１冊単位では管理できていないんですが、今現在保健

センターには900残っておりまして、住民課のほうには100ずつ単位で渡して在庫が少なくなった時点で追加をお渡ししているというような状況でございます。現在、今日時点で900、５年度のものが今残っているというものでございます。

続きまして、予算書では142ページ、保健予防事業、帯状疱疹に関してのご質問でございます。

申し訳ございません、罹患者数につきましては、公式な統計がございませんで、こちらでは把握できていない状況です。

ただ、今年度に入りまして、やはり委員のおっしゃるとおりＣＭも流れている関係もありまして、保健センターへの問合せは非常に増えて、年度後半にしたがって非常に増えている状況であります。

そういったことからも、今住民の方が不安に思い必要性を感じているというものは、職員ども肌で感じているところでございます。

最後、特定健診、予算書でいえば144ページ、健康診査事業、特定健診と私たちではがん検診の予算として計上させていただいている事業でございますが、こちら曜日ごとの今年度の電話の受付件数についてご紹介させていただければと思います。

委員のおっしゃるとおり、やはり初日が圧倒的に多くて、１日目が649件で、２日目以降が242件、162件、121件、最終日が76件ということで、やはり初日が圧倒的に多くて、やはりつながらないという電話を保健センターにもいただいているところでございます。

やはり、委員のおっしゃるとおりでして、例えば他市町で確定申告の混雑状況とかをホームページでご紹介している事例もあるかと思うんですが、そのような形で事前にご案内ですとか、この日はつながりづらいので余裕を持っておかけくださいですとか、丁寧なご案内ができればなと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

失礼いたしました。対象者にネットの操作方法ですとか事前講座をというご提案もいただいております。こちらにつきましても、やはりネットの操作方法、なかなか難しい方、やってみればできるんだけれども、その敷居がどうしても入り口の部分で困られている方というのがとても多いと実感しておりますので、講座の開催なども含めて検討してまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

禁煙につきましてご質問いただきましたので、答弁申し上げたいと思います。

ご指摘のように、今回の健康増進法の改定というのは、望まない喫煙を防止するというのが最大の趣旨ですから、だばこを吸うなということではなくて、吸う方と吸わない方を分離するのが一番大事なことかというふうに考えています。

したがいまして、そういった点では、やり方としては、禁煙の場所をつくるというのが一つと、あとは吸う場所をつくると、この２つが答えになろうかと思っています。

前者につきましては、町の現在の状況というのは、調査、研究する必要があると思っておりますし、後者につきましては、予算を伴うことでありますので健康介護課としては、併せて検討はさせていただきたいと思います。

各施設については、その方針にのっとって運用していただくことになろうかと考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

質疑は端的にで、要望が少し混じっていますのでお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　はい。

答弁ありがとうございました。

再質問させていただきます。

まず、一番最初にございました循環バス等につきまして、先ほどのご答弁では補完が消えたわけではない的な趣旨のことを、あの……

○委員長（土渕保美君）　すみません、ページ数をお願いします。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい、予算書の121ページの(9)とさっきおっしゃっていたかな。タクシー事業の関係ですけれども、確かに企画財政課から始まったときのこととか経緯をおっしゃっていました。たしか２年間の実証実験があったのはあったんですが、あれが実は形式的というか、実際利用されている方だけに基本的に行くような形のアンケートになっているというのは、当時の栗原課長に確認しております。

つまり、西条とか逆井とかバスが通っていない地域の声がほとんど反映されていないようなのを金科玉条のようにこれが住民の声だというふうにやられているものですから、その後もちょっと方向違いのほうに行くことになっているのを、まずご承知おきください。

それで、そのアンケートによりまして高齢者の利用が90%、そしてこの方たちが日常の足という形をサポートするような形で健康介護課のほうで引き継いだという旨のご回答がありましたが、にもかかわらず、これはあくまでもバス事業の補完というところは維持しているというふうに、私は先ほどの説明で受け取りました。

つまり、例えば夜の10時、11時にこの健康介護の75歳以上の方がタクシー券を利用して、例えば飲みにいくとか、そういうのは基本的に想定していないというところなんです、バス事業の補完であれば。

僕が企画財政課に対しても言っていたのは、バス事業の補完であれば、バスの運行時間に限定して、できるだけ税金のほうは使わず、ただ、不便を強いられている方たちに対しては迎車料金も含めてできる限りそちらは手厚くやっていくのが本来ではないかということを申し上げていたんですが、そこのところ先ほどのご答弁でバス事業の補完というところは消えたわけではないというふうにご回答いただきましたので、そこのところをきちんと今後やっていただきたいと思います。

次に、同じ事業のページ数になると思いますが、これは福祉課とのすみ分けですね。確かに健康介護課のほうは75歳以上で福祉課のほうでは障がいの有無、程度によって、また、ガソリン券とタクシー券というふうに違いがあるとはおっしゃいますが、ただ、両方に重複している人があるというところも健康介護課のほうとしても理解はしているという回答がございました。

では、その重複者数というのは、どのようになっているのかというところをお尋ねしたいと思います。

次に、151ページの六花の医師住宅等、これは決算委員会等の資料も含めてその辺を見ていきたいとは思います。また９月のときにその辺はチェックをさせていただきたいとは思いますが、収支は赤字であったのが、コロナの影響で、それが黒字になったとの回答が先ほど山内さんからございました。ありがとうございます。

ただ、先ほど申し上げたように、例えば土地の賃貸借なのか、そういう状況とか、町の資産である医師住宅や職員住宅等のところの支払等というか、収支上のがきちんとなされているかによって、これは本当に赤字なのか黒字なのかというところが分からないので、ここのところは後で個別にお尋ねしたほうがいいかと思います。分かるのであ

れば今日、そこのところお話しください。

また、次に同じく中村さんから、新規に関しては説明してほしいとの私の提案に対して、今後検討していきたいとのお答え、ありがとうございます。これは、先ほどホームページも含めておっしゃいましたけれども、ホームページはあと年度の初めですから今年度は間に合わないにしても、広報みやしろのほうで昨年度まではこのようにやっていましたが、令和６年度から、今年度は間に合いませんけれども、恐らく令和７年度からはこのようにしますとかと、新年度に対して住民の方に分かりやすく説明していただければ、より親切な行政という形になるのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、145ページの、お家でＦｉｔ！のところです。事前登録というふうなご説明がございました。この事前登録というのは恐らく、ごめんなさい、僕のほうで調べていなくて質問しちゃって申し訳ないんですけれども、ある一定の期日から始まってというのが前提だと思いますけれども、その始まるどれくらい前からなのかというところ、また遠隔のネット等で見る者の登録でありますから、会場という概念がないので上限の人数というのもある程度会場でやるよりは多くできると思うんですけれども、どれぐらいを想定しているのか。特にこの辺の類のことをよく住民の方から聞かれるのは、お役所というのは早々に、すごい早く募集をしていて閉め切っちゃうということをよく聞くものですから、これに関していかがなものかというところをお尋ねしたいと思います。

次に、同じ、ここも中村さんだったかな、145ページのガイドについての１万3,000部、これは実は広報みやしろよりも多い数なんですけれども、広報みやしろは１万2,500ですから、を４月の広報と同封というふうなお話がございました。

ただ、これは広報と同封であると、自治会に入っていないという方のほうには手渡しというか、その方の手元に行かないという問題が、これは広報みやしろの総務課にも毎年申し上げているんですけれども、あります。

実際やっていたらごめんなさい。広報みやしろは置いてあるから、駅とかにもあるんでしょうけれども、広報みやしろと同封というか、折り込みでしているのかどうか分かりませんけれども、であると広報みやしろがなくなると同時に例えば駅とか図書館とか保健センターとか住民課のほう、住民課はすぐ補充できるから保健センターはいいでしょうけれども、駅や何やというところはなくなってしまうというところがあります。

保健センターと住民課という話はありましたが、そうですね、図書館とか駅とか、そういうふうな住民が多く通るというようなところというのも検討していただきたいと思っております。

次に、143ページ、帯状疱疹のことについてご回答いただきましてありがとうございました。ただ、罹患者数、また増減等がきちんと統計取れていないというところなんで、今これ本当に、私も50超えて昨日56になったばかりですけれども、失礼な言い方すると、もっと年上の方の病気なのかなと思っていたら、いやそうではないということが分かって、僕の同級生もなっているものですから、すごい住民の方でＣＭのあおりと言っちゃ変ですけれども、影響もあって不安に思っている方いらっしゃいますので、できるだけ早めに、分かった時点でホームページでやるなりしていただきたいと思います。

最後に、特定健診。最後じゃないか、特定健診につきまして詳細に月曜から金曜までの、ありがとうございました。

特にやはり初日、最終日も僕は多いようなこと

を周りから聞いていたんで、つながらないとは聞いていたんですけれども、それはある特定の時間帯なのかもしれませんが、初日はもう抜群に高い、桁が最終日と違って76の金曜日に対して649ですから、これを見るとやはり10回線を全日用意しているというのが、日によって、曜日によってとか、例えば最終日76件問合せであれば10回線も要らないんではないかというふうな形で、もっとフレキシブルに予算を使えるような形で、逆に月曜日は12回線にするなり何なり、また予算がかかってしまうことになるけれども、翌週の月曜日まで、月曜から月曜までという形もいいのかもしれませんけれども、そのような形、また、昼間に放送で本日特定健診がありますと、月曜日と違って空いていますとか、何らかのそういうふうなアナウンスやホームページ等の電話の空き状況等、またＬＩＮＥでの宮代町からの発信で電話の空き状況等を伝えるというのもありかなというふうに思っております。

最後に、禁煙のこと、井上課長から先ほどお話がありました。調査はこれから行う、また……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、禁煙に関しては却下いたしましたので。

○委員（佐藤将行君）　さっきの。だから、コメントをちょっとだけ。

ありがとうございました。これから他課との調整等、お話合いをお願いいたします。

以上、一部、質問がございましたので、そこのところをお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当主査、鈴木でございます。

予算書120ページ⑼番、高齢者等タクシー助成事業のご質問にお答えをいたします。

ご質問の内容が重複をしている者の人数は分かりますかというご質問でございます。

健康介護課所管の人数と、福祉課所管の対象者の突き合わせという作業を行っておりませんので、具体的な人数というところまではまだ把握ができていないという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（山内一生君）　地域医療、感染症対策担当の山内でございます。

予算書150ページ、151ページの六花の関係でございますが、手持ち資料もございませんので、申し訳ありませんが個別でお願いいたします。

失礼いたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

お家でＦｉｔ！の実施期間でございますけれども、６月から９月まで行っているんですけれども、この期間の間であれば、いつのタイミングでも申込みができるという状況で行っております。

また、上限としましては500名というところで行ってはいるんですけれども、実際の実績が昨年度全体で117名ということでございました。

また、来年度についてはまた新しく業者さんを決めていったりとかというところから始まりますので、この人数については少し変動があるというところでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　健康増進担当主査の中村でございます。

順次お答えしていきます。

予算書の138ページの保健衛生総務事業、142ページの保健予防事業に関連して、新規の事業の伝え方の部分でございますが、繰り返しになりますが、委員のおっしゃるとおりで、令和７年度へ向けて、もちろん令和６年度中から工夫して、分かりやすく伝える方法について、検討・研究をしてまいりたいと思います。

続きまして、保健センターガイド、145ページの健康教育事業に関連した保健センターガイドの、今、保健センターと住民課のほうで配布をしているものについてですが、こちらにつきましても、先ほど答弁で申し上げました残部が今日現在で900あるというところ。こちらについて事実としてありますし、やっぱりいろんなところでの配架というのは当然工夫の余地があるのかなと思っておりますので、有効に皆さんに幅広く。もちろん今、紙だけでなくデジタルでの伝える方法というのもありますし。

ただ、一方でやはり紙であることの安心感というのも引き続きあるかと思いますので、もう少し配架の場所、伝え方については、こちらも研究・工夫の余地があるかなと思っておるところでございます。

続きまして、帯状疱疹の関係ですが、こちらも繰り返しになってしまいますが、やはり私も近い人で、同年代の方で罹患するなど、やはり50歳以上を対象としていますが、ＣＭの影響などでやはり皆さんの不安というのも今おありになる内容かなと思っていますので、助成を通して皆さんの不安を少しでも軽減できるように努めていきたいと考えております。

続きまして、特定健診の件でございます。

予算としては144ページの健康診査事業、我々の事業では、がん検診が関わるところでございます。

こちらにつきましても、事実として回線が10回線埋まったのは実は649件、初日実績がございますが、午前中のみやはり10回線埋まっている状況でして、午後以降は比較的回線も埋まらない状況であり、２日目以降は10回線埋まるということはない状況です。

職員につきましては、フレキシブルに、例えば電話の回数も比較的２日目以降は落ち着きますので、今度は発送の準備作業に回ったりですとか、臨機応変な対応で効率よくやらせていただいているんですが、回線につきましては回線数のフレキシブルさ、あと10件でいいかも含めて、令和４年度から比較しまして電話実績が420件ほど減っているという傾向もございますので、ネットでの予約の工夫なども含めて、今後、回線数につきましては検討していけるかなと思っております。よろしくお願いいたします。

私からは以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

１点だけちょっと補足をさせていただきます。

六花なんですけれども、六花については設立当初の経緯から公設民営という形を取らせていただいていまして、どういうことかというと、ハードは町で、ソフトは受託者がという仕組みになっております。

したがいまして、町の予算上はハード面の予算しか計上してございません。中の運営については、受託している地域医療振興協会にお任せしている状態でありますので、予算書には上がっていないという点をご理解いただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では、最後の再々質問です。

最後の井上課長、どうもありがとうございました。

では、再々質問をさせていただきます。

というか、まず、鈴木さんのほうにちょっと答弁漏れと思われるところがありますので、ちょっとこれを先に申し上げますが、バス事業の補完というところを先ほどお尋ねしたはずなんですが、そこについての言及がなかったものですから、そこのところは全くもう移管されて、少なくとも説明書等を見ればバス事業の補完というのは出てはいるんですが、先ほどの答弁で出ていなかったので、この答弁漏れのところをまず最初にお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当主査、鈴木でございます。

大変失礼しました。

それでは、タクシー助成事業の答弁漏れについてお答えをいたします。

バス事業の目的のところの一つでありますバスの補完という部分でございますけれども、現在の目的と併用しているところがございまして、バスにつきましては、定期的な時刻表が設定されておりますので、定期に利用する手段ということで、現在も有効な公共交通ということでありまして。

一方、タクシー助成につきましては、高齢者の方がいつ何どきお出かけになることが可能な手段ということで、その使うタイミングがバスとそれから高齢者タクシーではタイミングが違うということで、すみ分けをしているんですが、もともとの目的は失っていない状況なので、バスの補完でもあり高齢者の日々の足でもあるというふうに考えておりますが、最初に答弁したとおり、軸足は高齢者のふだんの足の補完という意味合いが濃い状況に今なっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では、再々質問をさせていただきます。

今の答弁漏れに対しまして。

であれば、きちんとそこのところを明記すべきではないでしょうか。これまで企画財政課のほうでは、あくまでもバスの補完というところ、そこも曖昧ではあったんですけれども、先ほど申し上げたとおり、バスの補完であれば、バスの運行時間にバスが通っていない地域の方にも使えるようにというのが本来的な制度趣旨的なところだと思っております。

であるならば、例えば８時から夕方６時までというところの、バスが通っていない地域の方にもタクシーのほうをというのが一番、当初の出発点であったというのは、これは企画財政課のほうで確認は当時もしておりますが、そこのところを今の再質問に対しての答弁でお聞きしますと主客逆転というか、軸足が変わってしまったようにしか取れないようなご意見になっております。高齢者の日常の足というのがメインというふうに聞こえますので、そこのところであれば、そこのところをきちんと言っていただきたいと思っております。

次に、ほかのところは大体のところは分かりました。

ただ一点、一点になるかな、特定健診のところですが、先ほど月曜日は午前中は確かにいっぱいでは、中村さんからお話しいただきましたが、午前中はいっぱいであるが午後は減少というふうな実例が出ているのであれば、申込みの時点の同封書類のほうにも、特に月曜日の午前はいっぱいであって、さらに言うと月曜日というのは午後は減少するにせよ、特にいっぱいなので、できる限り

月曜日を避けて火曜日以降とかいうふうなのを、事前にこれはお知らせしておいたほうが、月曜にかけようと思った人は、それを見て曜日を、じゃ、火曜日でも自分は空いているからやろうとかいうふうな措置を取れると思うんですよね。そのようなこと、まだ間に合うと思いますので、一応検討していただければいいかなと思います。

また、帯状疱疹につきましても、これは何度も申し上げるように、非常に関心というか、自分もいつなるのかというふうな声は同級生の友達からも聞いているぐらいなので、町のほうとしてもできるだけ早い時点で統計等を取っていただきたいと思っています。

あとは大丈夫だと。

竹花さんからご説明いただきました６月から９月にＦｉｔ！のほうを実施して500名のところを117名というところで、随時募集しているというところも分かりましたので、どうもありがとうございました。

また戻るようですけれども、中村さん、特定健診の420件、これは僕も昨年、一昨年、どんどん減っているというのは聞いておりましたが、これを加速度的にするために、ネットのほうにできるだけ移行するようにというのを、よりこれからも努力していただきたいと思っております。

途中、特にバスのほうのところは質問も含んでおりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

私から、バスの考え方、タクシー券の考え方についてお話をさせていただきます。

私たちの予算書は25ページにございまして、今回、宮代型デマンド交通事業ということで総合計画に掲げさせていただいていますのは、これは、これまでの議会、それから住民の皆様からの声にあるように、バスというのは定期定時路線ですから、どうしても乗れない方、利用しにくい方というのは出てきてしまうわけでございます。そこをデマンドという形で補完する手法はないかということで実証実験させていただいたのが、タクシー券による助成です。

ただ、その前段でその交通不便な方というのは、やはりお体が不自由な方もそうでしょうけれども、年齢を重ねた方、高齢者の方というのは、これは以前から聞こえてきたことでございますし、実際にこの事業のページの下のほうにある成果目標というのがあるんですが、高齢者が外出を控えている理由が交通手段がないという方がどうなったかということをベンチマークとさせていただいています。

こうしたことから、出発時点でバスの補完であると同時に高齢者支援であるという点も当然包含している事業というふうにご理解をいただきたいと思います。

果たして、これは以前、総括の中でもお答えしていますが、この交通手段がないという方が著しく減少しております、今回の３年後の調査では。

というように、一定の成果が出ておりますので、引き続き高齢者にもフォーカスしつつ、この事業を継続させていただくというものです。

一方で、高齢者の日々の支援というのは、タクシーだけでは補い切れないところがあるということも分かっております。これも過日、答弁はしておりますが、そこにもフォーカスをして、より多くの方が日常生活を不便なく過ごせるよう努めていきたいと思っておりますので、そこは健康介護課だから企画だからということではなくて、連携をさせていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○健康増進担当主査（中村淳一君）　健康増進担当主査、中村です。

特定健診の、予算書では144ページ、健康教育事業、こちらにつきましては、住民課との特定健診と我々どものがん検診、協力を、連携を取りながら分かりやすい事前周知と、あとデジタルへの移行への支援ですとか、その辺の工夫を検討していきたいと思います。

私からは以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

１点お願いします。

144、145の、先ほどから出ていましたけれども、健康診査事業についてです。

先ほどから電話の予約とかの話で10回線という話があるんですが、やっぱり初日は混むんですけれども、すいているからかけやすいと、皆さん、すいているときと言うんですけれども、例えば効率を考えて８回線にしようとか、そうしてしまうと、健診率を上げるということにならないし、やっぱり多くの方に健診していただいて早期に病気を見つけるということなので、何かそういうところは10回線維持してほしいなというのは私は思っているんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○健康増進室長（竹花　治君）　健康増進室長、竹花でございます。

いただきました質問についてお答え申し上げたいと思います。

委員さんおっしゃられたような形ですね。はい、実際に申込みが減ってきているから、もうそこで回線をすぐ減らしましょうということが私たちが目的としている受診率の向上にはつながらないというところは十分理解しておりますので、今後その数だけで判断することなく、それ以外の部分も含めまして検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上で健康介護課の一般会計分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時５０分

再開　午後　１時００分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

これより産業観光課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いします。

また、質疑で資料を使用する場合は、必ず資料名、ページを伝え、分かりやすく端的に発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いします。

○産業観光課長（小川英一郎君）　皆さん、こんにちは。産業観光課長の小川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の出席者につきましては、自己紹介とさせ

ていただきますので、よろしくお願いいたします。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　副課長の榎本です。よろしくお願いします。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木と申します。よろしくお願いします。

○農地調整担当主査（小島春樹君）　産業観光課農地調整担当の小島と申します。よろしくお願いいたします。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当、中村と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁に当たっては、職・氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。よろしくお願いいたします。

２点、質問させていただきます。

まず１点目ですが、予算書の162、163ページ、私たちの予算書のほうは16ページになります。

５目明日の農業担い手支援事業についてお伺いいたします。

１点目ですね。18節の負担金、補助及び交付金のところで、「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金について、予算850万円計上されている分ですが、農業の農業機械や栽培施設などの農業施設への投資に対する支援ということで、昨年度、何人ぐらいの方にどのような支援をされたのか教えてください。

２点目は、その下の段の農業次世代人材投資資金ですが、経営の不安定な就農後の間もない青年就農者の方、50歳未満の方に対しての交付ということですが、例えば畑を購入したり、借りた書類を申請するなど、どのように申請された方に投資してもらえるのか教えてください。また、昨年度のそちらのほうの実績と支援内容も教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木です。

ただいまのご質問に対しましての答弁をさせていただきます。

まず予算書162ページから163ページ、私たちの予算書16ページ、明日の農業担い手支援事業の18節の負担金、補助及び交付金でございます。

まず、ご質問の１点目、「農」のあるまちづくり担い手支援対策事業補助金でございます。

こちらは担い手農家を対象に、農業機械、栽培テストへの投資に対しての町が投資する支援でございます。令和４年度の実績でございますが、昨年度におきましては、交付申請者３件ございました。

まず１点目が梨農家で多目的防災網の整備に対しまして支援をいたしました。補助金の金額は250万円でございます。

それから、麦の作付けに取り組む担い手農家に対しまして、こちらの農業機械のアタッチメントなんですが、搭載型シーダーというもので、麦の種をまく機械でございます。こちらは交付決定額が93万2,340円でございます。

もう一つが、水稲苗の育苗で使う播種機でございます。こちらが交付決定額246万5,375円でございます。

以上が昨年度の交付実績でございます。

続きまして、２点目の農業次世代人材投資資金でございます。

こちらは、国が青年農業者を育成するために措置されました資金でございまして、宮代町におき

ましては、農業担い手塾を卒業し、その後、宮代町の新しい農家として認定された農家になったときの年齢が50歳未満の方を対象に資金が交付されるものでございまして、年額150万円となっております。

昨年度におきましては、継続受給者ということで１名の方に年額150万円を交付いたしました。この150万円につきましては、前年の農業収入額に基づきまして目減りする、所得額が多いと交付金の単価が下がるという仕組みになっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　ありがとうございました。

１点目のほうの梨農家の方とか、麦の機械を購入した方とかなんですけれども、こちらは機械購入した際、全額補助ということになるのでしょうか。これだけ質問させていただきます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

こちらの補助金の補助率につきましては、２分の１以内となっておりまして、補助金の上限額は250万円となっております。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

２点質問をさせていただきます。

まず、私たちの予算書の31ページ、一般予算では167ページになります。

起業創業支援事業で、この中で３万円ビジネス講座というのがありますけれども、今年これは50万円上乗せになっています。その下にあるチャレンジショップ、これのほうはマイナス10万円。起業創業準備支援金、これは据置きになっております。この３万円ビジネスが上がって、その下の２つ据置きという、10万円減という、この理由をお聞かせください。

続きまして、もう一つ目が、私たちの予算書では96ページ、これの中の商工業の様々な主体との連携による地域産業の更新というところなんですけれども、みやしろ産業祭の負担金が60万と、167ページのほうに一般のほうに60万円と書いてありますが、もうここ何十年とこの費用は変わってないんですよね。

施設運営の費用はどんどん上がっているのに、イベントの費用はそれによって削減されている状態です。会員の方が何日も前から準備して、その上、経費の半分以上が会員の方の寄附によって行われている状況なので、この設営費の高騰に対して、助成金のことは検討されているのでしょうか。この２点、よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当、中村でございます。

ただいま鈴木委員さんからのご質問につきましてお答え申し上げます。

まず１点目でございますが、こちらにつきましては、起業創業支援ということで、こちらのほう予算書ではなく、私たちの予算書のほうをご覧になっていただければと思います。こちらの31ページのほうでございます。

こちらにつきましては、月３万円ビジネス、337万円というふうになっておりますが、こちらは創業支援事業、月３万円ビジネスの中身だけではないものでございまして、こちらのほかの事業も入っておりまして、まず、こちらのほうで月３万円ビジネスの事業につきましては、前年同額の

208万円でございます。

こちらのほうは、今年度委託している事業者様のほうと、またできればお願いしたいと思いまして、そちらのほうから見積り取りまして、同額でやらせていただきたいということでお話を伺っておりますので、予算計上させていただいたところでございます。

それから、事業者の話を聞く会、チャレンジショップ、マイナス10万円でございますが……

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　副課長の榎本でございます。

先ほどの２点目の質問にありましたチャレンジショップの運営のほうが10万円ほど下がっているというお話ですが、こちらについては、起業創業支援ウェブサイトということで「宮代で働こっ」というサイトがあるんですが、そちらの委託内容を精査しまして、そちらのサイトの委託料が約10万円下がっているということでございます。

先ほどの大きな２点目、産業祭の関係でございます。

産業祭については、商工会と一緒にやらせていただいているんですが、やはり物価高騰がありまして、なかなかやりくりが難しくなっているというお話は伺っております。ですので、内容を精査しながら、既存の予算でできるかどうかというのをまず考えながら、もちろん予算の増額というのが本来できるといいんですけれども、なかなか町の予算も限られた中ですので、今回はまずこの予算内でできるように、今やっている事業を少し縮小するなり、これからもう少し時間がありますので、検討を進めていこうということで今お話をさせていただいているところです。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございました。

では、再質問のほうをお願いします。

まず最初の起業創業支援のほうでなんですけれども、計画の内容では、宮代町での起業を促進して、空き家店舗や公共施設の空きスペースなどでチャレンジショップとしてと掲げてありますが、今までいつどこでどのようなものが販売されたか、お聞かせください。

もう一つのほうなんですけれども、もうすぐ桜市が行われると思いますが、この桜市も今は宮代の目玉になっていると思います。聞くところによりますと、四、五年先に護岸工事が行われて、あそこの桜の木が伐採されると聞いています。こうしたときに、これだけ盛り上がってきたイベントをなくすというのはちょっと寂しいと思いますので、今から跡地とかどういうふうになるか考えていますでしょうか。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当、中村でございます。

チャレンジショップにつきましては、実際にこちらビジネスとして育っていった中で、ご自分で経営ができるようにするために、実際に店舗を構える前に事前の、要するに小商いといいますか、実際に自分でお店を持てる自信をつけるために支援していくという形で、私どものほうでは、町のほうでも、例えば無印良品の前で、無印良品、駅前のあちらのほうで例えばマルシェを開くですとか、そういった機会を設けまして、実際にそちらに出店していただいて商いを学んでいただくといいますか、そういった形で支援のほうをさせていただいております。

実際にこちらのほうは、実際に支援のほうで行った中で、この後、実際に自分でお店を持ちたい

ということであれば、当然のようにうちのほうで、ほかの事業でございます空き店舗の支援事業ですとか、起業創業で創業費のほうの一部支援ですとか、そういったことを行っておりますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　チャレンジショップのお話、ちょっと分かりづらかったと思うんですが、まず、この総合計画で掲げていますこの小商いから始めるチャレンジショップ推進事業につきましては、事業趣旨のほうでも宮代町の起業を促進するため、空き店舗や公共施設、空きスペース等チャレンジショップとして起業志望者に提供する仕組みづくりを行いますというふうにありますが、こちらは今、民間が運営するシェアキッチンというのが町の中に幾つかあります。そちらをチャレンジショップとして位置づけさせていただきまして、こちらの創業支援で行っています３万円ビジネス講座ですとか、あとは創業セミナー、それからシニア向けの起業セミナーの方に、こういった場所があるという情報を提供させていただいています。

もちろん、シェアキッチンを運営されている運営者とも情報交換しまして、こういった創業セミナーに参加する方がいらっしゃるとか、あとは先ほど主査のほうからも申し上げました補助金的な支援があるですとか、そういった情報提供をさせていただいています。

そのほか、町のほかの事業でもやっていますメイドインみやしろ制度ですとか、そういったものも複合的に絡めさせていただいて、ふるさと納税もそうですが、販路拡大の支援という形で、一体となった仕組みとしてこの事業を行っています。

ですので、先ほどのシェアキッチンで何をどんなものを売っているかというご質問ということであれば、今シェアキッチンのほうには無印良品さんと、もう一つ、道佛のほうにありますＲＯＣＣＯの中にシェアキッチンがあるんですが、そちらで事業をされている方が何人かいらっしゃいます。

こちらの創業セミナーですとか３ビズを卒業された方で、そちらのシェアキッチンに今参加されている方が３名ほどいらっしゃいまして、そういった意味では、今、飲食店でシェアキッチンを利用されている方が、町のこの創業セミナーですとか３ビズですとかシニア、そういった起業講座から参加されているシェアキッチンの利用者が３名ほどいると認識していただければいいかなと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　課長。

○産業観光課長（小川英一郎君）　産業観光課長、小川と申します。

桜市の関係でお答え申し上げます。

姫宮落川の護岸整備工事が入りまして、委員おっしゃるとおり、四、五年後にはもしかすると、今の桜並木が伐採されるかなというようなお話は聞いております。

新しく護岸が整備されたときに、護岸に桜を植えるということはできないというふうに聞いております。護岸にそういった木があると護岸自体が弱くなるというような話も聞いていますので、改めての植栽というのは難しいかなと思います。

ただ、桜市についてはこれだけ浸透されているイベントですので、近くでいいますと商工会の手前の中須用水沿いに桜並木がございますので、会場をそこに変更するだとか、それから、新しい村の市場の裏の調整池の周りにも若干桜がございますので、そういったところを会場にするだとか、そういったことも視野に入れながら、今後検討す

る課題だというふうに認識はしております。

以上でございます。

○委員（鈴木次男君）　すみません、答弁漏れでなんですけれども、今、公共施設とか空き家店舗でそういう事業はされているかを聞いているんですけれども。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本でございます。

空き店舗、公共施設の空きスペースで今シェアキッチンは行っていないので、行っていないというのが回答です。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、再々質問をさせていただきます。

まず、今の起業創業施設なんですけれども、福祉産業委員会の５ページのところに出ている、これは３万円ビジネスの件で今までの実績内容とかと、こう出ていると思うんですけれども。資料５ページですね。出ていると思うんですけれども、ここに名前があるんですけれども、３万円ビジネスでこれを出されたと思うんですけれども、３万円ビジネスとはやっぱり商工会に情報がなかなか、ここの３万円ビジネスで行われた企業さんというか、その個人の方々が商工会に情報が来ていないそうなんですよね。

この３ビズの後にやっぱりチャレンジショップ、そして起業取得という形で、商工会と連携を取ってやっていかないと、この町に起業する方が出ないと思うんですよね。ここに書かれている方も商工会の会員に登録されていないということなので、ぜひともこの３ビズがこの町で起業が起きるような、そういう仕組みというか、連携を取ってもらいたいと思うんですけれども、この点についてお聞きしたいです。

それと、もう一つなんですけれども、商工業振興事業の中で、商工会振興事業の補助金が15年間据置きになっています。なかなか商工事業、これからやっぱりこの町で発展させていかなきゃいけないと思いますので、ぜひとも来年度はこの金額が上がるよう努力はできないのか、検討できないのか、最後の質問とさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁に当たっては、まず職・氏名を述べていただくよう、よろしくお願いします。

答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

先ほどの３ビズと商工会のその情報かのお話かと思います。

創業促進に関しては、３万円ビジネスについては比較的若い女性をターゲットにした講座になっております。そのほか、町のほうでは商工会に委託します創業セミナーですとか、あともう少し年齢が高いシニアの方向けの創業セミナーですとか、なかなかその、どこだけというわけにはいきませんので全方位といいますか、若い方から青年の方から年齢層の高い方まで対象とした講座をやらせていただいています。

比較的３万円ビジネスのほうは、３万円のビジネスでございますので、中にはそのまま３万円程度で満足される方もいらっしゃるんですけれども、もう少し大きくやりたいという方は、そのまま創業セミナーのほうに新しくまた受け直すような方もいらっしゃいまして、その後、起業される方もいらっしゃいます。

中には、いきなりシニア創業のほうに出まして開業される方もいらっしゃるんですが、ここ３年

ほどの傾向を見せていただきますと、商工会員、私たちも会員が増えるように商工会とも連絡を密に取らせていただいていまして、最近は会員が少し増加傾向に転じておりまして、令和２年度が会員数が548でしたが、令和３年、４年、５年と、561、565、573と少しずつ会員が上がってきています。

町としては３万円ビジネスだけではなく、いろんな幅広い年齢層に向けて講座を行っていくことで、商工会の会員数が増えて、町の中が盛り上がっていくのかなと考えていますので、そういった取組を行いながら、商工会ともその３万円ビジネスの情報も、よりコミュニケーションを取って、こういったビジネスの方がいるので、次その創業セミナーに出てもらうようにちょっと案内するですとか、すぐ開業ができるような方であれば、すぐ開業できるような案内をしていきたいと思っています。

町のほうでも、なるべく会員数が増えるように、数年前の見直しで町の補助金のほうも商工会の会員になるということを一定の条件とさせていただいていたり、あとはその事業計画を、なかなか私たちですと経営計画ってなかなかちゃんと見ることができませんので、例えば創業に当たっての補助金を申請する際には、必ず商工会に計画書を見ていただきまして、そこにアドバイスをいただいた上で、こちらのほうとしても補助を出すような形を取らせていただいていまして、今後も商工会とはそういった情報を密にして、せっかく創業された方がその後１年とか２年で廃業してしまうのではなくて、やはりそういった意味では、商工会に伴走していただくって大変大事だと思いますので、そういった流れを今後もつくっていきたいと思っています。

以上でございます。

もう一点目、商工会向けの補助金の増額の話かと思いますが、確かにここ数年ずっと据置きで来ております。

なかなかこういった限られた予算の中ではありますが、どうやって効率的にその事業を展開しようかというところも含めて、予算については検討していきたいと思っていますので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川です。質問させていただきます。

まず、予算書の164、165ページの上から２段目にあるスマート農業用備品購入費、約50万円あるんですけれども、これはどういったものかお伺いいたします。

それと、同じく164、165ページの宮東・中島地区の圃場整備、この間、設立したかと思うんですけれども、実際そこで整備した後って何を作るというのをお伺いしたいと思います。お米なのか。

なぜかというと、今、特産ももうほぼ、巨峰といってもちょっともう特産と呼べるような状況じゃなくなってきているとは思うんですけれども、新たな特産なりをそういうところで作っていかないと、この町の特色とか何もなくなってしまうと思うので。

ただ、お米というのが私はちょっと、埼玉県とか青森って、どうしてもお米が安い地域なので、そこで勝負するのはちょっとどうかなというのがありますので、何かそこで特産なり考えているかどうか、お伺いをさせていただきます。

それと、新しい村なんですけれども、160ページですね。160から163になりますけれども、新しい村の魅力アッププランの設計の内容、どういっ

たことをやっていくのかお伺いをいたします。

それに付随して、そういった設備投資なりというのは、町がその都度出すものなのか、その会社で借金なりして自前で整備をしていくものなのか。

前は島村孝一社長なんかのときは、アグリのあの施設を5,000万ぐらいたしか借金して、独自で作っていたと思うんですけれども、今後、町でやるものなのか、株式会社新しい村でやっていくものなのか、その考え方をちょっとお伺いしたいと思います。

それと、あと予算書の166、167ページなんですけれども、その月３万円ビジネス、今お話がありましたけれども、これは毎年、今、計上されてやっていますけれども、いつまでやり続けていくように考えているのかということと、あとウェブサイトをつくるとあるんですけれども、これの内容と、あとサイトをどこに頼むのかなというところをお伺いいたします。

そして、チャレンジショップについて、先ほど大体イメージは分かったんですけれども、一般質問でも述べたとおり、シェアキッチンとかだと、ちょっとイベント的ですよね。何か月いるのか分かりませんけれども、本当に実際の店舗で全部家賃なり払って運営していかないと、なかなか店舗の運営イメージって湧かないのかなと思うんですけれども、シェアキッチンやっている人で、その辺どうなんですかね。分かりにくくて申し訳ないですけれども、その点お伺いさせていただきます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○農地調整担当主査（小島春樹君）　農地調整担当の小島と申します。

予算書165ページ、スマート農業用備品購入費につきましてご説明させていただきます。

こちらのスマート農業用備品購入費につきましては、水管理システムというのを導入する予定としております。

具体的な用途を申し上げますと、水路の水位の高さですとか、各田んぼの水位の高さというのを自動でセンサーを使って計測しまして、それを各農家さんのスマートフォンのほうですね、アプリで水位の高さ、また水温を測ることができるものになります。

以上となります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

２点目のご質問の宮東・中島地区の圃場整備事業の整備後の作物は何を作るのかということでございますが、こちらの当該宮東・中島地区の圃場整備区域内におきましては約50ヘクタールの水田が広がっております。

こちらが町内でも、おいしいお米が取れるということで、町内でも遊休農地がほとんどないエリアでございます。この場所の選定に当たりましても、農家の皆さんに対しましてのアンケート調査を通じて、ここで基盤整備への理解が高かったということで、そちらのほうで選定されて、以後、準備委員会を経て、今回、地元の土地改良組合の設立に至ったところでございます。

優良な水田ということでございますので、基本的には整備後の作物につきましては水稲、お米の生産を予定しているところでございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本でございます。

新しい村の概略設計のお話かと思います。

内容としましては、新しい村市場の内装の改修ですとか、農の家、それから育苗施設、あとは新設のトイレの設計、あと看板ですとかサイン等の見直しがその内容となりますが、魅力アッププランができまして、魅力アッププランの中では、短期・中期・長期ということで、施設のそのハード、ソフト含めてどんなことをやっていくかというのを整理させていただいています。

その中で、今年度につきましては、すぐにできること、緊急性の高いものということで、育苗施設の予算を今年度つけていただきまして、そちらの改修を行ったところでございます。

今回の概略設計につきましては、整備から20年たっていまして、市場、それから農の家、対象となる施設が多いんですが、調整地域ということもありまして、開発するに当たってはいろんな制約がございます。造る場所によっても、例えばトイレなんかも浄化槽の近くに造れば費用負担もすごく少ないですし、浄化槽がないところに新たに造るのであれば、また高額な費用がかかってきてしまいます。ですので、この３年間、こちらをどのように改修していくかというものをいろんな選択肢をまずテーブルの上に上げまして、その上で費用負担も踏まえて、取捨選択をする計画になるかと思います。

今回この計画での設計を行うことで国の補助金というのも視野に入れていまして、例えば農村漁村の補助金になりますと２分の１の交付が頂けるところでございます。

そちらの補助金を申請するに当たっても、この３年間でおおむねどのくらい、どんな工事でどんなものがあるかというのを整理する必要がありまして、ぜひこの設計を行った上で、国の補助金を獲得していきたいと考えております。

先ほど、町がどこまで負担するのかというお話があったかと思いますが、こちらの施設につきましては指定管理ということで、町から株式会社新しい村に指定管理を行っているところでございますが、大きくハード面ということで建物、それから建物に付随しています大きな備品については町のほうで更新していく必要があるかなというふうに考えております。

住宅の貸付とは少しニュアンスは違いますが、その家そのものと、それについている大きな備品については、大家として町が負担する必要があるのかなと考えております。

例えば、そのほかのトラクターですとか農業機械に関してはやはり高額なもので800万ですとか700万とかする機械がありますが、そちらについては新しい村が主体的に整備を今後もしていくような形になるかと思います。

新しい村については以上でございます。

それから、３ビズをいつまでやるのかというお話があったかと思います。３万円ビジネスも含め、こういった起業創業の講座につきましては、町の第５次総合計画の前期実行計画に位置づけられている事業でございまして、そういった意味では、この前期があと令和７年までですので、来年度から後期実行計画の検討が始まるというふうに伺っておりますので、その新たな後期実行計画を検討するに当たって、今あるこの創業セミナーですと、この３ビズも含めて見直しが必要になってくるのかなというふうに考えております。そこで今後も継続化するかどうかという判断がまずは必要になってくるのかなと思います。

それからもう一つ、ウェブサイトの制作というお話があったかと思いますが、ウェブサイトにつきましては、かねてより運営しています「宮代で働こっ」というサイトが既にございまして、そちらのウェブサイトの運営の委託料でございます。

こちらには、先ほど申し上げました町ですとか、県ですとか、そういったところのいろんな支援を、そこを見れば全てが分かるような形で、例えば先ほどの創業促進事業補助金ですとか、空き店舗補助金ですとか、あと県で持っている支援内容なんかを取りまとめて、そちらに掲載させていただいています。

そのほか、宮代町で頑張っているお店を紹介するページですとか、あと古くから行っています事業者さんのお話をストーリー仕立てにした読み物として掲載させていただいているコーナーもございます。

こちらにつきましては、先ほど来お話しさせていただいた創業ですとか起業を検討されている方がまずこのサイトを見ますと、宮代町がどんな場所でどんな方が頑張っているのか、それからどんな支援が町のほうであるのかというのが見られるサイトということで整備させていただいていますので、今後もそういった情報を発信していきたいなというふうに考えています。

それから、３点目のチャレンジショップのお話があったかと思います。

シェアキッチンということですが、無印良品さんで行っているシェアキッチンにつきましては、利用期間を２年間ということで定めていただいています。

この２年間というのは、２年間で町の中で顧客をつかんでいただいて、その後、宮代町のどこかにお店を建てるですとか、先ほどの空き店舗の補助金を使って空き店舗に入っていくですとか、そういったところを期待して２年間という期限をつけているところでございます。

そのほか、先ほどお話ししましたＲＯＣＣＯのシェアキッチンは２年間という期限はないですが、そちらを足がかりに顧客をつかんでいただきまして町の中のどこかにお店を出していただくと、そういった流れを期待していますし、そういった情報提供を各シェアキッチンの運営者にもお話しさせていただいていまして、今お話が上がっているのは、シニア起業セミナーからＲＯＣＣＯのシェアキッチンを利用して、その後、近隣の場所にお店を建てたいと。改修なのかもしれないんですけれども、そういう方が１件お話を聞いておりまして、それが空き店舗なのか、創業促進補助金を使うのかはちょっとまだ決まっていませんが、私たちのほうで思い描いていたような、そういったセミナーからシェアキッチンを使って開業してお店を建てていくというような流れが３年目にしてこういった流れになりましたので、今後もこういった形も続けていきたいなというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　説明については大分分かりました。

幾つか再質問させていただきます。

まず、予算書の164、165の宮東の中島の圃場整備なんですけれども、結局お米を作りますということなんですけれども、その生産者の方もお米じゃないと賛同してくれないということなのか、生産性としてそれだけの面積、米にしちゃって、本当に生産性として割に合うというか、いいのかなと。

例えばですけれども、果樹にした場合、あれ、果樹ってそのまま１次で販売できるから何か割はいいよという話はよく聞くんですけれども、本当に米であれだけの面積いいのかなというのがあるんですけれども、その点もう一度お伺いしたいということと、あとは、その新しい村の魅力アッププランのところなんですけれども、いろんなあそ

このある施設、いろんな市場の内装看板とかアグリのほうとか農の家とか、それ全体を含めて、これから何をするかというのをこれから考える設計をしますよということでよろしいんですか。

３年ということをおっしゃっていたんですけれども、その３年というのはどういうことなのか、それを計画して実際もう工事が始まって、そういう形にしていくのが３年ということでいいのかどうか、お伺いをさせていただきます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

まず、ご質問の１点目の予算書164ページから165ページ、宮東・中島地区の圃場整備事業に関してのご質問でございますが、米でないと賛同しないのかというお話だと思いますが、こちらの圃場整備事業をやるに当たりまして、まず平成29年度、今から大分前なんですが、その時期に水田農業に関するアンケート調査というものを生産者の皆様に対して実施いたしました。

基本的にそのアンケート調査の結果を基に、水田農業として今後も維持していくということを前提に、お米の担い手農家への将来的な農地の利用集積を想定した基盤整備をやろうということで進めてきたものでございます。

果樹ではというお話ではございますが、果樹となりますと、例えば苗木を植えてから実がなるまで相当な年数もかかります。それから、栽培技術的なことについても高度な技術を要するということで、なかなか。水田に果樹を植えるということになりますので、そういったことですと、なかなか難しいのではないかとは考えております。

こちらの宮東・中島地区につきましては、一応、将来、株式会社新しい村を含めました３つの担い手経営体に農地を集約して行っていくということでございますので、水田を水田として後世に維持、残していくということで進めたものでございますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

先ほどの概略設計の関係ですが、３年間をかけて、その工事を完了させていくような、そういった計画として考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　最後になります。

お米ということなんですけれども、生産性としてそれが一番いいということなんですかね。もしやるのであれば、それがふるさと納税なんかでも、もう特産としてやっていくようなイメージになってくると思うんですけれども、お米の何か流通見ていると、宮東のあの辺いい米が取れるとお話は聞きますけれども、ただ、全体の流通の中で見ると、この辺の米が特に有名というか、そういうわけでもないし、全体の市場の中へ入っちゃうと本当に埋もれちゃうような感じになっちゃうと、厳しいことを言いますけれども、埋もれちゃうもので、本当にこの町は特産として、今後あれだけの整備と面積があって、それでいいのかなというのが将来にわたってちょっと思うんですけれども。

あそこで米を作った場合、それがどういう形でブランド化されて売れていくかなというのが気になるんですけれども、その辺まで視野に入っているものがあればお伺いをさせていただきたいと思います。

それと新しい村については３年で管理を含めてやっていくんだということで分かりました。

はい、以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

お米の関係でございますが、宮東・中島地区、先ほど委員さんがおっしゃったように、おいしいお米が取れるということでございます。

現にこちらで、宮東・中島地区で栽培されているお米の中には、メインはコシヒカリ、それから彩のきずなですね。埼玉県のブランド米でございます。

いずれも特別栽培米ということで、減農薬・減化学肥料栽培で取組がされております。将来的には新しい村もそこで米の生産に関わっていくことになりますので、森の市場「結」でのお米の販売が可能となります。その暁には、新生児誕生お祝い米の赤ちゃん米の対象にもなっていきますし、森の市場「結」での店頭でのお米の販売の純粋な「みやしろ産米」の販売にもつなげていけるものだと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。

大きく２事業について質問させていただきます。

まず１点目なんですが、予算書160ページ、161ページ、私たちの予算書13ページになります。ちょっと前段の委員と重複してしまうのですが、ちょっと違うところで聞かせていただきたいと思います。

⑷新しい村管理運営事業で、この中で12節委託料、設計委託料1,140万7,000円は、この委託先はどちらになっているかということをお伺いいたします。

それから、14節で工事請負費、ほっつけ水路木製橋改修工事136万3,000円、これについて説明をお願いいたします。

それから、予算書164、165ページになります。私たちの予算書は15ページになります。

⑵農業生産基盤整備推進事業、こちらのやはり12節で委託料、農業用排水路整備設計委託料435万円とあります。この委託先を教えてください。

また、14節工事請負費、施設改修工事、こちらの2,424万9,000円で292メートルをコンクリートフリュームへ改修とあるんですが、場所がどこなのかを教えてください。

また、18節多面的機能支払支援事業補助金136万9,000円なんですが、こちらの令和５年度の実績を教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本でございます。

先ほどの予算書160ページ、161ページ、新しい村管理運営事業の設計委託料の1,140万7,000円、こちらについてはまだ事業者は決まっていません。

それから木製の、その下です、ほっつけ水路木製橋改修工事でございますが、こちら場所については、新しい村から町のほうに少し向かっていきますと笠原沼落があるんですが、その笠原沼落の右側を歩いていきますと、ちょうどほっつけ田んぼに出てくる場所があります。ほっつけ田んぼのほうにちょっと、大きい写真持ってくればよかったんですけれども、木製の橋がありまして、こち

らが相当時間がたっておりまして、もう板と台座の大きい柱がちょっと腐ってきていまして、今ベニヤで対応していたりするんですが、この上をトラクターが通ったりするものですから、非常に危険性が高いので、早めに工事をしていきたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○農地調整担当主査（小島春樹君）　農地調整担当の小島と申します。

予算書165ページにあります委託料、農業用用排水路整備設計委託料と、その下にあります工事請負費、施設改修工事費につきまして、委託先なんですけれども、こちらのほうはまだ決まっておりません。こちらにつきましては、指名競争入札を行いまして執行する予定となっております。

また、場所はどこかというご質問になるんですが、こちらは字山崎地内になります。場所としましては、山崎のポンプ場の周辺になります。こちらに土水路が２本まだ残っておりまして、そちらの合計の延長が292メートルになりまして、そちらにつきまして調査・設計を行いまして、その後、コンクリートフリュームを設置する工事を実施するという形になります。

説明は以上となります。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

予算書164ページから165ページ、農業生産基盤整備推進事業の18節負担金、補助及び交付金の多面的機能支払支援事業補助金の令和５年度、本年度の実績について説明させていただきます。

こちらの補助金につきましては、主に水路のさらいだとか除草、藻刈り、そういった日々の共同作業に関わる取組を地域でやっていただく場合に、国・県・町で負担をいたしまして、活動組織に対して交付するものとなっております。

現在、宮代町内では４つの地域におきまして、４つの活動組織がございます。中島地区の陸田地帯におきましては、若宮地区陸田管理組合、それから字中の主に前原中学校の周辺の水田地帯におきましては中地区水田管理組合。宮東の陸田地帯におきましては、内野地区農地管理組合、それから和戸の沖の山周辺の水田地帯におきましては、沖の山地区水田管理組合、以上４つの活動組織がございます。

この活動組織に対しまして、まず若宮地区に対しましては５年度では29万3,500円、中地区の組合に対しましては47万6,400円、内野地区農地管理組合に対しましては23万9,200円、沖の山地区水田管理組合に対しましては35万5,300円を交付させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、予算書160、161ページの新しい村管理運営事業なんですが、３年間を通してやっていくということで、その中で、私たちの予算書の13ページの令和６年度の目標の中で、このアグリ機能、観光機能等を維持強化するためと書いてあります。それと、環境への配慮や長寿命化を踏まえた既存施設の改修とあるんですが、この２点に対して具体的な目指すものというものを教えていただきたいと思います。

また、この委託先は指名競争入札で行われるかどうかもお聞きいたします。

それから、ほっつけのほうは分かりました。あ

りがとうございます。

予算書164、165ページ、こちらのほうも委託先はまだ決まってないということだったんですけれども、場所も何となく分かりました。

この多面的機能支払支援事業補助金のほうなんですけれども、これは実績が４か所だったということで、令和６年度も変わらないのか、また、何かそういう新しく入る場合の基準というものがあるのかどうかをお聞きいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本でございます。

先ほどの私たちの予算書13ページ、新しい村魅力アップ事業の令和６年度の目標の中に直売所機能やアグリ機能、観光機能を維持強化するために環境に配慮、長寿命化と、どういったものを具体的に考えているのかということですので。

こちらにつきましては、まだ確定的ではございませんが、例えば観光機能ということであれば、今、観光案内所みたいなものはあちらにはございませんが、どこまでの規模になるか分からないですけれども、そういったところで観光の案内ができるような、そういったスペースをつくれたらいいなというのがこういったつくりました魅力アッププランに載っていまして、そういったものを実現するために、どういうことができるのかというのを具体的に考えるような形になるかと思います。

そのほか、環境への配慮ということであれば、例えば屋根、中に太陽光のパネルをつけて、そういった、なるべく電気代をかけないようにするですとか、そういったアイデアがあるかと思います。

そのほかの長寿命化というものにつきましては、設置後20年たちましたので、いろんな部材なんかもいいものができています。なるべく今までも木の温もりを感じていただくような形で木材をたくさん使ってきたという経緯はあるんですが、やはり場所によっては非常に早いうちにちょっと朽ちてしまって逆に危ない部分なんかもありますので、そういったものを少し擬木に変えていくですとか、そういった形で長く使えるような施設にしていくような検討を考えております。

アグリ部門につきましても、やはり設置当時と変わって、例えば、当時育苗の事業なんかも町のほうでお米のその苗を作る事業というのはあまり需要がないんじゃないかと最初の頃お話があって、そこの事業が本当に成り立つのかなという疑問が当時あったそうなんですけれども、今３万枚ほどそちらで作って、町の農家さんにとっては非常に助かっているとお話をいただいているところなんですが、やはりそういった苗の箱を置く場所ですとか、そういったものが設置当時と違って、やはり需要が増えた分、広さも必要になってきていますので、そういったところにも対応していくような見直しになっていくのかなと考えております。

以上でございます。

それから、業者のほうは指名競争入札で実施する予定でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

予算書164ページから165ページの多面的機能支払補助金でございます。

こちらは、令和６年度におきましては、現在取り組んでおります４つの活動組織が継続して取り組むこととなっておりますので、こちらの４つの組織に対しまして交付することとなっております。

なお、現時点では、新たな活動組織については、まだそういった動きはございません。ただ、今後

も国・県・町で負担して、活動に対します支援ということでございますので、機会を捉えてほかの地区でこういった活動組織ができるよう働きかけをしていきたいと考えております。

この活動、支援を受けるためには、活動組織を立ち上げて、当然会長なり副会長、会計、監事等の役員を決め、さらには規約等も定めて組織を立ち上げることとなりますので、そういった組織の立ち上げに関しましても町のほうで積極的に関わっていければなと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございます。

再々質問させていただきます。

160、161ページの新しい村管理運営事業に関しましては分かりました。

前回、視察させていただきまして、やっぱり木製で造られているというのはこの味があるというか、その辺は何か崩さないで、なおかつその補強もうまくやっていってもらいたいというような要望で、よろしくお願いいたします。

大きい２問目のほうとして、164、165ページの農業生産基盤整備推進事業の中の多面的機能支払支援事業補助金、分かりました。

こちらのほう、携わっている方々から、やっぱりこの水路のさらいとか藻刈りとか浚渫というのは、やっぱり大変な苦労をされているということを聞いておりますので、もう少し補助のほうを厚くしてもらいたいという要望をいただいていますので、その点について何か町として考えがあるかどうかを最後にお聞きいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

多面的機能支払補助金の関係でございます。

こちらは、この交付金の単価が国が２分の１、残りの２分の１を県と町で半分ずつ負担するものとなっておりまして、活動を実施するエリアの農地面積に応じて交付されることとなっておりまして、こちらにつきましては、今までこの制度がない頃は、ほとんど藻刈りとかさらいとか、そういった取組をされる方につきましては手弁当で、自分で何もかも負担してやっていたかと思うんですが、こういう有利な制度ができたということで、今まで自分たちで負担しなければならなかったところが、活動に参加される方への作業手当とか、あと、機械を使った場合の燃料代とか、そういったことで用途が使えることになっておりますので、こちらの先ほど委員からいただいたお話につきましても、埼玉県のほうにも話をさせていただければなと思います。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩といたします。

休憩　午後　２時０６分

再開　午後　２時１９分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

引き続き産業観光課分の質疑を行います。

質疑のある方はいらっしゃいますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

２点、質問をさせていただきます。

予算書の166、167のまちなか起業創業支援事業についてです。

こちら先ほど説明いただいたんですが、まず、この委託料の起業創業支援事業委託料、こちらが３万円ビジネス以外にもあるということだったんですが、その積算の内訳をお願いいたします。

次に、18節の負担金、補助金及び交付金の起業創業支援補助金について、こちらの積算をお願いいたします。

続きまして、私たちの予算書の97ページです。

こちらの宮代町外交官による町のＰＲについてです。

毎年３万円ということで予算計上されておりますが、来年度の活動をどのようにお考えなのか、また、それでこの３万円ということがどのようにこの、３万円って私は少ないと思うんですけれども、どのように捉えていらっしゃるのか、お願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当、中村でございます。

まず、１点目の委託料につきまして、内訳のほうをご説明申し上げます。

月３万円ビジネス講座、こちらのメインとなるようなものでございますが、こちらが208万6,000円、それから、商工業支援事業、シニア向けの創業講座、起業創業講座のほうで35万円、創業支援事業、創業セミナー、個別相談会ということで90万円、こちらになっております。

それから、こちらのほうですね。月３万円ビジネス講座につきましては、宮代町と杉戸町、共催の事業でございますので、歳入といたしましては、２分の１、杉戸町から頂いておるものでございます。

それから、起業創業支援事業の補助金でございますが、こちらは一応件数の目安といたしまして、起業創業支援分、一般分ということで20万円掛ける５件で100万円、それから、マルシェ分ということで、１回５万円掛ける８回ということで40万円、こちらのほうを一応予算措置させていただいております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　私たちの予算書の先ほどの外交官のお話があったかと思います。私たちの予算書の97ページが、宮代をＰＲしようということで、こちらの中段ですか、外交官による町のＰＲとありますが、こちらの３万円につきましては、外交官さんに町の商品をＰＲしていただく形で、例えば昨年ですと、新しくできましたお酒ですとか、また、メイドインみやしろの推奨品を購入する費用として充てさせていただいていまして、そのほか昨年は國府田さんといろいろお話しさせていただきまして、事業者の話を聞く会の特別版ということで、出身学校の百間中学校のほうで声優体験をしていただくような講座をやらせていただいています。そちらの費用は、こちらのＰＲの費用ではなくて、外交官さんに活動していただく費用として、そちらについては企業の芽を育てるという趣旨から、まちなか起業創業の支援事業の中に報償費として10万円ほど予算を措置させていただいていまして、昨年非常に好評だった事業でございますので、今年度も國府田さんのほうに実施していただこうかなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

ご説明いただきまして分かりました。

まず、１点目の起業創業支援事業委託料に関しての内訳は分かりました。

また来年度もこの新しい起業する方々を発掘するというか、そういう事業をされるということで、

それはとてもいいことだとは思うんですけれども、今まで令和２年度からこの事業を続けられていると思うんですが、この事業に参加している方々から、やはりこの講座をやっているときなどは、仲間もできまして、この卒業、講座を半年やって仲間もつくれるし、そういう機会もあっていいということなんですが、そこで何となくその次のハードルがやっぱりあるというところで、今回そこでチャレンジショップということを企画していただいたんだと思うんですけれども、一番本当はそこにもう少し補助金というか、支援があると、今までやった方たちも、もう少し仕事につなげやすいのではと思うんです。

なので、先ほどいつまでやるんですかというところで、前期ということだったので、来年度までなのかなと思うんですが、そのあたりのことも考えて、今もう既に受講している方々が、事業につながりやすいようなもう少し支援のほうに重点いただくと、皆さんそういうお声もいただいているというのもありますので、というところがございます。

先ほど令和７年度ということだったんですが、このあたり令和６年度か７年度なのかというところをもう一度お伺いいたします。

それから、起業創業支援補助金については、こちらの内訳で承知をいたしました。

この20万円が５件で100万円というんですが、これは何に使える、どういうのを想定、どこまでのことを想定しているのかということをもう一度伺います。

それから、２点目の宮代外交官についてです。

こちらの３万円の利用については、商品の購入代ということで承知をいたしました。

町の外交官ということで、國府田さんなどはＳＮＳで発信をいただいたりしていると思うんですが、もう少し町のほうからもお願いして片桐さんなど、もう少しいろんな幅広くご協力をいただいて、町のＰＲをしていただけたらうれしいなと思っているんですけれども、来年度に向けて國府田さんはまた中学校のということだったんですが、片桐さんのほうでもし何か構想していることがあったら教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当、中村でございます。

まず、１点目の創業支援の補助金の関係でございますが、こちらにつきまして塚村委員のほうから、恐らく補助対象の経費がどんなものかという趣旨のご質問かと思います。

こちらにつきましては、創業するために必要な機械装置の購入費、それから、いわゆる今度お店を開きますよというための広告宣伝費、それから、例えばお店でなくて何か新しいものをつくりたいというときには、そういったものの開発費ですとか、お店にかかわらず、それから実際にそちらの事業を行うための雑役務費、例えば補助的にアルバイトの方を入れたですとか、そういったための費用、それから、そちらの事業を行うために何か機械を借りなくてはならない、そういった場合の賃借料ですね。それから、委託費。こちらのほうは、今申し上げたものに該当しないもので委託の必要なもの、そういったもの。それから、外注費ということで、実際にそこの部分は自分でちょっとできない部分があると。そういったときにほかの業者さんにお願いして作っていただく、そういったもの。それから、別途こちら商工会のほうに加入していただくということになっておりますので、そちらの一応費用のほうも見させていただい

ております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

３万円ビジネスのほうのその後ということで、これまで今年も含めて４回行ってきて、相当の卒業生がおります。中には開業された方もいますし、開業せずに町のマルシェですとか、そういった出店の機会で出店されている方もいらっしゃいます。そういった意味では、もう一度そのねじを巻きなおすという言い方、ちょっと正しいかどうか分からないんですけれども、今までの卒業生向けのフォローアップというのをちょっと行いたいなというふうに考えておりまして、それを、これを運営する事業者と今後考えていきたいというふうに考えております。

そのほか、前期実行計画が令和３年から令和７年までの計画ということで、その後の展開を考えるということになりますと、予算措置も含めて今年度中にはある程度の方向性をつけたいというふうに考えておりますが、今具体的に何をどうするというのは、ちょっとまだ出来上がっておりませんので、今後よりよいものに変えていきたいなというふうに考えております。

それから、もう一点目の外交官のほうにつきましては、いつもなかなか忙しいお二人でありますので、年度早々に必ず事務所にお伺いしまして、お話をさせていただいています。

その中で、今年の予定ですとか、あとは、どの辺がちょっと空いている日ですとか、忙しさなんかもお話を聞きながら調整をさせていただいているんですが、比較的片桐さんについては、なかなか忙しい時期も多く、過去に創作物の展覧会がありまして、それとうまくマッチングすることができたものですから、旧ふれあいセンターのすてっぷ宮代ですか、あちらでその作品展ですとか、前原中学校の生徒に参加していただいたイベントなんかもやらせていただいたんですけれども、そういった情報を聞きながら町として一緒にやれると町のＰＲのなるものというのをちょっと探りながら調整をしていきたいというふうに考えています。今、片桐さんで何ができるかというのは、ちょっとないんですけれども、そこを年度早々お話を詰めていきたいなと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

よく分かりました。

１点目のほうなんですが、起業創業支援補助金については、チャレンジショップの仕組みに合わせてということでなんですが、この創業支援事業で３万円ビジネスやシニア起業をされた方のみが対象なのかということですね。それで、またこういったチャレンジショップは誰でも紹介いただいたりとか、このチャレンジショップ自体がウェブサイトでやっているものということなんですよね。その紹介のことですよね。なので、そういう紹介ですよね。ウェブサイトですよね。なので、それを見た人が、誰でもこういうものを利用して、またこの、先ほどおっしゃっていた、これも商工会に入るということを前提としてという、それも込みでということだったので、本当にしっかり仕事としてやっていきたい。この町でやっていきたいという方が使ってくださる、そういう補助金の仕組みだと思いました。その１点だけ、もう一度確認をお願いします。

それから、２点目の外交官については、町の方が毎年１回ごあいさつにお伺いして、いろんな打

合せをされているということで、承知をいたしました。

私としては、ぜひこの、國府田さんは中学校ということなんですけれども、片桐さんにぜひ子供たちと一緒に何かできるようなものをできたらいいと思っているんですが、そうなると、小学校とかそういう教育委員会のほうとかもご協力というか、ことにもなると思うんですが、そういったこともできるのかというのを最後にお伺いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁、伺います。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当、中村でございます。

まず、１点目の再質問につきまして、こちらのほうの対象者につきましては、いわゆる３万円ビジネスですとか創業塾とか受けた人を限りませんで、町内でこれから起業する方、それから、創業いたしまして１年未満の方が対象になっておりまして、そちらの方で宮代町内に事業所のほうを設置していただければ対象となるものでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

外交官のお話につきまして、片桐さんについては子供向けのということで、調整の結果になるかと思いますが、前回の片桐さんの前原中学校での活動も学校で行ったということがありますので、前例もありますので、そういった話になれば、教育委員会とも連携してやっていけるかなと思います。参考にさせていただきます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。

予算書の166、167の商工業振興事業の中の18節負担金、補助及び交付金の中の一番下の空き店舗活用事業補助金が50万なんですけれども、前年度は、今年度というんですか、100万だったのに50万になった理由と、あと、この補助金の内容を教えてください。

あと、私たちの予算書の97ページの宮代町をＰＲ宮代プランと総合事業費の中のふるさと納税の返礼品、これは企画財政のほうでふるさと納税やっているんですけれども、この製品のほうは産業観光課で聞いてくれということだったので、お聞きしたいと思います。

この返礼品の中身、町は、町の歳入にかけて、ふるさと納税のを力を入れていくということだったので、その辺、返礼品の令和６年度のこれからの取組方、その辺を教えていただきたいと思います。

あと、もう一つ、先ほど塚村委員からもお話がありました宮代町外交官による町のＰＲについて。

私は、これも総務課のほうでお話しさせていただいたんですけれども、缶バッジ、総務課がやっている。その辺からこの間の町内視察をしていて、東武動物公園の西口の駅前にある観光案内を見たときに、ハナレンジャーが町の観光を案内しているこのイメージ図があったんですけれども、ぜひ年に１度外交官のところにもあいさつに行っているということなので、片桐仁さんに看板の宮代町の案内をしていただけるようなお願いができないのかどうか、その辺をお伺いします。

３点です。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当、中村でございます。

まず、１点目、空き店舗対策事業の費用につきまして、こちらは、ここ数年来、実際に申請が上がってきていないということがございまして、実績がという形で、ちょっと１件減らしていただいたものでございます。

こちら対象につきましては、ご存じのとおり、現在のところ東武動物公園駅東口の駅前通りのエリア、それから東武動物公園駅西口百間新道から駅と垂直にです。百間新道から農協のところ、踏切から百間新道、農協まで。それから、駅前通り、中須用水路のところ、商工会の手前までですね。それから、そちらに対しまして並行している駅、線路と並行しての横の通りとして、ちょうど新しく駅前の街区沿いにできた道ですね。それがそこが縦に、店舗名で言って申し訳ない、新間豆腐店さんというところがあったところまでのＬ字型の道路、それから県道の農協のところから学園台入口まで。こちらの路面店が対象になっておりまして、こちらにつきましては、小売業、飲食業、サービス業、いずれかを行っていただいて、店舗、街路が、街区が明るくなるというような形。

それから、こちらにつきましては、町内の商工業者で店舗の改修を行っていただこうと。それから、出店後１年以上かつ週30時間以上の営業を行っていただくということを条件に、こちらのほう、補助金のほうの対象としているものでございます。

補助率は２分の１で、限度額は50万円という形で１件という形で。限度額50万でございます。１件分という形で今年度は予算措置させていただいております。

こちらにつきましては以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本です。

ふるさと納税の内容ということでよろしかったかと思いますが、ふるさと納税、令和５年度、ちょっと上位からいきますと、令和５年度２月29日まで、ちょっとまだ年度が終わっておりませんが、昨年、純米吟醸の宮代そだち、それから玄米餅と切り餅セット、宝もなかセットですとか、茶マン、宮代あげもちセットですとか、お米のカステラこめていら、巨峰ゼリーですとか、巨峰ワイン、五百万石せんべいですとか、黒豆玄米茶などが令和５年度は多くなっております。

本来ですと、宮代のお米が多いんですけれども、お米については昨年作柄が悪くて、途中からふるさと納税の返礼品として出すことができなくなってしまったという経緯があります。

そのほか、ご存じのとおり、宮代の観光施設であります東武動物公園のチケット、こういったところも上位の返礼品となっております。

ふるさと納税については、町でも力を入れていきたいと考えておりまして、ふるさと納税について２つの側面があるかと考えています。１つには事業者の支援ということで、町で頑張っている事業者さんの販路の拡大の支援ということで、事業者の大小かかわらず、タイアップできる事業者さんとタイアップして、事業者さんの販路拡大を支援をしていきたいと考えています。

もう一つ、納税額のアップという町の税収を上げていく方針があるかと思います。こちらについては、税収をなるべく多く確保するという意味では、量を大量に出せるような返礼品が必要かなと考えておりまして、今現在考えられるのは、昨年はちょっと難しかったですが、お米。それから、もう一つには、東武動物公園のチケットがやはり有力なのかなというふうに考えているところです。

東武動物公園のチケットにつきましては、東武動物公園、約134万人とかというお客さんがいらっしゃっていますので、本当にこれは単純なお話ですが、そのうちの何割かが宮代町へ納税して、来ていただくような形になれば、かなりの収益が上がるのかなというふうに考えておりまして、まず、やれるところからやろうということで、昨年から東武動物公園の東西口の入り口付近にポケットティッシュをちょっと配らせていただいていまして、総務省の指導であまり何かに特化した啓発品というのはできないんですが、東武動物公園のチケットですとか、新しい村のご案内なんかを観光案内みたいな形でポケットティッシュで製作しまして、それを見た方が、次は東武動物公園に来るんであれば、ふるさと納税で来ようというふうに誘導できればなというふうに考えて、そういった取組をやらせていただいています。

ふるさと納税については、ポータルサイトからの返礼品の申込みが非常に多いんですが、その際にどういった形でこの宮代町を知って納税されたのかというアンケートをウェブ上でちょっと取らせていただいています。昨年度４月１日から３月、昨日までの集計で、先ほどのティッシュを見て参加、来た方ですとか、そのほかポータルサイトを見て応募したですとか、過去に寄附していたんでというですとか、出身地やイベントで知ってというですとか、また、その他という項目があるんですが、上からティッシュのほうが47件、ポータルサイトが505件、過去に寄附したのが145件、出身地、イベントが151、その他が145ということで、ティッシュはまだまだちょっと少ないんですけれども、目の前のお客さんへのＰＲというのが大変大事かなと思っていますので、今後も東武動物公園といろいろお話しさせていただきながら、東武動物公園のチケットをふるさと納税にで参加していただくようなことをまず、すぐできることとして、今後も継続していきたいなと考えております。

以上でございます。

もう一点、すみません。

片桐さんのお話は、缶バッジのデザインを片桐さんにという、そういうニュアンスでよろしいでしょうか。じゃなくて……

〔発言する人あり〕

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　看板を作っていただき。

まず、話をしてみないと始まりませんので、あいさつをしに行ったときにどこまでご本人が乗っていただけるのかなというのもありますし、やはり無償というわけには、やはり外交官さんといえど……

〔「何で無償なの」と言う人あり〕

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　そうです。ありがとうございます。

その辺の予算も含めて折り合いがつけるのかどうかというのはあるんですけれども、まずは何も制約なしに、いろいろ話をしてきたいなと考えています。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　ご答弁ありがとうございました。

まず、１番の空き店舗活用事業補助金、これは１回分ですね、50万というとね。町も空き家対策とかいろいろこれから取り組んでいく中で、ほかの自治体ですと、本当に空き家を利用してのリノベーションとかいろんな形で補助金を用意しているところはあるんで、もう少しこれを減らすというよりも、何かもうちょっと利用者が使い勝手のいいような形を、もうちょっと広く公表して使っていただけるようなシステムをつくっていただけ

ればいいのかなというふうに思います。これは要望です。

２番目の、ふるさと納税の返礼品なんですけれども、今年は夏すごく暑くて、米も不作で、また、ブトウも取れなかったという中で、そういった米、またブドウ、これは本当に宮代の特産中の特産なんで、その辺の今年に向けての例えば農家さんとの話合いみたいなのがあるのかどうか、その辺を教えてください。

あと、３番は承知しました。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本でございます。

ふるさと納税、お米とブドウ、お話あったかと思います。先ほどウェブサイトでのアンケート結果をお話させていただいたとおり、ふるさと納税はポータルサイトからの申込みというのがほぼ90%以上でございます。

ポータルサイトをご覧いただいた方には何となくお分かりになるかと思いますが、ジャンルごとに整理されていまして、例えば金額の安い順とか、もしかすると最初から金額の安い順に並んでいたりするかと思うんですけれども、その中でどうやって宮代の巨峰を売り込んでいこうかということで、これは本来、宮代町というのを知っていただいて、共感していただいて納付といいます、返礼品を、ふるさと納税使っていただきたいところなんですが、今回町の巨峰は非常においしい上に割と安いというのが並べてみると分かっていまして、今回ちょっと試験的に試そうと思っていますのが、今まで３キロで幾らというふうにやっていたんですが、少し刻んで１キロという設定、２キロという設定をつくらせていただきました。

１キロの設定になりますと、まだ最終決定ではないんですけれども、ふるさの納税の返礼品の価格としては5,000円程度で考えておりまして、5,000円程度でふるさと納税仮に出しますと、巨峰というふうに検索された場合に、かなり上位に宮代の巨峰が出てくるような形になるかと思います。実際は１キロというのは、農家さんとお話ししますと、１キロというのはそんなに出ないんだよなというお話なんですけれども、それで町の巨峰を知っていただいて、１キロじゃちょっと少ないんで、２キロ、３キロとなったときに、そのサイトから２キロ、３キロもあるんだねというふうにいくと、最終的には２キロとか３キロの申込みにつながるかと思いますので、これは今の想定でしかないんですけれども、そのポータルサイトをうまく活用しまして、町の巨峰を知っていただく機会にしていきたいなと考えています。

今回、来年度ですか、これをちょっと取組をしてみまして、農家さんの反応も聞きながら、巨峰をもう一度盛り上げていきたいなというふうに考えています。

お米については、今回なかなか暑くて取れなかったというのがあるんですが、今年も暑い予報がやはり出ていまして、なるべく暑さに強いような品種ですとか、あとは、タイミングですか、その植えるタイミングなんかも含めて作柄が悪くならないように、まずは物がそろわないとちょっと売り込んでいけないというのがありますので、そこからもう一度やり直していくような形かなというふうに考えています。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　ありがとうございます。

宮代といえば巨峰と米。ぜひ今のうちから農家さんといろいろお話をしてできるだけ量がたくさん取れるようなことを考えてほしいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　こんにちは、佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

結構ありますけれども、事前にお伝えしているのもあるので、そんな大変ではないかと思います。

まず、165ページになるか、スマート農業のこと。これは内容ではないんですけれども、これは来年度からの事業という形ですよね。ほかの課でも言ったんですけれども、ほかの資料、こういった私たちの予算書とかその辺で新しい事業とか、これまでの同じネーミングでも基準を変えるとか、そういうのがある場合には、この辺に記載をあらかじめしていただければ、あえて質問したりとかしないでも済みますので、今後そのような形で改善のほうをお願いしたいと思います。

次に、これもちょっと委員の方にはまたかというふうになって申し訳ないんですけれども、何か所かの課にわたる問題と各課言われている禁煙もしくは喫煙禁止に関して駅前等の、今回産業観光課ですから、駅前から東武動物公園までとかその辺のことを何年も前から言って、産業観光課のほうにもお話はさせていただいて、たしか産業観光課では、吸い殻の問題があるからというふうな形で、ほかの課ともというふうなことがありましたけれども、この辺は、その後考えていらっしゃるのかというところをお尋ねいたしたいと思います。予算に入っていませんけれども。これは町民の方から言われた。複数の課にまたがっているということは申し上げましたけれども。予算の不作為の部分でというのを先ほどの課でも言いました。

産業観光課ですから宮代、先ほどの前段の委員もおっしゃっていたように、宮代の名前を広めたいとかそういうふうな趣旨のことで、これも何年も前から複数の議員から言われていて、予算に入っていませんけれども、提案というか、ご意見を伝えることとして、駅前のロータリーのところでタクシープールとか、その辺があるところの真ん中のところに４つぐらい冬になるとイルミネーションをやっているところ、島みたいなところありますけれども、あそこに例えば１万円ぐらいのＣＭ料を取って花を植えたらどうかとかいろいろ、要するに宮代に来て、動物公園に来て、特に、それで宮代に来たというイメージを持たずに帰る人にとって、宮代というのを、先ほどのハナレンジャーもそうですけれども、そのような形の考えを持っていただきたいと思います。

では、予算のほうに入っていきます。

161ページ、これは予算書の161ページですね。

資料のほう、これは資料、何といったらいいのかな。福祉産業委員会の資料でいいのかな。資料の１ページにございます、一番上、お祝い米の贈呈状況、過去５年間、資料のほうには出ております。

これも何年も前から申し上げているところなんですけれども、まずこちら、交換に来る人の割合というのが人数と、ここに引換数とか出ていますか、出生者数と。来年度は、ちょっと待ってください。出生者数が、これが随分と違うかな。来年度の出生者数が、ちょっと把握しているか、まず、それもお答えいただきたいと思いますけれども。これは４月……

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　今年度の分を令和５年度のが、これが２月現在でちょっと少ないような感じが、僕が聞いたのでは、するので、現時点で分かっている範囲でお答え願いたいと思います。ちょっとほかの課でも聞いて、同じ数字が出たもんで

すから。いいです、この辺は軽くでも。

内容のほうといたしまして、これは、その年度に生まれた人に対して、９月以降に新しい村においてお米を渡すという事業というのは数年前から聞いておりますが、例えば４月２日に生まれました。４月中に他自治体へ引っ越しました。そういう人たちにも９月になっても、お米を受け取る権利というか、それはあるというのがどうなのかというところをお聞きしたところ、確かにお祝いというところは形上あるけれども、新しい村に来ることによって、ほかの商品を買ってもらえる可能性があるからというふうに産業観光課からの回答として、以前私は承っておりますが、本来の趣旨からちょっとずれてくるのではないかと思いますので、当時の担当者が替わっていますので、改めてお尋ねしたいと思います。

次に、委託先、一部既に前段の委員の方が聞いてくださってご回答あったものもありますので、そこはできるだけはしょって聞いていきたいと思います。

まず、163ページの明日の農業担い手支援事業、これに関しまして、真ん中、(5)の明日の農業の12委託料、ホームページ作成委託料、これは全年度よりも5,000円プラスになっておりますけれども、こちらの委託先とプラスになった要因。

次に、前のページになりますけれども、申し訳ございません。新しい村、これはすみません、まだ未決定というのは出ていましたね、そういえば。すみません。

165ページも、これは先ほど回答ありました。167もやった。

169ページの宮代ブランドカタログデータの委託料。これは、昨年よりも減額にはなっているようですけれども、どちらに委託されているのかというところを教えていただきたいと思います。

ちょうど同じページにありますので、その数行下の13節の東武動物公園駅ショーケース使用料、これは分かります。会場使用料というのがちょっと、10万6,000円、これは分からないので教えていただきたいと思います。

同じページで、169ページになるのかな。一番上のほうの類いで、メイドインみやしろ等のことでちょっとお尋ね、まとめてお尋ねしたいと思います。

まず、メイドインみやしろ、ちょっと私、知り合いからも聞いたんですけれども、一昨年、宮代のものを使ってメイドインみやしろというところでは認定されたというところは聞きましたけれども、まず、最初の認定基準というのがどのような形になっているのか、また、一定の基準を満たさなくなった場合には取消基準というものがあるのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

次に、認定審査会謝金というのがありますけれども、そもそもこの認定審査会、一番上ですれども、推奨品認定審査会、16万円、この審査会のメンバー構成及びメンバーの人数、そして年間の開催回数等、開催頻度というか、開催回数、この辺をお答え願いたいと思います。

また、メイドインみやしろ、48品あるということですけれども、行われてからどういうふうな形で増えていっているのかということがあります。

あとは、これも聞かれていることなんですけれども、やはり創業して、創業のときからメイドインみやしろ、宮代のものを使ってやった。でも、創業したばかりなので、商工会に入るまではちょっと厳しいというお声を何件かお聞きしました。できる限り商工会のほうとしても、町のほうとしても商工会に入っていただきたいという気持ちはあるんではないかと私は素人ながら思っておりますが、例えばですけれども、まず、創業して、か

つメイドインみやしろに該当する店舗に関しては、例えば直近の３年間だけは商工会の費用等を免除するとか、何かしら商工会へのハードルを下げる策というのを検討しているのかどうか、また、そのようなものは可能なのか。ちょっと僕は商工会の入会基準等を存じ上げませんので、純粋にお尋ねしたいと思います。

同じページ、169ページで、これは97ページの私たちの予算書のほうも併せて見ていただいたほうがいいのかもしれませんが、下のほうで観光情報の発信、私たちの予算書ですね。これで、まず、情報誌のことで「宮代ｉＩｉｎｅ（い～ね）！」年２回発行、また、次の段落で「宮代ガイドマップ」を作成、この辺のを含めて239万円というふうな予算になっているようではあります。まず、「宮代ｉＩｉｎｅ（い～ね）！」年２回、何部発行して、配架の場所はどのようになっているのか、また、欠品とかあるかどうかのチェック体制はどのようになっているか。要はその辺が入れっ放しで空っぽになったらそのままというと無駄というか、機会ロスが発生するということから、お尋ねいたします。

次に「宮代ガイドマップ」、この辺のガイドマップ、この辺もどのような、これは部数が書いていないものですから分からないんですけれども、どのような形でやっているのかというところ。ちょうど「宮代ｉＩｉｎｅ（い～ね）！」、今24号を手元に持っていますけれども、これのことだと思いますが、その辺のことを詳細、「宮代ｉＩｉｎｅ（い～ね）！」と共に同じような形でお尋ねしたいと思います。

次に、空き店舗は川野委員が聞いてくださったので結構です。

167ページ、これは説明かな、５ページ、まちなかの事業ので、３万円ビジネス等ですね、これはね。こちらにつきまして、町の支援事業５ページで、２年度から自治体ごとのでいろいろと出ておりますが、この中でドロップアウトしたというか、参加していたけれども、補助金もらったけれどもやめちゃいましたというところはどのような形であるのかなというのが、ちょっと気になったのでお尋ねいたします。

あとは、そうですね、その辺で結構です。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

まず、予算書161ページ、委員会資料１ページの新生児誕生お祝い米の関係でございます。

まず、令和６年度の予算では、新生児の見込みを190人で見込んで計上しております。

続いて、こちらのお祝い米のこの事業の趣旨でございますが、本事業については水田農業構造改革対策事業に盛り込んでおりまして、まず前提は、新生児の誕生をお祝いし、その世帯にお祝いをするという子育て支援の一面もあります。他方、宮代産のお米の消費の拡大、それで、さらには、たとえ町外に転出されたとしても、この事業をきっかけに新しい村の森の市場「結」に来ていただいて、そこで宮代産の農産物を買っていただく、宮代産の商工製品を買っていただくということで、地産地消の推進に結びつくものであるということで実施しているところでございます。

続いて、予算書163ページの明日の農業担い手支援対策事業の委託料、ホームページ更新の委託料でございますが、こちらは地産地消推進の店の新たに認定をされた店舗の情報を掲載するホームページの更新料となります。こちらにつきましては、宮代町のホームページの中の「みやしろで暮

らそっ」の中に地産地消推進の店が紹介されておりますが、こちらにまた令和６年度で新たに認定された場合には、このサイト内で店舗の情報を紹介し、掲載するということで予定しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○産業観光課主幹（鈴木　功君）　産業観光課主幹の鈴木でございます。

こちらのホームページの更新委託先でございますが、アンカルクでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光、中村でございます。

ちょっと順番が前後してしまうかもしれませんが、ご説明申し上げます。

まず、メイドインみやしろの関係でございますが、まず、メイドインみやしろのそもそも制度が始まったときには、一度認定されますと、そのままずっと認定が継続するという形を取っておりましたが、現在は毎年度更新していただいて認定しておるものでございますので、例えば商品のほうがちょっと昔と変わってしまったねとかという、実際にはないんですが、そういうところがありますと、当然のようにこれは認定できませんよねという話になれば、当然認定しないという形になるかと思います。

それから、そちらの認定審査会の委員さんでございますが、有識者の方が３名、それから町民の方が２名入っております。

実際にこちらの有識者の方につきましては、特に宮代に関わりの深い方も入っておりまして、宮代町がどういったもの、新しい村のこともよくご存じで、町の考え方も分かっている方も入っておるところでございます。

それから、「宮代ｉＩｉｎｅ（い～ね）！」の印刷部数でございますが、こちらは３万部印刷させていただいておりまして、２万4,000部を委託といたしまして、ポスティングのほうをこちらさせていただいておりまして、こちらにつきましては近隣市町から、それから実際には、今年度で申しますと、さいたま市、それから加須市、春日部市、上尾市等々、こちらのほうをなるべく地の利のいいといいますか、来やすい方々に配らせていただきまして、なるべく宮代町へ来客のほうを図っております。

残り6,000部につきましては庁舎内のほうに、それから町の施設のほうに配架するほかに、近隣の自治体の施設のほうに配布させていただきまして、配架のほうをお願いしているところでございます。

それから、ほかにも例えばコンビニですとかスーパーですとか、あと、実際に近隣市町のいわゆるビジネスホテル系のところにもお願いして置いていただいて、なるべく広く宮代町を知っていただくような形を取っておるところでございます。

それから、ガイドマップにつきましては、内容をやはり見直しをしなくてはいけない時期に参っておりまして、例えば掲載内容がちょっと古くなってしまっていて、現在の状況でそちらを見て、行ってしまうと、そこになかったねとか、そういったことがございますので、その見直しをしたいということで、こちら、今年度予算計上させていただいたところでございます。

それから、会場使用料でございます。こちらのほう、マルシェのほうを東武動物公園の駅前の無印良品の芝生のところでさせていただきまして、あそこはどうしても使用料かかるものでございま

すので、あそこの使用料になります。やはり、なるべく人目のつくところでやるということが効果が大きいと思いますので、あちらのほうを使わせていただいております。

以上でございます。

失礼しました。あと、カタログデータの作成ですね。こちらにつきましては、実際に今年度も執行しておりますが、こちらのほう、委託先をちょっとほかのところをどちらかということで、幾つか見積り取らせていただきまして、安価なところにお願いする予定で、金額が変わったというところでございます。

以上でございます。

来年度はまだこれから実際に見積り合わせでなりますので、まだ未定でございます。

失礼しました。開催頻度につきましては、今年度は実際に推奨品の認定のほうを見に行った１回でございます。事前に資料のほうをお送りいたしまして、そちらを見ていただきましてから、実際に審査委員の方々に気になったもの等を見ていただきまして、実際に選定をいただいております。特に新しい商品、それから従来のものでもちょっとやはりこれは気になるよねというものがあったりすれば、そちらのほうを選んでいただいております。

お手元にお配りした委員会の提出資料、こちらのほうに今年度、要するに令和６年度の認定品ということで58品挙げさせていただきまして、こちら、黄色く色をつけさせていただいものが新規商品ということで、今回11点になっているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございます。

では、再質問させていただきます。

一番最後に出てきました、ちょっと答弁漏れと僕が指摘したところで、開催頻度が１回で、これでこの審査会は16万円の予算を取っていて、認定審査会の謝金。有識者３名、宮代町に詳しい人、町民２名、５名で16万円ということになりますが、これで間違いないのでしょうかというところですね。あまりにもほかの審査会と比べて高過ぎるのではないかというところが、ちょっとお聞きしていて疑問に思いました。

特に有識者、単純に先ほど僕が推奨認定基準があるのかどうかというのをお聞きしましたのは、特別な知識とかがなければできないのかというところを探るためにお尋ねしたんですけれども、そのようなものが特別な知識がなくてもできそうに先ほど捉えました。町民からも入っていて、先ほど有識者に関しては宮代町に詳しい人とか実情分かる人というふうにおっしゃいましたけれども、そのような必要はないんではないかというふうなところで、その５名が16万という、１人３万2,000円という形になりますが、ほかのところで大体１時間3,000円とか１回当たり3,000円とかという審査会が多い中で、ちょっと突出しているんではないかと思いました。

また、取消基準があって、実際適用されたのはないとはおっしゃいましたけれども、一応最低限の基準をつくっておかないとブランドイメージを保てないというところがあるでしょうから、ここのところは了承いたしました。また、会場使用料、動物公園の中の駅の中のどこかなと思ったら、無印良品ということで、承知いたしました。

「宮代ガイドマップ」、こちらのほうも古いので今年度改定という形になっておりますが、確かに役場の横じゃなくて、進修館の横の宮代のウオか何かの看板も古いコンビニがあったりとかして

以前指摘して、テープか何かで消したとかあって、それは電子データじゃなければ古いものは改定しなきゃならない。それは当然ですので、できる限りその辺は早めにやっていただきたいと思います。

蛇足なことでちょっと申し上げますと、この駅、少なくとも駅に置いてあるもので、杉戸のほうでも杉戸のいろんなお店を紹介しているものを置いてあるのをご存じだと思いますけれども、僕の仲間とか友達で駅を使う人ですけれども、先輩とか聞いていると、杉戸のはすごいいいねというふうなのを聞いているので、その辺で切磋琢磨して、逆に杉戸の人から宮代のがいいねというふうになるように頑張っていただきたいなというのは、これはエールというふうに受け取っていただければいいかと思います。

最後になるかな。戻るような形で恐縮なんですが、そういえば、さっきドロップアウトした人のが答弁漏れが、何か答弁漏れでなかったような気がします、まちなかのやつ。これはちょっと私のほうで分かっている答弁漏れのは、補充していただければ結構です。

お祝い米につきましてですけれども、先ほどのお答えにありました新生児のお祝いが第一次的で、第二次的が宮代米を知っていただくとか地産地消とかというふうにおっしゃいましたけれども、それはちゃんと調査した上で裏づけがあって言っているんでしょうか、それともそういうふうなのがあったらいいな的に言っているのか、それともそうなるだろうと言っているのか。数字的な根拠も何もなく、これくらい、これくらいというふうに言われると全く説得力がないので、その辺をきちん論理立ててお話しいただきたい、お答えいただきたいと思います。

また、令和６年のほうは190人、この辺は多少の誤差でいいでしょう。令和５年が住民課のほうにお尋ねしましたところ186人ということはお聞きしておりますので、そこと大きな乖離がありませんので、それはそれで人数のところはいいといたしますが、これは以前もそちらの観光課のほうでお話をさせていただいた。できれば、必ずじゃないですよ、できればですけれども、これは住民課の範疇にもなるかもしれませんが、このお祝い米ということの事業を行うことによって、できる限り１年でも多く宮代に定住してほしいというのが、税金は使っているということですから、当然あるわけであって、そこのところのが産業課の仕事の関係から言うと、そこの比率が落ちてしまうのかもしれませんけれども、あちこちで言っているんですけれども、第５次総のほうで横串横串と言っていて、宮代町の総合的な利益のためにという観点から言えば、産業観光課としては確かに地産地消とか宮代を知っていただくというところに重きを置きたい気持ちは分からんでもありませんが、先ほどお話がありました新生児お祝い子育て支援等ある。それは宮代で育っていてほしい、宮代の住民になってほしい、ずっと住んでほしいというところも期待があった上でお祝い米ということを税金を使ってやっているというところのことを先ほど鈴木さんがるる説明していただきましたけれども、きちんとそこのところも軸足を外さずに考えていただきたいのですが、その点は産業観光課としていかがなのか、この辺をお尋ねしたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本でございます。

メイドインみやしろ推奨品認定アドバイザーの件でございます。

今年度は、審査会１回で終わったんですが、も

ちろん申請数が多ければ１日で終わらない場合もありますので、予算としては２日分押さえております。今年度もそうだったんですけれども、会議はほぼ丸一日、10時ぐらいから今年は４時ぐらいまでかかったかと思いますが、非常に長い会議でございまして、実際に商品を見たり食べたりして審査をするものですから、やはり１時間、２時間の会議では終わらないということもありまして、そういった費用になってございます。

メンバーは５人なんですが、専門家といたしましては、まず、１人は経済産業省の構造審査委員ですとか、経済産業省の繊維産業振興研究メンバーですとか、そういったことを歴任されている方がまず１名ございます。そのほか元国際線の乗務員の方なんですが、その後個展のアドバイス活動ですとか、プロデュースで行う業務を行っている方がいらっしゃいまして、日本ディスプレイクリエイター協会の認定のディスプレイクリエイターで、フードアナリストといった肩書、そのほか各県商工会連合会エキスパートバンクという登録講師も歴任さている方、登録先は埼玉県と茨城県と栃木県、福島県、山梨県、取る方がいらっしゃいます。そのほか元食肉メーカーの開発担当の方、それから、元製菓メーカーの開発担当、マクロビオティックアドバイザーということで、料理研究家の方がおりまして、そのメンバー５人で審査をしていただいております。

そのほか、先ほど答弁漏れがありましたビジネス講座のドロップアウトの方がいたかどうかということかと思いますが、ドロップアウトの方は、今年度もしかすると、ドロップアウトになりそうな方がいたんですが、ちょっと最終的な報告をいただいていないので分からないところなんですが、昨年度までについてはドロップアウトの方はおりません。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○産業観光課長（小川英一郎君）　産業観光課長の小川です。

お祝い米の関係ですけれども、佐藤委員おっしゃるように、例えば４月２日に生まれて、その後、極端ですけれども、１週間後に引っ越してしまうと、そういう方も対象になるというようなご指摘だったんですけれども、ケースとしてはどんなケースで移転されるかというのはちょっと分からないですけれども、お祝い米をもらえる時点については、まだ移転が決まっていないという方も中にはいらっしゃると思います。

お父さんとかお母さんの会社の転勤の都合でやむを得ず移転してしまうというようなケースもありますので、贈呈する時点では、宮代町にいるということで、お祝いという意味で贈呈のほうをさせていただいております。これについては、移転した後にそのお祝い米については、券は発行しますので、必ず新しい村のほうには戻ってきていただけますので、そういったところで新しい村のお米、宮代産のお米を食べていただく形になりますので、それに併せて市場のほうで買物をしていただくことを期待しているところでございます。

当然、宮代町に定住して、それを食べてもらうのが一番いいんでしょうけれども、宮代から移転したとしても、宮代町のお米を食べて育っていただくと、そういった考え方もできますので、今後につきましてもこの事業は継続したいと考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございます。

では、最後に再々質問させていただきます。

今の直近の小川さんのお考えは分かりましたが、判定基準というか、贈呈の判断基準というのを９月以降の贈呈時にすることによってその辺は、この事業自体は継続するということで無駄ではないでしょうけれども、そこのところは平等感を保つことはできるんではないかというところを一言付言させていただきます。

また、ドロップアウトの件、今年度はいるかもというところがあって、いようがいまいがという言い方をするとちょっと乱暴になりますが、もしもドロップアウトした場合というのは何らかの不利益をその方が受けてしまうのかどうかというところが気になっていたものですから、お尋ねしました。そこのところをご回答いただきたいと思います。

また、メイドインみやしろの審査会、２回分でかなりのいろいろと肩書はご立派だなというところの方が入っているというのだけは分かりました。

あと、先ほどちょっと私のほうで再質問のときにし忘れたので再々質問という形で聞かせていただきますが、先ほど中村さんがおっしゃった、ふるさと納税のときに昨年お米が不作だったので、ふるさと納税のほうでお米を除外したというふうな趣旨のご発言が、ご回答があったように記憶しておるのですが、昨年はお米が不作で除外、ふるさと納税から除外した。このお米というのは、お祝い米のほうには回ってはいるんでしょうかというところがちょっと気になったものですから、お尋ねいたします。

以上で終わりにしたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本でございます。

先ほどの講座のドロップアウトの方に不利益があるのかということについては、不利益はございません。

それから、お米が不作だったということでございますが、お祝い米のほうは確保してございます。

以上でございます。

〔発言する人あり〕

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　もちろん、ちゃんとしたものを確保しています。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

すみません、３点お願いします。

委員会資料の４ページ、先ほどのメイドインみやしろ推奨品一覧の中で、黄色いところが新しく11品なんですけれども、この中の一番最後、最後から２番目、57番、みやしろ森のようちえんの、みやしろピクルスの森というのがあるんですけれども、ほかの業者とはちょっと違うところなんですが、こちらのほうの安全性とか、どうして、森のようちえん自体は存じ上げていますけれども、入ってきた経過とか、そのあたり、１点お願いします。

それと、160、161ページの新しい村です。それで、これからちょっといろいろ整備計画があるんですが、いろんなものを直していくと思うんですけれども、全体的にあそこの新しい村って暗いんですけれども、そういうあたり、照明とかも考えていくのか、ちょっと何か東武動物公園の花火を見るにはいい暗さなんですけれども、近所の人とか、やっぱり暗い。そういうあたりもしっかりと安全対策、外の照明とかもやっぱり安全対策という意味も込めて、そういうところ、どうなってい

くか聞きます。

あと、もう一点なんですが、予算書の164、165なんですが、上段のほうの農地費一般管理事業なんですけれども、その中の14、工事請負費なんですけれども、施設改修工事費とあるんですが、ごめんなさい、そうじゃない。申し訳ない。一番上の14節工事請負費2,070万があるんですけれども、これって、もしかしたら沖の山地区のほうの用水の今、板で堰やっているんですけれども、地元からすごい要望が出ていたんですけれども、その工事なのか、また違う工事なのか。もし違う工事なら、沖の山のほうの工事の予算がどこに入っているか教えてください。

以上３点です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当、中村でございます。

みやしろ森のようちえんのほうの商品につきましては、こちらのほう当然安全性というのは確保しなくてはなりません。そちらのほうは厳重にやらせていただいております。

こちらへ入ってきた経緯につきましては、実際にこちら、みやしろ森のようちえんさんのほうで宮代町産の野菜を使って作っているということで、非常に町内産のものをまさに素材として提供したいというとでやっておりますので、うちのほうといたしましても、メイドインみやしろ基準に合致しておりますので、認定させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本でございます。

新しい村の関係、全体的に暗いということで、こちらについては、ご要望として受け止めさせていただきまして、今後の検討の中で何かしらの対応ができるように考えていきたいなと考えています。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○農地調整担当主査（小島春樹君）　農地調整担当主査の小島と申します。

予算書165ページ、一番上の工事請負費、施設改修工事費が桃山台の団地に向かう道路の近くにある堰の改修工事であるかどうかの件なんですけれども、こちら委員ご指摘のとおり、そちらの堰の改修工事費となります。

以上となります。

○委員長（土渕保美君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

資料の４ページですね。みやしろ森のようちえんのほうは安全確認はしたということと、宮代町の野菜を使っているということなんですが、これは推奨品ということは、結構皆さん買ったりするんで、数とかはあるのか、それと、あと、どこでこれは販売されるのかお聞きします。

それで、次の新しい村のほうは、やっぱり照明が暗いのは、よろしくお願いいたします。これは要望です。

最後の164、165の桃山台のところですね。これは今まで地元の方から私も聞いていたんですが、人力で板でやっていて、本当危ないということで、何か若宮のほうはもう入ったということなんですけれども、この工事はいつ頃入るのか、そして、こういうまだ危ないところ、皆さん年齢も結構高齢になっているので、自力で板でせき止めるのは非常に怖いということなんですが、町内でまだ工

事終了時期と、またほかにもこういうところがあるのかお聞きします。

○委員長（土渕保美君）　答弁お願いします。

主査。

○商工観光担当主査（中村佐登志君）　商工観光担当、中村でございます。

こちら、みやしろピクルスの森のピクルスにつきましては、こちらのほうを実際に作っている中で、例えば今何が欲しいとかという場合、当然野菜の旬がございますので、なかなか必ずいつも同じものという形ではございませんで、作っていただいております。こちらにつきましては、ふるさと納税の返礼品にもなっておりますし、あとは新しい村のほうでも販売させていただいております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○農地調整担当主査（小島春樹君）　農地調整担当主査の小島と申します。

桃山台の堰の改修工事の工事時期につきましてご説明いたします。

工事につきましては、田んぼが終わりました10月、11月から開始ということで、工期の終わりは３月末ということを見込んでおります。

また、町内でほかに同じような角落しの堰があるかというご質問なんですけれども、数は把握していないんですけれども、同じような堰というのはございます。ただ、桃山台のように幅が１メートル、２メートルあるような形ではなく、50センチとか、ある程度小さい形になりますので、そちらついては、まだそこまで危険性のほうは高くならないのかなとは思いますが、順次点検のほうはさせていただきたいと思います。

以上となります。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑がございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

聞こうかちょっと迷っていたので、すみません、遅くなりました。

私たちの予算書97ページで、宮代町外交官による町のＰＲで３万円ということで、私も少ないなと思ったんですけれども、その外交官、このお二人が外交官となっていらっしゃいますけれども、このお二人だけでなく新たに外交官といいますか、今インターネットでインフルエンサーがたくさんいるわけですけれども、町内にもいろいろやっている方がいらっしゃると思うんですね。そういう方を発掘したりとか、スカウトというか、その方に宮代をＰＲしてもらうとか、中には職員さんでもいいと思うんですけれども、インフルエンサーとして養成するとか、そういうことをしていくお考えはあるでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

副課長。

○産業観光課副課長（榎本恭一君）　産業観光課副課長の榎本でございます。

先ほどインフルエンサーというお話があったかと思うんですが、非常にそちらについては興味を持っておりまして、今年度途中からですか、広報担当のほうで、町の商工観光担当も一緒にということで、インスタグラムでの情報発信を始めています。そのほか、先ほどちょっと、ビジネス講座とは趣旨が違ってくるんですが、３万円ビジネス講座に参加している女性の方たちはほとんどの方がＳＮＳを活用されていらっしゃいまして、その方々、非常に発信力が高く、フォロワーさんもあっという間に100人とか200人とか集められるぐらいの方も中にはいらっしゃいます。

町のＰＲという意味では、そういったものを上

手に使っていきたいと考えていまして、先ほど３万円ビジネスのフォローアップも考えていきたいとお話しさせていただいていましたが、そういった方たちに町のＰＲをしていただくような、そんなこともちょっと検討を今させていただいています。

例えば、先ほどのメイドインみやしろなんかもやはり地域の商品でありますし、各お店ごとにＳＮＳをやっていたりもしますし、やっていない方もいらっしゃるので、そういったところで、お気に入りを見つけていただいて、お店の方に代わって情報を発信していただけるような、そんなこともちょっと考えていきたいなと考えていますが、まだちょっと実現できるかどうかというのも含めて検討段階にありますので、今具体的にというお話はできないんですけれども、先ほどお話のありましたインフルエンサーという視点で、町のＰＲするのは外交官だけじゃなくて、町に住んでいる方がもはやＳＮＳを使えば情報発信ができますので、みんながＰＲ大使みたいな形、制度にするかどうかあれですけれども、そういった視点で町の事業も展開していきたいなと考えています。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

今言っていただきましたように、町民みんながインフルエンサーみたいな、外交官みたいな感じの何かこういった予算またつけていただけたら、今こちら観光情報の発信で239万円も出ていますけれども、この紙媒体でポスティングもいいのですが、こちらの予算なんかをそちらのネットのほうに回していただいたりとか、そういうことができたらまたいいのではないかなと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上で産業観光課分の質疑を終了いたします。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（土渕保美君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月21日木曜、午前10時から委員会を開き、まちづくり建設課分の質疑から始めたいと思います。

これにて延会いたします。

延会　午後　３時３７分

予　算　特　別　委　員　会

第　5　日

出席委員（１３名）

佐藤将行君		丸藤栄一君	
九・山妙子君		福澤和美君	
野原洋子君		金子正志君	
小島あけみ君		泉伸一郎君	
鈴木次男君		合川泰治君	
塚村香織君		土渕保美君	
川野武志君			
（議長 田島正徳君）			

欠席委員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

まちづくり建設課長	成田雅彦君	まちづくり建設課副課長	髙橋勝己君
まちづくり建設課土地利用推進室長	石塚孝信君	上下水道室長	忽滑谷和君
まちづくり建設課主幹	和田光春君	まちづくり建設課主幹	小林賢吉君
道路担当主査	鷺谷栄一君	都市計画担当主査	島村明子君
建築開発担当主査	清水頼孝君	教育推進課長	田中啓之君
教育推進課学校管理幹兼副課長	竹内知子君	生涯学習室長	飯山武君
教育推進課副課長	小川雅也君	教育推進課主幹兼指導主事	加藤裕一君
教育推進課指導主事	齋藤真美子君	教育推進課指導主事	嘉茂達哉君
教育推進課主幹	小島英樹君	教育総務担当主査	髙橋道彰君
生涯学習・スポーツ振興担当主査	川﨑章人君	生涯学習・スポーツ振興担当主査	田代宇隆君
文化財保護担当主査	横内美穂君	総務課長	福田拓也君
企画財政課長	菅原隆行君	住民課副課長	高橋正巳君
税務課長	伊東高幹君	町民生活課長	吉永吉正君
環境資源課長	大場崇明君	福祉課長	鈴木淳史君
子育て支援課長	横内宏巳君	健康介護課副課長	稲宮辰男君
産業観光課長	小川英一郎君	会計管理者兼会計室長	宮野輝彦君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長　押　田　昭　浩　　主　任　金　子　尚　子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（土渕保美君）　皆さん、おはようございます。

ただいまの出席委員は13名であります。

これより、３月19日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２０号の審査（まちづくり建設課・教育推進課）

○委員長（土渕保美君）　本日は、議案第20号　令和６年度宮代町一般会計予算についてのうち、まちづくり建設課、教育推進課分の順に質疑を行い、終了後、議案第20号の討論、採決を行います。

これより、まちづくり建設課の一般会計分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いします。

また、質疑で資料を使用する場合は、必ず資料名、ページを伝え、分かりやすく端的に発言していただくようお願い申し上げます。

それでは、担当課長から出席者の紹介をお願いします。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　おはようございます。

まちづくり建設課長の成田です。どうぞよろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋です。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹の和田です。よろしくお願いします。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　まちづくり建設課上下水道室長の忽滑谷でございます。よろしくお願いします。

○道路担当主査（鷲谷栄一君）　まちづくり建設課道路担当主査の鷲谷と申します。よろしくお願いします。

○建築開発担当主査（清水頼孝君）　同じく建築開発担当の主査の清水と申します。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　おはようございます。

まちづくり建設課主幹の小林です。よろしくお願いいたします。

○都市計画担当主査（島村明子君）　まちづくり建設課都市計画担当、島村と申します。よろしくお願いいたします。

○まちづくり建設課土地利用推進室長（石塚孝信君）

土地利用推進室長の石塚でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

一般会計予算のほうの178ページから181ページ、私たちのでは24ページなんですけれども、公園等整備管理事業の中の12節の中のあずまやの設計業務委託費180万ということ、これは朝ちょっと聞いて、まだ私、納得していなくて申し訳ないんですけれども、町の建築屋さん、知り合いの方に何人かに聞いたんですけれども、10平米を超えると建築確認は確かに必要なんですけれども、建っているものって、４本の柱の上に屋根が乗っかるだけの構造物で、180と値段は言っていないんです

けれども、大体どのぐらいの設計代ってかかるもんですかというと、10平米以下だったら、普通にデザインを考えて10平米以下だったら10万なんてかからないよと言うんですよ。10平米いったとしても、15万がいいところじゃないの。デザインがどうだこうだ言ったとしたら、いろいろ構造だ、どうのこうの言っても、30ぐらいしか出せないよねと。50行ったら、それはぼったくりだなんて、これは冗談だと思うんですけれども、そういうふうに言われた金額なんですけれども、先ほど聞いたら、大学生や町が考えた案を具体化して、それを設計に盛り込むので、その費用も入っているということなんですけれども、こちらの私たちの予算では、地域の皆さんとワークショップで検討した内容を具体化と書いてあるので、ある程度の構図のところまでは、作成のところまで、デザインのところまで、一般の方だけでやって、最終的な候補だけの部分を専門家に任せれば、そこまでは行かないと思うんですよ。やり方がちょっと違うんじゃないのかなというのを感じました。

それと、そのときになんですけれども、何件かの業者さんに見積りを頼んだということを聞いたんですけれども、その業者さんの名前というのはお聞きできるのかどうか。

この２点、よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋です。

こちら、地域のオリジナルパークをつくろうということで、今のお話ですと、学園台のけやき公園のあずまやの設計に関してということなんですけれども、こちらに関しましては、まず、町なかの設計屋さんに確認すると、そんなにかからないんじゃないかということだったと思うんですけれども、うちのほう、市民参加でやっておりまして、繰り返しになってしまいますけれども、学生さんだけじゃなくて、市民の皆さんが設計を考えて、設計というかプラン、アイデアを考えて、それを徐々に形にしていくというような事業で進めていますので、今後もワークショップ等でそういったものを詰めていくような形を取りまして、最終的には、あそこのけやき公園に今建物が建っていない状況ですので、開発適合証明というような形のものを取らせていただいて、その後に建築確認というものが入ってきます。

だから、デザインとか設計だけじゃなくて、そういったもろもろの手間なものが入ってきて、なおかつワークショップも入ってきますので、そういったものを総合的に考えると、ただの設計だけじゃなくて、いろんな要素が入ってきますので、積み上げると180万ぐらいにはなってしまうのかなということで概算は出しております。

ただ、これを見積りを取るなり、入札になるか分からないですけれども、そういう手続を経て、予算額よりも高いものは発注できませんので、それが下がるというようなイメージで考えていただければというふうに思っております。

こちらのほうの見積りを取っている業者というのが、今おっしゃられている質問の中にあると思うんですけれども、こちらにつきましては、現段階では概算ということで取っている状況ですので、あえてそこの業者さんの氏名を出す段階じゃないのかなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　質問じゃなく、最後になるのでお願いになりますけれども、ちょっとどうしても金額的に高過ぎると思いますので、もう少し、ワークショップの中でも毎回毎回業者さんを呼ば

なくても進めていけるもんだと思うんですよ。最終的に町民が考えた案と生徒さんが考えた案、何点か絞って、その中から始めるとかすれば、もっと業者さんが関わる時間が少なくなると思いますので、そういうふうな、ずっと全てを任せるのじゃなく、ある、もう本当の核心的な部分になったら、やっぱり業者さんにお願いしたほうがいいと思うので、そういうふうなことをして予算カットのほう、それと必ず町の業者さん、何件もあると思いますので、そういう方々にお知らせして協力を仰げば、もっといい方向に進むと思いますので、そういう形でお願いします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島と申します。よろしくお願いいたします。

予算書176、177ページの都市計画総務事業で、私たちの予算書では28、29ページになりますけれども、和戸駅周辺と姫宮駅西口周辺の活性化事業ということで、私たちの予算書では、それぞれに総事業費で817万円とありますけれども、これは姫宮と和戸と合わせてということで、予算書を見ると金額的にそうなので、そこの確認が１点と、あと、177ページの12節の委託料で産業系土地利用検討業務委託という項目があるんですけれども、これはどちらに委託するかもう決まっていましたら、そこを教えていただきたいのと、それが和戸駅周辺と姫宮駅周辺では同じところなのかというところを教えていただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○まちづくり建設課土地利用推進室長（石塚孝信君）

土地利用推進室長の石塚でございます。

私たちの予算書28ページ、29ページと予算書の177ページの関係でございますけれども、私たちの予算書28、29ページでは、和戸駅周辺と姫宮駅西側周辺、２つ書かせていただいておりますが、ご覧のとおり同じ金額でございます。

こちらの金額については、予算書177ページの産業系土地利用の業務委託の810万円の金額と、それに需用費を若干見込んでおりますので、その分が足された金額が、両方重複して掲載をしておりますので、この和戸駅周辺と姫宮駅周辺を１本化したのが予算書の177ページということでご理解をいただきたいと思います。

今回、この和戸、姫宮と、そのほか宮代町全域を産業系の土地利用の検討をするに当たりまして、ちょっとこのようなつくりになってしまっておりますは、ご理解をいただきたいと思います。

どうしても私たちの予算書は、総合計画の実行計画事業ベースでつくっておりますので、こういうふうになってしまっております。本来であれば、姫宮駅か和戸駅、どちらかに再掲という形で、もう一回載せていますよという表現も入れたほうがよかったのかもしれませんが、ちょっと誤解を招くような状況にもなっておりますので、それはおわび申し上げます。

今回、産業系の土地利用の検討業務として810万円入れさせていただいておりますが、これについては、今年度、これから入札を行いますので、それで業者を選定いたします。具体的な選定業者については、その入札結果によりまして決定をしてまいりますので、もうちょっと時間をいただくことになろうかと思います。

検討の内容といたしましては、既に企画財政課等からご紹介をいただいていると思いますけれども、現在の総合計画の後期計画の見直しに向けて、令和６年度から委託料が入っていると思いますけ

れども、土地利用推進の担当としては、総合計画に位置づけられた土地利用構想についての見直しも併せて行いたいというふうに考えております。

それを、土地利用構想の変更を見据えた形で、和戸、姫宮、それプラス町内全域のほかのエリアも含めてこの検討を行っていって、新たな土地利用が推進できるようなエリアとして位置づけができるのかどうか、また、現在位置づけられている場所についても、今後、開発の見込みがないと、難しいということであれば、それは外していくということで、追加したり削除したりという作業を事前の基礎調査をするための内容となっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　ありがとうございました。

最後にちょっと確認したいんですけれども、今後、和戸駅周辺とか姫宮駅周辺とかの計画を進めていく中で、令和６年度、地域の住民、土地を持っている人とか、現在その区域内に住宅がある人とかに説明会というのを予定しているかどうかをちょっとお願いしたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○まちづくり建設課土地利用推進室長（石塚孝信君）

土地利用推進室長の石塚でございます。

令和６年度における和戸・姫宮地区も含めた形での説明会ということなんですが、現在、これも皆様ご承知かと思いますけれども、和戸駅西側周辺については、現在、農振農用地区域です。いわゆる青地ですので、産業観光課が主体となって、現在、県農林と、その西側地区については農用地区域からの除外ができないかについて協議をしております。

その結果を踏まえた形で、地域の皆様とは具体的なお話をさせていただくことになるとは思うんですが、県との協議がどのぐらいのタイミングで整ってくるのか、まだちょっと時間がかかりそうなことも聞いておりますので、中途半端な状態で地元に入りますと、また混乱も起こしかねないですので、その結果を踏まえて、なるべく早く地域の方々には説明をしていきたいと思っております。

ただ、和戸駅周辺の中には、駅の反対側になりますけれども須賀高野島地区、こちらは農振地域ではありますけれども農用地区域ではない、いわゆる白地のエリアですので、既に地域の皆様とは何度かお話は進めているような状況でございます。

いずれにしても、和戸駅周辺、姫宮駅西側については、総合計画で位置づけられた事業でございますので、着実な事業推進に向けて、地域の皆様にきちんとご説明をしていく機会はつくっていきたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。重複しないように、大きく２点お伺いいたします。

まず１点なんですが、予算書172ページと173ページで、私たちの予算書では102ページになります。

⑵地区生活道路整備事業というところで、12節の委託料、測量設計委託料605万円、こちらの委託先がもう決定しているのかどうかを伺います。

それから、14節で工事請負費として、地区生活道路整備工事ということで100万円になっているんですが、これは何か所ぐらいになるのかということをお伺いいたします。

それと、18節の道路等後退用地補助金105万円、それから21節の支障物件移設補償金100万円、こ

れについても説明をお願いいたします。どういう場所で何か所ぐらいあるのかということですね。

それから、予算書の176、177ページに、(4)東武動物公園駅西口周辺整備事業、ここで14節で工事請負費、道路用地工事費800万円についてなんですが、昨年度が工事費700万円使っているんですね。ここのわくわくロードのほうで、前回が現地調査委託料が大体1,200万円使って、この道路用地工事費700万使っているわけなんですけれども、私たちの予算書の18ページになるんですが、上のほうで、市民のアイデアを基に景観整備やという、この景観整備に大体700万ぐらい、景観整備等ということで734万円使っていたと思うんですけれども、その中で、今回100万円を多く使いますが、ここで現地調査委託料1,200万円使っていて700万円工事した。今回はこの委託料を使わないで800万工事するということで、その辺の説明をお願いしたいと思います。

以上、大きく２点になります。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　まちづくり建設課主幹の和田です。

まず１点目、予算書172ページ、私たちの予算書で102ページの地区生活道路整備工事についてご説明申し上げます。

まず、12節の委託料605万円につきましては、605万円のうち、105万円を未登記用地測量、建築後退用地等の測量等の費用に充てております。

未登記用地というのは、町の土地になっていない状態で道路になっている土地等が、日頃、境界の確認等の事務の中で発見されることがございます。というのは、道路は土地の権限を取って道路の認定、区域の決定をいたしますので、そちらの他人の土地が道路になっていた場合、それが発覚したときに、そちらを用地測量として分筆測量とか、こちらの測量の費用に充てております。

こちらについては、もともと箇所が決まっておりませんので、想定される実績の件数として105万円上げさせていただいております。

残りの500万円につきましては、町道1585号線外道路拡幅実施設計ということで、こちら、道仏土地区画整理地内の姫宮落川左岸側の道路につきまして、今、現況で４メーターと２メーターで完成しているところなんですが、こちら区画整理上の計画では６メーターの道路と４メーターの道路、今４メーターでできている道路は６メーター、今２メーターでできている道路は４メーターの計画で工事する予定だったんですが、姫宮落川の河川改修工事がまだ未完了でございましたので、そちらが完了後に道路を計画幅員どおりに工事するという状況になっております。

こちらについて、今、埼玉県のほうで河川改修工事が進んでおりますので、こちらの工事に必要な設計業務として500万円計上させていただいております。

続きまして、14節工事請負費100万円なんですけれども、こちらについては建築後退用地、セットバック用地につきまして、皆さんから寄附をいただいたりするところなんですけれども、こちら寄附いただいたところにつきまして、舗装の工事であったり、砂利を敷いたりという整備工事費になります。

こちらも想定件数ですので、予算上は２件の費用を見込んでおります。ただ、こちら大きさによっても変わってきますので、件数は過去の実績ということで想定しております。

続きまして、18節につきましては補助金ですね。こちら105万円計上しているんですが、建築後退用地の測量補助ということで、セットバック用地、

建築後退用地につきまして町に寄附する際に、町のほうで用地測量に対する補助金を交付しておりますので、そちらの費用で計上させていただいています。

こちらにつきましては、６件の想定、こちらも実績なんですけれども、申請が上がってきて、うちのほうで補助金を交付するという形を取っております。

続きまして、補償金です。21節になると思うんですけれども、こちらにつきましては、先ほど言った未登記と建築後退用地等の整備並びに建築後退用地については、寄附採納を受けた場合、そちらに電柱等があった場合、電柱を移設する必要がございますので、こちらの移設費用として100万円を計上しております。

こちらにつきましても、申請によるものですので、申請数の想定で予算を取らせていただいております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長の髙橋です。

続きまして、予算書のほうは176、177ページ、東武動物公園わくわくロード事業、私たちの予算書の17ページのほうになるかと思うんですけれども、こちらのほうの工事費の800万円につきまして、こちらにつきましては、今年度、街路樹のイルミネーションをやったかと思うんですけれども、そちらのほう、アンケートを同時にやっておりまして、市民の方から、今後どういうふうにイルミネーションを進めていったらよいのかというところで、今の状況といたしましては、続けていただきたいという意見がかなり多かったということです。片側だけ今年度やりましたけれども、これについては両側でやったほうがいいんじゃないかという意見もございましたので、こちらのほう、今年度119万ぐらいかかっていますので、それのおよそ２倍ぐらいかかるのかなというふうに思っております。

今、活性化に向けたアイデアの実現ということでアイデアの募集を行っておりますけれども、こちらのほう、当初、年度内に終わらせる予定ではいたんですけれども、こちらのほうを５月末まで延期しているような状況になっておりまして、こちらのほうの案をいただいたものについてのイベントのような形なのか、整備になるのかというところもありますけれども、こちらのほうも予定しております。

あと、これまでにまちづくり建設課のほうで購入いたしましたテーブルベンチですとか、あといろんな軽スポーツができるものですとか、あと教育のほうでも同じようなベンチであったりテーブル、あとは人工芝なんかもありますので、それを入れるような倉庫、こちらのほう、貸出しが簡単にできるようにということで、コミュニティ広場の一画に倉庫のほうを整備させていただきまして、そこから、市民の方が簡単な申請をしていただいて、貸し出せるような形を取りたいというふうに思っております。

そのほかに、毎年度行っております駅前のイルミネーション、街路樹のイルミネーションなんですけれども、こちらとミスト、夏場のミストなどをやるということで、トータルでいうと800万円ということで予算を計上させていただいている状況でございます。

こちら、令和５年度の委託料といたしまして1,200万円ぐらい上がっていたかと思うんですけれども、こちらにつきましては、実際のところ、市民参加の検討がなかなか進まないというところ

もありましたので、委託料といたしまして366万3,000円ぐらい、こちらで委託を行いまして、そのほかにイルミネーションのほうが119万ぐらいというところで、委託のほうを行っている状況でございますので、残額のほうに関しましては使わない予定でございます。

委託に伴っての令和５年度の700万円使っているというようなお話がありましたけれども、予算上700万円の中で、工事費といたしましては、今年度、ほぼほぼ委託に伴う整備というものが出てこなかったということから、使わないで終わっているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　再質問させていただきます。

まず、予算書172、173ページ、地区生活道路整備事業になります。まだ決まっていなくて想定数であるということで了解いたしました。

私たちの予算書102ページの写真にもあるんですが、網を張ってありまして、これがずっと同じ状態で続いているわけなんですね。地元町民の方が、何か全然進まないで、このままの状態が続いていてということで心配されているものですから、この地図の中で880メートルとあるんですけれども、そうしますと、例えば道路を拡幅するわけなんですが、この中で上のほうがちょっと分かりづらかったものですから、道路を拡張することによって土地をセットバックしたりとか、そういったことのここは必要がないところであるかということをお伺いさせていただきます。

また、工事が大体いつぐらいに、道路拡張がいつ頃終わるのかというのが予測できましたら教えていただきたいと思います。これが１点、再質問です。

もう一点は、先ほども言われたんですけれども、イルミネーションとかそういったものをやられたということで、それも大体119万ぐらいということですので、書かれている中の景観整備というところですね、イベントとか関係なく景観を整備したというのがどういうものなのかということだけ質問いたします。

以上、２点よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋です。

まず、１点目の地区生活道路の道佛地内の拡幅というお話ですけれども、こちらにつきましては、区画整理事業のほうで４メーターの道路を整備、用地を確保して舗装のほうまで行っております。それに伴いまして、姫宮落川の河川改修のほう、県で行っているような状況でございます。こちらのほう、区画整理の事業と足並みをそろえてできればよかったんですけれども、ちょっと河川改修のほうが遅れた、県の事業のほうが遅れたということもありまして、まだできていないような状況でございます。

こちらの部分、特に住宅、宅地側に下がるということではなくて、河川側の管理用の通路みたいなところが砂利敷きになっていますので、そちらを、ほぼほぼ２メーターぐらいのところになるんですけれども、こちらの舗装のほうをしていきたいなというふうに考えておりますので、こちらの事業がいつぐらいまでに終わるのかというお話ですけれども、町のほうの予算もありますので、明確にいつまでとは言い切れないんですけれども、なるべく早急に進められればなというふうに、予算を確保していきたいなというふうに思っております。

続きまして、２点目のイルミネーション等なんですけれども、こちらの実際の整備としてどのぐらいのものができているのかというところだと思うんですけれども、こちらにつきましては、今のところ明確な整備という整備は、実際のところは進んでいないような状況でございます。イルミネーション等に伴いまして、道路沿いに電源を取ったり、駅前広場に電源を取ったりとかというような形で、ちょっとずつは整備は進んではいるんですけれども、大きな整備としては、まだ市民の意見が取りまとめられていないような状況でありますので、今後、ほかの補助金等も入れていきたいというふうに、事業を進めていきたいと思っております。

なお、こちらのイルミネーションにつきましては、埼玉版のスーパー・シティプロジェクトというところで補助金が出ておりますので、今のところ、イルミネーションについては２分の１という形で補助のほうを入れさせていただいて事業を進めております。なので、令和６年度につきましても同じような形でできればなというふうに考えておるんですけれども、その後の本工事、どこまで工事をするかというところもあるんですけれども、それについては、社会資本整備総合交付金というもので計画をつくって進めていきたいというふうに思っております。

ただ、今後につきましては、この第５次総合計画の後期に移っていくと思うんですけれども、その辺の修正等を踏まえて、ちょっと再検討もしなくちゃならないのかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

１点だけ質問させていただきます。172、173ページ、地区生活道路整備事業の中の町道第1585号線なんですが、この地図を見ていきますと、点々のところがちょうど道路のほうまで入って、さらに先まで行っているんですね。例えば、ここには保育園がありますし、また橋を渡ったところにもやっぱり畑とかがありまして、そういうほうの土地を拡幅するに当たり、何かセットバックしなくて大丈夫なのかというところもちょっと聞きたかったんですが、その辺はどのようになっているかだけを質問させていただきまして、また、176、177ページ、東武動物公園駅西口周辺整備事業、こちらのほうなんですが、800万円という結構高額な予算を使うわけなので、町ではやっぱり必要な、もっと補助に必要な予算を取るべきものはいっぱいあると思いますので、そこで無駄遣いしないような事業をやっていただきたいと思います。こちらは要望です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

172ページ、173ページ、予算書のほうですね。地区生活道路の整備ということで、こちらにつきまして、道仏のほうの区画整理は終わっていますので、宅地側には全く影響は出ないような形で進めるようになっております。河川改修側の約２メーターですけれども、こちらについて整備を行っていくということで、地元の地権者の方に用地的にご迷惑をかけるようなことはございませんので、ご理解いただければと思います。

続きまして、市街地、上流側のほうのお話だったかと思うんですけれども、こちらにつきましては、場所によっては２メーター取れなくなる場合もあるかと思うんですけれども、おおむねならすと２メーターということで、河川沿いに広がると

いうイメージでありますので。

〔発言する人あり〕

○委員長（土渕保美君）　すみません、マイクを使ってください。

○委員（泉　伸一郎君）　すみません。

私が再々質問したのは、保育園とか、あとその先のほうの畑のほうのことを聞いたので、こっちの区画整理のほうは分かっていますので、ということです。保育園のほうを通っていますよね。

〔発言する人あり〕

○委員（泉　伸一郎君）　それは分かるんですけれども、ただ保育園にかかるのか、それとその先の畑のほうにかかるのかということを私は再々質問で聞いているので、そちらのことを。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　今回の整備につきましては、民地のほうに入るということはございませんので、河川側のほうというふうに考えていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。２点質問をさせていただきます。

予算書の174、175の岸辺遊歩道整備事業についてです。

こちらは、視察でも現地に行かせていただいて、内容も伺ったんですが、それも踏まえてもう一度伺いたいんですが、こちらの備前堀川のフェンスを、全部これを１回撤去して新しいものをされるような工事のご説明をそのときいただいたんですけれども、それで、私たちの予算書の23ページにもございますように、地区の自治会や関係団体の方のご意見もいただいて着手しますということなんですが、このお話はもうまとまっていらっしゃるんでしょうか。

それと、この川が県の管理だと思うんですけれども、この川自体もちょっと景観がよくないわけであって、そこも同時に整備をされるのか。

あと、この線路がある河原橋のところのレンガなんですが、こちらは町のまちしるべにもなっている貴重なものだと思います。まちしるべになると教育委員会のほうだと思うんですけれども、立てる以前にもそういうご要望があったんですが、立てる場所がなかなか、私有地であったりしてしようがないということだったんですが、河原橋のレンガを、宮代のガイドクラブがガイドをしておりまして、一番ここの河原橋がガイドしやすい場所でもあって、ここが整備をされて、全体でここを通ってそこを見れるということになると、本当に喜ばしいことにはなるんですが、そこにまちしるべも立てられたら一番いいと思うんですけれども、そのあたりの道路の土地と教育委員会とのやり取りでそういったことが可能なのかというのをお伺いいたします。

次に、２点目は予算書の178ページの公園等環境管理事業です。

181ページに委託料や工事請負費など書いてございます。全体で予算が3,569万円といって、２つの公園にしては少し予算もかかっているなという印象を受けまして、こちらについてはいろいろご質問をしたところではございます。

資料の５ページにこの公園の整備の内容を教えていただいております。こちらは町民の方々、地域の方々が、こういった公園にしたいということで一緒に考えて造られているということで、取組自体はとてもいいなと思っております。

それで、この内容においても、具体的に遊具だ

ったり整備だったり、そういったものも町民の方からこういうご要望があってそろえられるということで、これも地域の方々が喜ばれているということで承知をしているところなんですけれども、こういったワークショップなどを重ねてこういう整備をして、その後、令和７年度にはその成果を確認することをするという、ずっとこの２つの公園をやっていくということなんですけれども、その後、後期実行計画になるのかと思うんですが、その後というのは、どのような計画を今のところお考えなのかということをお伺いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

まず１点目、予算書の174、175ページの岸辺遊歩道の整備についてでございます。

こちらにつきましては、既存のフェンスがかなり傷んでおりますので、一度撤去させていただいて、新しいものにつけ替えるというような工事の内容になってございます。

こちらにつきましても、市民参加でお話のほうを進めさせていただきまして、市民の方からいろいろなお話を伺っているところではございます。その内容が全てまとまっているのかというところではございますけれども、線路から上流のところ、こちらのほうに、今の計画ですと県のほうで人道橋を造るというようなお話がございます。なので、上流のほうはまだ手をつけないような状況でございます。

では、今何ができるかというところで、いろんな市民の方の意見はございますけれども、できるところとするとフェンスの修繕ということで、今のところ、このぐらいしかできないのかなというふうに考えているところでございます。

河川の整備につきましては、基本的には県のほうの管理になりますので、こちらのほうでどこまでやっていけるかというところでございますけれども、町のほうといたしましても、ある程度の整備はお願いしたいなというふうには思っているところでございます。

また、地元の方もそういうお話をしておりますので、できればそれを実現できればなというふうに思っているところでございます。なので、県のほうにつきましては、町も住民の方も一丸となって要望をしていければなというふうに思っております。

あと、まちしるべですとかそういったものの教育のほうとの連携なんですけれども、内部での話ですし、この辺につきましてはよく詰めながら、将来的な整備につなげられたらなというふうに思っております。

２点目、予算書178、179ページの公園ということで、私たちの予算書24ページ、資料のほう５ページということで、オリジナルパークをつくろうということなんですけれども、こちらにつきましては、地域の住民の方の意見をいただきまして、トータルといたしましては3,569万円ということで、工事費としては3,240万ぐらいということなんですけれども、こちらにつきまして、２公園ということもありますので、高いなというふうにおっしゃる方ももちろんいらっしゃるかと思います。

ただ、私のほう、道佛のほうの新規の公園を造らせていただいた経緯もありますけれども、ちょっといじるだけで、造成は別としても、上のところだけいじっただけでも、当時で2,000万オーバーということになっております。そこから人件費だったり、あと物の値段が上がってきていますので、やっぱり少しいじっただけでもそれぐらいの

金額がかかってしまうということはあるということで、ご理解いただければと思います。

ワークショップを通して出来上がって、その後の検証なり、今後の方向性というところではありますけれども、できればうちのほうといたしましては、地域の皆様が愛着を持っていただいて、ただ造るだけじゃなくて、その後の活動につなげていけたらなというふうに思っておりますので、なるべくソフト的なところでそういう活性化というか、そういうものにつながって、地域のコミュニティが上がればというふうに思っておりますので、その辺の今後の取組等も見守っていければなというふうに思っております。

オリジナルパーク事業といたしましては、今後、総合計画後期の見直しもありますので、今後どのような形で取り組んでいくかということは、今年度、来年度に取り組むところではありますけれども、なるべく費用をかけないで、ソフト的なところでうまくコミュニティがつくっていければなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。再質問をさせていただきます。

まず、１点目の岸辺遊歩道の件なんですけれども、内容は承知をいたしました。

現在なんですけれども、川の景観がやはり悪いということで、近隣の方からもあると、お声は届いてはいると思うんですけれども、県にも要望していかれるということだったんですが、どれくらい県とやり取りをされて進めていらっしゃるのかというのを、そのあたりのことをお伺いしたいです。

この川の側面というか、底に、ちょうどこの河原橋のところの根っこが出てきているような、そういったこともあって、そういう部分もあるんですけれども、そういうことも含めて、もう一度、県にどのような働きかけされているかお伺いをいたします。

それから、２点目なんですけれども、内容や今のご説明でも承知をいたしました。

今後のことということなんですけれども、２地区のソフト面でいろいろ支援をしていきたいということなんですが、それに加えて、例えば、公園をこういった形で整備をしたということで、ちょっと公園という管轄ではないかもしれないんですけれども、こういったスペースになったらいいという場所でいうと、やはり子どもたちがよく集まるようなスキップ広場であったりとか、あとは新しい村などは、どこからでも子どもたちが車でも来られるし、そういうところで例えば遊具がもっとあったらいいとか、そういうご要望も出ているところでもございます。

あとは草刈りの問題で、今回、草刈ロボットというのを採用されておりますけれども、こういうこともうちの地区のところにもあったらいいなとか、そういうことは出てくると思うんですね。そういったときに、そのほかの地区にもいい影響というか、今回で得たいい部分を生かしてぜひいただきたいと思っているんですが、先ほどそこの２地区のことだけだったので、もう一回、そういった広がりということで、もう一度お伺いさせてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

まず、１点目の岸辺遊歩道事業、県に対してどのような形で要望、働きかけをしているのかとい

うところでございます。

こちらのほうに関しまして、今の状況等につきましては、町のほうでも十分把握しております。もともと木が生えてしまっていたり、根っこが出ていたり、あと側面が崩れてしまったりということで、いろいろお話をさせていただいております。

その状況等を説明させていただいて、改善にということでお話はお持ちしているんですけれども、なかなか、これをこうするという回答まではいただけていない状況なので、引き続きになりますけれども、景観的な整備について、お願いになってしまいますけれども、要望していきたいというふうに考えております。

２点目の公園、オリジナルパークをつくろうなんですけれども、いろんな要望がございまして、こちらの２地区については、いろんな経緯があって地元に声をかけさせていただいて、市民参加でやるということが前提ですので、そういったことでのいろんなご協力をいただける地区はないのかというところで、探させていただいた経緯はございます。

なので、どうしても、何でこの２地区を手厚くやっているのかというところでいろんな意見もあるかと思うんですけれども、それなりの地元のご協力が得られたところにつきましては、総合計画に基づきまして取り組みさせていただいているところでございますので、今後、５次総の見直しもありますけれども、そういった見直しの際に、この２地区の整備の今後の状況を踏まえて、いろいろほかのところに取り入れられることとか、よくなかったことというのは、ちゃんと生かしていければというふうに思っております。

やっぱり草刈りというのが、今の公園の状況で問題になっておりますので、その辺もどのようにして改善ができるのかというところで、いろんな試みというか、やってみてになってしまいますけれども、草刈ロボットがいいというふうには確かに聞いております。あと日工大のほうでも導入されていますので、そういったものを今回初めて導入するわけですので、それが実際、あの公園でどうなのかというところはちゃんと見て、どうなるかというところを検証させていただければなというふうに思っております。よいものであれば他地区にも導入していきたいというふうに思っておりますので、ちょっと時間はかかるかと思うんですけれども、様子を見ていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

予算書の178、179ページ、私たちの予算書が27ページの東武動物公園駅東口周辺整備事業につきましてお伺いいたします。

こちらは、東武動物公園駅東口駅前の用地補償・駅前広場詳細設計の１億4,032万円につきまして、その下に前期実行計画、令和７年度で100％完成予定ということなんですけれども、こちらは今何％ぐらいまでいっているか教えていただきたいです。

それと、21節の補償のところです。支障物件等移設補償金の本年度3,600万円なんですが、こちらはどの部分なのか教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

まず、予算書178、179ページ、私たちの予算書27ページの東口のにぎわいロード事業ということ

ですけれども、まず委託ですね。こちらのほうが現地調査業務委託ということで、電線共同溝ですとか駅前広場の詳細設計のほうを進めてまいりたいと思っております。

こちらの設計のほうが3,700万ぐらいかかるのかなというふうに思っているところでございます。そのほか物件調査の委託料というものが入ってくるんですけれども、こちらのほうで対象のほう、残っている建物の補償ということで６件なんですけれども、契約対象者数としては10件になります。テナント等も含まれた件数でございます。

そのような中で、委託料も高いなというところだとは思うんですけれども、こちらのほうにつきましては、県ですとか国の基準で歩掛かりが出ていますので、そういったものを利用させていただきまして積算のほうを行っておりまして、それによって補助金のほうも入れたりということで、歳入のほうを検討しながら事業を進めているというものでございます。

その補償につきまして、今、2,700万ということで上がっておるところなんですけれども、こちらにつきましては、その中での２件程度ということで、これも補助金のほうを導入させていただきながら補償のほうをしていきたいというふうに考えておるところでございます。

全体的な進捗のほうなんですけれども、５次総では令和７年度に整備工事完了ということになっております。こちらのほうの事業計画といたしましては、平成29年から始まりまして、令和６年度の３月で事業期間というのは一旦終わってしまうので、今の状況ではまだ終わらない状況ということから、事業の延伸ということで県のほうの協議をさせていただきまして、プラス５年間延伸するということで進んでいるところでございます。

今の進捗につきましては、用地買収の進捗という形になりますけれども、駅前広場自体が3,700平米必要になってきております。そのうちの公共用地、既存の道路等を除きますと、3,100平米の用地が必要になってくるということなんですけれども、こちらで今、用地買収をした進捗率といたしましては、約67％まで進んでいる状況ですので、今後、用地買収及び設計が大体終われば、次は工事という形で進めていければなというふうに思っております。

3,600万円の補償といたしましては、おおむね２件の補償ということで考えているところでございます。補償の中には、建物のそのままの補償と、あと引っ越しにかかる費用ですとか、解体にかかる費用、再建にかかる費用というのを全部調査しまして、これも基準があるんですけれども、基準にのっとりまして積算をさせていただいて、補償させていただくということになっております。

これにつきましては、町の職員だけではなかなかできないところもありますので、専門の業者のほうに委託して物件調査を入って、今の建物の図面から何から全部調査させていただいて、それで積算をしているものでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　少し再質問させていただきます。

先ほど私のほうでなかなか理解できなかったんですけれども、交渉されている方が残っているのがあと10件、６件と言われていたんですが、その後、10件と言われていたのと、また今、支障物件3,600万の２件については、こちらはもう交渉が成立しているのでしょうか。お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長

の髙橋でございます。

先ほどの６件ということなんですけれども、その数字といたしましては、土地だったり建物があるというところの権利者さんとしては６件ということでございます。10件というのは、そこにテナントさんだったり、店子さん的なところの10件という数字でございます。

すみません、ちょっと訂正させていただきます。10件、10筆というような形で、店子も含むと13件、地主さんというふうに考えると８件という内訳になってございます。すみません、訂正させていただきます。

3,600万円の内訳といたしましては、２件を想定させていただいているところでございます。ただ、今のところ、交渉は進んでおりますけれども、契約までは至っていないので、この後うまく契約まで持っていければいいんですけれども、あくまでこれは概算といいますか、予算のほうを上げさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午前１１時０４分

再開　午前１１時２０分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

引き続き、まちづくり建設課の一般会計分の質疑を行います。

質疑のある方いらっしゃいますか。

福澤委員。

○委員（福澤和美君）　福澤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私たちの予算書の105ページです。宮代台の２丁目地内の５か所の橋を補修工事していただけるとのことでありがとうございます。

こちら道路になっているんですけれども、姥ケ谷落沿いには玄関と道路をつなぐ、住民の皆さんが駐車場のように車を止めているところがあるんですけれども、そちらの橋というのは町で補修していただけるのか、個人での補修になるのか、それだけお伺いいたします。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷といいます。

そちらにつきましては、水路ということで法定外許可を取って、お客様のほうで申請を出して占用しているという状況でございますので、基本的には個人のものでございますので、そちらについては個人のほうで責任を持って管理していただくということになります。そのため、もし不具合とかがございましたら、個人の方のその占用者が修理とかしていただくような形になります。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　福澤委員。

○委員（福澤和美君）　個人の管理ということで承知いたしました。

補助というものも出ない、特に出ないということでよろしいでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

そちらにつきましても、個人での出入りということが目的でございますので、町のほうでは、そういった補助のほうの制度は用意してはございません。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございます

か。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川でございます。

予算書の176、177ページ、西口のわくわくロード事業のことなんですけれども、834万円で、先ほども、イルミネーションとかイベントとか景観整備とか、やる内容はお伺いしたんですけれども、それぞれの834万の内訳を教えていただければと思います。イルミネーションも前年の倍で約240万ぐらいかかるのかなとか、その辺が知りたいので内訳お願いしたいということと、あと倉庫を造って貸出用具を置くということなんですけれども、その管理運営という、管理というのはまち建のほうでされるのか。スキップ広場でにぎわいをつくろうということで動くようなお話なんですけれども、そもそもスキップ広場だと、進修館が担当して考えてやるようなことだと思うんですけれども、まち建でやるのはどういうことなのかなというのをお伺いさせていただきます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

予算書176ページ、177ページ、私たちの予算書の17ページになる西口わくわくロード事業の総事業費として834万円になります。

こちらのほうの工事費といたしましては、今回800万ということで上げさせていただいております。こちらの内訳につきましては、イルミネーションのほうが、先ほどの説明のとおりなんですけれども、119万ぐらい今年度かかっておりますので、およそ２倍かかるのではないかということで、今回300万円で予算のほうは計上させていただいているところでございます。

続きまして、今、活性化のアイデアの募集を市民の方から広く受け付けているところでございます。こちらのほうのイベントでしたり整備につきましては、おおむね100万円ぐらいを予定させていただいております。

コミュニティ広場に倉庫ということで、おおむね250万円ぐらいということで計上させていただいておりまして、そのほかにデザインマンホール、こちらも絵などを募集したりということで蓋の整備と、今後、マンホールカード等につなげていけたらなというふうに思っておりまして、120万円の計上ということになっております。

残りなんですけれども、毎年の駅前のイルミネーションですとかミストというような形で、そのほか、この辺の修繕ということでおおむね30万円ぐらいということで、計800万円というような形で計上させていただいているところでございます。

こちらのほうのスキップ広場だったりコミ広だったりということで、どちらかというと、担当としては進修館のほうの指定管理なんじゃないかというお話もございました。こちらにつきましては、わくわくロード、東武動物公園の西口周辺エリアを活性化させていくような事業でございます。駅から新しい村を誰もが歩きやすくなる町なかへというふうに変えていく事業になりますので、中心である進修館とか公共施設、役場だったりというこの辺につきましては、やっぱり活性化が必要じゃないかというところもあります。

いろんな市民の活動の会場となるのが、このスキップ広場だったりコミュニティ広場だったりということもありますので、今あるそういった貸し出せるようなもの、うちだけじゃなくて、教育委員会のものもいろいろたまってきておりますので、まとめさせていただいて、倉庫にしまって貸出しを行えればということで、教育のほうは先行いた

しまして、アートのほうで使う場合には要綱を今整備して、ホームページのほうにも掲載させていただいていると思うんですけれども、貸出しができるようになっておりますので、まちづくり建設課につきましても同じような形を取りまして、市民の方が使いやすくできればなというふうに思っております。

こちらの管理につきまして、どちらが行うのかということですけれども、この辺につきましては、まずはまちづくり建設課のほうでやらせていただきまして、今後につきましては、指定管理が行うのか、どこかの担当が行うのかというところでいろいろ協議を進めていきまして、決められればなというふうに思っております。まだ検討段階でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　内訳については分かりました。

あと、倉庫の貸出しの用具なんですけれども、有料になるのか、無償貸出しを前提としているのかをお伺いいたします。

あと１点が、西口わくわくロードを歩いて楽しいということでテーマを決めてやっていますけれども、スキップ広場でイベントをやってにぎわいつくるとか、そういうのがまち建設なのかなという、進修館がそもそもそこを管理者としているわけで、そこでイベントをやって人を呼ぼうとか、そういう事業というのは、町のほかの課と進修館が協力してやるようなことなのかなと思うんですけれども、そもそもそうすると、こうわくわくロードの趣旨とか目的がずれ始めているんじゃないかなというふうに感じるんです。

あと１点は、東武動物公園駅に観光客の方が降りて、東武動物公園へ歩いて行くという、その視点がないというか、町外の人が来たときの方の視点がなくて、町内のものだから町内の人が楽しめるような場所にしたいとかいうのも分かるんですけれども、あそこはあくまでも町を全国的に発信していけるようなところだと思うんですけれども、そもそもそういうことで西口をやろうとしていたのかなと思ったのが、何か趣旨がずれてきているような気がするんですけれども、その点についてはどうなんでしょうか。お伺いをいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長の髙橋でございます。

倉庫に入れる用具の使用のほうですね。お金を取るのかというお話になります。こちらにつきましては、現状のところはお金は取らない予定ではございますが、維持費等もかかりますので、その辺は今後きちんと詰めていかなくてはならないかと思っております。

スキップ広場であったりコミュニティ広場でイベントを行うということについて、こちらは指定管理者であったり自主事業でやるべきじゃないかというご意見も大変分かるところではあるんですけれども、この事業といたしましては、あくまでも町なかづくりということもありますので、市民が活動していただくですとか、あとは公共施設を使っていただくという視点も入れていかなくてはならない事業だと思います。

そういう中で、町外の人、歩いて東武動物公園へ行っていただく、その中で楽しんでいただくとか、町の発信に、こういう町なんですよという発信につながるような事業としてというご意見だと思うんですけれども、こちらにつきましては、その後の整備も含めて、歩きやすくして町のにぎわいをというところでございますので、今の現状の

ままでは発信というところはなかなか難しいので、ソフト的な発信というところもありますので、市民の方で、なるべく町が関わらないで自主的な市民活動、イベントなりということが頻繁に行われるようにというためのサポート的なうまい整備ができていったらなというふうに思っておりますので、基本的な趣旨は変わっていないつもりではございます。そういったことでご理解いただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。３点ほど質問させていただきます。

予算書では172ページ、173ページの都市計画道路整備事業なんですけれども、12節の委託料、測量設計なんですけれども、私たちの予算書では26ページ、104ページ、都市計画道路万願寺橋通り線、町道75号線の路線測量、交差点設計の内容、金額的には400万が計上されているんですけれども、この信号の交差点のところに産業系の土地利用を考えているということで高野島地区があるわけですけれども、この開発が進むと、さらに須賀上交差点の渋滞がさらに多くなると思うんですけれども、まずはこの交差点の設計の内容、令和６年度の内容を教えていただきたいと思います。

また、できたらこの交差点の改良がいつ頃予定しているのか、渋滞がこれからさらに増えると思いますので、その辺もどのように考えているのか教えていただきたいと思います。

次に、174、175ページの(2)の岸辺遊歩道整備事業なんですけれども、私たちの予算書の23ページですけれども、前段の委員さんからも質問があったと思うんですけれども、このフェンスの改修をするというんですけれども、どこからどこまでの場所を予定しているのか。また、地元の住民からの、いろいろお話合いがあったと思うんですけれども、地元の住民からはどんな要望があったのかを教えていただきたいと思います。

次に、３番目なんですけれども、予算書の176、177ページの都市計画総務事業、私たちの予算書ですと28ページと29ページ、和戸駅周辺活性化事業と姫宮駅西側周辺活性化事業の２つなんですけれども、予算が２つの事業が同じ予算でという形でなっているんですけれども、来年度はどういったことをするのか、もうちょっと詳しく教えていただきたいんですけれども、特に和戸駅の西側地区なんですけれども、産業観光課のほうで県農林との除外の交渉をしていると思うんですけれども、担当課長からは、ある程度、書類はおおむね整っているという一般質問のときにお話をいただいたんですけれども、またそこには残土の山があると思うんですけれども、解消に向けて、担当課としてはどのように考えているのかということ。

また、和戸駅も姫宮駅も土地利用を考えているということなんですけれども、宮代町、例えば宮東、中島地区の圃場整備も今進めていると思うんですけれども、あそこも都市計画道路に隣接する土地なんですけれども、昨日、産業観光課の質疑のときに、委員さんから、米とかそういったものって、私も知り合いが農業をやっていて、なかなか利益を生まないというところがあるので、できたらそういった土地利用、今回、宮代町は土地利用推進室が設けられて、そういったことを新たな産業系の土地利用みたいなのを考えるようになったんですけれども、これから土地利用推進というのをどのように考えているのか、その辺を教えていただきたいと思います。

以上、３点お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

まず１点目、予算書172、173ページの都市計画道路のほうの委託料になるかと思います。こちらにつきましては、現在、都市計画道路春日部久喜線の町道12号線、あと春日部、北春日部のほうに抜けます町道252号線、あと万願寺橋通り線の75号線が今回入ってきております。

こちらの委託の内容といたしましては、須賀上交差点、万願寺橋通り線ですね。こちらの交差点の改良の調査をさせていただきたいというふうに考えております。

古い時代に、こちらのほう、県のほうで調査を行った経緯がございまして、なかなか理解を得られなかったというようなところでございます。ただ、そのときの資料も若干残っておりますので、埼玉県のほうからその資料をお借りしたような形で、町としてどこまでできるのかというところで、今回、測量設計のほうに入らせていただきまして、町のほうだけで完結するのか、また県道のほうも含めてなのかというところもございますけれども、渋滞解消に向けて進めるための検討の委託というような形でございます。

完成につきましては、まだ設計でどのくらいのペースで進めていくということまでは、５次総にもうたっていないところでございます。令和６年度の設計を受けまして、その後、順調に進めば、用地の測量であったり、実施に向けた設計という形で少しずつ進んでいきますので、順調に行けば、その後に用地買収を開始させていただいて、工事ということになりますので、順調に行ったとして令和８年とか９年とかというところで工事に入れればと思いますけれども、こちらについては、地権者様もおりますので、ちょっと正確なことは言えないような状況でございます。

続きまして、２点目の予算書174ページ、175ページの岸辺遊歩道のフェンスについて、令和６年度どのような形で、スパンはどのぐらいなのかというところなんですけれども、こちらにつきましては、踏切から下流ですね。上流のほうは先ほどの説明のとおり、人道橋の設置が予定されているというところもありますので、踏切から下流で県道ですね、和戸大橋までの区間について整備のほうできたらなというふうに考えております。

延長につきましては、おおむね150メートルぐらいかなというところでございます。一部、フェンスはやり替えたところもございますので、150メートルよりは少ないかとは思うんですけれども、おおむねそのぐらいになるというふうに考えております。

令和５年度の住民の意見を聴取したというところなんですけれども、こちらにつきましては様々な意見がございました。例えばですけれども、幅員を広げて、例えば、お祭りほどではないのかもしれないですけれども、地域の何かができるような道路にしたらいいんじゃないかですとか、もちろん街路灯の話ですとか、今回のフェンスですとか舗装ですね、そういったもの、本当にハードからソフトからいろいろな意見が出ておるところでございます。この辺はあるんですけれども、まずは優先順位をつけさせていただきまして、老朽化しておりますフェンスについて、まずは手をつけていこうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○まちづくり建設課土地利用推進室長（石塚孝信君）

土地利用推進室長の石塚です。よろしくお願いいたします。

それでは、予算書の177ページの12節の産業系土地利用検討業務の委託料810万円、それと私たちの予算書28、29ページの和戸駅周辺整備と姫宮駅西側周辺整備事業についてお答えを申し上げます。

まず、前段の委員さんにもお答えをしておりますが、私たちの予算書で、和戸駅周辺と姫宮駅西側周辺817万円ということで重複して掲載をしておりますが、実際の金額、委託料の金額は予算書の177ページの810万円でございます。７万円については、その他の需用費ということでご理解をいただきたいと思います。

特に、今回、和戸駅周辺のお話がございましたけれども、和戸駅周辺については、委員ご指摘のとおり、現在、白地に向けて検討、白地に返還できるような形で検討を進めております。

位置的に説明しやすいので、すみませんけれども、委員会資料の７ページをご覧いただきたいと思います。

委員会資料の７ページ、和戸駅西口周辺の宅地開発の状況ということで地図を載せさせていただいていますが、今回、和戸駅西口に限っての絵ですけれども、こちらは四角い太い線で囲ってあるのが西側のエリアでございます。対象面積は約10.2ヘクタールとなっております。和戸駅の西側については、先ほど申し上げたように、県農林との協議を現在進めておりますが、かなり時間を要しております。

具体的な進捗状況は、私のほうでは詳細には把握しておりませんので、この場ではご答弁は差し控えさせていただきますが、今回の西側周辺については、このエリア10.2ヘクタール全体を見直しして、今、青地のところを全部白にしていくということで考えております。

本来の開発といいますと、具体的な企業が来て、どこの何番地の地番のところを住宅なりスーパーを建てるので、除外、転用、そして開発行為を起こしたいということでのご相談なんですが、今回、現時点で和戸の西側については、具体的な企業の出店等は今予定されておりません。

ただ、駅の近接ということもありますし、かなり宅地化も進んでおりますので、ここを何とか白地にして、産業系と住宅系が両立できるようなエリアとしていきたいということで、和戸駅周辺整備事業を今進めているところでございます。

このエリアの中には、いろいろな課題がありまして、ご指摘いただいている残土の山がその一つでございます。もう一つは、和戸駅の西口をどうするかというところでございます。

また、国納保育園の前の道路は12メートルなんですが、このエリアの中の道路はほぼほぼ、一番太いところで６メートルですが、ほかのところは４メートルもしくは３メートルの道路でございますので、住宅を建てるにしても、今、建築基準法では最低限４メートルですが、昨今の災害等を考えれば５メートルとか６メートルとか、そういう広い道路にしていくことが有効とされておりますので、この辺の整備をどのようにしていくかというのは、まずはここが白地になるというような見込みが立った段階で、地域の皆様といろいろ意見交換をした上で決定をしていきたいというふうに考えております。

特に残土については、今、町のほうではいろいろ代執行に基づいて除草作業を行っておりますが、相続財産管理人を立てて対応をしているところですが、相続財産管理人は預金、現金とか有価証券がないので、自ら動いて処分をしていくということが今できませんので、ここはできることであれ

ば民間企業の力も借りて、撤去作業を行っていける方法を今いろいろと考えているところでございます。

最終的には、その辺どこでまとまりをつけるかというのは、今まだ模索状態ではございますが、なるべく町の負担がないような形で調整ができればというふうに考えております。

また、今後の土地利用の方向性ということでございますけれども、宮代町としては、近隣では先行して産業団地の開発とか、もしくは大きな企業の誘致を行っておりますが、近隣と宮代町で一番違うのは道路の状況でございます。それに加えて、宮代町全体が標高が低いですから、軟弱地盤のところが非常に多いので、大きな建物を建てるときには地盤改良工事も必要になってきますので、当然、出店する企業とすると、道路とか地盤の強さ、これらを考慮して判断していきますので、他市町はご承知のとおり、国道とか、もしくは片側２車線の広幅員の道路があるところが多いと思うんですが、宮代町ではそういうところがございませんので、近隣市町と同じような内容で話を進めても、なかなか、道路が先か開発が先かということで卵と鶏の議論にもなってしまいますので、その点は現状を踏まえて、現時点でできるところからできるようなものを少しずつ進めていくというのが、現時点での私たちの考えでございます。

ですので、既に整備が行われている都市計画道路、これが12メーターもしくは16メーターで既に整備がされている場所がありますので、そういうところの沿道については、10ヘクタールとか20ヘクタールとかという大きなエリアではなくても、１ヘクタール、２ヘクタールでもし開発の話があれば、実現できるような方策を企業と一緒に探っていきたいというふうには考えております。

ただ、宮代町の場合は、先ほども申し上げたとおり、農振農用地地区が多い状況でございますので、結果的に、市街化区域でそのような開発ができるのであれば一番いいんですが、どちらにしても１ヘクタール、２ヘクタールで一団のまとまった土地がどこかということになりますと、必ず市街化調整区域でなおかつ農用地になりますので、結果的に農用地は青地なので、なかなか農林との協議も時間もかかるし、それなりの調整のハードルも高いということになります。

ただ、できない理由を述べるというわけではありませんけれども、なるべくそのような現時点でできるところを探していくと。それで、大規模な開発でなくても、中規模もしくは小規模の開発であっても、周辺の農地に大きな影響を与えるようなものではあっては困りますし、また、何が来てもいいですよということで、皆さんの生活に迷惑のかかるような臭いとか音が出るような施設については、ちょっと敬遠をしたいと思っていますけれども、皆さんにも利便性が上がる、もしくは地域の雇用が図れるという企業であれば、企業誘致実現に向けて取り組んでいきたいというふうに考えております。

いずれにしても、企業さんに来ていただいて税収、歳入を確保していかないと、今後、住民サービスも継続が困難になることが予想されますので、町としては、サービスの維持向上ということを考えれば、当然、歳入の確保ということで両にらみで行く必要があると思いますので、引き続き、限られた条件ではありますけれども、具体的なエリアの選定をしながら、企業との折衝を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　ご答弁ありがとうございます。

まず初めの１番なんですけれども、須賀上交差点の路線測量と交差点の設計の件なんですけれども、先ほど質問の中でも話しましたけれども、高野島地区の産業系の土地利用を進めているという情報を聞いたんですけれども、大体どの辺まで進んでいるのか、それが可能なのかどうか、その辺をちょっと教えていただきたい。そういったことが先にできてくると、やっぱり交差点のほう必ずやっていかなければいけないと思いますので、その辺の情報だけひとつ教えていただきたいと思います。

もう一つ、２番目なんですけれども、フェンスは和戸大橋までということなんですけれども、古利根川までがフェンスが同じような形、状況なんですね。何でそこまで行かないのか、これは予算的な問題なのか、いずれそっちも延長していくのか、その辺も教えていただきたいと思います。

３番目なんですけれども、そういった町の考えというのは理解できたんですけれども、残土の山の件なんですけれども、民間の開発の中でそういった泥を必要とする場合もあると。また、そういった話もあったんですけれども、それが可能じゃない場合、町が買い受ける覚悟があるのか、その辺を教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○まちづくり建設課土地利用推進室長（石塚孝信君）

土地利用推進室長の石塚でございます。

まず、高野島の土地利用の検討状況でございますが、ちょっと図面を用意しておりませんので、すみませんけれども口頭での説明になってしまいますが、高野島につきましては、線路から大落古利根川までのエリアで和戸の５丁目と、あとは杉戸町のむさし堤団地のエリアに挟まれた約9.5ヘクタールを対象としております。

そちらについては、和戸の西側は農振農用地区域、いわゆる青地なんですが、高野島については農振地域ではあるんですけれども、農用地区域外ですので、いわゆる白地でございます。結果、何が違うかというと、除外の協議が要らないので、農林との協議が比較的時間が短縮できる、もしくはハードルが低いと考えていただければいいんですが、白地でございますので、高野島を先行して今まで検討してきております。

高野島の9.5ヘクタールのうち、産業系で検討しているのは、今の万願寺橋通り線とむさし堤団地までの間で、一定の空地になっている場所がありますが、約３ヘクタールでございます。地権者の方は25名いらっしゃいます。その25名の方を対象に今、勉強会という形でいろいろと協議をさせていただいております。

勉強会では、現在の状況とか、今後の土地利用をどうあってほしいとかという意見交換はさせていただいておりますが、やはり25人いらっしゃいますと、総論は賛成いただいても、各論になった段階でなかなか合意が難しいとか、あとはちょっと皆さんの向いている方向性が少し変わってきているというような状況もありまして、もうちょっと時間が必要かなというふうには思っております。

地域の皆様の意見を総合すると、大きな物流倉庫とか工場ではなくて、スーパーとかホームセンターなどの商業系の施設を呼んでほしいということがございますので、町としては、基本的にはスーパーのような商業施設が呼べるように、今、地元及び企業さんといろいろ交渉させていただいております。

ただ、先ほど申し上げたとおり、やはり地権者の方が総論では賛成いただいていますが、各論の部分でちょっといろいろ方向性が今違ってきてし

まっておりますので、一旦冷却期間を置くために一時休止ということにしております。ただ、企業さんのほうで既に動いているということもありますので、なるべく早い段階で勉強会なり協議会として再開をさせていただいて、具体的な検討に入れればというふうに思っております。

ですので、検討の段階としては、まだまだいろいろハードルはありますけれども、地域の皆様にはいろいろ情報は出しておりますので、その辺まとめられるような取組を進めていくということです。

また、須賀高野島全体では9.5ヘクタールありまして、そのうちの３ヘクタールを産業系のエリアとして考えておりますが、産業系のエリアがその３ヘクタールで実現するということがある程度めどが立った段階で、それ以外のエリアについても約6.5ヘクタールありますので、それについては、今、都市計画法でいうと34条の12号で、既存集落という扱いなので、20年居住とか６親等の要件、いわゆる農家分家の方しか建てられませんけれども、駅からの距離とか、もしくは市街化にも隣接しておりますので、分譲とかアパートができるような状態にもしていきたいなというふうに思っております。

ですので、高野島については、産業系の利用のエリアと、もしくはあとは住宅、分譲とかができるような、誰でも家が建てられるような住宅としての整備を両にらみで考えております。これは和戸の西側も同じでございます。

あと、残土の山について、町の決意、方針ということなんですが、これは一般質問でもいただいているかとは思いますけれども、なるべく早期に解消はしていきたいと思っております。特に、議会の議決を経て相続財産管理人の選任の費用も頂いておりますので、その辺についてはできる限り早い段階で解消ができるようにということで、私としては申し上げたいと思っていますので、時期ややり方については、もうちょっと検討させていただきたいと思いますので、ご理解いただきますようにお願いいたします。

私からは以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

２番目の和戸大橋までのフェンスの修繕ということで、それがもっと下流までできないのかというお話だったと思います。

こちらにつきましては、県道から下流のところですね。こちらにつきましては、ちょっと手元に資料がないんですけれども、以前、修繕を行わせていただきまして、茶色のフェンスに修繕してある状況です。場所場所で異なるんですけれども、右岸のほうの一定区間については、県道よりも下流ということであれば一部やっているんです。

それで、今、修繕されていないところで踏切から和戸大橋までというところがかなり傷んでいるというところで、そちらのほうをやらせていただくというふうになっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　お疲れさまでございます。佐藤でございます。かなり数があるんですけれども、午後にしたほうがいいと僕は思っていますが、いいですか、20個ぐらいあるかもしれないですけれども。

○委員長（土渕保美君）　ページ数と質問だけはお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　分かりました。

改めて佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

では、回答が午後になりそうですけれども、質問だけは取りあえず行っていきたいと思いますが、一部というか、半分近く、住民の方から聞いてくれというのがございまして、私のほうでも、ちょっと直前に聞かれたのもあって、担当課じゃないのがあったら、ほかにいらっしゃるので言ってください。

では行います。

まず、ほかの方が言われているわくわくロードの私たちの予算書18ページとなります。前段の委員何名かの方もご質問されていらっしゃいましたが、重複するところはできるだけ避けたいと思います。

１つは、まず、わくわくロードだと思いますけれども、皆さんの右手のセキ薬局のところに、昨年のゴールデンウイークのあたりに竹で、いろいろと何か道路にはみ出してやったのが六、七十万かけてやったのがありました。これは私のほうに関しては、何であんなことをやったのか、危ないじゃないかとか、多々意見があったんですけれども、町のほうに対しては、お尋ねしたら六、七件よかったという意見があったと、その辺の乖離がありましたが、この辺、その後、当時からかなり時間がたっておりますので、まずどのような目的でやったのか、またどのような成果を得たのかというところをまず聞きたいと思います。

これについて、あとはわくわくロード全体ですけれども、先ほど執行部のほうから地図等を示されておりましたが、イメージが湧かないという、これによって、先ほど前段の委員も、交流人口やら何やら、あと進修館がやってどうのこうのとかいろいろありましたけれども、そもそもこのわくわくロードの完成というところの完成の青写真というか、それがイメージが湧かないので無駄ではないかというのが、結構、これは７件ぐらいかな、僕のところにこの半年ぐらいで来ておりますので、ここの説明、できれば休憩明けになりますから、図面なりＣＧなりで結構ですので、見せていただければ、配っていただければ説明もしやすいと思います。

次、予算書177ページ、ブロック塀、一般住宅耐震の、以前、２年ぐらい前かな、金子委員も聞いて、それっきりになってはいるんですけども、主要な施策に関する説明書令和４年度版を見ますと、それの188ページに令和４年度はゼロ円となっております。このことをちょっと相談を受けたときに、役場のほうにパンフレットもあるしと説明したんだけれども、要は告知が非常に不足していて、そのような制度はあるということもご存じない方が非常に多いので、ほかにもいろいろ伝えることがあるとは思いますが、必要な人に必要なことが伝わるようにという形で、どのような工夫をしてこれの告知をやられていらっしゃるのかというところをお尋ねいたします。

次に、これもまた町民の方からなんですけれども、私たちの予算書103ページとなります。こちらのほうに主要道路の整備というものがあります。これに関しまして、タイムスケジュールというか、スケジュール感、あといつ完成かがいまいち把握できないというのがありましたので、ここのところ、あと土地等の取得状況というところをお尋ねいたします。

次に、先ほど前段の委員でもちょっと出ました御成街道の立体交差関連のことですけれども、一昨年だったか、その前か、須賀小学校の体育館で説明会をやったというのは後日お聞きしましたが、エクレールのマンション……。

○委員長（土渕保美君）　すみません、ページ数をお願いします。

○委員（佐藤将行君）　分からないのでというか、本年度の予算に入っていないのでページ数の指摘ができない。もしくは僕が見落としていたらごめんなさいという形ですけれども。

○委員長（土渕保美君）　対応が県なのでお答えができない。

○委員（佐藤将行君）　当時の窓口として、こちらの課で話して、その後に県とか県土のほうに行ったものですから、一応指摘と、あとこれに関連して類似のことを、今後のことを注意というか、提案というところも含めているので、これも町民の方から言われたことなので……。

○委員長（土渕保美君）　県の予算ということなので対応ができません。

○委員（佐藤将行君）　町予算というのは、例えば、説明会とかでも町予算ではなくて、県の予算で全部やっているという理解でよろしいんでしょうか。仮にそこのところはとか、あと回覧板やったりとか、そういうふうなのも印刷したりとか、町予算が少しでも絡んでいるんであれば、町のほうに関係してきますけれども、そこは僕は承知していないのでお尋ねしているんですけれども。

○委員長（土渕保美君）　県なので対応はできませんのでよろしく。次の質問に移ってください。

○委員（佐藤将行君）　県ということでよろしいですね。ちゃんと覚えておいてくださいね。議事録にもちゃんと書いてくださいね。ではここのところは飛ばします。

では次に、西口の残土、先ほどの前段の委員も質問されていました。これは予算書、どこのほうに、西口活性化事業のほうに入るんだとは思いますけれども、これのスケジュール感だと、前段の委員もお尋ねになりました。最悪の場合というか、不幸にして町のほうでやる場合には、町のほうでというのが、たしか１年ぐらい前でしたか、１億二、三千万ぐらい、町がやるときには払うかもしれないというふうなのが記載、どこかにあったような記憶があるのですけれども、現時点で担当課としてはどのように考えているのか。このことはたしか令和３年度のときに川野議員の質問、私がさんざんとレクチャーしたのでよく覚えているんですけれども、終わりだけは言うようにということで、令和３年度、町長が令和４年１月に管財人を置きました。このことについて、その後、スケジュール感が全然出ていなくて、よく聞かれるのは、結局あれは町が払わなきゃならないのか、どうなっているのか、動いていないじゃないかということが出ています。これのことが、先ほど817万円の和戸と姫宮の両方出ていて、これは記載方法、これもきちんと分けてやっていただかないと、両方で1,634万円というふうに理解している人がいますし、昨年度の同じようなものでも、産業系土地について検討というのは、同じ文言が令和５年度も出ているんですけれども、ここのところ誤解を与えないような形をぜひお願いしたいというのを併せてお伝えしておきたいと思います。

また、前期実行計画成果目標、一番下のところですけれども、全然、和戸と姫宮で違うのに同じ金額になっているというのは、この予算のどちらか一方か、それか分けているのか分かりませんけれども、ここの詳細な説明をお願いいたします。

次に、私たちの予算書103ページ、予算書自体でなくて、私たちの予算書になって申し訳ないんですけれども、107ページです。これはもう終わりましたね、ごめんなさい。ブロックの件ですから、こちらは結構です。

第５次総合計画のほうの47ページになってしまって、予算書とか私たちの予算書でちょっと僕が

調べ切れていないで申し訳ないんですけれども、オリジナルパーク、令和７年度に公園が２か所完成というふうに記載されているんですが、こちらはどこなのかというところは聞かれております。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　だから分からないので、ちょっと回答のときにご指摘いただければと思って、５次総の47ページというのは伝えておきます。

○委員長（土渕保美君）　オリジナルパークに関しては、資料、福祉産業委員会５ページに全て載っています。

○委員（佐藤将行君）　分かりました。失礼いたしました。ごめんなさいね。代わりに聞いてくれというのを列挙しているだけで、申し訳ございません。

あとは、宮代台で昨年11月に事故がありまして、これも……

○委員長（土渕保美君）　ページ数をお願いします。

○委員（佐藤将行君）　ですから、それを出せないで言っているだけです。提案というか、まちづくり建設課のほうの確認になります。質問です。質問があります。予算に入るかどうかというところが分からないので。

宮代台に入った入り口のところで自転車と通行人の事故があって、膝の陥没骨折というところがあった後に、今月、ペイントの注意案内をつけていただきましたが……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、予算と関係ございませんので、次の質問に移ってください。

○委員（佐藤将行君）　つけるか流用するかどうかを聞くところなんで、予算に関係あります。それなので、そこのところはその後どのようにやるのかというところをお尋ねします。

次、草刈りロボットのことを皆さんが何点かお尋ねされているところがあります。草刈りロボットは181ページになりますか、130万円。まず、来年度から導入というふうなお話が、先ほどご説明がございましたが、ほかの課でも申し上げているんですけれども、初めて導入するような事業とかそういうものについては、まず私たちの予算書等できちんと説明をしていただきたいというようなことがあります。

次に、草刈りロボット、これは何年前か分からないですけれども、日工大でもあって、こういうのをレンタル、貸出ししてほしいという町民の意見があるアンケートもございましたけれども、そもそもこれはどのような形、設置工事と書いてあるので、そこの場所に常駐というか、かなり大きなもので、そこから動かせないのかどうかと、写真も何もないもんですから分からないので、そこのところをまずお尋ねしたいのと、あとは草刈りロボットのロボット自体、設置工事というのはそれに伴うものではあると思うんですけれども、ロボット自体を購入するのか、それともレンタルするのか、またそれは住民に対して貸出しを、そもそも設置工事まで書いてあるから動かせないならしようがないですけれども、貸出しを行えるものなのか、どのようなものなのかというのを、ちょっと写真なり何なりでお示ししていただきたいと思います。

ここのところにちょっとこだわるのは、宮代台の方から言われたんですけれども、いろんな公園のところで、シルバーの方が雑草とかを電動の草刈り機で切っていて、何かあったら大けがをしてしまうので危ないので、あそこのところだけはシルバーにやらせないでくださいというのが２件、３人ばかりに言われたんですけれども、もしも、ちょっとごめんなさいね。僕が草刈りロボットがどういうものか分からないのでお尋ねしますけれども、これが移動したりとかレンタルとかできる

のであれば、そういうところに行って、未然にけがを防ぐことができるのではないかというふうな問題意識から、ここのところをもうちょっと細かく教えていただきたいと思います。

この辺までが町民の方からの質問だと思います。

次に、これからは別になりますけれども、以前、小河原元議員と金子議員の請願であった台風19号の後に5,000万円ほどかけてポンプ等をやりましたこと、その後、これはどのようになっているのかというところをお示しください。

○委員長（土渕保美君）　それは佐藤委員、何ページ。

○委員（佐藤将行君）　和田さんがお答えいただきました予算書の177ページのところですが、これは東武動物公園駅西口周辺整備事業、下のほうにあります本年度の特徴で、市民参加による検討、ほかにも市民参加で検討というのはあるんですけれども、昨年度もたしか市民参加で検討とあって、どのような形で市民をまず募集して、そのメンバー構成がどうなのか、また年にどれくらい行っているのか、また、それの効果というのの検証はどのようになっているのかというところをお尋ねしたいと思います。

あとは、これは委員の方、またがたがたと文句を言われるかもしれませんが、各課を横断しているというふうに執行部のほうで言っているのでお聞きします。禁煙もしくは喫煙禁止条例というところを以前お話ししたときに、こちらの課も４つぐらいの課の中で入っていると……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、もう済んでいることなので、窓口でお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　何をもって済んでいることなのか全然分かりませんので、続けさせていただきます。

そちらのことにつきまして、担当課としてどのように考えているのか。一々委員長、ばかなことを言わないでください、そのような形で。

次に、179ページの、これちょっと本当に……

○委員長（土渕保美君）　暴言を吐かないように。

○委員（佐藤将行君）　分かりました。ばかと言うのは暴言ですけれども、内容がこちらに分かるような言い方をしてくださいということです。

泉委員、手を挙げてから発言してくださいと、これまで何度も何度も言っていて、それで指されてから、こちらが話しているときですからやめてください。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　訂正させたほうがいいと思います。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、訂正してください。

○委員（佐藤将行君）　先ほど訂正いたしましたけれども、言い方が悪かったなら、分かるようにというふうに訂正してくださいと申し上げましたけれども。

○委員（泉　伸一郎君）　ばかという言葉を発しているんですから、ちゃんと訂正しなさい。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　訂正しなさいなどと命令される筋合いのお話ではありません。

まず、委員長に対して、予算委員会に対して、ばかという言葉が不適切であったと私のほうでも重々分かっておりますので、先ほど言い直して訂正をさせていただきました。一々命令などという越権行為というか、自分のところを、そちらこそ命令したことを撤回してください。

○委員長（土渕保美君）　それでは、先ほどのばかという発言に対しての撤回をお願いいたします。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　僕が言ったことを飛ばして

いますけれども、命令したことを撤回させてください。

○委員長（土渕保美君）　先に撤回をお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　撤回したじゃないですか。ばかというのは撤回して……。すみません、訂正というふうに取られたなら、撤回いたしまして、先ほど説明したように言い直します。その後に命令をしたことについて、泉委員のほうの撤回もしくは謝罪等をお願いいたします。私がばかと言ったのは、泉委員に言ったわけではないのに命令をされたんですから。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　私は間違ったことは言っていませんので、撤回いたしません。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　命令することが間違ったことというふうのはおかしいです。その前の、命令の前の段階でばかということを指摘するのは分かりますが、命令される筋合いでもありません。

○委員長（土渕保美君）　ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　０時１６分

再開　午後　０時２１分

○委員長（土渕保美君）　再開します。

委員長として意見として捉えておりますので、このまま進めます。

○委員（佐藤将行君）　意見ではないでしょう。命令したんです。聞こえていないんですか。命令したでしょう。しなさいと言ったでしょう。だって、議会事務局が録音しているのを再生してくださいよ。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　それも不規則発言だ。手を挙げて言ってくださいよ。続行しますって言ったんですよ。暫時休憩解除じゃないということですね、委員長。

○委員長（土渕保美君）　再開しております。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

命令を議員に対してしたというところは疑いもない事実ですので、そこのところをきちんと解決してから質問を続けますので、委員長、そこのところは、委員長権限でも何でもなく、事実上あったものですから、きちんと行ってください。

○委員長（土渕保美君）　意見として聞いたまでなので、このまま進めます。

質問のほうをお願いします。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　意見じゃないと先ほどから何度も言っている。こちらに向かって言ったというのは意見でも何でもないですよ。何でそういうふうに捏造するんですか。委員長、進みませんよ、こんなことやっていると。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　今の合川委員のは不規則発言ですよね、手を挙げていませんからね。きちんとそこのところは、こちらは委員長の指示に従ってきちんと訂正、撤回いたしました。その後に、当初は手も挙げずに不規則発言したんで、手を挙げてからと私のほうから言ったら手を挙げて、それでおかしくなっているんですから、委員長、委員長権限でちゃんとやってください。議事ですから。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、このまま進めますと時間ばっかり過ぎますので、質疑に入ってください。よろしくお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　質疑に入りたいのに入れないでしょうが。なぜこちらのほうばかり、平等に扱わないで、こちらには訂正するようにと。確かにばかという言葉がこの場にふさわしくないというのは認めて、訂正したじゃないですか、撤回したじゃないですか。命令するようなことをやるのはおかしいでしょうということなんですよ。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川です。

このままじゃ進まないということで、委員長の指示に従っていただけないようでしたら、このまま答弁いただいて、質問の打切りもありだと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

では、後日というか、これが終わった後でも結構ですので、委員長と話合いという形というのも一つの案として、別にこれをやれと言っているわけじゃないですけれども、合川委員がさんざん不規則発言も含めて、がたがた、がたがたとぬかしているので、早く進めるためにはそのほうがいいのではないかということを思ったので、意見を提案をさせていただきました。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　このまま進まないので、じゃ先ほど私が行いました意見について、「しなさい」ということは撤回いたします。

以上で終わりです。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　最初からそう言っていただければ時間の無駄が防げた。でも、きっかけは私でしたんで、まず私のほうで謝罪をさせていただきたいと思います。

では、質疑のほうを続けさせていただきます。時間を取ってしまいまして、申し訳ございませんでした。

草刈りロボットの件が途中だったのかな、私もそちらのほうの話でいっぱいになってしまって。

委員長、ちょっと確認させていただきたいんですけれども、草刈りロボットの件でよろしいですか。

○委員長（土渕保美君）　草刈りロボット……。

〔発言する人あり〕

○委員（佐藤将行君）　皆さん、どうもありがとうございました。ご迷惑をおかけいたしました。

では、179ページの公園等環境管理事業というところがございまして、下から５行目ぐらいにタブレット通信費が10万円計上されているのですが、これは何でこのような金額になっているのかというのと、どのような形で使っているのかというところがちょっと分らないので、ぜひお願いいたします。

あと、これは予算書とかにもしっかり出ていないというか、出せないところかもしれませんが、私たちの予算書に出ていればうれしいんですが、電子申請を、ほかの課も含めて町としてどんどん増やそうというふうな形、ペーパーレスとか、あと窓口来庁者を減らして、窓口業務の迅速化・効率化を狙っていると思いますが、少なくてもこちらのまちづくり建設課のほうで、電子申請は今年度に比べて来年度はどの程度の増、そしてどの程度の時間数また件数の節約というか、アップというか、そのような形を考えているのか、それを予算的にどのように反映させるつもりなのかというところについてお尋ねいたしたいと思います。

これも課が違っていたら申し訳ありませんが、分教場跡地の資産のほうは企画財政課等なのは分るかんですが、例えば昨年度はフェンスを張り替えたりとか、年に４回の草刈りというのは産業観

光課なのかどうかというのがちょっと分からないので、もしも担当であればお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　担当外ですので。

○委員（佐藤将行君）　分かりました。ごめんなさい。

最後に、179ページ等にいろいろありますところなんですけれども、道路の関係で、委託したりとか補償金とかいろいろありますけれども、特にセットバック等は、建築基準法42条２項のセットバックのことでよろしいんですよね。これは確認ですけれども。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時２８分

再開　午後　１時３０分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

引き続き、まちづくり建設課の一般会計分の質疑を行います。

ご答弁をお願いします。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋です。

まず、私たちの予算書の18ページです。昨年度行いましたパークレットのほうの検証と目的がどうだったのか、成果がどうだったのかという質問に対してでございます。

こちらにつきましては、アンケート等も行ってはいるんですけれども、まず、こういった道路のところに休憩スペースを設けたらどうかというところで、駅から新しい村までの回遊を持たせるというところのお話からの実験でございます。

当時の検討につきましては、駅前通り線、道路幅員としては10メートルを超えるような道路でございます。そこを一定区間7.3メーターぐらいに減らすことで実験を行っております。その結果なんですけれども、法定速度30キロ以上で走っている車が多いということで、スピードを抑制する効果はどうだったのかというところなんですけれども、これにつきましては、特に幅員が急激に狭くなっているわけではないので、スピードを落とす効果としてはなかったというような結果が得られております。

この道路、通学路でありまして、歩行者、観光の人たちがわくわくしながら歩く道路として安全性を考えますと、何らかのスピードを抑える仕掛けが必要なのかなというところでございます。

あと、ちょうど四季楽があったりということで、乗り合いの車などが待ち合わせなどで、朝止まっている路上駐車、あとバスの路上駐車が目立っていたということで、中には、アイドリングストップをしないで路上駐車をしている車両もあったというところです。

パークレットにつきましては、スロープなどもつけましたので、基本的にはバリアフリーということで安全を確保しながら、特に危険なところはなかったというところです。

最終的にこれをどう生かしていくのかというところが問題かとは思うんですけれども、こちらにつきましては、あくまでまちづくりの提案ということで、参加していただいた住民の方からの提案を受けて、このような形で実験をしてみました。ただ、いろんな反響がありまして、その結果、町の中でも検討させていただいた結果としては、車道をいじめて歩道を広げるということ自体はやらないという方向になっております。

ただ、例えばレンガの花壇があったり、街路樹があったりというところがありますので、その辺

の整理はしていって、先ほどのとおり、スピードを抑える効果であったり、回遊性を持たせるというところから、どのような整備をしていくのかというところを、さらに検討していかなくちゃならないかなというところでございます。

報告書につきましては、その後の実現に向けてどういう取組をしていくのかというところが書かれておりまして、基本的には５本の柱というところがあるんですけれども、例えば既存の資源を守るですとか、市民活動を推進するとか、関係人口を増やすですとか、地域内の経済循環を促進させようとかというところで、ソフトとハードでうまくバランスを取りながら活性化につなげていければということで進めているものでございます。

続きまして、177ページ、178ページです。耐震につきましては、令和５年度ゼロ円ということで、知らない人がいるんじゃないかというお話だったと思うんですけれども、こちらにつきましては、町のホームページにも載せさせていただいたり、あと広報で載せさせていただいたりということでやっております。

ただ、長い目で見たときに、震災が起きると件数が増えるというような傾向にありまして、何もないときには申請が少ないというような状況でございます。また、能登のほうの地震もございましたので、今後については若干増えるのかなというところは期待しているんですけれども、なかなかそういったことがないと自分の身に感じてもらえないという、ちょっと残念なところかなと思っております。ただ、うちのほうの周知につきましても、もう少し努力をしていきたいというふうに考えております。

私たちの予算書103ページ、主要道路のほうのスケジュール感ということで、土地が買えているのかどうかというところなんですけれども、まずは調査をさせていただきまして、路線測量、用地測量という形で現場に入っていきたいというふうに考えております。

令和５年度、今年度につきましては、概略の設計をさせていただいておりますので、その中で大体の案はまとまってきている状況でございます。土地については、ほぼほぼ町が持っているところの土地を利用してやっていくことになりますので、なるべく用地を新たに買わないで済むような線形を検討しているところでございます。

なので、こちらについても整備につきましては、来年度、路線測量、用地測量に入りますので、用地が全て町の土地であれば、そんなに時間はかからずに、用地買収をしないで進めることができるのかなと思っております。

いつ頃と申しますと、令和７年、８年とか、そのぐらいになるかなということが考えられると思います。

続きまして、宮代台の事故の場所があったかと思うんですけれども、その辺は道路維持管理のほうで対応しておりますので、事故等がありましたら、うちのほうで確認をいたしまして、対応方法を検討いたしまして、なるべく早く対応したいというふうに考えているんですけれども、対応の仕方を考えるのに時間を要する場合もありますので、その辺はご了解いただければというふうに思っております。

予算書のほうの177ページの西口のわくわくロードの関係なんですけれども、検討会のメンバーと、どのぐらいやっているかというところなんですけれども、こちらにつきましては、組織としてはうちで委任しているわけではありませんので、出入りの自由な会ということになっております。これまでに、基本的には町の市民活動をしているような方たちに関わっていただきまして、30人を

超えるような若い人、学生から農家の方、また企業の方、東武動物公園レジャー企画の人だったり、東武鉄道の方が主に参加されているメンバーになっております。

そういった方たちが集まりまして、令和５年度につきましては検討会３回、その中で、そのほかにシンポジウムを開催したりですとかということをやりながら進めているような状態でありまして、まちづくりに興味を持っていただければということで、そういうシンポジウムなどを開催しているところでございます。なので、今年度、来年度という形で進めていく中では、なるべくまちづくりに関心を持っていただくことが、多くの方が参加していただいたり、アイデアを出していただいたりということで進めればというふうに考えているところでございます。

あと、電子申請ですね。まちづくり建設課内で令和６年度はどのくらいのものを予定しているのかというような内容だったと思います。

こちらにつきましては、現在のところ、道路の不具合ですとか、公園遊具、故障だったり危険なものがあったらということで、県のシステムのほうを利用させていただきまして、申請をしていただいているところでございます。水道の使用開始ですとか中止も含まれます。あと、公共施設といたしましては、このほかに担当のところでいうと、はらっパーク宮代のほうの公共施設のインターネット予約システムというものでやらせていただいております。

道路といたしましては、このほかにも国レベルでいうと、＃9910という道路緊急ダイヤルというものがありますので、そういったものを利用していただければというふうに考えております。国のほうの考え方といたしましては、今後、ＬＩＮＥのアプリを利用して、もう少し普及を図りたいということを今伺っておりますので、来年度以降、そういう流れになってくるのかなというふうに考えております。

次に、予算書の179ページの建築基準法42条２項道路のセットバックのことですかという質問に対してなんですけれども、こちらにつきまして、ちょっとページのほう分がからなかったんですけれども、うちのほうでやらせていただいているのは、地区生活道路ということで予算書の173ページになると思うんですけれども、こちらで建築後退用地、建築基準法42条２項道路に基づいてセットバックしたところに対して、補助金を出したりというような形でやっておりますので、内容としてはおっしゃるとおりの内容になっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

地域のオリジナルパークのタブレットの通信費の関係について説明をさせていただきたいと思います。

こちらのタブレットの通信費につきましては、タブレットを導入するまでの契約の手続がありますので、10か月分を期間として見ていまして、そちらのほうの期間の予算ということで、１か月当たり１万円ということで見込んでおります。

こちら、どのように使うのかというお話なんですけれども、こちらのタブレットのほうで草刈りロボットの操作を、操作設定というんでしょうか、させていただくものになります。あらかじめタブレットのほうで草刈りロボットのほうに、いついつの何時から何時の間に草を刈るという指示をさせていただくものになっております。そのような形で通信費が必要になってくるので、今回、予算

計上をさせていただいたというようなことになっております。

先ほどのタブレットの関係で答弁が漏れていましたので、追加させていただきたいと思います。

草刈りロボットにつきましては、工事のほうで、機器も含めて購入という形で予定しています。

草刈りロボットについては、あらかじめ草を刈る範囲というのを電線で指定をさせていただきます。その範囲のみを草刈りをするという形になりますので、基本的に、指定している範囲外は草が刈れないというような形になります。そのため、先ほどお話しありました、どこかに貸出ししてやることができるのかという話になりますと、そちらについては、もともと指示している範囲外になってしまいますので、どこかに持っていってやるということは基本的にできないということでご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

排水ポンプの件でございますけれども、年２回ほど設置訓練をしたり、あと、実際にはらっパークのところの遊水池で詰まったことがあって、そこでポンプを稼働させたり、昨年のたしか６月２日のときに大雨で設置して、運転稼働しております。今現在、旧第一浄水場の倉庫のほうに保管しております。

ちなみに、今現在、こちらのほうは公共下水道事業会計で所管しているものでございますので、その旨、報告させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁をお願いします。

室長。

○まちづくり建設課土地利用推進室長（石塚孝信君）

土地利用推進室長の石塚です。

予算書177ページ、中段12節の産業系土地利用検討業務委託と、私たちの予算書でいいますと28、29ページ、和戸駅周辺活性化事業と姫宮駅西側周辺活性化事業についてお答え申し上げます。

この産業系の土地利用の検討として計上させていただいている予算といたしましては、宮代町総合計画の後期実行計画の策定作業が来年度、令和６年度から始まることになっておりまして、それと併せて土地利用検討エリアを拡大したり縮小したりという見直しを予定しております。その調査検討を行うための費用として計上させていただいております。

なお、和戸駅西側にあります残土の山については、この810万の中には予算は含まれておりません。山についての予算については、環境資源課が所管します衛生費の環境衛生事業の中で、草刈り費用として40万円を計上させていただいております。残土の山に関しましては、そもそもの所管は環境資源課でございますが、和戸駅西側周辺整備の一環として、まちづくり建設課と環境資源課が連携、協力して取り組んでいる内容となっております。

また、和戸駅西側の周辺開発、なかなか当初予定していたよりも時間がかかって、大変申し訳なく思っておりますが、残土の山についても周辺整備の一環で検討させていただくことになりますので、今、単独で山をどうしようというような状況にはないということは、ご理解をいただきたいと思います。

今後のスケジュール的にも、先ほど申し上げた農用地区域からの除外ができるかどうかということに大きく影響されてまいりますので、その結果を見た上で、町としてどのようにすべきかという

ことは判断をすることになると考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　資料というか、数字を持ち合わせていないのかもしれませんけれども、電子申請を入れることによって予算的にどれぐらい縮小できたりとか、時間がというところが出ていなかったので、改めてちょっと確認させていただきたいと思います。

先ほど草刈りロボットの件、出てきました。タブレットのほうは小林さんから伺いまして、それがセットというふうになっているというところも分かりました。

まず、タブレットの件ですけれども、細かいようですけれども、ｉＰａｄを使っているのか、アンドロイドなのか、クロムなのか、グーグルクロムなのかというところをお尋ねしたいと思います。

あと、先ほど、そこの地域のところに設置するから、ほかのところには移動できないというふうな趣旨のご答弁がございましたが、要は汎用性が低いというふうな形に私は捉えたんですよね。

先ほど申し上げたとおり、いつのアンケートか分からないんですけれども、検索すれば町のほうも出てきますけれども、日工大の草刈り機のほうを貸し出してほしいというのが、以前、何かアンケートであったようで、またそれを受けて住民の方から、これは宮代台限定ではありましたが、草の刈るのを電動のチェーンソーみたいなのでやって、何か問題があったら大変だというところで、何とか言ってくれというのがあったもので、お尋ねしたんですが、少なくとも今回の草刈りロボットは、どのような草をどれくらい、長さでも、僕は、ごめんなさい、植物に詳しくないので、どういう草を対象とか、何かしらあると思うんですけれども、例えば50センチぐらいの草をやるようなロボットなんですよとか、１メートルぐらいまで大丈夫ですよとか、太さも平気ですとか、いろいろあると思うんですけれども、先ほども申し上げたように、日工大のは貸出しができるような類いのだというふうに文面では書いてあったものですから、そのような汎用性が高い、逆に言うと、今ご答弁ありましたように、場所が限られているような、タブレットにアプリを入れてセッティングするんだと思いますが、汎用性が低いもようなものとなると、そこのところ、刈った後にしばらくの間、草が、よっぽど繁茂のスピードが速いんであれば別ですけれども、ずっと置きっ放しというか、使わない状態が続いてしまうという形になってしまうので、そのようなあちこちに移動したりとか、できる限り稼働率が高いようなものは検討したのか。検討した上でこちらのほうが、費用対効果とか価格とかも含めてよかったとか、その辺の意見があったりとか、その話の議事録等があると思うので、そこのことのご説明をお願いしたいと思います。

また、先ほど髙橋副課長からありました宮代台の件、ペインティングしたのも承知しておりますので分かりましたが、物理的に自転車は入れないポールの場所をちょっとずらしてみるとか、視覚的な影響を考えてやるとか、１本増やすとかして、地元の友達に聞いたところ、危ないので有名だということで、たまたま僕の同級生が陥没骨折という形になってしまってというのがあったんで、成田さんにご相談させていただいたら、すぐに対応していただいた、それは承知しているんですけれども、ほかにもそのような危険と思われる地域があると思いますので、そこのところの来年度に向けての洗い出し、そして対策、要は今後事故が起こらないようにという形でしていただきたいというのは、これは僕の提案という形で捉えていただ

いても結構です。

次に、先ほどの177ページの西口の整備事業で、市民参加、審議会みたいに予算計上されていないので、ある程度自由参加的な形でやっているんだろうとは想像はつきましたが、令和５年に３回と。審議会ではないですけれども、これの市民参加のメンバーというのは、市民参加と言うからには町民だけなのかもしれない、ちょっと分らないのでお尋ねいたしますが、町外の方も入れて、要するに別な視点で宮代町のこと、西口のことを見るという観点があっても悪くはないかなと僕個人は思ったものですから、市民参加という市民というのがどのようなメンバー構成なのかというところをお尋ねしたいと思います。

ポンプのことに関しましては、下水道の会計ということをお伺いいたしましたので、承知いたしました。

また、残土の件に関しましても、環境資源課のほうがという形の石塚さんからお聞きしましたので、ある程度分かりましたが、最初の質問のときに申し上げたとおり、和戸駅周辺、私たちの予算書の28ページ、29ページのところが両方に出ていると、先ほど申し上げたように、どちらにも817万円というふうに、僕はそういうふうに質問を町民の方からされたもんですから、そのままお伝えしましたけれども、こういうところもきちんとやっておかないと、しかも去年と同じ。去年のこれも見たんですけれども、同じように産業系土地利用、予算書も同じように書いてありますけれども、じゃ去年何をやったのか、それから今年は何をやるのかというのが分からないというのが意見として出ておりますので、そこのところは今後の課題になるとは思いますが、きちんとその辺をやっていただければ、改めて質問したりとかする時間も省けると思いますし、執行部のほうの手間も省けると思いますので、そこはお願いです。よろしくお願いいたします。

セットアップの件のほうは分かりました。建築基準法上のことですね。

最後になりますが、髙橋副課長からありましたわくわくロードの件ですが、これはどこまで皆さんご存じか分からないんですけれども、ちょうど執行部の方の左手のセキ薬局のところの動物公園のほうに向かうバス停の先のところの右側に設置をしたんですね、道路にはみ出して。そうすると、町の循環バスが止まることによってそこが死角になって、はみ出している竹のところがあるから、右側に動物公園から来た車が行くことによって、バスの陰から来たので危ないというのを何件か聞いていました。それで、先ほども申し上げたように、竹アートをやっている僕が関係しているのかということで責められたんですけれども、僕が責められても構わないんですけれども、まず１点で、スロープをつけたのでバリアフリーの点には問題なしというふうに僕は聞こえたんですけれども、これも、スロープはつけたけれども、スロープの先のところは鋭角というか、もう狭いところで90度になっているんで使いづらい、だからやらなかったという意見も聞きました。

あと、わくわくしながら歩くというところも、わくわくじゃなくてどきどきしたというのも聞いておりますので、そのようなアンケートというか、意見をまとめているというのはお聞きしていますので、総合的に課として、70万から80万かけたあの事業は成功と思っているのか失敗と思っているのかというところと、併せてあのときに使った竹や木のパレットを使ってあったと思うんですけれども、今日、写真を持ってくるのを忘れましたけれども、そこのところの残った後の処理はどのようになされたのか。また、あれを行ったことによ

って、もともとは町の活性化とか交流人口とか、その辺を目的にやっていたとは思うんですけれども、その辺の検証というものをきちんとやったのかどうか、やったのであればどのような結論に至ったのかというところをお尋ねしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。順に説明させていただきます。

電子申請につきましては、一概にどのぐらいの業務が縮減できたのかというところについては、今データではないんですけれども、基本的に、この県のシステムを使うということで、町の負担というところでは、ある意味ほぼほぼないような状態でこのシステムを利用させていただいて、申請ができているのかなというふうには思っております。

ただ、ちょっと使い慣れないところもあると思いますので、住民の方には慣れるまでちょっと苦労があるのかなというふうには思っているんですけれども、費用についてはそれほどのものがかかっているという状況ではなく、窓口の職員の対応が減っているというような状況ではあると思っております。

続きまして、草刈りロボットのお話になると思うんですけれども、こちらのほう、貸出しができなかったり、汎用性がないんじゃないかというふうなことだと思います。

ただ、こちらの件につきましては、日工大と同じようなものを考えておりまして、60センチから80センチぐらいかなと思うんですけれども、全長が61センチ、重さが9.7キロというような形でございます。大きなリモコンの車みたいな感じかなというふうに思っていただければと思うんですけれども、それにつきまして、繰り返しの説明になってしまいますけれども、範囲を決めさせていただいて、そこの中を常時動き回っているような、お掃除ロボットみたいなイメージだと思うんですけれども、そういう形で回っていますので、止まっている時間が長いとかそういうことではなく、ほぼほぼ常時動いているような状態になります。なので、この草刈り機は草丈が長い状態では動きませんので、まず一旦は刈らせていただいて、その後にそのロボットがぐるぐると動き回っていると。その中を公園利用者が利用していただくような形になりますけれども、恐らくこんなような形のものになると思います。61センチぐらいということで。

なので、汎用性という視点から考えると、貸出しというのはなかなか難しいところではあると思います。ただ、シルバーですとかそういう人材が不足している中では、こういう機械に頼っていかなくちゃならないということもありますので、聞いている中では、かなり縮減できるんじゃないかというところもありますけれども、実際に実験的という表現がいいのか悪いのかというところもあると思うんですけれども、導入させていただいて、その費用対効果についても考えながら、次の地区に回せるものなのかどうかというところで考えていかなくちゃならないのかなというふうに思っております。

タブレットについては、アンドロイドなのか、それともｉＰａｄなのかというのは、ちょっとまだ分からないところではあります。

宮代台の事故のあったところにつきましては、確かにポール等を動かして物理的にという話はあると思います。うちのほうも、ただ時間がかかっていたわけじゃなくて、現場を見て、どういう対

応ができるかというところを検討させていただきましたけれども、交差点がある中で、物理的に建ててしまうと、障がい者等の対応が難しくなってしまうので、そうすると、どっちが優先されればいいのかというところもありまして、まずは、やむを得ずという表現が正しいか分からないですけれども、路面表示のほうをさせていただきました。これでも危険ということであれば、また次のステップに進まなくちゃならないのかなとは思いますけれども、今のところあれで対応させていただいて、様子を見させていただければというふうに思っております。

それから、予算書の177ページ、市民参加、わくわくロードのほうの町外の方もいるのかというお話です。

こちらにつきましては、町内だけじゃなくて、町外の方も実際いらっしゃいます。繰り返しになりますけれども、若い子は大学生から50代、一番上の方で60、70代ぐらいの方もいらっしゃいますので、幅広くご意見はいただいているのかなというふうに思っております。

ワークショップ等をやるときでも、いろんな方の意見は取り入れているつもりではございますけれども、ただ、一つ言えることは、市民参加をやっている方が多いような状況なので、ある程度一般的な方からの意見は取り入れられていないのかなというところもありまして、今年度、もう少し広く市民の方からアイデア募集をしたほうがいいんじゃないのかなという流れになりまして、今回はもっと広くご意見、アイデアをいただこうというふうに考えているところでございます。

わくわくロードのパークレットにつきまして、課としてどう考えるのかというところがあるかと思うんですけれども、これもちょっと繰り返しになってしまうかもしれませんけれども、バリアフリーという観点でスロープの話をさせていただきました。そのほかにも安全対策としては、ボラードのところに、点滅器であったりイルミネーションをつけて夜見やすくするですとか、そういった努力はしているつもりでございます。

ただ、当初の説明でもさせていただいたとおり、町として話をした中で、なかなか今の状況を大きく変えることは難しいだろうという判断が出ておりますので、今の幅員というのは変える予定は、町としてはありません。

その中で、例えば歩道だったら、歩道のところの今あるレンガの花壇だったり植樹のところを修正したり、改良して、例えばそこにベンチ的なものであったり、休憩できるようなスペースを確保するというような形を取ったり、またはお祭りだったりマルシェだったりというふうに、いろんな対応ができるような公共施設を造っていかなくちゃならないのかなということで考えておりますので、これにつきましては、わくわくロードのほうの西口のまちづくりの基本構想というものをつくっておりますので、そちらの中で、先ほどの説明のとおり、５本の柱というものを前提として、いろいろソフトであったりハードであったりというところで、次の整備なり、市民の活動が生まれるということを大切にしておりますので、そちらのほうも時間のあるときにご覧になっていただければと思います。

令和４年のときにまちづくり講演会をやって、今年度につきましてはシンポジウムということで、２年連続でウォーカブル的な取組ですとか、市民の活動というのはこんなに楽しいんですよということを会を開いてやっていますので、それはユーチューブのほうでライブ配信していますので、これも含めて、お時間のあるときにライブ配信を見ていただけると、まちづくりはこんな感じかなと

いうのが分かっていただけると思いますので、その辺をよろしくお願いします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　答弁漏れがあったのが、竹や木材を使った後、その後どのように処理したのかというところをお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。抜けてしまっていて申し訳なかったです。

パレットですとか竹の出たごみなんですけれども、まず竹につきましては、蛭田農園さんのほうで引き取っていただいておりますので、基本的に無農薬で微生物を育てるというところの観点から、竹をそのまま放置して大丈夫ということで言われまして、引き取っていただいているところです。

パレットにつきましては、まだ残っているんですけれども、宮代大橋を下っていった右手の置場に置いてある状況でございます。

これにつきましては、検討会に出ていただいた人たちがメインになるんですけれども、市民の活動の中で、パレットを使ったコンポストを作って、それをＤＩＹ、日曜大工で使っているような形であります。まだ残りがあるので、興味がある方はそういう形で使っていただけると、うちのほうも処分代が浮きますので、なるべくそういう使い方をしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　ごめんなさい、もう一つだけ答弁漏れがあったので、課として、この前のあの事業に限定でいいんですけれども、成功したと思っているのか失敗したと思っているのかというところも抜けているので、それが終わったら再々質問させていただきます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長、髙橋でございます。

あの実験自体は、特に間違ったことをやっているわけではないと思っております。先進的な事例として何か所かやっているところもあります。ただ、皆さんおっしゃるとおり、そういうことをやっているところというのは比較的大きなところで、財政面的にも余裕があるところが多いかなと思っております。

うちのほうの実験をやるに当たって、そういう大きい都市じゃないのは重々分かっております。ただ、大きいところの予算で考えますと、丸が１個違うような実験の仕方をしているので、うちのほうは一桁少ないような額でやれることをやってみて、結果を反映させているつもりでございます。結果として、そこまでの道路をいじるということは、今のところ行わないということで方向性が出ていますので、あとは市民の方のアイデアだったりというところで、よりよいものができて、活気が出るような形が生まれたらいいなというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　では再々質問、最後になりますが、させていただきたいと思います。

再質問のご回答、どうもありがとうございました。また答弁漏れもありがとうございました。

髙橋副課長、成田課長、いろいろと一生懸命やってくださっているのは重々承知しております。私たちの予算書のほうの18ページのわくわくロー

ドの件につきましては分かりました。先ほど答弁で髙橋副課長がユーチューブ等でとおっしゃいましたが、であれば、できれば次回からは、このわくわくロードの説明のところにＱＲコードでも付していただいたほうがよりいいんではないかなというのは付記させていただきます。

次に、ブロックの件も分かりました。ブロック塀のことですね。もともと仙台で昔、地震があったときにブロック塀が倒れて、それでいろいろ問題になった。でも、やはり災害になったときにならないと、この辺の問題が注目されないというのも承知しております。

また、今時点もあるのかちょっと分からないんですけれども、課のほうでペラのチラシがありますけれども、先ほどちょっと名前を出してしまいましたが、金子議員が以前質問したように、議員でもその辺が分かっていないし、周知されていないというところは念頭に置いて、ではどうやればそういうところが周知されるのか。

ブロック塀とか検索ワードを入れれば、町のホームページに出てくるのは承知しておりますが、そうではなくて、日常的にそういうふうなのが起こる前に、要するに地震とかが起こってから倒れて、こういうのがあったんだとならないようにしていただければなというふうに思っております。

宮代台の事故の件、努力されているのは分かっているんですけれども、ペインティング、要するに歩いている人にとって、あと自転車がゆっくりなときには、通るなというのが分かるんですけれども、その後も自転車がぼんぼん通っているという情報は入ってきておりますので、また事故が起こらないように考えて、さらに検討していただきたいと思います。

西口整備事業のほうで、町民以外の方も参加されているということは、非常によかったなというふうに思っております。

また、先ほど髙橋副課長がおっしゃったわくわくロードの件ですけれども、18ページのところ、どっちが優先というふうな言葉がありました。どっちがというのは、何と何をと言っているのか僕は分からないので、あのとき文脈上、歩行者とか障がい者とかが出たので、その辺、対車というふうに言っているのかなと勝手に思いましたが、仮にそうであるとするならば、歩行者、障がい者が優先なのは当たり前のことなので、そこのところを念のため確認させていただきたいと思います。

また、戻るようですけれども、市民参加、18ページにいろんな市民参加による検討というところで、いろんな方の参加があって、先ほども下は大学生からとありましたけれども、高校生のほうにもやはりＰＲして、入れてもいいのではないかなというふうに私個人は思っています。18歳に成人年齢も下がったことでもありますし、例えば大学に、行くときに東京へ行ったりとか地方に行ったりとかする前に、宮代にそういうふうに関わって、愛着を持ってＪターンなりＵターンなりというふうな種をまいておくという考えもなきにしもあらずというか、ありかなというふうに思っております。

次に、電子申請のこともご回答いただきました。負担は県のほうのシステムを使うからないというふうなのも分かりましたが、効果に関しましては、先行している行政事務が60あるうちの20は、宮代町はやっていないけれどもほかの自治体はやっているとか、そういうのはあると思うので、そういう点に関して、宮代町で仮にそれを新規に始めたら、どれくらいの件数になって、どれくらいの費用対効果というか、節約になったりとか、どれくらいの窓口に来る人が少なくなるのか、その辺は当然シミュレーションしてできるはずなので、そ

このところ、先ほど別なところでも資料が手元にないというのは理由にはなりませんので、ないのであれば暫時休憩して取りに行ってください。

また、ＰＲはどのように行っていくのか。やはり電子申請にどんどん移行しているというのは、そこそこの年代までの人は分かっていますけれども、それ以上のことは分かっていない。これはほかの課でも申し上げましたけれども、例えばタブレット講座、パソコン講座、高齢者向けのとかやるときに、こういうふうな電子申請を題材にしてやってみるというところでも、ある種のＰＲになると思いますので、その辺もぜひご検討していただいて、できる得る限り執行部の方の窓口とか電話応対の時間を減らして、本来的な業務のほうに専念していただきたいと思います。

草刈りロボットの件を、ちょっと最後のところでまとめて話させていただきます。

まず、入れるもの、設置費用に130万かかるというのがちょっとひっかかるんですよね。例えばお掃除ロボットといったら、ぽんと置いて、そこから動き出すとなりますけれども、130万もかかるということは、永続的に設置するという前提になっているのかなというふうに思わざるを得なくて、設置する草刈りロボットが戻ってくるホームポジションなのかどうか分かりませんけれども、そこのところに埋め込んだりとか、ボルトでやってとか、そういうのか分からない、その辺の説明をまずお願いいたします。

次に、この設置に関して、ロボットも含めまして、先ほど聞かなかったか、僕の聞き忘れだったらすみません。レンタルなのか買い取りなのかというところは、トータルで結構な金額になりますので、それをお尋ねしたいと思います。

また、日工大と同じようなものというふうな認識、僕の聞き違いでなければそのような趣旨があったと思いますけれども、日工大のはどうやら、僕も見ていないので、無責任なことを言って申し訳ございませんが、レンタルできるようなことのアンケートというか、質問があったものですから、それでお尋ねしたんですけれども、9.7キロであればそれほど、米袋１袋分ですから、設置の部分はどれぐらいか分かりませんけれども、であるので、ある程度の長さ以上はできないということなんで、買った後に最後の仕上げみたいな形で、レンタルなり何なり、要するに場所を移動できるのかどうかというところを含めまして、ついでで恐縮ですけれども、どこのメーカーの何という型番なのか、そして、この130万設置で、ロボット自体がどうなのか分からないけれども、何台導入するつもりなのか、その辺も含めてよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まず、わくわくロード事業のご説明の中で、どちらがという話が出てしまったかとは思うんですけれども、こちらにつきましては、ウォーカブルという前提の話になりますけれども、人中心の車から人へという流れになっておりますので、もちろん車よりも人が優先になるということであって、それだけじゃなくて、やっぱり体に障がいを持つ方だったりということが優先される事業でなくてはならないというふうに思っております。

電子申請事務に関しましては、今、まちづくり建設課ということじゃなくて、全庁的に入っているお話でございます。宮代町のＤＸのアクションプラン的なものをどうするかというと、うちではなくて管財のほうで今まとめたりしているところでございます。話を聞いている中では、来年度、

各課で手続の拡充ですとか検討ということをアクションとしてやっていきましょうということなので、今現在は、先ほどの説明のとおり、県のシステムを利用させていただいているんですけれども、今後については、令和７年度に向けてその検討を行って、検討結果、拡充にというようなスケジュール感で動いていますので、そういった意味で、いろんな資料が整っていないというところでございます。なので、時代の流れで人もいませんので、手続的にはオンライン化を目指しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。草刈りロボットの件についてご説明させていただきたいと思います。

設置工事の内容というお話なんですけれども、今回やらせていただく設置の工事、草刈りロボットにつきましては、先ほどもご説明させていただいた、あらかじめ草を刈る範囲の指定をするために電線を入れる工事をさせていただきます。それとあと、当然、草刈りロボットは電気で動きますので、草刈りロボットが電気を充電するための基地のようなものを公園内に設置します。あと、電気を引き込まなきゃ電気が取れないので、引き込むための工事、あと本体ですか、そちらを含めたものが設置工事の内容というような形になってきます。

こちらのほう、レンタルなのか買い受けるのかというお話なんですけれども、こちらについては購入という予定でおります。

あと、今回、けやき公園のほうについては、１台の機械で草刈りのほうをやる予定でおります。

場所の移動のほうのお話なんですけれども、日工大さんのアンケートのほうを我々は見ていないので、その辺はちょっと分からないんですけれども、私たちのほうでこれから導入しようと思っているものについては、特にどこかに持出しとかができるものではなくて、けやき公園の中、先ほど草刈りする範囲を電線を引くという話をしましたけれども、そちらの範囲外の草を刈れる設定にはしないので、あくまでけやき公園のみの草刈りをするための草刈りロボットというような予定で工事のほうをさせていただきたいと思っております。

あと、今回入れさせていただくロボット掃除機のメーカーなんですけれども、今考えているのは、ハクスバーナゼノアというところの草刈りロボット、物としては日工大に設置してあるものと同じようなもの。それなので、日工大さんも基地があって、そこに草刈りロボットが充電に来て、草を刈りに、もともと入れて指定している範囲の草を刈るという形なので、仕組みとしては日工大さんと同じような形になります。そちらのほうを今回設置させていただくということで予定しているところでございます。

型番は、今、はっきりこれというのが確定しているわけではないんですけれども、今のところ予定しているのが、ＴＭ４３０Ｘというやつを入れられればなということで考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。

前段のいろんな委員から質問が出ていますので、確認と、まだ分からない部分についてご質問させていただきます。

まず、172、173ページの道路新設改良費の関係でございます。これにつきましては、私たちの予

算書26ページと104ページにございますが、まず都市計画道路春日部久喜線、なかなか進んでいるようで、残りもありますし、まだまだというふうな感じもしますが、実際、ここについてはネックになっているのはどういうものなのか、お示しできればお願いしたいと思います。

それから、都市計画道路春日部久喜線の関係でありますけれども、これは春日部市との関係になりますけれども、いつ頃をめどに春日部市との関係ではなっているのか、その点お示しを願いたいと思います。

それから、確認なんですけれども、橋梁整備については、もう一度春日部市との関係でどのようになっているのかお尋ねをしたいと思います。

それから、都市計画道路万願寺橋通り線なんですが、ここにつきましては前段の委員からも言われているように、大変渋滞になって、交差点としても右折があれば非常にいいと思っているんですけれども、その出発点になるのかなというふうに思いますけれども、これについては、この３つとも、どこまで、いつまでに、どういうふうにしたいのかというところがはっきりしませんので、その点どうなっているのかお示しいただきたいと思います。

それから、同じく地区生活道路整備事業です。私たちの予算書では102ページになります。

そもそもこの道佛地区の河川改修に併せた道路拡幅のための測量設計ということなんですけれども、これは一体どこから出てきているのか。周辺住民から出ているのか、そのあたり要求が出ているのかというか、非常に強いからやるのか、その辺、よく経緯が分かりませんので、その点についてお示しいただきたいと思います。

続きまして、174、175ページに関わる４目の橋梁維持費なんですが、これについても私たちの予算書で105ページに載っております。これにつきましては無名橋６というふうになっていますけれども、これは橋梁の補修設計、補修工事なんですけれども、どういう内容なのか。漠然と長寿命化ということで、言葉としては分かるんですけれども、どういうふうに実際行われる工事なのか、その点お示しいただきたいと思います。

それから、岸辺遊歩道整備事業なんですが、これについては23ページに載っております。これについても、もう前段の委員から何人か出ております。東武鉄道のところからなんですけれども、この23ページの左側を見て分かるように、これ１人分しか歩けません。右側の木がきれいにカットされないと、非常に雨のときなんか通りづらい、そういうのもあると思うんですけれども、そういった点では、きちっとそういうこともやっていただかないと、せっかくフェンスをきれいにしていただいても、もったいないなという気がします。

これはいろいろ理屈はあると思うんですけれども、とにかくフェンスは老朽化していますので、一日も早くフェンスを更新していただきたいという立場から、一緒に木のほうも剪定をするようにお願いしたいという、これは要望なんですけれども、お願いしたいと思いますが、その点いかがでしょうか。

続きまして、176、177ページの東武動物公園駅西口周辺整備事業なんですが、これにつきましても私たちの予算書18ページに載っています。以前からも議論ありますけれども、非常に分かりづらい。

西口周辺エリアを誰もが歩きたくなる町なかとするために、市民のアイデアを基に景観整備やイベント等を実施しますというんですけれども、要は東武動物公園に来た方、特に夜なんかイルミネーションがきれいで、わあっというような感じの

印象を与えます。しかし、我々町民からすれば、もちろんきれいなんですけれども、それ以外に何があるんだろうという感じがするんですよ。

何か市民のアイデアを基に景観整備とかと言っていますけれども、随分大げさだなと。なおかつ、最終的には駅西口周辺エリアの価値を高めるためと言うんですけれども、何を高めるんでしょうね。よくなれば、それはもう自然とついてくるものだと思いますし、何の価値を高めるのか非常に分かりづらい。その辺、もう一度確認したいんです。お願いします。

続きまして、178、179ページの東武動物公園駅東口周辺整備事業です。これにつきましても、私たちの予算書では27ページに載っています。先ほど前段の委員からもありました。これを読む限り、前期実行計画の成果目標、令和７年度で100％になっているんですよ。確かに前段の委員も、しかしどこまでいっているんですかというと67％と。これは新たな今年度の資料で、福祉産業委員会の３ページに載っている。これがないと分からないでしょう。私たちの予算書だけを見ると、令和７年度完成だ、そういうふうに思いますよね。

私も東口を見ていますので、そうはいかないだろうというふうに見ています。これを見ると５年間延伸なんですよ。しかも、今年の４月に予定すると。こんなこと全然書いてないでしょう。分かりづらいでしょう、これ、町民が見て。議員だってそういうふうに思いますよ。ちゃんとその辺は、こうこうこういうふうな状況なので、進捗状況はこういう状況になっているので、５年延伸しますよと。

これ確認なんですけれども、測量も用地も整備工事も全部５年間ですよね。測量設計は４年間ですか、用地買収は令和９年度だとすると４年間ですか、整備工事だけが令和10年度、こういうことなんでしょうか。確認をさせていただきたいと思います。

そうしますと、ここはバスターミナル化というのもあると思うんですが、いつ頃から始まるんでしょうか。その点もお尋ねしたいと思います。

続きまして、180、181ページの公園費でございます。これにつきましてもるる説明がございましたので、分かりました。

ただ、気になるのは、どういう整備なのかというのも資料で示されていますので分かるんですが、１つ気になったのは、地元の協力がないとできないというような、そういう答弁を先ほどしていましたけれども、これは何か条件があるんですか。俗に言う草刈りとか、そういうのはあるのかもしれませんが、どんな条件、どういう協力がないとこういうオリジナルパークをつくれないのか、その点お尋ねしたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　２時３３分

再開　午後　２時４７分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

引き続き、まちづくり建設課の一般会計分の質疑を行います。

ご答弁お願いいたします。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

まず、１点目の都市計画道路春日部久喜線、町道の12号のほうになります。こちらの残事業、ネックになっているのはどういうことかというところですけれども、毎回の説明で大変申し訳ないと

思っております。用地買収のほうが進んでいないのが大きなネックでございます。

こちらにつきましては、個人情報の件もありますので、どことははっきりは言えないんですけれども、大きく面積があるところは２件になります。１件につきましては、相続が終わって用地交渉をいろいろさせていただいております。当初よりは話が進みました。物件の調査についても、１回目の調査がもう５年以上前の話になりますので、再調査させていただいて、おおむねの金額等は出てきているところでございますので、この流れで契約に向けて頑張っていきたいというふうに考えております。

もう１件のほうでございます。こちらにつきましては、まだ未相続という関係もありまして、ちょっと難航をしている状況でございます。こちらについてもお話はできる状況でございますので、相続が終わっていないというところの手続上の話もありますけれども、権利者さんが何名か共同でいますので、どうにか同意を得て進められればというふうに思っております。

次に、同じ春日部久喜線の252の延伸というところなんですけれども、こちらにつきましては、今、県のほうと協議をさせていただきまして、町施行の街路事業という形を取りまして、事業を進めようというところで協議を行っているところでございます。まだ認可のほうは下りておりませんので、何とも言えないところではありますけれども、今協議の中では、令和10年度をめどに工事のほうが終わればという形で進めております。

ということなので、その前の町道12号線につきましても、遅くとも令和10年を目標として、252のほうの延伸と合わせて、もちろん北春日部の区画整理事業もありますけれども、そちらと足並みをそろえるような形を取らせていただいて、全線がつながって、広がってという形で、令和11年供用開始みたいな形になればというふうに考えております。

続きまして、万願寺橋通り線のほうです。こちらのほうの交差点なんですけれども、こちらのほうは、以前、県が測量等のために地元に入ろうということで動いたところでございます。

ただ、当時、反対があって、それ以上の事業が進められなかったという経緯もございますので、その辺のところを考慮した上で地元に入らせていただいて、今考えているところというのは、町道部分の拡幅についての検討ということになりますので、そこだけじゃなくて、以前、県のほうの資料が残っているものもありますので、そちらのほうを確認しながら、渋滞解消にはどのような整備がいいのかというところで、設計測量に反映させていければなというふうに思っております。もちろん地元のほうにも入って、地権者に対しての説明等をさせていただければなというふうに考えております。

こちらのほうは、実行計画上の話になりますけれども、ネットワーク道路の一番下ですね、万願寺橋通り線については、令和６年度からの設計というふうにしか明記されておりませんので、後期のほうの計画で事業の進捗のほうは検討させていただきたいと思いますけれども、それによって工事の完了がまた見えてくるのかなというふうに思っております。検討に入る状況でございますので、明確にいつまでというのはなかなか言えない状況でございます。

予算書の172、173ページ、私たちの予算書102ページのほう、地区生活道路ということで、道佛地区の区画整理事業をやっていたところの拡幅というところになります。この話につきましては、道佛土地区画整理事業を行うときからの話、昔か

らの話でありまして、区画整理をやっているときにも、６メーターの区画道路ができますというところと、一部歩行者専用道路ができるところ、こちらは４メーターで整備されますというところを説明した上で、地権者の換地ですとか、もしくは保留地の配置をさせていただいております。いろいろ区画整理事業等、あと河川改修等、時期がずれていてというところもありますので、最終的に、町として６メーターというところで舗装の整備を行うということで完了するというふうに考えております。かなり昔からの話で出てきているものでありまして、今最近に始まった、周辺住民が張りついてからの要望による事業ではないということを理解していただければというふうに思います。

続きまして、岸辺遊歩道、私たちの予算書の23ページになると思います。こちらの文殊院橋の近くのところで１件民地がありまして、道路が細い状況で、交差点のような形になっております。

こちらにつきましては、地権者の方と用地交渉的な、用地交渉までいかないんですけれども、その前の段階で、どんなような土地利用を考えているかというところで担当のほうで確認させていただいている状況であります。写真では草というか、木が出ていたりというような印象を受けるかと思うんですけれども、権利者さんのほう、管理は割と真面目にやっていただいておりますけれども、たまたまちょっと伸びているかなという写真が写っていたかと思います。

うちのほうといたしましても、できれば用地のほうを買わせていただいて、多少なりとも広がればいいなというふうに思っています。ただ、今の段階で垣根みたいな形の木を切ってしまうと、段差がすごくあるので、逆になくなってしまうと危険な状況もあるという状況でございます。なので、将来的には拡幅をするなり、それなりの対応を考えていきたいというふうに考えております。

続きまして、予算書の176ページ、177ページ、私たちの予算書の18ページ、西口のわくわくロード事業ですけれども、イルミネーション、確かにおっしゃるとおり、町外の方が東武動物公園に行って、行き帰りににぎわいがあるというか、きれいだなというのはあると思うんですけれども、それだけじゃなくて、町といたしましては、そこで何かが生まれてほしいというような意味合いもあってやっているものでもございます。

なので、冬のイルミネーションがもとで、それをきっかけとして市民の活動が生まれたり、そこで冬のイベント的なお祭りというのが、町が主催するものではなくて、市民の活動として行われるものを期待しているものでもございます。もちろん駅から東武動物公園、それを越えた新しい村まで歩きたいというふうに思っていただけるのが理想だとは思いますけれども、そういった回遊性だったりというものが生まれればというふうに思っているものでございます。

なかなか、市民のアイデアを生かして将来的に価値にしていくというのは、確かに難しいことだと思っております。それが私たちの予算書だけに書いてあるわけじゃなくて、第５次総合計画の中でそういう文面がございます。それが事業のそのままを記載されているような状況になっておりますので、担当といたしましても、市民参加でつくり上げた第５次総合計画に基づいて、このような目標を持って進めているところでございます。なかなか分かりづらくというのは確かにあると思うんですけれども、担当のほうも、このような目標の中で努力して進めているような状況でございます。

なので、その辺の価値を高めるというのは、市民の力だったり、活性化というところで価値が上

がっていけばというふうに考えているところでございます。

続きまして、私たちの予算書27ページの東口の資料です。こちらにつきましては、私たちの予算書のほうで書き方が分かりづらいと思うんですけれども、スケジュールが書いてある下の段になると思うんですけれども、そちらについては全てにおいてなんですけれども、総合計画のスケジュールが写されているだけになっていて、現状を描かれたものではないような形になっております。なので、ほかの事業もそうなんですけれども、実際の進捗と計画時の進捗ということで、大変分かりづらくなっているのかなというふうに思っております。

なので、今後につきましては、もう少し上の文章の中で進捗率なども入れられれば、多少分かりやすいのかなと思っております。

先ほどもお話があったかと思うんですけれども、街路事業としての期間につきましては今年度で終わってしまいます。なので、今、県のほうと協議をさせていただいている中で、県の指導もございますけれども、あと５年ぐらいでどうにか終わらせようというところでございます。なので、その事業については、あと５年伸ばした形で完了できればというふうに思っておりまして、その委員会の資料のほうにはそのことを書かせていただいているような状況にございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（和田光春君）　主幹の和田です。

予算書174ページ、175ページ、私たちの予算書105ページの橋梁維持費についてご説明申し上げます。

まず、令和６年度の内容ですが、無名橋６、実施設計・工事とございます。場所は大字和戸地内となっていまして、宮代台から和戸地内のほうにちょっと散歩できるような道があるんですけれども、そこを行っていただいて、人しか渡れない踏切があるんですけれども、そちらの手前の備前堀川に架かる橋になっております。宮代町は99橋の橋梁がございまして、橋の名前がついている橋梁自体が少ないものですから、名前がついていないものについては無名橋という名前で、番号によって管理させていただいております。

実施内容ですが、無名橋６につきましては、橋梁の長さは12メーター、幅員が4.6メーター、大分古い橋梁になっておるんですが、手元の資料では完成年を示すような資料がございませんので、大体、宮代台の造成が終わったぐらいというふうに地元の方から聞いておりますので、昭和48年頃ではないのかなと。そうすると橋の年齢は50歳ぐらいということになっています。

内容につきましては、補修工事の内容ですね。まず塗装の塗り替えです。この橋が、普通、コンクリートの橋と鉄でできた橋があるんですけれども、こちらは鉄でできた橋になっておりますので、橋梁の下の部分、桁の部分、横桁の部分について塗装の塗り替えです。さびを落として塗装を新たに塗り替えるということになります。橋脚の補修は、橋を支える足みたいなコンクリートでできたものがあるんですけれども、そちらにひび割れ等、劣化している部分がありますので、そちらの補修。橋梁自体、下は鉄でできているんですが、上はコンクリートになっていますので、そのコンクリートの床盤の部分のひび割れの補修等。橋の両側にガードレールのような防護柵がついております。こちらの防護柵についても大分古くなっているということと、今の基準ではガードレールの下から

ちょっと体が入るような隙間がございますので、そちらのほうを塞がないといけませんので、ビームのようなもので、柱のようなものでガードレールの下の隙間の部分を埋めるための工事を行います。

そのほかに、伸縮装置の更新ということで、こちらは橋梁の橋台の部分、よく橋と橋の境に車で走っているとガツンガツンいう部分があると思うんですけれども、ちょうど橋の橋台と橋台のつなぎ目の部分の劣化がございますので、そちらの更新。前後の舗装、こちらはあまり舗装という感じの舗装じゃないんですが、橋梁との段差がないように、橋梁前後の舗装について修繕させていただきます。

無名橋６についての補修内容については以上になります。

無名橋９ほかというものもございまして、こちらについては補修の設計を行います。こちらは工事には入らず、来年度の修繕に向けた設計になります。こちらについては宮代台２丁目地内の５か所になりまして、先ほどもちょっとお話が上がったんですが、姥ケ谷落としに架かる宮代町の町道の橋梁について修繕いたします。こちらについても、橋梁点検の結果によってある程度劣化箇所がもう判明してございますので、そちらについて詳細に、工事をするための設計を行っていくという形になります。

無名橋については、実施設計プラス工事ということで、実施設計が100万円、工事費については3,300万円を見込んでおります。無名橋９ほかについては、補修設計といたしまして500万円を見込んでおります。

橋梁の補修につきましては、橋梁長寿命化計画というものを作成いたしまして、これに基づいて補修、設計、点検を行わせていただいております。昨年度、橋梁点検の委託費を計上させていただいたんですが、宮代町の橋梁99橋を３年間かけて、大体33橋ずつぐらい、ちょっと年によって変わったりするんですが、３年間橋梁点検を行いまして、橋梁長寿命化計画については、その点検の結果を基に５年程度で見直しを図っていくという形になっております。

この点検で補修箇所を見つけて、橋梁点検の中で判定区分が４区分あるんですけれども、１、健全、２、予防・保全段階、３、早期措置段階、４、緊急措置段階というものがございまして、３以上になったものについては早急に直さなければいけないということになっております。今、宮代町については、無名橋の６については３判定が出ていますので、早急に修繕が必要。それ以外の橋梁につきましては、判定は２以下となっておりますので、予防・保全の補修工事を行っていくという形になってきます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

ご質問のありました地域のオリジナルパークをつくろうの地元の協力がないとできない、その地元の協力とはどういったものなのかというようなお話だったかと思います。

こちらは、まずオリジナルパークをつくろうの事業の企画の趣旨としまして、オリジナルパークにつきましては、人々のライフスタイルに合わせてそれぞれが地域の場となるように再整備をして、地域の人々が集まる場を地域の皆さんと共につくり上げますというのが企画の趣旨となっております。その点、まず整備をしていくのに当たって、地域の方々と一緒にこちらの事業を進めていこう

というのが必要になってきます。そういう点で、まず地元の協力が必要になってくるというのが企画の段階で出てきています。

今回、この事業を進めるに当たりまして、町のほうで事業のモデル公園としまして、市街化区域内にあって、かつ1,000平米以上で、町が持っている土地で10年以上の新規公園ではないという、こちらの条件を基に、該当する公園がある地区のほうにお声がけをさせていただいたところ、宮代台と学園台のほうからご協力いただけるということで事業のほうを進めてまいりました。

この事業を進めていくのに当たりましても、社会実験ですとかワークショップ、こういったところで地域の方々にもご協力いただきまして、今回整備のほうを進めていけるというような形にたどり着いたといったような状況でございます。

そのため、この事業を進めるに当たりましては、まず地元の方々と一緒に、連携しながらじゃないと進めていくことができない、そういった意味合いから、地域の協力がないとできないというような形でご説明をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

ちょっと説明の中で落ちていたところを説明させていただきます。

都市計画道路春日部久喜線の252の延伸部分というお話があったかと思いますけれども、そこに春日部市とともに進めている新しい橋の話もございます。こちらにつきましては、同じ252号線の延伸ということで、事業としては同じく令和10年までを目標に工事を進めるということで考えておりまして、春日部市のほうで整備工事を進めていただいて、町としては負担金のほうをお支払いさせていただいているところでございます。この辺につきましては、年度協定等を初めに結ばさせていただきまして、春日部市と共に協議を行いながら進めているものでございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

また抜け落ちていた点が１つありましたので、ご説明させていただきます。

東口のバスのターミナル化というお話だったと思います。こちらにつきましては、今のところ、今の２路線のままというような形でレイアウトのほうを、警察協議等を行いまして進めさせていただいているところでございます。その２路線プラスミニバスというような形で、町バスの乗り入れが可能になるようにということで検討しているところでございます。

こちらにつきましては、杉戸町のほうにも負担をいただいているところもございますので、ミニバスの時間帯を調整させていただいて、宮代町、杉戸町両方とも駅前広場を使って乗り降りができるようにというようなことを考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　委員会資料の３ページのほうに東口の整備について書かせていただいております。こちらの事業スケジュール、下のほうにあるかと思うんですけれども、今のところ、設計だったり用地買収を進めさせていただいておりまして、整備工事につきましては、おおむね２年ぐらいで終わらせるというような形で事業を進めているところでございます。

ただ、既存の用地が買えていないところもございますので、その辺は事業の進捗を見ながら、仮設で回したりというものも含めて考えていかなくちゃならない場合もございます。ただ、こちらも街路事業という認可を取っていますので、都市計画事業でもございます。今現在、用地が買えなくて難航しているところについては、ある程度の期間を切って、言い方が悪いかもしれないですけれども、法的な手続も取らなくてはならない場合もあると思いますので、そういった説明も入れさせていただきながら、用地の交渉のほうを進めさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　丸藤委員。

○委員（丸藤栄一君）　丸藤でございます。それでは再質問させていただきます。

まず、172、173ページの道路新設改良費、都市計画道路整備事業でありますけれども、町道第12号線の整備については、大きな理由として２つあるということで分かるんですが、随分かかっていますよね。かなり前から、私もそうですけれども、ずっと早く道路完成できないのかということで取り上げてまいりましたが、これは用地買収とかについては、それはもう個々にある問題ですから仕方がないにしても、それにしても随分かかっているなと。

しかも、完成が相対的に本当に少ないですよね。未完成のほうが多いというふうになっています。地盤沈下の関係もありますし、それは理由を言えばいろいろあるかと思いますけれども、目に見えるような整備でないといけないと思いますので、そういった点では、今、予算委員会ですけれども、めどとしては令和10年度ということである程度理解していいのかどうか、その点。

先ほどの答弁を聞いていると、令和８年、令和９年に工事が入れればみたいな、そういう答弁の仕方もしているので、そういう答弁の仕方をすると気になります。やっぱりもう少しきちっとした計画と対応でしていただかないと、また延び延びになってしまうのかなという、そういう印象を与えますので、そこはきちっと、やっぱり押さえるべきところは押さえないと、もたもたしてしまうと思いますので、これはよろしくお願いしますしか言いようがないんですよ。お願いします。

それと、町道第252号線なんですけれども、ここについては宮代町の都合じゃないですよね。春日部市の北春日部駅周辺の開発による延伸ということなんですけれども、ですから、これは春日部市のほうの都合なんですけれども、この橋梁については、ですから本来春日部市に全部負担してもらいたいというような、そういうこちら側から言えば虫のいいようなことになるかもしれませんけれども、これはあくまでも北春日部駅ですから、春日部市というのは北春日部駅を開発するので、それは春日部市のほうの都合なんですけれども、こちらから言えば、やはりより春日部市、都心、駅に近いほうがメリットはあるわけですよね。

ですから、そういった点では、春日部市の都合で町道第252号線を延伸するわけですから、その辺の橋梁の関係も、向こうは向こうで譲らないとは思うんですけれども、その辺はどうなんでしょうか。負担の割合ということでもう一度お尋ねいたします。

それから、万願寺橋通り線については、これは今の時点でははっきり言えないということで、分かりました。ただ、引き続きここも早い整備が必要ですので、よろしくお願いしたいと思います。

続いて、地区生活道路整備事業については、道路の拡幅については分かりました。以前からだということで分かりました。この辺、私の認識がち

ょっと違っていましたので。

続きまして、橋梁の関係も長寿命化ということで説明していただきました。本当に名前のついていない橋梁もあるんですけれども、一つこういうふうに修繕整備しようとするとこんなにかかるんだなというのが改めて分かりましたが、宮代町、狭いながらとはいえ、こんなにありますので、やはり順次やっていかないと大変だなというふうに思います。ぜひその点ではお願いしたいと思います。

それから、岸辺遊歩道整備事業についても分かりました。

それから地主さんにも、垣根も本来だったら取って拡幅していきたいというような答弁もありましたので、これは写真は反対側から撮っただけで、この菓子屋さんがあるところは非常に広いんですけれども、向こう側は狭いので、もう少し何とかならないのかな、そういう思いで質問したところです。ぜひ拡幅できるものであれば引き続きお願いしたいというふうに思います。これはこれで結構です。

それから、東武動物公園駅西口周辺についてなんですが、今も説明していただきましたが、分かりません。理解できませんよ。これだけ町民、市民のアイデアをいただいてイベントもやっていきたいということなんですけれども、ここについては何か理由をつけてやっているだけで、やっぱり主体的にこういうふうにしたいというものがないからはっきりしないのか。非常に分かりづらい。それでわくわくするような道に整備しとか、西口エリアの価値を高めますと言うだけで、言葉尻が走っているだけで全然理解できない。これは町民には理解、これでされていると執行部としては思いますか。その点、再質問お願いしたいと思います。

それから、178、179ページの東口駅前広場の関係です。

なかなか用地買収も大変かと思います。それに従って測量、整備工事も大変だと思うんですけれども、ここは、私なんか特に以前から言っているように、バスのターミナル、ロータリー化というか、これはもう近々の課題だというふうに思っています。せっかくここまで来ています。もう少しなのかどうかというのはあるんですけれども、法的な措置を取らないと、これはややもすると進まないのかなというふうに思うんですけれども、その点もう一度お願いしたいと思います。

それから、180、181ページの公園費の関係で、どのような協力がないとできないのかというのは、今の答弁で分かりました。

これはモデル事業もずっと地域の協力を得てやっているんですけれども、宮代町はそもそも公園が少ないです、児童公園とか。単なる児童公園という言い方は失礼かもしれないですけれども、単なる児童公園も少ないんですよ。そういう中で、これから防災等々の関係もありますし、こういうのももちろん大事ですが、それと並行して公園を造っていくという、そこについては、最後です、どうでしょうか。お願いしたいと思います。

以上。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

課長。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田でございます。

再質問の１番目の予算書172、173ページの都市計画道路整備事業でございます。

町道12号線の都市計画道路春日部久喜線につきましては、委員ご指摘のとおり、かなり期間がかかっております。先ほど副課長の答弁でも、令和10年度をめどに完成させるというお答えをさせて

いただきました。

ネックになっているのは２件ということで、相続登記をしていないところが面積的に一番多いという状態になっておるんですが、令和６年４月１日から相続登記というのが義務化されますので、これを十分に地権者の方に説明して、今後進めていきたいと考えております。

あと、町道の252号線の春日部への延伸でございますが、こちらの路線については宮代町の念願の道路ということで、以前から、もう昭和の時代ぐらいからずっと春日部市のほうにお願いをしていた経緯がございます。このたび北春日部周辺の土地区画整理事業が立ち上がるという、まだ以前の状態なんですが、そういう話が持ち上がった段階で、私が都市計画の副課長時代に当時の課長と春日部市のほうに行きまして、お話を聞いてきて、ぜひ区画整理をするんであれば宮代からの路線をこの区画整理に通してくれというお願いをした経緯がございます。

まだ区画整理のほうの準備組合の段階だったんですけれども、地権者のほうも、どうせ宮代町が通るんであれば、16号まで延ばさないと意味ないねということで、春日部の北春日部から来る道路と宮代から通る道路の真ん中辺り、交差するところに商業施設ができますので、宮代からの集客にもなるだろうということで、地権者のほうが賛同いただきまして、じゃ、区画整理地内に宮代からの道路を通しましょうということになった経緯がございます。警察の協議で、春日部市側が16号に接続できないかということで交通協議のほうをしていただいたんですが、梅田の交差点ですか、近くに交差点があるんですね。交差点からすぐ立体になっちゃうんですね、東武の立体が始まるので、そこにつけるのはもう無理だということで警察のほうから言われまして、ですので、今、都市計画決定しているのは、北春日部駅前から来る道路に、丁字路にぶつけるような形ですね。直接16号につながらなくても、右折してすぐ左折すれば16号に曲がれるということで、そういう形になった経緯がございます。

そんなもので、春日部市との境にかかる隼人堀川に架かる橋につきましては、宮代町がお願いした経緯というのもございますので、本来なら宮代町が全部出してもいいのかなと、向こうにしてみればですね。ですが、春日部市側と協議した結果、折半ということでまとまった経緯がございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　まちづくり建設課副課長、髙橋です。

続きまして、予算書の176、177、私たちの予算書18ページの西口のわくわくロード事業について、先がよく分からないというご質問だったと思います。

こちらについて理解されているのかというところだと思うんですけれども、まちづくり建設課として自らイベントをやりたいわけではございません。公共施設を使っていただく、使い方を知っていただくという観点からのイベントを開催したり、アンケートを取ったりということをやらせていただいている状況でございます。

確かに第５次総合計画自体に書いてあることが、ぼんやりしていて分かりづらいということがあるので、なかなか理解しづらいところはあるかと思います。ただ、今、国で言っているウォーカブルの取組というのは、今、現状として全国的に進められているものでして、ウォーカブル施策というのが分かりづらいというところから、こういった書き方をさせていただいていて、市民と一緒に町なかをつくっていくものですよという説明をして

いるんですけれども、おっしゃるとおり分かりづらいというところでございます。

次に何が整備されてどうなるのかというところを、市民の方から意見を取り入れて考えていこうとしているところではございます。ただ、町の予算的なこともございますので、その辺は広く理解をしていただきたいということから、今までの検討会のメンバー三十数人参加していただいているところではございますが、そのほかにもいろんな方の意見を取り入れるべきだというご意見もございましたので、そういった意味を含めてアイデア募集というものをさせていただいているところでございます。

なので、どう完結するのか、幾らかかるのかというところが分かりづらくて、それが価値の向上につながるのかというところが伝わりにくいところではあるとは思います。それについては、今後のエリアの決定ですとか、どこまでどういう整備をするのかというのは、このアイデア募集を終えてエリアを絞らせていただいて、どこまでの整備をするのかという方向性をもう一回決め直さなくちゃならないと思っております。

そういう形で動いているうちに、前期の実行計画が終わって、次の後期の計画に移らせていただきます。その際に、もう少し明確に話ができるような、町としての案を出させていただけるように進めていければというふうに考えております。

続きまして、予算書のほうは178ページ、179ページ、私たちの予算書の27ページの東口の、早急にバスターミナルとしての対策をというところでご意見をいただいておりますけれども、こちらについて、私のほうで法的措置が必要な場合はというお話をしているんですけれども、これについては、都市計画事業、都市計画道路である、主に認可を取っている街路事業である東口の駅前広場ですとか、今、取ろうとしている春日部久喜線252の延伸の区間については、法的な措置が取りやすい道路になっております。というところから、ちょっと差別をした形ではあるんですけれども、最悪の場合はそういう形を取らせていただいて、事業を進めなければならないという思いで進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

公園のほうの、新しく公園を造っていっては、防災の関係とかもあるので造ってはどうかということでご提案いただきました。こちらとして、ご提案のほうは非常にいいお話だとは思うんですけれども、実際今回、公園環境管理事業のほうで、公園遊具の更新工事ということで600万円ほど予算を計上させていただいています。こちらについては、町内にある遊具のほう、昭和の時代から現役で使っていただいた遊具等がまだ宮代町はかなりありますので、そちらのほうを更新する、新しいものに入れ替えるための費用で入れさせていただいたんですけれども、どうしても宮代町は、遊具の数が公園の中で幾つもあるところがございまして、そちらを順次更新していく費用としても、これから手をかけていくというような段階になっています。

そのため、現状からすると、今ある既存の遊具のほうをまず更新させていただくというのが、新規の公園をやる以前にまずそちらからさせていただきたいなと思っているところでございまして、現状は財政的にも新しい公園を急に造るというのは難しいのかなというふうに考えております。

そのため、まちづくり建設課のほうとしましては、既存遊具の更新をさせていただいて、その上

で開発行為等で新しい公園ができれば、そういったところを新設の公園として使っていただければというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑は。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。２点お願いいたします。

１点目は、草刈りロボット、ページ数は181ページです。

前段の委員さんからも何回か出ているんですが、この草刈りロボットを使う広さというんですか、その公園の広さをどれくらい考えているのか。それと、ロボットをそこに設置するとなるとどこに置くのか。盗難とか、そのあたりはどうなっているのかお聞きします。

もう１点は岸辺遊歩道です。私たちの予算書だと23ページなんですが、さっき前段の委員からも出たんですが、岸辺遊歩道の古利根川まで、町民とすると全体をやってほしいというのと、先ほどちょっと出ていた答弁の中で、フェンスがきれいというのが３丁目だけなんですね。３丁目は、私が引っ越す前ですから、もう20年以上前にきれいにしていただいたのでいいんですけれども、４丁目側が岸辺遊歩道をしようとしているところよりひどく、川に斜めになってしまっていて、非常に危ない状況なんですね。それは別でやってくれるのか。

町民としましては、１丁目、２丁目のほうはきれいになるけれども、人口が県道より東側に多い町民が非常に使う道なので、そのあたりどう考えるのか。できたら古利根まで、本当に古利根の景色がとてもいいところですので、鳥もたくさん来ますし、そこまでやっていただくと、皆さんが納得いく岸辺遊歩道になると思いますので、どう考えるかお聞かせください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

まず、１点目の草刈りロボットに関してでございます。

こちらにつきましては、基本的には、例えば持ち上げたりひっくり返したりすると防犯ブザーが鳴ったりというふうな仕様になっているということで伺っております。そのほか、最悪持ち去りとかということが考えられるかと思うんですけれども、内部にはＧＰＳ等がつけられるということで話を伺っているところでございますので、あとは周辺の住民の方のご協力も必要になってくるかなということは感じておりますので、その辺は実験的な要素もあるんですけれども、みんなで見守っていただけるような草刈りロボットになっていただければなというふうには思っております。

公園の広さといたしましては、けやき公園が対象になりますので、1,519平米ぐらい、およそそのぐらいの広場になっておりますので。

続きまして、私たちの予算書23ページの岸辺遊歩道事業、古利根川までということで、３丁目側、４丁目側のほうがひどいというご意見でございます。こちらにつきましても、今回の岸辺遊歩道事業として、令和６年度といたしましては、まずは県道までというところでございます。

多分、フェンスのひどいところというと、実際、古利根沿いで結構ひどいところもあるのは、担当のほうでも分かっているところではあるんですけれども、まずはそういったところを先行して整備させていただいて、この事業とは別になるかと思いますけれども、また来年度以降には予算の確保

を行っていきたいなというふうに思っております。

岸辺遊歩道と考えてしまうとどうしても、もともとの始まりというか、県道のほうの話があって、人道橋を造る、その周辺の駅までのアクセスといいますか、その周辺の整備をということがメインで考えられたものでございまして、どうしても国納のオーバーブリッジのほうが進まないイコールその人道橋のほうが進まないというような状況ですので、何となく事業として進みが遅いかとは思うんですけれども、そういう意味での岸辺遊歩道、あの辺の一体、そのほかの遊歩道的なところについては、随時直していければというふうに思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

１つ目のロボットなんですけれども、私、ロボットを見たことあるんです。再生エネルギーで、下にブルーベリーを植えて、ちょっと高くして太陽光のエネルギーやって、所沢で見たんですけれども、かなり広い場所をロボットがやっているんですけれども、エネルギーのあれなので、新しく電気を使わないんです。太陽光でやっているので、その電気を使ってロボットをやっているというので、私はこれはすごくいいなって。多分同じようなものが動いていたんですね。

今、町がいろいろ太陽光発電を取り入れようとか、CO_2減らすということでやっているときに、ちょっと私思ったんですけれども、電気で新しくする意味があるのかな。例えば小さな公園の照明を全部太陽光の小さいのにして、それでロボットが動かせたらいいかなとかも思ったんですけれども、実際ロボットの使う頻度とか電気代ってどういうものなのかということと、もう一つ、どこの町内も欲しいと思うんですね、それって１か所入れちゃったとき。それを105万とかかかっているものをどう説明していくのか、難しいと思うんですね。そのあたりどう考えるのか、１問目お願いします。

岸辺遊歩道の副課長のご答弁はもっともなんですね。それで、以前から申し上げていますけれども、皆さん、病気で脳梗塞で倒れた方とか非常にたくさん、フェンスを触ってリハビリで歩いているんです。それで、半年するとすごく皆さん元気に歩けるようになったりするんですけれども、３丁目のほうはきちっとしている。結構触ったりして、皆さん本当によく歩いていらっしゃるんですけれども、そういう意味でも大きく捉えて、フェンスの改修というのはしっかりしていただきたいので、岸辺遊歩道は今、副課長がおっしゃったとおりの、進まないから分かるんですけれども、しっかりと生活道路と皆さんの憩いの場所であり、そういうリハビリの場所にもなっているので、そのあたりどう考えていくのか、もう一度答弁をお願いします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

草刈りロボットのほうの使う頻度ということなんですけれども、草刈りロボットにつきましては、一度設置して設定してしまった後は、そのまま決まった時間に草を刈りますので、基本的にはほぼ毎日動いているというような形になっています。

電気代のお話なんですけれども、すみません、私たちがそれを入れようと思ったときに、そういうソーラーのほうのことはちょっと想定していなかったので、現状、そこまでは比較とかはしていない状況です。

今回、うちのほうで試験的に入れるというのもありますので、そういった意味では、取りあえずこちらを入れさせていただいて、その上でほかの団体さんのほうで、ほかの地区でそういったものをやることがあれば、そういう部分も今度改めて検討させていただきたいと思います。

あと、こちらのほうの草については、草刈りするに当たって他の地区にどういうふうに説明するかというお話だったんですけれども、草刈りロボット、ある程度の範囲の草を刈るので、そういう意味ではいろいろ遊具が周りに置いてあったりするようなところだと、遊具のほうがまばらに置いてあったりだとか、そういうところだとあまり適さないのかなという部分もあるので、新たにもし入れるということになった場合については、そういったところもご相談させていただきながら、地元のほうと考えていきたいなというふうに考えています。まだ現状では今試験的なものなので、これからどうするかというのは検討の段階ということで、ご理解いただければとお願いします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

フェンスの件につきましては、やっぱり地区生活の道路沿いというようなこともありますので、なるべく安全で利用できるようにというふうに思いますので、予算はありますけれども、なるべく直していける方向で考えていきたいと思いますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　**九**山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山です。

ロボットのほうは、町がノーカーボンとかゼロにしようとかって取り組んでいるときに、一緒にそういう考えの下にやっていくことも大事かなと。それで、ロボットって根こそぎ取らないと思うんですよね。上を刈っていく状態だと、私、見たのはそうだったんです。だから毎日刈っていくんですけれども、公園って大体歩くところって草は生えないんですよね、夏休みとか。そうすると、本当にこの金額をかけて導入するのがどうかなってちょっと私的には思って、そこをもうちょっと、再生可能エネルギーを町が取り組むのであれば、公園の照明とロボットが動くだけぐらいのソーラーだったら小さくて済むんですよね。そういう考えをもうちょっと入れていただきたいなと思うんですけれども、そのあたりお願いします。

それで、フェンスのほうはお願いしたいのと、結局、フェンスを直さないから、道路の端がみんなもうぼろぼろで、危ない状態に道路自体もなっちゃっているんですね。そういうところも、やはり住民の方の安全、皆さん高齢者の方多いので、その辺も含めて検討していただきたいので、もう一回答弁をお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○まちづくり建設課主幹（小林賢吉君）　まちづくり建設課主幹の小林です。

草刈りロボットのソーラーのものを取り入れられないかということなんですけれども、今回、**九**山委員のほうから、そういうソーラーのものでやっているところもありますというお話でしたので、うちのほうも少し検討をさせていただいて、もしできるようなものであれば、そういったものも考えていきたいなというふうに思います。現状だとちょっとまだそこまで調べ切れているわけではないので、ご理解いただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○まちづくり建設課副課長（髙橋勝己君）　副課長の髙橋でございます。

フェンスプラス周辺の舗装等ということで、確かに傷んでいるところも見受けられるところもございます。先ほど説明させていただいたとおりなんですけれども、優先順位というものがありますので、予算の範囲内でなるべく整備できるものは対応させていただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、以上でまちづくり建設課の一般会計分の質疑を終了いたします。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　３時４９分

再開　午後　４時０４分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

これより教育推進課分についての質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いします。

また、質疑に対し資料を使用する場合は、必ず資料名、ページ名を言って、なるべく簡潔にお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○教育推進課長（田中啓之君）　皆さんこんにちは。教育推進課長の田中です。どうぞよろしくお願いいたします。

以下、出席職員、自己紹介させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　皆様こんにちは。教育推進課副課長兼学校教育センター所長の小川でございます。よろしくお願いいたします。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）　皆さんこんにちは。学校教育担当、学校管理幹兼副課長の竹内知子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○生涯学習室長（飯山　武君）　皆さんこんにちは。教育推進課生涯学習室長の飯山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（嘉茂達哉君）　教育推進課学校教育担当指導主事、嘉茂です。よろしくお願いいたします。

○教育推進課指導主事（齋藤真美子君）　こんにちは。学校教育担当指導主事、齋藤でございます。よろしくお願いします。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　こんにちは。教育総務担当主査の髙橋と申します。よろしくお願いいたします。

○教育推進課主幹（小島英樹君）　こんにちは。学校教育担当、小島です。よろしくお願いします。

○教育推進課主幹兼指導主事（加藤裕一君）　こんにちは。学校教育担当主幹兼指導主事の加藤です。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（川﨑章人君）　こんにちは。生涯学習・スポーツ振興担当主査の川﨑と申します。よろしくお願いいたします。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（田代宇隆君）　こんにちは。生涯学習・スポーツ振興担当主査の田代と申します。よろしくお願いします。

○文化財保護担当主査（横内美穂君）　こんにちは。生涯学習室文化財保護担当の横内と申します。よ

ろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。２問質問させていただきます。

まず、一般の198ページ、199ページ、学校管理の中の中学校施設管理事業のほうなんですけれども、この中で、先日町内視察をしたところ、須賀中の体育館の天井の塗装がかなり剝げていまして、そのとき学校の先生に、運動中に落ちてきて大変危険だということを聞きました。町のほうに何回か話をしたんですけれども、なかなか改善がなかったということなんですけれども、このような状況は町のほうでは把握していたのでしょうか。

それと、もう一つなんですけれども、216ページ、217ページの社会体育設備維持管理事業の中の草刈りの件なんですけれども、本年度の地域の中の特徴に、地域グラウンドの草刈りの維持管理とありますけれども、この委託で259万6,000円とありますが、西条原、前原、宮東グラウンド、私、ソフトボールをやっている関係でここのグラウンドをよく使うんですけれども、草刈りには幾らぐらい年間経費が使われているんでしょうか。

この２点、よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

まず１問目、予算書198ページ、199ページ、中学校施設管理事業の須賀中体育館の塗装の関係で回答させていただきます。

須賀中体育館につきましては、連絡があったかどうかということなんですけれども、大変恐縮なんですけれども、直接教育委員会のほうには現場のほうから上がってきていないので、もしかしたら学校の中で話合いはあったのかもしれないですけれども、塗装が落ちて危険な状態であるということはこちらには入っていない状況でございます。

ただ、ほかの学校もそうなんですけれども、学校施設、体育館、全て老朽化のほうがかなり進んでおりまして、恐らく須賀中の体育館におきましては、天井の骨組みに塗ってあるペンキがぼろぼろになって、多分小さい破片が落ちてきて、粉みたいなのが落ちてしまうような状況があるのかなというふうには思っております。

以上となります。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

予算書216ページ、217ページ、社会体育施設維持管理事業におけます委託料、除草・樹木管理委託料の関係でございます。

ご質問の中で、グラウンドの草刈りは幾らぐらいかかっているのかというようなご質問だったと思いますが、こちらにつきましては、令和６年度は、こちらにございますとおり259万6,000円の予算を計上させていただいてございますが、基本的には除草にかかる費用ということで計上させていただいてございます。

なお、令和４年度決算におきましては、197万円ほど除草に関係する経費を使わせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（鈴木次男君）　答弁漏れでお願いします。

今、私のほうでは、宮東と前原と西条原のグラウンドでどのぐらい使われているかお聞きしたか

ったのですが。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

グラウンドに係る草刈りということでございますが、申し訳ございません、それぞれのグラウンドごとに草刈りのほうを委託しているんじゃなくて、町内のグラウンド全てを一括して委託のほうを行ってございますので、申し訳ございませんが、各グラウンドごとの草刈りの費用というものは把握してございません。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　それでは、再質問させていただきます。

まず、中学校のほうなんですけれども、落ちてきたということは、すぐに対処できるのでしょうか。そのときの予算はどこから出るのでしょうか。

それと、草刈りのほうなんですけれども、６月頃からソフトボールのリーグが始まるんですけれども、そのときになると、膝よりも上ぐらい草が生えていまして、ソフトボール、外野のほうを守って走るのは非常に危険です。試合中に草が多くてロストボールになってしまって、プレーが怠ることもあります。年に何回ぐらい行って、どのようなときになったら草を刈るのか教えていただけますか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。須賀中の件で回答させていただきます。

すぐに対応できるのかということなんですけれども、天井のほうがかなり高い状況になっておりますので、足場を組んで工事をすることになるので、その足場代というのが、いつも工事のときに数百万円とかかってしまう高額になりますので、今すぐ発注してできるものではないというふうに思っております。

なので、今後、大規模修繕とか改修とかあるときに、足場を組むような状況があるときに、併せて直すような感じになるかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

グラウンドの草刈りの件でございますが、こちら年４回草刈りのほうを実施してございます。なお、昨今の猛暑等によりまして、草の生育というのが非常に激しくございます。そういったこともございますので、年４回の草刈り以外にも、伸びている状況を見まして、職員が自前で草刈りのほうを対応しているような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

それでは、再々質問というか、最後の質問になりますけれども、まず中学校のほうなんですけれども、かなり先生方の話では、体育とかスポーツをやっているときに上から落ちてきて、バスケットボールとかバレーとかやるときに、上を向いて、それが落ちてくるのは非常に危険だということなので、できれば速やかに。ですから、その工事を前倒しでやってもらうようにして、そのときにやれるような体制を取ってもらいたいと思います。

それと同時になんですけれども、やはり中学校とか小学校もそうなんですけれども、危険だと思

われるところは定期的に検査をしたりとか、学校側のほうにも町のほうに速やかに要望を立ててもらって、こういうところが非常に危険になる前に対処してもらえたらいいと思います。お願いまで入りますけれども、よろしくお願いします。

それと、草刈りのほうなんですけれども、今、町の職員の方も自前でやっているとか聞きますけれども、どのぐらいの頻度で見に行っているのかとかというのが非常に気になりまして、去年もそうなんですけれども、ちょっとたってグラウンドのほうに行くと、膝よりも上に伸びているというのが多々ありまして、きれいに刈られているときというのは、今の時期ぐらいと５月の中ぐらいに１回きれいになっているのは分かります。あとお盆の頃、盆踊りとか何かがあるからとかいって整備されているのは分かるんですけれども、その後は結構伸びているという状況なので、４回なのか、それは４回で足りなければもうちょっと検討のほうをよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

まず、須賀中学校の体育館の関係で、ありがとうございます。学校の危険箇所につきましては、教育委員会としても速やかに対応していきたいというふうに思っております。学校のほうにも予算を配分しておりまして、その中でやってもらうものと、あと大規模なものにつきましては、校長会等の要望とかもいただいたりとかしておりますので、その中で速やかにしていきたいと思います。

ただ、危険箇所もたくさんありますので、優先順位をつけて、本当に危険な部分からということでやらせていただいておりまして、今の非構造部材のように、地震があって落下するとかという、本当に危ない、命に関わるところからまずやらせていただいておりますので、なるべく速やかにやっていきたいというふうには思っております。よろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

グラウンドの草刈りのご質問でございます。現場確認をやられているのかというようなご質問であったかと思いますが、グラウンドの現場確認につきましては、基本的に毎週月曜日に町の職員、会計年度任用職員でございますが、グラウンドのほうを巡回させていただきまして、グラウンドの状況等について確認をさせていただいてございます。

そういった状況の中でも、年４回の委託によって草刈りをやってございますが、なかなか委託だけでは追いつけない部分については、そのような現場確認をした上で、職員が自前で草刈りのほうをしてございます。

増やせるのかというご質問でございますが、委託につきましては予算の範囲がございますので、委託で行う場合はちょっと厳しいでございますが、自前のほうでの対応をせざるを得ないというような状況でございますので、仮に繁茂状態がすごいような状況がありましたらば、事業者ともども町のほうにご一報いただければ、状況を確認次第、職員が自前での対応もさせていただければと思ってございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。２点ほど質問させていただきます。

予算書の182、183ページです。下の段の教育費の教育委員会費の中の小中学校適正配置事業です。私たちの予算書では46ページです。私たちの予算書で質問させていただきます。

いよいよ、須賀小学校の地域拠点施設の整備に向けて、基本設計・実施設計を行いますということなんですけれども、設計業者というのは地元の業者さんも入っているのかどうか、そのあたりをお伺いしたいと思います。

もう一つ、214、215ページ、(2)の資料館管理運営事業なんですけれども、私たちの予算書では12ページです。そこで、移築民家の旧加藤家とか齋藤家の維持管理はどうなっているのか、維持管理費、そのあたりを教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

まず、適正配置の関係で回答させていただきます。

設計事業者に地元の業者が入るのかというご質問だったと思います。設計業者につきましては、今後、プロポーザルを予定してございます。やり方としては、公募型によるプロポーザルなので、誰でも手が挙げられる状況でのプロポーザルを考えてございます。なので、もし地元の業者さんが請け負うことができると手を挙げるということになれば、可能性はあるという形になってございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

予算書214ページ、215ページ、私たちの予算書ですと12ページ、西原自然の森の関係でございます。旧加藤家住宅とか旧齋藤家住宅等の移築民家の維持管理というご質問でございます。

こちらにつきましては、基本的には開館時の維持管理につきましては、職員、主に会計年度任用職員のほうに中身の戸締り、戸開けとか、あるいは旧加藤家住宅ですと、かまどがございますので、かまどを使った火起こしとか、そういった常日頃の維持管理は行ってございます。

それ以外に、例えば旧加藤家住宅ですと、移築してからもう30年近くたっていますので、結構老朽化しているところもございます。そういったところについては、予算のつく範囲で修繕等を行ってございます。令和５年度につきましては、土壁の補修のほうを行わせていただきました。

ただ、旧加藤家住宅ですと、かやぶきの屋根が特徴のところでございますので、そちら修繕となりますと、相当な高額の経費がかかってございますので、そちらのほう予算の要望はしているところですが、財政事情もありまして、なかなか実現がされていないというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　川野委員。

○委員（川野武志君）　川野です。

まず、小中学校適正配置事業の件なんですけれども、設計のほうはそういった形で承知いたしました。

完成が令和７年ということなんですけれども、工事は７年ですよね。設計が終わって建設のときになりましたら、例えば業者さん、ＪＶというか、

地元の業者さんを入れて建設するようになれば、地元にもお金が入るというふうに私は思うんですけれども、その辺をどのように思っているのか、教えていただきたいと思います。

また、加藤園とかそういったものも、あれは建物というか、展示物というふうに前にご答弁いただいて……、加藤園じゃない加藤家。加藤家、齋藤家は展示物ということで、建物じゃないよということなんですけれども、私たちの予算書を見ると、西原自然の森って11ページにも入っているし、12ページ、38ページと３枚にわたって西原自然の森が掲げてあるんですよね、担当課は違うんですけれども。そこまで宮代町って、私の予算書に掲げている事業ってないと思うんですよ、建物自体というか、施設ね。

そういった形で、資料館も含めて、もうちょっと町外の方に来ていただけるような居場所づくりみたいなのを考えたほうがいいと思うんですよね。やはり展示物というよりも、どうして展示物なのか。加藤家、齋藤家、何々家と言うんであれば、やっぱりしっかりとした建物として、何かいろいろ規制があって、そういうふうに展示物になっちゃっているのかもしれませんけれども、その辺もう一度考えていただいて、新しい村にはきっと町外の方が来ると思うんです。

自転車で、例えば新しい村にレンタル自転車、進修館に自転車を置いてあるんですけれども、あれを新しい村に置いておいて、自転車で行けば、西原自然の森にも行けると思うんですよ。その辺の道路の整備もして、ぜひ西原自然の森、町外の方に訪れていただいて、せっかく資料館もあることですし、また竹林もありますし、行くとすごくいいところだなと、心が落ち着くなというふうに私は思うので、ぜひとも町外の方に来ていただきたいと思うので、そのあたりの整備というのを、教育推進課に質問するかどうか、ちょっとあれなのかなと思ったんですけれども、そのあたり答えられる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

１点目のほうの小中学校適正配置事業の関係でお答えいたします。

７年度以降に工事に入るということで、その工事の請負業者、ＪＶ等もあるのかということなんですが、すみません、今のところ正直、工事のほうまで、まだそこまで検討は進めていないんですけれども、そういったものの可能性もあるのかなというふうには思っているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

西原自然の森の関係でございます。委員のご質疑にございましたように、町外の方にもお越しいただいて、今以上に、大変すばらしいところでございますので、皆さんに共有していただきたいなというふうな思いがございます。そういった思いがありますので、第５次総合計画におきましても、前期実行計画事業としまして、教育委員会で行っています移築民家の活用編でございますとか、あるいは環境のほうでは里山体験とか、そういったような事業を組み合わせて、西原自然の森を今以上に活用を活発にしていこうということで取り組んでいるものでございます。

西原自然の森郷土資料館事業でございますと、

あそこには、旧加藤家住宅のほかに、旧齋藤家住宅あるいは旧進修館というような３つの展示物、施設がございます。それぞれ中に入って見学をしていただきたいというのもございますが、そうはいいましても、なかなか老朽化をしているところもございますので、できる範囲で、外からの見学だけではなくて中にも足を運んでいただいて、当時の、特に進修館でございますと、明治44年に建てられた学校の教室でございますので、そういった内部の原風景とかも見学していただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。大きくは２点質問させていただきます。

予算書の188ページ、189ページの⑷いじめ・不登校対策事業についてお聞きいたします。

こちら、本年度の特徴が各相談員の配置による不登校対策の充実、いじめ問題対策の充実とあるんですけれども、資料の１ページ、各学別不登校といじめの認知件数のところを見ますと、特にいじめのほうなんですけれども、令和３年と令和４年で数が激増して、倍以上になっているのが見受けられます。そして、令和４年から令和５年にかけては、そこまでは増えていないんですけれども、この令和３年、令和４年の間に何か対策を特に取られなかったのか。今回、そこまで増えていないんですけれども、何か対策に違いがあったのかお聞きしたいのと、今回の詳しい対策を教えていただきたいです。

それと、２点目ですが、予算書の218ページ、219ページの学校給食費のところで、私たちの予算書は117ページになります。あと、資料のほうが14ページの学校給食費の滞納状況調べを見ての質問なんですけれども、まず、本年度の予算が前年度比較で93万円減っているのですが、これがなぜ減っているのか教えていただきたいです。

あと、こちらの資料のほうの滞納状況なんですけれども、こちらの見方がよく分からなくて、令和４年度の現年度と過年度というのがどういったことなのかちょっと分からないのと、合計が未収になっているのが108万2,532円なんですけれども、こちらが何件で何人なのかということをもし分かればお願いいたします。

あと、保護者にお支払いしていただいている給食費といわれるものが、今１食当たり幾らで、１か月幾らになるのか教えていただければと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

予算書の188ページ、189ページ、特にいじめの認知件数のことについてご質疑いただきました。

まず、令和２年度、令和３年度が小学校が170件、令和３年度が246件、そして令和４年度になって543件と増えているということなんですが、こちらのほうは、いじめの認知件数ということになっておりまして、いじめとは、いじめ防止対策推進法に定められている定義としては、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」。簡単に申し上げますと、子どもが友達に何かをされて嫌だと思ったものについてはいじめであるという、そういうものについて子供たちにアンケートを取らせていただいて、少しでも嫌だなと思ったことはありますかというようなことでアンケートを取っています。

そのような状況の中で、子どもたちが、僕はちょっとあのとき嫌だったから、何個いじめがあったというような感じで認知を進めているところでございます。ですので、このいじめの認知件数が増えたということは、教員が積極的に認知を進めて、大きくなる前に解消していくということで、埼玉県では積極的な認知を進めている結果でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川です。

私のほうからは、学校給食運営管理事業の件で３点ほどお答えさせていただきます。

まず１点目が、予算額が93万円ほど減額になっている理由ということになりますが、こちらにつきましては、前年度、令和５年度にボイラー改修工事、大きな金額の工事がありましたので、その分がなくなったということによる、トータルでいうと若干マイナスという形になってございます。

２点目になります。滞納の状況の見方ということで、予算要求資料の14ページ目になります。まず、例えば令和４年度を例に取りますと、上から現年度と過年度、合計というのがあります。現年度は令和４年度の徴収状況、過年度というのはそれより前、令和３年度より以前の滞納の分の状況になってございます。最後は合計となっております。

まず現年度でいいますと、調定額といたしまして、本来もらうべき金額がこちらにあります１億1,400万程度の金額になります。そのうち収入したもの、実際徴収できたものが１億1,410万9,542円となります。なので、差引きで令和４年度に徴収できなかった金額が１万6,400円になってございます。

対しまして、下の過年度なんですけれども、令和３年度以前からの徴収ができなかった部分が121万2,385円になります。このうち、令和４年度に督促等を行っておりまして、回収できた分が14万6,253円、まだ残ってしまっているのが106万6,132円という見方になります。

残りの人数なんですけれども、こちらが13件で13人というふうになってございます。

３点目でございます。給食費の１か月及び１食当たりの金額になります。小学校と中学校で異なっております。小学校につきましては１か月4,100円、中学校につきましては１か月4,800円になります。１食当たりですが、小学校が244円、中学校が285円となってございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

多分答弁漏れじゃないかと思うんですけれども、いじめの本年度の具体的な取組をさっきお聞きしたんですけれども。

○委員長（土渕保美君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

大変失礼いたしました。

本年度の取組というか、学校ではこれまでもずっと取組を続けさせていただいていますが、子どもたちから認知をするということで、まずは相談員やスクールカウンセラー、そういうものを置いて相談ができる体制はつくっております。

それから、もちろん担任や管理職、養護教諭、学校にいる先生たちには、相談しやすい体制をつくっていただく、子どもたちとの人間関係をつなぐということで、日々努力していただいております。

そのほかに、学期に１回ですが、学校によってそのアンケートの名前は違うんですけれども、な

かよしアンケートとか生活アンケートということでアンケートを取らせていただいて、いじめのような嫌な思いをしたことはありますかというようなアンケートも取らせていただいています。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

いじめのほうは分かりましたので、ありがとうございます。

それでは、給食のほうでちょっと再質問させていただくんですけれども、こちらの私たちの予算書のほうの学校給食運営管理事業のところに、食材費の高騰に対応するため、小学校１食当たり25円、中学校１食当たり30円を町公費にて負担しますとあるのが、これは予算のどの部分になるのかということです。

○委員長（土渕保美君）　野原委員、ページのほうを。

○委員（野原洋子君）　すみません、私たちの予算書117ページにあります。

それともう一点、滞納なんですけれども、読み方はよく分かりました。ありがとうございます。

それで、こちらは今13件ということでしたけれども、こちらのほうが、事情というか、お支払いしていただけない事情などを聞き取りに行っているのか、そこをお知らせいただきたいです。

お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

まず、１点目の私たちの予算書の中の25円と30円の公費負担がどの部分に対応するかになりますが、こちらにつきましては、需用費の消耗品費の中に含まれるという形になります。

続きまして、もう一点になります。滞納の理由ということになりますが、実は今滞納している方というのが、一番最後が令和２年、その前が平成28年ということなので、最近の方は皆さん、遅れても完納していただいているので、大変恐縮なんですが、私のほうでは、その方々がどのような理由で滞納しているかまでは把握していなくて大変恐縮です。

以上となります。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　よく分かりました。

滞納状況、現在では支払いは滞っていないということで安心いたしました。

昨今、給食無償化ということが言われているんですけれども、資料の13ページのほうに、完全無償化になっているところがまだ９自治体ということで、私も聞くんですけれども、無償化にしたところの給食が刑務所のご飯よりひどいんじゃないかという、そういうご意見もあったり、あとは、私は宮代町で伺ったところ、無償化にしてほしいという意見よりかは、今ちょっと足りないという、もっと食べたいという、育ちざかりなので、逆に給食費を増やしてもいいからもうちょっと食べさせてくれというご意見を受けておりまして、そのあたりの保護者とかお子さんからのそういうご意見などがあるかどうか教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

全員の方から聞いているわけじゃないのであれなんですけれども、例えば学校給食の研究会なんかでＰＴＡの方に参加していただきまして、ご意見いただいている中では、まずは心配されて、この物価が上がっているのに、給食をどのように提

供しているんですかという、大丈夫ですかという心配がされるのと、あと言われるのが、給食費を上げてもいいので、子どもたちにおいしい給食を出してほしいという、その会議の場ではそういうご意見のほうをいただいていることもございます。

以上となります。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

今お答えいただきましてよく分かりました。あまり周りに流されないように、どちらかといえば給食がおいしい、宮代はおいしいからということで、人気になるようになったらいいなと思います。ありがとうございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

小島委員。

○委員（小島あけみ君）　小島です。よろしくお願いいたします。

予算書の188、189ページの英語教育推進事業について質問いたします。私たちの予算書は120ページになります。

令和６年度から英語検定の受験料を、今まで３年間に１回だった助成を年度ごとに拡充するというふうに書かれているんですけれども、１回の助成額というのが幾らになるのかというのを１点お伺いしたいのと、あとＡＬＴの委託料、令和６年度の予算で、英語指導助手委託料というのが前年度と比べると368万5,000円アップしているんですけれども、ここは人員が増えたということで捉えていいのかということと、あと、６年度からは、小学校２校につき１人配置することで指導力を向上というふうにありますので、今までがどのような配置人数だったのかということをお伺いしたいと思います。

あともう一点が、同じページの(6)町民みんなが先生推進事業というところで、報酬のところに学校運営協議会委員というのがあるんですけれども、これはどのような人たちがなっているのかというのをお伺いしたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

予算書の188ページ、189ページ、英語教育の助成についてでございます。助成額は、来年度からは１回につき5,000円とさせていただきます。

それから、ＡＬＴの委託料なんですが、来年度からということで、プロポーザルをさせていただきました。そのときに３社来ていただいたんですが、３社とも物価の高騰や人件費の高騰ということで、１社が1,710万、もう１社が1,680万、もう１社が1,800万ということで出してこられました。その中で、こちらのほうで予算として入れさせていただいた中の業者さんに委託するようにさせていただいたということです。

それから、小学校２校に１人ということは、令和６年度もそのようにさせていただくということで、何年も前は小学校に１人のＡＬＴしかいなくて、その方を４校に回していたんですけれども、最近は２校に１人ということでつけさせていただいています。

それから、同じページの町民みんなが先生制度の学校運営協議会についてでございます。

こちらのほうは、学校運営協議会を設置した学校を、今、コミュニティ・スクールというふうに呼ぶようになりました。これまでは、学校運営協議会ではなく、学校評議員さんという方を立てて、その方たちに校長の求めに応じて学校運営に対して意見をいただいておりました。ですが、これか

らは、地教行法の47条のほうに載っているんですが、教育委員会に学校運営協議会を置くように努めなければならないというふうになっておりまして、学校運営協議会の委員について町の教育委員会が任命するというふうになっています。地域の方で有識者の方や、それから保護者で協力をしていただける方、いろいろな立場の方を選んでいただいて、こちらのほうで任命させていただいているという形を取らせていただいています。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　小島委員。

○委員（小島あけみ君）　ありがとうございます。再質問させていただきます。

英語検定受験料の助成が１回5,000円ということで、これは中学生が対象ということでよろしいのでしょうか。

あと、ＡＬＴの人件費が高騰ということで上がった件は承知いたしました。

また、学校評議員については知っていたので、そこが名前が変わったということで承知しました。

１点だけお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長、竹内でございます。

英検の助成については、中学生について１年に１回5,000円の助成ということで、小学校のほうは１人700円ということで、小学校６年生全員に英検のブロンズというものを受けさせています。そちらのほうで全員にお金を町のほうから出させていただいています。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。３点質問をさせていただきます。

予算書の190ページ、191ページ、ＩＣＴ教育推進事業についてです。

こちらの委託料などなんですけれども、まず、この中で新しくタブレットを用意するための予算がどこに入っているかというので、何件分新しく追加で導入するのかということをまず教えてください。

それから、こちらの13節の使用料及び賃借料で、パソコン教室用ＰＣ等借上料とございます。こちらは、パソコンではないとできない授業をされているのか、タブレットではできないのかというところで、どのようなことに主に使われているのか教えてください。

それから、ＩＣＴ教育に関してなんですが、令和５年度の利用の稼働率というか、どれくらいタブレットを使って授業をされているのか、小中で分かれば教えてください。

次に、２点目が196、197ページ、小学校施設管理事業の12節の委託料、トイレ改修工事設計委託料です。

こちらについては、トイレの改修工事の設計ということで、来年度はエアコンをやるので、今年度は設計ということで、そちらのほうはもう承知をしているんですけれども、来年度も笠原小学校が十何名また増えているような状況だと思うんですけれども、それで以前からもトイレの数が足りないということも言われておりまして、そのあたりと、あと人数を見ますと、ほかの学校よりも倍ぐらいいるような状況で、平均的に各学校１つずつということなんですが、その辺の利用状況において、そのあたりの考慮というか、そういうのはされないのかということだけお伺いをいたします。

３点目なんですが、206、207ページです。社会

教育活動事業の、こちらも委託料の中のみやしろ芸術祭とまちなかどこでもミュージアム事業についてお伺いをいたします。

昨年、みやしろ芸術祭を初めて開催されたと思います。私も芸術祭を応援したいと思っている事業であります。

こちらなんですが、参加したい方も、宮代町の中に音楽や芸術、様々な活動をされている方が多いので、本当に楽しみにされているとは思います。

なんですが、こちらは１日のイベント、芸術祭は１日だけの、前回２日やりましたけれども、イベントだったり、あと、まちなかどこでもミュージアムということで、こちらは、私たちの予算書の19ページで、こういう活動を、飲食店等やアーティストが主体となった、これはみやしろ芸術祭ですけれども、こういったことを、どういうことを想定されているのか、何かいまいちよく分からないところもあって、やりたいという方はいるんですけれども、どのように関わっていいか分かっていないというところもあるので、まず教えてください。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

まず１点目、ＩＣＴの関係でお答えいたします。

まず、タブレットの新しいものを購入するのか、購入数は何件かということですが、予算上では新しいものの購入は含まれてございません。ただ、やはり毎年子どもの数が増えて必要になりますので、前回、補正予算を組ませていただきまして、60台の端末を購入させていただきまして、新年度に向けて備えているところでございます。また児童・生徒が増えるようなことがあれば、補正予算等での対応になるかなというふうに思ってございます。

あと、２点目のパソコン教室借上料ということなんですけれども、こちらにつきましてはリースを行っておりまして、実は期間が５年間で、令和元年の10月からリースのほうを行っております。これが実はＧＩＧＡスクール構想端末の導入直前にパソコン教室を整備しまして、子どもたちがその教室に行って、パソコンを操作するという想定で行っていたんですけれども、その後、コロナになりまして、国のほうが早急にＧＩＧＡスクール構想ということで、子どもたちにパソコンを配布することになりました。

ただ、このパソコンも無駄にすることはできないので、現在、小学校１年生がこちらのほうを使っていただいているものになります。なので、ほかの学年の子はクロームブックを使っておりまして、１年生だけ、恐縮なんですがこちらを使っていただいているという状況でございます。

３つ目、トイレになります。設計になります。

笠原小のほうが、子どもたちが増えてトイレが足りないという状況があるということで、大変こちらとしても心苦しい状況ではございます。ただ、笠原小学校のほうがトイレを増設する場所とかというのが難しい状況もございますので、今後の児童の増加等に併せて検討していく必要があるかなというふうに考えているところでございます。まずはきれいにしてもらって、使ってもらって、また不足する分については検討していくという形で考えてございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

１点目の予算書の190ページ、191ページのＩＣＴ教育、稼働率についてでございます。

こちらのほうは、学校によっても学年によっても違うところはありますが、小・中学校でともに各校１日１時間程度の端末の利用はしております。以前は、総合的な学習の時間等に調べ学習をするときに活用するということがほとんどでしたが、現在はいろいろな教科の学習で使用するようになっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　主査。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（川﨑章人君）

生涯学習・スポーツ振興担当主査、川﨑です。

みやしろ芸術祭及びまちなかどこでもミュージアム事業について答えさせていただきます。

まず、まちなかどこでもミュージアム事業というのが第５次総で上がっていまして、その中にみやしろ芸術祭とかも入っているんですけれども、まず大きく分けて３つぐらいで展開していこうかなという今想定ではいるんですが、まず１つがアート情報の発信ということで、一昨年度からの取組ではあるんですけれども、町内の公共施設ですとか飲食店等、例えばですけれども、ｎｏｕｍａｃｈｉカフェさんであったり、あと、川信さんでもやられているんですけれども、そういったところで開催されているような作品展ですとか、そういった情報を町のホームページとかＳＮＳ等を使って発信していくというような事業。

それから、あと広場とか、主にスキップ広場ですとか、そういったところで、演奏会ですとか発表会なんかを開くときの場づくりというところで、ちょっとサポートさせていただこうかなということで、そういう活動を応援するキット、例えば椅子ですとかテーブルですとかテントとか、そういったものを使って会場づくりに役立つ物品なんかを貸し出していける体制を整えているといったところです。

そして、最後３つ目が芸術祭というところで、町民の方々の日頃の練習成果とか発表の場であったり、秋の過ごしやすい時期に、芸術ですとか様々な文化に触れ合っていく、そういった文化に親しむ機会というのを提供していければなというふうに考えてございます。

アーティストが主体となったとかというのが、いろいろ聞かれたと思うんですけれども、例えば先ほど申した飲食店であれば、ｎｏｕｍａｃｈｉカフェさんであったり、今はなくなっちゃったんですけれども、和戸のほうにＫＡＤＯＮＯＮＩＷＡさんとか、そういうギャラリーカフェさんがあって、そういったいろんなところで、芸術祭とかには出ていなかったようなアーティストさんの作品もあるというところで、そういう情報を発信していったり、あと町内だけじゃなくて、都内のデパートですとか画廊、そういったところでも作品展を行っているアーティストさんがいらっしゃいます。また、県外になるんですけれども、国際芸術祭に出展しているような芸術家もいらっしゃるので、そういった方々の情報というのをどんどん発信していって、町内だけじゃなくて町外でも、町のゆかりのあるアーティストさんが活躍しているというのもお知らせしていければなと思っております。

また、芸術祭では、パートナーシップ助成制度というのを設けて、町が用意する場所だったり日程でやるというよりも、個人の活動をされている方ですとか団体さんが、この11月の期間中に任意で、私たちはこの時期にやりたいといった活動発表であっても、場所代ですとか、例えば進修館大ホールを使うといった場合は、音

響とか照明の操作料とかもかかっちゃうんですけれども、そういったものを多少なりとも助成させていただいて、団体さんの融通がもっと利くような開催手法というのを取れたらなというふうに今のところ考えております。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。再質問をさせていただきます。

まず、１点目のＩＣＴ教育に関しては、台数など承知をいたしました。パソコンについても１年生が使って、こちらはリースをして、５年間なので、令和元年からなので、これでもう使わなくなるということなのか、その辺、来年度で終わりなのか、その後はタブレットに切り替えていくのか、その辺をまず教えてください。

それから、タブレットの、先ほどちょっと聞き忘れてしまったんですが、物品等修繕費というのは、タブレットの修理代ということですか。これは違う。保証があるので、タブレットについては故障の修理もしてくださるということなんですけれども、参考までに何台ぐらい故障されたのかということを教えてください。

それから、２点目のトイレについては承知をいたしました。

３点目のまちなかどこでもミュージアムについても、とてもいい取組だなと思って今も聞いておりました。

まず、この３つの活動がこの事業であるということで、内容は分かりました。初めのアートの情報発信というのも、これもとてもいいんですけれども、まずアートの情報発信と、もう一つ知りたいなと思うのが、どこの場所でできるのかということがまず分からないというのもあるので、見る方々のためのアート情報発信もいいんですけれども、今度はやる方々のための情報発信というところで、それもつけていただけるともっと活動がしやすくなるのかなと思います。

例えば、音楽をやりたいという方が練習をするときに、進修館だとここの部屋じゃないといけないとか、公民館だったらいいのかとか、どこだったらできるのかというのがよく分からないので、やはり音の出るものなので、そのあたりのことが分かると、ここで集まって練習できるねというところもあるので、そういうのを知らせてくださるといいのかなと思いましたが、そのあたりのことはどうでしょうか。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

まず１点目、ＩＣＴ教育推進事業の関係で２点ほどお答えいたします。

まず、パソコン教室のリースということで、この半年で切れます。その後につきましては、リースアップという形で、そのパソコンをそのまま使わせていただくという形になります。

今後なんですけれども、今のＧＩＧＡスクール端末のほうの入れ替えがございますので、そのときに併せて皆さん新しい端末にするというふうな予定にしてございます。

もう一点が修繕の台数ということでよろしかったでしょうか。令和５年度におきましては、12台修繕の依頼をして直していただいてございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（川﨑章人君）

生涯学習・スポーツ振興担当主査、川﨑です。

塚村委員からの再質問、お答えさせていただきます。

まず、やる場所の周知ということなんですけれども、どこまで手が届いているかは分からないんですけれども、今回、まちなかどこでもミュージアムの総合ウェブサイトというのをつくらせていただいて、その中に公共施設ガイドというのをつくりました。そこにいくと、町の公共施設の一覧というんですか、リンク集みたいになっていて、まちなかどこでもミュージアムの中に入って、そこをいくと、大体いろんな活動に使えるという施設を検索性を向上させたというんですか、情報を入手しやすくしたというほうがあれですか、そういったところで、そこに、ここで音楽活動ができるよとか、演劇活動ができるよとは書いていないんですけれども、それぞれの施設の使い方ページに飛ぶようにはさせていただきましたので、そういったところで見ていただくか、あと、アートインフォメーションを通じて、川信さんは今、ユイさんがちょっとやって、あとｎｏｕｍａｃｈｉカフェさんでそういった展示ができるんだとか、そういったところでちょっと気づいていただけるとありがたいのと、あと、こういう取組がどんどん進んでいく中で、町のほうにも相談が来たりするといいなとは思っています。

あと、企画財政課のほうとの連携事業というか、連携しているものにはなるんですけれども、庁舎の遊休スペースの活用ということで、町の税務課会計室前のロビー、あそこが確定申告ですとかそういったところで使われないとき、空いたところで、昨年度も絵画ですとか、あと生け花の作品展などをやらせていただきました。なので、そういった場所が使えるんだよというのを、実際使っているところを見せながら、浸透していけばいいかなというふうに今考えているところでございます。

以上になります。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。ご説明いただいていろいろ分かりました。

まず、１点目のほうの最後の質問なんですが、私たちの予算書の117ページのほうにもございます。この端末を利用してオンライン上で教師と児童が双方向で授業をしていくという、引き続きこちらに取り組んでいただくような感じなんですが、昨年お伺いしました、例えば学校に行けていない不登校児童・生徒が家でオンラインで授業を受けた際の出席は、今、宮代町ではしていないということだったんですが、今後研究を進めて、そのようなことをできるようにしていくというお話をいただいてはいたんですが、そちらのほうは、令和６年度はどのような状況になっていくのかということを最後にお伺いいたします。

それから、まちなかどこでもミュージアムについても、いろいろご説明いただいて分かりました。新しいサイトがあるというところで、そこから見てほしいというところなんですが、そこで使えるのかどうかというのがちょっと分からないというところで、もう少し分かりやすく、アートというのがどこまでなのかという、どういう人ならいいのか、そういうラインですね、そういうのも分からないし、あと、やはり音を出すというところで、どういう音楽は大丈夫で駄目なのかというところも結構皆さん分からないので、もう少し分かりやすい内容にしていただきたいと思うんですが、お願いします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

先ほどの不登校の児童や生徒について、その授業をオンラインで受けたときに出席扱いにできるのかということについてお答えいたします。

出席扱いにできるかできないかということについては、文部科学省や県のほうから、授業の中に参加しているのと同等の授業を受けられる場合には出席扱いというようなものが出ております。

今現在、各学校で全ての授業を全ての者が同じような状況で授業ができるかというと、それはまだちょっと難しい状況ではあるんですが、後々はそういうこともできる力をつけて、子どもたちが出席扱いにできるようなというところも検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○生涯学習・スポーツ振興担当主査（川﨑章人君）

生涯学習・スポーツ振興担当主査の川﨑です。再々質問にお答えします。

もう少しアートの範囲が分かりやすくですとか、どういった音楽ならというところなんですけれども、アートというのが定義がなかなか難しくて、私も悩んでいるところなんですけれども、総合ウェブサイトに書かせていただいたのは、文化芸術基本法というのがありまして、その中に掲げられている文化芸術分野を挙げさせていただいています。

ただ、そこには、今言った音楽というのは、音楽という一言でしかありませんので、例えば場所でどこまでの音量ならいいのかとか、アンプは使用できるのかとか、そういったことは今後追々検討させていただくところではあるんですけれども、今、実際動いているイベント、例えば東武動物公園の駅前ですと、民間が主体になって音楽をやられていたり、芸術祭でもスキップ広場を使ってストリートピアノというのをやったんですけれども、そういったものとかですと、今のところ苦情等は入っておりませんので、あのぐらいの音であれば大丈夫なのかなという認識では今います。

だから、今後ちょっと動かしていく中で、どのぐらいだったら大丈夫とか駄目とか、そういったものが分かってくればいいかなと。そのときにある程度の基準というのを示せればいいのかなというところで、今のところは何も示せないのが申し訳ないですけれども、現状はそういったところでございます。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　５時１３分

再開　午後　５時２７分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

引き続き、教育推進課分の質疑を行います。

質疑はございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川です。質問させていただきます。

まず、予算書206、207ページ、私たちの予算書は19ページのまちなかどこでもミュージアムのことについてお伺いいたします。

まず、活動応援キット20万円とあるんですけれ

ども、この活動応援キットって何かというのをお願いします。

もう一つは、みやしろ芸術祭のところで、私たちの予算書のほうではみやしろ芸術祭開催経費ということで144万円が上がっているんですけれども、そして予算書のほうを見ると、委託料ということで77万3,000円ということになっているんですけれども、この差額分ってどういうことなのかということと、あと、運営委託というのはどこに委託するものなのかお伺いをいたします。

それと、予算書190、191ページ、私たちの予算書45ページの日工大サイエンスプロジェクト事業なんですけれども、この事業に関して、約60万ですけれども、ほとんどが58万7,000円、バスの借上料ということで、町内の小・中学校の児童・生徒さん対象ということなんですけれども、全学年の全員のことを指しているのか。あとは、バスの利用方法というか、夏休みに実施するということなんですけれども、学校に集まって、そこから学校ごとにバスを借りてやるのか、日にちが全然違う日にやるのか、学年によって中身は違うのか、あと、日工大のほうでは無償でこれはやってくれているということなのか、その辺をお伺いいたします。

最後に、予算書214、215ページ、私たちの予算書126ページで、資料館の管理運営事業で、令和６年度の特別展、企画展はどのような催しを考えているかお伺いをいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

まず、予算書206、207ページ、私たちの予算書ですと19ページ、まちなかどこでもミュージアム事業の関係でございます。

まず、１点目としまして、活動応援キット、こちらについての内容でございますが、こちらにつきましては、団体さんが文化芸術活動をされる際に、資器材がそろっているところで活動する場合もございますし、または昨年のみやしろ芸術祭のように、スキップ広場あるいは庁舎の１階税務課前のスペースで展示とか、そういったことをされる場合に資器材がございません。そういった際に、活動をされる際に、活動の場づくりといたしまして、必要と思われる資器材をお貸しするということで考えてございます。

具体的にいいますと、昨年来から整備してございますが、例えばテーブルでございますとか椅子、あるいは外で活動の際に使えるようにパラソルでございますとか、あるいは屋内で使用するときにパネルのボードでございますとか、あるいは照明器具のクリップライト、そのようなものをお貸しさせていただこうということで考えているものでございます。

また、私たちの予算書19ページのみやしろ芸術祭関係経費144万円、これに際しまして予算書のほうでございますと、委託料というご質問がございましたが、こちらの144万円の内訳としましては、予算書206ページ、207ページにございます12節委託料、こちらの例えばみやしろ芸術祭展示パネル等運送委託料でございますとか、ストリートピアノ等運営業務委託料でございますとか、こういった経費のほかに、18節負担金、補助及び交付金、これで助成金としまして50万円とか、こういったものを計上してございます。144万円につきましては、委託料のほかに、このようにみやしろ芸術祭を開催するに際しまして必要となるべき経費としまして、それぞれの経費を合算した数字が144万円となっているものでございます。

それと、予算書214ページ、215ページでございます。資料館管理運営事業におけます６年度の企画展、特別展の内容でございますが、こちらにつきましては、今現在、５年度から６年度にかけまして企画展のほうを実施してございますが、そちらが７月までの期間となってございます。

それ以降の展示のものを行うものでございますが、これにつきましては、現在内容について検討しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主幹。

○教育推進課主幹兼指導主事（加藤裕一君）　学校教育担当主幹兼指導主事の加藤です。

予算書190ページ、191ページ、私たちの予算書45ページ、日工大サイエンスプロジェクトについてお答えいたします。

まず、対象学年ですが、本年度全員ではなく、本年度から中学校２年生全員を対象に中学生では実施しております。また、小学校につきましては試験的実施ということで、本年度は小学校６年生を対象に実施いたしました。

ただいまアンケートを取っておりますので、６年生のアンケートによって、内容が易しかった場合につきましては、来年度は５年生等の実施ということも検討していきたいというふうに考えております。

また、実施時期につきまして、夏休みということでございましたが、夏休みにつきましては、教職員を対象とした研修のほうを実施しております。理科が好きになるためには、子どもたちだけではなく先生方の理科の力を高めることも重要ということで、夏休みに教職員を対象とした研修のほうを実施しております。

本年度、日工大サイエンスプロジェクトにつきましては、中学校では３月５日、６日、小学校では試験的に２月28日に実施いたしました。

また、バスにつきましては、なるべく少ない予算でできるようにということで、本年度はピストンで実施いたしました。例えば百間中であれば、２台借り上げたんですけれども、１組と２組を先に連れていって、そのバスが学校に戻ってまた３組と４組を連れてくる。その後に１組と２組を先に帰し、３組と４組を後で帰すということで、なるべく少ない台数でできるように実施しております。

また、日工大サイエンスプロジェクトは無償かということにつきましては、子どもたちを対象とした授業につきましては無償で行っていただいております。ただ、教職員を対象とした研修の薬品代であるとか、また消耗品等につきましては、こちらのほうの予算を出させていただきます。

あと、学習した内容につきましては、本年度は２つのグループに分けまして、Ａグループでは、電子顕微鏡を活用した電子顕微鏡と光学顕微鏡の違い、また高電圧実験をテーマとして、放電や絶縁体についての学習を行いました。Ｂグループにつきましては、電磁誘導をテーマに、骨伝導の仕組みという学習と、また応用化学のほうで乳液とクリームの違いということを体験を通して学習を進めました。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　ありがとうございます。再質問させていただきます。

みやしろ芸術祭の委託先というのが、これは多岐にわたっていろんなところに委託するということなんですか。委託先をもうちょっと明確にお示しいただけたらというふうに思います。

そして、サイエンスプロジェクトについては分

かりました。

輸送のことを何で聞いたかというと、将来的にバスが、プールが学校で全部なくなっていく予定で、生徒どうやってぐるるまで輸送して連れていくのかなというのがちょっとあったので、大体今のでイメージがついてきましたので、ありがとうございます。

その１点だけ再質問をお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

予算書206ページ、207ページ、社会教育活動事業におけますみやしろ芸術祭の委託先というご質問でございます。

こちら予算書のほうには、みやしろ芸術祭展示パネル等搬送委託料、みやしろ芸術祭照明操作委託料、みやしろ芸術祭ストリートピアノ運営業務委託料という委託業務で３本ございます。

まず、１点目のパネル等運送委託料、こちらにつきましては展示パネル、こちらのほうを会場となる、主には進修館となりますが、そちらのほうに運搬していただくための委託経費として見てございまして、委託先としては運送会社のほうに予定してございます。

２点目のみやしろ芸術祭照明操作委託料でございます。こちらは、進修館の大ホールにおいて舞台発表等を行う場合に、照明とか音響とかそういった操作が必要になってきます。こちらにつきましては、進修館のスタッフに操作のほうを委託する必要がございますので、そちらの委託経費のほうを予算に計上させていただいてございます。

３点目のストリートピアノ運営業務委託料でございます。こちらは、５年度におきましても、芸術祭のほうでストリートピアノをスキップ広場のほうで行いましたが、そちらに係る経費としまして、ストリートピアノの運営等を行ってございます業者のほうに対しまして、委託をしてまいろうという形で考えてございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　分かりました。

確認になっちゃうんですけれども、さっきの活動応援キット、資器材、テーブル、椅子、パネルを提供しますということで、これがまち建でちょっと聞いたときに、物置を造って、そこで教育とか一緒に使っていくというお話をちょっと聞いたので、これをそこに入れて貸出しできるようにするということでよろしいですか。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

活動キットの貸出しでございます。こちら教育委員会として活動キット、先ほどご説明しましたテーブルでございますとか、パラソルでございますとか、そういった必要器材を整備してございます。こちら貸出しにつきましては、教育委員会のほうで保管しております倉庫、そちらのほうに今現在保管してございますので、そのような借用の申出がございましたらば、基本的にそちらの倉庫のほうから教育委員会分の資料として貸出しをさせていただくということで考えてございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。重複を避けたいので、１点だけ質問させていただきます。

予算書の214ページ、215ページ、私たちの予算書が126ページで、⑵資料館管理運営事業1,041万5,000円になるんですが、このところで597万円が減額されております。結構減額されているので調べてみましたら、前年度で工事請負費としてハロン消火設備更新工事が352万円あったということなんですね。それを差し引いたとして、この細かいところを調べると、かえって値上がりしているのはあるけれども、下がったところというのがあまり見当たらなくて、１か所だけあるんですけれども、これについてこの予算で大丈夫かどうかということをお伺いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

予算書214ページ、215ページ、資料館管理運営事業、こちらにおきます前年度との比較で597万円ほどの減額となっています。

こちらの内容としましては、ご質問の中にもございましたが、５年度におきましては工事請負費でハロン消火設備更新工事を計上してございました。こちらのほうが５年度で終了していますので、そちらのほうの経費が大きく減額となった理由でございます。

また、それとともに需用費、こちら電気料のほうでございます。４年度の電気料の高騰を受けまして、５年度におきましては、その高騰分に見合う分を予算のほうに計上させていただいたところでございますが、実際、５年度につきましては４年度並みの高騰というふうなことでございませんでしたので、その分の電気料を平年ベースで減額をさせていただいたところでございます。その２つが大きく減額となったものでございます。

その一方、増額となったものにつきましては、委託料、こちらのほうで植栽管理委託につきまして、こちら結構高木がございますので、そちらの枝の落下等を防ぐために、そちらの管理の経費について若干増加させていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

電気料なんですが、前年度は402万円だったわけですね。今回が261万8,000円ということで、電気料はすごい高騰になっていて、約２倍ぐらいかかっているという今の現状なんですけれども、その中で402万円から261万円に、約262万円になると思うんですけれども、下げて大丈夫なのかなというのをもう一度確認したいと思います。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

郷土資料館の電気料の関係でございます。確かにご質問にございましたように、４年度は相当高額になりまして、そういったこともございまして５年度は予算のほうも増加させていただいたところでございます。

実際、５年度の現在までの執行状況を見ますと、予算に対しまして相当低く抑えられているという状況がございますので、そういったことも含めまして、電気料につきましては、郷土資料館だけじゃなくて、ほかの公共施設等も同じように減額をしているというようなことになってございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。再々質問はいたしません。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

長い時間お疲れさまです。申し訳ございませんが、結構な数ありますので、よろしくお願いいたします。

まず、185ページの小中学校適正配置事業、これは広報「みやしろ」の令和３年８月号にも出ておりまして、2019年から2021年10回行ったんですが、このときに、小学校のことは全然出ていないのにもかかわらず、これを基にいろいろと須賀小のこととかと出ているのが、その整合性のことについてお尋ねいたします。

次に、予算書の184ページ、就学時健診料、これは10月に行うものだと思うんですが、15万9,000円、保護者の負担というのはどのようになっているのかお尋ねいたします。

次に、予算書193ページの入学準備補助金というのが18万円と。これは、経済的な理由により就学困難な人に対する、高等教育という形なので、小・中学校のところとはずれるかもしれませんけれども、これの人数というのはどれくらいを想定して、昨年度、一昨年度はどのような状況だったのかというところをちょっとお尋ねしたいと思います。

次に、189ページの、前段の委員も何人かご質問されていました英検のことですね。私たちの予算書のほうが120ページになるのかな。18万7,000円で、今年度からは年１回という形になるとか、いろいろありましたが、例えばその年度で、今ちょっと僕の時代と違うので分からないんですけれども、４月、５月ぐらいにぽんと受かりました。その人が、要するにニンジンじゃないけれども、インセンティブじゃないですけれども、もっと頑張れるように、受かった人はその年に２回目、３回目というふうにやるような考えはあるのでしょうかというところです。また、受験機会はアップしているというふうに、私たちの予算書では何か書いてありましたけれども、これの以前に、昨年度までで結構ですけれども、合格率の推移というものをちょっとお尋ねしたいと思います。

次に、195、201、211ページにＡＥＤ、除細動のことがあります。これはレンタルというのは、先ほどの前段の委員のときにもご説明あったのかな、承知しております。現在、教育推進課のほうで把握している台数というものをお尋ねしたいと思います。

また、別の機会でちょっとお尋ねしたことがあったかもしれませんが、学校に置いてあるものというのは、学校が開いているときしか使えない。さいたま市とかでもありますけれども、校門のところに、水のほうの雨とかの防水の対策もしなきゃならないけれども、校門のところに外に向けて置いてあれば、近隣の人が使えるようになるというところは、町民生活課と話合いになるかもしれませんが、そのようなお考えはあるのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

次に、これも何人もの方がいろいろと出されていますストリートピアノ、207ページ、そして私たちの予算書のほうで121ページ、ちょうど右下のところの写真がそうだとは思いますが、2023年の11月４日、５日、キッチンカーで２日間やったやつだとは思いますが、このピアノ、どこから持ってきたピアノを使っているのかというところと、この25万というのがちょっと高いのではないかなというのと、あとこれを行うに当たって、その日に調律を行ったのかどうかというところ。小・中学校のは年１回調律を行っているというのは承知していますけれども、僕、プロのミュージシャン

の人がいるのでよく聞くんですけれども、プロはレコーディングのときに、その日にちゃんと調律をやる。このようなイベントがあるときには調律をやっているのかどうか。実は町民の方でも、すごい調律に詳しい方が学園台にいまして、その方からも言われたものですから、ちょっとお尋ねします。

調律でついでに申し上げますと、以前は小・中学校と保育課で、子育て支援課で金額が違って違う場所でやっていたのを、小島さんが努力してくださったのでありがとうございます。久喜のアルプス楽器に統一したので、１台当たり9,000円になったというのは、随分と税金が節約できたということでありがとうございます。ついでに申し上げておきます。

次に、これは３か所になりますけれども、予算書の197ページ、205ページ、215ページとテレビ受信料というものがございます。放送法の64条に基づきまして、ＮＨＫを受信できる設備を設置した者はというふうになっていることから、受信料を払わざるを得ないというふうになっているとは思うんですけれども、今後、そのテレビが故障とか買換えとかとなったときにチューナーレス、最初はドン・キホーテあたりで出ていて、Ａｍａｚｏｎでも出ていますけれども、いわゆるモニターですね、パソコンと同じような、そのようなものを購入というか、更新時に買い換えることによって、ＮＨＫに対してはそこの施設は受信料を払わなくて済むという形になります。その前提として、小・中学校とかでＮＨＫをどれくらい見ているのかというところにもなりますが、そこのところは録画をしておいて、ブルーレイでも何でもやって、パソコンでもいいですけれども、それをＨＤＭＩでつないでということで、チューナーレスということはできるというのは理屈上分かっておりますので、そのような考えはあるのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

次に、中学校の201ページになりますが、楽器借上料３万7,000円、これはどのようなものを借り上げて、借り上げという形にしているのかというところをお尋ねしたいと思います。

次に、ごめんなさいね、ページ数はあちこち行っちゃって申し訳ございません。予算書の215ページの植栽管理委託料というのがございます。前段の委員もちょっと触れたようですけれども、昨年度は142万8,000円、本年度172万8,000円、この増額の根拠というものをご説明いただきたいと思います。

次に、私たちの予算書の119ページの小・中学校学力向上推進事業5,318万かな。119ページの説明書を読みますと、中学校のところにも出ています。国や県の学力調査を通して効果の検証を行いますというふうになっています。ところが、これを読んでも検証の結果がどこにも出ていない。私のほうでホームページとかを見落としているんだったらごめんなさい。指摘していただければ拝見したいと思いますけれども、ないようであれば、直近３から５年の国や県の学力調査をやったことの結果、検証、その辺をお示しください。そこのところで効果が上がっていなかったりとか、下がっているようであれば、そこのところをきちんと検証していなければいけないと私は思っておりますので、そのところの説明をお願いいたします。

次に、私たちの予算書の122ページ、青少年健全育成のところになります。子ども大学というところがございますが、町内の４年から６年生というふうな形で対象になっておりますが、これに対して「子どもたちの「好奇心」を養います」というふうに抽象的になっているんですけれども、予算的にはそんなにかかっていないのは承知してお

りますが、日工大及び町内の事業者等と町民の方との交流という点でもよろしいかとは思いますが、もっとアピールできるような効果というのがあるのかというところについてお尋ねしたいと思います。

次に、私たちの予算書の123ページ、お隣のページになります公民館管理運営事業。公民館事業は何点かあって、以前、たしか九山委員が和戸公民館等のことで、トイレの問題等をおっしゃっていて、それが対策なされたのかどうかというところも気になるところではあるんですけれども、それが分かれば教えていただきたいと思います。

僕のほうは、それプラス、ほかのところとも関連するんですが、図書館関係ので、和戸近辺、東武鉄道からは断わられているので、図書の返却ボックスですけれども、置けない。また、マルヤさんも狭いのでということで、和戸公民館、スペースは調べてあるのは確認しているんですが、ただここは月曜日は休みということでということを、担当課、川﨑さんから以前お話は伺いましたが、休みの日があってもいい、その代わりほかの日には使えるという形で、少なくともゼロよりは、0.1なのか0.5なのか分かりませんが、和戸地区でも返せるようにという考えで、そちらのほうにも設置する予定というか、計画、考えはあるのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

次に、図書館のこと、ついでなので申し上げます。今後のほかの地区への返却ボックス等の予定はどのようになっているのか。例えばですけれども、循環バスの中に返却の籠でも何でも置いておいて、図書館のほうに止まったときにそれを回収するという形も、一つの考えとしてあるのではないかというふうに思ってはおります。

また、インターネットによって、宮代町図書館にないものも、他館のものを埼玉県内の横断検索という形でやって、資料を取り寄せることができるというシステムが実はあるんですけれども、ですから所沢とか秩父の図書館にあって宮代図書館にないものを予約して、宮代町図書館に届けてもらうというふうなシステムがあるんですが、これが以前、図書館に行って、その専用の用紙に書いて渡すという形で、その日借りるものがないと、その予約のためだけにわざわざ図書館へ行かなきゃならないというのがあったのが、一時、川﨑さんがエクセルでいろいろとやってくださって、ネットでできるようにはなったんですけれども、その後、図書館がセキュリティーの関係でそれができなくなったという経緯がございます。

少なくとも、せっかく川﨑さん、以前つくってくださったものですから、ネットで通信的にできなくても、春日部のほうはできているんですけれども、以前のように、少なくともエクセルのひな形をやっていただくと、お金がかからないものですし、読み間違いとかも防げるので、そのようなお考えはあるのかどうかというところについてお願いいたします。この辺は図書館のほうとなります。

これも前段の委員が何名か質問してくださった191ページ、私たちの予算書115ページ、日工大サイエンスプロジェクト、重複するところはできるだけ避けたいと思いますが、まず開催頻度、対象者、参加人数。あと、先ほど合川委員がご質問されていらっしゃいましたが、バスの件ですね。今後、この事業を続けるとなると、町の循環バスも、企画財政課から運転手の不足とかいろいろ言われていて、問題が起こる可能性があります。日工大で行うのであれば、姫宮とか和戸から動物公園まで来て、そこからいろんな日工大で、ご存じかもしれない、宅建やら電気技師の試験とかでぞろぞろ歩いていると。駅から子どもの足でも12分から

15分ぐらいで歩けると思うので、バスをあえて使わなくてもいいのではないかというのが１つ。

あと、児童ではなくて中学生であれば、部活であちこち学校に、遠いところでも自転車で行ったりとか現状しているわけですから、中学生に関しては、児童・生徒と書いてあるので、本当に生徒までやっているか、ちょっとバスのほうは分からないので、字面を読んで私が聞いておりますけれども、中学生に関してはバスではなくて、自転車でもいいのではないかなというふうに思っておりましたので、そこのところをお尋ねします。

あとは、189ページの英語の助成額の、先ほどのとちょっと重複してごめんなさい、私のほうがまとめていないので、なりますけれども、この助成額というのも、やる気のある人に対してはアップというのをぜひ検討いただきたいと思います。

まちなかのウェブ、先ほど初めて、ちょっと僕も不勉強で申し訳ございません。初めて伺ったので休憩中に見てみました。例えばストリートピアノでも何でも、いろんなイベントをその中でやっているのを紹介しているんですけれども、ぜひそこのところ、ユーチューブだったりとか、ＱＲコードだったりとかして充実していただきたいという、これはお願いという形になります。

次に、199ページ、205ページの小・中学校の特別支援教育等のことです。特に小学校のほうの1,753万4,000円の新入学児童の通学用品ですか、この辺というのが昨年度よりも258万5,000円アップとなっておりますが、どんどん小学生、出生数も減っておりますし、また、近隣でも限られたパイの、簡単に言うと奪い合いで、久喜でも幸手でもいろんな子どもたちの奪い合いをやっているというのが分かりやすい現状だと思います。

宮代町のカラーを見せるために、この辺をもっと大幅に、できれば僕としては、ここのところは新入学、特に経済的大変な方に対しては、全て税金で賄ってもいいのではないかぐらいに思っています。参考までに、品川区は来年度から、賀詞交歓会とかその辺もやめて、５万幾らの新入学の通学用品とかを援助するというふうなのをやっております、あの大きな品川区でも。そのような形で宮代町もどうかと思います。

これを最後にさせていただきたいと思いますが、ＩＣＴの関係も、これも前段の委員がお尋ねになったところなので、その辺を省いて、できるだけ省いていきますが、５年リースのリストアップのほうは小学校１年生、これは了解いたしました。

また、ＧＩＧＡスクールが始まって５年間で、これは購入したもの。宮代町の場合は、たしかＧｏｏｇｌｅ　Ｃｈｒｏｍｅでやっていると思いますが、ちょっとタブレットのほうは、僕は持っていないので分からないんですが、スマホの場合ですと、大体メジャーのＯＳアップデートというのが２回なんですけれども、そこのところに対応しているのかどうかというところが１つあります。

また、先日もテレビのニュースでさんざん言っていましたが、徳島県で、これはＧｏｏｇｌｅ　ＣｈｒｏｍｅではなくてウインドウズのＯＳではありましたが、かなりのものの故障が発生して、誤答、脱字が起こっているというのがありました。また、近隣でも久喜市で2022年から2023年、修理代が1,000万円超となっていました。

先ほどの質問で、宮代町は大したことはないというのがありましたが、今後、そういうことも考えて、保障なり何なりというところでどのような対応を考えているのか。また、１台を、今後ＧＩＧＡスクールが終わった後には何年程度使うつもりでいるのかというところも含めて、お尋ねしたいと思います。

参考までに、徳島では、１万5,000台のうち

3,500台も、本体が中国のメーカーのものというのは分かっているんですけれども、そのようなものがあるので、以上、ご回答のほうをお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁をお願いいたします。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

私のほうから、４点回答させていただきたいと思います。

まず、１点目が小中学校適正配置事業の検討委員会の内容ということで、お答えしたいと思います。

小学校の内容についての検討についてということであったかと思います。検討委員会につきましては、地域の方もしくは関係団体、学校の関係者、ＰＴＡの方とかたくさんの方、また有識者の方に来ていただきまして、14人で会議のほうを重ねております。

その材料としまして、各種ヒアリング、ワークショップであったりとかシンポジウム、また視察等を行っておりまして、そこら辺のものを材料として検討のほうを進めております。

令和５年度におきましては、まず住民ヒアリング、地域の方のヒアリングを行ったり、シンポジウム、また皆さんを集めてのワークショップ、また教職員ワークショップ、また議員の方対象のワークショップ等をさせていただいております。

その中で、学校についても様々な意見をいただいておりまして、まず地域ヒアリングであれば、例えばセキュリティーの面であったりとか、あとは雨が降っても使えるような、子どもたちが使える半屋外のエリアが欲しいとか、図書館が暗かったので明るくしてほしいというようなご意見、また、明るくきれいなトイレが欲しいというようなのをいただいております。

また、教職員のワークショップも３回開かせていただきまして、プロの目線からご意見をいただいております。明るく開放的な学習環境、同様ですが、きれいなトイレであったりとか、もしくはランドセルロッカーの仕様にゆとりがあってほしいというような様々なご意見をいただいてございます。

また、須賀小の再整備につきましては、２年間かけて構想と……

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　お話し中申し訳ございません。ちょっとずれていっているので修正させていただきます。

小中学校適正配置のこの協議会、審議会、これは10回行って、私も８回ぐらい出ているので承知しておりますけれども、適正配置のね、それずれていると思うんですよ。そのときに小学校のことなんというのは全然出ていない。中学校３つを１つにというのばかりやっていたにもかかわらず、これを理由にいろいろと須賀小のとかと言っているところとの整合性をどのように考えているのかということをお尋ねしているんです。

小・中学校というふうに書いてありながら、中学校しか実はやっていないと。これは、**九**山委員と金子委員も１回ずつぐらいは出ていましたから、何人もいますけれども、そこのところとの整合性が分からないにもかかわらず、あとは小・中学校の９年間のもありますけれども、そこの整合性がなくてどんどん話が進んでいってしまっていますよと。要するに中学校のほうが３校を１校にするという話があって、そこが結論出ていないのに小学校のほうが、須賀小のほうが出て……

○委員長（土渕保美君）　副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川

でございます。今の件についてお答えしたいと思います。須賀小の前の段階でのお話かと思います。

適正配置につきましては、中学校のほうの統廃合につきまして議会への請願がありまして、それで一度止まっているという経緯がございます。その後、委員を全員を取り替えまして、もう一度適正配置の委員会のほうを開催させていただきまして、答申をいただいてございます。

答申の内容につきましては、従来の小中学校適正配置計画については妥当であるというものでございました。小学校を３校に、中学校を１校に再編していくという計画が妥当であるということでございましたが、ただし中学校につきましては、今、人口、児童数が増えているという状況もございますので、今現在、今後、本当に統廃合するかどうかというのは、保留というか、先延ばしになってございます。令和９年度以降にもう一度、中学校３校を１校にするかどうか、また、笠原小学校、東小学校について統合するかどうかにつきましては、再度検討するということになっております。

とはいっても、町内の小・中学校は老朽化してございますので、まず確実に残ることとなる須賀小学校と百間小学校につきましては、最初に再整備のほうを行っていくという計画で、議員の皆様にもご説明させていただきまして、ご理解いただきまして、今現在、20年の計画として進めさせていただいているところでございます。その一歩として、今、須賀小学校の再整備を進めているという状況でございます。すみません、勘違いいたしまして大変恐縮でした。

２件目にいきたいと思います。予算書193ページ、194ページになります。奨学資金事業の中の入学準備補助金になります。

こちらの内容につきましては、高校であったりとか大学であったりとか、入学する際の入学準備資金を利用者が借りた場合に、その分の利息部分を町のほうが補填するというものになってございます。

過去の実績ですが、こちらにつきましては、令和３年度に３件、令和４年度に１件申請のほうがございました。令和５年度は、今現在申請がないという状況でございます。なお、令和４年度の１件につきましては、１万8,415円ということで補助のほうをさせていただいているところでございます。年間になります。

続きまして、197ページ、198ページ、小学校施設管理事業のテレビ受信料でご質問いただいたと思います。ＮＨＫの受信料ということで、チューナーレスのモニターを置けば無償化されるということで、今、委員のほうからご指摘があったと思います。そこについては、今後、調査して検討していきたいと思います。

続きまして、ＩＣＴ教育推進事業になります。クロームブックですね、ＧＩＧＡ端末の故障の発生で保証の対応について聞かれたと思います。保証につきましては、現在は入っておりませんので、その都度修繕をしております。途中で入るというのもなかなか難しいものもありますので、今後の切替えのときに保証のほうは検討していきたいと思っております。

あともう一点が、いつまで使うかということで、パソコンの耐用年数ということで５年間使うことを想定してございます。令和３年度から使っておりますので、令和３年度から令和７年度までの５年間使って、その後、更新していく予定でございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

私のほうからは、９個ぐらいだと思いますが、お答えさせていただきます。

まず一番初め、予算書の184ページ、就学時健診の健診料の保護者負担についてでございます。こちらのほうは保護者には負担はしていただいておりません。全て町のほうで学校医へお支払いをさせていただいています。

続きまして、189ページの英検についてでございます。こちらは、英検の助成を始めたのが令和元年からでございます。その当時は、各中学校３校で、学校の先生が土曜日にこの英検を学校を準会場としてやってくださっていました。学校のほうでそのように子どもたちのために頑張ってくださっていたので、町としても何か援助できることがないかということを考えて、始めたのが始まりでございます。

その当時、埼玉県でも他の市町ではまだあまり英検の助成というのをやっておりませんで、いろいろ調べさせていただいた結果、まず３年に１回、１年生から３年生のどの学年で受けても構わないけれども、３年間で１回、準会場で行う4,500円からどんどん受検料は上がってきちゃっているんですけれども、今はもう4,700円とか4,800円と上がってきちゃっているんですが、３級相当額ということで助成をさせていただいて、準２級を受けたときには、３級相当額よりも高価になってしまっている分だけ保護者に負担していただくという形でやらせていただいていました。

けれども、それは学校受検ということでありますので、その学校に通っていない私立に行っている宮代町内のお子さんとか、そういう方は受けることが今まではできていませんでした。ですから、来年からは町内のお子さん全てが受けられるようにということで、学校会場ではなく、本会場で受けることになってしまいますが、そのような制度に変えさせていただきました。

それから、この後、どれぐらいの人数が受けているかということについてお話をさせていただきますが、予算の中でまだ少し余裕があるということもありましたので、年に１回ということで、子どもたちの意欲があれば、もう少したくさん受けられるようにということで改善を図って、来年度から助成の方法を変えさせていただきました。

始めた元年は合格率が49.6％でした。これは準２級も３級も全てまとめた合格率なんですが、大体50％ぐらいです。

続いて令和２年は、ここからコロナが始まってしまって、第１回、第２回は助成をしていました。第３回は高校受験に重なってしまって、受けられる子があまりいないということで、学校会場では試験をやっていませんでしたので、第１回、第２回の助成なんですが、令和２年は、第１回はコロナ禍で英検協会が実施しませんでした。１回しかやりませんでした。合格率は61％程度でした。

令和３年は、英検のほうはやってくださったんですが、なかなか子どもたち、話したりとか聞いたりとか、スピーキングのテストとかもございますので、積極的に受けられなかったというようなこともあったのかもしれないんですけれども、合格率は48％。そして、昨年度、令和４年は46％、そして本年度は53％ぐらいです。

もっとやりたい人が１年に何回も受けられたらというようなお話も伺ったんですが、まずは来年度はこのように変えたもので、３年に１回だったものを１年に１回にさせていただいたので、それで子どもたちがどれぐらい意欲を持って受けてくれるかということを確認させていただく年にさせていただきたいなというふうには思っています。

英検助成については以上です。

続いて、予算書の195ページのＡＥＤについてなんですが、台数は各校に１台ずつございます。各校に１台ずつ常備しておりますが、東小学校と須賀中学校と百間中学校は、体育館やプールが遠いということで、学校の保健室に置いておくのではなかなか間に合わないということもございまして、その分のレンタルをさせていただいているものが予算書のほうに載っているものでございます。東小学校と須賀中学校と百間中学校は、夏の間のプールの時期でしたり、それから須賀中学校のほうは体育館も遠いですので、そこはプラス１でレンタルさせていただいているということでございます。

そして、その置き場所については、教育推進課のみではちょっと難しいですので、この後検討させていただければと思います。

それから、予算書の201ページ……

〔発言する人あり〕

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

ＡＥＤですか。学校のほうからは報告が上がっておりませんので、これまでは使っていないです。

それから、予算書の201ページの楽器の借上料でございます。こちらのほうはお琴等をお借りしていて、こういう楽器は１年を通して使うものではございませんので、購入することがなかなか難しいところもあり、お借りする借り上げということで使わせていただいています。いつも須賀中学校でお琴を借りているということです。10台借りております。

続いて、小学校の学力向上でございます。この件については、県でも、子どもたちの学力の伸びということを大切にしながら、県の学力・学習状況調査というものを、小学校４年生から４、５、６でやらせていただいています。

数値的なものを言葉で申し上げるのは大変難しいんですが、教育委員会としましては、経年の向上について、このような表にして……

〔発言する人あり〕

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

いや、ないです。すみません。

４年のときよりも５年、５年のときよりも６年、６年のときよりも中１、中１よりも中２、中３というふうに向上していくようにということで、それを目指して日々指導させていただいているところでございますが、いつも向上するわけではなく、やはり子どもたちにとっては苦手だったり難しかったり感じる教科の中のいろいろな単元がございます。そういうものについては、年に３回、学力向上検討委員会というものも開かせていただいて、各学校の教員が、自分たちの学校の子どもの伸びた部分、また課題である部分、そういうような部分を資料として出してくださって、それを持ち寄って、こんな指導をすれば子どもたちはよく分かりましたとか、こういう方法が効果的でありましたということを７校で共有させていただいて、指導につなげています。

今現在、課題だなと思っていることは、学年によってもちょっと違いますけれども、国語については、読み取りがやはり課題であるかなというふうに思っています。そして、小学校の算数においては、図形を苦手としている子がとても多いです。それから、中学校のほうもやはり国語は読み取りが課題かなというふうに思っています。それから、数学については学年によるんですが、関数の問題等、なかなかそこが難しいところなのかなというふうに思っています。

英語につきましては、小学校からずっと、聞く・話すということ、音声での学習を大事に行っていますので、中学校に行っても、その点につい

てはまあまあできるかなというふうに思うんですけれども、やはり中学校に入って初めて学習する読む・書くについては、まだ少し課題があるかなというふうに思っているところでございます。

いずれにしましても、このようにいろいろ検討させていただいて、子どもたちの学力が少しでも上がっていくようにということで、日々力を尽くしているところでございます。

続いて、日工大サイエンスプロジェクトについては、担当の加藤のほうから申し上げます。

○委員長（土渕保美君）　答弁をお願いします。

主幹。

○教育推進課主幹兼指導主事（加藤裕一君）　学校教育担当主幹兼指導主事の加藤です。

私からは、予算書191ページ、私たちの予算書45ページ、日工大サイエンスプロジェクトについてお答えいたします。

まず、日工大サイエンスプロジェクトの頻度ですが、日工大に行って実際に授業を受けるのは、１人年１回というふうになっております。

また、対象につきましては、中学校では中学校２年生、小学校では、本年度試験的に小学校６年生で実施いたしましたが、来年度、小学校６年生のままやるのか、もしくは４年生や５年生にするのかにつきましては、ただいま学校にお願いしておりますアンケート結果を分析して決定してまいります。

参加人数につきましては、中学校２年生全てですので約230名、小学校につきましては、本年度は百間小学校を対象に実施いたしましたので、60名が参加人数となっております。

また、夏休みの教職員の研修につきましては、小学校の若手教員中心に14名、本年度は参加いたしました。

また、バスにつきましては、町のバスと電車を使うことによって予算を削減できるということもございますが、やはり時間がかかってしまうというところがございますので、今回はバスのほうでやらせていただいております。

また、中学校では自転車で移動ということもございますが、やはり30人以上が一斉に移動することについて、安全面の確保が難しいという点、また令和４年度は須賀中学校のほうで試験的に実施させていただいた際には、中学生でも自転車に乗れないという生徒がいるということもございましたり、また、自転車が用意できない可能性もあるという生徒もおりましたので、こちらはバスのほうで実施させていただきたいというふうに考えております。

私からは以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

主査。

○教育総務担当主査（髙橋道彰君）　教育総務担当の髙橋でございます。

私からは、予算書197ページ、205ページの小学校施設管理事業、中学校施設管理事業のテレビ受信料についてお答え申し上げます。

こちらのテレビ受信料につきましては、児童・生徒が見る分につきましては全額免除となっております。

予算計上させていただいておりますのが職員室分となります。こちらは、本日も地震がありましたけれども、災害時用の情報収集ということでテレビを見ているものでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）　学校管理幹兼副課長の竹内でございます。先ほどの続きをさせていただきます。

英検の助成額のアップについては検討されてい

るでしょうかというようなご質疑がございました。こちらは先ほど申し上げたとおり、来年度新たに始めますので、5,000円ということでやらせていただきます。

最後に、予算書の199ページの特別支援学級のお子さんたちへの援助金についてですが、こちらのほうは、宮代町のほうで決められた規定に基づいて、しっかりと補助をさせていただくという考えでおりますが、ご質疑の内容はそちらでよろしかったでしょうか。

〔発言する人あり〕

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

今後、この後、就学援助金をアップしていく予定はありますかということで、宮代町では、現在のところはこのままの状況で援助をさせていただくという考えでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。ご質疑いただいた点につきまして、逐一ご答弁させていただきます。

まず、予算書206ページ、207ページ、社会教育活動事業、こちらにおけます委託料でございます。みやしろ芸術祭、ストリートピアノ運営業務委託料、こちらに関するご質問でございます。

このピアノはどこから持ってきたピアノなのか、金額が高くないか、あるいは調律はその日に行うか等々のご質問をいただきました。

こちらのピアノにつきましては、町が用意するものではなく、ストリートピアノの運営を行っております業者さんに委託を行いまして、その委託業者が持ち込んでいただくピアノとなってございます。

こちらの経費の中には、ピアノの運搬、設置、それだけではなく当日の運営ですね。ピアノを置いておいて自由に弾いてもらうということではなくて、当然、混み合ったときとかに順番とか、そういう運営もございますので、そういったものについての一切合財の経費を２日間分として計上させていただいたものでございます。

今年度、５年度におきましても、みやしろ芸術祭のほうで行ってございますので、そういった実績を踏まえまして、予算のほう計上させていただきました。

そういったことから、調律はその日に行うのかというようなお話もございましたが、こちらは業者のほうで責任を持って、皆さんが弾けるような対応をしていただくということでございますので、また、高いかというお話ですけれども、そういった一切合財を経費を含めての経費でございますので、こちらのほうとしては、そんなに高額であるというふうな認識ではございません。

２点目でございます。予算書214ページ、215ページです。資料館管理運営事業、こちらの13節、テレビ受信料、こちらのほうのご質問でございます。

郷土資料館に設置しておりますテレビにつきましては、録画機能がございません。常時放映しているもので、テレビのスイッチをつけて視聴ができるようにしているものではございません。どちらかといいますと、災害等が起きた場合に情報を仕入れるために設置しておるものでございますので、当然、ＮＨＫを録画する云々というものの対応はしてございません。

続きまして、同じく214、215ページ、資料館管理運営事業の委託料でございます。植栽管理委託料、こちらが前年度と比べて増額となっていると。こちらの理由はということでございます。

植栽管理委託料につきましては、西原自然の森

全体の管理を行っているものでございます。現在、シルバー人材センターのほうに委託を行ってございますが、この度、シルバー人材センターのほうで今年の４月から人件費の見直しが行われまして、そちらの単価のほうが増加するというようなお話を伺ってございます。

また、西原自然の森につきましては、周り全体が樹木が多うございます。樹木の成長により強風で枝が落下するようなおそれもございますので、そういった高木等含めました樹木の剪定経費につきましても、新たに盛り込ませていただいたところでございます。そういったことから、植栽管理委託料については増額となっているものでございます。

それと、私たちの予算書122ページ、青少年健全育成事業、こちらにおけます子ども大学みやしろの関係でございます。

子ども大学みやしろにつきましては、宮代町だけの取組ではなくて、埼玉県下全体の取組としまして行われているものでございます。宮代町につきましては、地元の日本工業大学と連携をしまして、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供する場としまして、子ども大学みやしろを企画・運営をしておるところでございます。

５年度につきましては、全部で６回、授業のほうを行わせていただきました。９月から11月にかけて６回行ってございます。その６回につきましては、日本工業大学の教授陣を講師に招いてのサイエンス的な体験授業のほかに、民間企業、例えば５年度ですと、お薬の話でございますとか、お金の使い方でございますとか、そのような多種多様にわたる授業のほうを企画して運営したところでございます。

こちらにつきましては、実際に行いました子どもたちからアンケートを募ってアンケートを聞きまして、効果というか、感想をお聞きしましたところ、皆さん大変関心を持って臨んだと、面白かったというような声を多数聞いてございます。

また、こちらにつきましては、今年度、お金の使い方ということを行いましたが、これは昨年度、４年度において子ども大学みやしろを行った際に、子どもさんからのアンケートの声を聞きまして、お金の使い方等についても学びたいという声がありましたので、そのような声を反映して、金融機関の方を招きまして、お金の使い方というものの講義を行ったところでございます。

なお、こちらの子ども大学みやしろにつきましては、今年度６回行いましたが、その都度、ホームページのほうに、開催状況について写真つきで掲載をして、皆さんのほうに周知をしているところでございます。

続きまして、私たちの予算書124ページ、図書館管理運営事業の関係でございます。ブックポストの関係についてご質疑いただいたところでございます。こちら具体的に、和戸公民館への設置はいかがなものかというようなご質問があったと思います。

和戸公民館につきましては、ご案内のとおり、和戸公民館以外の公民館を含めまして、宮代町の３館の公民館については全て無人の施設でございます。毎週月曜日が休館日となってございます。休館日以外の利用ということにつきますと、無人の施設でございますので、利用者がいないと館内に入れないという状況でございます。

また、無人の施設なんで、利用者がいて入館できたとしても、特に管理人というものがいませんので、ブックポストを置いた場合、盗難やいたずらということもされる可能性もございます。そういったことから、なかなか公民館に設置というのは、現状では難しいのかなと考えてございます。

また、仮に館外から投函できるような、無人であって閉館してあっても、館外から投函できるようなそういうような仕組みが設置できたとしても、無人がゆえに、よからぬいたずらをされるという懸念もございますので、設置につきましては、指定管理者共々、十分な検討が必要だというふうに考えてございます。

続きまして、同じくブックポストの今後の予定はということでございます。ブックポストの設置につきましては、これまでにも指定管理者において、店舗でございますとか、公共交通機関でございますとか、そういった様々なところに働きかけを行ってございまして、今までのところ設置をできているところもございます。しかし、その反面、そのお店とか事業所によって、店舗契約でございますとか、管理上難しいなどの理由で、設置にまで至っていないような現状にあります。

ご質問の中で、循環バスへの設置というようなご提案もいただいたところでございますが、循環バスにつきましては、ご案内のとおり、車内に設置する場合には、現在の運行車両、２台だけじゃなくて予備の車も含めまして、それ以上の車両が走っております。そういった運行車両全てに設置する必要がございます。また、乗車される方に支障がない場所と形状のものとする必要もございます。そういったことで様々な制約が考えられます。

また、籠の設置というようなご意見もございましたが、どのような籠かというのもございますけれども、誰もがその返還された本を手に取ってできるような籠ですと、ややもすると、いたずらでございますとか盗難といったような、そういう心配もございます。

そういったことから、循環バスへの設置については、どのような形で設置していけばよいのかというものを十分検討させていただく必要があるのかなというふうに考えてございます。

それと、ネット検索による本のリクエストというご質問でございます。

現在、他館の本のリクエストをするような場合については、窓口でリクエストカードにご記入していただくか、あるいはお電話の場合でも承ってございます。お電話の場合については、スタッフが聞き取って、スタッフが自らリクエストカードに記入して、その整理をさせていただいているような状況でございます。

確かに以前は、ホームページ上にエクセル版のリクエストカードを添付して試行をしてございましたが、ホームページ改修時にホームページの委託業者のほうから、セキュリティー等の関係でちょっと問題があるのではないかというようなご指摘がありましたことから、現在はエクセルのほうの添付はしてございません。その代わりＰＤＦ版のリクエストカードを添付してございます。

ホームページ上でのエクセル等のリクエストカード添付以外にも、ホームページ上で直接リクエストする仕組みというのが一番ベストなのかと思いますが、ホームページの改修につきましては、また別途新たに経費もかかりますので、今現在実施してございません。

なかなか経費もかかる問題でございますので、すぐに行うということも難しいところもございますので、その辺については、指定管理者と検討のほうをさせていただければと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

休憩　午後　６時３９分

再開　午後　６時５１分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

引き続き、教育推進課分の質疑を行います。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　まず、質問の答弁ありがとうございました。漏れもちょっとあったんですけれども、再質問のほうでカバーさせていただきたいと思います。

小・中学校の件ですけれども、これは令和５年ヒアリング等をやっている、これは了解いたしました。

ただ、適正配置のことで、先ほど小川さんがおっしゃったのか、ごめんなさい、誰が言ったか忘れちゃいましたけれども、議員のほうの理解が得られているというふうにおっしゃっていましたが、これまでの議員のほうの理解が得られているという理解なら分かるんですけれども、少なくとも私とか今回初めて議員になった者にとっては、先月の２月21日のときに、次期議員協議会のときに、須賀小の案を５つぐらい出されただけで、全然納得もしていませんので、そこのところは改めてご質問させていただきます。

先ほど竹内さんがおっしゃったのか、利息部分というのは了解しました。利息で１万8,415円というのはちょっとびっくりなんですけれども、承知いたしました。

また、健康診断のほうも保護者ゼロということでありがとうございます。承知いたしました。

英検につきまして、189ページのことですね。各学校が準会場だったのを、その辺を変更したということで、それは町外の学校に行っている子にとっていいと思います。

ただ、私のほうで聞き落としがあったんだったらごめんなさいですけれども、中学生だけなのかどうかということですね。小学校６年とか５年生でも受けようという人がいれば、それはカバーしているのかというところです。

あと、今、手持ちに資料がないようであればしようがないんですけれども、合格率が全部の級を合わせたところで出ていましたが、級ごととか学校ごとのがあるようであれば、後で見せていただきたいと思いますので、今は時間もありませんので、遅くなっているので割愛させていただきたいと思います。

また、３回を１回に変更ということで、来年度から行うというふうにご説明いただきました。それを確認するとし、ということですけれども、そこのところ、どこまで伝わっているか分かりませんが、できる限りＰＲのほうを、周知のほうを力、来年度は入れていただいて、再来年度以降につなげていただけたらと個人的には思っておりますので、そこはよろしくお願いいたします。

次に、195ページのＡＥＤ、各校１台で、東小、須賀中、百間中はプールが遠いのでレンタルというところ、これも承知いたしました。

それに伴いまして、特に中学校、小学校はちょっと厳しいかもしれませんが、中学校はＡＥＤを、除細動を置いていることに付随しまして、講習等を中学生に対して、簡易的でもいいんですけれども行っているのか。これはほかの課でも申し上げたんですけれども、講習等を行うことによって少しでも身近になって、町なかでも何でも倒れた人がいたときに、除細動というときに、結構子どものほうが、あそこにあるよとかいうのがあるものですから、そのような講習等を行っているのか改めてお尋ねいたしたいと思います。

楽器については、お琴が須賀中ということで、春琴抄でも弾くのかなと思いながら聞いておりましたが、了解いたしました。

次に、学力向上検討委員会というのがあるというので、すみません、これは初めてお聞きしまし

た。小学校４年、５年、６年生というところを対象として７校の情報交換、これは非常にいいなというふうに思っておりました。

ただ、各論的なところで、小学生、国語の読み取りが苦手、また小学校３年生で図形。私の頃と多分変わっているんでしょう、小３で、私の頃は分数が入ってくるんで、そこのところで引っかかるという人が、よく当時の中学校の校長から話があったんですけれども、いずれにしても、こういうふうに引っかかる子が多いというところのフォローのほうをぜひよろしくお願いしたいと思います。

先ほどの読み取りに関しては、中学生も読み取りのほうが苦手というところがありまして、僕の、もう成人になった人ですけれども、子どもが小学生、中学生のときに、５分間読書だったか３分間読書か、その辺を行っていたというのが、それは今でも続いているのかとういうところをついでにお尋ねしたいと思います。

中学生もやはり読み取り、あと関数、特に関数は中２で２次関数あたりも、２ａ分のマイナスｂとかというのをやったりとかしますけれども、その辺なのかなと思いましたが、ここは僕の時代でも引っかかっている人が多かったので、やはり根底にあるのが、ちょっと先ほど小川さんにも申し上げたんだけれども、私は自分の家がお金がなかったので、塾へ行けなかったものですから、そういうふうに塾へ行けない子どもに対しても、やっぱり貧富の格差がないように、少なくても学校の教科書のレベルぐらいは身につけてあげていただきたいというのが根っこにあります。

あとこれは事実として、春日部市で、ちょっと雑談になりますけれども、中学校２年生で九九ができないのが２人いたと、教員をやっている友達に大沼中で以前あったというのを聞いていたんで、そういうふうなところがないようにお願いいたします。

次に、日工大のサイエンスプロジェクト、オカダさんおっしゃった。頻度のところと対象、中２、小６ということでございました。特にサイエンス関係というのは、これは特殊かもしれませんが、今、小４とか小５も検討しているというふうにおっしゃっていましたが、特に理系の部分というのは飛び級やら何やらで、その分野に対して特殊な才能を持っている人とかもいる、そういう人をできれば見つけてあげたい。テレビでも博士ちゃんとかいろいろやっていますけれども、そのようなところの視点も入れた上で検討するという、先ほどご説明がございましたので、ぜひそういう視点も交えながら検討を行っていただきたいと思っております。

次に、サイエンスプロジェクトに行くので、交通面のところでバスのことにつきまして、まず時間がかかる、また、中学生でも安全面で、自転車がないとかいろいろありましたが、別に中学生は全部自転車というふうに言っているわけではなくて、中学生でも自転車がなければ電車で行けばいいですし、いずれ高校生になったら、多くの人というか、結構の人が電車で通学したりとかするものですから、そこのところは、要は費用対効果に近いんですけれども、これだけのお金をかけてバスを使うのと、その分をでもっと、例えば英検の分をもっと充実したりとか、ひとり親世帯のほうに回すとかと、要は限られた税金をどのように使うかということを念頭に申し上げているものですから、そこのところを改めて考えていただきたいと思います。

ＮＨＫのことに関しまして、休憩時間、小川さんとちょっとお話をさせていただいて、こちらの言っている趣旨が分かっていただけましたので、

委員で全然分かっていない人もいましたけれども、それは個別に説明させていただいても結構です。放送法の第64条の件です。

竹内さんから宮代町の規定でと、199ページの件でありましたが、この規定というのがちょっと分からないので、後で個別にお聞きさせていただきたいと思います。

飯山さんからストリートピアノの件、すごく細かく説明していただいて、本当にどうもありがとうございます。私といたしましては、町のほうのピアノをそこのところに持っていってやっているんであれば、これは高いなというふうなところだけであったんで、業者が持ち込んだんであれば全然高くはないと思っております。そこのところ細かく説明していただきましてどうもありがとうございました。

次に、215ページ、植栽の件に関しまして、これも西原自然の森、範囲が変わったりとか、何か変更があったのかなと思って質問させていただいたんですが、シルバーの人件費のところがアップした、それに伴ってというところであったので、そこのところは了解いたしました。

あとは、私たちの予算書121ページの子ども大学みやしろの全６回、ここのところは承知いたしましたが、さらに、今どのような活性化というか、状況で、人気があるのか分かりませんが、もっと広げていければいいかなと思います。同時に、こども議会とかでも議場を使ったりとかもいいと思います。

最後になりますが、ブックポスト、これは例として、バスのとか和戸公民館を言ったんですけれども、それにも飯山さんが非常に細かく説明していただきましてありがとうございました。

例としていろいろあったりとか、職員の方からアンケートというか意見を頂戴して、要は和戸地区で本を返す場所がないということを何人もの方から、選挙中も含めてその後もメールでいただいたりとかして聞いているものですから、何とかできないかなというところであります。

確かに、バスの件をぽろっとしか出していないつもりだったんだけれども、バスの件は、籠なんてやっていると、誰々が何を借りたというふうなプライバシーの侵害の部分も出てきますので、そこのところは重々承知しております。

ただ１点だけ、今、ＰＤＦで出していますよという話がございましたが、ＰＤＦですと、結局印刷して手書きというところは変わらないんですよね。エクセルをただ置くだけであれば、システムのほうに影響することとかないと思われるので、もう一度業者の方と話をして、そうすればエクセルのほうに直接入力をすることによって、読み間違い等が、受ける方もそうですし、なくなって、それを印刷して持っていけば、手書きよりはいいであろうということを、以前川﨑さんと話して、川﨑さんがつくってくださったんですけれども、そこのところをちょっと指摘しただけですので、そういう点でお願いします。

質問のところは、今述べたところに入っていると思いますけれども、特にテレビのところは、まだ理解していない方もいらっしゃるので、小川さんのさっきの説明で理解していただけたと思いますので、ご回答という形でお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。２点ほどご回答をさせていただきたいと思います。

まず、１つ目が小中学校適正配置事業につきまして、今の小学校の再整備の取組等についての確認であったかと思います。

先ほどの説明と重複になりますが、平成28年３月に宮代町立小中学校適正配置計画というのを町が策定いたしました。ここで町として初めて、小学校を地域の中心施設にするということ、そして、多機能化・複合化することというのを決めております。また、小学校を３校に、中学校を１校に再編していくということを位置づけました。

その後、平成28年11月に、小中学校の統廃合について、慎重な取組を求める請願書が町議会に提出され、町議会で採択したところでございます。

これを受けまして、令和元年度、宮代町立小中学校の適正配置及び通学区域の変更編成等に関する審議会を再度立ち上げまして、委員のほうを入れ替えまして新しい目線で検討していただきました。

審議会で約２年間をかけて検討しまして、令和３年５月に答申が提出されております。内容といたしましては、さきの宮代町立小中学校適正配置計画の内容については妥当であるというもの。ただし、東小学校、笠原小学校については、児童・生徒数が増加している、今後も増加傾向が見込めることから、小学校については今後10年間は４校を維持するというふうにいただいております。また、中学校の再編につきましては、令和９年度から改めて検討するという答申をいただいております。また、統合する際には、中学校については通学に関する子どもたちの安全性を十分に確保する必要があると、以上の４点をいただいております。

それを受けまして、町のほうで、ではどのように進めるかというのを検討させていただきました。町は、児童・生徒数の推移、また第５次総合計画で目指す町の状況を踏まえて、長期的な視点で取組を進める必要があるということで、20年間の期間をかけて取組を進めるというふうに決めさせていただいております。

小学校につきましては、児童減少という問題はありますが、やはり地域に歩いて行ける距離にあるほうが望ましいため、駅を中心とする３つのエリアに小学校を３か所置くというふうにさせていただいております。

中学校につきましては、先ほど言ったとおり、令和９年度以降、再編するということで決めさせていただいております。

20年間ですが、前期の10年、令和４年度から令和13年度におきまして、須賀小学校と百間小学校を地域拠点施設として再整備する。また、令和９年から、繰り返しになりますが、笠原小、東小、３つの中学校の再編について再検討するとさせていただいております。

後期の10年、令和14年度から23年度におきましては、笠原小と東小学校、３つの中学校を、もし再編するという結論が出ましたら、再編を進めていくというプランを立てさせていただいております。

こちらにつきましては、令和３年度に議員の皆様にも町のほうからご説明させていただいて、ご理解をいただいたところでございます。

その後、令和４年５月から６月にかけまして、住民説明会を町内４か所で実施しております。説明していただいたり、そこで意見交換等もさせていただいているところでございます。

こちらの内容につきましては、同じ内容のものを動画のほうで編集しておりまして、町のホームページ、ユーチューブを介して公開させていただいておりますので、もしよろしければそちらのほうをご覧いただければ、詳しい内容を、30分ぐらいの動画になってしまっているんですが、説明会と同じ内容のものを動画で見ることができますので、ご確認いただければと思います。

１点目は以上となります。

２つ目、ＮＨＫの受信料につきましてですが、子どもたちが見ているテレビにつきましては無償になっております。お金がかかってくるのは職員室にあるテレビになります。こちらにつきましては、先ほど説明したとおり災害用のものになっております。

2011年の東日本大震災のときも、やはり職員室のほうでテレビを見ながら情報を収集したということも聞いてございます。リアルタイムでいろんな情報が全国のものが入ってきますので、ずっとつけっ放しで、そこから情報を得ていたというものがございます。

佐藤委員のほうがご指摘があったのは、ＮＨＫの受信はなくても、例えば個人のスマホとかパソコンとかというところをモニターでつなげば、インターネットの情報が共有できるのではないかというふうなご指摘であったかと思います。

こちらにつきましては、学校の現場のほうの災害対応等もあると思いますので、現場のほうと調整しながら進めさせていただきたいと思います。

ただ、１点気になることとしましては、災害時にインターネット環境がつなぎにくくなるとかという点も、もしかしたらあるかもしれませんので、そういったものも踏まえて検討していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

学校管理幹。

○教育推進課学校管理幹兼副課長（竹内知子君）

学校管理幹兼副課長の竹内でございます。

189ページの英検助成のことについてでございますが、こちらは中学生のみでございます。5,000円の英検助成です。ＰＲのほうについては、今後、保護者のほうにも通知をさせていただく予定でございます。

続いて、195ページのＡＥＤの生徒への講習についてでございます。

須賀中学校のほうは、２年生が救命入門で、宮代消防の方に来ていただいて、90分の授業を受けさせていただいています。百間中学校と前原中学校は、保健体育の授業で、応急手当の学習の中でＡＥＤの使い方というものを体育科の教員から学んでいるところでございます。

続いて、119ページ、小・中学校の学力向上についてでございますが、先ほど私がお話の仕方が悪かったのか、図形が課題であるのは、小学校３年生でなく、小学校４年生から６年生までででございます。

それから、５分間の読書というようなお話がございましたが、今現在、５分間読書ということでやってはいませんが、各小・中学校とも読書についてはそれぞれ力を入れて活動しています。

私のほうからは以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。図書館のリクエストの関係で再質問いただきました。

先ほどご答弁させていただきましたように、現在は、ホームページ上ではＰＤＦのリクエストカードを添付してございますが、以前あったようなエクセルの添付につきましては、指定管理者のほうでも、この辺は業者のほうから指摘をされたということでございますが、よりよい利用者のサービスの向上等について考えてございますので、町のほうといたしましても、指定管理者とこの辺について再考をさせていただければというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　最後、再々質問、ほとんどありませんが、ただ答弁漏れがちょっとあるので、日工大サイエンスプロジェクトで、時間がかかるとか、安全面でとか、自転車のない中学生がいるとかって、この点に関しての答弁漏れがあったんで、まずそこを指摘させていただきます。

○委員長（土渕保美君）　主幹。

○教育推進課主幹兼指導主事（加藤裕一君）　学校教育担当主幹兼指導主事の加藤でございます。

日工大サイエンスプロジェクトの、まずバスにつきましては、学校では行事等を精選して、今、働き方改革も言われ、授業時数の確保ということで努めております。

バスを使うことによって１時間の授業を生み出し、授業を１時間やってから日工大サイエンスのほうを体験できる、また体験してから戻って授業を受けられるということもございます。

先生方の負担を少なくすることによって、この日工大サイエンスプロジェクトを長く続けることができるということもございますので、現在はバスのほうの利用ということで考えております。

また、中学校につきましては、自転車と電車で２つに分かれるということもございましたが、２つに分けることによって自転車と電車が使えるということもございますが、逆に自転車に乗れない子だけ浮き彫りにされてしまうということもございますので、現在は、みんな同じ方法を使って移動ということで検討しております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　答弁漏れについてありがとうございました。

今の答弁漏れについて、まず気にかかっているので先に言います。みんながみんな同じ、それが今までの悪しき弊害であって、費用対効果もありますけれども、そういうことを言っているから前例踏襲とかというふうな形になる。そういうところを打破しなければ駄目だというふうに至らないのかというのが非常に残念でなりません。その辺を工夫するのが、工夫して費用対効果を最大にやるのが民間なんですけれども、そこの発想が一個もなくて、できない理由は幾らでも言えるので、今後検討をお願いいたします。

あと小川さんのほうで、僕のほうもちょっと説明が足りなかったんですけれども、個人のと先ほど僕も言ったので、ごめんなさい。子どものタブレットもございますので、要するにそちらでも何でも、要するにモニターのほうにつないで、パワーデリバリーでもＵＳＢ-ＣでもＨＤＭＩでもいいですけれども、それによって見ることができる。例えばＮＨＫじゃなくても、ＴＶｅｒでも何でも今いろいろありますから、そういうことでできる。ヤフーニュースでもいいですから、要はＮＨＫを受信できるものを、先ほども申し上げたように、放送法によってＮＨＫを受信できる機器を設置していると徴収されるというところを回避するために、どうすればいいのかということが出発点なんで、そこのところを今後のときに検討していただきたいと思います。

続きまして適正配置のこと、確かに大体おっしゃっていることは大きく間違いではないんですが、そもそもこの適正配置というのが、住民も入れて住民の意見も聞いていますよと言いながら、３人だけが住民で、あとは役場のほうというか、執行部のほうの一本釣りで決まった人がなって、しかも10回というふうな限られた回数でやって、そこの公平性がおかしいということが前提であるから、それに基づいた答申もおかしいというのは再三言っているところでございますので、そこのところはきちんと言って指摘しておきたいと思います。

あとについては、除細動は、外のほうに向けることができるかというところも、これも答弁漏れなのかな。そこのところ、質問のときに出たのかもしませんけれども、そこのところは住民課のほうとという形でお聞きしましたので、よろしくお願いいたします。

あとは、５分間読書とかその辺の子どもの学力の問題、これはやはり今やっているのと、さらに何か目玉があると、宮代町はいいねと。今、東小学校と笠原の例、他の委員からもありましたけれども、やっぱり笠原が人気があるから行っちゃう、だから自由学区の問題があるというふうなのが出ましたけれども、やはり宮代町の学校としての特色というところで、読み取りが全国的にこれは弱いのは承知しておりますが、そういうところを工夫されるというのを期待しておきたいと思いますので、数点のところだけご回答のほうをお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

回答ということなので、あれなんですけれども、適正配置については、過去の小中学校の適正配置の審議会のやり方についてということで、佐藤委員のほうからあったと思います。今後、検討していく際には、重々住民の声を聞いて進めていきたいと思います。

また、ＮＨＫにつきましては、ＧＩＧＡスクールとか、学校のインターネット環境を使って、パソコンを使ってということもあったと思います。これは繰り返しになってしまいますが、インターネット環境につきましては、個人のものであっても学校のインターネット環境であっても同様で、つながっているアクセス基地とかがダウンしてしまうと、つながらなくなってしまうということはありますので、そこも踏まえて検討したいと思います。

以上となります。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　質疑の前に、先ほどの佐藤委員の質問の中で、適正配置に金子議員とか私が１回とか行ったという話なんですが、１回ではありませんし、私、いつも町民の一人として行っているので、これは個人情報ですし、確かな情報じゃないことを議事録に全部残っちゃうので、その部分は除いていただきたい。公民館もそうですが、ちょっと数が間違っていたりするので、発言というかそこを除いてほしいと思います。それで、あくまでも個人情報なので、名前とか出さないでいただきたいと思います。

質問に行きます。資料15のＬＥＤについてです。

公民館のほうが、毎回聞いているんですけれども、設置率が増えない理由をお願いします。

学校のほうはみんな入っていただいているんですが、これは庁舎と同じ電力会社なのかお聞きします。また、別のリースをしているのかお聞きします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

ＬＥＤについてお答えしたいと思います。ＬＥＤにつきまして、学校施設におきましてはリースで行っております。

以上となります。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

室長。

○生涯学習室長（飯山　武君）　生涯学習室長、飯山でございます。

公民館、こちらのほうのＬＥＤ化が進まない理由というようなご質問でございます。

現在、公民館につきましては、各館が平成10年ぐらいで耐震改修を行っておりますが、それを含めましても、築後50年が経過するような公民館でございます。公民館全体的につきましては、今後の公民館をどうするのかというようなこともございますので、なかなか新たな投資というものを躊躇しているような状況でございます。

そうはいいましても、稼働率が高い公民館もございますので、今後、計画的にＬＥＤ化のほうを進めていこうというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山です。

公民館も、確かに今の答弁で、もう古くなっているんですけれども、50年で。でも、改築するとかいろんな予定はないので、やっぱり電気代とかも全然違ってきますし、ほかの公共施設、庁舎もそうですけれども、すごく進んでいて、公民館だけ進まないという現状は、やっぱり合わせるべきかなと思いますので、今答弁いただきましたので、よろしくお願いします。

リース会社は、庁舎と同じところかなと思うんですが、分からないでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁を求めます。

副課長。

○教育推進課副課長（小川雅也君）　副課長の小川でございます。

学校のＬＥＤにつきましては、大和リースのほうに入っていただいています。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　先ほどの……

○委員長（土渕保美君）　この件に関しましては、個人的に２人でやっていただくようにお願いいたします。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　先ほど、私の名指しをされたので、そのことについて申し上げます。

そもそも、人権30年とか言いながら、人権を主張するような場面でなくて、公的な人間が行っているところで、しかも僕、１回と言ったんですが、ごめんなさい、僕の活舌が悪いんだったら謝ります。金子議員と・山議員は１回はと言ったつもりだったんですけれども、それが、「は」が抜けていたんだったら謝ります。

それと、個人情報、個人情報とおっしゃいますが、それは公的文書、公文書に書いてあるようなことでもありますし、当時議員でもあったんですから、個人情報には該当しませんし、個人情報というのは基本的には国家に対して言うものであって、私人間でそのように主張するものではないのは、人権37年と言っているのであれば十分お分かりだと思いますが、非常に残念で悲しいです。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　ないようですので、以上で教育推進課分の質疑を終了いたします。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午後　７時２３分

再開　午後　７時２８分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

議案第20号　令和６年度宮代町一般会計予算についてに対する質疑は全て終了しました。

これより、議案第20号　令和６年度宮代町一般会計予算についての討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　これまで予算特別委員会でいろいろと質疑、討論ございましたが、納得できない点が多々ありますので反対いたします。時間がないのでこの程度にとどめます。

○委員長（土渕保美君）　次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なしと認めます。

次に、反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○委員長（土渕保美君）　起立多数であります。

よって、議案第20号　令和６年度宮代町一般会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

――――――――――――◇――――――――――――

◎延会の宣告

○委員長（土渕保美君）　本日はこの程度にとどめ、次回は３月22日金曜日午前10時から委員会を開き、国民健康保険特別会計予算の審議から始めたいと思います。

これにて延会します。

延会　午後　７時３０分

予　算　特　別　委　員　会

第　６　日

出席委員（１２名）

佐藤将行君		九・山妙子君	
福澤和美君		野原洋子君	
金子正志君		小島あけみ君	
泉伸一郎君		鈴木次男君	
合川泰治君		塚村香織君	
土渕保美君		川野武志君	

（議長　田島正徳君）

欠席委員（１名）

丸藤栄一君

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した人

住民課長	草野公浩君	住民課主幹	高橋正巳君
国保・後期担当主査	安部麻里亜君	健康介護課長	井上正己君
健康介護課副課長	稲宮辰男君	健康介護課主幹	加藤智浩君
高齢者支援担当主査	鈴木健司君	まちづくり建設課長	成田雅彦君
上下水道室長	忽滑谷和君	まちづくり建設課主幹	高橋暁尋君
経営総務担当主査	齋藤智子君	施設担当主査	冨田満晴君

本委員会に出席した事務局職員

議会事務局長	押田昭浩	主任	金子尚子

開会　午前１０時００分

◎開会の宣告

○委員長（土渕保美君）　皆さん、おはようございます。

丸藤委員におかれましては、欠席の旨の通知が入っていますので、ご報告いたします。また、福澤委員に関しましては、午後から参加するという通達が入っております。

ただいまの出席委員は11名であります。これより３月21日に引き続き、予算特別委員会を開きます。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２１号の審査（住民課）

○委員長（土渕保美君）　本日は、議案第21号　令和６年度宮代町国民健康保険特別会計予算について、議案第23号　令和６年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第22号　令和６年度宮代町介護保険特別会計予算について、議案第24号　令和６年度宮代町水道事業会計予算について、議案第25号　令和６年度宮代町下水道事業会計予算についての順にそれぞれ質疑、討論、採決を行います。

それでは、議案第21号　令和６年度宮代町国民健康保険特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をし、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いします。

また、資料名、ページをしっかり言って、スムーズかつ円滑にお願いいたします。

担当課長からの出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（草野公浩君）　皆さん、おはようございます。

それでは、説明職員の自己紹介をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

私、住民課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民課主幹（高橋正巳君）　おはようございます。

住民課主幹、高橋と申します。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　住民課国保・後期担当主査、安部と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　おはようございます。

鈴木です。１点質問よろしくお願いします。

特別会計一般の259ページ、出産時一時給付金支給事業の件で質問させていただきます。

本年度から出産費用、１子当たり50万円とありますが、今までは幾らぐらい支払われていたんでしょうか。近隣の町ではどのぐらい出ているのか、また国・県・埼玉平均ではどのような形になっているのか教えていただけないでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋と申します。よろしくお願いします。

近隣の出産件数については把握してございませんが、今年度から全県で、全国的に50万の支給額でやっていただいております。

あと、今年度の宮代町国保のほうは、現在ですとまだ１桁程度ですね。出産の件数が少ないということで、年度によってばらつきがあるということでご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

金額ですね。申し訳ございません。今まで48万円が50万円。ごめんなさい、42万円ですね、大変申し訳ないです。42から50ということでよろしくお願いします。

○委員（鈴木次男君）　再質問させていただきます。

本年度から50万、８万円上がったということなんですけれども、この町では生まれてからじゃなくて妊娠してからですね。１歳児になるまで、一体どのような支援が行われているのか、ちょっと教えていただくのは無理ですか。

○委員長（土渕保美君）　主幹、お願いいたします。

○住民課主幹（高橋正巳君）　高橋です。よろしくお願いします。

医療的な支援はないんですけれども、今年１月から産前産後期間の保険税の減免ということで、お生まれになる前の月、生まれた月、その翌月２か月が産んだ方の保険税ですね。それが無料になる。ということで、減額になるということで支援しております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　反対討論なしと認めます。

次に、賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（土渕保美君）　起立全員であります。

よって、議案第21号　令和６年度国民健康保険特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎議案第２３号の審査（住民課）

○委員長（土渕保美君）　それでは、議案第23号令和６年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

改めて担当課長からの出席者の紹介をお願いいたします。

○住民課長（草野公浩君）　それでは、説明職員の自己紹介をさせていただきます。

私、住民課長の草野と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○住民課主幹（高橋正巳君）　住民課主幹、高橋と申します。よろしくお願いします。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　住民課国保・後期担当主査の安部と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　おはようございます。

佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

ちょっと私のほうの不勉強で、先ほどのもちょっと質問されたんですけれども、こちらのほう、特に令和５年度と違って令和６年度、ここのところは大きく違ったりと、ここは売りだというのがもしもあるようでありましたら、お願いいたします。

あと、繰越金が11％ぐらいあるのは、これは通常の数字なのかどうかというのはちょっと分からないので、重ねてお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○国保・後期担当主査（安部麻里亜君）　国保・後期担当主査の安部と申します。

ご質問にお答えします。

後期高齢者のほうで令和６年度に新しく変わったところというご質問ですけれども、会計はちょっと違うんですけれども、特別会計ではなくて予算としては一般会計のほうの予算ではありますが、６年度から新しく事業が始まります。

私たちの予算書の51ページご覧ください。よろしいでしょうか。

51ページの一番下の四角の部分、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施という事業が６年度から新しく始まります。こちらは、今まで高齢者の保健事業については国保・後期担当で、住民課のほうでやっていた保健事業と、健康介護課で行っていた介護保険の事業、それを担当者も協力し合いまして、医療、介護、健診データの分析によりフレイルリスクの高い方、健康な方、それぞれの特性に合わせて医療専門職がフレイル予防の支援を行うという事業です。こちらが新しく６年度から始まる事業です。

あとは、後期高齢者のほうの特別会計のほうでは保険料が改定ということで、令和６年度、７年度の保険料が改定するというところが大きく変わったところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　どうもありがとうございます。特に後期高齢……

○委員長（土渕保美君）　すみません、まだ答弁が終わっていないみたいで、すみません。

主幹。

○住民課主幹（高橋正巳君）　主幹、高橋です。

すみません、ちょっと確認なんですけれども、繰越金のどういったことですか。

○委員（佐藤将行君）　343ページの右下のところの、繰越しなのかな、これは。ちょっとここのところぱぱっと見て、今見て。繰越しのは上か、ごめんなさい。私のほうの勘違いでした。

この7,620万9,000円というのは歳入合計ので比較のところというのは理解しました。どうもすみませんでした。オーケーです。ごめんなさい、高橋さん。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　佐藤でございます。

先ほどはどうも、安部さん、ありがとうございました。

これは、特に後期高齢者のということは当然、これの対象の方というか、いろいろ資料見たりする方が年配の方というのはお分かりかと思いますけれども、そういう方から、やはりあちこちと情報を自分で探すというのが少ない方だと思うので、大事なこととかもしもあったときに見落としているんじゃないかいというふうな意見がありまして、今回、先ほどどういうところが特徴的なのかとかってお尋ねしたのは、そういうこともあるんですけれども、もしも何かそういうのがあったら、以前あった、例えばですよ。例えばかわら版でやっ

てみるとか、そこのところ文字を大きくするとか、高齢者の方が分かりやすいようにやってほしいという意見がございましたので、お伝えしておきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。

私たちの予算書37ページ、一般の特別では323ページなんですけれども、シニアはじめて講座と書いてありますけれども、シニアはじめて講座というのはどのようなことをする講座なのでしょうか。

すみません、間違えた。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（土渕保美君）　起立全員であります。

よって、議案第23号　令和６年度宮代町後期高齢者医療特別会計予算についての件は可決とされました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

ここで暫時休憩いたします。

休憩　午前１０時１５分

再開　午前１０時１６分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

―――――――――― ◇ ――――――――――

◎議案第２２号の審査（住民課）

○委員長（土渕保美君）　それでは、議案第22号令和６年度宮代町介護保険特別会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

これより留意事項を申し上げます。

委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。よろしくお願いいたします。

○健康介護課副課長（稲宮辰男君）　健康介護課副課長の稲宮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　健康介護課介護保険担当主幹の加藤と申します。よろしくお願いいたします。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　健康介護課高齢者支援担当の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　質疑はございますか。

鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　鈴木です。よろしくお願いします。

私たちの予算書37ページ、特別会計のほうでは323ページのシニアはじめて講座の実施と書いてありますけれども、このシニアはじめての講座、どのようなものか説明よろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木と申します。

予算書の322ページ、６番の⑴生活支援体制整備事業の中にあるシニアはじめて講座についご説明申し上げます。

こちらの事業は、町内に住んでおります高齢者の方々を中心に、世に出るきっかけづくりということで様々な講座をこちらで企画をして招集をかけております。近年ですと、足の裏のツボの教室とかを開催したり、あるいはかつて芸能の活動をされていた方を呼んで公演を開いていただいたりしまして、外に出るきっかけづくりというか、高齢者の方を外に出すということが一番の目的なんですけれども、集まって様々なきっかけ、初めての講座を聞いていただいて元気になっていただくというような趣旨で開催をしております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　続きまして、再質問のほうさせていただきます。

37ページの下のところに、前期実行計画の成果目標ということで100名と書いてありますけれども、現在、この100名というのはどのような感じで進められているでしょうか、よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。ただいまのご質問にお答えをいたします。

今回の第５次総合計画上に載っております100名の目標でございますが、順を追って人数を申しますと、令和３年度新規が45名、令和４年度14名、令和５年度、現在のところ23名の新規の方がございまして、合計82名、新規で加入をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　鈴木委員。

○委員（鈴木次男君）　ありがとうございます。

現在、82名ということで目標まであとわずかということなので、私もシニアになりましたので、こういう活動、すごくいいと思いますので、今後も頑張っていただければよいと思います。ありがとうございました。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　泉でございます。大きく３点質問させていただきます。

まず、予算書の298から299ページになります。

⑴認定調査事業、この中の12節委託料、認定調査委託料198万円とあるんですが、この認定調査委託はどのようにされているのか、どういう方が認定をしているのかをお聞きいたします。

それから、17節のところなんですが、備品購入費ということでタイヤ購入費10万円って書いてあるんですけれども、これの説明をお願いいたします。

それから、予算書320ページから321ページ、⑷家族介護継続支援事業で、この中の19節扶助費の中で介護用品支給費、これ534万6,000円なんですが、前年度に比べて、前年度が831万6,000円

でしたので297万円減っているんですが、これについてお答えください。

それから、予算書の324ページから325ページ、⑴認知症総合支援事業、この中の12節委託料の中で認知症初期集中支援チーム事業委託料35万6,000円ってあるんですけれども、今回、５年度でどのような実績があったのかをお聞きいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　介護保険担当主幹、加藤でございます。

ただいまご質問いただきまして点の前半の２問、私のほうから回答させていただきます。

まず、予算書の298、299ページになります。認定調査事業でございますけれども、このうちのまず認定調査委託料なんですけれども、こちら原則的に要介護認定、要支援認定の調査につきましては市町村が行う形になっております。

ただ、様々な理由によって町内、もしくは近隣市町にお住まいでない方もいらっしゃいます。一時的にご親族のおうちに避難されている方もいらっしゃれば、この近隣に空いている施設がなくて、遠い施設のほうに行かれてしまっている方、そのような方の場合については、我々の調査でいきますと、一日仕事どころか２日、３日かかってしまう。そういうようなこともなくはないんです。

そういった場合について、一定の条件として更新申請の方に限りますが、現地の市町村、もしくは社会福祉協議会、もしくは居宅介護支援事業所、いわゆるケアマネジャーがいる事業所になりますけれども、これらの事業所に委託をして認定調査をしていただくということが可能となっております。こちらをそういった遠方の方に向けて、認定調査を行うに際して、こういった事業所に委託を行うものが、この委託料のほうになっております。

また、同ページのこちら備品購入費、タイヤ購入費になりますけれども、こちらについては、現在、介護保険担当のほうで４台の公用車所管しておりますが、うち今年度に購入した１台以外、スタッドレスタイヤがございません。特に今年もそうだったんですけれども、突然の大雪等あった場合に、認定調査を行うに際して、調査員が車に乗っていくときにどうしても危険が生じてしまうこともありますことから、こういったスタッドレスタイヤの購入というのを考えております。こちらの費用分、２台分の費用というふうに考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当の鈴木です。

まず、ご質問のところで、予算書の320ページ、⑷番、家族介護継続支援事業についてのご質問でございます。こちらの予算が大幅に、昨年と比べて297万円減っていることの理由でございますけれども、こちらは主におむつの支給事業になるんですけれども、対象者の変更というのを令和３年に行っておりまして、これまでは要介護状態の１以上、要介護１から要介護５の方が全て対象となっておりました。それに加えて所得制限というものもなかった状況だったんですが、この令和３年の改正によりまして、要介護３以上というふうに条件を変更しております。

加えて、本人の非課税条件というものも加えておりますので、対象者が大幅に減ったことによることが一番の要因でございます。

続きまして、324ページですね。⑴番、認知症

総合支援事業の中の認知症初期集中支援チームについてのご質問でございます。こちらは申請が１件、包括支援センターのほうからあったんですけれども、却下という結果が出ております。１件の実績はあるんですが、病院側のほうでつながらなかったという結果が出ている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　それでは、再質問させていただきます。

１問目の認知調査事業の件は分かりました。

320ページから321ページの家族介護継続支援事業、こちらのほうは令和３年から１から５だったのが３から５に変更になったということなわけですね。そうですか。

これ、国でやっていることなので仕方ないとは思うんですけれども、実はちょっと要望とかがあったときに、98歳のご婦人の方が今回要介護３から５になってしまったことによって、おむつが支給されなくなったということなんですよね。確かに国で決まっているんで外されることにはなるんでしょうけれども、ただ98歳という高齢の方に対しておむつを支給できなくなるというのは、ちょっとかわいそうで仕方ないと思うんですね。

ですから、町のほうで何かそういう高齢の方に対しておむつを支給できるように、何か補助できるような、そういう考えを持っていただきたいと思うんですけれども、その点について余地があるかどうかということをお伺いいたします。

それから、３問目の324ページから325ページの認知症総合支援事業、１件あったんですが却下されたということで、そうしますと、今年度は何人ぐらいを見込んで35万6,000円という予算を出しているかをお聞きいたします。

以上、２点お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。

再質問にお答えをいたします。

まず、98歳のご高齢の方のおむつの件のご提案でございますけれども、おっしゃるとおり、高齢者の方、特に100歳近い高齢者の方ということで必要性というものは確かにおっしゃるとおりあるかと思います。

今回、改正をしたところは、おっしゃるとおり国の方針に沿って町も合わせたというところでございますが、大変高齢であるという状況の方について支給するかどうかというお考えがあるかどうかというところについては、現在のところはまだそこまで踏み込んだ検討はしていない状況でございますが、今後ニーズに応じて、これも検討してまいりたいと思います。

それから、324ページ、認知症の初期集中チームの件でございますけれども、こちらは件数いかんに問わず、いわゆる基本料的な予算もこの中に組み込まれております。積算につきましては、たしか数件、ごめんなさい、ちょっと確認します。

大変失礼しました。件数で申しますと、予算は５件を想定しております。５件ありまして、それ以外のものにつきましてしは、基本料的なものも含まれての総額となっております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　泉委員。

○委員（泉　伸一郎君）　ありがとうございました。

再々質問はありません。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。３点質問をさせ

ていただきます。

予算書の316、317ページです。介護予防普及啓発事業についてです。こちらの委託料、通所型介護予防事業委託料338万円、こちらの委託先ですね。それから、こちらの減額されている理由ですね。

あと、こういった高齢者のフレイル予防というのはとても大切だと思うんですが、こういうことをやられていて成果のような、そういった状況をどのように捉えているか、お願いいたします。

次に、２点目の同じく316、317ページの⑵の地域介護予防活動支援事業についてです。こちらの委託料について、介護予防健康づくり活動支援事業委託料、介護予防リーダー養成講座委託料、介護予防サポーター養成講座委託料の委託先ですね。こちら百歳体操とかいろいろやられているのは私も存じ上げております。同じくこういった活動をされていての成果というか、そちらもお願いいたします。

３点目が320、321ページ、認知症サポーター等養成事業についてです。こちら認知症サポーター養成講座を実施されるということなんですが、予算においては製本費ということになっております。どのようにされるのか、ご説明をお願いいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。

まず、予算書316ページですね。こちらの⑴番、介護予防普及啓発事業についてでございます。こちらの委託先でございますけれども、毎年入札を行いまして、入札によって決定をしてまいるところでございまして、現時点では業者はまだ確定していない状況でございます。

それから、委託先につきましては、改めて後ほどご説明いたします。

予算が減っている理由につきましてでございますけれども、こちらは教室の回数を若干ちょっと減らしているところもございまして、トータルでは予算が減っている状況でございます。

それから、この事業を行う効果等についてなんですけれども、こちらはフレイル予防という大きい目標がございます。高齢者の方をいかに家の外に出て活動していただいて、介護状態にならないようにするための施策でございますので、主に予算書に書いてあるとおり、おたっしゃ元気塾、お口の健康教室、こういった教室が高齢者の方のフレイル予防に大変役に立っているものと認識をしておりまして、継続して事業を行っていきたいというふうに思っております。

それから、⑵番、地域介護予防活動支援事業ですね。委託先につきましては後ほどまとめて申し上げます。今の地域介護予防活動支援事業につきましても、毎年入札で決定をしておりましてございます。

それから、この事業の成果でございますけれども、こちらは健康づくり体操というか、地域に体操を根づかせるというところの目的がございまして、地域で活動されているプラザサポーターという体操を主に広めていく団体があるんですけれども、こういった団体のメンバーを講座を開いて増やしていく。

増やした暁には、地域の公民科等使って活動を広めていく。そういった部分の側面もございますので、こちらはそういう活動を広める支援をする事業というところでございます。

それでは、委託先についてご報告をいたします。

最初に、⑴番のほうの普及啓発事業のほうの

委託先でございますが、令和５年度の委託先は東京体育機器株式会社、これ東京都の墨田区にある会社でございます。

それから、介護予防活動支援事業の委託先でございますが、こちらは令和５年度の契約先がシンコースポーツ株式会社埼玉支店となっております。さいたま市のほうにある業者でございます。

続きまして、予算書の320ページでございます。⑺認知症サポーター等養成事業についてのご質問でございます。こちらの印刷製本費についてでございますけれども、こちらは様々なパンフレット、リーフレット等作成いたしまして研修の場でお配りをしたり、あるいはサポーターの受講すると修了証みたいなカードがあるんですけれども、そういったものを作成したりして、講習後にお渡しするようなものを作っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

今、実態としてはそうなんですが、若干少し補足させていただくと、まず一つ、介護予防普及啓発事業と地域介護予防の若干違いがあって、普及啓発というのは、まだそういった活動にあまり参加していない方、発掘に近い事業をやっているのがこの普及啓発です。

ですから、ある程度、65歳以上の方で今後介護が必要になりそうなおそれのある方をスクリーニング、抽出をして、そういった方をご案内して、仕事としてはおたっしゃ元気塾という名前なんですけれども、ここで複数回体操をしていただくというのがこの仕事になります。

結果的には、年間で大体160人ぐらい、令和５年度実績で参加いただいていまして、こういった実績に基づいて来年度予算は少し回数を減らしました。というのは、空きが出てしまっている状況なので、それに合わせたというのがまず一つです。

もう一個の地域介護予防活動というのは、そういった体操に出てきていただいた方を継続して活動いただくための事業です、今度は、継続が一番大事なので。内容としては、先ほど主査が申し上げましたが、いろいろな体操ですね。みやしろキラキラ体操、百歳体操とかそういった体操を普及啓発して、継続してやっていただくものです。

その継続するためには場所と組織、グループが必要なので、それが公民館とかいろんな集会所でやっているんですけれども、この継続をリードするのがプラザサポーターという、ピンクのＴシャツを着た方々ですけれども、その方々が今、頑張ってくださっています。それを支える業者を委託で選考させていただいているというふうにご理解ください。

あと、もう一点、認知症サポーター講座なんですが、これゼロ円予算といいますのは、主は地域包括支援センター、別途業務として委託していますが、このセンターが実施するため、予算としては計上されていないことになります。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

内容等よく分かりました。

まず、１点目の介護予防の普及ということで、先ほど課長もおっしゃったように、まずこの講座に参加していただいて、継続的にやるためのということで、本当にそのきっかけになることだと思うので、普及して継続するというこういう形は本当に、こういう形を取っていただいているということは本当にいい事業だと思っております。

まず、この１点目の高齢者のおたっしゃ元気塾とお口の健康教室というのは、これは年何回開催、

来年度は何回開催して、やはり対象が、前回参加人数が160名ということだったんですけれども、どれくらい想定しているのか、少し教えてください。

２点目の介護予防の活動事業のほうです。こちらのプラザサポーターの方を中心にした、こういった継続的な体操の事業というのは私も存じ上げておりまして、宮代で一番元気な方々と何か言われているということで、プラザサポーターの方。本当に元気に、週に何回も開催されていたり、それでいて、だからあんなに元気なんだなというのが本当に分かる事業だと思っております。

こちらの継続、何年ぐらいこれを継続今までされていて、それでコロナ禍があって今のこういう現状だと思うんですが、やはりだんだんと、介護予防というのは要介護にならないように、要支援、要介護にならないようなこういう取組だと思うんですけれども、その中でもコロナ禍ということが大きなことだったと思うんですが、そこからやはりなられた方への、やはりつながっていると、例えば認知症だったりとか、そういうところともつながりやすいというか、そういう体調の変化が分かりやすいと思うんですけれども、そういうことがこういう活動の中で見受けられているのかというところ、何かそういったご報告があるのかということを、ちょっと内容についてになってしまうんですが、教えてください。

それから、３点目の認知症サポーター講座は包括センターが主催でやるので、予算がないということで承知をいたしました。

認知症サポーター講座で、認知症のやはり正しい知識というのを知っていただくことが、この地域で安心して住んでいけるということにつながると思っているんですが、その認知症の始まりというのが、精神的な、ちょっと不安定ということで、鬱症状にも似ているということだったり、やはり変化があると思うんですね。

それで、今まで高齢者の方がサークル活動などをしていて、ちょっと怒りっぽくなったりとか何か変化が見受けられたときに、何かちょっとそういう状態になると、この人は排除しなければこのサークルが続かないとかならないためにも、周りの方が認知症ということを理解するということが必要だと思うんですが、現状でそれがまだまだ足りていないと思うんですが、この認知症サポーター養成講座を……

○委員長（土渕保美君）　塚村委員、端的にお願いします。

○委員（塚村香織君）　開いてくださっていて、とてもいいと思うんですけれども、もっと実際に活動されているところに行って、そういう講座というか、知らせていただきたいという、そういうことも、そこに講座を開いて来てくれる人のためじゃなくて、実際にもうそういうところに行って、教えていただきたい、講座を開いていただきたいという、そういう気持ちもあるんで、それが何か実情に沿っているような気がするんですが、ちょっとそのあたりのことを、すみません、長くなってしまったんですが、お願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当主査の鈴木でございます。ただいまのご質問お答えいたします。

まず、予算書316ページの介護普及啓発事業のことについてでございます。来年度の人数ですね。こちらにつきましては、若干コース数を減らしている関係もありまして、およそ180名。内訳としましては、４コースまずあります、４コースですね。会場が３か所でやりますので、４掛ける３で

12。これに１回の会場で約15名の募集をかけますので、それぞれ掛け算すると180人の予定で考えております。

ちなみに、今年度までは６コースありましたので270名程度予定していたんですが、実績等々勘案しまして、若干減らしているという状況でございます。

それから、⑵番の地域活動予防活動支援事業についてでございます。

プラザサポーターの活動の中で、例えば体調の変化があったときの対応ですとか、そういった報告とかそういう部分でございますけれども。

その前に、ごめんなさい。プラザサポーターのまず、いつからやっているかというところのご質問があったかと思います。平成28年度に最初の養成講座がありまして、認定された方101名ございました。現在、そこから６、７年たっている状況ではありますが、現在のところ38名のプラザサポーターの方が頑張っているところでございます。

そのようなサポーターの方々の活動によって日々の健康状態、こういったものも意識しながら活動しまして、重篤な症状があれば、当然それはその場にて緊急対応。救急車を呼んだりとか、必要に応じて町に報告したりとか、そういったことはあろうかとは思うんですが、私がこの健康介護課に来てまだ２年なんですけれども、今のところそういう重篤な状態という報告は受けておりませんので、日々、多分健康な状態を維持しながら、活動を続けていらっしゃるのかなというふうに思っております。

それから、320ページですね。⑺番、認知症サポーター等養成講座ですね。こちらの場を現場のところに出向いてのものがよいんじゃないかというご提案とご質問でございましたけれども、これ実はチームオレンジと呼ばれる活動があります、チームオレンジですね。

これは何かと申しますと、いわゆるオレンジカフェと呼ばれる、今までもやっているんですけれども、認知症の方、あるいは認知症のご家族の方、こういった方々が一堂に会しましていろんな話合いをする。認知症カフェといっても喫茶店というわけじゃないんですけれども、集まって話合いをする場を設けるものを認知症カフェと呼んでおります。

この認知症カフェの発展版でございまして、いわゆる認知症の方そのものが自ら発言をして、みんなに自分の思いを語っていただいたりとか、家族ではなく本人が語る場。そして現場がどんどんつながっていく、家族同士がつながっていく。こういうチームオレンジという場を目指しておりまして、これ今、宮代町もこのチームオレンジの開催に向けて、いろんなところで準備を進めている状況でございます。

これが実現しますと、おっしゃったように現場での研修活動というか普及活動、そういったものにつながってくるというふうに思いますので、町としてはチームオレンジをとにかく早めに実現することこそ、委員のおっしゃるとおり現場での活動につながってくるのかなと考えております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　塚村委員。

○委員（塚村香織君）　塚村です。

１点目、２点目は承知をいたしました。

３点目の今、ご説明いただいた、そういったチームオレンジというものをつくりたいという構想があるということで、そういう取組のために今、この認知症サポーター講座をして、サポーターになる方を育成してということなんだろう思います。

今の現状で、やはり様子がおかしいという方がいるというのを私もよく聞いて、どうしたらいい

のかって悩んでいる方もいらっしゃるので、本当にこの認知症は誰にでも起こることですし、やはり皆さんが、どういったものが認知症の初期症状なのかというところを知らないと、ただ暴言を言っているとか、本当にその方を批判するような状況にもなってしまうので、やはり知識を皆さんに知っていただいて、温かく接していただくことによって認知症は進行も抑えられると言われているので、そのあたりのこともぜひ広くやっていただきたいと思っております。

この認知症サポーター養成講座というのは、最後に、どこで何回くらい開催するのか教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当主査、鈴木でございます。

認知症サポーター養成講座の回数でございますけれども、令和５年度の実績ですと１回でございます。ちなみに令和４年度は４回開催しているところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

予算書の316ページ、317ページの総合相談事業費ところなんですけれども、こちらは地域の高齢者を見守るためのネットワーク構築や高齢者の生活実態の把握、各種相談への対応ととても大切なことだと思うんです。

その予算が、こちらの講師謝金と３万円なんですが、これどういった事業になるのか。本年度の特徴が要援護者見守り支援ネットワーク事業の実施とあるので、こちらの内容と、講師とありますので、何かセミナーのようなものがあるとすれば、それが何回ぐらいになるのか教えていただきたいです。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当主査、鈴木でございます。

予算書316ページ、⑴総合相談事業についてでございます。こちらの予算につきましては、要援護者見守り支援ネットワーク会議というものを年に１回、開催を計画しております。この１回分に呼ぶ講師ですね。講師の方の謝金ということで計上をしておるところでございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　では、再質問させて……

○委員長（土渕保美君）　主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。大変失礼しました。

今の事業の概要についてでございます。こちらは町内にいる高齢者の中で、例えば80歳以上の高齢者のみで住んでいる方とか、条件を絞って見守りをする活動を包括支援センター等が行っておるんですけれども、その中での困難事例とか相談を必要とするような事例を、ネットワークを通じて話合いをして解決に結びつけていくというものと認識しております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

ただいま答弁いただいた活動内容なんですけれども、こちらの会議を１回やっていらっしゃるということで、この会議に参加される対象者という方をちょっとお聞きしたいんですけれども。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当主査、鈴木でございます。

こちらの会議に出る講師の方の実績を申し上げます。３年前は実施しておりません。令和４年度から申しますと、生活支援相談員という肩書の方を講師として招いております。令和５年度につきましては、認知症疾患医療センターという方から講師を１名招いております。

構成メンバー、大変失礼いたしました。この構成メンバーですけれども、まず地域の団体ですね。それから金融機関、それから福祉関連団体、それから障がい者団体、介護保険事業所等が含まれております。

続きで申し上げます。

今申し上げた団体のほかにＬＰガスであるとか電力会社、新聞販売所等の団体も含まれております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

今言っていただいた団体の方というのが、宮代に関わっている、宮代の町内を回っていらっしゃる団体ということでよろしいのでしょうか。

そして、その見守り支援ネットワークということで言えば、例えば自治会単位でもすごくそういう高齢者に対しては心配な部分があるんですけれども、そういう一般の方がこういうものに参加するということは可能なのでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当主査、鈴木でございます。

協定を結んでいなくても参加することは可能な団体の例を挙げますと、自治会というものがまずございます。それから行政機関につきましても、締結をしていなくても参加が可能でございます。あるいは医療機関、こういったところの機関が締結をしていなくても会議に参加することができる状況でございます。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。若干補足をさせていただきます。

今回、健康介護課で主催しておりますものは見守りネットワークということで、一定の町内をふだん回っていらっしゃるような方を対象に、ここに参加をいただいています。高齢者版の動く110番みたいなイメージで考えていただければいいのかなと思っています。

したがって、ある程度法人とかそういったところに限るんですが、今お話があった個人については、社会福祉協議会がみまもりの「わ」という活動をされていまして、個人でそういったところに参加する方もあると思います。

これは可能性の問題なので、健康介護課だったり、それから社会福祉協議会だったり、福祉課だったりが、それぞれいろんな日々の見守りのツールというか活動を持っていますので、こういった活動の中でいろんな困難事例が出た場合は、しかるべきところにつなぐということになります。

事業の冠としては総合相談事業ですが、この総合相談自体は地域包括支援センターがその機能を持っていますので、こちら、あるいは町につなぐというための入り口部分というふうにご理解いただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　ここで休憩いたします。

再開は11時15分といたします。

休憩　午前１１時００分

再開　午前１１時１２分

○委員長（土渕保美君）　時間前ではございますが、全員そろっていますので再開してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

引き続き介護保険特別会計予算の質疑を行います。

質疑のある方はいらっしゃいますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　皆さん、ご苦労さまです。佐藤でございます。何点かよろしくお願いいたします。

まず、ちょっとごめんなさいね。質問の前提として、これ井上課長には以前お話ししたんですけれども、先ほどから何度か何度かプラザサポーターの会のことが出ているので、ちょっと確認をさせていただきます。

一昨年か、2022年５月号の広報「みやしろ」11ページのほうに……

〔「ページ数を」と言う人あり〕

○委員（佐藤将行君）　言っています。予算書じゃなくて、広報「みやしろ」の2022年５月号の11ページにと今申し上げましたけれども。皆さん、資料がないと思いますけれども、そこにプラザサポーターの会があって、ここでいろいろと情報漏えいとか、非常に強権的にやられて不愉快の方が言えないけれどもって人、複数、僕聞いているのが、その後どのように解決されたのかを聞いてきてほしいということがあったので、先に忘れる前にお伝えしておきます。

次に予算のほうをいきますが、ページ数で申し上げますと、例えば320、321ページの高齢成年後見制度、後見制度のことをちょっとお聞きしたいんですけれども、あとは318、319ページの２目の権利擁護事業費の中の権利擁護事業。これで事業概要としては、高齢者権利擁護のため成年後見制度、要は成年後見制度が最近というか、当初からもあったんですけれとも、司法書士、弁護士等によって悪用されているという実態がございますが、町のほうとしては、先ほどの321ページも含めまして、いろいろな弊害というか被害というのを把握しているのか。また、そのような予兆はあるのか。また、この成年後見制度のできるのが弁護士、司法書士等だったと私は理解しておりますが、そのような方からのご意見はどのようになっているのか。また、本年度の特徴といたしまして、権利擁護に関する研修等受講、これの対象者というのは職員が入っているのかというところについて、まずはお尋ねいたします。

次に、これ多岐にわたるので、都度都度というか、皆様、ぱらぱら見ていただければ十分結構なんですけれども、あちこちで委託費というのがあります。事務電算費の委託費とかそういうのは別にいいんですけれども、これほかの課でもありまして、これも専門のプロの町民の方からいろいろ言われていますけれども、町のほうでいろんなものを丸投げといったら怒られるかもしれませんけれども、業者に丸投げで委託をしていることによって町のほうのスキルが積めないということで、人が代わったらもう全く分からないで、だんだん業者の言いなりになってしまっているところが問題だということを言われていますが、こういうふうな委託という形でやっているところに対して、町のほうとしてはフィードバックだったりとか町独自の蓄積等をどのようにされているのかというところについてお尋ねいたします。

次に、298ページ、299ページの認定調査事業、要介護・要支援認定申請をされた被保険者に対する審査の状況等の調査の実施とございますが、ここのところの認定等が厳しいのではないかというふうな、ちょっとうちのほうは、自分の母親はほとんど遠慮していたんで分からないんで、申し訳ないんですけれども、そのような形の質問が出ております。

あと、そのすぐ下のところに趣旨普及事業。先ほど前段の議員もご質問されていたかな、ちょっとごめんなさい、私のほうが記憶していなかったんですけれども、パンフレットの購入、作成というのがありますが、的確なところにこういうものは作成して配布しないと意味がないものですから、まずパンフレットをどれくらい作っているのか。またどのようなところに配布しているのかというところについてお尋ねします。

あと２つだけで終わりますので、ご了承ください。

これのページの一番上、タブレット端末等購入費、これ390万、約400万もあるんですけれども、これはどのような形というか、その前のページにペーパーレス化というのはありますけれども、じゃ昨年度まではどのようにやっていたのか。単純に昨年度までやったのか、償却するので替えるのかどうか。またＯＳが変わったりとかアプリが変わって替わるのかというところについてのご説明お願いします。

一番最後になりますが、このような介護関係の特別会計、これからどんどん増えていくと思われ、素人考えで申し訳ございませんが、思われますが、現時点では特段大幅に、アップはしておりますけれども、思った以上にアップはしていませんが、いろいろと効率化を。先ほどのタブレットもそうかもしれませんが、効率化を図って、総予算をできるだけ必要以上に増やさないようにという努力はなされているとは思いますが、特に今年度、こういうところで頑張っている、圧縮しているというところがございましたら、ぜひご説明のほうをお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当主査、鈴木でございます。

私のほうから２点、回答申し上げます。

まず、１点目でございますが、予算書の320ページでございます。⑸番、高齢成年後見制度利用支援事業についてのご質問でございます。こちらは概要としましては、まず本人がもう自分で判断能力がほとんどないというような方がまず対象になるんですけれども、基本的にはご家族の方が成年後見となるべき事案でございますが、例えば家族がいないとか、あるいは遠方でもう縁が切れているとか、そういう誰も家族で支えてくれる人がいないというようなところが確認できましたら、町のほうで申立てをしまして、成年後見の申立てを家庭裁判所のほうに出すというような事業でございますが、委員のおっしゃるとおり、ほとんどの場合が弁護士、司法書士と名乗る方々が成年後見人になるという状況で、悪用が心配されるというご懸念もあろうかと思いますけれども、現在のところそのような報告というものは受けていない状況でございますが、可能性は確かにおっしゃるとおりゼロではないとは思いますが、ただ現時点では心配止まりというところでございまして、実際に悪用されたという報告は受けていないという状況でございます。

それから、予算書の318ページでございます。⑴番、権利擁護事業についてでございます。こ

ちらについては、職員が研修等を行っているかというところのご質問でございますが、こちら権利擁護の関係につきましても、埼玉県のほうから定期的に研修のご案内等が来ることがございます。

最近ですと、ウェブで視聴して研修を受けるということがほとんどでございまして、これはこういう機会が来れば、必ず職員のほうでもこの研修を受けて、知識を高めていくという状況を続けております。

私からは以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　介護保険担当主幹、加藤と申します。では、順次お答えさせていただきます。

２問目に委員のほうから委託費の関係で、町全般的なお話があったかと思います。何分、私も町全般的な委託の部分は分かりかねること多いので、健康介護課の中でのお話とさせていただきますが、委員、ご存じのとおり、委託の内容によっては、例えば計画などによって成果物を作成する。そういったものの委託もあれば、講座を丸々お願いする、そういった委託もございます。場合によっては指定管理のような、完全に業務委託ということもあるかと思います。

恐らく委員がご心配されているのは、完全に丸々委託をしてしまうようなものについて、丸投げという言葉だとちょっと厳しいかもしれませんが、そういったことがあったときに、やっていく内容、もしくは委託する内容というのを職員が全くリスクを負わず、考えもしないまま委託をするということは職員のスキル低下につながるのではないかと、そういうご懸念であるかとは思います。

確かにおっしゃるとおり、完全な丸投げということが実施されてしまうようであれば、それは当然、職員のスキル低下につながるかと思いますし、知識の継承ということも止まってしまうということはあるかと思います。

そういったことがないように、もちろん担当が契約を結ぶようであれば、上席の主査、主幹、副課長、課長と、そういったところでのチェック機能というのが大事だと思いますし、当然委託に当たっては業者にお出しする仕様書、そういったものを職員の理解というのが、必ずこちらは不可欠というふうな形になります。

いずれにしても、こちらは委託のよしあしというよりかは、職員の研修や教育、そういった能力の向上ということが一番の問題かと思いますので、私、健康介護課所属なので、全課的には当然申せませんが、少なくとも健康介護課内、そういった中では、そういった委員がご懸念されているようなことがないよう職員の指導のほう、部下指導・育成のほうをしていきたいと思っております。

続きまして、予算書の298、299ページ、認定調査事業におきましての認定の調査ですね。この調査内容が厳しいのではないかというようなお話があったかと思います。

こちらについては、全て認定調査の調査項目、調査の内容、全て定められたものを行っております。なので、人によってはばかにされた内容だと思われることがあると思います。

具体的な例で言ってしまいますと、年配の方、もしくは疾病を抱えられていらっしゃる方に、立ち上がれますかとか、起き上がれますかとか、今日は何月何日ですか、暖かいですか、寒いですか。人によっては非常にばかにされたように聞かれることも多いと思います。

また、中によっては、できないとご自身で思っていることでも、やってくださいとお願いする場合があります。先ほどの立ち上がれますか、起き

上がれますかなんかは最たるものでして、寝たきりの方に立ち上がれますかというふうに聞くのは、これは人によっては非常に厳しい。もしくは、それこそいじめではないですけれども、ばかにしているんじゃないかというふうに思う方も大勢いらっしゃいます。

ただし、これは調査員の私見で判断するわけにはいきませんので、物によってはできたかできないかで判断しなければいけない。こういった調査項目が必ずありますので、それを恐らくは人によっては厳しいと思われる方、もしくはその調査員の口調とかそのときの態度、そういったものによって厳しいと感じていらっしゃる方はいらっしゃるかもしれません。

もちろん、後者の場合であれば、それは調査員としての資質の問題にも影響しますので、そういったことについては住民の方から、もしくは介護事業者の方からお声があった際に逐一、その調査員全体にフィードバックをさせていただきまして、調査員のそういった傾聴スキルであるとか質問スキル、そういったものの向上を常に目指していきたいと思っておりますし、実際にそちらを研修という形、埼玉県が実施しておりますが、その研修のほうで受講することによって実践を目指していくというような形を取っております。

いずれにしても、認定調査の制度を高めると同時に、調査対象である高齢者の方、そういった方たちから信用、信頼していただけるような調査員になるように日々努力しておりますので、その点、ご理解、ご協力いただければと思います。

続きまして、同ページの趣旨普及事業でございます。こちらのパンフレットの作成でございますけれども、こちらは先般ご説明もさせていただいておるところですが、介護保険の制度改正が３年に一度ございます。このパンフレットは、利用者さん、それから初めて介護保険のことについてお聞きになるような窓口来庁される方、介護保険の申請を考えられる方ですね。そういった方たちであるとか、もしくは町のほうで出前講座として自治会等にご説明に上がる際、そちらの自治会のほうに配布させていただくというような形のものでございまして、いわゆる広報であるとか、ごみカレンダーであるとか、そういったような形のように、どこか公共施設のほうに置かせていただいて、配架をしてというような形の性質のものではございません。

あくまで申請やご相談、お悩みのある方に対して説明をしながら、要は資料を目の前にお出しして、今こういう状態ですとか、これについてはこういうことですということで、恐らくこちらの資料、議員さんにもお配りはしているかと思うんですけれども、こちらを資料を見ながらご説明するための形というパンフレットになりますので、広報等とはちょっと意味合いが違うものになります。

ただ、こちらについてはおおよそ３年間で３万部程度を考えておりますけれども、今年初年度については、おおよそ１万部程度。こちらを、通常であれば、たくさん買っておいて次年度以降減らしていくとか、もしくは３年間変わらないものなので、ある程度まとめて買ったほうが安いんではないかというようなお話あるかと思うんですけれども、おおよそ１年間で配布できる、終わるよというようなことも踏まえた上での部数、それから予算編成とさせていただいております。

そして、同じページ、予算書の事業としては296、297ページ、こちらの認定審査会運営事業の17節備品購入費、タブレット端末購入費でございます。こちらにつきましては、296、297ページの本年度の特徴というところで書かせていただいておりますが、介護認定審査会のペーパーレス化、

こちらに伴う備品購入という形になっております。

今年度まで介護認定審査会については、全て紙で実施をしておりまして、この会議室の廊下を挟んで反対側、そちらの会議室のほうで毎週金曜日午後１時から介護認定審査会というのを行っております。審査会の委員さんは全部で６名。この６名の方プラス事務局が２名参加しておりますので、この事務局２名分、合わせて８名分の資料を毎週毎週審査会のために作成しております。おおよそ１回の審査会にかかる件数が30件から40件程度かかりますので、ざっと計算しますと、年間で紙が３万枚から４万枚使われております。おおよそ３万枚から４万枚ほぼ全てが毎週毎週シュレッダー等による廃棄をさせていただいております。

こういった紙の無駄の部分、ごめんなさい、厳密には審査会が終わってからの無駄になってしまうというものになりますが、こういった資料の削減、また審査会資料をこちら作る際には、毎週１週間前に次の週の審査会の委員さんに配付を行っております。それぞれの審査会の委員さんのご自宅、もしくは事業所のほうに配って回っているのが我々職員になっていますので、こちらもおおよそ１日に言いますと、配付を終わるのに大体２時間ぐらいかかります。車で１人で大体五、六件回りますので、行って帰ってくるまでに２時間ぐらい。こちらのほうもタブレット端末によってのペーパーレス化によって、常時資料はアップすることが可能になります。

先ほど言いました資料４万枚の紙、年間かかりますが、この資料もすぐにアップというのが可能になっておりますので、例えば審査会の委員さんに何月何日何時までに翌週の審査会の資料をアップしますというものを作ってしまえば、毎週毎週審査会の委員さんはその時間に資料をアップしてあるのを確認するということが可能になります。

さらに、このペーパーレスの利点としては、急遽、どうしても急ぎで審査会の結果を出さなければならない。よくありますのは、いわゆる末期がんの方なんかは、急いで介護の認定をして、急いで介護のサービスを使って、よりよい状態で生活をしていきたいと。そのためには急いで介護認定を取らなければいけないということもありますが、以前からご質問等ありますとおり、介護認定についてはおおよそ１か月、場合によっては１か月以上かかります。

そういったことも要因になっておりまして、急ぎの方とは言いましても、先ほど言ったように前週までに審査会の委員さんには資料を配付しますので、木曜日に資料が完成したから、その次の日の金曜日に審査会にかけると、こういったことはできない形になります。それだけでもおおよそ１週間、場合によっては２週間。資料が出来上がってからも審査会にかかるまでの時間がかかります。

ただ、こういったペーパーレス化になりますと、データのアップという形になりますので、遅くとも前日朝までに資料がアップできれば、１日はその方について委員さんは情報を把握することができますので、そういった急ぎのものについても対応することが可能になるというような形になります。

また、最後の利点としては、このペーパーレス化によって、タブレット端末を使うことに慣れていただきましたら、審査会自体をオンラインでの開催ということも可能になります。今、会議室で皆さん集まっていただいてということになりますが、中にはお医者さんや歯医者さん、薬剤師さん等、いわゆるお昼休み休憩中に抜けて来ていただいて、その短時間の間にご飯も食べなければいけませんし、午後の準備もしなければならない。にもかかわらずこの審査会の会場に来ていただいて

審査もしていただいていると、そういうような状況もございます。

そういったことがオンライン化になりますと、その場でやっていただくことができますので、そういった方たちにも来ていただくような負担も減ると。これは将来的な話になりますので、今回のペーパーレス化には直結はしませんが、そういったことも理想として考えた上で、今回ペーパーレス化ということを考えさせていただいて、タブレット端末購入と。

この購入の実際の台数なんですが、１回の委員さんが６人、合議体が４つございますので、全部で24人分プラス事務局１台分ということで25台分の端末を考えております。

なので、比較的高額な費用にはなってしまっておりますが、こちらでもおおよそＢ５判ぐらいのサイズのタブレットになりますので、若干ちょっと通常の紙、Ａ４サイズよりは小さくはなりますが、ペーパーレス化ということで、こうやって拡大することもできますので、いわゆる紙よりも利便性は高まるというふうに考えております。

こちらのほうはまだ認定審査会の委員さんたちには全くお話はしておりませんけれども、こちらの予算が可決された暁には、審査会の委員さんに順次説明をさせていただいて、ご理解いただきましたところ、できましたら下半期ぐらいには開始をさせていただきたいなというふうに考えております。

〔発言する人あり〕

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　現状、推進……。よろしいですか。

○委員長（土渕保美君）　どうぞ。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　現状、ＯＳとしては、アップルだから、あれはサファリでしたっけ。サファリになります。

〔発言する人あり〕

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　一応、特にいろいろな業者のほうにも確認をしておりまして、アンドロイドであるとか、そういった状況でも動作環境的には問題ないという話は伺っておりますが、一応、アンドロイドよりもｉＯＳのほうが若干費用が高いというようなこともあって、予算上の措置として、高いほうの予算をちょっと取らせていただいています。

そして、最後、特別会計全体的なお話として、今後増えていくというようなお話があったかと思います。効率的にこちら削減していくような考えとか、努力していることがあるかというようなお話があったかと思いますけれども、全体的に特別会計、この介護保険の予算、前回のときにもお話をさせていただきましたが、３年ごとの介護保険の計画、そちらのほうを踏まえた上での予算作成というのが主だった形になります。そちらでもお話をさせていただいきましたが、いかんせん高齢者、特に後期高齢者の年代の増ということが見込まれている以上、予算が減っていくことはなく、これから増えていく一方になるかと思います。

こちらで削減努力というような形になりますと、今お話もありましたが、ペーパーレス化によるほかの資料であったりとか、人件費を削減していくような形であるとか、そういった給付にかかわらず、また先ほどまでのご質問でもありました教室であるとか、そういったことも削減することなく圧縮していくためには、我々保険者である町職員のほうが自分たちの自助努力をして、いわゆる介護ＤＸと言われておりますけれども、こういった作業を機械化であるとか、効率化というのを目指していく以外はないのかなというふうに考えております。

長くなりましたが、以上です。

〔「サポートのこと、先輩が一番分かっているかなと」と言う人あり〕

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員、予算委員会と別な問題なんで、窓口でお願いいたします。

○委員（佐藤将行君）　議員の方も共通して、これプライバシーとかその辺の部分という訴えを２人ぐらいから受けているもんですから、それもあって、あえてこの場で申し上げて、井上課長はある程度直接話したんで分かっているので、提案させていただいたんですけれども、どうしても駄目だというんであればそれは引きますけれども、簡単に説明できると思うのでお尋ねしました。

○委員長（土渕保美君）　課長。

○健康介護課長（井上正己君）　健康介護課長の井上です。

先ほどの件につきましては、佐藤委員からはお話としてはいただいておりますが、ご本人からいただかないことには事実関係確認できないので、個々の事案に対しては個別対応をさせていただきたいと思っております。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　はい、承知いたしました。どうもありがとうございました。

では、再質問させていただきます。

まず、鈴木さんからの選定基準と弁護士、司法書士が基本的に行っていて、選定基準に基づいてということで、悪用の事例はなしというところをご説明いただきました。どうもありがとうございます。

ただ、実際問題、こういうふうな悪用の事例とか出てきたときには、いきなり出てきて、何らかの予兆があったりとかはその前に、例えばあの人では合わないとか、いろいろな事例はあると思いますけれども、兆候があるので、そういうふうな兆候を救えるような考えを持った上でやっていただきたいなという趣旨でご質問させていただきました。

また、弁護士、司法書士が中心というのは承知しておりますが、これはほかの業者の選定とかと同じように、ある程度町のほうで100人なり200人あって、その中でこの人は認定のやる人という形にするとかという選定をしているのか、それとも一本釣りというか、都度都度弁護士会、司法書士会のほうにお願いをしているのかというところを再質問としてさせていただきたいと思います。

次に、鈴木さんから権利擁護についてご説明があったのかな、ありがとうございました。これ加藤さんのほうのともリンクするというか、共通項なので、併せて再質問をさせていただきたいと思います。

権利擁護も、先ほど私きつい言葉で丸投げと言ったのは、これは企画財政課でそのようなことが実は過去あった、丸投げのほうが楽だからというのがあったので、この言葉を使わせていただきましたが、丸投げがどうのこうのというのがそこが問題の本質ではなく、担当課のほうでいろいろなことのスキルを積んで、そこまではある程度は聞き取りをやったりとか職員が研修に行ったりとか、そこはやられているのは分かるんですけれども、その後の引継ぎがなされていないというのが各課にこれは見られるんですよ。あとは、権利擁護とか研修とかを受けたときに資料を残していなかったりとか、あとはレポートを残していなかったり。結果、次の人に引継ぎをされない。

そうすると、これ町民の方から、以前は特に電話をしても名前を名乗らない職員ばかりだったので、３年ぐらい前までは。そうすると、私は聞いていないとか、最近も実は僕のときにあって、そんなの理由にならないだろうと総務課の職員に言いましたけれども、聞いている、聞いていないじ

やなくて、町民としては、町に対して質問しているのであって、何々さんとまで町民がチェックする必要性はないわけですから、そこのところでスキルを共有、研修とかの、県のほうの研修も行ったりとかするということで、課として、町として共有を……。

○委員長（土渕保美君）　簡潔にお願いします。

○委員（佐藤将行君）　何度も言っていますけれども、先ほどの、二度目になりますけれども、塚村委員よりも短いですよ、まだ。人を選んでそういうふうにやらないでください。

続けます。

本質的なところ、特に加藤さんのいろいろな質問のところで本質的なところを先んじて言ってくださって非常に助かっております。先ほどの加藤さんので、職責のスキルの低下とかがないように上司がチェックする、そこまでは分かるんです。そこまではどこでもやっているんですけれども、その後の引継ぎ、共有化、それがなされていないというところが本質的なところですので、そこのところがきちんとなされているのか。ほかの課でなされていない、また資料も残していないというのをあちこちで見ているものですから、そこを聞きたくて前触れとして、まずその前の段階もできていなければ、当然資料も残っていないという形になるのでということなんです。

きちんと委員長聞いてください、その辺は。人によって差別をしないように。

次に、299ページということで、これも加藤さんがご説明してくださいました。認定が厳しいのでは。これ確かに主観の部分で、しかも僕は町民の方から聞いただけであって、僕がその場に立ち会って本当におかしいとかそういうふうに判断したわけではないので、あくまでもその方の主観であるのは分かります。

ただ、私もずっとサービス業等をやっていまして、同じことを聞くにしても、先ほど加藤さんもおっしゃられたように、相手がどのように受け取ったか、聞き方。特に僕、以前の職場で私もやってとかいろいろしていますけれども、例えば急いで行くと転んじゃうようなお年寄りの方に対して「慌てないでね」と言うと怒る人がいるんですよ。「ゆっくりでいいですよ」と言うとトラブルにならない。そんな感じのことを加藤さん先ほどおっしゃってくださったんだと思うんですけれども、確かに、できたか、できなかったかというところを判定しなさい。それを当てはめの部分で、ではその人に対してどのようにお尋ねするかというところで、その方のご性格とかご年齢とかがあって、それにあわせてやる。そういうのをほとんどが自分の言ったことで起こったとかというと、フィードバックがされないのが多くだと思うんですけれども、そういうところを別の方が言ったときに、何かご不満はありませんかとかいう形でもいいですから、犯人捜しじゃないんですよ。最低限のところで皆さんが気分よくできるように、利用者の方が、するためにそういうふうな調査をしたりとかサンプリングを増やしたりとかすると。

以前、総務課のほうで、これはある議員が、また名前言うと人権だとかと言われるんで言いませんけれども、職員の対応が悪いというのを、いやちゃんとした職員もいるという、これは赤井元課長が言っていましたけれども、そういう問題ではなくて、犯人捜しではなく、個々の皆さんたちの現場のスキルを上げて、要は利用者の方が不愉快にならないように、気持ちよく使えるようにという観点でそのような情報等を収集して、具体的に皆さんで検討したりとかするときにやっていただけたらいいと思いますけれども、そのような仕組みが実際今のところあまりあるようには見えなか

った、お聞きしている範囲ではフィードバックとか見返りとか、あと話し方のこと、ロールプレイングでもいいですけれども、その辺がいまいち、お忙しいのは分かりますけれども、いまいちちょっと周りの使っている方からの話を聞くと、すごいぞんざいに、特に女性の方から聞いているんで、一応そこのところ、どのようにやっているのかお聞きします。

最後に、298ページのところ、窓口来庁、ここから将来的にズームとかというのを、今聞こうと思ったのを先に言っていただいたんで、非常にありがたいと思います。

確かに、タブレット、これを購入して、遠隔やって将来的に。将来的といっても、そんな５年、10年じゃなくて、もう来年できるんだったら来年でもいいですし、できる限り早めに。

先ほどおっしゃった毎週毎週紙資料が増えていて、すぐに捨てるというところを改善する。非常にいいと思う。これも企画財政課では１日３枚のファクスのを電子化に替えさせたところはあるんですけれども、５年間で5,000枚ですから、そういうところを変えていただきたい。

これはご要望で、前もほかの方に申し上げたんですけれども、毎週毎週やって、たしか昨年も会議は47回か49回かやられたんですよね。それで、会議録のほうをホームページのほうで見ると、健康介護のほうでばっと長くなるんですけれども、そこのところを押すことによってそこが出るような形にしていただけると、ホームページのほうがすっきりして見やすいので、それは企画財政課か何か担当の課と調整してやっていただければというのは、これは希望でございます。

以上、質問と希望、よろしくお願いいたします。

あと、パンフレットの件は、非常によく分かりました。逆に、１年１年でやっていって、確かに多少は高くなったとしても、何かあったときの対応もしやすいというところもあるのかと思いますし、３年分、３万枚作っても、タブレットのほうやら電子化のほうが思ったよりも進んでいけば、そこまで容易じゃないでも済むというところも考慮しているんだとは僕は推察しますので、それはありがたいと思いますので、趣旨普及のためのご努力は非常にありがたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。

私のほうからは、予算書320ページ、⑸番、高齢青年後見制度利用支援事業についての再質問にお答えをいたします。

青年後見で家庭裁判所のほうに申立てをするわけなんですけれども、指名する弁護士等について、どういう決め方というか、指定をするかというところのご質問であったかと思うんですが、こちらの選定につきましては、裁判所のほうで行うというふうになっておりますので、町のほうでこの弁護士がいいとかという仕組みにはなっておりませんので、現状は裁判所の判断で決定するというところでございます。

〔発言する人あり〕

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　家庭裁判所です。はい、久喜の家庭裁判所になります。

あわせて、犯罪の兆候とかそういうお話もあったかと思うんですけれども、恐らく犯歴等があれば裁判所のほうで把握するかと思いますので、そうすると、そういう方を外していくような形も考えられますので、現状は裁判所の判断に委ねるというところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主幹。

○健康介護課主幹（加藤智浩君）　介護保険担当主幹、加藤でございます。

では、順次お答えさせていただきます。

権利擁護の委託費に絡んで、町全体、健康介護課のほうでの委託のことでのご提言いただいているかと思います。

最終的に、当然のことながら、職員のスキル共有、継承というのは、これはあってしかるべき当然のことだと思っております。実際に、事実、委員言われるような引継ぎがなされないケースというのも実際にあると思います。もちろん、私自身そういった経験したこともございます。

ただ、その継承が止まったことによって、ではその職員がやるか、やらないかというのはまた別な問題であって、継承が途切れているといったときには、当然、先ほども言いましたが、上席職員含めた上でスキルのまたさらに再継承というような形に動くべきだと思っておりますので、そちらについては、先ほども申し上げましているとおり、上席、私であるとか、主査であるとか、副課長、課長のほうで気づいた段階での逐一のチェックというところはなかなか難しいと思いますが、その共有の部分について目の届く限りお話、少なくとも自分の部下職員、上席の方々については、そういった方であってほしい、そういうふうにしてほしいというふうに思っております。

そして、３つ目です。認定の調査に関するご提言でございますけれども、実際に私、今年度から介護保険担当配属になっておりますけれども、非常に耳の痛いご注意、そういったお言葉、電話なり窓口なりでお受けしております。こちらがあったときに、一般的なものであれば全調査員での共有という形で全てお話をさせていただいております。個別・個人への攻撃に近いようなものになりますと、多少オブラートは包みますが、その該当職員について個別指導ということをさせていただきます。

実際に今年度その個別指導というのを一度私と副課長のほうでさせていただいておりますし、その内容についての若干オブラートに包んだ内容になりますが、それについて全調査員へのフィードバックもさせていただいおります。少なくても今年度に関しては、こういった調査の苦情等のフィードバックというのは、システムとしてさせていただいているということになります。

また、そういった方でご相談できない方もいらっしゃいます。そういった方については、町のほうで介護相談員という者がおりまして、実際に介護サービスの利用はもちろんなんですが、介護保険制度全般、そういった認定調査等も含めてご意見を聞く相談員が、毎日ではありませんがおりますので、そういった方々にもお声が来ることもありますので、拾える声は全て拾わせていただいた上で、よりよい介護保険制度にさせていただきたいというふうに思っております。

最後に、要望として伺いましたけれども、介護保険の認定審査会の会議録等の広報ホームページ、こちらについては今後も検討させていただきたいと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　お二人の方、どうもありがとうございました。

では、最後の再々質問をさせていただきます。

これ別に答弁漏れではないんですけれども、一番最後の298ページの質問のときに、窓口来庁のほうをできるだけズームのほうにというところがちょっと最初に説明してくださったので抜けてい

たと思いますけれども、できる限りこの辺のほうに移行のほうをできる部分でやっていただければと思いますので、これほかの課でも申し上げているんですけれども、高齢者のパソコン講座とか、そういうところで事例としてこちらの高齢のやつを使ったりとかして、操作方法をできる限りスムーズにいくようにしていただきたいと思います。

あと、これも答弁漏れとまでは言いませんけれども、県の研修の話が質問のときにさせていただいたところ、これもちゃんと共有していただけると思っておりますので、その辺もよろしくお願いいたします。

再質問のほうにいきます。

最後のほうに、加藤さんのほうから、耳の痛い声が多いというところがございましたが、私のもうここ10年ぐらいの感覚で、役場に対していろいろ苦情を言う人というのは、実は本当に少ないんですよ。役場に言っていいのかというふうにさんざん僕は聞かれて、匿名でもいいから受付の交換を通じるから、別に電話番号まで調査して文句なんて言われないからと言っていても、やはりと言われるかもしれませんが、日本人というのはそのような人が多いので、個別的なクレーマー的とかそういうふうなところは別としても、先ほど加藤さんのおっしゃった耳の痛い声が多いというのは、１つあったら30個あるというふうな前提で皆さんで共有していただくと、余計なトラブルが減っていくんではないかというふうに、ちょっと私もトラブル関係の窓口のほう、ほかの人のトラブルの頭を下げに行った仕事もやっていたものですから、思います。

あと、個別のことに関しては、表現としてオブラートに包むというのは、誰から来たというところをその職員に言わないで、出所どころを言わないで、きちんとやってくださいというふうな意味なのかなというふうに捉えたんですけれども、どうでもいいんですけれども、とにかくこれも私の前職でよくあったのが、褒めるときはみんなの前で褒めて、注意とかするときには個別に呼んで、ほかの人の目の届かないところでこっそりとやって、その人に恥をかかせないでやっていくというふうな配慮は当然されていると思いますので、そのような形を続けていただきたいと思います。

最初のほうの最後になるかな、鈴木さんのところで、裁判所の家裁のほうに行って、家裁のほうの指定の司法書士なり弁護士なりというふうになるのは、ここのところはある程度仕方がないと。弁護士、司法書士の選定については仕方ないとは思いますけれども、特に何か事件があったりとかしたときは、できるだけアンテナを高くしたりとか、あとは弁護士会のほうとかでほかの事件ので懲戒の事例とかというのは一定期間ごとに出てきますので、そういうところをチェックしていただいて、この人はお金絡みで何か懲戒があったなとかというのでアンテナを高くしていただければいいのかなと思います。

その他の点につきましては、僕なんかよりも逆に加藤さんにしても鈴木さんにしても、もっと注意深くやっていらっしゃるようなので、この辺分からないところがあったら個別に教えてください。

以上でおしまいにします。ありがとうございました。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

九山委員。

○委員（九山妙子君）　**九**山でございます。

２点お願いします。

322ページ、323ページの(1)地域包括支援センターについての委託料についてなんですが、地域包括支援センター業務委託料が2,945万で大きな

金額なので、ちょっとその詳細、人件費が幾らとか、何かこれ指定管理とかだと結構議案とかで上がってくるんですけれども、この金額、大体どう使われているのかお願いします。

もう１点は、同じページ、322、323の生活支援体制整備事業のこちらも12節委託料の生活支援コーディネーターについてなんですが、この430万のやはり本年度の特徴にはいろいろ書いてあるんですけれども、これの内訳もお願いします。

以上２点です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。

まず、ご質問の１点目でございますが、予算書320ページでございます。４番、地域包括支援センター運営管理費と書かれているところの委託料の増額についてのご質問でございます。

こちらは、包括支援センターは今回は１年間の契約となるんですけれども、主に人件費の増がこの予算の増の理由でございます。３年間、実は３、４、５年と３年度にわたって長期の継続契約をしておったんですが、その間、人件費が……。

〔発言する人あり〕

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　大変失礼しました。

包括の内訳となりますと、人件費、それから光熱水費、あるいは車両のリース代とかそういったもの、あとは需用費です。事務用品を購入したりとか、電話代とかそういった必要経費がほとんどでございますが、大半を人件費が占めているという状況でございます。

それから、予算書322ページの一番下、⑴番、生活支援体制整備事業。こちらが昨年と比べて10万円アップしていることの理由でございますけれども、町のほうで作成している高齢者困りごと冊子というものがあります。これを来年度は増刷を考えております。大変濃い内容で、これを今までの予算ですと……。

〔発言する人あり〕

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　失礼しました。

こちらの事業の概要でございますけれども、生活支援コーディネーターと呼ばれる方がこの委託先にいるんですけれども、この方を中心に地域の支え合い活動を進めていく事業となります。ですので、地域の様々な資源を開拓するための人件費というものがまず１つ。

それから、協議体というものがあるんですけれども、これは地域の各団体の長が集まりまして、地域の支え合い活動について語る場ということで、こういう運営を行っております。

それから、シニアはじめて講座等のイベントの実施でございます。講師を呼んだときの謝礼とか、会場費とかそういった経費等もこの中に全て含まれております。

また、ここには書いていないんですけれども、先ほど私が冒頭で言った冊子の作成、こういったものもこの経費の中に含まれておりまして、それらを合計すると430万円というふうになっております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　九山でございます。

地域包括センターのほうなんですけれども、これ人件費が増えたということで、何が何人になっているとか、業務の内容がもうちょっと分かるといいなと思ったんですけれども、介護に入っていくときには包括センターってすごい大事で、すごく町にとって大事なところなんですけれども、職

員でなく包括センターに委託しているということで、ちょっと見えづらくなっている部分もあるんです。

それで、もうちょっと事業の内容と、あとあの場所は、家賃とかはどうなっているのか、そのまま提供しているのかとか、その辺を１問目お願いします。

２問目のほうは、生活支援コーディネーターというのは、この生活支援コーディネーターさんの人件費というのか、日当、何かそういうのが結構大きいものなのかなと思うんですが、それと10万円増えたというところは、冊子はどれくらい作るのか。どのような大きさのものを何枚作って、どう使っていくのかお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。

ただいまの再質問についてお答えをいたします。

まずは、320ページのほうの地域包括支援センターの件で、もう少し詳細にご説明をいたします。

業務の内容のものを幾つか列挙させていただきますと、まず総合相談ということで、電話であったり訪問であったり、いろいろな形での相談業務を承る仕事でございます。

それから、困り事の把握ということで、地域に出向いてターゲットを絞った上で、フォローが必要な高齢者を把握するための事業となります。あるいは、大分前の質問でオレンジカフェという言葉を言いました。オレンジカフェの開催であるとか、あるいは地域包括ケア会議とか、そういった会議に先立ちまして謝礼を払う代金であるとか、そういったものもこの中に含まれております。

それから、家賃のお話も出ました。こちらは、現在無償で包括支援センターは利用しています。町の所有物になっております。保健センターの隣にある平家の建物になります。無償で提供しているという状況でございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

課長。

○健康介護課長（井上正己君）　課長の井上です。

少し補足をさせていただきます。

まず、包括支援センターというのは、一言で言うと、要支援までの高齢者の方をサポートする場所と思ってください。介護保険が要らないまでもふだんお困りの方の相談に乗ったりとか、要支援、介護予防ですよね、そのための支援をする場所です。

それを旧のひまわり作業所の跡に事務所を構えさせていただいていまして、民間の社会福祉法人に委託をしています。それは、専門的な知識が必要な業務だからです。実際に配置は保健師またはこれに準ずる職でもいいということになっているんですが、保健師や社会福祉士、それからケアマネです。こういった介護関係の専門職の方を配置させていただいております。

したがいまして、人件費もそれなりかさみますので、2,900万のうち大体2,500万ぐらいが人件費相当というふうにご理解をいただければと思います。４名の配置を原則としております。

建物はただで貸していますが、運営には当然光熱水費もかかりますし、移動には車両もかかりますし、通信費もかかりますから、これらを事務費としてご用意をして、丸々2,900万というのが委託料です。

増額したのは、昨今、人件費が非常に上がっていますよね。それに倣ってベースアップ分を加算していただいた分の増額です。

もう一つ、生活支援事業なんですが、こういっ

たこともあるので、実は先に言っちゃうと、この後皆さんにご案内しようと思っていたんですが、一度高齢福祉の事業について町から説明をして、皆さんと意見交換の機会を設けようと思っています。５月頃を考えていますけれども、そのときまた話しますけれども、できるだけ今日は簡単にしますけれども、介護にならないまでも日々お困りの方が中にはいるわけです。例えば、交通の足がないとか、それからちょっとした生活に困っているとか、そういったもろもろの困り事を集めてきて、その解決策を考えようというのがこの生活支援体制です。簡単に言っちゃうと。その困り事を聞いて、どんなサービスが適しているかというのを探すのが生活支援コーディネーターの役割です。これは社会福祉協議会に委託をさせていただいています。これもやはり専門性とか必要になってきますので委託をしています。

委託料のベースは、これは国の補助事業で地域生活支援事業交付金というのが歳入のほうであるんですが、こちらの事業の大体基準単価って決まっているんです、こういう事業って。これが大体400万の基準単価があるので、これをベースに事業者と話合いをさせていただいて決めさせていただいています。

事業としては、そういった困り事を集めてきて、その方に対していろいろな解決策を提案するというのがベースになっていますけれども、そのためには、そこに行き着くためにいろいろな講座をやったりですとか、イベントをやったりとか、そういったことを発信しながら様々な情報を拾い集めて事業展開をするということになります。

その中で協議体という説明をしましたが、これはいろいろな町内で活動されているボランティアをやっていたりとか、それからＮＰＯの方とか、そういった方の代表に集まっていただいて、そういった方はいろいろとネットワークを持っていますから、解決策も持っていますから、そういった方のご意見をお聞きする会も回しています。

というような話をちょっとまた別の機会でも設けますので、今日は簡単でご容赦ください。

○委員長（土渕保美君）　九山委員。

○委員（九山妙子君）　分かりました。

それで、１点、さっき冊子を作成してくれるというけれども、まだこれは詳細は分からないということでしょうか。お聞きします。

○委員長（土渕保美君）　主査。

○高齢者支援担当主査（鈴木健司君）　高齢者支援担当、鈴木でございます。

冊子の件でございますけれども、まず、予定している部数は3,000部を予定しております。大体Ａ４の大きさで30ページ程度の冊子でございます。ただ、こちらは、今も既に発行している冊子でございますので、内容の修正、改善を試みた上で3,000部の増刷を考えておりますので、内容の修正に若干の、数か月及びますので、下半期に発行したいなという予定で考えております。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（土渕保美君）　起立全員であります。

よって、議案第22号　令和６年度宮代町介護保険特別会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

ここで休憩いたします。

休憩　午後　０時１１分

再開　午後　１時１５分

○委員長（土渕保美君）　再開いたします。

――――――――――――― ◇ ―――――――――――――

◎議案第２４号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（土渕保美君）　それでは、議案第24号令和６年度宮代町水道事業会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いいたします。また、質問は端的に素早く、分かりやすくお願いいたします。また、資料名、ページ名をはっきり言ってから質問くださるようお願いいたします。

担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

○まちづくり建設課長（成田雅彦君）　まちづくり建設課長の成田です。どうぞよろしく願いいたします。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　まちづくり建設課上下水道室長の忽滑谷でございます。よろしくお願いします。

○まちづくり建設課主幹（高橋暁尋君）　上下水道室主幹の高橋でございます。よろしくお願いいたします。

○経営総務担当主査（齋藤智子君）　上下水道室経営総務担当、齋藤です。よろしくお願いします。

○施設担当主査（冨田満晴君）　上下水道室施設担当主査、冨田といいます。よろしくお願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくよう、よろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。質問させていただきます。

予算書の27ページ、私たちの予算書は109ページでございます。

こちらの配水管整備事業についてお聞きいたします。こちら、本年度４億7,000万円の予算がついておりますけれども、お尋ねいたします。こちらに、一応どの部分を入れ替えるのか書いてありましたので、一応私も計算はしてみたのですが、本年度の入替えは全長で何メートルでしょうか。

それと、町全体に埋設されている水道管の長さ、全長どのぐらいかということと、その中で入替えしなければいけない部分が何メートル、キロでもいいんですけれども、どのくらいあるかお尋ねいたします。

あともう１件、私たちの予算書の110ページ、予算書は27ページのままです。

こちら、浄配水場施設整備事業で、本年度は４億6,100万円になっておりますが、こちら、まだ

本年度だけでは終わらないということで、この前視察でも伺いはしてきたのですが、改めてこちらの事業の、まだ予定だと思うのですが、概算でもいいので、全部終わったときに幾らぐらいかかるのか、そちらをよろしくお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

予算書27ページ、私たちの予算書109ページについてご説明いたします。

こちら、配水管整備事業としまして、配水管の布設替え工事としまして８か所を予定しております。で、１工区としまして大字和戸で、配水管の開削をＤＩＰダクタイル鋳鉄管のＧＸ形150が145メーター、100が14メーター、75が63メーターとなっております。２工区として、東粂原として、ＧＸ200として249メーター、３工区東粂原として、パイ300で282メーター、４工区百間で、ＧＸパイが300で282メーター、５工区道佛３丁目で、こちら寺の前橋の架け替えに合わせてやる工事でございますけれども、ＳＵＳ150Ａ、こちらステンレス管の150Ａが25メーター、ダクタイルのＧＸ管の150が10メーターになっております。６工区和戸１丁目文珠院橋につきましては、ステンレス管の150が24メーター、ＧＸ150が６メーターになっております。７工区大字須賀の軌道下につきましては、こちら推進工事でありますので、さや管の推進工として300、ヒューム管、ＨＰ100で300、ポリエチレン管が150、すみません、24メーターで、ポリエチレン管150が34メーターで、それの附属する開削、前後にやりますＧＸ管が150が９メーターとなっております。また、８工区中島の軌道下、こちら同じく東武鉄道の下でございますけれども、推進工としてヒューム管300が34メーター、ポリエチレン管150が55メーター、ＧＸ管150が６メーターとなっております。こちらの７工区と８工区につきましては、さや管推進工については、東武鉄道との協議により、本管より外側の管に強化するために300という外形のちょっと大きい管を入れまして、その中に下のポリエチレン管の150を入れる工事となっております。こちらのさや管を全て入れますと1.204キロメーターなんですけれども、さや管抜かしますと1.198メーターとなります。

続きまして、宮代町の本管につきましては、全部で14.7キロメーターございます。

ちょっとすみません、こちら耐震管につきましては、残り幾つかについてはちょっとお時間いただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　暫時休憩いたします。

休憩　午後　１時２４分

再開　午後　１時２４分

○委員長（土渕保美君）　再開します。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

管の延長につきましては14.7キロメーターでございまして、そのうち、終わっている管につきましては20.8キロメーターでございますので、ほぼほぼ……すみません、耐震性のない管路につきましては126.296メーターでございます。

訂正します。126.296メーターが耐震性のない管でございます。

126キロでございます。

すみません、全長で147キロメーターでございまして、終わっていない管につきましては126キ

ロメーターでございます。

で、そちらにつきましては、基幹管路ということで、口径75ミリ以上の管を対象としております。

続きまして、予算書27ページ、私たちの予算書110ページの浄配水場整備工事でございますけれども、こちらにつきましては、第２浄水場でろ過流量計の更新工事、低区及び接触池水位計の更新工事、ギアポンプの更新工事でございます。

宮東配水場におきましては、ナンバー２の配水池の築造工事を続けて行いまして、また、その中で緊急遮断弁の設置工事を行います。こちらのナンバー２のＰＣ配水池工事につきましては、３年の計画で予定しておりまして、令和６年度につきましては２年目の中間ということになっております。３年目につきましては、外構工事とかを含めた工事を予定しております。

総額につきましては、予算書のページ２のほうをご用意お願いします。

こちらの一番上にあります継続費として、第５条として、こちらのほう浄配水場施設整備事業として、総額で11億5,000万円を予定しておりまして、令和５年度ですと２億9,000万円、令和６年度ですと４億1,000万円、令和７年度ですと４億5,000万円でございます。こちらにつきましては、先ほどの宮東配水場のナンバー２のＰＣ配水池の工事を予定しているものでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　野原でございます。

ちょっと先ほどの数字が、なかなかちょっとうまく聞き取れなくて、ちょっと確認なんですけれども、水道管の全長が147キロで、今までやり終わったのが126.29キロでよろしいでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

耐震性の適合のない管、つまり終わっていない管につきましては126キロメーターで、全部が147キロメートルでございますので、単純に言いますと21キロほどしか終わっていないという状況でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　それでは、再質問をさせていただきます。

今、言っていただきましたので、私も前にも聞いたことがあったのでよく覚えていたんですが、全長で147キロもこれから直さなきゃいけない部分があって、まだ残りが126で21キロほどしか進んでいないという状況というのは把握いたしました。

で、全国的にすごく問題になっていることで、水道事業自体がもう破綻寸前と言われていることなので、そこはもう本当に全国的な問題だとは思うんですけれども、本年度も４億7,000万円をかけて、それでも２キロぐらいですか、そのぐらいしか進まないということで、ちょっと不安もあるんですけれども、こういうことを私たちこうやって聞けるので、すごく分かるんですけれども、町民の方が多分そこまでご存じないということもあって、前段委員が水道料をもう少し下げられないかみたいなことを言われていましたが、こういうことを考えると、やはりもう少し町民の方に現状を踏まえた上でご理解いただくような働き方はできないのかなと思ったりします。

で、再質問なんですけれども、こちらが、町からの支出が528万円で、その他の財源で４億6,472万円となっておりまして、積立金が692万円で県の補助が5,780万円で、あと、企業債４億円、これは、いわゆる借金といいますか、そういう形で

受け取ってよいものでしょうか。

あと、もう一つ、浄配水のほうなんですけれども、こちらの総額が11億5,000万円。こちらもかなりの金額だと思うんです。で、これも、町からの支出がゼロで、その他の財源ということでやはり企業債が３億2,100万円。で、こちら、両方なんですけれども、いわゆる借金みたいな形ということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

水道事業におきましては、基本的に使用料を賄ってやるということが前提でございます。水道料金ですね。ですので、ちょっと財源としまして、その工事を行うに当たって、国からの補助と、あとこちらの起債、もちろん水道料金が原資になるんですけれども、今現在、管の更新の優先度としては、太い管からやっているような状況でございます。いわゆる基幹管路といいまして、一番大切な部分。あと、この更新をやるに当たりましては、避難所とか、あと管の口径、管の布設年度、経過年数とかを考慮して、優先順位を決めてやらせていただいておりますので、若干その工事費のほうは高くなっている状況でございます。後々進んでいけば、どんどん細い管のほうが残っていきますので、ちょっと今よりかは管の延長の進捗はかかるのかなと思うんですけれども、単純にこのやっていない管路があるのがありますので、こちらとしては早くやりたいなというふうに考えているところなんですけれども、どうしても水道料金に全て響いてきますので、今ある財源ですとこれをやるのが精いっぱいでございますので、今できる、やりくりしている中ではこれが精いっぱいということをちょっとご理解していただきたいと思います。で、これをもうちょっと打破したいといったら、もちろん皆さんに負担を求めていただくことになると思います。で、今現在、水道ビジョンのほうを見直ししていまして、前段の、今回の一般質問でもあったんですけれども、県水のほうを、宮代ですと約８割とか買っていますので、その中でまたそういった影響もあるので、今後そういった検討を今やっていますので、それに見合ったもののまたかかる費用とかを出している状況でございます。また、それについては、決定しましたら、時期が来て決定しましたら、皆さんのほうにお示しします。で、そういったものについては、水道ビジョンというものを作っておりまして、今後もそれをまた、今公開しているんですけれども、それが確定したらまたお知らせして、こちらについてはホームページのほうでちょっと出させていただいておりますので、ちょっと一般の方についてはこちらを見ていただければなとは思います。ただ、これだけですとちょっとアピールが弱いので、機会があるときに改めてちょっと何か考えたいとは思っております。

で、先ほどの起債については、基本的には借金でございますので、当然利子をつけて返していかなくちゃいけませんので、そういったものもありますので、できれば我々としても、その起債を使いたくないなとは思っております。ただ、今、耐震の問題が配水池とかにもございますので、今現在、宮代の水道については、一つも耐震性のある配水池というのはないんですよね。県水がきて、水をためて、で、そこから改めて皆さんの地に配っているんですけれども、その耐震性のないものが、地震とか食らいますと水がみんな抜けてしまいますので、今一つずつ耐震性があるものに替えていきたいなと思っています。で、そういった件もありますので、ちょっと配水管のほうについて

は、ちょっと延長のほうは抑えさせていただいているんですけれども、ただ、それでもやらなくちゃいけないものについてはちょっとやらせてもらっています。例えば、109ページの表の中に、先ほど言った軌道下というのがあるんですけれども、東武鉄道の下に水道管が横断していますので、そちらのほうをちょっと優先してやりたいのと、こういった推進工事というんですけれども、やはり上にある開削工事に比べて延長当たりの単価が高いということがございますので、そういった重要なところからやらせてもらって、徐々に皆さんの配っている細い管とかをやっていきたいなというふうに考えておりますので、ちょっと今の状態だと時間がかかりますので、その辺ちょっとご理解していただきたいなと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　野原委員。

○委員（野原洋子君）　ありがとうございます。

最後に再々質問なんですけれども、町としては、節水をうたっているのか、これすごく矛盾になってしまうんですけれども、節水をうたったことで皆さんの使用量が減って徴収ができないという話も聞いたりしておりまして、そのあたり、町民の方に宮代の皆さん、買って飲んだりとか、お水のところから買って飲んだりとかされていると思うんですけれども、それよりも宮代の水道水使ってくださいと言ったほうがいいのか、節水をしていただいたらいいのかっていつも迷うところなんですけれども、そのあたりを、ちょっと答えられないかもしれませんけれども、よかったら教えてください。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

昔は基本的に二月で一度料金徴収していただいているんですけれども、大体20立方以上使っていただいたんですよね。そのときには皆さんお子様とかいらっしゃいまして、家族が多かったので、３人とかお子さんいたりしてそれなりに水使っていただいたんですけれども、今だと徐々に一人世帯といいますか、いても２人で夫婦だけとかという状況がございますので、昔に比べたら今使っているのが６立方ぐらいになってしまっているんですね。基本料金が、昔設定しているのが基本水量20立方で設定していましたけれども、今の時代ですともう６立方ぐらいしか使っておりませんので、その時代に合わせた料金体系にしていかないといけないのかなと思っています。

委員のおっしゃるとおりに、節水と使っていただくというのは相反するものなんですけれども、簡単に言うと水道事業としては使っていただきたい。ただ、今、環境面とかいろいろ教育とかで資源を大切に使いましょうというのがありますので、その辺はちょっとそちらの教育もあるので、それはそれということで受け止めさせてもらっておりまして、今後については現況に合わせたよりよい体系にしていかなければいけないかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川です。質問させていただきます。

私たちの予算書の112ページの農業集落排水事業についてお伺いいたします。

この令和６年度の目標の中で、公共下水道への接続について関係機関との調整に必要な要件の整備を行いますということがあるんですけれども…

…

〔発言する人あり〕

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　すみません、遅れてしましまして。佐藤でございます。

何点かお尋ねさせていただきたいと思います。

上水道のほうですよね。

先ほど前段の委員のときに、147キロのうち126キロがまだ耐震管になっていないという話がございました。同時に、直径75ミリ以上というふうなお話もございました。写真も私たちの予算書のほうに、109ページのほうに出ておりましたが、まず１点として、上水道も下水道もそうなんですけれども、実際75ミリとか50ミリとかとなっていますが、経年劣化に伴いまして実際には50でも30とか、これ越谷で聞いたことがあるんですけれども、そのようなところは把握はされていらっしゃいますかというところが１点。

もう１点、これ、年配の方にお聞きして、ちょっと僕は裏づけ取っていないので本当間違ったらごめんなさい。昭和30年代の管もまだ宮代町は更新されていない、残っているところがあるというふうにお聞きしたんですけれども、40年代でも古いんですけれども、そのようなマップか何かをつくってあるのかどうかというところですね、本管も含めて。要するに、10年置きでもいいですけれども、この管は40年代ですよ、ここは50年代ですよというふうな形を町民に示すことによって、優先順位とか、先ほど忽滑谷さんがおっしゃったように、いずれ大規模にやったりとかその辺の話があるときに、町民にとっては不意打ちにならないで事前に何年も前から宮代町の実態はこうだ、自分の近所はこうだというようなのが分かっていれば、仮に自分のところが順番が後になったとしても、もっと元のほうとか大事なところが古いから先にやらなきゃならないとか、いろいろと同意を得やすいと思うんですけれども、そのようなマップがあるのかどうか。また、ないとしたら今後つくっていく予定はあるのかどうかというところをお尋ねしたいと思います。

あと、先ほど、予算書27、私たちの予算書110ページのことで、これも忽滑谷さんがおっしゃったのかな、時期や何かが確定したらホームページで知らせるというふうな趣旨のことがありましたが、この時期等が確定したらというのはよく行政の方が失礼ながらおっしゃるんですけれども、いつ頃、お尻が分からないと、いつまでたってもまだ確定していません、分かっていません、時期になっていませんとなって、いつまでたっても発表されないので、スケジュール感をきちんと、いつ頃までにはこの辺ぐらい、少なくてもいいんです、147キロのうち10キロぐらいしかできなかったけれども、令和６年の末には10キロ分しかできませんでしたもいいですけれども、そういうふうなスケジュール感をきちんと町民のほうにホームページなり広報みやしろなりで、場合によってはかわら版で知らせるなりというふうにしていただかないと、耐震管がこれだけ短いということは、何かあったときにあちこちで同時的になる可能性もないとは言えない。で、防災の観点で、トイレ等もマンホールトイレを用意しているけれども、水がなければあれは使えないというのを分かっておりますし、そういう点できちんと町のほうでのスケジュール感のほうをお願いいたします。

一番最後に、先ほどおっしゃいました、昔は20立方メートルを基準にしていた。ところが、時代の流れに伴いまして、一人世帯、もしくはツインクルと一時言われていた、夫婦で２人とも勤めて

いるので土日ぐらいしかお家にいない。あと、夜しかいない。要は水道料金の使用量が少ない。で、今は１世帯当たり６立方メートルと、昔の３分の１以下になっていると。これを少なくとも20年ぐらいので、例えば昔で言うと、そちらから見ると20立方が下がっているわけですよね。で、６立方が上がっているわけですよね。６立方かどうかは別として、平均が上がっていると。そういうふうなグラフ、こんなの簡単なグラフですから、要するに見える化をしてほしいということなんですよね。いろいろと議論のたたき台として。それを金科玉条のように言うわけではありませんが、そういうふうな形で時代がこういうふうに流れている。ですから、基準の20立方というところを変えるべきだとか10立方にするべきだ、あとは、他の自治体との比較をする。ほかの条件は違うのは分かっておりますが、その一つの材料にするためにそのような資料等もそちらのほうでつけていただければありがたいなと思っていますので、そのようなお考えはあるのかどうかというところを質問させていただきます。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

75ミリの管以上を今、宮代町のほうで集中してやっておるんですけれども、75ミリ以上の管というのが基本的に消火栓がつく口径でございまして、消火栓の口は65ミリでございますので、そちらのほうをちょっと集中させていただいております。

また、パイ50とか年数につきましては、宮代町の水道のほうにおきましては地図を使って、ここの箇所ではこういう管を使っているというのを地図情報に落としております。で、その地図情報の情報を基に、老朽管更新計画というものを作成しておりまして、たしかここ５年とかのところの工事をやる場所のほうをホームページのほうで公開させていただいております。

また、あと、先ほどの水道の基本使っている主要水路につきましては、昨年度の委員会とかでつけさせていただいておりますけれども、ちょっと今年度そういった要望がなかったので、要求がなかったので、そういったものはつけておりません。また、そういったものについては、今後、審議会とかで水道料金の改定とかに合わせてちょっとそういうものはどうしても必要になりますので、作成していく予定でございます。また、それについては、また公開する予定でございますので、その辺ご了承していただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　佐藤委員。

○委員（佐藤将行君）　忽滑谷さん、どうもありがとうございました。

75ミリ等のとかホームページに出ているというのは、太さ関係のは分かりましたけれども、いつ布設したか。要するに古さというところのはホームページ上とか地図上にはないという理解でよろしいのかどうかというところと、また、ごめんなさい、地図上の情報というのは、僕、ホームページのほうで見つけておりませんので失礼いたしました。後で教えてください。

で、先ほどの20立方メートルだったのがどんどん減ってきてというふうな類のお話のことを、昨年のときには委員に示したとおっしゃいましたけれども、今回、ご承知にように、新人議員がこれだけいるんですから、改めてその辺を出していただかないと、私を含めて新人議員が、その辺がきちんと理解できない状態でここの場に参加しなければならないという形になるので、少なくても選

挙等で改選されたときには、重複になっても構いませんので、出していただければと思います。そうでないと、共通の土俵に乗れませんから。

以上、２点のところをお願いいたします。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷といいます。

追加資料の提出ということでよろしいんでしょうか。

すみません、管の年代につきましては、水道事業のほうのスタンドアローンになっている地図上に入っておりますので、そちらのほうについては、ちょっとあまりにもデータとして細か過ぎますので、ちょっと載せることがちょっと難しい状況でございますので、ちょっと見てもらうに当たりましては、水道の上下水道室に来ていただければ幸いでございます。

以上です。

○委員（佐藤将行君）　答弁漏れが、最初の。

よろしいですか。

昭和30年代なんか僕は分からないけれども、あると聞いたんですけれども、あるかないかというのを一番最初にお尋ねしていた、お願いします。

○委員長（土渕保美君）　答弁お願いします。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

たしかちょっと私の記憶ですと、昭和30年代はない状況でございます。ただ、どうしても年数が分からない管というのが不明管として記録されていますので、ただ、更新とか今までの経歴とか見ていますと、そういったものはちょっと30年代はないかなという状況でございます。

以上でございます。

○委員（佐藤将行君）　ありがとうございました。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（土渕保美君）　起立全員であります。

よって、議案第24号　令和６年度宮代町水道事業会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告させていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

――――――――――◇――――――――――

◎議案第２５号の審査（まちづくり建設課）

○委員長（土渕保美君）　次に、議案第25号　令和６年度宮代町下水道事業会計予算についての件を議題といたします。

これより質疑に入ります。

留意事項を申し上げます。委員会の運営上、必ず挙手をして、委員長の許可を受けてから発言いただくようお願いします。また、資料名、ページ

名を言ってください。また、なるべく端的にスムーズにお願いいたします。

それでは、担当課長から出席者の紹介をお願いいたします。

答弁に当たっては、職、氏名を述べていただくようよろしくお願いいたします。

質疑はございますか。

合川委員。

○委員（合川泰治君）　合川です。先ほどは失礼いたしました。

私たちの予算書の112ページなんですけれども、農業集落排水事業のことでお伺いをいたします。

令和６年度の目標というところで、３行目から、公共下水道への接続について、関係機関との調整に必要な要件の整理を行いますということで書いてあるんですけれども、この内容について詳しく説明をお願いいたしますということと、あと、供用を開始してから19年がたってきて、で、あそこ、本管というか太い管が近く走っているので、そちらにつなげていければ、この農業集落排水そのものが要らなくなるのかなというふうにも思うんですけれども、で、ずっともう19年たって施設の更新とか結構増えてきたということも明記されているので、であれば、本管につなぐようなことを考えて、ここの農業集落排水事業はなくしていければいいのかなと思うんですが、その点についての考えも含めてお伺いをいたします。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長、忽滑谷でございます。

私たちの予算書112ページ、農業集落排水事業の公共下水道接続につきましては、今年度、令和５年度におきまして、最適整備構想というものとか、あと接続とかの検討を行いまして、農業集落排水については処理場がなくなりますので、あと、その本管、須賀小の横に下水道の本管が通っていますので、そこまでたしか約600メーターほどでございますので、一応そちらのほうにつなげたほうがいいという検討結果のほうは出ているところでございます。で、それに、接続に向けましては、県のほうの下水道のほうの部分とちょっと調整をしなければいけませんので、その辺の折衝といいますか打合せとかを行って、道筋を見つけてくるような形を取っております。いかんせん、県のほうが下水道については都市計画事業ということで、そちらの規制するような部署とちょっと調整をしていかないといけませんので、それについてちょっとある程度打合せとかしていかないと道筋が見えてきませんので、そちらの道筋を見つけるための整理期間というふうにご理解していただければなと思っております。

以上でございます。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　そうすると、行く行くは、今おっしゃった答弁というのは、農業集落排水事業、これがなくなっていく方向で進めているということでよろしいんですかね。その手続のために、今言ったような関係機関との調整が必要だという理解でよろしいんでしょうか。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

合川委員のおっしゃるように、そちらの準備をするための手続と考えていただきたいと思います。

ただ、県のほうとはまだ折衝しているわけではございませんので、ある程度その方向性が決まり

ましたら、その農集落排水、今集落排水組合のほうとの調整とかも考えておりますので、その辺ご理解していただければなと考えております。

○委員長（土渕保美君）　合川委員。

○委員（合川泰治君）　最後の質問になりますが、そうすると、あとはスケジュール感というんですかね、その話がとんとんとうまくいった場合に、どういったことをやっていって、大体進んだとしてもおおむね何年程度かかるものだよというのをお示しいただければと思います。

以上です。

○委員長（土渕保美君）　答弁求めます。

室長。

○上下水道室長（忽滑谷　和君）　上下水道室長の忽滑谷でございます。

下水道につなげるに当たりましては、認可とかのそういったものを県のほうからいただかないといけませんので、そちらのほうの手続とかの道筋をちょっと今回見つけさせていただきたいと思います。その打合せの中において、ある程度の期間は出てくると思いますので、またその県のほうの進行状況も、ほかの事業体の下水道の拡張とかもありますので、そういったものに合わせてやらせていただければなというふうに考えておりますので、ちょっと時期につきましては、今後のちょっと調整課題ということでご理解していただきたいと思います。

○委員長（土渕保美君）　ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　ないようなので、以上で質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

本件に対する反対討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　反対討論なしと認めます。

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。

〔発言する人なし〕

○委員長（土渕保美君）　賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。

本件は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○委員長（土渕保美君）　全員起立であります。

よって、議案第25号　令和６年度宮代町下水道事業会計予算についての件は原案のとおり可決されました。

なお、本会議において委員長報告をさせていただきますが、私にご一任願いたいと思います。

――――――――――― ◇ ―――――――――――

◎閉会の宣告

○委員長（土渕保美君）　以上で、当委員会に付託された議事は終了いたしました。

これにて特別予算委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会　午後　１時５７分

宮代町議会委員会条例第２７条第１項の規定により署名する。

令和　　年　　月　　日

予算特別委員会委員長　　土　　渕　　保　　美